

教育審議会の研究 青年学校改革

米田俊彦

野間教育研究所紀要

第 39 集

財団法人 野間教育研究所

野間教育研究所紀要 第39集

教育審議会の研究 青年学校改革

米田俊彦

はしがき

本書は、財団法人野間教育研究所日本教育史研究部門の共同研究「教育審議会の研究」の成果である。この共同研究では、先に「資料 教育審議会（総説）」（野間教育研究所紀要第三十四集、一九九一年十二月）を刊行したが、本書はそれを基礎とし、「教育審議会の研究 中等教育改革」（同第三十八集、一九九四年八月）に引き続き教育審議会の審議内容に即してその歴史的位置づけを試みた研究編である。

教育審議会は一九三七年十二月に発足し、内閣総理大臣による「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」という包括的内容をもつ諮問を受け、一九四二年五月に廃止されるまでの期間に戦時下の全面的教育改革をめざして広範囲の審議を行い、七つの答申と四つの建議を行った。この研究編では、これらの答申・建議にいたる審議経過およびその背景となる一九三〇～四〇年代にかけての教育改革上の課題や実態の変化、さらに答申後の実施（不実施）過程の分析を含んで、教育審議会の歴史的な位置づけを総合的に明らかにすることを意図している。

以下、教育審議会研究にあたっての私たちの課題意識や方法的視点について、簡単に述べておきたい。

教育審議会は、明治以来数多く設けられた教育政策に関する内閣または文部省の諮問機関の一つである。実際、これらの諮問機関が教育政策に与えた影響は大きく、これまでの教育史研究においても大きな注目が払われてきた。教育審議会に関しては、会議録の復刻や前記資料集などにより資料整理がある程度進んできた。会議録の分析は、分野ごとに個別の研究が蓄積されてきてはいるが、それらを集大成し、審議会の全体像を解明する仕事は残されている。だが最も問題となるべきは、こうした諮問機関（以下、審議会と呼ぶ）を教育史の立場から研究する際の方法的視点

にある。

審議会研究の課題は、教育政策における〈選択〉の契機を、複雑な構造をもつ政策主体における〈合意〉形成過程の側面から解明することである。この場合、教育政策とはその立案・修正・決定過程、およびそのさらなる修正を含む法制化・実施過程といった紆余曲折に満ちた総過程を留意している。また政策主体とは狭義には政府・行政機関をさすが、広義には議会や政党、軍部、枢密院、さらには一部の民間人（民間団体）など右の過程に関与し得る諸勢力を含んで用いたい。審議会はあくまで行政機関の一部であり、その調査・企画能力の強化のために、諸種の要求を反映し、利害を調整する能力が求められている。そうした行政機関の補助ないし政策的合意形成の機能を、どのようにして、どこまで果たし得たか、それが果たした（または果たさなかつた）結果と理由はどのようなものか。それらの解明が、審議会研究の直接的課題である。

この場合、若干の留保が必要である。一つは、審議会の分析だけでは実際の教育政策を分析したことにはならないということであり、もう一つは審議会での議論と教育現実との間にはズレがあるという問題である。審議会を重視するあまり、その過大評価に陥ることは厳に慎まねばならない。教育政策における審議会の役割はもともと限定的なものであり、まして戦時下においては教育政策システム自体が大きな変動を遂げている。審議会の構成も大多数は為政者の側に属する人物で占められており、彼らの受けとめた教育現実とは他者（民衆、ジャーナリズム、教育実家など）の見る教育現実と同じではない。審議会での議論は、絶えず客観的教育現実に引きすえて相対化することが必要である。

以上をふまえて、教育審議会研究の方法的視点をあげておきたい。

第一は、教育審議会発足時点における教育現実と教育改革課題の所在を明らかにし、そうした客観的課題との関係で教育審議会の審議内容を吟味することである。この場合、教育審議会に先行する諮問機関の到達点や残された課題、さまざまな学制改革案の検討、教育世論や運動団体の動向などが重要な検討素材となる。また改革の対象となった既

存の教育システムも、長年にわたる歴史的特殊事情をそれぞれに抱えている。そこに貫かれる客観的改革課題を抽出することはそう簡単ではないが、ここでは一九三〇―四〇年代の日本の社会構造の変動、とりわけ軍需産業の膨張による農村から都市への大量の人口移動に伴う新たな都市教育問題としての青年期教育の体系的再編成の課題、教育機会の拡大と中等・高等段階の学校体系単純化の課題、教学刷新の掛け声と科学技術教育振興の要請のもとで進化した教育内容・方法面における改革課題、等々が重要な指標となるだろう。

第二は、教育審議会発足後の社会政治情勢の推移に注意を払い、教育改革課題の構造変化と教育審議会の役割の変化に注目することである。教育審議会の初期の活動は、国体明徴運動を受けた教学刷新路線と日中全面戦争の拡大に規定された面が大きい。その間にも上述の社会変動は加速度的に進展しており、とりわけ教育実態面での変動は従来の教育改革問題の構造を変化させていった。他方、国家総動員体制の進展は、教育政策における文部省の相対的地位低下をもたらし、教育政策は文字通り国策の一環としての性格を強め、教育改革をめぐる主導権の所在もまた変化するようになった。太平洋戦争の勃発以後はおりしも教育審議会答申の実施段階と重なっていたが、実施過程における答申の変容はこのような状況の変化を抜きに語ることはできない。教育審議会の全体的位置づけのためには、その前史のみならず、後史をも射程に入れ、戦時下教育改革の全過程における教育審議会の役割の変化を明らかにしておく必要がある。

第三は、教育審議会の審議分析そのものの問題である。審議を実質的にリードしていった特別委員会、整理委員会のメンバーは、各自の個性を発揮するとともに、審議会の背景にある様々な社会的利害をも代表する性格を合わせもっている。彼らの発言が依拠する社会的基盤の所在に留意するとともに、とりわけ重要な役割を果たしたキー・パーソンの分析が重要となる。さらに、複数の答申を通じて問題にされた課題（例えば女子教育問題）などは、個別答申の分析とは独自に論ずる必要もあろう。

本研究は大きく、状況と改革課題、審議経過、改革提言の実施過程と歴史的意義の検討という三つの柱から構成さ

れる。また叙述は、一応は教育審議会の審議および答申の枠組みに依拠してなされる。無論、その枠組みは今日から見て大きな問題をはらんでいるが、そうした枠組みの設定自体が教育審議会の立場の表明であり、また答申内容にも大きな影響を与えているのであるから、叙述もそれに従うこととした。しかし必要に応じて、他の領域の審議や実態にも触れながら分析を行った。なお、審議範囲が多岐にわたるため、本研究は分野ごとの分担執筆とし、かつ紙数の関係で分冊の形をとった。そのため、巻によって単独あるいは複数執筆の形をとり、個人の責任において執筆した。ただしいずれの場合でも、それらが共同討議に基づくものであることに変わりはない。

この「教育審議会の研究」は、一九八五年から開始され、当研究所専任所員の清水康幸、兼任所員の前田一男、水野真知子、米田俊彦の四人が一貫して共同研究にあたってきた。その間、助手の宮本文子、浜田澄子がこれを助け、さらに本書の執筆期間には書記として高橋陽一（中央大学兼任講師）が参加した。

最後に、お名前は割愛させていただくが、研究の過程で多くの方々や機関にお世話になったことに心から感謝したい。また本書の出版にあたり、講談社出版サービスセンターの金野由紀子氏に種々の便宜をいただいた。記して感謝の意を表したい。

一九九五年三月

共同研究者を代表して

清水康幸

目次

はしがき……………一

序……………九

第一章 教育審議会発足前後における青年学校の諸状況と改革課題

はじめに……………一六

第一節 実業補習学校と青年訓練所……………一八

第二節 青年学校制度創設をめぐる論議……………三六

一 文政審議会諮問までの経緯……………三八

二 学制改革論議における青年学校構想……………四八

三 文政審議会における論議……………五三

第三節 青年学校制度の発足……………七六

一 青年学校制度の概要……………七六

二 青年学校発足直後の実態……………八六

三 青年学校発足直後の学制改革論議……………九六

四 青年学校教育義務制実施の政府決定……………九九

第二章 審議経過

はじめに——審議経過の概要——

第一節 青年学校教育義務制実施をめぐる審議

一 第八回までの総会における審議……………118

二 第八回までの特別委員会における審議……………130

三 「義務制実施案要綱」に関する特別委員会の審議（第十四回～第十七回）……………142

1 「義務制実施案要綱」の提示……………142

2 「参考資料」の検討……………148

3 特別委員会での審議……………167

四 「青年学校義務制実施二関スル件」答申案の審議経過……………186

1 整理委員会での審議（第一回～第六回）……………186

2 特別委員会での審議（第十八回）……………202

3 総会での審議（第九回）……………204

五 国民学校の審議における高等小学校および青年学校普通科問題……………218

第二節 社会教育の審議における青年学校改革論議

一 「要綱」案作成までの審議の経過……………233

1 特別委員会での審議（第五十一回～第五十四回）……………233

2 整理委員会での審議（第一回～第十六回）……………239

第二章 青年学校教育義務制の実施と改革提言の歴史的意義

はじめに

二六六

第一節 青年学校教育義務制実施をめぐる世論

二六七

第二節 帝国議会における青年学校教育義務制実施関連法案の審議

三〇七

一 第七十二回帝国議会の審議

308

1 予算委員会での審議

308

2 兵役法中改正法律案の審議

309

3 商店法案の審議

318

二 第七十四回帝国議会の審議

326

第三節 青年学校教育義務制度の概要

三四四

一 青年学校令の改定

344

二 青年学校令施行規則の制定

357

第四節 義務制実施上の諸問題とその後の動向……………三七

一 青年学校教育義務制と国家総動員体制——技能者養成制度をめぐって……………377

1 技能者養成制度の概要……………377

2 青年学校教育義務制実施をめぐる政治過程……………387

二 義務就学の状況……………393

1 義務就学者数の急減……………393

2 就学状況……………402

三 教育の内容や水準をめぐる動向……………412

1 義務制青年学校の基本的性格……………412

2 義務課程の実施をめぐる問題状況……………416

3 昼間制実施と学校統廃合（独立校化）の推進……………424

4 教員養成制度の拡充……………429

第五節 改革提言の歴史的意義の検討……………四九

おわりに……………四五一

序

本書は共同研究「教育審議会の研究」の成果に基づき、そのうちの青年学校改革に関する部分をまとめたものである。

既刊「教育審議会の研究 中等教育改革」(本紀要第三十八集、一九九四年)でも言及したが、教育審議会は中等段階(あるいは青年期段階)の教育の一元化の課題に対してきわめて不十分な対応しかできなかった。そしてその最大の原因は青年学校の義務制実施にあつた。青年学校義務制実施は教育審議会の論議から出てきた結論ではない。周知のように教育審議会発足と同時に、しかも教育審議会の外側で、教育審議会にまつたく諮ることなくなされた決定である。教育審議会にとつてみれば青年学校の義務制実施は所与の条件であつた。そして本書において明らかにするように、義務制度は青年学校と中等学校との距離を拡大させ、「青年教育」と「中等教育」の一元化をより不可能なものにさせた。

教育審議会はこの義務制実施の一方的な決定の押しつけを否定せず、所与の前提として受け入れた。そのこと自体が一つの問題ではあるが、否定することの可能性を吟味することはあまり生産的ではない。むしろ問題にしなければならぬのは、所与の前提としての義務制度の枠組みのなかで教育審議会は教育内容を充実させるための方策を練り、さまざまなことを提言したが、その提言がどれほど有効なものであつたのか、義務制度の青年学校の教育の質を高め得るものであつたのか、そしてその提言がどれほど実行され、教育の中心が実際に充実したのかどうかということである。本書はそのことの検証を課題とする。

ところで、これまでの教育史研究においては、教育審議会の審議内容の分析をふまえたうえで青年学校義務化問題が検討されることがなかった。

最も詳細な通史である国立教育研究所編『日本近代教育百年史』では、「学校教育」の第七編「戦時期」第二章「中等教育」第五節「青年学校の発足と役割」（第五卷、一九七四年、所収）と「社会教育」の第一編「戦前編」第四章「教化動員期——ファシズムと社会教育——」第四節「青年教育の体系化とその崩壊」（第八卷、一九七四年、所収）でとり上げられている。前者（田中勝文執筆）においては教育審議会の審議内容への言及はまったくなく、また義務制実施後の状況もほとんど把握されていない。一方後者（三三 青年学校の創設と青年教育体系の確立）および「四 青年教育と中等教育の再編問題」、橋口菊執筆）はこれまでの研究の中で最も精緻なものといえる。とりわけ青年の就業実態にかかわる事実や問題が深く広く把握されている。しかしやはり教育審議会の審議分析はなされていないし、義務制実施後のいくつかの重要な動向もまったくとり上げられていない。また「青年学校の義務化は、いわば、労働動員計画の重要な基礎工作の一つであった」（三〇六ページ）という義務化の基本的な性格の評価については筆者と見解を異にする。本稿において明らかになってくるのは、青年学校の義務化の決定過程においても実施過程においても、国家総動員体制との連絡ないし調整がほとんどなされていないという事実である。青年学校の義務化の政府決定と国家総動員法案の政府案の決定はほぼ同時であるが、両者の関連が検討された形跡はまったくない。「学校技能者養成令・工場事業場技能者養成令（一九三九年三月公布）」は、義務制青年学校制度と結合して、青年学校教育史上かつてみななかった工場青年学校を發展させ、青年学校は、国家総力戦下の中堅技能者の養成に重要な機能を果たすこととなる（同ページ）と書かれているが、教育審議会における青年学校の審議において、政府部内ではほぼ同時に検討が進められていた国家総動員法に基づく学校技能者・工場事業場技能者養成制度はまったく考慮されていない。別々の制度が工場に対して重複して強制され、工場の方でやむを得ず工夫して両者を「結合」させたまでのことで、しかも産業界からは技能者養成制度への一元化が強く求められていた。

ただし、教練の徹底という意味での青年学校の義務化の効果は、義務化の完成年度である一九四五年度を過ぎなければ現れない。義務化を決定した一九三七年の時点でそれほどの長期戦を見通していたとは考えにくい。とするならば青年学校義務化には教練の徹底以外に別の目的があったのではないかという推測の余地が出てくる。そういった観点からみると国家総動員体制の基礎工作のためという目的は一つの可能性として否定しきれず、また筆者自身もかつて別稿でその可能性に言及したこともある。しかし義務制実施後の状況を検討したうえで改めて義務化のねらいを考えてみるに、国家総動員体制との連動という側面はほとんど浮かび上がってこない。また橋口の指摘は政策的あるいは法的な文書ではなく当時のジャーナリスト関口泰の発言が根拠になっているにすぎない。文部省という組織を越えたところでそれほど周到に考慮されたものではないというのが本書の一つの結論である。

なお、青年師範学校についてもこの『日本近代教育百年史』の「学校教育」第七編「戦時期」の第四章「教員養成」(篠田弘執筆)の中で触れられているが、その成立過程に関し、一九四一年の時点で「青年教育専門学校」構想が文部省の省議で決定され、しかも一般に報道されていたという基本的事実さえおさえられていない。

先行研究としては他に鷹野良宏『青年学校史』(三一書房、一九九二年)がある。通史的叙述であり義務化とその後状況にも言及されている。教育審議会については総会でのやりとりと答申についての田所美治特別委員長の説明がとり上げられている程度で、義務制実施後についても「青少年学徒二賜ハリタル勅語」、「学徒隊」構想、「壮丁思想調査」、大日本青少年団、戦時教育令による学徒隊、工場内私立青年学校などいくつかの事象が列挙されているだけである。個々の事象を義務制という基本的枠組みのもとで構造化して位置づけようという意識はあまり感じられない。

大橋基博「青年学校教育男子義務化の検討——就学規定を中心に——」(『名古屋大学教育学部紀要——教育学科——』第二十八巻、一九八二年)は就学義務規定の問題を教育審議会やその外側での議論をふまえながら整理したものであるが、最後の「まとめ」のところでは次のような指摘がなされている。

青年学校教育義務化は軍事教育の「保障」と労務動員計画の「基礎工作」という二つの課題を有していた。そしてこの二重の課題が青年学校の「量的拡大」はもたらしたがその「質的拡大」を阻害したのであった。

労務動員計画の「基礎工作」に関しては前述のように疑問であるが、義務化によって「質的拡大」が阻害されたと指摘はさわめて的確なものと考ええる。本書はそのことを義務化の本質とみなし、いかに「質的拡大」が阻害されたか、そしてそのことを教育審議会が十分に考慮し得なかつたか、あるいは考慮しようとしなかつたかを明らかにすることを課題としている。

さらに八本木浄「教育審議会における教育改革集大成の構想」（八本木「両大戦間の日本における教育改革の研究」第八章、日本図書センター、一九八二年）、小塚三郎「青年学校の成立経緯」（国士館大学文学部「人文学会紀要」第十九号、一九八七年）あるいは小沢熹「男子青年学校教育義務制実施に関する研究 I 教育審議会総会における論点」（『弘前大学教育学部紀要』第四十六号、一九八一年）、同「男子青年学校教育義務制実施に関する研究——II 青年学校教育義務制実施案要綱をめぐる論議（その1）」（同前第四十八号、一九八二年）などで青年学校義務制実施あるいはそれに関する教育審議会の論議が言及されている。また文政審議会等個別のことについてはそれぞれの箇所が必要に応じて先行研究に言及することとしたい。

本書は、「はしがき」で示された方法的視点に則って、審議会が前提とした状況とそれに基づく改革課題を明らかにする第一章、審議経過を分析する第二章、そして提言の実施過程を検証するとともに提言の歴史的意義を考察する第三章から構成される。

第一章では前身である実業補習学校と青年訓練所の系譜を簡単にみたく（第二節）、青年学校制度創設をめぐる文部省と陸軍との協議、学制改革論議や文政審議会での審議を検討する（第二節）。そして最後に発足した青年学校制度の概要を確認するとともに、その後の学制改革論議を検討しつつ、教育審議会発足との関係における義務化の閣議決定の政治的意味を明らかにする（第三節）。

第二章では教育審議会における青年学校義務制実施をめぐる審議と社会教育の枠組みの中での青年学校に関する審議を分析する。

第三章では義務制実施に関する世論の動向（第一節）や帝国議会での関連法案の審議（第二節）をみたくうえで義務制度の概要を確認し（第三節）、義務制実施後の状況をいくつかの視点から検証しながら（第四節）、審議会の義務制実施に関する提言の歴史的意義を検討する（第五節）。

注

- (1) 「青年学校教育義務制における諸矛盾とその構造——教育審議会・帝国議会での審議の検討——」（久保義三編著『天皇制と教育』第二章、三一書房、一九九一年）
- (2) 関口泰「教育革新と青年学校義務制」（『日本評論』一九三八年六月）
- (3) 大橋も橋口と同様に関口の発言を根拠にしている。

第一章 教育審議会発足前後における青年学校の諸状況と改革課題

はじめに

実業補習学校と青年訓練所を統合して一九三五年に発足したばかりの青年学校は、男子に限って一九三九年度から順次義務教育となった。周知のようにこの義務化の決定は教育審議会の設置とほぼ同時であり、義務化すること自体については教育審議会はまったく関与できなかった。教育審議会をいわば無視した決定について審議会の委員が強く反発したこともよく知られている。審議会は、結局のところ、義務化を議論の前提としつつその具体的な実施方策を提言することになった。そして義務化の実施時期が一九三九年度となっていたため、審議会は初等教育から中等教育、高等教育、社会教育、教育行財政へと審議していくことになる順序とは別枠で審議を行い、早くも一九三八年七月十五日に「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」を答申した。そして青年学校が文部省社会教育局の所轄であったため改めて社会教育の審議のなかで検討が行われ、社会教育に関するいくつかの改革提言の一つとしての「青年学校ニ関スル要綱」が一九四一年六月十六日に決定、答申された。

第二章の審議経過で詳述するように、社会教育の審議の中で青年学校の検討はあまり本格的なものではなかった。三九年度からの義務化実施という事実を前提にして、三八年の答申の趣旨を改めて強調するといった程度のものであった。したがって審議会が青年学校についての改革を主として論じた時期は一九三八年の前半とみることができる。そして審議会の提言を一応前提として一九三九年度から青年学校教育の男子義務制が実施された。

本章では一九三八年頃までの青年学校が置かれていた諸状況とその改革課題を明らかにするが、ここでとくに留意しなければならないことがある。それは一九三六年から三七年初頭にかけて平生鈺三郎文部大臣のもとで推進され教育界の大勢が賛同した高等小学校の義務化問題との関連である。義務化の閣議決定は三八年一月である。わずか一年で教育界の世論が完全に青年学校の義務化に転換したとは考えにくい。義務化決定直後の審議会の委員の反応をみて

も、世論の高揚、成熟の結果ではなかったことが理解される。したがって青年学校が置かれていた諸状況を検討してみても、そこから自然に義務化という改革課題が出てくるわけではないということが十分に予想されるのである。そこでここでは、高等小学校の義務化問題との関連をとくに意識しながら教育審議会に課せられていた青年学校の改革課題を浮き彫りにしていくことにしたいと考えている。

本章の構成は次の通りである。

第一節では青年学校制度が発足するまでの実業補習学校と青年訓練所の変遷を検討する。とりわけ一九二〇年の実業補習学校規程以後の状況が分析の中心になる。

第二節では青年学校制度発足をめぐるさまざまな議論を取り上げる。「一」では文部省と陸軍のやりとりを中心とした発足の経緯、「二」では一九三〇年代前半の学制改革論議における「青年教育」の構想、「三」では文政審議会における青年学校創設をめぐる審議を検討したい。

第三節では青年学校発足後から教育審議会設置までの状況を検討する。「一」では青年学校の制度、「二」では青年学校の実態を概観し、「三」において一九三〇年代後半の学制改革論議を分析し、「四」で青年学校教育義務制実施の政府決定の過程を検討する。

なお、中等学校（中学校・高等女学校・実業学校）における教育と高等小学校と青年学校における教育とを対比的に述べる場合には、それぞれ「中等教育」、「青年教育」と表記することにした。

また、すでに本紀要第三十八集「教育審議会の研究 中等教育改革」（以下「中等教育改革」と略記）において論及したことがらも多いので、重複する点については記述を省略することもある。

第一節 実業補習学校と青年訓練所

青年学校の前身である実業補習学校と青年訓練所の変遷については、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』の教育政策、学校教育および社会教育の巻（一九七四年）において記述されている。教育政策の巻では第一編「教育政策」の第三章第四節の二「青年訓練の具体化と軍事教育の拡大」（阿部彰執筆）において青年訓練所の創設から青年学校の創設までの経緯が軍事教育の拡大という観点から論じられている。学校教育の各編の中等教育の章で叙述されているものはいずれもやや平板で、制度と実態の構造的な連関の把握が十分でない面があり、また社会教育の第一編「戦前編」の各章の「青年」ないし「青年教育」の節で叙述されているものは特定の視点から状況を描くスタイルになっており、それなりに本質を捉えているとは思われるが、とくに第三章「社会教育期」第四節「青年教育の体制化と青年団『自主化』運動」の一「青年期教育の二重構造とその体制化」（小川利夫執筆）は「青年教育」と「中等教育」の関連性をやや密に捉え過ぎるように思われる。また阿部彰『文政審議会の研究』（風間書房、一九七五年）の第七章「青年学校制度と文政審議会」において、実業補習学校の創設から青年学校制度の発足までが通史的に簡略に記述されている。一九一〇年代から二〇年代の前半にかけての時期については青年団との提携や公民教育の導入の視点から、また青年訓練所創設以降は「軍事教育の浸透」の観点から叙述されているのが特徴的である。

鷹野良宏『青年学校史』（三一書房、一九九二年）は実業補習学校発足からの通史であるが、時期によって政策（文部省、内務省、陸軍）を説明したり、特定の地域や事例をとり上げたり、あるいは民衆の側の運動を描いたりと視点が一定していない。それぞれ示唆に富む叙述ではあるが全体像を結びにくいという難点がある。

そこでここでは、教育審議会が改革課題として受けとめた制度と実態の関連構造を把握することを念頭に置いて、まず青年学校制度発足までの実業補習学校と青年訓練所の変遷を叙述しておきたい。

実業補習学校が法令上に初めて登場したのは一八九〇年十月七日勅令第二百十五号「小学校令」においてである。第二条第三項で「徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス」と規定され、さらに第九条で「専修科補習科徒弟学校及実業補習学校ノ教科目及修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム」とされている。

この第九条の規定に基づいて井上毅文部大臣のときに実業補習学校規程（一八九三年十一月二十二日文部省令第十六号）が制定された。その第一条は次のように実業補習学校の目的を規定していた。

第一条 実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス

入学資格は尋常小学校卒業以上において定めるとされ、修業年限は三年以内、教科目は修身、読書、習字、算術および「実業ニ関スル科目」で、「実業ニ関スル科目」は「工業地方」「商業地方」「農業地方」等においてそれぞれ定めることとされている。そして第三条で「実業補習学校ハ尋常小学校又ハ高等小学校ニ附設スルコトヲ得〔後略〕」と規定して小学校に併設することを、また第九条で「実業補習学校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得」、第十条で「実業補習学校ハ土地ノ情況ニ応シ季節ヲ限り教授スルコトヲ得」と規定してパートタイムの学校であることを、第十一条で「実業補習学校ノ教員ハ小学校教員又ハ其ノ資格アル者又ハ相当ノ普通教育ヲ受ケ実業ノ知識又ハ経験ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ」と規定して小学校教員等を兼務させて教員を確保することを、それぞれ明記して認めていた。小学校に併設され専任教員が少ないパートタイムの教育機関であるという青年学校の基本的な性格は実業補習学校制度の発足時から一貫したものであったのである。またこの規程の趣旨を説明した同日の文部省訓令第十二号「実業補習学校規程ヲ発布シタルニ付訓令」では「補習教育ハ中等又ハ高等ノ予備門タルニ非ス寧ロ中等教育ヲ模擬スルノ意義ヲ避ケテ専ラ普通人民ノ生活ノ情態ヲ發達セシメ其ノ固有ノ地位

ヲ保チ以テ稍々利益アル生業ヲ得シムルヲ目的トスヘシ」と述べられており、実業補習学校が「中等教育」と並立する「青年教育」の中心的存在になっていく方向性も最初から意図されていた。なお、一八九四年六月十二日法律第二十一号「実業教育費国庫補助法」によって実業補習学校は工業・農業・商業学校や徒弟学校とともに国庫補助によって普及が奨励されることになった。

一八九七年十月九日勅令第三百四十二号をもって文部省官制が改正されて実業教育局が設置された。そしてその実業教育局の分掌に実業補習学校が含まれており、ここで実業補習学校は小学校令上では小学校の種類とされたまま実業教育局の所管に変更されることになった。

ところが一八九八年十月二十二日勅令第二百七十九号で文部省官制が改正され、実業教育局が廃止された。それに伴って実業補習学校は専門学務局の所管に変更された。

一八九九年二月七日、勅令第二十九号をもって実業学校令が制定された。この勅令は初等・中等・高等教育段階に属する実業学校を包括的に規定したもので、初等段階に属する実業補習学校も実業学校に含まれることになった。第二条において「実業学校ノ種類ハ工業学校農業学校商業学校商船学校及実業補習学校トス」と規定されている。これによって実業補習学校は原則として実業学校として扱われることになった。ただし第三条「北海道及府県ニ於テハ実業学校ヲ設置スルコトヲ得」との規定は道庁府県立実業学校に付設される場合のみ対象となり、またとくに第十二条で「公立実業補習学校ノ職員ノ名称待遇ハ公立小学校ノ例ニ依ル」と規定された。

一九〇〇年三月三十一日勅令第百六号で文部省官制が改正されて実業学務局が設置された。そして実業補習学校は新設の実業学務局の所管に移された。

一九〇二年一月十五日、文部省令第一号をもって実業補習学校規程が改定された。第一条と第二条は次のようになっている。

第一条 実業補習学校ニ於ケル教科目ノ修業期間及教授時数ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ

第二条 実業補習学校ニ於テハ土地ノ情况及職業ノ種類繁閑等ニ依リ生徒ノ修業ニ最モ便宜ナル時間及季節ヲ撰ビ教授スヘシ

教育の目的あるいは趣旨ではなく、状況に応じて柔軟に教育を行うべきことが最初に規定されている。教科目は修身、国語、算術および「実業二関スル科目」で、入学資格は十歳以上で学力尋常小学校卒業以上において定めることになっている。修業年限の規定はない（第一条で規定しているだけ）。また小学校等に付設できるとの条項があるほか、教員については「教科目、教授時数及学級数ニ応シ相当ノ教員ヲ置クヘシ」（第八条）と規定しただけであった。全般的に柔軟な規定である。

一九〇五年の時点で公立私立の実業補習学校の数は、工業九四校、農業二、四五〇校、商業一三三校、水産六七校、商船一校であった（『文部省年報』による）。農業補習学校がほとんどであり、実態としては農村地域の町村の中心的な小学校に付設されたものが多かったものと推測される。

一九〇八年度から義務教育年限が二年延長され、同時に尋常小学校が六年制となった。それに伴って実業補習学校の入学資格が十歳以上から十二歳以上に変更された（一九〇七年九月二十一日文部省令第二十七号「実業学校諸規程中改正」）。乙種程度の実業学校もすべて入学資格が尋常小学校卒業程度以上に変更された。これによって尋常小学校の上に諸中等学校や高等小学校や実業補習学校が並立する状態となった。

一九一三年六月十三日に文部省官制が改正され（勅令第百七十三号）、実業学務局が廃止された。実業学校に関する事務は専門学務局に移された。実業学務局は一九一九年四月二十四日の文部省官制の改正（勅令第百四十六号）で復活した。そして一九二一年五月三日文部省訓令第三号により実業補習教育主事が実業学務局に置かれることになった。実業補習教育主事は実業補習教育の「指導奨励ニ関スルコトヲ掌ル」（第二条）役職である。なお、一九二九年七月一日勅令第二百十七号で文部省官制が改正されて社会教育局が新設され、実業補習学校に関する事務もこの社会教育局に移された。所轄からいえば実業補習学校は学校教育の領域から社会教育の領域に大きく変更されたことにな

る。

一九一〇年代には実業補習学校の制度に変更が加えられることはなかったが、学校数が急激に増加していった。『文部省年報』によれば、実業補習学校の総数は一九一〇年度には五、〇六六校であったが、二〇年度には一四、二三二校になっていった。一〇年間で約二・八倍の増加である。そして二〇年度の場合、農業補習学校は一〇、五九一校を数えた（裁縫または複数の学科をもつ「其他」の学校が他に二、九五〇校ある）。大部分が農業補習学校であるという状態も変化していない。また小学校の数は二〇年度で二五、六三九校であったから、数としては小学校数の半数を超えていたことになる。

一九一八年五月三日の道府県に対する内務文部省訓令「青年団ニ関スル件」において、青年団における修養の徹底にあたってとくに実業補習学校の役割が強調された。青年団の組織化という流れからも実業補習学校教育の普及が促進された面がある。

臨時教育会議は一九一八年十月二十五日に実業学校に関する答申を行った。実業補習学校に関しては九項目のうち二項目が充てられていた。次の通りである。

八、実業補習教育ハ益々其ノ普及発達ヲ奨励シ成ルヘク速ニ之ヲ全部又ハ一部ノ義務教育ト為シ得ルニ至ラシムルコト

九、実業補習学校中特ニ其ノ程度ノ高キモノハ制度上別ニ之ヲ認メ其ノ職員ノ待遇ニ就キテモ相当ノ規定ヲ為スルコト

第八項において限定した表現ながらも「義務教育」という提言がなされている。「答申理由書」によれば市町村の全部または一部、男子または女子の全部または一部、あるいはある種の業務に就いている者の全部または一部に対して義務教育にするという趣旨である。高等小学校に関しても臨時教育会議は義務化に言及しつつ結論としては将来の課題としている。高等小学校と実業補習学校の両方の義務化が同時に、しかも将来の課題として提言されたことは、

のちに教育審議会の時期に至つて両者の義務化問題が複雑にからみ合う事態を予想させる。また第九項は実業補習学校がさまざまな水準のものを含んでいるため、高い水準のものは別にしつつ、教員の待遇等もそれにふさわしいものにするべきだという提言である。この提言はまもなく実現されることになる。

一九二〇年十二月十七日、文部省令第三十二号をもつて実業補習学校規程が改定された。青年学校発足までこの規程が効力をもつことになるので全文を引用する（附則を除く）。

第一条 実業補習学校ハ小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スル者ニ対シ職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ本旨トス

第二条 実業補習学校ノ課程ヲ前期、後期ニ分チ其ノ修業年限ハ前期二年、後期ハ工業又ハ商業ニ関スル学校ニ在リテハ二年、農業又ハ水産ニ関スル学校ニ在リテハ二年乃至三年ヲ標準トス

第三条 実業補習学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ前期ニ在リテハ尋常小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トシ後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者、高等小学校卒業者又ハ之ニ準スヘキ者トス

第四条 実業補習学校ノ教授時数ハ一年ニ付工業又ハ商業ニ関スル学校ニ在リテハ前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百十時乃至四百二十時、農業又ハ水産ニ関スル学校ニ在リテハ前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時ヲ標準トス

第五条 実業補習学校ノ科目ハ前期ニ在リテハ修身、国語、数学、理科及職業ニ関スル科目トシ後期ニ在リテハ修身、国語、数学及職業ニ関スル科目トス但シ前期ノ理科、後期ノ国語又ハ数学ハ之ヲ欠クコトヲ得

女子ニ課スヘキ科目ハ前期ニ在リテハ修身、国語、数学、家事、裁縫及職業ニ関スル科目トシ後期ニ在リテハ修身、国語、家事、裁縫及職業ニ関スル科目トス但シ前期ノ家事又ハ裁縫、後期ノ国語、家事、裁縫中ニ二科目以内ハ之ヲ欠クコトヲ得

前二項ノ科目ノ外必要ニ応シ歴史、地理、体操、法制、経済、簿記、外国語其ノ他ノ科目ヨリ適宜選択シ

テ之ヲ加設スルコトヲ得

第六條 一学科目又ハ其ノ一部ヲ他ノ学科目又ハ其ノ一部ニ併セ之ヲ一学科目ト爲スコトヲ得

第七條 加設学科目及後期ノ職業ニ関スル学科目中或事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ欠キ又ハ選択履修セシムルコトヲ得

一学科目又ハ数学科目ニ付或学年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ学力アリト認メタルモノニ對シテハ当該学年ニ於テ之ヲ課セサルコトヲ得

第八條 実業補習学校ニ於テハ適當ナル学科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他国民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムルヲ要ス

職業ニ関スル学科目ニ於テハ前期ニ在リテハ工業、農業、商業又ハ水産等ニ関シ主トシテ基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ在リテハ職業ノ種類ニ応シ適切ナル事項ヲ授ケルヲ要ス

第九條 実業補習学校ニ於テハ常ニ生徒ノ体育及衛生ニ留意スルヲ要ス

第十條 実業補習学校ニ於テハ後期ノ課程ヲ卒ヘ更ニ学習セントスル者ノ為別ニ適宜ノ課程ヲ設ケ一定ノ期間之ヲ在学セシムルコトヲ得

第十一條 実業補習学校ニハ土地ノ情況ニ依リ前期又ハ後期ノ課程ノミヲ置クコトヲ得

第十二條 工業、農業、商業、水産以外ノ職業ニ関スル実業補習学校ノ修業年限、教授時数、学科目等ハ前數条ノ規定ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第十三條 前各条ニ規定スルモノノ外後期ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ相当ノ年齢ニ達シ相当ノ学力若ハ技能ヲ有スル者ニ對シ主トシテ職業ニ関スル専門ノ事項ヲ授ケル為高等ノ実業補習学校ヲ設ケルコトヲ得

高等ノ実業補習学校ノ修業期間、教授時数、学科目等ハ学科ノ種類、土地ノ情況等ニ依リ適宜之ヲ定ムヘシ
高等ノ実業補習学校ノ課程ハ他ノ実業補習学校ノ課程トシテ之ヲ置クコトヲ得

- 第十四条 実業補習学校ニ於テハ短期間特殊ノ事項ヲ授クル為随時講習ヲ為スコトヲ得
- 第十五条 実業補習学校ハ学校、試験場、講習所等ニ併設スルコトヲ得
- 第十六条 実業補習学校ニハ分教場ヲ設クルコトヲ得
- 第十七条 実業補習学校ニハ学科目、教授時数及学級数ニ応シ相当員数ノ教員ヲ置クヘシ
- 第十八条 実業補習学校ニハ必要ナル諸室、図書、器具、機械、標本等ヲ備フヘシ
- 第十九条 実業補習学校ノ学則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 学校ノ目的
- 二 修業年限ニ関スル事項
- 三 学科目及其ノ程度ニ関スル事項
- 四 教授時数ニ関スル事項
- 五 教授ノ時刻及季節ニ関スル事項
- 六 休業日ニ関スル事項
- 七 入学退学等ニ関スル事項
- 八 授業料等ニ関スル事項

第二十条 道府県立ニアラサル実業補習学校ノ修業年限、学科、学科目及其ノ程度並教授時数ニ関スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

新規程はまず第一条で教育目的を明確に示している。一九〇二年制定の旧規程とは基本的な姿勢が明らかに異なる。旧規程は第一条と第二条で最初から柔軟な制度であることを示しているが、新規程は一定の性格をはっきりさせたうえで個別に柔軟にしてもよい点を挙げている。また第二条・第三条で高等小学校に並ぶ課程を「前期」、高等小学校の上に続く課程を「後期」として段階性をはっきりさせたことも重要なポイントである（さらに第十条と第十三条で

上級の課程の設置もできることになつてゐる。青年学校制度に移行した時点で前期は普通科、後期は本科の一部になる。そして第二条と第四条で職業学科の種類に応じて後期の修業年限と年間の教授時数を細かく規定していることも注目される。すなわち工業と商業は年限を短くして年間の教授時数を増やし、農業と水産は年限を長くして年間の教授時数を抑えているのである。このあたりは産業と教育のかかり方についての現実を配慮したものと思われる。工業や商業についてはとくに技術を短期間に修得することに学校としての存在意味を見出しているのである。短期間に技術を修得する学校という性格は青年学校の趣旨と異なることに留意したい。また旧規程にはまったくなかつた教授時数の規定が入つたことも重要な変化である。しかも青年学校になつたときには本科第二年までは年間二一〇時以上、三年以上は一八〇時以上とされたが、第四条に規定された標準時数は全体としてこれをかなり上回るものであつた。このことも重要である。学科目に関しては旧規程では「算術」だつたのが「数学」に変更され、あるいは加設科目として「外国語」が加わつて、中等学校に若干近づいてゐる。この規程を前提に一九二〇年代から三〇年代にかけて実業補習学校がさらに普及していくことになるのである。

新規程の第八条第一項の趣旨を受ける形で一九二二年十二月に公民教育調査委員会が設置され、そこでの検討に基づいて一九二四年十月九日文部省訓令第十五号「実業補習学校公民科教授要綱並教授要旨」が制定された。公民教育が実業補習学校に最初に導入されたことは周知の通りであり、普通選挙権要求の高まりに対する先取的な対応と考えてよいだろう。なお、この公民科教授要綱は「農村用」と「都市用」の二種類用意されている。実業補習学校規程が工業・商業と農業・水産とをはっきり区別して組織化していることと連動していると考えられる。この時期の実業補習学校は地域性あるいは産業との関連を重視した学校だったのである。

実業補習学校の教員の身分は一九二〇年十二月十六日勅令第五百六十二号による公立学校職員制の改正で中等学校の教員と同等の扱いになつた。すなわち従前の公立学校職員制は公立の専門学校、実業専門学校、師範学校、中学校、高等女学校および実業学校（実業専門学校と実業補習学校を除く）の教員の職制を定めていたが、二〇年の改正で実

業補習学校を含めることになり、基本的な教員の地位や身分が中学校等と一括して共通に規定されることになったのである。そこで二一年度から公立実業補習学校の教員は教諭または助教諭と呼称されることになった。ただし第四条で師範学校長が奏任、中学校・高等女学校・実業学校長が奏任官待遇とされたのに対して、実業補習学校長は実科高等女学校および女子実業学校の校長とともに奏任官または判任官の待遇とされて、中学校等より少し低い位置づけになっている。

『文部省年報』に実業補習学校の前期課程・後期課程別の統計が最初に出るのは一九二四年度のものからである。そこでこの『年報』によって当時の実業補習学校の状況を概観してみたい。

学校数は工業一四六校、農業一一、九九四校、商業四四五校、水産二〇二校、商船二校、「其他」（裁縫を学科とするもの、または複数の学科をもつもの）二、二六五校、合計一五、〇五四校である。農業補習学校が約八割を占めている。

前期課程・後期課程別の入学者数は次のようになっていた。

〔前期課程〕

	男	子	女	子	合	計
工業	五、三八八	一、二三四	六、六二二			
農業	八二、六三一	五三、七〇九	一三六、三四〇			
商業	一七、四三九	一、六一二	一九、〇五一			
水産	二、五二六	四八二	三、〇〇八			
商船	〇	〇	〇			
其他	二九、一五八	一九、三二七	四八、四七五			
合計	一三七、一四二	七六、三五四	二二三、四九六			

〔後期課程〕

工業	二、九九四	八八五	三、八七九
農業	一三〇、六一二	五三、三三一	一八三、九四三
商業	一一、〇五一	一、二七五	一二、三二六
水産	一、八七四	五一八	二、三九二
商船	〇	〇	〇
其他	三三、九四三	一八、二三五	五二、一七八
合計	一八〇、四七四	七四、二四四	二五四、七一八

前期と後期の全体を比較すると後期の方が前期よりも多いことがわかる。つまりこの時点ですでに実業補習学校の教育の中心が高等小学校卒業者の年齢段階、つまり十四歳から十六歳段階に高まっていたことがわかる。ただし女子だけをみると前期の方が若干多い。入学者数自体も女子は男子よりもかなり少ない。女子の離学年齢はまだかなり低かったのである。

学科別ではやはり農業が圧倒的に多い（「其他」にも農業が含まれている）。農業が多いという点においては男女の違いはない。しかしそれ以上に注目されるのは、農業以外の工業、商業および水産は前期課程の方が後期課程よりも多いということである。つまり工業等の実業補習学校は尋常小学校卒業者の短期技術教育機関として機能していた面が強いのに対して、農業補習学校はより長期間の継続教育機関として機能していた面が強いことである。このことは実業補習学校規程の修業年限と教授時数の規定と関連している（ただし水産だけは規定の趣旨に反して前期の方が入学者が多く、つまり離学年齢が低い）。

一九二三年度の尋常小学校卒業者は男子六三三、〇二九人、女子五八三、〇九三人、合計一、二一六、一二二人であった。これに対する二四年度の実業補習学校前期課程入学者の比率は、男子二一・七％、女子一三・一％、平均一

七・六%であった。同年度の高等小学校への入学者は男子四四〇、六四四人、女子二六六、〇五一一人、合計七〇六、六九五人で、同じく尋常小学校卒業者に対する比率は男子六九・六%、女子四五・六%、平均五八・一%であった。実業補習学校よりも高等小学校へ進んだ子どもが圧倒的に多かったことがわかる。一方、二三年度の高等小学校卒業者は男子二九七、四一人、女子一五一、三八一人、合計四四八、七九二人であった。二四年度の实業補習後期課程入学者は男子一八〇、四七四人、女子七四、二四四人、合計二五四、七一八人であったから、男子で三分の二、女子で半数が高等小学校から実業補習学校の後期課程に進んだものと推測される（実業補習学校の前期課程から後期課程に進む者はそれほど多くないと考えられる）。農業補習学校の入学者が前期課程よりも後期課程の方が多かったことを考え合せると、とりわけ農村地域においては尋常小学校から高等小学校を経てさらに実業補習学校後期課程で学習を継続するという経路が主流になっていたことがわかる。

一九二六年四月二十日、青年訓練所令（勅令第七十号）および青年訓練所規程（文部省令第十六号）が制定された。青年訓練所令第一条において青年訓練所の目的は「青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」こととされた。また訓練の対象は十六歳から二十歳の男子（第二条）、訓練項目は公民科、教練、普通学科および職業科（第五条）と規定されている。さらに青年訓練所規程では、普通学科と職業科の科目とその程度を高等小学校卒業程度を基準とすること（第四条）、訓練時数は四年間を通じて修身及公民科一〇〇時以上、教練四〇〇時以上、普通学科二〇〇時以上、職業科一〇〇時以上（第五条）、青年訓練所の課程と同等以上と認められる場合は実業補習学校を青年訓練所に充当することができること（第六条）、公立青年訓練所は実業補習学校または小学校に併置することを「常例」とすること（第十条）、公立青年訓練所の主事は実業補習学校長又は小学校長に、指導員は実業補習学校または小学校の教員、在郷軍人等に地方長官が囑託すること（第十六条）などが規定された。施設や教員を実業補習学校に依存することが最初から前提になっている機関であることが第六条、第十条あるいは第十六条の規定からもはっきりわかる。

なお、一九二七年四月に制定された兵役法において、青年訓練所等で訓練を修了した者の在営期間が六ヵ月間短縮されることが規定されている。

青年学校が発足する直前の一九三四年度の状況を「文部省年報」によってみてみたい。実業補習学校の学校数は工業八二校、農業一二、三六八校、商業五四五校、水産二七八校、商船一校、「其他」二、〇三三校、合計一五、三〇六校であった。学校の総数はほとんど変化なく、農業が若干増加、工業が減少した程度で、全体としてもほとんど変化していない。

前期課程・後期課程別の入学者数は次の通りである。

〔前期課程〕

	男	子	女	子	合	計
工業	四、三四二		二、〇五二		六、三九四	
農業	三四、三〇九		四五、二七六		七九、五八五	
商業	一五、五五七		六、八〇〇		二二、三五七	
水産	一、二二八		六六四		一、八九二	
商船	〇		七		七	
其他	二〇、三〇三		一六、八七七		三七、一八〇	
合計	七五、七三九		七一、六七六		一四七、四一五	
〔後期課程〕						
工業	四、〇九四		一、二二五		五、三一九	
農業	一六六、二一八		一〇一、五三一		二六七、七四九	
商業	一三、八六五		六、二九八		二〇、一六三	

水産	三、四〇四	一、二五八	四、六六二
商船	三	九	一二
其他	四一、五〇二	二八、二七八	六九、七八〇
合計	二二九、〇八六	一三八、五九九	三六七、六八五

入学者数にはかなりの変化が認められる。前掲の一九二四年度の数字と比較すると、前期課程の入学者の総数が六六、〇八一人減少し後期課程の入学者の総数が一一二、九六七人増加した。後期課程の比重がますます大きくなった。男女別でみるととくに女子の増加が大きく、後期課程では六四、三五五人も増加した。女子の離学年齢が急速に上昇した結果であろう。工業と商業ではやはり前期課程の方が多く、農業と水産では後期課程の方が多い。水産のみ二四年度と逆転しただけで、産業別の機能、つまり工業や商業については短期技術教育機関であり農業においては継続教育機関であるという機能においてはほとんど変化がなかったとみてよいだろう。そして農業だけに限っていえば、前期課程が五六、七五五人減少し後期課程が八三、八〇六人増加しているので、継続教育機関としての性格がさらに強まったといえる。

一九三三年度の高等小学校卒業者は男子四〇一、〇二四人、女子二五九、七三四人、合計六六〇、七五八人であった。数としては男女ともに過半数が実業補習学校で継続して学んでいることになる。

また三四年度の青年訓練所の数は一五、五六三カ所であった。また入所者数は三三六、五九二人で、実業補習学校後期課程への入学者数に近い数字である。ただし「第一次入所者」数は二六二、〇〇四人だけである（「第一次入所者」とは青年訓練所規程第二条と第三条で規定する通常の入所者のことを意味しているものと推測される）。この数字からみると実業補習学校には通わずに入所する者がかなり多数いたものと推測される。

文部省社会教育局編『昭和十年三月 実業補習学校二関スル諸調査』によって実業補習学校教育の実態の詳細をさらに検討しておきたい（以下の数字はいずれも一九三四年五月一日現在）。

学校数は一五、三一五校である。設立者別の内訳は、道府県立が二八校、市立が七五二校、町村立が一四、四六七校、私立が六八校で、市立実業補習学校が多いのは東京府（一七八校）、大阪府（九五校）、愛知県（五二校）などである。男女別の内訳は、男子のみが四、九二二校、女子のみが一、〇三七校、男女が九、三五六校で、男子のみの実業補習学校が多いのは青森県（三三〇校）、静岡県（三二六校）、新潟県（二五八校）、北海道・岐阜県（二三二校）など、女子のみの実業補習学校が多いのは北海道（一九一校）、岡山県（八三校）、大阪府（八〇校）、広島県（五七校）、徳島県（五三校）などである。男子のみと女子のみがともに多いのは北海道だけである。一方、男子のみおよび女子のみが少ないのは沖縄県（男子のみ一校、女子のみ五校）、長野県（男子のみ八校・女子のみ〇校）、鳥取県（男子のみ九校、女子のみ一校）、高根県（男子のみ一四校、女子のみ三校）、佐賀県（男子のみ一四校、女子のみ七校）などである。農村地域の場合、実業補習学校の多くが小学校に併設されていたので、一般的には男子のみあるいは女子のみにはなりにくいと思われるが、その農村地域において男子のみあるいは女子のみの学校が多いという状況は理解しにくい。ただし、男子については青年訓練所を併設して、あるいはさらに青年訓練所に充當させて実業補習学校と事実上一体の一貫した教育を行うためには男子校にしてしまう方が好都合だという事情があったかもしれない。

生徒数は男子九四四、四七三人、女子四七〇、四一六人、合計一、四一四、八八九人であった。おおむね男子が女子の二倍である。前期・後期課程の学年別の人数は次の通りである（前期第三学年と後期第四学年は省略）。

	前 期		後 期	
	第一学年	第二学年	第一学年	第二学年
男子	五九、〇一五	五七、三三六	二二一、四二二	一八四、九四五
女子	六〇、六三五	五七、六九五	一三五、七三七	一〇三、一五六
				二六、五八三

注目されるのは後期課程の第二学年から第三学年にかけて急激に生徒数が減少している点である。後期課程が二年

までしかない学校が多かつたうえに中途で退学した生徒が多かつた結果であると思われる。ただし後期課程二年でそのまま実業補習学校を去つたわけでもない。「高等科、研究科等」と表記される後期課程のさらに上級の課程には次のように多数の生徒が在籍している。

高 等 科、 研 究 科 等

	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
男子	一三一、五一四	一〇一、〇九七	七一、一〇五	三五、一九四
女子	五一、一二四	二三、二八三	六、六四六	一、七〇四

男女ともに「高等科、研究科等」の第一学年の生徒数が後期課程の第三学年の生徒数よりもはるかに多くなっている。男子の場合には青年訓練所に充当されたものが多かつたのではないかと思われる。また女子の場合は裁縫等のより高度な技術を伝達する機関として機能していたものと考えられる。

教員数は一〇五、〇六〇人であつたが、そのうち専任教員は一八、五七四人だけであつた。学校数が一五、三一五校であつたから一校当たりわずか一・二人ということになる。専任教員の内訳は校長二三二人、教諭七、二三六人、助教諭五、六九一人、「其他ノ教員」五、四二五人である。教諭の身分をもつ教員は全体の半数にも満たず、学校総数の半数にしか教諭が配置されていないという状態であつた。

経費は国庫補助金が一二〇万円、道府県補充金が九五二、七二一円、それに設置者が負担する実業補習学校費が一六、九三一、四六三円であつた。国と道府県からの補助金は経費全体の一一％程度にしかなっていない。

次に文部省社会教育局編「昭和十年三月 青年訓練二関スル調査（昭和九年四月末日現在）」によつて青年訓練所の実態を詳細にみてみたい。

青年訓練所数は一五、七七〇カ所であるが、そのうち青年訓練所に充当される実業補習学校が四、五二五カ所を占める。設立者別では市立が一、一一四カ所、町村立が一四、四二二カ所、私立が二四四カ所である。実業補習学校と

同様に町村立が大部分を占める。私立二四四カ所の設置場所は工場が一三五カ所、鉱山が四四カ所、商店が三九カ所などとなっている。

青年学校に充当している実業補習学校が多いのは、青森県の三四〇カ所、北海道の二六七カ所、長崎県の二六四カ所、愛媛県の二四五カ所、岐阜県の二三八カ所、群馬県の二二八カ所、福岡県の二二四カ所、新潟県の二二〇カ所などである。前述の男子のみの実業補習学校が多かった道府県と重ね合せてみると、青森県、新潟県、北海道、岐阜県については一致する。したがって青年訓練所に充当される実業補習学校が男子のみの学校であるという傾向は一応指摘できる。ただし男子のみの実業補習学校が二番目に多い静岡県には充当実業補習学校がわずか二校しかないので、すべてにあてはまるということにはならない。

生徒数は全体で九一五、四六一人、設立者別の内訳は公立八九六、四八二人、私立一八、九七九人である。公立の生徒のうち充当実業補習学校に在籍しているのは二五〇、三六六人、公立全体の二七・九%を占めている。公立の年次(学年)別生徒数は、一年次二五三、三二五人、二年次二三八、七一九人、三年次二一四、六一三人、四年次一九〇、一三七人である(合計数は前記と若干異なる)。毎年二万人ほどずつ減少している。

私立を含めた「平均入所歩合」(「在所生徒数」を「入所資格該当者数」で除して%で示した数値)は全国平均で七一・一七%であった。道府県別にみると岐阜県の九一・九二%、山形県の九〇・九八%、福井県の九〇・九七%が高い方であるが、逆に東京府の一七・二九%がとくに低く、大阪府の四三・三八%、京都府の五〇・四四%がこれに次いでいる。都市部での設置がかなり遅れていたことがわかる。さらに「平均出席歩合」(「各人ノ出席シタル総時数ノ累計」を「実施シタル訓練ノ総延時数」で除して%で示した数値)は全国平均で七八・一七%であったが、東京府の場合は岩手県の五三・五九%の次に低い五四・四八%であった。東京は一七%しか入所していないうえにその半数しか出席していないという状態であった。

学歴別の生徒数は次の通りである。

尋常小学校 卒業 一一三、六四一人
不卒業 四、四六六

高等小学校 卒業 二三一、六七四

実業補習学校 前期修了 二八、三五八

後期卒業 二二一、八一三

後期在学 一一三、〇八九

高等科・研究科・専修科在学 一七四、五八九

其他ノ学校 在学 八、一五一

中途退学 一一、〇一三

実業補習学校を経由してきた者が合せて五二七、八四九人で総数八九六、七九四人の約五九%で最も多いが、大部分を占めるという状態ではない。実業補習学校を経由せずに青年訓練所に入所した者が四割以上もいるということは、実業補習学校と青年訓練所を統合して青年学校制度にしたときに、新たに青年学校の本科の低学年に就学することを求められた者がかなり多かったということの意味している。

公立青年訓練所の職員は全部で一〇九、四五八人、内訳は主事一五、四五三人、指導員九四、〇〇五人で指導員の内訳は学校教員五二、三九二人、在郷軍人三九、九五九人、「其他」一、六五四人であった。私立の職員は全部で二、三七五人、内訳は主事二三六人、指導員二、一三九人で指導員の内訳は学校教員五〇九人、在郷軍人九七八人、「其他」六五二人であった。専任兼任の区別の統計がないのでそれぞれの指導員の関与の程度がわからないが、公立についていえば在郷軍人の数は学校教員よりも少なかった。

一九三五年度に実業補習学校と青年訓練所が統合されて青年学校制度が発足することになるが、その直前において、両者が円滑に統合されるような状態になっていたかどうかについてはかなり疑問が残る。実業補習学校は、工業や商

業については前期課程、農業や水産については後期課程が教育の中心であった。また青年訓練所にはおそらく兵役の特典を期待して、実業補習学校に入学しなかった者も多数入所していた。高等小学校あるいは実業補習学校の前期課程から後期課程を経て青年訓練所に通い続けた者はそれほど多くはなかったのであり、換言すれば実業補習学校と青年訓練所には別の期待が寄せられていた面が強かったものと思われる。そしてその問題はとりわけ都市において顕著であった。農村地域の場合には実業補習学校の後期課程や青年訓練所への入学（所）率が高いうえに、実業補習学校に青年訓練所を併設したり実業補習学校が青年訓練所に充当されたりした場合も多かったから、両者を一体のものにすることはそれほど大きな変革ではなかったかもしれない。しかし都市においては、実業補習学校への期待はどちらかといえば前期課程に対して大きく、しかも青年訓練所への入所率はきわめて低かった。したがって青年学校を設置した場合、その本科に入学を希望し、さらには授業に出席する者はごく少数になることが十分に予想された状態であった。

最後に実業補習学校教員養成所について言及しておきたい。実業補習学校教員養成所令は一九二〇年十月三十日勅令第五百二十一号をもって制定された。また十二月十八日文部省令第三十三号をもって実業補習学校教員養成所令施行規則が制定された。両者によって規定された実業補習学校教員養成所の概要は次の通りである。すなわち、養成所の設置主体は道府県または市、修業年限は一年または二年、入学資格は尋常小学校卒業程度をもって入学資格とする。修業年限五年以上の実業学校またはそれと同程度の実業学校の卒業者および師範学校卒業者が原則で、中学校または高等小学校卒業者、小学校本科正教員、小学校専科正教員の免許状を有する者が加えられている。学科目は修身、教育、法制、経済、「実業二関スル学科目」、実習（女子は家事・裁縫を加え法制・経済を欠くことが可能）であった。施行規則第六条には養成所を公立学校または「実業二関スル公立ノ試験場若ハ講習所」に併設することが可能であると明記されている。実業学校または師範学校に併設してそれらの卒業者を入学させることが想定された制度であった。一九三四年度の『文部省年報』によれば実業補習学校教員養成所は各道府県にはば一校ずつ、全部で四五校設置さ

れていた。しかしほとんどが男子校で、女子の学校を設置したのは岡山県と山口県（以上二県とも男子校と別に女子校を設置）と鹿児島県（男女を入学させる学校を設置）の三県だけであった。同年度の卒業者の総数は六〇八人、つまり一校当りでわずかに一三・五人であった。

注

(1) 『明治以降教育制度発達史』第五卷（教育資料調査会、一九三八年）所収

第二節 青年学校制度創設をめぐる論議

一 文政審議会諮問までの経緯

すでに『中等教育改革』の第一章で詳述したように、青年学校制度の発足は一九三〇年代の学制改革の試みの一つの結末であった。すなわち浜口雄幸内閣（一九二九年七月～三一年四月）と第二次若槻礼次郎内閣（三一年四月～十二月）の文部大臣田中隆三のいわゆる「田中文相案」が挫折した際にその一部であった「青年学校」構想だけが残り、それが犬養毅内閣（三一年十二月～三二年五月）と斎藤実内閣（三二年五月～三四年七月）の文部大臣鳩山一郎のもとで陸軍と調整され、岡田啓介内閣（三四年七月～三六年三月）の文部大臣松田源治のもとで文政審議会の議を経て法制化されるという経過をたどった。ここではまず、この「田中文相案」に始まる青年学校構想が文政審議会に諮問されるまでの経緯を簡単にまとめておきたい。

なお、阿部彰『文政審議会の研究』（風間書房、一九七五年）の第七章「青年学校制度と文政審議会」の第二節「勤労青少年教育制度統一の動きと青年学校案の形成」において、実業補習学校と青年訓練所の統合案作成過程が記述されている。基本的な流れはおさえられているものの、重要な事実の把握や意味づけについては必ずしも十分とは思われない点もある。そこで一部を参考にしつつ、筆者なりの理解に基づいて文政審議会への諮問案が作成されるまでの文部省と陸軍のやりとりを追っていきたい。

また八本木浄「両大戦間の日本における教育改革の研究」(日本図書センター、一九八二年)の第五章「文政審議会における青年学校創設の構想」において、青年訓練所創設直後からの実業補習学校と青年訓練所との統合をめぐる動向が叙述されている。基本的な事実の把握は詳細なものといえるが、陸軍と文部省の対立点の読み取りにおいて筆者と見解が異なる。筆者の考えるところによれば、文部省がこだわったのは新設される青年学校の内部に学習の段階性を保証する課程の段階を確保することにあつた。一方陸軍側は課程を単純化して教練を継続することを望んでいたと思われる。このあたりの解釈は八本木と異なる(というよりも八本木は事実を記述するだけで対立点の所在の分析をほとんど避けている)。また、最終段階の一九三四年において陸軍は兵役の特典を付与する教練の開始年齢を十六歳から十四歳に引き下げた。八本木は教練の開始年齢の引き下げを陸軍側の文部省への歩み寄りであるかのように解釈しているが、筆者はむしろ、兵役の特典につながる教練の実施範囲を拡大して、軍による学校支配を拡大させた措置であると考えている。青年学校構想に関していえば、この措置によって本科を段階のない一つの課程にする決定的な根拠を陸軍側がみずから構築した形となつた。結果的にはこの措置の直後に妥協が成立するが、それは文部省内部の人事異動と深く関係することであつて、陸軍側の譲歩ではないと考えている。

さて、八本木によって詳細に明らかにされているように、すでに一九二七年から二八年にかけて両者の統合が計画されている。しかしこれは具体化されずに消滅した。

「田中文相案」は、一九三一年八月に公表された時点では、尋常小学校を「国民学校」に改称する、高等小学校・中学校・高等女学校・実業学校を修業年限二、四年の「高等学校」に統合する、高等学校は修業年限二年の「大学予科」に改組する、文理科大学と高等師範学校を廃止して「高等教員養成所」を設置する、実業補習学校と青年訓練所を統合して「青年学校」とする、といった総合的な学制改革案であつた。そして「青年学校」は「普通部」二年・「中等部」二年・「高等部」三年の課程とし、さらに別科として「訓練部」三年を置くこととされていた¹⁾。この案は反対運動にあつて文政審議会に提出する諮問案にまとめることはできなかつたが、青年学校構想だけは分離して生かされ

ることになった。

「田中中文相案」が挫折した直後、「教育週報」は次のようにコメントしながら文部省の青年学校案を紹介している。^(三)
大分喧しかつた文部省の学制改革案は、田中中文相の大計画にも拘らず諸方からの反対で漸次しぼんで行つて、結局最後に残されたのが「青年学校」案だけになった。そこで青年訓練所と実業補習学校を青年学校に統一した社会教育機関改革案として明年四月から実施することに決定した。年内に文政審議会にかけることになり、その要項が先頃発表された。

一九二九年の社会教育局の設置に際し実業補習学校と青年訓練所は同局の所轄となつていた。この記事が出たのは十二月中旬であるが、「年内に文政審議会にかけ」て翌年四月に実施と書かれていてすぐにも決定、実施できるよ^(四)うに読み取れる。しかし実際にはその通りにならなかつた。紹介されている「青年学校」案は次の通りである。

一、制定の主旨

青年教育の全きを期せんがため従来の実業補習学校と青年訓練所を統一し新たに青年学校を設けんとす

二、目的

小学校の教課を終へ実務に従事する青年に対し生活に須要なる知識技能を授けるとともにその心身を鍛錬しもつて国民たるの資質を向上せしめんとす

三、組織

(イ) 普通部、中等部、高等部を置き別に訓練部を置く

右の内一部以上を欠くことを得

(ロ) 主として職業に関する特別なる事項を修得せしむるため専修科を設けることを得

四、修練期間

(イ) 普通部二年

(ロ) 中等部二年

(ハ) 高等部三年（但し高等部は一年以内延長し、女子にありては一年以内短縮することを得）

(ニ) 訓練部三年（但し一年以内延長することを得）

(ホ) 専修科は土地の状況により適宜これを定む

五、入学資格

(イ) 普通部（第一次）

(A) 尋常小学校卒業者

(B) 年齢十二歳以上にて右に準ずるもの

(ロ) 中等部（第一次）

(A) 高等小学校卒業者

(B) 普通部修了者

(C) 年齢十四歳以上にて右に準ずるもの

(ハ) 高等部（第一次）

(A) 中等部修了者

(B) 年齢十六歳以上にて右に準ずるもの

(ニ) 訓練部（第一次）

(A) 年齢十六歳以上にして尋常小学校卒業者

(B) 年齢十六歳以上にて右に準ずるもの

(たゞし年齢学力などを考査の上各部の第二年以上に入学を許す)

(ホ) 専修科の入学資格は適宜これを定む

六、修練課目

(イ) 普通部、中等部、高等部、訓練部

男子は修身および公民科、普通学科、職業科、体操教練、女子は修身および公民科、普通学科、職業科、家事および裁縫、体操

(ロ) 専修科

職業に関する特別な事項以外は右の修練課目中より適宜これを定む

「文部当局では八九兩日省議を開きその結果比較的無難の青年学校案だけを引離して実施するの肚を決め文政審議会にもその方針で臨むことに決定した」と注記されている。普通部は実業補習学校前期課程、中等部は同後期課程、高等部は青年訓練所にはほ対応する。普通部の上の段階を中等部と高等部に分割しておくことによつて実業補習学校の形態や性格を温存しようという意図があつたものと思われる。しかしおそらくそれゆえに、陸軍はこのままでの実施に同意しなかつたのであろう。なお「修練」という語はとくに説明がないが、「修学」と「訓練」の中間的なニュアンスをもたせてあるのではないかと思われる。

一九三二年四月二十三日の「教育週報」には新設の社会教育局青年教育課長の小尾範治の談話が掲載されている。⁽⁸⁾記事の中では普通部二年・中等部二年・高等部三年・訓練部三年とあつて組織については変更がないことがわかる。また時数について最高二六〇時、最低二〇〇時とある。小尾課長は「この案によれば、従来の青年訓練所より一年短縮されるし、補習学校の内容は充実する。非常によい事だと思ふ。補助費も合計二百五十万円になるがその一割は削減となつてゐる。それも出来るなら復活して貰つて一層充実したものにしたい。多分来年度には実現する事にならう」と述べている。「補助費」についての発言の意味内容はわからないが、当局者として三三三年度実施を見通していたことがわかる。

同年八月六日の「教育週報」にも小尾課長の談話が掲載されているが、新たな問題点が浮上しているということだ

あつた。次の通りである。

青年学校は今年度から実施する予定であつたが内閣の更迭等でその運びに至らず来年度からといふ事になつた。就てはそれまでにまだ時日もある事だから更に改善を要する点があるならば考究したいといふので再審議する事となつた。改善の要点は大体二つで、その一は成るべく多くの青年が入学の機会を得られるやうにといふために入学資格や年齢の制限、修養年限等を融通の利くやうにした事である。その二は前の案では青訓と実補が一緒にはなつて居るが、その実は二本になつた点があるのでそれを一本の制度とし両者の融合を図りたいといふことである。もう大体に於ての意見の一致を見たので近く省議に諮つて決定する運びになる筈である。しかし軍部の諒解を得る必要もあるので確定までには一寸間があるだらう。

おそらく二点目が中等部と高等部の区分が実質的に実業補習学校と青年訓練所に対応しているという問題であつたが、これが軍部からの批判ないし指摘で浮上してきたのか文部省内部の再検討で浮上してきたのかについては読み取れない。

その一週間後の八月十三日の『教育週報』³に、八月五日の省議で決定したという「青年学校修正案（要項）」が掲載された。次の通りである。

◇目的 実務に従事する青年に対しその心身を鍛錬し生活に須要な知識技能を授け以て国民たるの資質を向上させる

◇組織 予科、本科（第一部第二部）及び研究科を置く。職業に関する特別の事項を修得させるために専修科を設ける事が出来る

◇修練期間 予科二年、本科四年、研究科一年以上、専修科は土地の状況により適宜に定める

◇入学資格 予科第一次（尋常卒業者又は年齢十二歳以上で右に準ずる者）

本科第一次（第一部は高等卒業者または予科修了者、第二部は尋常卒業者又は之に準ずべきもの

で年齢十四歳以上の者)

研究科 (本科修了者又は年齢十八歳以上で右に準ずる者)

専修科 (便宜に定める)

女子青年学校

◇修練期間 予科二年、本科二年乃至三年、研究科一年以上

◇入学資格 男子に準ず

◇修練項目 修身及公民科、普通学科、職業科、体操 (以上男女共通)、其他に男子に教練、女子に家事裁縫を加へる

普通部・中部部・高等部・訓練部という組織が変更され、予科・本科・研究科になった。本科の内は第一部と第二部に分れているが、第一部と第二部が段階性をもっているのではなく、予科と本科第一部が段階性を与えられ、第二部は高等小学校にも青年学校予科にも通わなかった者を受け入れることを想定している。小尾課長が問題点として挙げた二つのことに対応させてある。つまり入学しやすくするという点については本科第二部を用意することで、実業補習学校と青年訓練所の融合をより徹底させるという点については本科第一部第二部ともに四年一貫にしたことで、それぞれ難点を解消している。第一部と第二部の二つのコースを用意したのは、高等小学校や青年学校予科を経た者と経ていない者とを分けて、学習の順序性段階性を確保するためだったと思われる。中等部と高等部の区分を撤廃したことはいわば代替措置だったといえよう。

しかしそれでも陸軍は満足しなかった。同年十月十五日の『教育週報』⁶⁾に掲載された「陸軍当局」者の談話では文部省案が次のように批判されている。

近年青年訓練所と実業補習学校との併合問題に関し陸軍が反対して之が成立を妨害でもしてゐるやうに聞える記事を新聞紙上に散見するが、陸軍に於ても地方の実情は十分に諒察して事に処することは決して人後に落ちない

と信ずるのであつて、従つて併合そのものに反対してゐるわけではないのである。只兩者を併合することの爲め現在青年訓練所の目的としてゐる心身鍛錬を主眼とする趣旨が寸毫なりと雖も没却せられる施設とならない様に配慮してゐるのに過ぎないのである。元來従来の学校教育が智育に偏して徳育を軽視し、心身の鍛錬情意の陶冶に意を用ふることの少かつたのは一般に認められて居る通りである。〔後略〕

併合しても青年訓練所の趣旨が「寸毫なりと雖も没却せられる施設とならない」ということは、併合した青年学校がほとんど青年訓練所そのままになる、あるいは併合して従前の実業補習学校の年齢段階も青年訓練所の機能をもたせるといふことを意味する。すでに文部省案は十分に妥協した内容だったが軍部はそれでも妥協しなかつたのである。

結局一九三三年度からの実施にはならなかつた。三三年六月十日の『教育週報』⁽⁷⁾には小尾青年教育課長の談話が掲載されているが、三四年度からの実施の見通しが語られている。また七月一日の同紙には関屋竜吉社会教育局長の談話が掲載されている。その記事では文部省が青年学校予算を請求したと伝えられているが、局長は「本省としても更に根本的に研究して居るので、その暁に陸軍省側の見解とどうしても一致点を見出せないとなれば、現行制度のやうに補習学校と青訓と別々にやつて行くといふ事しておく外はないと思ふ」と述べ、かなり交渉が難航している様子もうかがえる。

三四年度からの実施もできなかつたが、この時点での兩者の対立点は一九三四年二月二十、二十一日に開かれた帝國教育会主催の第三回実業補習学校青年訓練所聯合教育大会での陸軍と文部省の出席者の発言で少し理解することができる。陸軍の出席者は「成るべく多くの青年に訓練を普及せしめたいと思つて居る。そのためには或る程度まで時間を減少するも止むを得ぬ。それで若し実補と合併するとすれば短時間では実補の期待して居る職業教育は出来まい。特に都市に於てはその困難が甚だしい」と述べている。実業補習学校の時数を相当減少させて訓練に充てさせようとしていることがわかる。一方関屋社会教育局長は、「実補青訓兩者の合併については数年前から陸軍側と折衝して居

るが初めは朝令暮改はいけぬとのことであり、満洲事変後には青年学校の「学校」といふ名称がいけぬとの事であった。最近では量を多くする即ち普及させるといふ意味から合併は困難だと言つて居るやうだ。職業教育と精神教育とは別々に離して考ふべきものではないと思つて居るが、折衝上にはデリケートな事情もあるので暫く吾々の手に任せ置いて貰ひたい」と述べている。「普及」という言葉にはきわめて重要な意図が含まれていた。

すなわち当時陸軍は「青年訓練」の開始年齢を引き下げたことを企図していた。青年訓練所における訓練と同等以上とみなされる場合については一九二八年十一月六日陸軍文部省告示第一号「兵役法施行令第三十一条第三項ノ規定ニ依り青年訓練所ノ訓練ト同等以上ノ訓練ヲ修了シタル者ト認定スルノ件」によつて指定されていた。そこでは十六歳から二十歳までの期間において四年間の訓練を求めていた。それを十四歳以上に引き下げようとしていたのである。陸軍の動きはすでに四月十四日の「教育週報」¹⁰で報じられており、十月八日の陸軍省文部省告示第九号で実施された。四月十四日の記事には陸軍省徴募課の当局者の次のような談話が掲載されている。

青年訓練は現制下では入所年齢、訓練時数等の関係からこれが普及拡充の上不便の点がある。それで制度を簡易化して訓練を受け易くし入所者の増加をはかりたいと思つてゐる。それと同時に国民精神の涵養と団体訓練の徹底とを期し一層質実剛健の氣風を振作したいと思ふ。

たとえば年限の短い実業学校で教練の授業を一年ないし二年履修したとしても、その履修年齢が十六歳に達していなければ青年訓練所で改めて四年間の教練を受けなければ特典を得られなかつた。今回十四歳以上に引き下げられたことによつて、十四歳から十六歳までの間に受けた教練が生かされることになった。十六歳までに二年間実業学校等で教練を受けた者はあと二年青年訓練所で教練を受ければよいことになるので、入所者をそれだけ増加させることがねらいであつた。

実業補習学校はこの措置の直接の対象ではない。しかし一般に「青年訓練」の開始年齢を十四歳に引き下げたとすれば実業補習学校の後期課程も当然問題になつてくる。つまり、両者を統合した新たな機関においては十四歳から二

十歳の六年間にわたって教練を継続することを陸軍側は強く要望してきたにちがいない。しかしそれでは実業補習学校の後期課程の性格を大きく変更することにもつながらず。文部省と陸軍はその調整に時間をかけていたものと考えられる。

内閣総理大臣から文政審議会総裁宛に「青年学校制度制定ニ関スル件」が諮問されたのは三四年十二月二十四日である。右の告示を出してから二カ月半しか経過していない。おそらく「青年訓練」の年齢の引き下げが既成の事実となつて調整が急速に進んだものと思われる。審議会へは諮問案では本科はすつきりと一本の課程にまとめられ、第一年から第五年まで毎年七〇時以上の教練が課されることになつていた。

文部省がこだわつたのは、おそらく、学校教育としての段階性、順序性、あるいは系統性といったものを何らかの形で確保することだつたと思われる。普通学科の教授にせよ職業技術教育にせよ、その学習には段階性が必ずある。しかし陸軍側は統合される青年学校に普通教育や職業教育をあまり期待していなかつた。普通教育や職業教育のために学校の組織や教育課程を複雑にして、その結果として教練が徹底できなくなることを懸念したのである。全体としてみると文部省側が譲歩した面が相当に大きい。実業補習学校はもともと軍事訓練機関としての性格はほとんどもつていない。にもかかわらず青年訓練所の性格をかなり大きくかかえ込むことになつた。したがつて青年学校は大きな矛盾をかかえて発足することになつたのである。

注

- (1) 「教育週報」一九三二年八月八日「新学制の『文部案』批評 省議だけは決定す 次は文政審議会に」
 (2) 同右一九三一年十二月十二日「文部省学制案の行方 唯一の収穫 青年学校案 青訓と補習教育の合併」
 (3) 同右一九三二年四月二十三日「愈々実現の 青年学校 文政審議会にかけ 来年度実施か」
 (4) 同右一九三二年八月六日「青年学校案の修正 実施までに時日があるので 要点は二つ……小尾課長談」

- (5) 同右一九三二年八月十三日「青年学校原案 前内閣案の修正を提出して考量に資す」
- (6) 同右一九三二年十月十五日「反対はしないが たゞ併合の結果を恐れる ◇……陸軍当局談」
- (7) 同右一九三三年六月十日「実補、青訓の統一 今年中に実現せん 軍部側も諒解（小尾青年教育課長談）」
- (8) 同右一九三三年七月一日「未解決な——青訓と実補統一 『両省対立の事実はない』 閨屋社会教育局長談」
- (9) 同右一九三四年二月二十四日「実補、青訓の統一は前途遑遠？ 陸軍、文部両省の説明で判明 ◇……聯合大会終る」
- (10) 同右一九三四年四月十四日「青年訓練の 範囲を拡大 陸軍で計画中」

二 学制改革論議における青年学校構想

一九三〇年代における学制改革論議の全般的な動向についてはすでに「中等教育改革」第一章で検討した。ここでは一九三五年の青年学校の創設以前の学制改革案における「青年教育」の構想を「中等教育」との関係を含めて検討することにした。

一九三四年以前の学制改革諸案のうち『中等教育改革』で検討したのは帝都教育会調査部、経済審議会（以上二八年）、教育研究会、農業教育研究会（以上三一年）、帝国教育会学制調査会、東洋文化学会、東京文理科大学（以上三三年）、立憲政友会、立憲民政党、日本工学会（以上三四年）の一〇の機関・組織の案であった。これらの案において「青年教育」の改革は次のように提言されていた（東京文理科大学の案は具体的な提言になっていないので除外する）。

帝都教育会調査部

高等小学校を義務化、実業補習学校を「公民学校」と改称

経済審議会

高等小学校を実業補習学校に変更

教育研究会

高等小学校・青年訓練所を廃止、実業補習学校を青年国民学校と改称し義務化

農業教育研究会

高等小学校を実業高等学校に転換、実業補習学校と青年訓練所を七年制青年学校に統合

帝国教育会学制調査会

高等小学校を義務化、実業補習学校と青年訓練所を七年制青年学校に統合

東洋文化学会

高等小学校を現状維持したまま実業補習学校前期課程を義務化

立憲政友会

高等小学校と実業補習学校と青年訓練所を青年学校に統合

立憲民政党

実業補習学校と青年訓練所を統合

日本工学会

全体を年限不定の補習学校に統合

現状維持を望む案が一つもないという以上的一致点は見出せない。高等小学校の義務化問題もからんでいるので複雑である。しかしいずれの案も何らかの統合によって整理しつつ簡素化しようとしている点はほぼ共通している。また実業補習学校と青年訓練所の統合を提言している案が比較的多い（教育研究会、農業教育研究会、帝国教育会学制調査会、立憲政友会、立憲民政党、日本工学会）。その意味では実業補習学校と青年学校の統合は学制改革論の支持を受けていたともいえる。しかし統合の意味づけの仕方までみていくと、同じ統合の主張でも改革の方向性がかなり異なっている場合もありうる。

『中等教育改革』で行ったのと同様にここでも教育研究会と帝国教育会の案をとくに検討することにした。前者は一九三〇年代の教育改革をリードすることを目的に、教育界を越えた広い範囲から集まった有志によって構成された組織であり、しかも後身組織である教育改革同志会は教育審議会に大きな影響力を及ぼすことになる。一方帝国教育会は文字通り教育界の世論を代表する組織である（両者の組織や教育審議会とのかかりについての詳細は『中等教育改革』第一章参照）。

教育研究会の「教育制度改革案」²の特徴は初等教育（小学校教育）を六年間で完結させ、その上の「青年国民学校」と「中等学校」においてはいずれも青年期にふさわしい内容と方法の教育を行うべきだとしている点にある。教育界

の主流ないし一般的論調は「義務教育年限延長」、つまり高等小學校の義務化を強く主張しており、したがって「中等教育」に進まない子どもは高等小學校において初等教育を受け続けるべきだという考え方に立っていたから、その点でまず大きく異なっている。しかも教育研究会は教育における「機会均等」を強く主張していた。多数の者が安価な教育しか受けられず、少数の者だけが経費をかけた教育を受け、しかもそれを特権にするという不平等を少しでも解消すべきだと考えていた。したがって「青年教育」の系統を「青年国民學校」に一本化したうえに、その内容を充実にすることも企図されていた。さらに、教育研究会が「青年教育」の系統をあくまでも學校教育の範疇で考えようとしていた点も重要である。すでに文部省は一九二九年に社會教育局を設置し、「青年教育」の系統を同局の管轄としていた。しかし教育研究会案では「青年教育」の系統はむしろ學校教育の中心的存在として位置づけられている。

具体的には、高等小學校は廢止し、實業補習學校を六年制の「青年国民學校」として義務化し（ただし当分は三年）、雇傭者に対しては一週間六時間の就學と賃金を保証させ、「中等教員の資格ある者、又は小學校教員の資格ある者にして一定期間の講習を受けたる者」から教員を採用する、という構想である。そして青年訓練所は廢止し、青年国民學校において教練や体操を課すとともに、「国防施設」として教練を必要とする場合には青年国民學校卒業後に「純然たる軍部の施設」において行えばよい、ということであった。「中等學校」よりも先に青年国民學校を説明している点も注目される。學校制度に「正系」「傍系」の區別をもち込まないという発想の現れであろう。青年訓練所を統合せずに廢止するとしているのは、軍部の要求を教育にもち込ませないということであった。教員についても第一に中等教員を挙げているように、質を高めて青年期にふさわしい教育に変えていくという意図が読み取れる。

一方帝國教育会の案（「帝國教育會學制調査會案」³）は、立案の経過説明はあつても案の内容の趣旨説明はなく、箇条書きと図による提言だけなので、ある程度趣旨を解釈しなければならぬが、「青年教育」に関して教育研究会案と異なる特徴的な点は、「義務教育年限延長」つまり高等小學校の義務化を提言していることと、實業補習學校と青年訓練所を統合して「青年學校」とし、これを社會教育機關とみなしている点である。

具体的には、まず初等教育に関しては「義務教育年限ヲ八箇年トスルコト」、「小学校ハ之ヲ国民学校ト改ムルコト」、「国民学校ハ大体小学校ノ現制ニヨリ尋常科、高等科トスルコト」とあり、尋常科と高等科との区分はしているもの、初等教育の期間を八年間と考えていることがわかる。教育研究会の案では初等教育は六年で終了し、その上の階梯は青年期の段階とみていたから、この点で基本的な発想の大きな違いが認められる。また実業補習学校と青年訓練所の廃止（統合）による青年学校の創設は「特殊教育及社会教育」の枠の中で提言されている（普通科）二年・中等科）二年・「高等科」三年としてあって区分は文部省案と一致する。しかしこの「特殊教育及社会教育」は「幼児教育」「初等教育」「中等教育」「高等教育」「師範教育及教員検定」の次に配列されている。教育研究会の案において「青年国民学校」が「小学校」の次、「中等学校」の前に置かれていることと比べると、位置づけの重さの違いが浮き彫りとなる。帝国教育会案は中味の趣旨説明がないため、青年学校の教育の内容まではわからないが、同じく「特殊教育及社会教育」の枠の中で青年学校の教員養成は「師範学校、実業高等学校及専門学校内」で行うとしてあり（「実業高等学校」は中等レベルの実業学校を改称したもの）、現行の実業補習学校教員養成所の実態を追認しただけである。教育研究会案において「中等教員の資格ある者、又は小学校教員の資格ある者にして一定期間の講習を受けたる者」から教員を採用するとされてきたことと比べると、教育の質を高めることに対する意気込みの違いは明らかである。そもそも社会教育として位置づけるということは、青年の社会生活の実態を前提にして、それに対して支障がない範囲で教育の機会を用意するということを意味する。しかし教育研究会案は青年の社会生活の実態を変えようとしていた。つまり雇傭者に対して就学と賃金を保証させるという社会政策をも提言していた。十代前半の子どもがおとなと同じ長時間の労働に従事しているという状態をなお前提とするのか、あるいは子ども（青年）の年齢段階にふさわしい教育環境を少しでも多く保証していくのかという姿勢の違いが根本にあり、その点でも帝国教育会案は現状肯定的、あるいは保守的であったといえる。

なお、右の案とは別に、帝国教育会はほぼ同時に青年学校案を作成して文部省に提出している。その趣旨はおおむ

ね次の通りである。まず実業補習学校と青年訓練所を統合して「青年学校」とする。青年学校は予科二年と本科四年に区分される。そして本科はさらに第一部と第二部に区分され、第一部には予科修了者または高等小学校卒業者を入学させ、第二部には尋常小学校卒業者を入学させる。第一部は中等科二年と高等科二年に区分される。本科の上には二年以内の研究科が置かれる。学科日は予科本科を通じて「修身公民科」「普通学科」「職業学科」「体操教練科」で、合計の年間時数はいずれも二四〇時間、予科においては「普通学科」の比率が大きく、本科になると「職業学科」と「体操教練科」の時数が増える仕組みになっている。

この案は三二年八月に文部省が省議決定した青年学校案（前項参照）に酷似している。とりわけ本科を第一部と第二部に縦に区分し、予科あるいは高等小学校で学習してきた者と尋常小学校を出ただけの者とを分けて入学させようとしている点はまったく同じである。おそらく帝国教育会として文部省案を支持していることを表明したのであろう。もちろん具体的なカリキュラムを提言したり、国庫補助の増額、青年学校の義務化、教員の待遇向上、教員定数の制定、青年学校教員養成機関の整備充実、卒業生に対する専門学校入学資格の付与、独立校舎または専用教室の確保などを求めているので一応は改革提言とみてよい。しかし全体としては目前に迫っている実業補習学校と青年訓練所の統合についての、帝国教育会としての、あるいは同会にかかわる実業補習学校・青年訓練所関係者の現実的な対応の一環とみるべきであらう。そしてそれゆえに、右の帝国教育会学制調査会が立案した改革構想とは必ずしも整合的に連動させていなかったものと考えられるのである。

前項で一九三〇年代前半の文部省と陸軍との交渉の経過を述べたが、そこで問題となっていたのは実業補習学校と青年訓練所とを統合した場合に、青年訓練所の性格をどこまで全体にもたせるかという点であった。そして文部省がかなり妥協する形で、つまり統合した青年学校全体が「青年訓練」施設としての性格を強くもつ形で合意が形成され、文政審議会への諮問案としての青年学校案が成立した。しかし右のような学制改革論議の焦点は別のところにあった。少なくとも青年訓練所の性格を統合した青年学校全体にまで強く及ぼそうという議論はなかった。とりわけ教育研究

会案は「青年教育」の系統と「中等教育」との系統との溝を少しでも埋めようとしたものであり、陸軍の要求とは百八十度方向が違っていた。文部省は学制改革論議という世論を背景にしながらも、結局のところその世論の力を利用することができず、陸軍側に一方的に押し切られてしまったのである。文政審議会において厳しい批判が噴出することになるが、右のような経過や状況をふまえて考えればむしろ十分に予想されたことであつたといえる。

注

(1) 文部省教育調査部編『学制改革諸案』(一九三七年) または『近代日本教育制度史料』第十六卷(講談社、一九五七年)所収

(2) 野間教育研究所蔵、前掲『近代日本教育制度史料』第十六卷所収

(3) 文部省教育調査部編『学制改革諸案』(一九三七年)所収

(4) 「第二回全国実業補習学校青年訓練所聯合大会第一号議案細目案」(『帝国教育』第六百二十一号、一九三三年三月一日)

三 文政審議会における論議

文政審議会への諮問は諮詢第十四号として一九三四年十二月二十四日に行われた。答申は翌三五年一月二十一日であるから、諮問から答申まで一カ月もかかっていない。しかし、諮問から答申まで約八カ月を要した「中学教育改善ニ関スル件」ほどではないものの、かなり強い批判が出て修正と附帯決議が加えられた。その議論の経過を追いながら、青年学校をめぐる問題状況を把握したい。

なお、議事録その他についてとくに断りのない限り国立教育研究所内日本近代教育史料研究会『資料 文政審議会』

(明星大学出版部、一九八九年)からの引用とし、あるいはその記述を参考にした。

また青年学校制度創設にかかわる文政審議会の議論についてはすでに阿部彰『文政審議会の研究』(風間書房、一九七五年)において整理されている。そこでは諮問案に表現された青年学校の性格が「教練偏重」である、つまり青年訓練所の性格を継承する面が強いという点を「是正」するという審議の基本的な軸を中心に論点を整理している。意見分布や対立図式は明確に示されているが、審議の時間の流れをはずして整理しているために、審議の段階によって発言の仕方が異なる面があることが捨象されたり、審議の基本的な軸に十分あてはまらない発言がとり上げられなかったり、あるいは無理に当てはめられてとり上げられたりしている面がある。たとえば、「青年教育」の系統を青年期教育として積極的に充実させようという政友会の学制改革構想を代表する安藤正純の重要な発言がとり上げられておらず、またそれに関連して青年学校を社会教育ではなく学校教育として扱うべきだとの発言が、青年学校に対する「指導監督体制確立」を求める発言として位置づけられている。また都市の実業補習学校の事情をふまえての大山綱志の発言がやはりとり上げられていない。阿部の整理の仕方の限界を補うという意味も含めて筆者なりの整理をすることにしたい。

なお、八本木浄『両大戦間の日本における教育改革の研究』(日本図書センター、一九八二年)でも議事録が整理されているが、「訓練」の語をめぐる論議に焦点をあてた簡略なものである。

諮詢第十四号「青年学校制度制定二関スル件」は次の通りである。

時代ノ趨勢ニ鑑ミ青年教育ノ進展ヲ期センカ為実業補習学校及青年訓練所ヲ廃止シ左記要項ニ依リ兩者ノ特質ヲ採入レタル青年学校ヲ新設セントス

記

- 一、名称 青年学校
- 二、目的 青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ

以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

三、設立主体

(一) 公立

北海道府県

市町村、市町村学校組合、町村学校組合、(費用負担ノ為学区ヲ設クルコトヲ得)

(二) 私立

商工会議所、農会其ノ他之ニ準スヘキ公共団体

私人

四、課程ノ種別

(一) 本科

(二) 普通科 尋常小学校ヲ卒業シ青年学校ノ教育ヲ受ケントスル者ノ為普通科ヲ置クコトヲ得

土地ノ情況ニ依リ普通科ノ課程ノミヲ置ク学校ヲ設置スルコトヲ得

(三) 研究科 本科ヲ卒業シタル者ノ為研究科ヲ置クコトヲ得

(四) 専修科 主トシテ職業ニ関スル特別ノ事項ヲ修得セシムル為専修科ヲ置クコトヲ得

五、訓練期間

(一) 本科

(イ) 男子 五年 但シ土地ノ情況ニ依リ四年ト為スコトヲ得

(当分ノ内土地ノ情況ニ依リ二年又ハ三年ト為スコトヲ得)

(ロ) 女子 三年 但シ土地ノ情況ニ依リ二年ト為スコトヲ得

(二) 普通科 二年

(三) 研究科 一年以上

(四) 専修科 適宜之ヲ定ム

六、入 学 資 格

(一) 本 科 普通科修了者若ハ高等小学校卒業者又ハ年齢十四年以上ニシテ相当ノ素養アル者

(二) 普通科 尋常小学校卒業者又ハ相当ノ素養アル者

(三) 研究科 本科卒業者又ハ相当ノ素養アル者

(四) 専修科 適宜之ヲ定ム

七、訓 練 科 目

(一) 本 科

(イ) 男 子 修身及公民科、普通学科、職業科、教練科

(ロ) 女 子 修身及公民科、普通学科、職業科、家事及裁縫科、体操科

(二) 普通科

(イ) 男 子 修身及公民科、普通学科、職業科、体操科

(ロ) 女 子 修身及公民科、普通学科、職業科、家事及裁縫科、体操科

(三) 研究科 適宜之ヲ定ム但シ修身及公民科ハ之ヲ欠クコトヲ得ス

(四) 専修科 主トシテ職業科ニ関スル事項ニ就キ適宜之ヲ定ム但シ修身及公民科ハ之ヲ欠クコトヲ得ス

八、訓 練 時 数

(一) 本 科 一年ニ付左ノ時数ヲ下ラサルモノトス

(イ) 男 子

第一年 修身及公民科

二〇

普通学科

五〇

及

第二年 職業科 七〇 教練科 七〇

計 二二〇

第三年 修身及公民科 二〇 普通学科・職業科 九〇

乃至

第五年 教練科 七〇

計 一八〇

(ロ) 女子 修身及公民科 二〇 普通学科 五〇

職業科・家事及裁縫科 一一〇 体操科 三〇

計 二二〇

(二) 普通科 一年二付左ノ時数ヲ下ラサルモノトス

(イ) 男子 修身及公民科 二〇 普通学科 九〇

職業科 六〇 体操科 四〇

計 二二〇

(ロ) 女子 修身及公民科 二〇 普通学科 八〇

職業科・家事及裁縫科 八〇 体操科 三〇

計 二二〇

九、職員(公立)

学校長、教諭、助教諭、指導員及書記トス

十、授業料

徴収スルコトヲ得ス但シ監督官庁ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
右ニ関スル意見ヲ求ム

諮詢第十四号を審議したときの文政審議會の總裁・副總裁・委員・臨時委員は次の通りである。なおカッコ内は「資料 文政審議會」の「文政審議會職員一覽」中の「任命時の主たる職業」欄の記載をそのまま転記した。

総 裁 岡田啓介（内閣総理大臣兼拓務大臣 海軍大将 從二位勲一等功三級）

副總裁 阪谷芳郎（文政審議會委員 男爵 貴族院議員〔男爵議員〕 専修大学総長）

委 員 佐野善作（東京商科大学長）・平沼騏一郎（正三位勲一等 枢密顧問官 日本大学総長）

大島健一（正三位勲一等功三級 予備役陸軍中將 貴族院議員〔勅選議員〕）

阪谷芳郎（從三位勲一等男爵 貴族院議員〔男爵議員〕 専修大学総長）

木場貞長（正三位勲一等 貴族院議員〔勅選議員〕）

上田万年（從三位勲二等 帝国学士院会員 東京帝国大学教授）

林博太郎（從三位勲二等伯爵 貴族院議員〔伯爵議員〕 東京帝国大学教授）

青木信光（正三位勲三等伯爵 貴族院議員〔子爵議員〕 日本銀行理事）

徳富猪一郎（正五位勲三等 貴族院議員〔勅選議員〕）・林毅陸（正五位勲三等 慶応義塾塾長）

鶴沢総明（勲三等 衆議院議員 明治大学教授）・木村久寿弥太（三菱合資会社総理事）

田所美治（貴族院議員〔勅選議員〕）・長谷川乙彦（師範学校校長）

近衛文麿（公爵 貴族院議員〔公爵議員〕）

桜井鏡二（帝国学士院会員〔院長〕 枢密顧問官）・佐藤寛次（東京帝国大学教授）

吉岡郷甫（東京女子高等師範学校校長）・鈴木達治（横浜高等工業学校校長）

富井政章（帝国学士院会員 男爵 枢密顧問官）・南弘（貴族院議員〔勅選議員〕）

溝淵進馬（第三高等学校長）・平生鈺三郎（勲五等 甲南学園理事長）

増田義一（衆議院議員）・伊沢多喜男（貴族院議員〔勅選議員〕）

野村嘉六（衆議院議員）・野間口兼雄（従二位勲一等功三級 後備役海軍大将）

田中穂積（早稲田大学総長）・吉野信次（商工次官）

松浦鎮次郎（正三位勲二等 貴族院議員〔勅選議員〕） 九州帝国大学総長

安藤正純（衆議院議員）

有賀長文（正五位 三井生命保険相互会社社長 三井合名会社常務理事 東京商工会議所顧問）

奈良武次（従二位勲一等功三級男爵 予備役陸軍大将）・金森徳次郎（法制局長官）

丹羽七郎（内務次官）・津島寿一（大蔵次官）・金山季逸（司法次官）・長瀬貞一（農林次官）

吉田 茂（内閣書記官長）・長与又郎（東京帝国大学総長）・松井元興（京都帝国大学総長）

森岡常藏（東京文理科大学長）・東郷 実（衆議院議員）

真野文二（正三位勲一等 貴族院議員〔勅選議員〕）

臨時委員

粟屋 謙（従三位勲二等 中央教化団体連合会理事）

永田秀次郎（従四位勲三等 貴族院議員〔勅選議員〕）

野村益三（従三位勲三等子爵 貴族院議員〔子爵議員〕）・西村房太郎（公立中学校長）

山崎 猛（衆議院議員）・長谷川清（海軍次官 海軍中将）・坪上貞二（拓務次官）

橋本虎之助（陸軍次官 陸軍中将）・大山綱志（公立実業学校校長）

小池喜八（東京府公立小学校長）・入江海平（拓務次官）

諮詢第十四号を審議するための総会は一九三五年一月十二日に開かれた。議事録の初めに諮詢案と参考資料（「実業補習学校及青年訓練所 関係法令摘要」、「実業補習学校及青年訓練所に関する調査概要（昭和八年度）」、「実業補

習学校青年訓練所及青年学校案課程比較図表」および「青年学校令案」が転載されている。

冒頭、岡田啓介総裁から挨拶があり、幹事が諮問案を朗読し、松田源治文部大臣と三辺長治文部次官から青年学校制度の概要についての説明があつて審議に入った。

最初に松浦鎮次郎が発言した。実業補習学校や青年訓練所の歴史を簡単にふり返つたのち、①教練を除いた青年学校の最低時数が実業補習学校の最低時数よりも少ないが、それで実業補習学校の教育水準が維持できるのか、②青年訓練所は教練ばかりが盛んに行われているという問題があるが、青年学校になって教練が本科（十四歳）から開始されることになって、その問題がそのままに降りてくることはないか、③実業補習学校前期は実業補習学校の重要な一部だったが、青年学校普通科になって設置してもしなくてもよい、いわば本科の「附属物」のように扱われているが、なぜこれを青年学校の本体の一部としなかったのか、④青年訓練所を創設したときには、陸軍側は教練は四年間で四〇〇時間はどうしても必要だと主張したが、青年学校本科は五年で三五〇時間、しかも本科を二年あるいは三年にしてもよいことになっているのでその場合はかなり少なくなるがそれでもよいのか、⑤今年の四月から実施すると伝えられているがそれではあまりに早すぎるのではないか、といったことがらを質問した。これに対して三辺長治文部次官は、①標準時数の最低を下回っている実業補習学校もあり、だいたいにおいて普通学科や職業科の時数は年限が伸びるのでそれほど減少しない、②青年訓練所と実業補習学校の両者の特徴を取り入れていづれかに偏らないように進めたい、③実業補習学校の前期は入学者数が少ないし、現行制度でも後期だけの実業補習学校が認められている、④実施時期については無理をするつもりはない、などと答弁した。また陸軍次官の橋本虎之助が松浦の第四点目の質問に回答した。すなわち、青年訓練所への入所者の八割は高等小学校卒業者で、高等小学校卒業生には教練の時数を一〇〇時間減らすことを認めていたので三〇〇時間行つていたことになり、それと比較すれば三五〇時間ならばむしろ増加することになる、年限の短い青年学校については総時間をそれほど下回らないように「便法」を講じるならば差し支えない、兵役上の特典は四年以上在学して規定の課程を修めた者に対して与えられる、ということであつた。

松浦は再度質疑を行った。最低時数が「物ヲ言ウ」場合もある、財政が苦しくなると町村当局が時数を減らすことも考えられるので、最低時数はそれが標準になるつもりで定めなければならぬ、実業補習学校の時数についての実態調査があればその結果を知りたい、二年や三年の青年学校が認められても兵役上の特典が認められないということであれば、年限の短い学校の存在を認めたことにならなくなってくるが具体的な扱いはどうか、という内容である。これに対して河原春作社会教育局長は、都市と農村を通じて共通の最低時数を決めたので、時数の少ない農村の方に合せることになった、実際には二〇〇時間前後を課している学校が最も多い、都市の充実した学校については別に標準時数を決めたい、現在の実業補習学校でも体操を実施しているので、そのことも加味すれば普通学科や職業科の時数は減少したことはない、二年や三年の青年学校では兵役上の特典は得られないので研究科に入るなどしなければならぬ、などと答えた。さらに松浦は、年限の短い青年学校を設置するにあたって「青年学校令案」では監督官庁の認可が必要にはなっていないが、自由に設置できることにするのか、と尋ねた。河原局長はどういう場合に認可を与えるかを指示すると回答した。

次に田所美治が発言した。①実業補習教育を義務制にする必要性は臨時教育会議によつてすでに指摘されており、長年の懸案であるにもかかわらず今回それが実施されなかつたのはなぜか、青年訓練所と統合するためかなり無理をしているのではないか、実業補習学校の方が「非常十支障ヲ蒙リハシナイカ」、「心身ヲ鍛錬スルト共二職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルコトヲ目的トス」という目的規定はほとんど青年訓練所のもと同じではないか、訓練中心の青年訓練所と「学校的」な実業補習学校を統合するのはどうしても無理がある、むしろ実業補習学校を義務化して尋常小学校で離学する子どもにさらに就学の機会を与えることの方が重要ではないか、②現状では小学校長が実業補習学校長を兼任していることが多いが、年限が長く責任がますます重くなる青年学校の校長まで兼任させることになるかと実を挙げることは無理ではないか、農村が疲弊して比較的年長の教員が淘汰されているのが実情で専任教員の補充が必要なのではないか、③教員の養成など経費が相当に必要になるはず

であるが予算措置についてはどう考えているのか、④諮問案には在営年限の短縮について記載がないがなぜ省略してあるのか、⑤「訓練」という語が多用され、あるいは教員に「指導員」が含まれるなど青年訓練所の要素が目立っているがまだ案が十分に練られていないという印象を受ける、といった内容であった。この田所の質問に対しては時間がないということ、松田文相が一言、必要経費は追加予算として要求すると回答しただけで、この日の審議は終了してしまつた。

二回目の総会は一月十四日に開かれた。前回の田所の質問に対して三辺次官からまず答弁があつた。②できるだけ専任校長を置きたい、③専任教員の養成のために相当の予算を要求するつもりである、⑤実業補習学校と青年訓練所の特徴を取り入れたので両者の用語が現れてくるし、また青年学校は「学校」とはいつでも一般の学校とは少し趣が異なるので一般の学校の用語を使うわけにはいかない面もある、ということであつた。これに対して田所は一昨日の議論をさらに蒸し返す長い発言をし、河原社会教育局長が、指導員は教諭・助教諭と違つて手当を出しているだけだとの説明をした。しかしその説明に対しても田所は満足せず一言反論した。

野村嘉六は最初に松浦の指摘に賛同しつつ実業補習学校が青年訓練所に併合されないように当局が努力することを希望したのち、①実業補習学校と青年訓練所に対する補助金をそのまま青年学校への補助金に移行することができるのか、②修身及公民科だけでなく歴史も必修科目にすべきではないか、③教員にかかわる腐敗事件をなくし質の高い教員を確保しなければならない、そのためにも師範学校を第二部だけの制度にする必要がある、などと述べた。これに対し松田文相は、青年訓練所に併合されたと言われないうように努力する、歴史は普通学科の中で扱えばよい、教員の選任は慎重にさせる、また三辺次官は予算については大蔵省と協議する、と回答した。野村は最後に、道府県の学務部長の人事について希望を述べた。

小学校長であり実業補習学校長と青年訓練所主事をも兼ねる小池喜八は、①実業補習学校や青年訓練所を設置してない町村がまだ多数あるので町村に対して設置義務を課した方がよいのではないか、②教員養成機関をどのよう

充実させていくつもりであるか、③陸軍による査閲のようなしくみを職業科の教育についても考えてほしい、④財政が苦しくなると教員の俸給が減額されたり小学校の訓導にまわされたりするので専任教員の身分待遇を安定させてほしい、⑤青年学校の設置にあたっては相当の奨励をしてほしい、といったことを述べた。これに対して三辺次官より、①町村に対する青年学校の設置の義務づけは財政的な状況を考慮して見送った、②実業補習学校教員養成所を青年学校教員養成所にするとともに内容を充実させたい、③青年学校に対する指導監督も充実させたい、④専任教員の身分待遇を改善するための予算措置を考えている、などと答弁した。

「都市ノ實際ニ携ツテ居リマスル立場カラ」大山綱志が発言した。「補習」という文字が好まれない傾向があつたが、一九二〇年の規程で名称を自由に付けられるようになったので「専修学校」あるいは「実業学校」という呼称を採用する学校が増え、その教育も充実してきた、ところが青年訓練所ができて実業補習学校と「全ク対立的ナ關係ヲ見ルニ至ツタ」、つまり実業補習学校の卒業生が青年訓練所に通わず、逆に実業補習学校に通わなかつた者が青年訓練所に入所するという場合が多く、自分たちは実業補習学校と青年訓練所の統合を希望していた、という都市における状況を説明したのち、①女子の学校のことも含めて考えて青年学校制度においては学校名称を自由にできるのか、あるいは「青年学校」にしなければならぬとしてもその上に「農業」「工業」「商業」等の文字を付することができるのか、②都市の青年は「職業的移動」が多く五年という年限は長すぎるので、都市の学校については年限を短くすることを認めてほしい、また授業時数を年四〇〇時間以上に行っているとところが相当あると思われるが、青年学校になって時数を少なくしないように指導してもらえるのか、③「内容ノ充実シタ權威アル教育機関」となるうえで学校の設立の形態が重要な問題になるが、青年学校は独立を主体と考えるのか併設を主体と考えるのか、といったことを質した。河原局長はこれに対し、①実業補習学校側から「補習学校」という名称を変えてほしいという要望があり、実際に「公民学校」「国民学校」「青年学校」という名称が使用されている、そこで実業補習学校と青年訓練所の統合にあつても名称については苦心した、「農業青年学校」「商工青年学校」「商工実業学校」という名称を使用しても差し

支えない、②都市の充実した実業補習教育の内容が低下しないように考慮している、③独立を主体と考え、やむを得ずに併設を認めている、と回答した。

政友会に所属する安藤正純は松浦と田所の質問で尽きていると断りつつ、①実業補習学校と青年訓練所をただ統合するというだけのことなのか、それとも「本当二此必要二迫ラレテ居ル国民大衆教育ヲ建設シテ、新シク之ヲ充実スルト云フ遠大ノ御考ノ下ニ」青年学校案を立案、諮問したのか、②高等小学校を廃止してでも実業補習学校、つまり青年学校を義務制にすべきだが、いずれ義務制にするという考えはないか、③産業と国防は併進すべきだが、教練を重視するあまり実業補習学校が青年訓練所に併合されてしまう懸念はないか、④「何ダカ傍系ノ観ヲ為シテ居ル社会教育局」ではなく「本系統」の局の所轄にすべきだと思ふがどう考えているのか、⑤財政的な裏づけはきちんとしてくるのか、⑥現行の制度では野村委員が指摘したように道府県の学務部長に人を得られないので、地方の学務部を文部省の管轄にすべきではないか、と質問した。これに対して松田文相は、①義務制については漸次実現させていきたい、②制度の運用において努力したい、③社会教育局の所轄にする、④必要な予算は追加予算として要求したい、⑤文部省に移管することについては研究してみなければわからない、などと答えた。

青年訓練所の主事も実業補習学校長も経験したという鈴木達治は、①施設の改良がなかなか進まないのが最低時数だけでなく最高時数も示してほしい、②青年学校卒業者に何か資格を付与することは考えられないか、③この目的規定は「注入主義」「詰込主義」を表現しており、むしろ「切磋琢磨」といったことを目的にすべきではないか、④学校教育には「自覚」が第一に必要で「訓練」は「第二義的」のもので、自覚さえあれば訓練も「易々」とできる、そこで「訓練」という語を「教養」「自修」「教練」「修身」といった「モウ少シ柔カイ」文字に変えたらどうか、などと尋ねた。これに対して河原局長は、①各方面に対して適当な標準時数は示すつもり、②入学試験上の特典などは考えていないが、生徒の勉学を奨励するような方法は考えている、③・④一般の学校において「教授」という語を使っているところが青年学校の場合には「訓練」になるという意味でこの語を使っている、などと答弁した。

長谷川乙彦は、①青年学校を教育の本系と考えるべきで、他の学校令には文部大臣が設置を命ずる権限を明記してあるのに「青年学校令案」では設置を命ずるという規定がない、実業補習学校や青年訓練所を設置していない市町村はあとわずかなのだからせめて設置の命令を出せるようにすべきではないか、また就学する者に対する義務づけも必要で、しかもそれは普通科に限らずいずれは本科全体も義務教育にしていくべきではないか、②教員を得るためにはまず施設が付設ではなく独立になっていることが重要だが、現在独立の施設をもつ実業補習学校や青年訓練所はどのくらいあるのか、③実業補習学校の教員のほとんどは小学校教員の兼任だが、師範学校の生徒の年齢にも達する青年学校本科の生徒を教育するだけの力量をもたせるためには師範学校の内容を改善していかなければならないと考えるがそのつもりはあるか、と質問した。これに対して三辺次官は、①設置の義務は町村の財政を考慮してすぐに課すことはできないし、就学の義務についてもただちに実行はできない、②独立施設をもつ実業補習学校は七〇七校ある、③師範教育の改善については委員会の答申もあるのでその実行について検討している、などと答えた。

ここで佐藤寛次が総会での審議を打ち切って特別委員会を設置することを提案した。

ところが陸軍次官の橋本が出席していたらしく、田所が留保していた質問を行った。尋常小学校しか出ていない者について壮丁検査ではどのような結果になっているかということであった。橋本は、壮丁検査については詳しく知らないが、兵器も戦闘方式も複雑になっているので高等小学校くらいの水準は必要だとの見解を示した。

質問を通告していた伊沢多喜男が最後に質問した。これまで実業補習学校と青年訓練所との統合は文部省が希望し、陸軍が消極的だったが、急に意見が一致したというのはどういうことなのか、教育の根本方針にかかわる重要な問題なので、安心して賛成ができるように説明してほしい、ということであった。松田文相は長い時間をかけて合意したのだと答弁したが、伊沢は納得せず、「少シ事情ヲ心得テ居ル者ニハ分ラナイノデアリマス、デアリマスケレドモ只今ノ御答弁以上ニ御答ガゴザイマセヌナラバ、私ハ甚ダ不満足ト考ヘテ私ノ質問ハ止メマス」と述べて発言を終えてしまった。

これで質問はすべて終り、岡田啓介総裁は特別委員を指名した。指名された委員は次の通りである。

佐藤寛次・粟屋謙・安藤正純・鈴木達治・野村益三・田所美治・野村嘉六・大山綱志・小池喜八

田所美治は文政審議会の特別委員に八回選ばれている（選ばれた回数は最多である）。田所に次いで特別委員になった回数も多く、しかも特別委員長を六回も経験している林博太郎がここでは選ばれていない。また青年訓練所制度創設時の文部省の当事者であり、総会で最初に発言した松浦鎮次郎も選ばれていない。文部省関係者は田所と粟屋謙の二人だけである。粟屋は一九三一年から三四年にかけて文部次官であった。つまり文部省と陸軍との交渉の当事者だった人物である。野村益三は帝国教育会の学制改革案を作成した学制調査会の会長である。大山綱志と小池喜八は実践家としてとくにこの諮問案の審議に際して臨時委員として参加していた委員である。鈴木達治も実業補習学校や青年訓練所に直接のかかわりをもっていた。安藤正純は政友会、野村嘉六は民政党に所属する衆議院議員であり、ともに文部政務次官を経験している（野村が一九二九年七月五日から三一年四月十五日まで、安藤が三一年十二月十五日から三二年五月二十七日まで）。とくに安藤は政友会の教育政策を中心的に担い、さらにのちには教育改革同志会にも参加し、教育審議会でも重要な役割を果たすことになる。佐藤寛次は実業教育振興委員会にも教育審議会にも参加することになる、実業教育政策に深くかかわった人物である。

教育審議会の場合には小学校や青年学校の実践に直接かかわりをもつ委員がいなかった。ところがこの文政審議会の場合には臨時委員の形で関係者が複数選ばれており、またさらに特別委員にもなっている。この点は大きな違いであった。

二回の総会においては、発言した委員はいずれも、青年訓練所が実業補習学校を併合するかのような統合について批判し、あるいは不安感を表明している。学制改革論議とされたところでの統合だったことについての指摘もかなりあった。たとえば田所などは実業補習学校の義務化を先決問題と考えており、あるいは安藤はこの統合が「青年教育」の系統の内容充実のための措置ではないのかという疑問を表明している。また一方で実践にかかわる委員が

ら具体的實際的な指摘もかなりなされた。簡単に合意、可決とはならない雰囲気であったことはたしかであろう。第一回目の特別委員会は一月十五日に開かれた。委員長には田所が選ばれた。午前中は当局に対する質問や各委員の知見の交換が行われ、午後に入ってから逐条審議になった。

「一、名称」については、制度の名称は「青年学校」とし、個々の学校の名称は自由にするということを確認して簡単に合意された。

「二、目的」についてはいろいろな意見が出た。總會のときと同様に鈴木からこれでは「注入主義」「詰込主義」であり「切磋琢磨」の語を使うべきだとの批判が出され、あるいは女子に対して「心身鍛錬」はきつすぎる、実業学校令の「兼て徳性ノ涵養ニ力ムヘキモノトス」に対応する文言が必要ではないか、といった発言もあり、また「實際生活」という語の意味のあいまいさ、とくにそれと「職業」との関係が問題になった。結局欠席の委員もいるので決定は留保した。

「三、設立主体」はすぐに合意された。

「四、課程ノ種別」は議論になった。粟屋がまず、前期だけの実業補習学校が二一九校、後期だけのものが四三八校、前期後期両方設置しているものが一三、五〇〇校という数字を文部省当局から引き出したうえで、実業補習学校は前期と後期を両方置くものを本来の形にしているのに、この青年学校では実業補習学校の後期と青年訓練所を統合した本科を本体とし、前期に相当する普通科をなくともよい付属物の扱いにしている点を問題にした。そして義務教育年限延長という懸案をもち出して、高等小学校の義務化を考えていくうえでその高等小学校を補っている実業補習学校の前期課程をむしろ重視しなければならぬと主張したのである。この主張に田所委員長が賛同し、「普通科ヲ置クコトヲ得」の「コトヲ得」を削除して原則として設置するという趣旨に変更することにした。なお「普通科」「本科」に代わる名称が模索されたが代案は浮かばなかつた。

「五、訓練期間」も若干の議論になった。粟屋が、どうした場合に二年または三年の学校を設置することが認めら

れるのかをまず確認した。これに対して河原局長は最低時数くらいで二年、三年のものを置くことは「絶対二認メナイ」、また「当分ノ内」は相当に長い期間を意味する、と説明した。次に鈴木が「訓練期間」「訓練科目」「訓練時数」といった場合の「訓練」の語を問題にした。これについては陸軍中佐の田尻（資料 文政審議会）では陸軍省軍務局徴募課高級課員の田尻利雄と推定している）は「是非斯ウヤツテ戴キタイ」と反発した。結局田所委員長は「モウ一遍確定ヲヤリマスカラ」と述べ、何も決めずに議事を先に進めた。

「六、入学資格」については大山や粟屋から「相当」という語の意味について質問が出されたが、質問が切れたところまで次に移ってしまった。

「七、訓練科目」については、「普通学科」の意味が問題になった。修身及公民科や家事裁縫科が別にあつて「普通学科」があるというのはおかしいということである。しかしこれも質問が切れたところで打ち切られた。

「八、訓練時数」は議論になった。まず粟屋の質問で当局から実情が報告された。それによれば一九三〇年の調査で実業補習学校の前期の平均時数が男子二二八時間、女子五二〇時間、後期が男子二三四時間、女子五三二時間、また前期課程に関して一〇〇時間以上二〇〇時間未満の学校が男子二、〇六校、女子五五六校、一〇〇時間未満が男子一八五校、女子一七四校ということであった。最高時数をめぐって議論があつたのち、粟屋が各科目の時数を決めた根拠の説明を求めた。これに対して河原局長は、教練三五〇時間から七〇時間、職業科は実業補習学校後期に対して文部省が指示していた七〇時間、修身及公民科は青年訓練所での一〇〇時間を五年に配分して二〇時間、二一〇時間からこれらを減じて普通学科が五〇時間、という説明を行った。粟屋や野村（益三）が田尻中佐にも教練の時数の中味の説明を求めたが田尻は拒否した。また普通学科の中味も問題になったが、問題点が浮かび上がったところで次に進んだ。

「九、職員（公立）」の審議では指導員の身分が問題になった。教諭あるいは助教諭の体系に一本化できないかが検討されたが、恩給の関係で統合は無理だということがわかってきた。

「十、授業料」についてはとくに議論はなかつた。

これでこの日の審議は終了した。

二回目の特別委員会は一月十六日に開かれた。冒頭とくに出席した東京音楽学校校長乗杉嘉寿が「情操ノ陶冶教養」を青年学校教育でも重視するよう求める発言を行った。そして審議に入ったが、野村（益三）が青年訓練所での教練が軍隊生活にどれほど反映されるのかを尋ね、それに対する田尻の答弁から速記が中止された。速記再開後、田所が前日欠席していた安藤に意見を求めた。安藤は鈴木の議論を引き取って、軍隊教育は上からの命令に従わせることを根本精神とするが、一般の教育は自覚をもたせることを重視する点でやはり大きく異なることを指摘し、さらに人格の陶冶にあたっては「宗教精神」が重要であることを強調した。そして目的規定の原案を修正することを求めた。そのあと説明員の山川建から体操について発言があり、栗屋から普通科についての意見が出されたところで午前中の審議を終了した。

午後はすぐに懇談会となり、速記再開後田所委員長からここでの議論の結果が述べられた。次の通りである。

- ① 「二、目的」の「其ノ心身ヲ鍛錬スルト共ニ」の部分に「其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ」に変更する。
- ② 「四、課程ノ種別」の「(二) 普通科」の下の「尋常小学校ヲ卒業シ青年学校ノ教育ヲ受ケントスル者ノ為普通科ヲ置クコトヲ得」という一行を削除する。
- ③ 「四、課程ノ種別」の普通科を「(一)」、本科を「(二)」にする。
- ④ 「四、課程ノ種別」の「(二) 普通科」の「土地ノ情況ニ依リ普通科ノ課程ノミヲ置ク学校ヲ設置スルコトヲ得」の「普通科」を「本科又ハ普通科」にする。
- ⑤ 「五」の「訓練期間」を「期間」に変更する。
- ⑥ 「五、訓練期間」の普通科を「(一)」、本科を「(二)」にする。

⑦「六、入学資格」の普通科を「(一)」、本科を「(二)」にする。

⑧「七」の「訓練科目」を「科目」に変更する。

⑨「七、訓練科目」の普通科を「(一)」、本科を「(二)」にする。

⑩「八」の「訓練時数」を「時数」に変更する。

⑪「八、訓練時数」の普通科を「(一)」、本科を「(二)」にする。

目的規定の変更は「徳性ノ涵養」を入れて「鍛錬」の意味を弱めようということと思われる。また②の一行の削除は入学資格の方で明らかになるといふ形式的な意味での修正、④は現在の実業補習学校の規定に合せただけのおそらく形式的な修正であるが、各項目の「(一)」と「(二)」の入れ替えは下から順にするということ以上に、本科を先に書くと本科が本体であるという意味が強くなる点を是正しようとしたもの、各項目の「訓練」を削除したのはやはり青年訓練所の性格が全体に及ぼされる面を弱めようとしたものであろう。田所が読み上げたこの修正案は異議なく了承された。

次に希望条項の審議に入った。佐藤から提案があつたが、野村(益三)からもう少し要約してはどうかとの意見があり、五〇分間の休憩をとつて粟屋と佐藤が案文を作成した。休憩後に田所から発表された案文は次の通りである。

本案ノ実効ヲ期スル為メ当局ハ速ニ左ノ各項ヲ実施セラレムコトヲ望ム

一、中央及地方ニ於ケル指導監督機関ヲ充実スルコト

二、職業ニ関スル専任教員ヲ各学校ニ少クモ一名以上ヲ置キ且教員養成機関ヲ一層整備スルコト

三、義務制ノ実施ヲ期スルコト

とくに異議なくこれも了承された。そしてこれを「附帯決議」と呼称することになった。

なお第四項の「普通科」の下の字句については当局で考慮することになった。

夕方に一時間半近くの休憩があつてさらに審議が続けられた。再開後鈴木から「訓練」を「教授及訓練」にすれば

よいのではないかと提案があり、すぐに満場一致で承認された。

そのあと田所委員長が、二十一日に総会を開くことを前提に、十九日までに文部省と陸軍の間で協議してもらい、その十九日の午後にもう一度特別委員会を開きたいと提案した。この提案が承認されてこの日の審議は終了した。おそらく一時間半近くの休憩中に両当局と田所委員長との間でさまざまなやりとりがあったものと思われる。

ところで「教授及訓練」を提案した鈴木達治の日記によれば、この二回目の特別委員会が開かれた日の翌日、つまり一月十七日に河原局長を経由して陸軍省軍務局長の永田鉄山から面談の申し入れがあり、その次の十八日に鈴木が永田に会っている。「午後二時陸軍省に出頭、永田局長と会談す。一時間程に渡り訓練に就き意見を交換す。互に能く理解したりと云ふも互に原案維持とも又修正とも決せずして別る」とあるだけで意見交換の内容までは不明である。永田は横浜高等工業学校の教練の査閲をしたことがあって、鈴木とは面識をもっていた。その関係で永田と鈴木とが接触することになったのかもしれないが、いずれにせよこの事実は、「訓練」の語に象徴される青年学校の性格づけに関して陸軍の首脳部が強い関心をもっていたことを裏づけるものである。

三回目の特別委員会は提案通り一月十九日に開かれた。開会は午後五時三十分であった。

最初に河原局長から、「訓練」の語を使うことは文部省の最初の段階からの考えでもあったことで、陸軍側から要求されて受け入れたことではないので、文部省としてもこの点については原案を通してほしいとの要望が表明された（その他の点については修正案を受け入れるとのことであった）。しかし鈴木、野村（益三）および安藤の各委員から修正案支持の発言があり、結局前回の修正案がそのまま了承された。なお、安藤や田所の発言から、速記中止の間に陸軍の田尻との間でかなり激しいやりとりが行われたことがうかがえる。

夕食の休憩があつて七時五十分に再開された。最初に附帯決議に「人格ヲ陶冶シ国民精神ヲ涵養セムガ為メ日本歴史並ニ国漢文ヲ尊重シ且宗教精神、（若クハ信念）ヲ適宜ニ指導スベシ」を加えてほしいとの安藤の提案を審議した。賛成意見もあつたが、粟屋から附帯決議に加えない方がよいとの意見があり、また河原局長から教育内容については

「要旨」を制定するつもりだとの発言もあり、結局加えないことになった。最後に「答申案」の確認が行われた。

一 二、目的中「其ノ心身ヲ鍛錬スルト共ニ」ヲ「其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ」ニ改ム

二 四、課程ノ種別申普通科ヲ（一）、本科ヲ（二）トシ

（一）ヲ左（ノ）が欠落—引用者注—如ク改タム

（一）普通科

土地ノ情況ニ依リ普通科ハ之ヲ置カザルコトヲ得又土地ノ情況ニ依リ普通科ノ課程ノミヲ置ク学校ヲ設置スルコトヲ得

三 五、訓練期間中「訓練期間」ヲ「教授及訓練期間」ニ改メ普通科ヲ（一）、本科ヲ（二）トス

四 六、入学資格申普通科ヲ（一）、本科ヲ（二）トス

五 七、訓練科目中「訓練科目」ヲ「教授及訓練科目」ニ改メ普通科ヲ（一）、本科ヲ（二）トス

六 八、訓練時数中「訓練時数」ヲ「教授及訓練時数」ニ改メ普通科ヲ（一）、本科ヲ（二）トス

附 帯 決 議

本案ノ実効ヲ期スル為当局ハ速ニ左ノ各項ヲ実施セラレンコトヲ望ム

一、中央及地方ニ於ケル指導監督機関ヲ充実スルコト

二、職業科ニ関スル専任教員ヲ各学校ニ少クトモ一名以上ヲ置キ且教員養成機関ヲ一層整備スルコト

三、義務制ノ実施ヲ期スルコト

この附帯決議の方は若干議論になつて次のように修正された。

附 帯 決 議

本案ノ実効ヲ完ウスル為当局ハ速ニ左ノ各項ヲ実施セラレンコトヲ望ム

一 中央及地方ニ於ケル指導監督機関ヲ充実スルコト

二 職業科ニ関スル専任教員ヲ各学校ニ少クトモ一名以上ヲ置クコト

三 教員養成機関ヲ整備拡充スルコト

四 義務制ノ実施ヲ期スルコト

これで特別委員会の審議はすべて終了した。散会したのは八時五十分であった。

予定通り総会は一月二十一日に開かれた。最初に田所特別委員長から答申案についての長い説明があり、それから審議に入った。

まず松浦鎮次郎から、①「教練偏重ノ弊」を避け「補習教育ノ実質ヲ低下」させないようにということに附帯決議に加えてもよいのではないか、②四月一日からの実施は無理ではないか、との質問があり、田所は①審議において文部省や陸軍の当局者と十分に話し合ったのでそういう心配はない、②半年くらいの猶予期間を置けば実施できる、と答弁した。

長谷川乙彦は、①従来用語法では訓練は教授に含まれており、一般の学校で教授をする場合にそこには訓練も当然含まれているのに、その両者を「及」で結びつけるのはおかしいのではないか、②普通学科の中味はどうなるのか、③附帯決議の「三」でいう教員養成機関とは具体的に何を指すのか、と質した。それに対して田所は、①訓練中心の青年訓練所と実業補習学校とを統合するという経過をふまえてのことである、②普通学科の中味については歴史を重視することの他は当局に委ねることにしてあまり議論していない、③教員養成機関についてはさまざま形態のものを考えている、と答弁した。また河原社会教育局長から国語、歴史、地理、数学、理科、音楽などを考えていて、とくに歴史を欠くことのないような規程を作りたいとの説明があった。

大島健一は、①実業補習学校の部分においても教練が徹底するように希望する、②実業補習学校の教育の水準が低下するようなことにならないようにしてほしい、③教授と訓練とが分離せず一体のものとして行われるように希望す

る、といった発言を行った。

質疑はこれで終了し、採決の前に大島健一と野村嘉六が補足発言を行い、最後に全員が起立して特別委員会案を可決した。

審議全体を概観してみると、やはり実業補習学校の性格や教育の水準を少しでも確保しようという努力とそれに対する陸軍当局との対立図式が議論の中心だったといえよう。そして一九三四年八月まで文部次官であった粟屋謙が原案に対してかなり批判的であり、むしろ田所や松浦などとともに実業補習学校の性格を維持しようという立場から積極的に発言している点がとくに注目される。おそらく粟屋から三辺長治に交代してから文部省側が陸軍に対してさらに大きく妥協したものと推測される。新聞の報道からも両者が急速に合意したことがうかがわれる。また、この時点においては義務教育年限延長問題（高等小学校義務化問題）と実業補習学校前期課程の存在や機能とが密接な関連をもっていたということにも注目したい。つまりこの段階ではいきなり高等小学校を義務化することは必ずしも現実的ではなく、むしろ実業補習学校の前期課程を義務化し、あるいは充実させて、全体として義務教育年限を八年に延長させようという発想がかなり強かったことが議論全体からうかがわれるのである。そしてそのことが背景にあつて、前期課程は実業補習学校の本体の一部であると主張された。実態をみればすでに実業補習学校教育の全体に占める前期課程の規模はそれほど大きいものではなくなっていたが、それだけに、前期課程も本体の一部であるという主張は義務教育年限延長問題と連動しているという背景を含めて読み取る必要があるだろう。

注

(1) 戦前期官僚制研究会・秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、一九八一年）

(2) 横浜市史編集室所蔵、前田一男「鈴木達治の自由教育観とその実践——横浜高等工業学校の三無主義教育」（『市史研究

(3) よこはま』第四号、一九九〇年四月)に収録されている。
鈴木達治『名教自然 六川夜話』(一九三七年)、前田前掲論文に収録されている記載による。

第三節 青年学校制度の発足

一 青年学校制度の概要

青年学校制度は一九三五年度（実質的には同年度半ば）から発足した。教育審議会が設置されたのが三十七年十二月、青年学校の義務化を閣議決定したのが三十八年一月、教育審議会が義務化に関する答申を出したのが同年七月、そして義務制が実施されたのが三十九年度からである。青年学校制度が発足してからわずか二年余りで義務化の方針が決定され、そしてそれに基づいて教育審議会で検討されることになる。

本節では義務化決定までの二年余りの間における動向を検討の対象にするが、まず本項においては発足した青年学校の制度全体を概観しておくことにしたい。

公布された青年学校令（一九三五年四月一日勅令第四十一号）は次の通りである。

第一条 青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二条 北海道府県、市町村、市町村学校組合、町村学校組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ町村学校組合ニ準ズベキ公共団体ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ前項ノ規定ニ依リ青年学校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負担ノ為学

区ヲ設クルコトヲ得

第三条 商工会議所、農会其ノ他之ニ準ズベキ公共団体ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年学校ハ私立トス

第四条 私人ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

第五条 青年学校ノ設置廃止ハ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

青年学校ノ設置廃止ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 青年学校ニ普通科本科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得

青年学校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得

第七条 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス

本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト為スコトヲ得

研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

第八条 普通科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ尋常小学校卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者トス

本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者、高等小学校卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者トス

研究科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者トス

第九条 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科並ニ体操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科、家事及裁縫科並ニ体操科トス

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科並ニ教練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科、家事及裁縫科並ニ体操科トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムベシ但シ修身及公民科ハ之ヲ欠クコトヲ得ズ

教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第十条 青年学校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル為專修科ヲ置クコトヲ得

專修科ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一条 青年学校ニハ相当員數ノ專任教員ヲ置クベシ

第十二条 青年学校ノ教員ノ資格ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三条 青年学校ノ設備ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四条 青年学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スルコトヲ得ズ但シ道府県立ノ学校ニ在リテ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五条 本令ニ依ラザル学校ハ青年学校ト称スルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青年学校ノ本科ノ教授及訓練期間ハ土地ノ情況ニ依リ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ当分ノ内之ヲ男子ニ在リテハ二年又ハ三年ト為スコトヲ得

青年学校ノ專任教員ハ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ当分ノ内之ヲ置カザルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル公立ノ実業補習学校及青年訓練所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタル青年学校ト看做ス

前項ノ青年学校ニシテ本令ニ依リ難キモノハ本令施行後六月ヲ限り仍従前ノ実業補習学校及青年訓練所ノ例ニ依リ教育ヲ為スコトヲ得

第一条の目的規定は、一九二〇年実業補習学校規程の「職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育ヲ為ス」と一九二六年青年訓練所令の「青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」を合せつつ、文政審議会の答申が反映されている。「徳性」の「涵養」を加えた形になっている。「教授及訓練」という呼称についても文政審議会の答申が反映されている。年限の短い学校は附則の第二項で「当分ノ内」認められた。第十二条では「青年学校ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クベシ」と専任教員の設置義務が記されている。

設置認可、施設設備、教授及訓練の科目や時数など細かいことからは青年学校規程（一九三五年四月一日文部省令第四号）に委ねられているが、この規程自体も全部で二〇条の比較的簡潔な省令である。

青年学校令や青年学校規程の趣旨を説明するために文部省は同じく三五年四月一日に「青年学校令及青年学校規程制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項」（文部省訓令第二号）を發した。「一 青年学校ノ本旨ニ関スル事項」「二 学校ノ設置ニ関スル事項」「三 科ニ関スル事項」「四 教授及訓練期間ニ関スル事項」「五 教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数ニ関スル事項」「六 入学ニ関スル事項」「七 転学並ニ教授及訓練ノ委託ニ関スル事項」「八 教授及訓練ノ季節並ニ時刻ニ関スル事項」「九 課程ノ修了及卒業等ニ関スル事項」「十 専任教員等ニ関スル事項」「十一 設備ニ関スル事項」「十二 学籍簿等ニ関スル事項」「十三 青年学校ニ於ケル社会教育施設ニ関スル事項」「十四 青年団体トノ関係ニ関スル事項」の一四項目にわたつて制度の趣旨が説明されている。たとえば「一」においては「男女青年ハ概ネ業務ノ余暇ニ於テ就学スルモノナルニ付学校ノ組織内容ハ通常ノ学校ニ比シテ著シク簡易自由ヲ旨トスること」、「二」では、自分のあいだ本科二年または三年の学校を認めたが「研究科ノ教授及訓練期間ヲ以テ之ヲ補足セシムルコト」、「五」では各年の時数の最低限度を示したが「各学校ヲシテ其ノ生徒ノ職業其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ適當ナル標準ヲ定メシメ以テ教育ノ低下ヲ来スガ如キ虞ナカラシメンコト」、「十」では「教練科ノ指導ニ関シテハ主トシテ当該市町村ノ在郷軍人等ヲシテ之ニ當ラシムルコトヲ期待スルモノナリ而シテ教員ノ採用ニ関シテハ真ニ青年指導ノ重任ヲ囑シ得ベキ人物ヲ選ブコト」、「十四」では青年学校を「青年団体ノ重要ナル教養機関トシテ相互ノ

聯絡ヲ密接ナラシメ」とともに「在郷軍人会トノ聯絡提携ニ留意」すること、といったことがらが指示されている。

さらに文部省は勅令・省令・訓令公布と同日の四月一日、各地方長官宛社会教育局長通牒「青年学校令及青年学校規程ノ運用事項」(発社八六号、通牒本文の表題は「青年学校ニ関スル件」)を出して、「一 道府県ニ於ケル青年学校ノ事務ニ関スル事項」「二 学校ノ名称ニ関スル事項」「三 学校ノ設置等ニ関スル事項」等二〇項目にわたる細かい指示を出した。勅令や省令の規定は簡潔にして訓令や通牒で具体的な指示を出すという方式が採られたといえる(三九年の義務化の際の青年学校令や同施行規則の規定がきわめて詳細なものであるのと対照的である)。

教育課程に関しての規定は次の通りであった。まず青年学校規程によって科目と時数が次のように定められた。

〔普通科〕

男子	第一年		第二年	
	修身及公民科	普通学科	職業科	体操科
合計	二〇	九〇	六〇	四〇
	二〇	九〇	六〇	四〇

女子	第一年		第二年	
	修身及公民科	普通学科	職業科	家事及裁縫科
合計	二〇	八〇	八〇	三〇
	二〇	八〇	八〇	三〇

合計	体操科	家事及裁縫科	職業科	普通学科	修身及公民科	女子
二一〇	三〇	一一〇		五〇	二〇	第一年
二一〇	三〇	一一〇		五〇	二〇	第二年
二一〇	三〇	一一〇		五〇	二〇	第三年

〔本科〕

合計	教練科	職業科	普通学科	修身及公民科	男子
二一〇	七〇	七〇	五〇	二〇	第一年
二一〇	七〇	七〇	五〇	二〇	第二年
一八〇	七〇	九〇		二〇	第三年
一八〇	七〇	九〇		二〇	第四年
一八〇	七〇	九〇		二〇	第五年

この教育課程は文政審議会に諮問されたものとまったく同じである。

陸軍省は兵役法施行規則を改正して（一九三五年六月八日陸軍省令第六号）在營期間短縮に必要な「青年学校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ノ修得程度」を示した。それによれば、青年学校の本科または本科および研究科に四年以上在学し、修身及公民科一〇〇時、普通学科と職業科を合せて二五〇時、教練科を三五〇時以上修めることとされた。右の最低時数の規定と比較すれば、修身及公民科と教練科はまさにこの兵役の特典を受けるに必要な時数に合せてあつた（普通学科や職業科は特典に必要な時数よりもはるかに多い時数であつた）。軍の要請は四年以上の在籍と主として修身及公民科と教練科の学習にあつたから、年限が短く職業技術教育を重視する学校は、たとえ学校そのものを存続させることは可能であつても、生徒に特典を与えられるようにすることは難しかったと思われる。

文政審議会のなかでは「普通学科」の内容が問題になつたが、文部省側はいずれ「要旨」のようなもので内容を示すという答弁をしていた。実際に「要旨」が制定され、そのうえに各科目の要目も作成された。すなわち、まず一九三五年八月二十一日文部省訓令第十九号をもつて青年学校教授及訓練科目要旨が制定された。この「要旨」は教授及訓練全体にわたる方針（五項目）と修身及公民科、普通学科、職業科、家事及裁縫科、体操科および教練科それぞれについての簡単な「要旨」で構成されている。たとえば普通学科は次のようになっていた。

普通学科ハ日常生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ増進シ一般の教養ヲ高ムルヲ以テ要旨トス

普通学科ハ国語及国史ニ関スル事項ヲ授クルノ外地理、数学、理科、音楽等ニ関スル事項ニ就キ土地ノ情況ニ応ジテ適宜之ヲ授クベシ

これによれば普通学科としては国語と国史を必修にするほか、地理等の科目を置くことができるということである。実業補習学校は前期において国語、数学と理科（ただし理科は不設置可）、後期において国語と数学（ただし一方を不設置可）を必修にしていた（女子の場合は前期に国語と数学、後期に国語が必修で後期の国語は不設置可）。数学や理科が必修ではなくなつて代わりに国史が加わり、また普通科（前期）と本科（後期）の区別がなくなつて、必修

科目の範囲が大きく変わった。

そして一九三七年五月二十九日には青年学校教授及訓練要目が制定された（文部省訓令第二十三号）。ここには修身及公民科、家事及裁縫科および体操科の要目が含まれている。普通学科と教練科の要目は翌一九三八年八月六日に（文部省訓令第二十三号）「青年学校ノ普通学科及教練科要目」、また職業科の要目は同年十二月九日に（文部省訓令第二十七号）「青年学校教授及訓練要目中職業科ノ追加」追加された。普通学科の要目は国語や国史などの科目に分れておらず、全体が一つの「総合的」なものになっている。また職業科の要目は農業、工業、商業および水産に分かれている。実業補習学校の時期には公民科の教授要綱が定められていただけだったから、各科目の要目まで制定されたことは教育課程において制度化が大きく進展したという意味をもつ。

なお、三五年八月二十一日の「要旨」に基づいて「青年学校教練科教材配当及進度参考表」（同年九月三日発社二二二号各地方長官宛社会教育局長通牒）が制定された（九月二十一日に発社二二二号通牒をもって一部訂正）。教練および「体操、競技」や「武道」の詳細な教材配当表である。教練は大きく各個教練、部隊教練、陣中勤務（野外訓練）および軍事講話に分けられ、それぞれに二〇時間、九〇時間、七〇時間、二〇時間が充てられている。さらに各個教練、部隊教練や陣中勤務（野外訓練）には複数の「基本教材」が配当され、それぞれに「着眼点」が記され、さらに第一年・第二年と三年以上に配当する教材を分けて書くことよって「進度」を指示している。基本的な内容は三八年八月六日の教練科の要目に継承されているので、要目制定までの暫定的な教育課程の基準を示したと思われる。

また、教練の査閲に関しては陸軍省によって制度が改められた。すなわち、一九三五年八月十日に勅令第二百四十九号「青年学校教練科等査閲令」が公布され、これに基づいて同年八月十三日に陸軍省令第八号をもって青年学校教練科等査閲規程が制定された。前者の勅令は一九二六年（大正十五年）勅令第七十八号「青年訓練所ニ於ケル教練査閲ニ関スル件」、後者の省令は同年陸軍省令第八号「青年訓練所教練査閲規程」を改定したものである。

次に教員に関することがらであるが、教員の資格に関しては青年学校規程と同日の三五年四月一日に青年学校教員資格規程が文部省令第五号をもって制定された。青年学校の教員になることができる者は次のように規定された（第一条）。

- 一 青年学校教員養成所ヲ卒業シタル者
- 二 実業学校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者
- 三 小学校本科正教員又ハ小学校専科正教員ノ免許状ヲ有スル者
- 四 文部大臣ノ指定シタル者

このほか「職業、家事又ハ裁縫ニ関スル特別ノ知識技能ヲ有スル者」は地方長官の認可を受けて教員になることができ（第二条）、さらに第一条および第二条に規定する資格を持たない者でも地方長官において（私立学校は地方長官の認可を受けて）採用できるとされた（第四条）。

また公立青年学校の教諭と称することができる者は次のように規定された。

- 一 青年学校教員養成所ヲ卒業シタル者
- 二 実業学校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者
- 三 小学校本科正教員又ハ小学校専科正教員ノ免許状ヲ有スル者ニシテ六年以上助教諭ノ職ニ在リタルモノ

このほか青年学校以外の公立学校の教諭または助教諭の職にあつた者は教諭と称することができる。とされた。

これまで実業補習学校は実業学校の種類であつた。実業学校の教員は実業学校令第十条に基づく「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」（一九〇七年九月二十一日文部省令第二十八号）によって規定されていた。ところが実業補習学校から青年学校になった際に学校の種類が実業学校から独立して青年学校となつたため、青年学校令第十二条「青年学校ノ教員ノ資格ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」によって青年学校教員資格規程が新たに制定されたのである。

この規程の第一条第一号が「青年学校教員養成所ヲ卒業シタル者」となっていることから明らかなように、青年学校教員を養成するために設置されたのが青年学校教員養成所であった。同養成所は一九三五年四月一日勅令第四十七号「青年学校教員養成所令」によって設置された（従前の実業補習学校教員養成所は廃止された）。同日公布の青年学校教員養成所規程によれば、青年学校教員養成所の修業年限は二年（一年以内延長可）、入所資格は甲種程度の実業学校卒業者あるいは師範学校、中学校または高等女学校卒業者とされた。

青年学校規程第十六条によって青年学校には指導員を置くことができたほか、前掲三五年四月一日各地方長官宛社会教育局長通牒「青年学校令及青年学校規程ノ運用事項」の第十四項により「特別ノ必要アルトキ」に講師を嘱託することができた。三五年九月二十一日発社二三五号各地方長官宛社会教育局長通牒「公立青年学校ノ嘱託教員中指導員及講師採用上区别方」によれば、教諭や助教諭に準じて勤務する者が指導員、一定の時間を限って特定の事項の教授及訓練に従事する者が講師であった。

なお、「専任教員」と「兼任教員」の区別は教諭、助教諭、指導員という身分とはまったく別である。前掲「青年学校令及青年学校規程ノ運用事項」(「青年学校ニ関スル件」³)において専任教員が定義されているが、それによれば公立青年学校の専任の教諭または助教諭、公立青年学校の学校長で当該青年学校の教諭または助教諭を兼任する者、あるいはそれ以外の公立私立青年学校教員で当該学校の教員を本務とし、月額四〇円以上の手当または給料を受ける者とされている。指導員であっても本務として月四〇円の手当をもらっていれば専任教員とみなされるのである。

行政面では青年学校視学委員の設置が目される。一九三六年一月二十日各地方長官宛文部次官通牒「青年学校視学委員要項」によってその設置が府県に伝えられた。視学委員は青年学校を「視察」して「指導」することを職務とし、高等教育機関、青年学校教員養成所、中等学校などの長や教員の中から地方長官を選んで内申し、文部大臣が委嘱する者とされた。府県単位で選ばれ、また当該府県の青年学校を視察するとはいうものの、文部大臣が委嘱する委員であるから、府県は青年学校教育に関して視学委員を通じて文部省から直接監視されることになったともいえる。

(1) 文部大臣官房文書課『昭和十年 文部省例規類纂』および『近代日本教育制度史料』第三卷（講談社、一九五六年）所収。後者では表題が「青年学校二関スル件」となっている。

(2) 文部大臣官房文書課『昭和十年 文部省例規類纂』所収

(3) 注(1)と同じ。

(4) 文部大臣官房文書課『昭和十年 文部省例規類纂』および『近代日本教育制度史料』第三卷（講談社、一九五六年）所収。後者では表題が「青年学校視学委員二関スル件」となっている。

二 青年学校発足直後の実態

青年学校発足後の実態は複雑であった。

一九三六年二月から三月にかけて各地を視察した文部省教育調査部事務官日田権一は次のように述べている。¹⁾

熊本県の高等小学は大体二年制であるが、鹿児島県のは三年制が多く、(四十三校)特別な状態を呈してゐる。

是がを「是を」か「引用者注」視察して第一に感じたことは高等小学と実業補習学校との関係等段々接近し錯綜して実施上に種々の困難な状態を呈して居る事である。元来、高等小学は通年制であり補習学校は時間制が本体である。補習学校は実際に職業について居る者が業務の余暇に補習するといふ建前だから時間制になつて居るのであるが、その時間に最小の制限があるだけで最大の制限がないので、時間を増加して行くと通年制となり得る可能性がある。従来その通年制の補習学校の発達した地方が相当にあるのである。そしてそれらには、実業学校、国民学校、公民学校等の名称を附して地方に関係の深い実業科を課して居る。愛知県の碧海郡の如きは高等

小学をやめて補習学校に改めた。補習学校には補助もあり地方の実情に即した教育が行はれるといふ理由からであつた。そして青年学校令の発布により、前の通年制の補習学校がそのまゝ、青年学校に変わりつゝある。前には高等小学と補習学校との関係のみであつたものが、今度は高等小学と青年学校との境界も問題となる様になつた。

即ち、通年制の補習学校には高等小学と同程度のもので、高等小学の上に位するものと二種があり、青年学校も漸次通年制に発達しつゝあるので、是らと高等小学との関係が非常に錯綜して来たのである。一体尋常小学卒業者の教育は、普通教育を主とすべきか、実業教育を重んずべきかが問題となつて居て、實際教育家並に實際教育から出た視学等は前者を主張して居るが、知事、部長、課長といったやうな連中は後者を重視して居り、これには経済問題も交つて段々補習学校への傾向を辿りつゝある様である。

右に指摘されているように、青年学校規程の教授及訓練時数は最低しか規定されていないため時数を増やすことは問題なかつた。高等小学校には与えられない補助金が付くということもあつて、青年学校にして時数を増やし、高等小学校を廃止してしまう地域もあつたのである。まだこの時点では青年学校は義務制になつていなかったから、その地域の多数の人々のニーズや都合に合つていけば高等小学校を青年学校に転換してしまうということも不可能ではなかつた。しかし同時に、次の事例も紹介されている。

熊本県では、隣県佐賀のやり方を参考して、一時高等小学を廃止したこともあり高等小学それ自身も実業化した。これで相当成績は上げたが、この頃になつてまた普通教育を主とする高等小学教育の必要を感じ出したといふ事である。その根拠は、田舎の生活にも尋常卒業程度では不十分になつたといふこと、尋常卒業から実業に入るまでの間の教育を中絶すると習つた事を忘れるといふ事であつて、高等小学の教育はこの弊を救ふ事が出来るといふのである。鹿児島県ではこれを痛切に言つて居た。高等小学二年間の教育は理解力が進んで居るので能率が非常に上がる、三年になると更に自覚が進むので徹底すると。

長い間、実業補習学校の前期課程と高等小学校とは並立する関係をもつてきた。そして全体としては少しずつ高等

小学校への就学者が増加し、実業補習学校の前期課程の生徒は減少していた。その背後には右に書かれているように、「普通教育」への期待というものがかなりあったと思われる。しかし高等小学校の普通教育はあくまでも小学校教育の延長としての普通教育であった。一方で前の引用文にあるような、小学校から切り離して「実業学校」「国民学校」「公民学校」あるいは「青年学校」という別の通年制の学校を設置するという試みは、たしかに補助金という現実的な利害もあったかもしれないが、その背後に教育研究会の発想と連続するものが生まれていたのかもしれない。その意味では学制改革論議がさまざまところで繰り返られていたともいえる。

右の現象は主に農村地域で生じたものであったが、都市地域においても別の現象が進展していた。すなわち、青年学校制度が発足した直後に多数の実業補習学校が青年学校にならずに（中等レベルの）実業学校に転換したのである。このことは「中等教育改革」でも言及したが、重要な問題なのでここで改めてとり上げたい。

国立公文書館に所蔵されている各学校の設置廃止認可に関する文書によって確認した結果、一九三五年に新設された一五四校の公立実業学校のうち、実業補習学校からの転換であるとの趣旨の記載のある学校は第1表に示す一四二校であった（複数の課程をもつ学校があるので課程ごとに学校数を数えると学校数は一八七校となる）。

大阪市立の学校が目立って多い。国立公文書館の設置廃止認可関係文書中には「大阪市実業補習学校組織変更計画概説」という書類が綴じ込まれている。市立の実業補習学校一〇〇校を「内容充実し設備十分にして実業学校に組織変更するを適当と認むるもの」五四校とそうでない四六校に分け、前者を実業学校に転換することを一括して申請し、認可されている。東京市立の学校も二三校と多いが、市立の実業補習学校からの転換と区立の実業補習学校からの転換とがあり、申請の手続きもばらばらに行われている。大阪市のように計画的に転換したわけではない。全般的にみて市や町の男子商業補習学校と女子職業補習学校の転換が多い。第1表には含まれていないが名古屋市立の実業補習学校一〇校が三五年度に入ったん青年学校に転換してから三六年四月に実業学校にさらに転換している（「中等教育改革」第一章第二節の「二 実業学校の状況と改革課題」参照）。千葉県のように農村地域に展開する実業補習学校

第1表 1935年度に実業補習学校から実業学校に転換した学校

府 県	学 校 名
青 森	弘前市立弘前商業学校(乙男商)
岩 手	一関女子職業学校(町立、甲女職)
宮 城	宮城県気仙沼商業学校(町立、乙男商)
山 形	山形県上山実科女学校(甲女職)・市立山形工芸学校(甲女職・乙男職)
茨 城	茨城県上郷農蚕学校(組合立、乙男農)・茨城県谷田部農学校(町立、乙男農・乙女農)・茨城県江戸崎実践女学校(町立、甲女職)・茨城県大宮実践女学校(町立、甲女職)・茨城県太田実践女学校(町立、甲女職)
栃 木	栃木県足利市実業学校(市立、乙男工・乙男商・乙女職)
群 馬	玉村実科女学校(町立、甲女職)・毛里田実科女学校(村立、乙女職)・富岡高等家政女学校(町立、甲女職)
千 葉	東金実業学校(町立、乙男農・乙男商)・千葉県成東農学校(町立、乙男農・乙女農)・千葉県中正農学校(組合立、乙男農)・千葉県大網実践女学校(町立、甲女職)・千葉県長者農学校(組合立、乙男農)・千葉県片貝実科女学校(町立、甲女職)・千葉県御宿実業学校(組合立、甲女農・甲女水・乙男農・乙男水)・千葉県多古家政女学校(町立、甲女職)・千葉県本納実業学校(町立、乙男農商・乙女農商)・千葉県勝浦実業学校(町立、乙男商・乙女商・乙男水)・千葉県佐倉高等家政女学校(町立、甲女職)
東 京	東京市杉並高等家政女学校(市立、甲女職)・東京市立第一女子商業学校(甲女商・甲女職)・東京市立深川商業学校(甲男商)・東京市立四谷商業学校(甲男商)・東京市豊島区実科女学校(市立、乙女職)・東京市立向島商業学校(甲男商)・東京市本所区本所商業学校(市立、甲男商)・東京市立荒川商業学校(甲男商)・東京市本郷区高等家政女学校(市立、乙女職)・東京市城東高等家政女学校(市立、甲女職)・東京市東調布高等家政女学校(市立、甲女職・乙女職)・東京市城東実業女学校(市立、乙女職)・東京市芝高等家政女学校(市立、甲女職)・東京市浅草高等実践女学校(市立、甲女商・甲女職)・東京市大崎高等実修女学校(市立、甲女職・乙女職)・東京市麹町区商業学校(市立、甲男商)・東京市神田区今川家政女学校(市立、乙女職)・東京市立高輪工業学校(甲男工)・東京市立蔵前工業学校(甲男工)・東京市本所区第一実業女学校(市立、甲女商・甲女職)・東京市四谷高等家政女学校(市立、甲女職)・東京市足立実科女学校(市立、乙女職)・東京市本所区葉平工業学校(市立、乙男工)
神奈川	川崎市立川崎実業女学校(乙女職)・川崎市立大師家政女学校(甲女職・乙女職)
新 潟	新潟県五泉実業学校(町立、乙男農・乙男商・乙女農商)・新潟県葛塚農商学校(町立、乙男農・乙男商・乙女農商)
富 山	滑川実業学校(町立、乙男職)・富山県砺波商業学校(町立、乙男商・乙女商)・富山県東水橋実業学校(町立、乙男職・乙女職)
岐 阜	岐阜県岐阜市立女子商業学校(乙女商)
静 岡	静岡県堀之内高等家政女学校(組合立、甲女職)
愛 知	豊橋市立女子商業専修学校(甲女商)・豊橋市立商業専修学校(乙男商)
三 重	四日市市立商工学校(乙男工・乙男商)・三重県亀山実業学校(町立、乙男農・乙男商)
京 都	京都市立専修商業学校(甲男商)

大阪	岸和田市立商業学校(甲男商)・大阪市立都島第二工業学校(乙男工)・ 大阪市立泉尾第二工業学校(乙男工)・大阪市立東第二商業学校(乙男商)・ 大阪市立西区第二商業学校(乙男商)・大阪市立扇町第二商業学校(乙男商)・ 大阪市立境川実業学校(甲女職・乙男商・乙女商)・ 大阪市立難波実業学校(乙男工・乙男商・乙女商)・大阪市立堂島高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立都島家政女学校(乙女職)・大阪市立曾根崎高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立神子田高等家政女学校(甲女職)・大阪市立下福島高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立西野田高等家政女学校(甲女職)・大阪市立西九条高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立春日出高等家政女学校(甲女職)・大阪市立中大江高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立北大江高等家政女学校(甲女職)・大阪市立集英高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立汎愛高等家政女学校(甲女職)・大阪市立久宝高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立愛日高等家政女学校(甲女職)・大阪市立巽田高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立森之宮高等家政女学校(甲女職)・大阪市立韮高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立広教高等家政女学校(甲女職)・大阪市立堀江高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立高台高等家政女学校(甲女職)・大阪市立市岡高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立築港高等家政女学校(甲女職)・大阪市立三軒家高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立泉尾高等家政女学校(甲女職)・大阪市立東平野高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立金剛高等家政女学校(乙女職)・大阪市立濯美高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立精華高等家政女学校(甲女職)・大阪市立難波立業高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立難波河原高等家政女学校(甲女職)・大阪市立敷津高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立惠美高等家政女学校(甲女職)・大阪市立栄高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立阪東高等家政女学校(甲女職)・大阪市立田辺高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立平野高等家政女学校(甲女職)・大阪市立津守高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立東江女子実務学校(乙女職)・大阪市立天王寺高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立育英高等家政女学校(甲女職)・大阪市立難波新川高等家政女学校(甲女職)・ 大阪市立船場実務学校(乙女職)・大阪市立西天満実務学校(乙男職)・ 大阪市立都島実務学校(乙男職)・大阪市立味原実務学校(乙男職)・ 大阪市立大宝実務学校(乙男職)・大阪市立堀川女子実務学校(甲女職・乙女職)
兵庫	西宮市立商業学校(乙男商)・兵庫県豊岡商業学校(乙男商・乙女商)
和歌山	和歌山県御坊高等家政女学校(町立、甲女職)・和歌山県御坊商業学校(町立、甲男商)・ 和歌山県湯浅実業学校(町立、乙男工・乙男農・乙男商・甲女職)
鳥取	鳥取県養良農学校(組合立、乙男農)
鳥根	松江市立実業学校(乙男職)
岡山	岡山県瀬戸農芸学校(組合立、甲男農)
広島	尾道市立明德商業学校(乙男商・乙女商)
山口	岩国商工学校(町立、甲男工・甲男商)・市立下関商工学校(甲男工・甲男商)・ 山口県宇部市立宇部農業学校(乙男農)・山口県宇部市立宇部商業学校(乙男商)・ 山口県宇部高等家政女学校(市立、乙女職)
徳島	徳島県撫養商業学校(町立、甲男商)・徳島県小松島実業学校(町立、乙男農・乙男商)
高知	高知県弘岡農業学校(組合立、乙男農)
福岡	福岡県八幡工業学校(市立、乙男工)・甘木高等実業女学校(町立、乙女職)・ 福岡県朝倉実業学校(組合立、乙男農・乙女農・乙女職)
熊本	熊本県宮原家政女学校(町立、乙女職)・熊本県八代商業学校(町立、乙男商・乙女商)・ 熊本県山鹿実業学校(町立、乙男工・乙男商・乙女職)
大分	大分県竹田商工学校(町立、乙男工・乙男商)
沖縄	沖縄県立水産専修学校(乙男水)

〔備考〕①文部省告示、文部省実業学務局編「昭和十年十月一日現在 全国公立私立実業学校二四スル諸調査」および国立公文書館所蔵の各学校の設置認可申請書類により作成。

②カッコ内には設立者と甲乙別・男女別・種別を記入した。ただし学校名称から設立者がわかる場合にはこれを省略した。

が多数転換している例もあって単純に一般化して理解することはできないが、おおむね都市の短期技術教育を主眼としていた実業補習学校が青年学校制度の枠組みに対応せず、実業学校に転換することを選択したものと考えられる。たとえば富山県の滑川実業学校の事例をみてみたい。国立公文書館所蔵の設置認可申請書中の富山県知事から文部大臣に宛てた「実業学校設置申請二付副申」には、実業学校への転換の必要性が次のように述べられている。

従来昼間通年制ノ実業補習学校ヲ設置シ、之ニ薬学科ヲ置キ、右売業業者ノ子弟職工行商人等ノ教養ニ努力シ来リタルモノ、処、先般青年学校令制定セラレ実業補習学校廃止セラル、コト、相成リタルニ方リ、之ヲ青年学校トスルニ於テハ、斯ノ種教育ノ徹底ヲ期シ得サルコト、思料セラレ候ノミナラス、一面時勢ノ進運ハ補習教育ノ程度ニ満足スル能ハス。此ノ機会ニ職業学校規程ニ依ル乙種程度ノ薬学校ニ組織ヲ変更シ子弟ノ常識ノ向上ヲ図ルト共ニ薬学ニ関スル諸種ノ智識ヲ授ケ、以テ之等薬業ニ従事セムトスルモノノ教育ノ完璧ヲ期シ、地方産業ノ開発繁栄ニ貢献セントスルモノニシテ、〔後略〕

青年学校になったのでは教育の水準が維持できないという趣旨である。大阪市の「計画」にも「内容充実に設備十分にして」とあったように、実業学校に近い施設設備や教育内容を備えていた学校があった。青年学校でも修業年限を短く設定することは不可能ではなかった。しかしそこには「当分ノ間」という限定条件が付いていた。実業補習学校制度ももっていた制度的弾力性のメリットがほとんど失われたことで、充実した内容を備えていた多くの実業補習学校は青年学校制度に適応しなかつたのである。

さて、全体として青年学校制度になって就学状況がどのように変化したのかを「文部省年報」の統計によって確認しておきたい。

まず一九三六年度の尋常小学校卒業者の総数は男子七七四、二六一人、女子七四九、六七八人、合計一、五二三、九三九人であった。この子どもたちの主たる進路は次の通りである（カッコ内の数字はこの総数に対する割合を％で表示したもの、高等小学校、青年学校普通科および中学校は入学者数で、高等女学校と実業学校は入学資格が多様な

ので第一学年生徒数の数字を用いた)。

	男 子		女 子	
高等小学校	五五五、〇〇六人	(七一・七%)	四二二、四五七人	(五五・〇%)
青年学校普通科	四一、四四四	(五・四)	八二、七四一	(一一・〇)
中学校	八四、八六五	(一一・〇)		
高等女学校			一〇八、七九五	(一四・五)
実業学校	九六、八四八	(一二・五)	三三二、六六七	(四・四)
合 計	七七八、一六三	(二〇〇・五)	六三六、六六〇	(八四・九)

男子の場合、二重に学籍がカウントされている者がいるためか、あるいは尋常小学校を卒業せずに青年学校普通科に入学する者が多いためか、各学校への入学者の数字を合計すると尋常小学校卒業者の数を上回ってしまう。どの数字がどれほど正確なのかわからないが、少なくとも尋常小学校を卒業した者に関してはほとんどがさらにいづれかの学校に入つて学習を継続していたことになる。一方女子の場合には尋常小学校卒業後においてどこにも就学していない者が一五%ほど存在する。この時期においても男女で状況がかなり異なっていたことがわかる。

中等学校との関係を見ると、中等学校への進学者は男子が二〇%台の前半、女子が一〇%台の後半にとどまっている。一九三〇年代後半から四〇年代は中等学校への進学率が急上昇していく時期であるが、全国平均の数字でみるとりまだそれほど大きい割合を示すには至っていない。

前に検討した一九三四年度の数字と比較してみる。同年度の実業補習学校前期課程への入学者は男子七五、七三九人、女子七一、六七六人であった。この数字と三七年度の青年学校普通科入学者数を比較すると、男子が三四、二九五五人もの減少であるのに対して女子は一一、〇六五人の増加である。三七年度において男子の場合には尋常小学校卒業業者に対して五%程度にまで比重を低下させている。もはや一つの制度として積極的な機能を果たす存在ではなくなつ

ていたといつてよい。短期技術教育を主眼とした都市の実業補習学校が実業学校に転換してしまったことの影響もかなりあったと思われる。一方で女子の場合は増加局面にあった。男子とは逆に存在意味が明確になりつつあった。とりわけ男子の場合に普通科の機能が比重を低下させたことは、「義務教育年限延長問題」(高等小学校の義務化問題)を一つの焦点とする学制改革論議に大きな影響を与えたと考えられる。

また一九三六年度の高等小学校卒業者は男子四四二、〇八四人、女子三〇〇、六三三人、合計七四二、七一七人であった。そして三七年度の青年学校本科の入学者は男子三四三、一三三人、女子一七七、八六三人、合計五二〇、九九六人であった。高等小学校卒業者に対する比率は男子七七・六%、女子五九・二%となる。青年学校本科に進学したのは高等小学校卒業者だけではないが、高等小学校卒業者との比率でみる限り、とくに男子についてはほとんどの者が高等小学校から青年学校本科に進んだことが推測される。

青年学校の本科入学者は普通科入学者に対して男子で八・三倍、女子で二・一倍になっていた。女子の場合にはまだそれほどでもないが、男子に限ってみれば普通科はきわめて小さい存在になっている。男子だけについて議論するのであれば、かつての実業補習学校の前期と後期はまったく別の存在になっていたのである。文政審議会のときの議論の枠組みは、実態レベルにおいてみるとほとんど崩壊しているといつてもよい状況であった。

青年学校教育の義務制は男子に限ったことであった。政府の方針が男子に限ったものであったため教育審議会は男子の実情を前提に審議することになった。しかしこの時点においては、男子と女子とで青年学校教育が果たしていた機能はまったく異なっていた。男子のことだけを考えるのであれば普通科の存在はそれほど重視する必要はなくなっていた。文政審議会が青年学校問題を論じたのが一九三五年の初頭、教育審議会が論じたのが三八年の前半であるが、わずかに三年の間に議論の枠組みの土台となる実態は大きく変化しつつあったのである。

注

(一) 文部省教育調査部事務官日田権一「高小と補習 その関係の将来 Ⅱ九州地方視察談の中から」(『教育週報』一九三六年三月十四日)

三 青年学校発足直後の学制改革論議

一九三五年度の青年学校制度発足以前の学制改革論議については第二節で検討した。ここでは発足以後の改革論議を概観することにした。

一九三五年以降の学制改革諸案のうち『中等教育改革』で検討したのは茗溪会教育制度調査部、全国中学校長協会(以上三三五年)、教育研究会(三三六年)、教育改革同志会、社会大衆党、茗溪会教育制度調査部(以上三三七年)、帝国教育会教育調査会、教育改革同志会調査部(以上三三八年)、教育改革同志会(三三九年)の案であった。このうち三三五年の茗溪会の案には具体的な提言がなく、また三三九年の教育改革同志会の案は中等学校に限定したものである。この二つを除く七つの案は「青年教育」をおおむね次のように構想していた。

全国中学校長協会 青年学校制度を肯定、義務化を要望

教育研究会

高等小学校を廃止、前期二年・後期四年の青年学校として後期まで義務化

教育改革同志会

高等小学校を廃止、前期二年・後期四年の青年学校として後期まで義務化

社会大衆党

中級または上級国民学校に転換

茗溪会教育制度調査部

国民学校高等科を義務化、青年学校の普通科を廃止し本科三年・研究科三年とする

帝国教育会教育調査会

国民学校高等科と青年学校本科(男子五年・女子三年)を義務化

教育改革同志会調査部 高等小学校を廃止、前期（普通科）二年・後期五年（本科三年・研究科二年）の青年学校とし、男子は研究科まで、女子は本科まで義務化

全国中学校長協会の案（三五年）は「中等教育」から高等教育にかけての系統に主たる関心を置いた案であり、「青年教育」に関しては簡単に言及しただけである。三六年の教育研究会の案は三七年の教育改革同志会の案の原案の一つと思われる（三六年の案には表題に「（試案）」と付記されている）。その三七年の教育改革同志会の案は後述する。社会大衆党の案は「社会的公費労学義務教育十年制大要」というタイトルが付けられており、公費による積極的な公教育の組織化と運営を提言したものであるが、当時の政治過程にあつてはほとんど影響力をもたなかったといつてよい。若溪会教育制度調査部の案（三七年）は師範教育の改革に主眼を置くものであるが一応包括的な改革案の形をとっている。「青年教育」の系統については、まず国民学校（小学校）の高等科（高等小学校）を義務化したうえで、その上に青年学校を本科三年・研究科三年を置くことになっている。しかし青年学校の内容等についての記載がないので「青年教育」の部分に関する改革提言の趣旨を理解することは困難である。帝国教育会教育調査会の案（三八年）は後述する。教育改革同志会調査部の案は、同会の三七年の案に基づきつつ、教育審議会の審議に合せて青年学校義務制（三八年）と中等教育（三九年）について提言をしたものである。基本的な趣旨は三七年案と同じである。次に述べる教育改革同志会（教育研究会）と帝国教育会以外の組織は「青年教育」に関して必ずしも中味のある改革提言を表明していない。

一九三七年の教育改革同志会案と三八年の帝国教育会案についてはすでに「中等教育改革」において詳述したので、ここでは「青年教育」の構想の部分を中心に両案を比較しつつ検討するにとどめたい。

なお、教育改革同志会の組織化過程についても「中等教育改革」で述べておいたが、簡単に言及しておきたい。教育研究会は青年団内部において後藤文夫を中心に一九三〇年あるいは三一年頃に発足した。「田中文相案」を意識して三一年に「教育制度改革案」を発表したのち、近衛文磨の昭和研究会と密接な関係をもちながら研究を続けた。こ

の時期には阿部重孝、城戸幡太郎、下村宏、関口泰、田沢義鋪、宮島清などが参加している。そして三七年になって研究会は「教育改革同志会」に改称するとともに会の性格を「実行団体」に変え、政治、経済、マスコミ、文学、教育等の各界から同志を集めて組織を拡大するとともに、「教育制度改革案」を発表した。「案」を発表した翌月には近衛文麿が政権を握り、同志会はまさに「実行」の機会を得ることになった。右の三七年案はこのような政治過程の中で形成され、登場したものである。なお、三七年七月に始まった日中戦争により教育審議会の設置が半年近くも遅れたうえに（設置の閣議決定は七月六日）、近衛自身が日中戦争の早期終結を放棄してむしろ戦争の継続に傾き、おそらく軍の同意を取りつけるために青年学校教育の義務制を強行した結果、同志会の案は期待した近衛の手によって実現を阻まれた（後述）。

さて、同志会の案と帝国教育会の案を比較検討したい。両者の基本的な性格は「中等教育改革」で論じた通りであり、あるいは前者の三二年案、後者の三三年案と同様である。

三七年の同志会の「教育制度改革案」³は、初等教育を六年で終結させていて、その点では三二年案と同じである。その上は「青年学校」と「中学校」から成る「中等学校」である。三一年案で「青年国民学校」と呼称されていたものが「青年学校」になっているが、その青年学校が今回は中等学校という枠組みに組み込まれている。中等学校として「国民教育ノ完成」が中学校とともに目的とされており、学校制度上の位置づけがさらに明確になったといえる。青年学校は義務教育で、前期二年と後期四年に区分されている。そして授業時数を前期年七〇〇時、後期年二八〇時としている。前期は週二〇時間のフルタイムの授業になる。雇傭者に対してはやはり週六時間の就学と賃金の保証を求めている。小学校教員の青年学校兼務は禁止され、青年学校と中学校の教員は「中等教員養成所」で共通に養成されることになっている。また「大学校」はとくに入学資格を定めておらず「人物学力並二体力ヲ考査シテ、一般ヨリ入学セシムル」となっているので、実質はともかく形式的には青年学校は第二段階の学校としての中等学校に位置づけられているといつてよい。三二年案と基本的な性格は変化していないが、いくつかの点においてさらにふみ込んだ

提言がなされているといえよう。

一方帝国教育会「学制改革案」はやはり小学校（国民学校）を八年としている（尋常科六年・高等科二年）。この点は三三年案とまったく変化していない。青年学校（男子五年・女子三年）は国民学校高等科に接続するものとされ、普通科は廃止となっている。青年学校も義務教育であるが、男子に関しては現状の追認でしかない（女子に関しては現状の変更を求めたことになる）。青年学校の位置づけは三三年案と大きく異なっている。すなわち、全体が「初等教育」「中等教育」「大学教育」の三段階に整理され、その「中等教育」の中に青年学校も含まれているのである。三三年案では「青年学校」は初等・中等・高等教育から成る学校教育の系統から除外され、社会教育機関として扱われていた。この変化はきわめて大きく、また重要である。文部省は青年学校を社会教育の管轄にしていたから、文部の現行体制への批判にもなっている。ただし中等教育の枠組みの中では「高等学校」（中学校・高等女学校・実業学校を統合した制度）との間にはつきりとした区別がなされている。この点では教育改革同志会の案とは異なる。国民学校の教員は三年制の、高等学校の教員は四・六年制の「師範大学」で養成されることが原則とされているが、青年学校教員の養成機関としては第一に「青年学校教員養成科」（三年制師範大学に付設、修業年限一・二年）が挙げられており、教員養成の観点からも高等学校と区別されているうえに、現行の制度よりも水準を高めようという提言にはなっていない。同志会案にあるような雇傭者に対する就学保証の義務づけの記載もない。青年学校の普通科の廃止が提言されているが、これは国民学校高等科の義務化を求めた結果にすぎない。

一九三六年から三七年にかけて広田弘毅内閣の文部大臣平生鈞三郎が高等小学校的義務化法案を作成し、実現に向けて積極的に動いた。法案の議会提出直前に挫折したが、「中等教育改革」で言及したように、帝国教育会は義務化実現に向けて積極的に平生文相を支持応援した。義務教育延長促進同盟が結成されたりパンフレットが配布されたりして、教育界の大勢が高等小学校的義務化に傾斜していた。

平生文相が高等小学校的義務化実現に取り組み、また教育界がそれに協調した背景には、もちろん臨時教育会議以

来の懸案であったということもあるが、前項で明らかにしたような、青年学校の前期課程の存在意味の低下という実態があった。文政審議會で青年学校案を審議したときにはまだ実業補習学校の前期課程は重要な存在としてみなされていた。ところが青年学校制度が発足してみると、都市の年限の短い実業補習学校が実業学校に転換したり、あるいは経済状況が好転したこともあって、青年学校の前期への男子の入学者はごくわずかな数になっていた（ただし女子はむしろ増加していた）。青年学校前期を義務化しなくても、つまり高等小学校を直接義務化してもそれほど支障がないと判断されるような状態になっていたと考えられるのである。

しかし一方で、教育改革同志会や安藤正純が属する立憲政友会など一部には、初等教育を六年で完了させ、その上は青年期にふさわしい教育にしていくなさきだという考え方があった。教育改革同志会の改革案ではむしろ高等小学校の廃止が提言され、代わって現行よりもかなり内容を充実させた青年学校が構想され、さらにその義務化が求められている。

近衛内閣は高等小学校の義務化ではなく青年学校の義務化を選択した。高等小学校ではないという点においては教育改革同志会の主張が採用されたことになる。しかし高等小学校をそのまま存置したうえに青年学校の現状のままの義務化であったから、同志会の提言とはかなり異なっていた。教育改革同志会にとっては義務化された青年学校を充実させ、できれば高等小学校を吸収して青年学校に一本化させることが課題になり、一方で帝国教育会を中心とする教育界の大勢は、高等小学校の義務化を実現して青年学校普通科を廃止することが目標になった。教育審議會はこの両者の思惑が正面から衝突する場となったのである。

注

(1) 文部省教育調査部編『学制改革諸案』（一九三七年）または『近代日本教育制度史料』第十六卷（講談社、一九五七年）所収

- (2) 教育審議会の設置の経過については野間教育研究所紀要第三十四集「資料 教育審議会」(一九九二年)参照。
- (3) 前掲『近代日本教育制度史料』第十六卷所収
- (4) 『帝国教育』第七百二十号(一九三八年十月)所収

四 青年学校教育義務制実施の政府決定

一九三八年一月十一日に青年学校教育の男子義務制が閣議決定された。周知のようにこの措置は、青年学校修了者に対する兵役の六ヵ月短縮の特典を廃止するという兵役法改正と連動したものである。

ところで、これもまた周知のように、教育審議会の設置直後にこの措置がとられたことで、本格的な教育改革を論議するはずの審議会は事実上審議の枠組みをかなり限定されてしまった。この決定を知った直後、とりわけ審議会の第二回総会で委員から強い批判が続出することは、次の第二章で述べる通りである。

青年学校義務化の政府決定と教育審議会設置の経過やその背景については、『総説』や『中等教育改革』において言及したが、ここではさらに史料を補充しつつ詳細に検討しておくことにしたい。

兵役法中改正法律案が最初に閣議にかけられたのは一九三七年十二月十四日のことである。¹⁾法律案はただちに法制局に送られた。法制局からは十二月二十三日付で「別紙陸軍大臣請議兵役法中改正二関スル件ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム」という回答があり、法案は原案のまま三八年一月十一日の閣議にかけられたのである。

教育審議会官制が公布されたのは十二月十日であるが、『木戸幸一日記』²⁾によれば木戸はその直後次のように青年学校教育義務制にかかわって動いている。

十二月十三日 十一時半、次官、社会教育局長と青年学校義務制につき協議す。

十二月二十四日 午前九時半、首相官邸に至り、杉山（元）・賀屋（興宣）両相と青年学校義務制につき協議す。

十二月二十七日 五時半、賀屋蔵相私邸を訪ひ、青年学校義務制実施の件につき協議す。来年の初閣議にて決定のことに打合す。

兵役法中改正法律案が閣議に提出される前日に木戸が文部省の高官と青年学校義務制に関して協議をしている。二十七日の記述では初閣議で青年学校義務制を決定する運びになったかのように書かれているが、後述のように大蔵省との交渉が長引いて初閣議に提案することはできなかった。

ところで、教育審議会官制は「官報」号外によつて公布された。審議会の設置が閣議で決定されたのが七月六日で、日中戦争の開始によつてしばらく設置延期状態にあつた。五ヶ月も延期されていたにもかかわらず緊急に設置されたことと、その直後に兵役法中改正法律案が閣議に提案され、同時に青年学校義務制の準備が開始されたことが無関係であつたとは考えられない。実際の細かいいきさつはわからないが、考えられることは次の二つである。

一つは、教育審議会が設置されて学制改革の論議を始めた場合、具体的な提案が出るまでに時間がかかるだけでなく、予想される提案が青年学校の義務化ではなく高等小学校の義務化であつたことである。平生文相が具体的な法律案をすでに用意した直後であり、手続さえ始まればすぐにも実施ができるはずだという雰囲気が残つていたと思われる。

もう一つは、青年学校の義務化が審議会設置に先行した場合、審議会の設置の意味づけがきわめて困難になることである。青年学校の義務化を既定の事実としながら根本的な教育の内容と制度の検討を依頼することにはかなりの無理がある。委員の委嘱さえ困難になるかもしれない。審議会をとにかく発足させることが緊急の課題になつたのではないだろうか。

そしてさらに、審議会が発足し審議が始まるまで青年学校義務制の決定をできるだけ秘密にする必要があつたと思

われる。実際に政府はこの秘密を守り通した。第一回の総会が十二月二十三日であったがこの時点でも秘密は守られていた。『東京朝日新聞』がこの動きを報じたのは一月六日である。兵役法中改正法律案と青年学校義務制実施を一月十一日に閣議決定する前であったが、十三日の第二回の総会の前に閣議決定だけは済みますことができたので、ほぼ予定通りだったのではないだろうか。

さて、この一九三七年末の時点で兵役法改正（青年学校修了者への特典廃止）がなぜ浮上してきたのかを考えなければならぬ。

長期戦の準備がないままに七月上旬に始まった日中戦争は、派遣軍への補給等の都合から、当初は軍の強硬派でも十月までが継続の限度と考えられていたらしいが、現地の軍は十一月に上海を占領し、十二月十三日には南京をも陥落させ、政府は華北への權益を一気に拡大することを目指して和平交渉でしだいに強硬姿勢を強めていった。強硬姿勢を貫くためには軍事的圧力を継続強化することが必要であった。対ソビエト戦を意識して中国との長期戦に消極的な参謀本部の協力を得るために、政府は総動員体制の構築に向けて動いた。八月二十四日の閣議で「国民精神総動員実施要綱」が決定され、九月二十五日に内閣情報委員会を内閣情報部（のちの内閣情報局）に昇格させ、十月二十五日には企画庁と資源局を統合して企画院を創設した。その企画院が作成した「昭和十三年物資動員計画」が一月十六日に閣議決定され、さらに一週間後の二十三日には「国家総動員法案要綱」が発表された。

兵役法の改正と青年学校の義務化を決定した閣議の当日（一月十一日）に大本営政府連絡会議が開かれて「支那事変処理根本方針」が決定した。しかしこの段階でも陸軍側はその実行を躊躇しており、蒋介石との和平の可能性を模索しようとしていた。中国の和平条件についての回答期限であった十五日に再度大本営政府連絡会議が開かれて終日議論した結果、政府の強硬姿勢を陸軍側が受け入れる形で決着した。翌十六日の「国民政府を対手とせず」という近衛声明はその結果の表明である。

つまりこの兵役法の改正が企図され、実施に移された三七年の末から三八年の初頭にかけては、まさに政府が陸軍

を説得しながら中国への侵略を一気に拡大しつつあった時期である。

青年学校の修了者に在営期間の短縮の特典を与えるという制度は、平時における非義務制の青年学校教育の普及徹底には意味をもっていた。しかし戦時にあつては、在営期間の不ぞろいは兵員の徴集、訓練、編成、配置等において障害になるだけである。もし戦争が長期にわたるのであればこの障害を除去したいと考えることは自然である。近衛政権は長期戦を推進するために国家総動員体制の構築を急いでいた。長期戦の障害になる制度を除去することは緊急に必要なことであつた。実際に直接要求したのは陸軍だつたかもしれないが、要求されるような事態を生み出したのは政府の方であり、兵役法の改正は近衛政権の方針の枠の中で処理されるべき措置であつたといえるだろう。

関連して指摘しておかなければならないのは木戸文相の存在である。木戸は「近衛首相にとつては政治上最高の相談相手」であり内閣を補強するために就任したといわれる⁵。したがつて木戸文相の行動は、文部大臣としてではなく近衛首相の意向との直接的なかわりて解釈する必要がある。つまり木戸文相が、それまでの文部行政の経緯、とりわけ挫折してから一年も経ていない平生文相の高等小学校義務化案の継承という政策課題を受けとめたり考慮したりしてはいなかつた可能性がきわめて大きいということである。

以上の文脈のなかで兵役法の改正と青年学校の義務化を考へるならば、直接的には軍の要求であつたとしても、全体の流れのなかではむしろ政府の方針の一環であつたとみななければならぬ。そして中国との長期戦を渉る軍を説得するための材料の一つにされた可能性がきわめて強い。

次に、この兵役法の改正や青年学校の義務化の趣旨やその相互の関連をさらに史料に基づいて検討してみたい。

国立公文書館所蔵の「公文類聚」中の兵役法中改正法律案関係の書類の中に「閣議説明資料案」という表題が付けられた史料がある。作成者は陸軍省徴募課、日付は一九三七年十二月二十二日、つまり法制局の報告が出る直前である。ただし表紙に「法制局（参考）」と手書きされている。「提案理由説明」と想定問答から構成されていて、おそらく閣議（さらには帝国議会）で陸軍大臣が説明したり質問に答えたりするために用意されたものと思われる。

まず「提案理由説明」の正文からみてみたい。

現在青年学校又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシテ歩兵トシテ入營致シマシタ者ニ対シテハ其ノ在營期間ヲ六ヶ月短縮シテ居リマス

昭和二年ニ制定セラレマシタ当時ハ歩兵ノ訓練モ他兵科ニ比較シテ簡單デアリマシテ之ガ短縮ヲ可能ト認メテ居ツタノデアリマスガ今日ニ於テハ歩兵ノ装備ハ著シク複雑ト為リ又機械化セラレテ居リマスノミナラズ其ノ戦闘法モ亦頗ル複雑ト為リマシタコトハ上海附近ノ戦闘ヲ各位置ノ耳目ニ達シテ居ル通りデアリマス

其ノ外瓦斯防護、対戦車、対飛行機等ノ戦闘ヲモ訓練致サネバナリマセンノデ假令青年学校修了者ト雖一年六ヶ月ノ在營期間デアハ到底教育シ能ハザル状態トナツタノデアリマス

今次事変ニ於テ支那ガ列強ノ二流兵器ヲ使用シテ居リマシテモ之ニ対スル戦闘法ハ余程訓練ヲ重ネナケレバ損害ガ多イト云フコトハ実践ニ示サレタ貴重ナル經驗デアリマシテ特ニ隣邦タル蘇聯邦ガ其ノ独裁政治ニ依リ世界驚異ノ軍備ヲ充實シ兵器器材ノ面目ヲ一新シテ居リマスコトハ吾々トシテ無關心デアラレナイノデアリマス、即チ戦時ノ損害ヲ極小ニシテ速戦速決ノ目的ヲ達成スル為ニハ更ニ国軍ノ精銳ヲ期セザルベカラザル次第デアリマシテ最前線ニ活動スル歩兵ノ訓練期間ハ最小限約二ケ年ヲ必要トスルノデアリマス

此ノ様ナ国防上ノ絶対的必要カラ今回青年学校又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシテ歩兵トシテ入營致シマシタ者ニ対シテモ一率二概ネ二ケ年ノ在營制ヲ實現致シ度ノデアリマス

之ニ関連致シマシテ青年学校ノ教育ハ自ら優良ナル壮丁ヲ養成シテ居リマスカラ一年帰休ト為ル者モ可成青年学校修了者中ヨリ選定スル考デアリマス

又目下第一補充兵ノ教育召集ハ全員ニ付テ行ツテ居リマセンノデ先ヅ青年学校ノ課程ヲ修メザル者ヲ以テ教育召集要員ヲ得ルコトニ努メ召集所要ノ人員ニ対シ不足ヲ告ゲタル場合又ハ召集ニ応ゼンコトヲ志願スル者アリタル場合等ノ外之ヲ免除シテ今次事変ノ様ニ全ク軍事ノ経験ナイ者ヲ直ニ戰場ニ送ルト云フ弊害カラ脱逸シ度ト考ヘ

テ居リマス

この限りでは戦闘技術が複雑かつ高度になったことが特典廃止の理由とされている。「蘇聯邦」の軍事力に言及しているあたりに陸軍の本来の意図がうかがわれる。

この「提案理由説明」に続けて想定問答が列挙されている。

まず「青年学校ノ課程ヲ修メザル者ニ対シテハ更ニ在營年限ヲ延長シ(例ヘバ二年半)青年学校修了者ト兵役負担ノ均衡ヲ計ルヲ可トセズヤ」という質問が用意されている。この疑問はだれもがもつにちがいない。戦闘技術が複雑になったという理由で在營期間を延長するのであれば、それは青年学校修了者に対しても未修了者にも必要な措置だと考えるのが自然だからである。この質問に対する回答はまったく回答になっていない。「御尤モテ御質問ト思ヒマス、然シナガラ国防上軍ハ他ニ為スベキ幾多ノ大事業ガアリマシテ歩兵ノ在營年限ハ本改正案ノ程度デ我慢シ度ト考ヘテ居マス」というものである。そして「将来青年学校未修了者ニ対シテ二年半在營制ヲ施行スルヤ」には「目下ノ所考ヘテ居リマセン」と回答することにしたうえで、「青年学校ノ教育内容ヲ拡充セバ青年学校修了者ヲ二年在營トスル必要ナキガ如シ」という質問を想定している。この問答が重要である。回答は次の通りである。

今次事変ニ於テ陸軍ガ尤モ苦痛ヲ感ジテ居リマス点ハ全ク青年学校ノ教育ヲ受ケテ居ナイ未教育補充兵ノ多数ヲ召集後直ニ出征セシメバナラヌト云フコトデアリマス

即チ青年学校ノ教育内容ヲ拡充シテ修業ヲ困難ナラシメルト云フヨリモ現制ヲ以テ可成多数ヲ修業セシメバナラヌト云フコトガ先決問題ナノデアリマス

ここで新しい論理が示されている。訓練の高度化に対しては在營期間の延長で対処するということであつたが、青年学校については訓練の高度化を期待せずにもむしろ訓練の普及の徹底を求めたいという別の期待が表明されているのである。続けて「前ノ回答ハ青年学校ノ教育ハ軍事予備教育ノ如ク聞ユルモ果シテ然ルヤ」という問いがあつてこれは簡単に否定されている。次の「青年学校未修了者ニ対シテハ特別ノ教育ヲ施スヤ」という問いには軍隊教育令の条

文の一節を引用して回答にしてある（明言は避けている）。その次の問答もまた重要である。「本改正ノ結果青年学校教育ノ不振ヲ来スコトナキヤ」という核心にせまる質問が立てられて、次のように回答されているのである。

青年学校ノ問題ニ付キマシテハ軍ハ次ノ様ナ見解ヲ持ツテ居リマス

一、青年学校ノ訓練ハ大衆青年ノ身心ノ鍛鍊デアリマシテ民族闘争ノ激烈ナル今日国家ノ将来ヲトスベキ最大要素ハ優良ナル多数青年ノ養成ニ在リト信ジテ居リマスカラ青年学校ノ制度モ全國民ノ熱烈ナル御理解ノ下ニ即時義務制ヲ断行セラレ度ト考ヘテ居リマス

二、又従来青年学校ノ教育ハ軍ノ教育訓練ニ寄与スル所多大ナルモノガアツタノデアリマスガ一面精兵教育ノ要求ハ在營年限ノ延長ヲ希望シ、他面国防正面ノ増大ハ兵員數ノ不足ヲ啣チツツアル現状デアリマスカラ之等ノ要求ヲ充足スル上カラ見マシテモ青年学校ノ教育ハ更ニ一層普及徹底ヲ期セラレ度ト熱望シテ居ル次第デアリマス

ここで初めて「即時義務制ヲ断行」してほしいとの要望が出てきた。そして「二」のなかで兵員の確保には質の向上と訓練の普及の徹底という二つの方向の要求があるとし、質の向上には在營年限の延長で、普及の徹底には青年学校の義務化で対応したいという構図が描かれている。

次の質問はこの青年学校の問題とは別の文脈のものであるが、「本改正法案ヲ昭和十四年十二月一日ヨリ施行スルヲ適當トセズヤ」、つまりなぜ即時実施なのかという問いである。回答は「国際状況上」必要だということである。

「現役兵中青年学校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修了セル者ノ比率如何」という問いに対しては数字の回答が用意されている。「学校教練関係者」（中等・高等教育機関出身者）を含めると約四割、除くと約三割ということである。法改正によって特典を失う者はまだ半数に満たないのである。

以下まだ質問とその回答が続くが省略する。この史料によって、青年学校教育の義務制の直接の必要性が「全ク軍事ノ経験ナイ者ヲ直ニ戦場ニ送ルト云フ弊害」をなくしたいという理由から説明されていたこと、そして青年学校の

教育をあまり充実させるとかえつて修業が困難になつてしまふので、「現制ヲ以テ可成多数ヲ修業セシメネバナラヌト云フコトガ先決問題」だと主張されていたことが明らかになつた。しかしこの理論によつて、教育審議会に諮問せず青年学校教育の義務制実施を決定したことを説得的に説明することは不可能である。義務制実施の効果が現れるのは何年も先のことからである。

結局のところ、在営年限の特典廃止と青年学校の義務化はともに軍の要求であつた。前者によつて青年学校の就学率が下がることが容易に予想されるから、前者の即時実施によつて後者の実施も急がなければならなくなつた。しかし青年学校の所管は文部省である。文部省としては青年学校の義務化があたかも教育行政の論理から出てきたことであるかのごとく説明し、事を運ばなければならなかつた。木戸文相があわてて陸相や蔵相と折衝していたのはおそらくそのためである。大蔵省との折衝は難航したらしいが、それ以上に文部省は苦しい説明をせざるを得ない状況に追い込まれていった。

一月六日の『東京朝日新聞』は次のように伝えている。

義務教育延長問題は平生元文相案の成案以来文部省の重要懸案として鋭意研究を進めつゝ、あつたが、支那事變の貴重な経験の結果年限延長問題はこれを青年学校義務制によつて実現するのが現下の事變に鑑み最も妥当なりとの結論に到達し、木戸文相の手許に於いて鋭意成案を急ぐことに決定した、即ち今回の支那事變の経験によれば戦地第一線の兵士にして青年学校の課程を終了したものは能力その他の点において著しく他のものに勝つてゐることが証明され、これを銃後における活動に見るも青年学校修業者と未修業者との間には防護団としての活動、生産力拡充問題等に関聯してその活動力に相当の開きが見受けられるので最近軍部と文部省との間には益々青年学校活用論が有力となり、青年学校を義務制とすることによつて義務教育年限を延長せんとする見解に一致したのである、従つて今回文部当局の立案せる義務教育延長案は飽迄青年学校が中心であり、青年の活きた実務教育、並に實際訓練によつて直接国力の充実に寄与する實際教育に重点を置きかつ地方の状況及び青年の境遇に適應す

る教育を行ふことを主眼としてゐる、而して木戸文相は成案を得次第文部省議で決定、出来得れば今議會に提案する希望を有してゐるが、これを今議會に提案することに決すれば教育審議會に諮問するの暇なき惧れがある、尚同案実現には経費の関係もあるので目下文部当局と大蔵省と非公式に打合せを進めてゐるが同時に關係省たる陸軍当局と緊密な連携を取つてその具体化を急いでゐる

ここには兵役法の廃止という前提要素が織り込まれていない。だから論理が単純になっている。つまり青年学校の教育訓練が効果的なので義務化するというわかりやすい説明である。

右の記事において文部省が立案中という「青年学校義務制案要綱」は次のように報道されている。

一、高等小学校、中学校等に就学せざる青年男子は尋常小学校卒業後十二歳から十九歳までの間において普通科二年（高等小学校）本科五年の青年学校教育を受くべきこと

一、右は義務制とするが土地の情況によつては多少短縮し得ること

一、当分のうち尋常小学校卒業者にして現在就学してゐない十四歳未満のものは青年学校普通科に就学せしむること

一、右は青年男子のみに適用し女子に就ては別個に考慮すること

一、就学義務者に対し親権を行ふもの乃至その雇傭主は就学義務者に対し就学の時間を与ふると共にこれを督励すべきこと

特典の廃止ということが前提として書かれていないため、これだけを見ると平生文相の高等小学校義務化案に代わる青年学校義務化案のような印象を受ける。しかも三項目目では、義務化の中心的な対象が本科であり、普通科の義務化は高等小学校にすべての者を即時に就学させることが困難なので「当分」の間だけの措置だという趣旨をおわせている（高等小学校の義務化を望む立場に配慮した表現になっている）。右の五項目に続けて「十二歳より十四歳に至る普通科教育と十四歳より十九歳に至る本科教育との間には教育方法に相当の差別を設け、青年学校本科につい

ては個人の性質、能力等によつて適宜の科目を選択せしめて實際教育を行ふ方針であつて、これ等の点に關しては目下文部当局において詳細研究中である」と書かれている。本科の教育の内容を多少改革しようとしていることもうかがわれるのである。

大藏省との折衝はすぐに決着しなかつたらしい。一月七日には「早ければ七日の閣議において案の大綱を説明し承を求むる筈である」と報じられていたが、「予算に關する文部、大藏兩省間の折衝の都合で七日の閣議では文相から説明するに至らなかつた」。結局一月十一日の閣議での決定にずれ込んだ。

「公文類聚」に所収されている書類によれば、「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施ニ關スル件」の閣議決定は次の通りであつた。

- 一 男子青年ニ対シ青年学校ノ就学ヲ義務トスルコト但シ其ノ範圍等具体的方法ニ付テハ昭和十四年度予算編成ノ際之ヲ決定スルコト
 - 二 昭和十三年度ヲ準備期間トシ昭和十四年度ヨリ実施スルコト
 - 三 昭和十三年度ニ於テハ準備費ヲ計上スルコト
- この三項目だけである。具体的には何も決めていない。大藏省は三八年度の予備費だけを認め、三九年度以降の實施の規模とそれに要する予算の規模の決定は完全に先送りされている。ところが閣議決定を報じた『東京朝日新聞』には次のような「青年学校義務制案の要項」が掲載されている。
- 一、男子青年に對し青年学校の教育を義務制とすること
 - 二、教授及び訓練期間は普通科二年本科五年（但し情況により四年となすことを得ること）
 - 三、私立青年学校を認むること
 - 四、瘋癲、白痴又は病弱其他已むを得ざる事由によるものは義務の一部又は全部を免除し得ること
 - 五、地方長官の認可をうけたる時は学校以外の施設に於て青年学校の課程を修得し得ること

六、貧困のため就学困難なる生徒の就学を奨励するため相当施設を講ずること

七、昭和十三年度を準備期間とし昭和十四年度より実施すること

八、女子青年に対する青年学校教育実施に就いては別途考究すること

この報道では兵役法改正（特典廃止）が同時に、しかも初めて伝えられているので読者は両者を関連づけて理解できたはずであるが、実際に閣議で決定されたことがらよりもこの「要項」はかなり具体的である。閣議決定にあたって文部省が示した実施案かもしれないが、これ自体は閣議決定ではなく、したがって政府で実施を決めたものではない。文部省としては兵役法改正のためやむを得ず青年学校の義務化を決定したと受け取られないように、少しでも前向きな姿勢で臨んでいるかのように、あるいはこの措置が教育の論理のなかでの改革であるかのように示そうとしたのではないだろうか。

しかしこの案の正体は時間の経過とともに少しずつ明らかになっていった。おそらく文部省が大蔵省と最後まで交渉したのは実施時期の問題だったと思われる。閣議決定でも右の「要項」なるものでも単に一九三九年度から実施するとしか書いていないが、その三九年度に実施するのが普通科第一・二年だけであることが教育審議会第二回総会（二月十三日）での「聞ク所ニ依ルト云フト一年ヤ二年デハナク、少クモ六年カ七年掛ラナケレバ完成シナイ案ダサウデアリマス」という山本厚三の発言から明らかになった（実際には普通科一年からの学年進行になる）。教育審議会に諮問せずに決定したにしては完成年度がかなり先である。特典廃止は即時実施で連動したはずの青年学校の義務化が七年たたなければ完成しないという大きな矛盾であり、文部省は説明に苦しむことになる。文部省としてはせめて本科第一年も三九年度から実施したかったのではないだろうか。

実施の時期以上に重要な意味をもつのが施設設備や教員を含めた教育の中味の充実ができるかどうかという点だったと思われる。しかしその点に関しても予算を十分に獲得できなかったことは、やはり一月十三日の教育審議会第二回総会での、田所美治の質疑に対する木戸文相の次のような答弁によって十分に明らかである。

偶々此ノ事變ニ当リマシテ一面ニ於テ軍部方面ノ體驗カラ見マシテモ此ノ青年學校ノ非常ニ顯著ナル成績ヲ拵ゲ
タト云フコト、随ツテ之ヲ更ニ強化シテ貫ヒタイト云フ希望ガ切実デアリマスト共ニ、此ノ戰爭ノ實際カラ見マ
シテ兵役法モ改正シナケレバナラヌト云フコトニナリマシタノデ、従来方針モ決ツテ居リマシタノデ、又一面ニ
於テハ戦後ノ青年、殊ニ戦時ハ兎モ角ト致シマシテ、戦後ノ人心不安ノ問題、思想問題カラ見マシテモ早目ニ於
テ此ノ青年層ヲ把握シテ剛健ナル思想ヲ与へ、訓育ヲ与ヘナケレバナラヌト云フコトヲ切實ニ感ジマシタノデ、
取敢ヘズ義務ニ致シタヤウナ次第デアリマス、随ツテ此ノ内容ニ付キマシテハ私共ハ少クトモ現在程度ノモノハ
義務ニシナケレバナラヌト云フ希望ヲ持ツテ居リマス、併シナガラ一面ニ於キマシテ可ナリ經費モ掛ルコトデア
リマス、大蔵省ニ於キマシテモ此ノ戦時中ノ經費ニ付テハ極力節減ヲ希望シテ居リマス、又物資需給ノ關係カラ
致シマシテ建築其ノ他ニ付テハ非常ニ嚴密ナル統制ヲ加ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、サウ云フヤウナ關係カ
ラ致シマシテ今日只今ノ所ハドレダケノ學校ニドレダケノ金ヲ使フト云フコトマデ結論ニ達シテ居ラヌ訳デアリ
マス、取敢ヘズ準備モ要ルコトデアリマスカラシテ十一日ノ閣議デ義務制ニスルト云フ決定ヲ致シマシタ、而シ
テ經費ニ付キマシテハ先程モ御尋デゴザイマスガ、サウ云ツタヤウナ次第デアリマシテ成ルベク經費ヲ使ハズ、
又學校等ノ既存ノ設備ヲ使ツテ之ヲヤツテ行ク、差当リニ戦時対策トシテヤル、斯ウ云フヤウナ訳デアリマスカ
ラ幾ラ位ノ經費ト云フコトハ十分申上ゲ兼ネル次第デアリマス、

この説明からは前向きな積極的な改革というニュアンスはまったく読み取れない。「内容ニ付キマシテハ私共ハ少
クトモ現在程度ノモノハ義務ニシナケレバナラヌ」、「成ルベク經費ヲ使ハズ、又學校等ノ既存ノ設備ヲ使ツテ之ヲヤ
ツテ行ク」ということであつた。

文部省としては少しでも前向きに動いている印象を与えようとして構想らしきものを示したのかもしれない。しか
しそのことによつてさらに矛盾を深め、教育審議会などで苦しい説明をせざるを得ない状況に追い込まれることにな
る。

苦しい立場に追い込まれたのは文部省だけではなかった。

『中等教育改革』で述べたように、教育研究会は三七年五月に「実行団体」たる「教育改革同志会」に組織を改編、六月に「教育制度改革案」をまとめた。そして深いかかわりをもってきた近衛文磨の内閣が六月四日に発足した。改革の「実行団体」はまさに改革実行の機会を得た。七月六日の閣議では教育審議会の設置も決定された。ここまでは順調だった。しかしその翌日に始まった対中国戦争が泥沼化する過程において学制改革は優先順位を下げていった。教育審議会の設置が遅れただけではない。青年学校の改革案が同志会の趣旨とは違う方向で具体化したことがむしろ問題である。

同志会の青年学校案は、高等小学校の内容を充実させ、中等学校とともに中等教育を構成するにふさわしいものにするという趣旨であった。しかし近衛内閣が実施を決定した青年学校義務化には中味を充実させるという趣旨は含まれていない。

閣議決定直前に伊東延吉文部次官も次のような談話を『教育週報』に載せていた。

青年学校義務制実現の問題はまだ確定した訳ではないが、さういふ方針で関係各方面に交渉を行つて居る。一体青年学校の趣旨は小学校卒業後徴兵適齢までの大切な期間を途切れない様に修養させようといふ所にあつて、その間に是非これだけの事を教へ込まなければならぬと言ふのではない。積極的には青年として最も有効な訓練を施し消極的には思想問題その他種々の危険から免れしめなければならぬ。

義務制青年学校教育の本質は「是非これだけの事を教へ込まなければならぬと言ふのではない」という言葉に凝縮されている。青年学校は青年を国家管理のもとで訓練し、あるいは思想動員するための「場」ないし「器」であった。右の発言の背後には予算の確保が困難だという現実問題があつたことはたしかであるが、それだけでなく、やはり青年学校観の違い、青年学校への期待の本質的な違いというものもあつたのではないだろうか。

中味が充実しないばかりではない。義務化の完成まで青年学校が当分現状のまま固定されることになる。義務化

の完成までに六年（準備期間を加えれば七年）を要する。毎年義務化の実施徹底のために予算を投じることになるから、しばらくの間、内容の充実のための措置はあまり期待できない。

さらに問題なのは、義務化の実施が現状の固定さえ保証しなかったということである。これは義務制度の実施までの議論を通じて浮かび上がってくる問題でもあったが、義務にする以上は義務の範囲を定めなければならない。それは青年学校が全日制学校ではなく時間制学校だったためである。全日制学校であれば就学を義務にすればその期間の就労を禁止することができる。しかし時間制学校の場合には義務の時間だけしか就学を保証できず、義務以外の時間に関しては就労も認めなければならない。就労している子ども・青年を法的な力によって労働から引き離すとすれば、その時間は一律に、かつ必要最小限にとどめなければならない。必要最小限の義務の時間を越えるカリキュラムを学校側が用意することは自由であり、またそこで学ぶことも学習者の側の自由であるが、法的には義務づけられない。義務教育であるから学校側は必要最小限のカリキュラムを必ず用意しなければならない。そしてそこに従来以上の数の生徒をかかえることになる。学校も生徒もまず必要最小限のカリキュラムで教育・学習することにエネルギーを割かなければならなくなるから、任意制度のもとでのカリキュラムよりもどうしても小さいものにならざるを得ない。時間制学校を現状のまま義務化するということは、そのカリキュラムを縮小する結果をもたらす可能性が大きいのである。

全日制学校である高等小学校を義務化する場合、あるいは高等小学校を青年学校に統合しつつ、青年学校の低学年を全日制学校に近づけて義務化する場合には、新たに就学する子どもを労働からは完全に引き離すわけであるから、それなりの法的あるいは予算的措置が必要になる。一九三六年から三七年にかけての平生文相の高等小学校の義務化構想はそれを企図したものであった。しかし七学年にもわたる青年学校をいきなりすべて義務化する場合には、学校の内容の充実よりもまずは必要最小限の課程に就学させるという形式面がどうしても優先される。内容の充実と形式の徹底との両者を同時に満足させることは事実上不可能に近い。青年学校義務化は、結果として青年学校教育の質の

低下を招来する可能性を多分にもつていた。「中等教育改革」でも指摘したように、そのことは「中等教育」と「青年教育」の溝を深め広げることを意味するから、同志会の構想からみればむしろ逆行したものだと言ええるものだったのである。

教育改革同志会は近衛内閣と教育審議会という改革実現の手段を得たかにみえた。たしかに審議会にはそのメンバーが多数委員になっている（しかも教育審議会総裁荒井賢太郎の死去という偶然により、同志会の中心的存在であった後藤文夫が三八年二月に審議会の委員に追加された）。木戸文相は審議会発足直後の十二月十三日に後藤隆之助と会い、あるいは十七日に教育改革同志会の集会に出席している¹²⁾。しかし改革の可能性はその近衛によって事実上ほとんど閉ざされてしまっていた。歴史の皮肉といつてもよい。

結局、陸軍は兵役法上の特典廃止の即時実施という利益を獲得した。しかし文部省は、七年間にわたる学年進行の、しかも現状の制度をほぼ固定するだけの青年学校義務化という学校制度改革への足かせをはめられてしまった。この足かせは同時に教育審議会の足かせでもあった。

注

- (1) 閣議決定に至る経過は国立公文書館所蔵の「公文類聚」中の兵役法中改正法律案にかかわる書類による。
- (2) 『木戸幸一日記』上（東京大学出版会、一九六六年）
- (3) 日中戦争の長期化と総動員体制の構築の過程については林茂・辻清明編『日本内閣史録』4（第一法規、一九八一年）による。
- (4) 「支那事変処理根本方針」をめぐる動きについては注(3)と同じ。
- (5) 『東京朝日新聞』一九三七年十月二十三日「安井文相辞表を提出 後任に木戸幸一侯爵 けふ中に親任式挙行」
- (6) 同右一九三八年一月六日「事変の体験に鑑み青年学校義務制を断行 木戸文相立案を急ぐ」

- (7) 同右一九三八年一月七日「青年学校義務制 十四年度に実施 けふの閣議に説明」
- (8) 同右一九三八年一月八日(夕刊)「青年学校案近く付議」
- (9) 国立公文書館所蔵の「公文類聚」中の青年学校教育義務制実施に関する閣議決定にかかわる書類による。
- (10) 『東京朝日新聞』一九三八年一月十二日(夕刊)「青年校義務制案 けふ閣議で正式決定」
- (11) 『教育週報』一九三八年一月八日「青年学校の義務制 文部省断行の準備 所謂義務教育延長の代案でなく 伊東文部次官談」
- (12) 注(2)と同じ。

第二章 審議經過

教育審議会第一回総会は一九三七年十二月二十三日に開かれ、総理大臣・文部大臣の挨拶と伊東延吉文部次官による諮問第一号の趣旨説明が行われた。この日は簡単な質疑があっただけで終了した。

続いて一九三八年一月中に三回、議会開会期間を避けて四月中に四回総会が開かれた。第二回総会の二日前の一月十一日に青年学校教育の男子の義務制の実施が閣議決定されたため、とくに第二回の総会は、政策決定の手続き、あるいは教育審議会の位置づけをめぐる紛糾した。第三回以降の総会からようやく一般的な意見開陳が行われ、第八回総会で特別委員会の設置が決まった。

特別委員会は四月十四日から六月十七日まで一七回開催された。特別委員会では最初に審議方法をめぐって議論が行われ、第三回（四月二十七日）から第八回（五月十八日）までは幼児教育を含めた初等教育、第九回（五月二十日）から第十四回（六月八日）までは師範学校教育が議題となり、第十四回の委員会に文部省から「青年学校教育義務制実施案要綱」が提出されて第十七回（六月十七日）までこれが審議された。そして第十七回の委員会で整理委員会が設置された。

整理委員会は最初の六回を青年学校教育の義務制実施に関する審議にあて、七月六日の第六回整理委員会と同日の第十八回特別委員会で答申案を決定し、七月十五日に第九回総会が開かれて教育審議会としての最初の答申「青年学校教育義務制実施二関スル件」を決定した。

初等教育に関する整理委員会はその後小学校、師範学校、幼稚園に関する改革提言を審議し、同年十一月二十五日の第二十三回特別委員会で原案を可決し、十二月八日の第十回総会で「国民学校、師範学校及幼稚園二関スル件答申」を決定した。さらに審議会は中等教育の審議に入っていく。一方文部省では三九年度からの義務制の実施に向けて、

答申を受けて以降、予算の獲得、法制の整備、現場への指示などの準備を進めていくことになる。

中等教育の答申は一九三九年九月、高等教育の答申は四〇年九月にそれぞれまとめられた。そして社会教育の審議に¹入った。青年学校は社会教育局の所管であり、すでに義務制に関して答申を出してはいたが、この社会教育の審議のなかで青年学校も一つの議題としてとり上げられ、あるいは青年団との関係からも論じられた。四一年六月の「社会教育二関スル件答申」は「社会教育一般二関スル要綱」「青年学校二関スル要綱」「青少年団二関スル要綱」「成人教育二関スル要綱」「家庭教育二関スル要綱」「文化施設二関スル要綱」から構成されている。

そこで本章では、第一節として義務制実施をめぐる審議を、第二節として社会教育における審議をとり上げ、整理分析する。そして義務制実施にかかる審議は日数も多く問題点も多岐にわたっているので五つの段階に分けて検討することにした。第一の段階は第八回までの総会での審議、第二の段階は第八回までの特別委員会での審議、第三の段階は「実施案要綱」を中心に検討を進めた第十四回から第十七回までの特別委員会での審議、そして第四の段階は審議会としての提言（答申の本体）をまとめる作業を行った整理委員会以降の審議、第五の段階は国民学校の創設の提言を審議した整理委員会以降の審議である。一方社会教育の審議については青年学校と青少年団に関する審議をとり上げることとし、「要綱」案の審議に入る前の段階と後の段階とに分けて審議内容を整理することにした。

なお、審議会の設置、組織、運営、答申、基本資料、委員の任期や経歴については既刊『資料 教育審議会（総説）』（本紀要第三十四集、一九九一年）を参照されたい。

また議事録からの引用は、総会ならば「総」、特別委員会ならば「特」、整理委員会ならば「整」として略記し、たとえば特別委員会の議事録の第十二輯の二二八ページであれば（特二一三八）のように表記する。ただし会議の種類を示す「総」等は適宜省略する。

第一節 青年学校教育義務制実施をめぐる審議

一 第八回までの総会における審議

第二回総会は一九三八年一月十三日の午後に開かれた。冒頭で議長の荒井賢太郎（総一三）が木戸幸一 文部大臣を指名し、木戸が「会議二入りマスニ先立チマシテ一言御報告申上ゲ又御諒解ヲ得テ置キタイト存ジマス」（二一三）と述べて青年学校教育義務制実施の閣議決定についての釈明を行った。すなわち、臨時教育会議において実業補習学校の全部または一部を速やかに義務制にするよう答申し、また文政審議會は青年学校制度を答申した際に義務制の実施を求める付帯決議を行った、三七年七月から日中戦争が始まって青年教育の重要性が高まったが、「戦線銃後ヲ通ジテ青年学校ノ教育ハ極メテ顕著ニ其ノ効果ヲ發揮致シマシテ、普ク其ノ真価ヲ認識セラル、ニ至」った、そこで兵役法の改正と相まって「緊急ナル措置トシテ全国青年ノ健全ナル精神思想ノ涵養確立ノ為ニ、其ノ知能体力ノ養成ノ為ニ、青年学校教育ノ普及徹底ヲ図ルノハ一日モ忽セニスベカラザル所ト考ヘラレ」るので、政府は「取敢ヘズ」（以上一三三）男子青年学校教育の義務制を決定した、しかし青年学校は重要な教育施設なので今後その制度や内容、ならびに女子青年学校教育の義務制の実施など「青年学校教育ニ関スル全般ノ問題ハ総テ本審議會ニ於テ十分御審議ヲ煩ハシタイ」と考ふる、「当局ハ其ノ決議ヲ尊重シテ之ヲ実行ニ移シテ行キタイ」、尋常小学校卒業後中等学校や高等小学校に進まない少数の者には、「当分ノ内」青年学校普通科への就学を義務づける、「国民基礎教育ノ拡充ノ問題ハ多

年ノ要望デアリ、又緊要ナル事柄デアルト考ヘラレマスガ、是亦本審議會ノ御審議ヲ俟ツテ決定致シタイ」（以上一四）というものであった。臨時教育會議と文政審議會の答申に根拠をもつ措置であること、日中戦争という新たな状況への緊急の対応であること、青年学校制度全般の改革については教育審議會の答申を受けて行うつもりであること、そしていわゆる義務教育年限延長、つまり高等小学校の義務化についてはやはり教育審議會での提言を受けとめる用意があることの四点を挙げて、教育審議會での審議を経ずに義務制を決定したことを釈明した。

この釈明に対して委員からの批判が相次いだ。この第二回總會での委員と政府・文部省とのやり取りはおおむね次のようなものであった。

田所美治（二一四） 義務制実施の趣旨には賛成。効果があがるように予算も教員も確保してほしい。制度や内容の改革は審議會の検討に委ね、義務制の実施はとりあえず現行のままで行うのか。学校は足りるのか。教員は確保されているのか。年限の短い実業学校の卒業者は義務の対象になるのか。経済的な事情で就学できない者のための対応はどうするのか。またその対象者はどのくらいいるのか。女子の義務制はどうするのか。経費はどのくらいかかるのか。義務年限の延長はどうするのか。青年学校の義務制と並行して実施することは可能ではないか。

木戸幸一（二一一） 「此ノ事変ニ当リマシテ一面ニ於テ軍部方面ノ体験カラ見マシテモ此ノ青年学校ノ非常ニ顕著ナル成績ヲ挙ゲ〔「ゲ」の誤りか―引用者注〕タト云フコト、随ツテ之ヲ更ニ強化シテ貰ヒタイト云フ希望ガ切実」であり、同時に「戦後ノ人心不安ノ問題、思想問題カラ見マシテモ早目ニ於テ此ノ青年層ヲ把握シテ剛健ナル思想ヲ与ヘ、訓育ヲ与ヘナケレバナラスト云フコトヲ切実ニ感ジ」た。「取敢ヘズ」義務にしたので「現在程度ノモノハ義務ニシナケレバナラスト云フ希望ヲ持ツテ居」る。「成ベク経費ヲ使ハズ、又学校等ノ既存ノ設備ヲ使ツテ之ヲヤツテ行ク」（二一二）ので必要経費はわからない。大蔵省と折衝中。「青年学校ヲ義務制ニスレバ義務年限ノ方ハ暫クハマアヨカラウト云フヤウナ考ヘハ毛頭ゴザイマセヌ」（二一三）。義務制の内

容も女子の義務制も審議会で検討してもらつて実施したい。

伊東延吉(三一三) 都市部で学校が不足しているが、「大体ニ於テ是ハ小学校ニ於テ行ツテ行クコトガ出来マス教育デアリマスカラ建築等ニ付テ多額ノモノヲ要スルト云フコトハナイ」(三一三)。青年学校教員養成所は各府県に設置されているが、これを拡張する必要がある。「青年学校ノ教育内容ハドウシテモ其ノ他ノ只今拵ゲマシタヤウナ実業学校ニ較ベテ内容ガサウ云フ風ニ充実シテ居ラナイノデ」年限の短い実業学校の卒業者は少し上の年齢の青年学校の学級に編入することになるだろう。尋常小学校を出てどの学校にも進学しない者は約一五万人ほどいる。これらの者に対しては「補給ノ制度」(以上三一三)などを考えたい。

田所(三一三) 本科だけで普通科のない学校が多数あるがどうするのか。一、三年の年限の短い青年学校はどうか。実業学校卒業者の編入学年について決めてあるならば教えてほしい。

伊東(三一五) 普通科のない青年学校は「一、二六六校ある。義務制になれば設置しなければならなくなるだろう。年限の短い学校も五年あるいは四年にしなければならない。

松浦鎮次郎(三一五) 青年学校教育の重要性は理解できるが教育審議会の審議との関係が問題になる。諮問第一号では教育全般の問題について審議会の意見を求めている。青年学校の義務制も重要な問題であるから「義務ニスルガ善イカ悪イカト云フ其ノ問題モヤハリ此ノ会議ニ於ケル自由論議ノ範圍ニ入ル」。しかし政府が議会の協賛を得て実施するのであれば「此ノ会議ニ於テ今更可否ヲ申ス余地ハ実ハナイ」(三一六)。審議会からみれば「審議権」の問題。「会議ノ審議ノ上カラ申スト甚ダ遺憾」。本来ならば審議会にかけるべきであるがやむを得ず義務制だけを先決したということであれば「文部大臣ノ御口カラサウ云フ御答ヲ願」いたい。それから「少シク懸念ニ堪ヘヌ点ガアル」。青年学校教育は「十分ナ初等教育ノ基礎ノ上ニ建立セラルベキモノ」(以上三一七)で、「高等小学ノ上ニ建立サレテ初メテ有効」(三一八)。しかし義務は青年学校で果せるとなれば子どもは高等小学校に行かずに青年学校に行くようになるかもしれない。また義務となる青年学校には補助があ

るが義務でない高等小学校には補助がないので、自治体の当局者も青年学校に力を入れるようになるおそれがある。高等小学校においてもできる限り補助が与えられるようにしてほしい。

添田敬一郎(二二九) 審議会の権限を侵したのではないという諒解でいいか。

木戸(三二〇) 「当然一応ハ御諮リヲスベキガ筋合デアル」が、「時局柄、殊ニ兵役法等ノ関係モアリマシテ、予算ノ編成其ノ他ノ関係ト相混ミ合ヒマシテ已ムヲ得ズ政府トシテハ之ヲ断行スル次第デア」る。「審議會ノ方ノ御審議ノ範圍ニ於テハ、之ヲ以テ青年学校ハ必ズ義務ニシテ此ノ形デ置ケト云フ意味ノコトハ毛頭考ヘテ居リマセヌ、其ノ意味ニ於キマシテハ添田委員ノ仰シヤル通りニ、此ノ審議會ノ審議スル範圍ヲ制限シタノデハナイ」。高等小学校の「退歩」(以上三二〇)といった弊害が起こらないように努力する。

下村寿一(三二三) 義務制度は教育にとつて非常に重要なことなので不完全なものを実施しないようにしてほしい。青年学校には「心身ノ変化ノ多イ時代ノ青年ガ数十人或ハ数百人集マルノデアリマスカラシテ、其ノ生徒ニ対スル教授、訓育、或ハ学校管理ト云フコトハ非常ニ複雑」。したがって従来からの青年学校教員の「一人一校主義ト云フヤウナコトハ、是ハ国家ノ責任ト致シマシテモ到底ナサルベキコトデハナイ」。青年学校は小学校や中等学校に比べて「ルーズ」になっているが、それでは「到底義務制ト致シマシテモ完全ナ効果ヲ挙げルコトハ出来ナイ」。青年学校の義務制が「ルーズ」であると小学校の義務制にも響いてくると思うが、「義務違反ニ対スル制裁等」(以上三二三)はどうするつもりか。青年学校の場合には本人にも義務不履行の制裁をする必要もあるだろうし、また雇傭主に対する制裁も考えなければならぬ。小学校でさえ就学奨励を行つても貧困を理由とした就学免除のケースがたくさんある。「青年学校ノ生徒トナリマストは皆稼人」であるから「余程強力ナ就学奨励ノ制度ヲ御設ケニナラスト仲々はハ励行ガ出来ナイダラウト思」(以上三二三)う。監督機関はどうするのか。小学校の監督だけでも不十分にしかできていないので、このままでは青年学校の監督は徹底しない。「査閲ノ方ハ仲々ヨクヤツテ居ルヤウ」だが「唯軍事教練タケノ青年学校ト云フヤウナコトニ

ナリハシマセヌカ」。小学校における学務委員のような制度を設けて青年学校義務教育の励行上の機関としてほしい。その際には名望家や在郷軍人だけでなく「産業上ノ偉イ人」（以上三一三四）を委員に加えてほしい。

「雇傭主ニ青年学校其ノモノヲ理解セシムル」うえでも「青年学校ト地方産業トノ聯絡」のうえでも「青年学校生徒ニ対スル職業指導」のうえでも必要。教科書についての基本方針はどうするのか。「男女ノ機会均等ト云フ意味ニ於テハ世界ニ一等国トシテ稍々誇ルコトモ出来ヌヤウナ状態ニナツテ居ル」（以上三一三五）ので、これ以上男女の差を拡大するようなことは避けなければならない。女子の義務制についても考えてほしい。

木戸（三一三五） 完全なものにして義務制を実施するためにも審議会で制度や内容を検討してほしい。教員の充実、義務不履行の場合の制裁、貧困による不就学者の扱い、監督機関については研究中。審議会でも考えてほしい。

伊東（三一三六） 教科書は現在は開申制度だが検定制度を考慮したい。

安藤正純（三一三六） 教育審議会に審議の自由が与えられているとは思わない。義務制実施という根本問題は決まっているので、「其ノ根本問題ハモウ触レテモ後ノ祭りデ仕方ガナイ」（三一三六）。一日、二日を争わずに一度相談してくればよかった。「恐ラク教育審議会全部ハ挙ツテ賛成ヲシ、喜ンデ異議ナク施設ノ相談ニ与ルコト、」思う。義務制の実施の是非が最も重要な問題で、この重要な問題については審議会に諮問するべきなのではないか。今後はこういうことが起こらないという「保証ヲ得タイ」（以上三一三七）。制度改革というのすべてに連関することなので、一つだけを決めて実施することが難しいということも考慮しておいてほしい。自分は立憲政友会を代表して委員に選ばれたと思っている。政友会は一九三二年以来教育改革の特別調査会を設けて改革案を作成、発表してきた。青年学校に関係することとしては同年に「現行ノ高等小学校、実業補習学校、青年訓練所ヲ併合統一シテ、青年教育制度ヲ確立ス、青年学校ハ六年トシ学科課程、教授時数、並ニ昼間学校タルト、夜間学校タルト、季節学校タルト凡テ広キ自由ヲ認ム、将来成ルベク速ニ義務制タラシム」（三一

(二六) という案を発表した。青年学校教育の義務制は政友会の年来の主張なので「満腔ノ賛成ヲ表スル」(二二五)。高等小学校をも義務制にするのか、あるいは高等小学校を廃止するのか、文部省に方針があれば聞きたい。労働者教育は重要なので義務の免除は認めるべきではない。「ドンナ階級ノドンナ困ツテ居ル人ニデモ、唯一人ニデモ教育ヲ施サナケレバナラヌト云フ是ハ国家トシテノ義務ガアリ、又是ハ国民同胞トシテノ責任モアル」(二二三)。奨学制度を創設する必要がある。女子の義務制もただちに考えなければならぬ。地方の教育行政が内務省の管轄になっているために「不便」や「不都合」(二二三)がある。文部省の管轄に移すべきではないか。

木戸(二二三) 審議会にかけずに義務制を決定したことについては「私共モ決シテ斯ウ云フ形ヲ執リマスコトハ本意デハナカツタノデアリマスガ、色々ノ事情、兵役法等ノ関係カラ已ムヲ得ズヤツタコト」(二二三)で、今後はこういうことをする考えはない。一九三九年度予算の編成までに高等小学校への対応や貧困者に対する方策を決めたい。農村以外の地域の労働者教育には困難があるので研究したい。地方教育行政の文部省への移管は、産業界も同じ問題をかかえており、内閣全体の問題でもあるので、希望はするが実現はむずかしい。吉岡弥生(二二三) 「女子モ義務制ニスルト云フコトヲ御発表ニナツテ戴キタイ」(二二三)。女子は夜学で学びにくいので、高等小学校と同じくらいの期間を昼間の青年学校で学ぶようにしてほしい。

山本厚三(二二五) 審議会にかけずに決定を急いだ理由がわからない。義務制の完全実施までの経費の見通しはつきりしていないのに大蔵省が承認するはずがない。文部省は見通しを立てているはずで、それを示してほしい。青年学校の義務制を完全に実施すれば「高等小学校ハ廃メネバナラヌヤウナコトニナリハシナイカ」。教育改革同志会の案は小学校教育を六年にすべきだとしているが、「是ハ一ツノ意見トシテ此ノ方ガ筋ガ通ツテ居ルト私ハ思フ」(以上三二五)。高等小学校の存廃という重要な問題についての見通しもないままに青年学校の義務制だけを決めたのはおかしい。兵役法の改正問題も最近になって出てきたこと。「各方面ノ教育制度

ト云フモノヲ一ツ一ツ切り離シテ、是ハ斯ウ云フ訳デ此ノ内閣ハヤルノダ」というやり方をするのであれば「此ノ諮問委員会ト云フモノハ要ラナイ」。「畏クモ御上諭マデ戴イタ」（以上三一三）権威ある審議会の開会前の閣議決定だったので、文部省に向いて審議会では何をするのか質したところ、一般的な意見を聞くのだからということであった。反対する人はいないから諮問だけはするべきだと申し述べておいた。こういうことは「遺憾ナド、云フモノデハナクテはハイケナイコトダト思」う。「今後モサウ云フコトガナイトハ安心ガ出来マセヌ」（以上三一三七）。

木戸（三一三） 「兵役法其ノ他トノ睨ミ合カラ一応方針ヲ決定シテ進ンデ行カナケレバナラヌヤウナ実情ニアツタ為ニ」（三一三）義務制の方針だけを決めた。文政審議会等にも決議があったので政府の方針とした。予算のたいの見過しについては大蔵省の了解も得てあるが、細目は得ていない。高等小学校の義務制実施については政府は方針をもっていない。白紙の上で検討してもらいたい。兵役法上の特典を廃止する場合、同時に発表しなければならぬという事情もある。

山本（三一三） 六、七年もかからなければ完成しないということなので急ぐ必要はなかつたはず。議会までにまだ日数があるのだから諮問してしかるべき。

香坂昌康（二一三） 青年学校教育の義務制のみでは不十分で、同時に青年団の組織の強化を図ることが必要。青年団は指導者を必要としている。上から指導網を構築したい。また勤労青年だけでなく学校の学生生徒に対しても方策を立てるべきである。休暇を廃止して労役奉仕や心身鍛錬をすることは簡単に実施できる。実施を急ぐものは審議会の決定を待たずに実行してもよい。

関口八重吉（二一四） 青年学校では職業教育も重視してほしい。青年学校が多数あるところには「青年教育指導者、指導官」というようなものを置いて、経験や見識のある人を任じて指導してもらうのがよい。青年学校は実業界の理解も必要で、都市においては工業組合設立の青年学校に補助金を出すというのも一つの方策。生

徒が移動しても困らないように教科書や教育内容を配慮してほしい。

ここまでの批判あるいは問題点の指摘を整理すると次のようになる。まず教育審議会に諮るべきであったという手続議論からの批判が挙げられる（松浦、安藤、山本）。青年学校教育の義務制が教育の根本問題なので教育審議会の審議の範囲に入るはずだという内容面からの批判と、実施はかなり先のことになるのだから一日、二日を争って決める必要はないという形式面からの批判とがある。第二に、高等小学校との関連についての問題が挙げられる。一九三六年から三七年にかけて政府が高等小学校の義務化を目指して動き、また教育界の大勢もこれを積極的に支持したという経緯があった。田所は青年学校教育の義務制が高等小学校の義務化を妨げるものではないことを確認する発言をしており、松浦は高等小学校と並立する青年学校の普通科を残すことでその上の本科の教育が困難になるという指摘をしている。さらに、松浦や山本は青年学校普通科を義務化したことで高等小学校が衰退していくことを案じている。第三に、義務就学の完全実施にかかわる問題が挙げられる。田所、下村、安藤がこの点を論じており、とくに下村は義務不履行の場合の「制裁」の必要まで言及している。第四に、女子の義務化を求める発言が挙げられる。兵役法との関係では男子だけの問題であり、もともと青年訓練所が男子だけの施設だったこともあり、男子の義務化だけを決定した事情についてはある程度理解されていたと思われるが、しかし男女の教育機会均等を求める意識が高まっている時期でもあり、四人の委員（田所、下村、安藤、吉岡）から女子の義務制の早期実施を求める発言があった。第五に、これは田所だけが指摘したことであるが、年限の短い中等学校との関係の問題がある。青年学校教育の意味がどこにあるのか、つまり年数ないし年限に意味があるのか、そこで教授される教育内容に意味があるのかという点にかかわる重要な問題である。第六に、実施するのであれば考慮しなければならないさまざまなことからの指摘がなされた。学校や教員の確保、行政上の監督体制の整備、青年団の充実やそれとの関係の強化、産業界との関係の強化、教科書の整備などが具体的に論じられた。政府側の説明では現行の青年学校をとりあえずそのまま義務化するということとであったが、委員の発言はおおむねそれに否定的で、義務化するのであれば内容を充実するべきだという雰囲気か

強かった。

しかし委員のあいだにも受けとり方に微妙な差異もあった。とくに厳しく受けとめたのが松浦、安藤、山本であり、逆に香坂などは実行を急ぐものは審議会の決定を待たずに実施してもいいという姿勢を示している。田所、下村、吉岡、関口などは義務化の決定を前提にしつつ改善の提言を行っている。ただし松浦、安藤、山本も手続き論としては疑問だとしているが、青年学校教育を義務化すること自体に反対していたわけではない。とくに安藤は、高等小学校ではなくて青年学校を充実させていくべきだとした政友会と教育改革同志会のメンバーであるという立場から、内容に関してほむしろ積極的に支持している。

この第二回総会の発言を全体としてみれば、高等小学校の義務化を先行させるべきだといった強い反対意見は出ず、手続き問題はあったにせよ、青年学校教育を義務化すること自体は一応了解されたとみてよいだろう。内容の充実策については審議会の検討に委ねるという説明があり、あるいは高等小学校を同時に義務化することも可能性として残されており、委員たちは今後の審議に委ねられている部分はまだ大きいと感じていたのであろう。

一月十四日の第三回総会から各委員の一般的な意見の開陳に入った。最初に東郷実(二一四)から議事進行の問題として、局部的な改革案を一つずつ作成して実行していくのか、全体にわたる総合的な改革案を作成してから実行していくのかどちらなのかという質問が出された。これに対して伊東(二一五)は後者であると答弁している。このやり取りのあと順次通告順に発言が続いた。第三回と次の第四回(一月二十日)の会議では一般的抽象的な教育理念や学校制度論の披瀝をする委員が多く、あるいは具体的な問題に触れる場合でもどちらかといえば「中等教育」から高等教育にかけての「正系」といわれる制度に関する意見が多く、「青年教育」に属する高等小学校あるいは青年学校に論及したのは上原種美と森岡常蔵の二人だけだった。

上原(二一七)は、青年学校教育が義務化されるのであればそこでの職業教育を充実させなければならぬ、また高等小学校においても都市、農村それぞれに対応した職業教育を充実させるために、師範学校における教師教育を都

市、農村それぞれに対応させる必要がある、といった趣旨の発言をした。森岡（三一〇〇）は、「何ト致シテモ総テノ教育ノ基礎ニナル土台ヲシツカリ造ツテ置カナケレバ此ノ文化ノ発達国運ノ發展ノ上ニモ非常ナ影響ヲ及ボス」（三一〇一）、「平生サンノ時ノ案デスケレドモ、是ハ殆ド教育界デハ輿論トシテ決ツテ居ル問題」（三一〇三）として高等小学校の義務化を求めた。そして青年学校の普通科については高等小学校の「代用」として生かすように提言している。第五回の総会は四月七日に開かれた。一月の「国民政府を相手にせず」との近衛声明以後日中戦争はさらに泥沼化し、四月一日には国家総動員法が公布された。青年学校教育の義務制の意味や必要性がそういった事態の進展を通じて理解されてきた段階での審議である。

通告順での意見の開陳が続くなかで、青年教育（青年学校および高等小学校）に言及した発言は次の通りである。
第五回総会（四月七日）

田尻常雄（総三一〇六） 青年学校における教練は徴兵令の關係で必ず重視されると思うが、職業教育にも力を入れて産業の振興を図る必要がある。「将来我が国ニ於テモ文明国トシテ婦人ニ対シテ漸次参政權ヲ与ヘルト云フコトハ早カレ晩カレ之ヲ認ムベキモノ」であるから、女子青年学校を義務化し、さらには一般的に義務教育の年限延長を図る、つまり「平生案ノ八年制ト云フコトモ之ヲ大イニ考慮スル必要ガアル」（以上三一〇九）。

田中穂積（三一〇九） 文部省社会教育局の「全国壮丁ノ教育状況」というパンフレットによれば「壮丁ノ教育程度ガ劣ツテ居ル」（以上三一〇三）。日本の場合は学習内容が多く、「僅カニ十二歳ノ児童ニ対シテ国体ノ本義、国家組織ノ内容ヲ了解ヲサセルト云フコトハ、是ハ余程至難ナコト」（三一〇三）。しかも財政の關係で教師の引退が早く、そのため小学校教員の平均年齢が低く十分な教育が行われる条件が整っていない。青年学校は授業時数が少なく、「小学校ノ義務制度ヲ延長スルト云フヤウナ効果ヲ之ニ依ツテ補フト云フコトハ、是ハ到底出来得ルコトテナイト確信ヲスル」。「折角奨励ヲシテ居リマス高等小学校カラ生徒ガ青年学校ノ方ニ転スル

ヤウナコトガアリマスト云フト、是ハ洵ニ由タシキ大事デアルト考ヘル」(以上三一三)。

第七回總會(四月十三日)

権尾弁匡(三一二四) 小学校教育は少なくとも八年あるいは九年必要。その上の青年教育の根本は「働キ学ブ」

(三一二八)といふところにある。

永田秀次郎(三一三三) 小学校の義務教育は八年制にしてほしい。そして「一年生カラ八年生、是ハ精神ナリ

身体ナリノ非常ニ変化スル時デアル、ソレヲ一ツノ学校デ同ジヤウナ氣持デ教育スルト云フコトハ実施ニ適

セナイ、ダカラ之ヲ前期ト後期トカ云フヤウナ風ニ分ケテヤルト云フヤウナーツノ工夫が必要」(三一三五)。

また小学校の義務化の経費は国あるいは府県の負担にしてほしい。青年学校の普通科での教育は不十分なので昼間制にして授業時数を増やしてほしい。

関口八重吉(三一三四) 青年学校の義務制は「時宜ニ適シタコト」(三一三五)であるが、普通課二年は昼間制

にして本科は夜間授業にするのがよい。尋常小学校を卒業したばかりの児童に夜間教育を施すのは身体の發育のうえに良くない。「現在ノ高等小学ノ課程ニ付テ之ヲ適當ニ科日ヲ配置シテ青年学校ノ一部トスルコト

ガ出来マスト、青年学校ト八年制ノ義務教育トガ同一ノモノトナツテ単純化スルコトガ出来ルノデ甚ダ結構

ナコト、考ヘマス」(三一三六)。

第八回總會(四月十四日)

吉岡弥生(三一四〇) 女子の場合、小学校六年の上を青年学校にすると弊害が起こる。義務制にしても満足な

教育はできない。發育盛りの時期に職業に従事し、さらに夜間学ぶことになると無理が生じる。国民の体位の低下につながるので、高等小学校を義務化してほしい。

下村宏(三一四五) 教育改革同志会のメンバーであり、会から意見書を提出しているが、「此ノ提案全部ガ各

委員ノ各自ノ意見ト全部合致シテ居ル訳デハアリマセヌ」(三一四五)。高等小学校の義務化の意見を支持する。

義務年限の延長問題は大学までの学校段階を三段階に整理するという問題と「相呼応シテ居ル」(三一五六)。安藤正純(三一六) 青年学校は現在は社会教育局の所轄になっているが、「寧ろ之ヲ普通学務局ニ属セシメテ、教育ノ本系ノ方ニ入レルノガ本当チヤナイカト思フ」(三一六六)。

山本厚三(三一七) 青年学校の義務制実施と高等小学校の義務化の両立には困難がある。教育改革同志会は高等小学校の廃止を提言しているが、高等小学校の義務化の議論も多い。高等小学校の義務化よりも青年学校の義務化の方が大きな経費がかかるのではないか。高等小学校の義務化を先に延ばして青年学校の義務制だけを実施するというのは「非常ニ間違ツタコトデハアルマイカ」(三一七)。もし高等小学校が廃止されれば国民体位の問題にもなってくる。

田所美治(三一七五) 「六年ノ義務教育ヲ八年ニスルト云フコトニ付テハ此ノ会議デハドナタモ御異存ガナイヤウデ」(三一八二)、また「高等小学ヲ存置シテ、他日はハ義務年限ヲ八年ニスル、是ハ明治初年以來ノ国是デアル、近キ将来ニ実行スルノデアルト云フコトヲ特ニ六年ニシタ時分ニ文部大臣ハ發表シ」(三一八三)た。ところが今日まで実施されておらず、列国の制度に比べて遅れている。尋常小学校を卒業した一五〇万の児童のうちどこにも進学しないのはわずか二〇万にすぎない。青年学校七年間を義務にするには相当の費用がかかるが、そのために高等小学校の義務制実施を遅らせるとすれば「本末転倒ノ甚ダシイモノ」(三一八五)。三〇〇万円ほど支出すれば高等小学校の義務化は可能。むしろ青年学校普通科を廃止して高等小学校に一本化してしまつてはどうか。「八年ノ義務教育ヲ完成シ、尚ホ五年ノ補習教育ヲヤルト云フコトニナリマシタナラバソレコソ世界ニ冠タルモノ」(三一八七)である。

田所の発言をもって通告順による発言が終り、原嘉道議長より特別委員が指名されてこの時期の一連の総会が終了した。

四月に入つてからの四回の総会でも、第三回、第四回と同様に一般的抽象的な意見の開陳をする委員が多く、青年

学校の義務制に関する具体的な意見はそれほど多くはない。高等小学校の義務化との関連を論じる意見がいくつか出た程度だった。そのなかでは、青年学校の授業時数が少なくて不十分であるという指摘や、女子の成長発達にかかわって夜間授業は適当ではない、さらには国民体位にもかかわる、あるいは経費の点からも高等小学校の義務化を先行させるべきだ、といった意見が目される。

下村宏は教育改革同志会のメンバーであると言明しつつも高等小学校の義務化を優先すべきだという立場から発言している。一方関口八重吉は高等小学校の内部に青年学校普通科の課程を併設するような形で両者の義務化の調整を提言している。また田所は青年学校普通科の廃止というふみ込んだ意見を述べている。両者の義務化の実施をめぐる考え方には微妙な違いが認められ、この点の調整が以後の審議の一つの焦点になることが予想された。

二 第八回までの特別委員会における審議

第一回の特別委員会は第八回総会当日の一九三八年四月十四日に開かれ、互選で田所美治を委員長に選出し、さらに審議についての若干の意見交換を行って閉会した。

第二回特別委員会は四月二十二日の午後開かれた。まず田所（特一―四）が審議方法についての意見を求めた。これを受けて意見表明が続いた。青年学校教育義務制の中味の検討をする必要があるとの意見もあったが、文部次官の伊東延吉（一一二）から文部省で作成する具体案を審議会に提出して意見を聞きたいとの発言があった。学校教育の全体的な方針を先に決めたいという意見が多かったが、方針とはいつても理念レベルの方針をイメージしている委員もあれば学校系統問題をイメージしている委員もいて全体の意向が一つにまとまっていたわけではなく、また具体的な検討の手順としては個別の学校制度から議論しなければならぬということもあり、結局は「初等教育トヤリマセウ

カ、即ち小学校ニ限定シナイデ、小学校、青年学校ト、小学校ノ「グレイド」ニ適応スル範圍ニ付テ審議ヲ凝ラス（田所、一三三）ことになった。

なお、このやりとりの最初の段階での松浦鎮次郎の指摘（一七）は青年学校教育の問題の広がりを示唆したものと見て注目される。次の通りであった。

殊ニ青年学校ノ下ノ部分、所謂普通科ト称スルモノヲ義務ニスルト云フコトニ付キマシテハ、小学教育、義務教育ノ延長ト云フ問題ト忽チ関係ヲ致スヤウナ関係モアリマスシ、又同ジ義務教育ノ延長ト云フ趣旨ニ御賛成ノ方デアリマシテモ、今日ノ高等小学ト云フモノヲ其ノ儘義務制ニスルト云フ意味ニ於テノ義務教育延長ニ御賛成ノ方モアリマセウシ、又義務教育年限ヲ二年ナリ幾ラカ延バスト云フ趣旨ニハ賛成デアルガ、併シソレニハ今日ノ高等小学ト云フモノヲ其ノ儘義務ニスルト云フコトデハ必ずシモ賛成ヲシナイ、丁度十二歳位カラソロソロ青年期ニ入ルト云フ場合デアリマシテ、青年教育トシテモツト広イ見地カラ今ノ高等小学或ハ青年学校、或ハ低イ程度ニ於ケル実業学校、今日色々ニナツテ居ルモノヲ綜合シタ一ツノ青年教育機関ト云フモノヲ作ツテ之ヲ義務制ニスル方ガ宜シイト云フヤウナ御意見ノ方モ或ハアルノデハナイカト思ヒマスシ、サウ云フ点カラ考ヘマシテ、今日ノ文部省ガ既ニ大方針ダケヲ決メラレテ居リマス青年学校ノ義務制ト云フコト、此ノ義務教育ノ延長ト云フコト、ガマルデ無関係ニハ行カヌノミナラズ、大イニ関係ヲスル事柄デアルト思ヒマス

高等小学校教育を義務化するとしても、それを初等教育の延長として義務化するのか、青年期の教育という新たな位置づけを与えて義務化するののかという二つの立場があつて、問題は単純ではないということを示唆した発言であるが、まさにこの点を一つの重要な論点として審議が進められていくことになる。

第三回特別委員会は四月二十七日の午前から開かれた。冒頭、田所（一三三）から初等教育の制度から始めたいとの発言があつた。西村（一三九）から青年学校と関連して述べてもいいかとの質問があり、田所（一三九）は当局の参考にするために遠慮なく述べてほしいと回答した。幼稚園と小学校に関する検討がここから始まる。議題は小学校教

育の改革方策であつたが、高等小學校の義務化の仕方しだいで尋常小學校のあり方もかなり変わつてくるため、しばしば青年學校教育の義務制実施問題とかかわらせての高等小學校の義務化問題が論じられた。第八回特別委員会までの六回の委員会を通じてこの点に論及された発言を拾つと次のようになる。

第三回特別委員会（四月二十七日）

三 国谷三四郎（一四〇） 小學校の教育は「注入的」になつてゐるので、「義務ノ年限ヲ二箇年延バシマシテ、

現在無理ニナツテ居ル教材ヲ八年間ニ配当シマシテ、其ノ間ニ出来マス余裕ノ時間或ハ年月ト云フモノヲ利用シマシテ、之ニ精神的ナ或ハ身体的ナ教育ヲ今日以上ニ徹底致シマシテ健全ナル國民ヲ造ルト云フコトガ極メテ小學校教育改善上カラ考ヘマシテ肝要」（一四三）。また年少労働を防止するといふ点からも義務教育年限延長が必要。「少年期ノ末期、青年期ノ前期、即チ男女十四、五歳ノ年齢ト云フモノハ身体的ニモ精神的ニモ最モ周密ナル教育ヲ施シテ健全ナル國民ヲ造ルト云フコトガ国家トシテ非常ニ必要」（一四四）。延長された二年の期間には実業教育を施すべきだといふ議論があるが、「私ハ現在ノ高等小學校ヲ其ノ儘義務制ニスルト云フコトハ考ヘテ居リマセヌケレドモ、併シナガラ延長サレタ二箇年ニ対シテ実業的ナ教育ヲ施スト云フコトニ対シテハ私共ハドウモ賛成ハ出来ナイノデアリマス、私ハヤハリ小學校教育ノ延長ト致シマシテ普通教育ヲ其ノ間ニ行ヒマシテ、本當ニ堅實ナ國民的ナ性格ヲソコテ造リタイ」（一四四）。地方では「高等小學校ト云フモノハ義務制ノヤウニ考ヘラレテ居ル」（一四五）ので、「義務教育八箇年ヲ終ツタ者ガ青年學校ノ本科ニスルト云フコトヲ本体トシテ、之ヲ国家ノ方針トシテ御立テニナルト云フコトガ青年學校自体ノ充實ヲ図ル上カラ考ヘマシテモ非常ニ必要ナコトノヤウニ考ヘテ居ル次第デア」（一四六）る。

西村房太郎（一四七） アメリカではすでに「六・三・三制度」（一四七）になつてゐる。「義務教育ヲ延長スル

ト云フ点ニ付キマシテハ、単ニ小學校教育ノ延長トシテ、モウ是ハ定論デアツテ動かスコトハ出来ナイト云フコトニスルト云フヨリモ、青年教育ノ出发点ト見テ、サウシテ本会ニ於テ能ク協議ヲシ研究ヲシテ行クト

云フコトモ是ハ必要デアツテ大切ナコトデハナイカ」(一一四七)。「寧ろ高等小学校ノ代リニ青年学校ノ普通科ヲ持ツテ来タ方ガ両方存在サセテ義務教育ヲヤルト云フヤウナコトヨリモ徹底的デ結構デハナイカ」(一一四八)。

佐々井信太郎(一一四九)。「兎ニ角八年ト云フ義務年限ニ付キマシテハ第一ニ高等小学校ニ入ルト云フコトヲ本体トスルト云フコトハ結構ダト存ジマスノデサウ云フ風ニシテ、ソレカラ中等教育ヲ受ケル者ハ、ソレモ宜シイ、青年学校ヲ存分ニ改造シテ、ソレデ昼モ或ル時間就業シテ親ノ手助けヲシテ居ル者、余儀ナイ事情ノ者ヲ其ノ方ニ振向ケテ、内容ガ改善サレテ巧ク行クナラバソレデモ良イ、斯ウ云フヤウナ工合ニシテ年限ヲ八年トスルト云フコトナラバ無理ガナク行クノデハナイカト思フノデアリマス」(一一五〇)。

森岡常藏(一一五五)。「私共ハヤハリ延長シタル二年ハ初メノ六年ノモノト一緒ニシテ国民教育、義務教育ノ範圍デヤルガ良イト信ジテ」いる。八年の義務教育の後ハ「独逸流ニ補習教育ト云ツテ見ヨウガ、青年教育ト云ツテ見ヨウガ、其ノ子供ハ連モ下ノ義務教育ノ時程十分ノ時間ヲ以テ教育セラレル余地ハナイ筈」。「一年百何十時間ト云フ位ニ制限セザルヲ得ナイ」。「ソレヨリハ国民全体トシテ一般ニ国民タル資質ヲ養フ為ニハ相当ノ年限ノ間ニ之ヲ纏メテ行クト云フコトガ先ヅ第一段階トシテ急務デアル」。「詰リ今日ノ日本国民ト云フモノヲ造ルノニハ到底六年デハ行ク訳ガナイノデ」(以上一一五七)。「相当ノ時間ノ間ニ出来ルダケ完全ナ国民ノ資質ヲ養フヤウニスルノニハヤハリ八年ト云フモノハ纏ツタ教育トシテヤルベキデア」(一一五六)。

松浦鎮次郎(一一六〇) 現行の高等小学校や青年学校普通科をそのまま義務にするのではなく、尋小卒二年の実業学校の水準の「実業教育的ノ分子ヲ余程加味シタ青年教育機関ニシテ之ヲ義務ニスル、即チ言ヒ換ヘレバ今日ノ高等小学ハ之ヲ廢メテ、今日存在シテ居ル実業学校モ綜合シテ小学校以外ノ一ツノ青年大衆教育ト申シマスカ、サウ云フモノデ二箇年間ノモノヲ拵ヘル」(一一六二)という考え方もあるようだが、そのようにすれば「今日ノ高等小学ヨリモモツト充実シタモノガ出来ル」が「財政的ノ關係カラ申シマシテモ仲々実現ハ容易デハナカラウ」。鹿児島県には高等小学校を廃止して青年学校を昼間三年制にしている例もある。文

部省では「モツト充実シタ青年大衆学校ト云フヤウナモノヲ作ツテ之ヲ義務ニスル」(以上二一三)方向で調査していかないか。

伊東延吉(二一三) 現制のままの義務制しか考えていない。

佐々井信太郎(二一三) 三重県多気郡に高等小学校を廃止して昼間制の「公民学校」を設置、経営している事例がある。

田中穂積(二一五) 「中等教育ノ発足点トスルカ或ハ実業教育ヲミツシリヤルトカ云フコトハ、ドウモ少シ進ミ過ギタ、年齢ヲ考ヘナイ、智能ノ発達ノ程度ヲ顧ミナイ御議論デハナイカト云フ風ニ思フ」。アメリカの「六・三・三」(以上二一五)は中等教育までの義務制を考えてのものである。日本の場合あまり実業教育を重視するのは「偉大ナル国民ヲ作ル基礎工作デハナイ」(二一六)。「一体小学ヲ卒業シテ十三、十四ト云フ年齢ハマダ青年デハナイ、青年学校ノ普通科時代ノ十三、十四ノ年齢ハ青年デハナイ、即チ本科コソ青年学校ノ名ニ相応シイノデアリマスカラ、義務制ヲ八年ニ延長スル以上ハ、青年学校ノ普通科ハ廃止スベキガ当然」(二一七)。

林博太郎(二一七) アメリカの十三歳は日本の十四歳に相当する。だから「十四歳位マデハ初等教育ニスルコトガ私ハ必要ダラウト思ヒマス」。「所謂少年ノ教育ハ八箇年ノ間一貫シテ立派ナ訓導、立派ナ校長ノ下ニ訓育ヲ施シテコソ初メテ今日ノ教育ノ欠点ガ補ヘルノデアツテ、六年マデハ小学校、六年以上ハ一ツノ青年学校トシテ別ニヤルヨリモ、一貫シテ本当ノ訓育、徳育ヲソコニ施ス方ガ、一貫シタ人格ノ養成、而モ少年ノ最モ必要ナル時期ニ適合シタ国民教育ガ出来ルノデハナイカト思フ」(以上二一九)。また一つの独立した学校としては年限は三年は必要。

西村房太郎(二一七) 延長した二年で実業教育を施すことは考えていない。「大体ニ於テ普通教育ノ分野ニ十分重キヲ置キ、又職業技能科モ今日ノ高等小学ヨリモ一層重キヲ置イテヤルト云フ考ヘデア」(二一七)る。

「八年間同ジ所デヤツテ行クコトガ果シテ善イカ悪イカト云フコトモ研究ノ余地ガアルノデハナイカ」(一一七)。

徳川義親(一一七) 「一、体十三、十四ト云フ時期ハ少年カラ青年ニ移リ変ル重大ナ時期デ」あるから義務年限がそこまで延長されることが必要。そして「一ツノ学校デ一定ノ方針ノ下ニ教育ヲ受ケル方ガ好結果ヲ齎スノデハナイカト思」(以上一一七)う。

後藤文夫(一一七) 青年学校教育を義務制にしたということは「大体中等教育マデヲ義務制トシテヤルノダト云フ大方針ヲ立テラレタノデアルト申シテモ良イノデハナイカト思フ」(一一七)。「出来得ルナラバ中等教育マデヲ我が国民一般普通ノ教育トシテ、国民ノ基礎的教養ヲ其ノ程度ニ高メテ来ルト云フ大方針ヲ持ツテモ宜シイ」。そして「将来中等教育マデヲ国民教育トシテ内容ノ充実シタモノニ完成スルト云フ所ヘ向ツテ歩ヲ進メテ行ク階程ヲ今カラ築イテ行クト云フ着眼ガナケレバナラヌノデハナイカ」(以上一一八)。「今六年ノ上ニ続ク二、三箇年ノ扱ヒト云フモノハ、中等学校ノ教育ノ制度ヲ考慮スルコト、関聯シテ同時ニ考ヘテ行カナケレバナラヌ必然的ナ関係ニ在ル」。この時期は少年期と青年期の間にある一つの「層」である。「少年後期或ハ青年ノ前期トモ云フヤウナモノトモ亦違ツタ点ガアル」。「随ツテヤハリ夜間制ノ学校等ニ任セテ置クベキモノデハナクシテ、其ノ大部分ヲ相当深ミノアル教育的ノ取扱ヲスルモノトシテヤツテ行カナケレバナラ」ない。「中等学校ノ下級ノ生徒ノ取扱方ト関聯シテ一貫シテ国民ノ其ノ層ノ扱ヒヲドウ云フ風ニシタラ良イカト云フ風ニ考ヘ」なければならぬ。「一般ノ国民ノ基礎教育トシテノ横ニ一貫シタモノヲ持ツタモノトシテ考慮サレタ制度ヲ考ヘタラ宜シイノデハナイカ」(以上一一八)。

第四回特別委員会(五月四日)

田尻常雄(一一八) 単に普通教育を延長するだけであれば貧困な家庭にとつては労働力を失うだけであり「大ナル打撃」となる。その不満を補うためには「二年ノ延長ヲ実業教育、職業教育ニ重キヲ置ク必要ガア

ル」(以上一七七)。できれば青年学校の普通科は廃止して、「高等小学校ヲ職業化シタモノ」と「程度ノ低い職業学校ノ内容ヲ充実」(以上一七八)させたものとの体制にするのがよい。

佐藤寛次(一八九) 農村はこれまで義務教育年限延長に反対してきた。東京の不就学者は農村から出てきた人ばかり。「義務教育ノ制度ヲ起シタガ為ニ、農村ノ今ノ高等小学ニ対シマス多少ノ変化ハ期待スルコトガ出来ルカモ知レナイガ根柢カラノ変化ニハナラナイ」。「国自体ノ努力、地方ノ人達ノ犠牲、サウ云フコトニ依ツテ農村ニ於キマス所ノ青年教育ト云フモノガ本当ナ意味ニ於キマシテ効果ヲ挙ゲルト云フヤウニナツテカラヤリマシテモ遅クナイノデハナカラウカ」(以上一九〇)。

関口八重吉(一九一) 身体の成長期に工場や商店で働かせることと国民の地位を低下させることになる。青年学校の普通科を廃止して高等小学校に一本化することが適当と考える。

後藤文夫(一九二) 将来的には「中等程度マデノ学校的教育ヲ国民普通教育ノ完成ノ標準」(一九三)としたい。したがって延長する二年は青年教育の前期として扱うことが適当。実際問題としては小学校教員がこの青年教育に従事することになるので、再教育をしなければならない。この青年学校前期の教育はフルタイムの教育でなければならない。

林博太郎(一九六) 十二歳以上の教育は青年期の教育であり、青年学校教育を義務にするのであれば「中等学校全体ヲ義務教育トスルト云フ目標ガナケレバソレハ意味ヲ為」さない。後藤が言うように高等小学校を青年教育のスタートにするという点には賛成。しかし「初等教育ハ初等教育トシテ、八箇年乃至九箇年ノ間ハ同一校長、同一教員ノ下ニ德育ヲ施ス、訓育ノ場所トシテ纏ツタ初等ノ教育ヲ施ス」(一九九)必要がある。小倉正恒(一九九) 延長する二年を青年教育のスタートとは考えない。高等小学校までの八年間で「大国民ノ基礎ヲ与ヘル」(二〇〇)ような教育を行うべきである。すぐに役立つような実業教育にする必要はない。下村寿一(二〇二) 延長する二年の教育は普通教育を主とするものでなければならない。「中等教育ヲ青年

大衆全体ノ義務教育ニスルト云フ前提ノ下ニ此ノ問題ヲ考ヘルノハ如何ナモノデアラウカ、ヤハリ中等教育ハ中等教育、是ハ選良ノ教育デアルト云フ立場ヲ以テ進ム、随ツテヤハリ二箇年ノ内容ト云フモノハ国民大衆ノ基礎教育ト云フコトニ主眼ヲ置クベキデアラウカト思フノデアリマス、中等教育ノ系統ノ中ニ入レテ之ヲ混同スルト云フコトハ我が国ノ学制ヲ定ムル上ニ於テハ余程慎重ナ考慮ヲ要スルノデハアルマイカト思フ(一一〇)。

林博太郎(一一〇三) 中等学校の最初の段階と高等小学校を同一にするつもりはない。

上原種美(一一〇三) 尋常小学校の教育をそのまま延長することには反対で、むしろ青年教育のスタートにするという後藤の意見に賛成。しかし実際問題をも考慮して、延長する二年の教育は高等小学校において体育と公民教育と職業教育とを重視したものにすべきである。

松井茂(一一〇七) 制度よりも延長された二年における教育の内容が重要。

大蔵公望(一一二三) 松井の意見に賛成。

第五回特別委員会(五月六日)

野村益三(一一三) 延長する二年の内容は「心身ノ発達ヲ基礎トシテ之ニ実業的課程ヲ加ヘルト云フヤウナ程度ガ最モ妥当」(一一三)と考ふる。上級学校との接続も八年修了がよいのではないかと思つている。

西田博太郎(一一七) 延長する二年では職業教育を行う必要はない。公民的知識を授け、体位の向上を図り、理化学的な知識を授けて創造力を伸ばすという三点を目的にしてほしい。職業についての知識をもたない者の方が工場に入ってから教えやすい。

添田敬一郎(一一九) 年限を延長する場合には「国体観念ノ基礎教育ヲ根本ニ於テ十分ニ会得セシムルト云フコトヲ第一ノ主眼トシナケレバナラ」(一一〇)ない。実業教育も必要かもしれないが、勤労主義という形で行うべきである。青年学校の普通科は廃止して高等小学校のみとすべきで、それを青年教育の出発点とみる

必要はない。基礎教育の完成を目的としなければならない。また中等学校との連絡は基礎教育の修了を原則とすべきである。

田中穂積(三一三) 職業教育は青年学校の本科五年で十分にできる。文化水準を高め、あるいは体力を高めることに考慮をはらうべきである。中等学校との連絡は尋常小学校卒業時点が適當。

松浦鎮次郎(三一五) 高等小学校の教育内容についてとくに農村方面に實際的でないという不満が多い。高等小学校を廃止して青年学校あるいは公民学校という名称の学校を設置している地方があるという事は高等小学校に対する不満の反映とみなければならぬ。ここまでの議論は「ドウモマダ核心ニ触レタモノデハナイ」。「今日ノ高等小学ノ教育ト云フモノハ大体ニ於テ斯ウ云フ点ガイカヌノダ、詰リ社会デ不満ガアルト云フ所以ハ是ニアルノダト云フヤウナ点ニ」(以上三一七) について見聞していることや考えていることを出し合つてみてはどうか。それから義務制の実施にあつては今日でも入りたくても入れない子どもを就学させるということであるから、国、府県、市町村の財政の問題以外に、親の資力の問題がある。本則としては高等小学校を義務にしたとしても、どうしても青年学校の普通科の必要は残るのではないか。

伊東延吉(三一九) 高等小学校への要望としては実業科目を増やしてほしいというものがある。しかし実業科目と普通科目が対立している傾向があつてこれが今日の教育上の一つの問題になつてゐる。しかし職業教育、実業教育にも陶冶的、訓育的な意味があり、昨今の「勤勞教育運動」は「唯勤勞ノ為ノ勤勞デハナクシテ、ヤハリ人ヲ實際的二鍛鍊スル」(以上三一三) という意味をもつてゐる。

関屋竜吉(三一三) 詰め込み教育を延長しないためにも青年団や在郷軍人などの協力を得て校外指導を充実させる必要がある。

上原種美(三一六) 職業教育に重きを置くと述べたのは「作業ヲ通ジテ実践的訓練ヲヤル」(三一六) という意味。普通教育を根幹とするという方針には反対。

下村寿一（二一三） 高等小学校に対する不満に対応するためには勤労主義あるいは作業主義を相当に取り入れる必要がある。また「地方的教材」を取り入れ、職業指導を重視する必要がある。

第六回特別委員会（五月十一日）

三國谷三四郎（二一六） 農村には高等小学校以上の教育はないので自然に高等小学校に非難が集まるのだから。大都市では単独設置の高等小学校があり、職業指導や実業教育に努力して「成績が顕著」（二一七）なので、努力をすれば成績も挙げられるということである。上級学校との接続は八年修了段階が理想的であるが、実際問題としては尋小卒の接続はそのままにして、高小からも中学校や高等女学校に入学できる道を開くのがよい。

佐々井信太郎（二一五） 高等小学校に対する親たちの不満は学んだことが役に立たないという点にある。また教師たちも画一的なカリキュラムに不満をもっている。三重県の公民学校もその不満を一つの理由として設置された。

第七回特別委員会（五月十三日）

森岡常蔵（二一九） 高等小学校においては現在と同様に「国民教育ノ一ツノ地方的材料トシテ之ヲ課スルト云フ意味ニ於テ、実業教育ノ時間ヲ相当ニ課シタ方ガ適當」（二一〇五）と思う。

安藤正純（二一〇七） 「寧ろ義務教育ハ、高等小学ヨリハ青年教育ト見合セテ考ヘテ行ク方ガ本体的ニモ必要」。「十二、三歳カラ十八、九歳乃至二十歳迄ヲ一貫シタ一体トシテ考ヘヨ立テ、行ク必要ガアルノデハナイカ」。小学校から中学校につながる系統だけを国民教育の根幹とみなす考え方を改めて、「小学校ト青年学校トヲ平等的ノ立場ニ於テ国民教育ノ根幹トシテ考ヘル必要ガドウシテモアルダラウト思」（以上三一〇八）う。だからこそ青年学校教育の義務制実施を急いだのではないか。そこで高等小学校を尋常小学校の上に置くのではなく青年学校の下にもつていくのがよい。つまり高等小学校を青年学校に併合することになる。そ

してそこでの内容は勤労教育を重視するとともに実務教育を行いたい。青年学校の下での二年は現在の高等小
学校と同じ週三〇時にしたいが、二五、六時でもよい。青年学校は国民教育の「正系」(三一二六)として扱
わなければならない。

下村宏(三一二六) 二年延長したのに応じて実地的な教育を加味してほしい。

香坂昌康(三一三六) 青年学校を現在のまま義務にするのではあまり意義がない。青年学校および高等小学校
の義務制実施にあたってどのくらいの経費を考えているのか。

伊東延吉(三一三三) 就学奨励や教員の確保に努力したい。

香坂昌康(三一三六) 青年学校普通科を昼間通年制にするつもりはあるか。

伊東延吉(三一三三) 青年学校教育の義務制実施としては考えていない。

第八回特別委員会(五月十八日)

後藤文夫(三一三五) 「実業教育自体が実ハ基礎的訓練ヲ為スノダ、又一種ノ綜合的陶冶ノ大キナ効果ヲ挙げ
ルモノダ、左様ナ意味デ実業教育ト云フモノガ考ヘラレナケレバナラヌ、延長サレタ義務教育ノ年限内容ニ
ハ此ノ分子ヲ相当多量ニ加味シナケレバナラヌ」(三一三六) という議論に賛成。したがって「教育ノ内容ハ
在来ノ高等小学校トハ余程面目ヲ変ヘタモノニ」して「次ノ更ニ何年カノ広い意味ノ青年教育ト云フ方ニ緊
ガツテ行クモノトシ」たい。「随ッテ今日ノ中等教育全体ガ決シテ此ノ儘デ宜シイトハ私ハ考ヘナイ」。「実
務的ナ教養ト云フモノト普通教育ト云フモノトヲ根本ニ於テ違ツタモノダト云フ考ヘラ一掃」したい。「実
務教育ト普通教育トガ一緒ニナツテ一ツノ学校ト云フモノヲ成シテ居ルノダ、其ノ中デ学校毎ニソレゾレ特
色ガアルト云フ風デ宜シイ」。「中等学校ト云フモノガ教育ノ正系デアツテ、青年学校ハ教育ノ傍系デアルト
云フ風ニハ決シテ考ヘタクナイ」(以上三一三六)。

青年学校教育の義務制実施との関連を含めて高等小学校の義務化問題に言及した発言は以上の通りであった。義務

教育年限の延長そのものに消極的な意見は佐藤寛次だけだった。しかし義務化の仕方についての意見はかなり多様に分かれている。まず義務化する十三、十四歳という年齢段階を青年期の最初とみなすか少年期の最後とみなすかで分かれる。この時期を青年期の初期と考えていたのは後藤文夫、西村房太郎、安藤正純、香坂昌康、林博太郎、上原種美であった。この六人のうち後藤、西村、安藤、香坂は小学校教育を尋常六年までとし、そこから先は青年学校を青年期教育にふさわしい内容のものに転換して義務化すべきだと主張した（香坂は慎重な表現ではあったが安藤の立場に賛意を示している）。林と上原はそこまでの制度改革には消極的で、高等小学校の方を義務化するという考え方を表明している。一方、この年齢段階を少年期の最後とみなして高等小学校をもつて初等教育を完成させろべきだという考え方を示したのが三国谷三四郎、佐々井信太郎、森岡常蔵、田中穂積、徳川義親、田尻常雄、関口八重吉、小倉正恒、下村寿一、野村益三、西田博太郎、添田敬一郎、下村宏である。どちらを義務化するにしても内容が重要だとして具体的な主張をしなかった松井茂や大蔵公望などもいるが、制度としては高等小学校の義務化を主張していた林・上原を含めてこちらの方が多数意見ということになる。しかしその義務化の中味についてはかなり違った主張がなされている。大きく分ければ普通教育を中心にすべきだという意見と職業教育を重視すべきだという意見がある。前者の立場からすれば尋常小学校と高等小学校は内容が連続することになる。中等学校との接続の時期についても八年修了時という意見も出た。

この意見交換のなかで松浦鎮次郎はきわめて慎重な発言をしていた。青年学校や年限の短い実業学校までをも視野に入れた改革論議を紹介したり、具体的な事例を紹介しながら高等小学校が必ずしも地域から全面的な支持を受けていないことを指摘したりしつつ、改革方策を論じるまでに問題点を出し合うべきだと主張した。また青年学校の普通科を廃止することは実際問題として不可能であるとも述べている。枢密顧問官として特定の立場に積極的に関与することを避けたという面があるのかもしれないが、性急に議論を進めて配慮すべき問題や論点を見落とさないように注意を促したのである。第八回の委員会を終了する際に、田所（三一―三五）が青年学校教育義務制の具体案が文部省か

ら出るまでしばらくの間小学校教員あるいは師範学校について審議すると述べたのに対し、松浦（二一八五）は青年学校の義務化と高等小学校の義務化の関連について議論しなければならぬ問題がまだたくさんあるので、青年学校義務化の具体案を審議するときに高等小学校の義務化問題に論及してもいいかと確認している。問題の複雑さを見通したうえで発言だと思われる。

三 「義務制実施案要綱」に関する特別委員会の審議（第十四回～第十七回）

1 「義務制実施案要綱」の提示

一九三八年六月八日の第十四回特別委員会は途中まで師範学校の審議を行っていたが、途中で打ち切りとなり、青年学校の審議に入った。

幹事から「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱」が配布され、伊東延吉文部次官（特三一三五）から説明があった。まずこの実施案が政府全体のものではなく文部省の「腹案」であるとの前提を述べ、青年学校は「国体観念」の徹底、職業教育および「国防力ノ増強」を目的とするがこれら三者の目的を一体のものとして教育するとともに、学校の組織内容は画一的にならないようにし、教授・訓練の科目は総合的に取扱うべきこと、青年学校の教育は学校の内外を通じて行うべきことという基本方針を示しつつ、実施案の要旨を五点挙げた。次の通りである。

①義務制を実施した場合の生徒数は三二七万人の見込み。そのうち市部が二二二万人、郡部が二〇六万人で、必要となる学校は市部においては公立小学校と同数まで増設しなければならないが、郡部ではそれほど増設の必要はない。

②三学級に付き一人の専任教員を配置することになると現在よりも約一万人の専任教員を増員することになる。
 ③新たに就学する生徒が一九〇万人で、その半数に就学奨励のために学用品費や被服費の一部を補助することにしたい。

④道庁府県立青年学校教員養成所に一学級に付き専任教員三名、その他の教員五名を配置するものとして、その教員俸給の半額程度を国庫から補助する。

⑤青年学校の校舎は小学校の校舎を利用することとし、とくに新営費の補助は計画しない。

さらに伊東は、これらの経費の大部分を占めるのは教員俸給であり、義務制施行と同時に国庫から半額程度を補助すると付け加えた。また「地方財政ハ大体ニ於テ現在ヨリモ著シク其ノ負担ヲ増加スルコトナキ見込」(三一三五)だとも述べた。

そして社会教育局長の田中重之から「実施案要綱」について項目ごとに説明がなされた。この「実施案要綱」は特別委員会から整理委員会の審議を通じて修正され、最終的に答申に「別紙」として添付されることになる。したがってこの段階の「実施案要綱」はいわばその原案ともいえるものである。しかし議事録にはまとまった形では添付されていない。そこで議事録本文に断片的に掲載されている条文から復元してみると次のようになる。別表は本文に引用されていない(「四」の「答申案の審議経過」を参照)。

男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱

一、左記各号ノ一ニ該当スル者ヲ除クノ外男子青年ハ年齢十二歳ヨリ十九歳迄ノ間ニ於テ青年学校ニ就学スル義務アルモノトシ就学該当者ノ保護者(親権ヲ行フ者、親権ヲ行フ者ナキトキハ後见人)ハ就学該当者ヲ青年学校ニ就学セシムル義務ヲ負フモノトスルコト

(一)小学校ニ就学義務アル者又ハ現ニ小学校ニ在学スル者

(二)現ニ高等学校尋常科、師範学校、中学校及実業学校ニ在学スル者

(三) 中学校第四学年修了者、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ実業学校卒業者高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年ノ実業学校卒業者其ノ他(別表(一)参照)

(四) 陸海軍ノ現役ニ在ル者及陸海軍諸学校ニ在学スル者

二、青年学校ノ就学ノ義務ハ前項各号ニ該当セザルニ至リタルトキヲ以テ、其ノ始期トシ青年学校本科ノ課程ヲ終リタルトキヲ以テ其ノ終期トスルコト但シ十九歳ニ達スルモ学年ノ中途ニ在ル者ニ就テハ其ノ学年ノ終ヲ以テ終期トスルコト

三、高等学校尋常科、師範学校、中学校及実業学校ノ半途退学者並ニ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年又ハ三年ノ実業学校ノ卒業者ノ就学義務ニ就テハ別表(二)ニ依ルコト

學歷ニ依リ編入学セシメ難キ者ハ其ノ年齢及素養ヲ斟酌シテ相当学年ニ編入スルコト

四、文部大臣ノ指定シタル学校ハ青年学校就学ニ関シ中学校又ハ実業学校ニ準ジテ之ヲ取扱フモノトスルコト(別表(三)参照)

五、各種学校及其ノ他ノ施設ニ於テ青年学校ト同等以上ト認定セラレタル課程ノ教育ヲ受クル者ニ就テハ青年学校ニ就学スル義務ヲ免除シ其ノ期間中青年学校ニ就学シタル者トシテ取扱フコト

六、特別ノ學歷又ハ素養ヲ有スル者ニ就テハ課程ノ一部ヲ免除シ得ルコト

七、瘋癲白痴又ハ病弱其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ就学シ得ザル場合ニ於テハ義務ノ全部若シクハ一部ヲ免除シ得ルコト

八、教授及訓練期間ハ普通科二年、本科五年(土地ノ情況ニ依リ四年ト為スコトヲ得)トスルコト

九、教授及訓練科目並ニ時数ハ現行通りトスルコト(別表(四)参照)

十、教授及訓練ハ昼間ニ於テ行フヲ本則トシ土地ノ情況ニ依リ夜間ニ於テモ行フヲ得ルコト但シ午後九時ヲ過グルヲ得ザルコト

十一、特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受ケ当該青年学校以外ノ学校其ノ他ノ施設ニ於テ課程ノ一部ヲ修得セシムルコトヲ得

十二、市町村ハ其ノ区域内ノ就学該当者ヲ就学セシムルニ足ルベキ青年学校ヲ設置スル義務アルモノトスルコト
市町村内ニ公立青年学校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ就学スベキ青年学校ヲ指定スルコトヲ得ルコト但シ保護者ハ就学該当者ヲ入学セシメントスル青年学校ヲ選定シテ市町村長ニ申立ツルコトヲ得ルコト

十三、商工会議所、農会、其ノ他之二準ズベキ公共団体及私人ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ青年学校ヲ設置シ得ルコト

就学該当者ヲ私立青年学校ニ入学セシメタル場合ニ於テハ保護者ハ之ヲ市町村長ニ届出ツベキコト

十四、雇傭主ハ就学該当者ニ対シ就学スルニ足ルベキ時間ヲ与へ且其ノ就学ヲ督励スル義務アルコト

十五、貧困ノ為就学困難ナル生徒ノ就学ヲ奨励スル為施設ヲ講ズルコト

十六、教科書検定制度ヲ実施スルコト

十七、授業料ハ之ヲ徴収スルヲ得ザルコト但シ監督官庁ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ徴収シ得ルコト

十八、昭和十三年度及昭和十四年度ニ於テ教員ノ臨時養成ヲ為スコト

昭和十四年度以降ニ於テ教員養成施設ヲ整備拡充シ教員資質ノ向上ヲ図ルコト

十九、中央及地方ノ指導監督機関ヲ整備充実スルコト

二十、青年学校教育義務制ハ昭和十四年度ニ於テ普通科第一年及第二年ニ付、昭和十五年度ニ於テ本科第一年以下ニ付、昭和十六年度以降順次学年ヲ逐ツテ之ヲ実施シ昭和十九年度ニ於テ完成スルコト（別表(五)参照）

田中社会教育局長の逐条説明のうち重要と思われる点は次の通りである。

第一項について。(三)にかかわって、十九歳までを青年学校に就学義務ある者とするが、「是等ノ学校ニ於テ一定程

度ノ教科ヲ修メマシタ者ニ対シテ尚ホ青年学校ノ就学義務ヲ強制致シマスコトハ適當デアリマセヌシ、且又其ノ必要モ考ヘラレマセヌ」(三一三五)。また義務を課す対象について、「青年学校ニ於テハ男子青年其ノ者ニ対シテモ学校ニ通学スルト云フ義務ヲ課スルコトガ適當デアルト考ヘルノデアリマス、併シナガラ此ノ点ニ付キマシテハ我が國ノ家族制度ノ本質モ考ヘマシテ、此ノ親権者ノ權利並ニ義務ト云フコトヲ固ヨリ第一次ニ考フベキコトハ当然デアルト考ヘル」(三一五六)。

第三項について。中学校二年修了者または三年半途退学者までは青年学校本科一年までに編入するが、中学校三年修了者または四年半途退学者は「最早相当充実シタル課程ヲ修メタ者」(三一三五)なので一年飛ばして青年学校本科三年に編入させたい。

第四項について。専門学校入学者検定規程によつて専門学校入学に関して中等学校と同じ扱いを受けている各種学校は中等学校と同様に扱う。

第五項について。青年学校と同等以上と認定される学校としてはたとえば農民道場といったものが考えられる。

第六項について。たとえば実業学校で三年ほど修学した者は青年学校の職業科を、あるいは中学校で三年ほど修学した者は青年学校の普通学科を、それぞれ免除してもよいと考えている。

第七項について。貧困を免除事由に含めなかった。

第八項について。現行では本科二年あるいは三年の学校も認められているが義務制となつたので認めないこととした。ただしこれら短期の学校は全体の二%程度しかないのではほとんど問題は無い。本科四年の学校は都市に多く一律に五年とするのは困難なので認めることにした。

第九項について。普通科と本科二年までは年二一〇時となつている。週六時、年三五週とすれば年二一〇時となる。義務制実施にあたって最低時数を引き上げるといふ考え方もあるかもしれないが、新たに就学を強制する者もいるので据え置くことにした。現在の青年学校の四割以上が年二五〇時以上三〇〇時未満を課しているが、最低時数として

は二一〇時にせざるを得ない。

第十項については。現状でも夜間だけで授業している青年学校は普通科・本科ともに三割に達していない。したがって本則としては昼間授業とし、夜間も認めるということにしたい。

第十一項については。青年学校教育の統一性を崩さない限りにおいて、同業組合などで見習、徒弟養成を行う場合に職業科を免除したり、充実した設備をもつ特定の学校で職業学科の授業を受けたり、あるいは適当な指導員を搭乗させて遠洋漁船で水産に関する訓練を実施するといったことを認めたい。

第十二項については。さらに勤務地でも就学できるような方法について考える必要がある。

第十三項については。小学校の場合は公立学校に就学することを本則としているが、青年学校の場合は公立に就学することを本則とはしない。つまり私立に就学することを変則とはしない。むしろ都市においては会社、工場などによる私立青年学校の設置を勧奨したい。

第十四項については。雇傭主に対して就学時間を保障することを義務づける必要があるが、さらに「我が国ノ如キ国家ニ於」(三一三六)では「親二代リマシテ青年ヲ監護スルヤウナ地位ニ在ル」ので「進シテ其ノ就学ヲ督励スルト云フ精神的ナ義務マデモ之ニ負ハセマシテ、其ノ雇傭青年ノ就学ヲ円滑ニ運ブヤウニ致シタイ」。これを具体化するためには「相当ノ社会立法」(以上三一三七)が必要と考えている。

第十五項については。就学奨励は個人を対象とするが、青年学校の本質から考えると「郷土」の人々が「郷土」の学校としてより立てていくのが望ましいので、就学奨励も「郷土」の各層の人々がかかわるように指導したい。

第十六項については。教科書使用を強制してはいないし将来もするつもりはない。しかし実際には教科書が使われる場合が多い。三八年度から普通学科や修身及公民科の教科書について検定を開始したいと考えている。これは教科書の内容を向上させるための任意の制度だが、義務制が実施されたら検定教科書でなければ使用できないということにしたい。

第十七項について。充実した課程をもつ青年学校が授業料を徴収することはやむを得ないが、わずかばかりの時数の学校は徴収しない方がよいので、だいたいにおいては徴収しないことにしたい。

田中局長の説明のうち重要と思われる点は以上の通りである。この日は説明を聞いただけで終わった。

2 「参考資料」の検討

この「義務制実施案要綱」には各種の統計資料をまとめた「青年学校教育義務制実施二関スル参考資料」や「青年学校義務制実施ニ依リ収容スベキ男子生徒数調」が添付されている。議事録には転載されていないが、国立公文書館所蔵の枢密院文書の青年学校令改正関係の書類の中に綴じ込まれている。これ以後の教育審議会の議論の前提となる数字が多く含まれているので、主な資料をここで検討しておきたい。なお、審議会で審議をしていた時点では初年度に普通科第二学年までを義務化することになっていたが、実施段階では普通科第一学年だけの実施に変更され、その結果「収容スベキ男子生徒数調」の資料は作成し直されて枢密院に提出された。したがって枢密院文書に所収されている同資料は審議会に提出されたものとまったく同じではない。

まず、「義務制実施後ノ男子生徒数調」は次のように示されている（以下表の内容の表記や記載は原典の通りにし）

(一)義務制実施後ノ男子生徒数

種別	昭和十四年度	完成年度
普通科	二九六、〇一〇 人	一三五、二八四 人
本科	一、二五四、九七一	三、〇三五、三九二
計	一、五五〇、九八一	三、二七〇、六七六

(二)義務制実施後強制スベキ男子生徒数(未就学見込者数)

種別	昭和十四年度	完成年度
普通科	二三八、二三七 人	一八七、七五八 人
本科	—	一、六九三、三九四
計	二三八、二三七	一、八八一、一五二

たが、表の体裁については適宜変更した場合もある。

(一)が義務制を実施した場合の男子生徒の総数の見込みであり、(二)はそこから義務制を実施しなかった場合でも就学する見込みの人数を引いた数字、つまり新たに義務制によって就学することになる者の人数の見込みである。完成年度の合計値が概数で「一九〇万人」として説明にしばしば用いられた。なお、(一)でも(二)でも普通科の生徒数が初年度から完成年度にかけて減少するものと見込まれている。推計方法は「青年学校義務制実施ニ依り収容スベキ男子生徒数」に説明されており、それによれば、尋常小学校卒業者数や高等小学校・中等学校入学者数などを推計する場合に過去五年間(中等学校は過去一〇年間)の平均増加率をそのまま当てはめている。その結果、最近においては尋常小学校卒業者数の伸びよりも高等小学校・中等学校入学者数の伸びの方が大きいために青年学校普通科に入学する見込みの者の数が減少するという計算になっている。

なお、枢密院に提出した時点では初年度は普通科第一学年のみ義務制実施に変更されていたため、右の表の数字は手書きで修正されている。最後の「一、八八一、一五二」は「一、九一八、七一九」に改められている。

「尋常小学校卒業者ノ進路調」は次のようになっている。

種 別	男 子	女 子	計
昭和十二年三月卒業者数	七七二、三九二人 一〇〇・〇%	七四一、〇二〇人 一〇〇・〇%	一、五一三、四一二人 一〇〇・〇%
中等学校入学者数	一三一、〇四七人 一七・〇%	一三七、一八三人 一八・五%	二六八、二三〇人 一七・七%
高等小学校入学者数	五五三、二六二人 七一・六%	四一一、三九五入 五五・五%	九六四、六五七人 六三・七%
青年学校入学者数	二四、六〇九人 三・二%	三九、八五六人 五・四%	六四、四六五人 四・三%
其 他	六三、四七四人 八・二%	一五二、五八六入 二〇・六%	二二六、〇六〇人 一四・三%

この数字は一九三七年三月の尋常小学校卒業者が三七年度のいずれかの時点でどこに入学していたかを調べたものと思われる。したがって中等学校の入試に失敗してとりあえず高等小学校に入学していた者は高等小学校入学者として数えられているので、男子一七・〇%、女子一八・五%という数字をそのまま中等学校進学率とみなすことはできない。

青年学校を義務化した場合、右の表でいえば「其ノ他」のうち青年学校の課程と同等以上と認定された各種学校に入学した者を除いた者だけが新たに義務就学者となる。その数は六三、四七四人よりも少ない数にしかない。ところが前掲「義務制実施後ノ男子生徒数調」の「(二)義務制実施後強制スベキ男子生徒数(未就学見込者数)」では普

通科の初年度の人数が二三八、二三七人となっている。六三、四七四人よりも少ない数の二倍よりもはるかに多い。「青年学校義務制実施ニ依リ収容スベキ男子生徒数」によれば高等小学校や中等学校の半途退学者の数を加えたためであることがわかる。同資料によれば、三七年度の高等小学校第一学年半途退学者数は四七、八二六人、中等学校第一学年半途退学者数は六、四六六人、合計五四、二九二人であった。つまり青年学校普通科に最初から入学した者よりもはるかに多い他の学校の半途退学者を途中で吸収していくことになる。学校の存在の仕方としてはきわめて不自然である。しかし同時に、半途退学すれば青年学校普通科に就学しなければならないということが前提になれば、半途退学を思い止まる（あるいは退学の時期を少しでも遅らせる）という可能性も十分にある。そのような可能性については推計では考慮されていない。

「各種学校ニ関スル調（昭和十年文部統計摘要ニ拠ル）」では各種学校の種別ごとの学校数・生徒数が掲げられている。左の通りである。

	学校数	生徒数		計
		男子	女子	
小学校ニ類スルモノ	二一校	八、一五八人	一一、九四八人	二一、一〇六人
中学校ニ類スルモノ	五三	三、七四二	二五	三、七六七
同指定セラレタルモノ	六〇	一九、一七三	一	一九、一七三
高等女学校ニ類スルモノ	三四	一	五、〇二六	五、〇二六
同指定セラレタルモノ	三九	一	一八、三五〇	一八、三五〇
実業学校ニ類スルモノ	六三三	三四、八二三	四九、四二三	八四、二四六

専門学校二類スルモノ	二七	五、七一五	四三四	六、一四九
同指定又ハ許可セラレタルモノ	五	二九七	三九四	六九一
盲、聾啞学校二類スルモノ	八	一三三	九五	二二八
其ノ他	八五二	三七、二三五	四四、八二九	八二、〇六四
計	一、九一二	一〇九、二七六	一三一、五二四	二四〇、八〇〇

この数字は生徒数であり一学年の数字にすればそれぞれ三分の一ないし五分の一程度になる。またこの時点ではどの範囲が義務を免除されるかが十分に明確になつていなかった。とくに「実業学校二類スルモノ」が多数免除になれば都市の各種学校が私立青年学校と競合しながら増加することが予想されるだけに、各種学校の扱い方は義務制実施にとつて生徒数の多寡以上の意味をもつていた。

「実業学校ノ修業年限、入学資格別調（昭和十二年十月一日現在）」では甲種乙種の別、学科の種類、入学資格および修業年限ごとの学校数が表にして示されている。表は省略するが、乙種程度で尋小卒一年が二校、尋小卒二年が二校、尋小卒三年が一九〇校、高小一年修了二年が一校、高小卒一年が七校などとなっている。一つの学校で入学資格や修業年限を異にする課程をもつ学校が多数あつたが、この表では「主ナル一方」にしか計上されていないので、実際にはもう少し多くなると思われる。またこの資料では男女の別は考慮されていない。男子だけでみればもう少し少なくなるはずである。『中等教育改革』でも述べたように一九三〇年代を通じて年限の短い実業学校を文部省は振興してきた。その結果がこの数字となつて現れている。

「青年学校教授及訓練期間調（昭和十二年四月末現在）」は次の通りである。

公立 市立 町立 道府県立	二、七二二 二八五 四校	二年ノモノ 本 科 (女 子)
	九、九〇一 一七六 一校	三年ノモノ
	一一二、六二三 四六一 五校	計

%	合 計	私 立	公立 計 町立 市立 道府県立	一・五 二四五 一二	二年ノモノ 四校
				〇・七 一〇四 八	三年ノモノ 三校
				一〇・九 一、七九二 二〇五	四年ノモノ 六校
				八六・九 一四、二七二 三三四	五年ノモノ 二校
				一〇〇・〇 一六、四一三 五五九	計 一五 一校
				二二三 二〇二 二七	

	一計	三、〇一一	一〇、〇七八	一三、〇八九
	私立	一七三	一三三二	四〇五
合	計	三、一八四	二〇、三一〇	一三、四九四
%		二三・六	七六・四	一〇〇・〇

備考 一ノ学校ニ於テ教授及訓練期間ヲ異ニスルニ以上ノ同一科ヲ併置スル場合ハ各該当欄ニ夫々之ヲ計上ス

「本科（男子）」の「公立」の「三年ノモノ」の合計値は九六ではなく八六が正しい数字と思われるが、九六のまま合計値が算出されている。義務制実施で問題になるのは年限の短い学校である。男子についてみると三年のものよりも二年のものの方が多いことがわかる。二年という短い年限の学校が、四年以上の学校の簡易なものとしてではなく、四年以上の学校とは機能や性格を異にする一つの形態として存在していたことがうかがわれる。また市立と町村立の欄を縦に見ると最多の期間が市立は四年、町村立は五年ではつきりと違った姿を示している。都市と農村で青年学校の機能が異なり、それに対応して年限もまた異なっていたことがわかる。なお、女子についても市立は二年の方が多く、町村立は三年の方が多くという同じ傾向が認められる。

「青年学校一年ノ教授及訓練時間調（昭和十一年四月末日現在）」は時間別の学校数の調査である。総括表は省略し、普通科と本科をそれぞれ男女別に示した表を左に掲載する（公立私立別の学校数の欄は省略し、公立と私立の合計欄とその%の欄のみを掲載した）。

(二)普通科(男女別)

一、五〇〇時以上	二五	〇・三	二五四	二・九
一、四〇〇時以上	二五	〇・三	二五六	二・九
一、二〇〇時以上	一〇三	一・三	六四六	七・四
一、〇〇〇時以上	七三	〇・九	四九〇	五・六
九〇〇時以上	二〇	〇・三	二二〇	二・五
八〇〇時以上	一一	〇・一	一五五	一・八
七〇〇時以上	五一	〇・七	三一三	三・六
六〇〇時以上	三三	〇・四	四一〇	四・七
五〇〇時以上	一四九	一・九	五一六	五・九
四五〇時以上	一〇二	一・三	四〇六	四・六
四〇〇時以上	一五五	二・〇	六三四	七・二
三五〇時以上	三〇八	三・九	六一二	七・〇
三〇〇時以上	八二五	一〇・六	六〇九	六・九
二五〇時以上	三、一七八	四〇・六	一、三九五	一五・九
二一〇時以上	二、七二六	三四・九	一、七九九	二〇・五
	校		校	
	計	%	計	%
	男	子	女	子

不詳	三七	〇・五	五〇	〇・六
計	七、八二一	一〇〇・〇	八、七六五	一〇〇・〇

備考 男子部、女子部ハ各二校トシテ調査

(四)本科(男女別)

二一〇時以上 二五〇時以上 三〇〇時以上 三五〇時以上 四〇〇時以上 四五〇時以上 五〇〇時以上 六〇〇時以上 七〇〇時以上 八〇〇時以上	計		計	
	男		女	
	子		子	
	%		%	
	四、〇七九校	二五・六	一、九八〇校	一六・七 _(八)
	六、九九六	四三・八 _(九)	一、八〇七	一五・三
	二、二五六	一四・二	八九三	七・六
	七九〇	五・〇	四五二	三・八
	三五九	二・二 _(三)	八五一	七・二
	二二二	一・三	五六四	四・八
	二二六	一・五	六八二	五・八
	二一一	一・三	六〇一	五・一
	一三二	〇・八	四八〇	四・一
	五七	〇・四	二六三	二・二

計	九〇〇時以上	七九	〇・五	三五六	三・〇
	一、〇〇〇時以上	一七〇	一・一	九四〇	八・〇
	一、二〇〇時以上	二二四	一・四	一、〇六〇	九・〇
	一、四〇〇時以上	四四	〇・三	三九四	三・四
	一、五〇〇時以上	五九	〇・四	四三九	三・七
不詳	二一	〇・二	三五	〇・三	
計	一五、九二五	一〇〇・〇	一一、七九七	一〇〇・〇	

備考 男子部、女子部八各校トシテ調査

普通科と本科の間には男女ともに大きな違いはない。すなわち普通科・本科ともに男子は「二五〇時以上」が最多であり「一、二〇〇時以上」のところになんか小さなピークがある形、女子は「二二〇時以上」が最多で「一、二〇〇時以上」のところはやや大きなピークがある形になっている。また女子の場合、「二二〇時以上」が最多であるとはいってもその割合はきわめて小さく、その分だけ三〇〇時を越える各時数に分類される学校数が全般的に多い。男子の場合には「二一〇時以上」と「二五〇時以上」で七割前後を占め、さらに「三〇〇時以上」を加えると八五%前後に達する。普通科と本科の違いよりも男女の違いの方が大きい。

「一、〇〇〇時以上」およびそれ以上の時数に分類される学校がかなりある。普通科の場合で男子が二二六校（二・九%）、女子が一、六四六校（一八・八%）、本科の場合で男子が四九七校（三・一%）、女子が二、八三三校（二四・〇%）である。女子は実に五分の一ないし四分の一を占めている。義務化に即していえば男子のこの三%前後の学校は、普通科は高等小学校ないし実業学校、本科は実業学校にきわめて類似した組織・内容の学校であったと推測され

る。これだけの時数の「教授及訓練」を行うためには専用の施設設備をもち、専任の教員を多数かかえていなければ不可能に近いからである。この一、〇〇〇時を越えるような学校の扱いが一つの問題点となっていく。

もう一つの問題が二一〇時付近のところにあつた。男子の場合には普通科も本科も最大値は「二五〇時以上」であり「三〇〇時以上」にもかなりの学校が含まれている。実態をあまり変更しないということであれば義務を課す時数を二一〇時から三〇〇時ないし三五〇時程度にするのが自然である。二一〇時にしてしまえばそれを越える時数の授業を行っている学校は、実際には時数を短縮しなければならなくなる。そのことは教育の水準を低下させることを意味する。しかし任意で就学する者だけを受け入れるわけではなくなるから、あまり多くの時数を義務にすると無理が生じる。とくに工場や商店などで就労している者は勤務時間とのかかわりで就学できる時間には厳しい限度がある。そのあたりの難しい調整が課題になることがこの表から読み取れるのである。

「青年学校教授及訓練時刻調（昭和十一年四月末日現在）」は授業時間帯別の学校数の調査である。右の時間の調査と同様に普通科と本科それぞれの男女別に示した表を左に掲載する（公立私立別の学校数の欄は省略し、公立と私立の合計欄とその%の欄のみを掲載した）。

(二)普通科（男女別）

	男		女	
	計	%	計	%
朝	二七校	〇・三	二二三校	〇・三
昼（午前午後）	一、八三六	二二三・三	七、〇〇三	七九・九
午	五三二	六・八	七三四	八・四
後				

夜 午 昼 朝 (午前午後) 後			
四、三六〇	計	男	一〇〇校
一、四三九		子	〇・六
二七・四	%		
九、三七四	計	女	五二校
三六八		子	〇・四
九、三七四			七九・三
三七三	%		八・三
三・一			

(四)本科(男女別)

備考 男子部、女子部ハ各一校トシテ調査

計	不 朝、 昼、 詳	午 後、 夜	昼、 夜	朝、 夜	朝、 昼	夜
七、八二一	一〇三	一五四	六八四	二、一〇一	二〇〇	二、一四一
一〇〇・〇	一・三	一・九	八・七	二六・九	二・六	二七・四
八、七六五	一二五	二四	二一	二八八	二〇	一八一
一〇〇・〇	一・四	〇・三	〇・二	三・三	〇・二	二・一
						三・九

計	朝、 朝、 昼、 午後、 朝、 不	二五九 四五二 三、七六五 九八一 二九〇 一七六	一・六 二・八 二・三・六 六・二 一・八 一・二	二四三 一二五 三六三 一三七 三七 一二五	二・一 一・一 三・一 一・二 〇・三 一・一
	詳	一五、九二五	一〇〇・〇	一一、七九七	一〇〇・〇

備考 男子部、女子部ハ各一校トシテ調査

普通科の女子の学校数を合計すると八、七六三になるが表には八、七六五と記載されている。教授及訓練時数と同様に普通科と本科は男女ともにほぼ同じ傾向を示し、男女において大きな違いが認められる。男子は「昼（午前午後）」「夜」「昼、夜」が多く、女子は「昼（午前午後）」だけが多い。「朝」と朝を含んだ時間帯はいずれも少ない。また「午後」と「午後、夜」も合せば男子で約一五%、女子で九%前後を占めている。結局のところ朝以外の時間帯が圧倒的だということになる。

問題は夜間に授業をするかどうかである。「夜」と「朝、夜」「昼、夜」「午後、夜」「朝、昼、夜」の合計（一部夜間）の割合を計算すると次のようになる。

普通科男子

普通科女子

- 「夜」 二、一四二校（二七・四%） 三四四校（三・九%）
 一部夜間 三、一三九（四〇・一） 三五三（四・〇）

本科男子

本科女子

「夜」 四、三六〇校（二七・四％） 三六八校（三・一％）
一部夜間 五、四八八（三四・五％） 六六二（五・六％）

男子の場合は夜間だけの学校と一部夜間の学校とを合計すると三分の二ほどの数に達する。とくに普通科は年齢段階からみても原則として昼間制にすることが強く要望されることになるが、全体に占める割合からみるときわめて困難が大きかったことがわかる。

「青年学校設備二関スル調（昭和十二年四月末日現在）」は次の三項目と分教場数の統計である（分教場の統計は省略した）。

(一) 独立設置学校数

公立 三五七校

私立 一九七校

計 五五四校

(二) 専用教室ノ設アル学校数

公立 五、七二二校

私立 三二一校

計 六、〇四三校

(三) 併設学校数

種別	公立	私立	計	%
小学校二併設シタルモノ 其ノ他二併設シタルモノ	一五、九七七 七十一校	二八 五九六校	一六、〇〇五 六六七校	九六・〇 四・〇
計	一六、〇四八	六二四	一六、六七二	一〇〇・〇
%	九六・三	三・七	一〇〇・〇	

当時の青年学校数は公立が一六、四〇五校、私立が八二一校であった。これに対する独立設置学校の割合は公立が二・二%、私立が二四・〇%、また専用教室をもつ学校の割合は公立が三四・九%、私立が三九・一%であった。また公立の青年学校はほとんどが併設であり、さらに(三)の統計によってその大部分が小学校に併設されていたことがわかる。専用教室をもつ学校も三分の一程度しかない。専用教室さえもたないということは小学生と同じ椅子や机を使っていたということになる。

「青年学校授業料徴収学校調（昭和十一年四月末日現在）」は授業料額別の学校数の統計である。表は省略するが、授業料徴収の有無別の学校数は次の通りである。

普通科 公立 私立 本科 公立 私立

授業料を徴収する学校

一、二三九校 一〇校

二、〇〇八校 一六校

授業料を徴収しない学校

九、八七一 一四五

一四、一五四 四二三

授業料を徴収していた学校は全体の一〇%程度であった。私立学校でも授業料をほとんど徴収していないのは工場等に付設されたものが多かったためではないかと思われる。

男女別の統計をみるとその違いがわかる。徴収する学校は普通科で男子二二七校に対して女子一、一一三校、本科で男子三七五校に対して女子一、八二四校で女子の学校が圧倒的に多い（男子部と女子部はそれぞれ一校と数えられている）。女子の場合は普通科で二四・二％、本科で二〇・八％の学校が授業料を徴収していたという計算になる。この数字は女子の方が授業時数が多い学校が多かったことと関係していると思われる。逆に男子の場合には授業時数を抑えかつ授業料を無償にした、いわば準義務制的な学校がほとんどだったということであり、この授業料の統計によって男子と女子の青年学校の機能の違いが浮き彫りになってくる。

なお、授業料額は普通科・本科ともに五〇銭以上一円未満が最多であるが、二円五〇銭以上という学校もわずかではあるが存在する。金額については男女にほとんど違いはない。

「青年学校教員二関スル調（昭和十二年四月末日現在）」は次の通りである。

(一) 教員数

種別	専任教員		公立	私立	計	%
	男子	女子				
其ノ他ノ教員	男子	女子	公立	私立	計	%
	男子	女子				
計	一三三、三七四	七、二〇四	八六一	二一、四三九	一一・七	
男子	一三三、三七四	七、二〇四	八六一	二一、四三九	一一・七	
女子	七、二〇四	二〇、五七八	八六一	二一、四三九	一一・七	
計	一三三、三七四	七、二〇四	八六一	二一、四三九	一一・七	
公立	一三三、三七四	七、二〇四	八六一	二一、四三九	一一・七	
私立	八、二九六	七四〇	八六一	二一、四三九	一一・七	
計	一三三、三七四	七、二〇四	八六一	二一、四三九	一一・七	
%	七・七	四・〇	一一・七	二一、四三九	一一・七	
公立	八〇・〇	八・三	八六一	二一、四三九	一一・七	
私立	八・三	八・三	八六一	二一、四三九	一一・七	
計	八〇・〇	八・三	八六一	二一、四三九	一一・七	

合	計	一七三、四二一	九、八九七	一八三、三二八	一〇〇・〇
%		九四・六	五・四	一〇〇・〇	

(二)資格別教員数(公立)

種別	男子		女子	
	数	%	数	%
学校長	一六、三四九 (一五、二六一)	一〇・八	一	〇・〇
教諭	二一、一七六	一三・九	三、二六六	一五・一
助教諭	五〇、八四二	三三・五	一一、一五一	五一・六
指導員	五八、二三九	三八・四	五、八五二	二七・一
其ノ他	五、二〇八	三・四	一、三三七	六・二
計	一五一、八一四	一〇〇・〇	二一、六〇七	一〇〇・〇

種別	計	%
学校長	一六、三五〇 (一五、二六一)	九・四
教諭	二四、四四二	一四・一
助教諭	六一、九九三	三五・七

指導員	六四、〇九一	三七・〇
其ノ他	六、五四五	三・八
計	一七三、四二一	一〇〇・〇

備考 括弧内ハ学校長ニシテ教員ヲ兼ヌル者ノ数

(三) 教員ノ待遇

(1) 俸給及手当平均額

専任教員

年額 六四八円 (月五四円)

其ノ他ノ教員

年額 四八円 (月 四円)

(2) 奉任待遇

学校長

一五〇人

専任教員

五八人

青年学校は一般に専任教員が少なくまたその待遇も低いという状態を続けてきた。(一)の数字はやはりそのことを裏づけている。専任教員は公立私立男女合せてもわずか二一、四三九人しかいない。青年学校の総数が一七、二二六校だったから一校当り一・二四人となる。前述のように複数の(あるいは多数の)専任教員をかかえていて一、〇〇〇時間を越える授業を行う学校も一部に含まれていての数値であるから、典型的な青年学校の状態としてはやはり一校一人だったと思われる。

(二)の教員資格によれば教諭よりも助教諭の方がはるかに多い。学校長が教諭を兼務していたとしてもなお助教諭の方が多い。そして男子の学校の場合にはさらに指導員の方が多い。資格の点からみても不十分な体制の学校が多かつ

たことがうかがわれる。

(三)によつて教員の給与がわかるが、専任教員の月五四円は小学校教員よりも安く、また兼任者の月四円の手当は、本務だけでも多忙な小学校教員への支給額としては安すぎるとしばしば指摘されていた。

「青年学校経費調（昭和十二年年度予算）」は経費と国庫補助額の資料である。表は省略するが、青年学校全体の経常費と臨時費の支出、それに対する国庫補助額は次のようになっていた。

経 常 費		臨 時 費	
経費総額	三〇、九一四、六〇七円	一、九九九、七五五円	

国庫補助額	三、四九一、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
-------	-----------	---------	--

国庫補助は経常費の一割弱、臨時費の一五%程度しか占めていない。一般に青年学校は安価な教育施設だといわれるが、国家はその安価な費用の一部を負担しただけの状態で義務化を強行しようとしていたのである。地方公共団体が負担について懸念ないし反発することは十分に予想された。

「青年学校教員養成所二関スル調（昭和十二年四月末日現在）」は青年学校教員養成所についての諸統計である。所数は四九でそのうち独立設置所は一三である（ただしこのうち六所は官立専門学校内に設置）。男子のみの所が四二を占め、男女受け入れが四、女子のみが三となっている。

教員数は九四四人でそのうち専任が一二八人、また所長は四九人であるがそのうち専任は五人である。青年学校だけでなく青年学校教員養成所も兼任依存になっている。

生徒定員は二、〇四五人、実際の生徒数は一、六二二人である。一所平均で定員四二人、生徒数三三人という小規模の機関である。二年年で構成されるから一学年でみれば定員二一人、生徒数一六、七人だけである。

入所志願者が少なかったわけではない。三、一五五人が志願して八三〇人が入学している。入学者の学歴をみると実業学校卒業者が六一九人で大部分を占め、中学校または高等女学校卒業者が一八二人、師範学校卒業者が四人、

「其ノ他」が二五人となつてゐる。師範学校卒業者がほとんど入学してゐないことは注目される。師範学校卒業者II小学校教員が実際には青年学校教育を担つており、また青年学校教員養成所のうちのいくつかは師範学校に併設されてゐた。しかし師範学校卒業者は正規の青年学校教員になることをほとんど希望しなかつたのである。小学校教員の方が給与が高いということも関係があるのかもしれない。

以上が「青年学校教育義務制実施二関スル参考資料」と「青年学校義務制実施二依リ収容スベキ男子生徒数」によつて明らかになる青年学校教育の実態であつた。この現実を前提に審議会は義務化の具体策を審議していくことになる。

3 特別委員会での審議

第十五回特別委員会は六月十日に開かれた。最初に田所特別委員長（四一三）から自由に意見を述べてほしいとの要請があり、田尻（四一四）がまず発言した。その内容は、パートタイムの二一〇時間ではせつかく義務年限を延長しても文化の向上を図ることはできない、普通科は廃止すべきで廃止が不可能であるならばフルタイムにすべきである、年限は男子五年、女子三年でよい、小学校に併置のものが多くが義務にする以上は独立の学校にする必要がある、教員の確保が最も重要な問題、内容面では職業科を徹底してほしい、修身及公民科については「皇民科」あるいは「臣民科」にすべきだという説もあるが、いづれにしても「日本精神ヲ持ツタ立派ナ愛国心ニ富ンダ青年ヲ造ルト云フコトガ根本デナクテハナラヌト思」（以上四一四）う、といったものであつた。普通科の廃止あるいは存続するとした場合のフルタイム化の主張は、前回の委員会でも文部省から提出され説明された「義務制実施案要綱」からかなり離れたものであつた。そこで田所（四一五）は「実施案要綱」を「参考」に、あるいは「原案ノヤウナモノ」として審議してほしい、あるいはその方が「便宜」であると発言した。佐藤寛次（四一五）が「実施案要綱」を原案として考へてよいという意味かと質問すると、田所（四一五）は原案のつもりで議してほしいというわけではないが、「尊重シマシテ原案ノ参考案トシマシテ御審議ヲ願ツタラ纏リガ早イダラウ」（四一六）と答弁した。審議会の審議権にもかか

わる微妙な問題であり、とくに青年学校の普通科は廃止して高等小学校のみ義務化するべきだという発言がすでに多く出されているにもかかわらず、「実施案要綱」はその点は完全に無視した内容となっており、以後の審議においてと きおり問題になる。

このあと各委員の意見表明や当局への質疑が続くがその要旨は次の通りである。

三國谷三四郎(四一六) 青年学校の義務の対象が二様になっている。一つは年齢でありもう一つは教養の程度である。中学校四年修了は最短で十六歳、十九歳まで三年の開きがある。義務不履行者に対する制裁は不要か。小学生であれば親が関心をもっているが、軍需工業が盛んになっていることもあるので、家庭の経済を支える青年の場合は厳格な強制が必要なのではないか。学級組織についてはどう考えているのか。普通学科と教練では組織が違ってくるのではないか。教員配置の問題とも関連する。青年学校教員の地位は不安定なので青年学校教員養成所で小学校の教員免許状を同時に付与してほしい。また小学校と同様に教員俸給の義務額の制度を設けるといふ考えはあるか。従来通り青年学校教員養成所を出た者に一定の免許状を与えないという方針を交えるつもりはないか。青年学校が成績を上げているというがそれは教練だけではないのか。普通学科や職業科について充実させる考えはないか。

田中重之社会教育局長(四一〇) 一定年齢まで就学させることが本則だが、例外として一定の学力をもつ者を義務の範囲外にしたい。義務不履行に対して制裁をもって臨むことは「我が国ノ家族制度ノ特徴ノ点カラ考ヘテ見マシテモ、親権者ト致シマシテハ子供ヲ教育致シマスコトハ神聖ナル権利デアリ、又神聖ナル義務ナノデアリマシテ、斯ウ云フ場合ニ罰則ヲ以テ国家ガ臨ムト云フコトハドウモ面白クナイ」(四一二)。ただし雇傭者に対して義務を課し、それにある程度の刑罰を伴わせることはやむを得ない。普通科で一学級、本科一・二年で一学級、三年以上で一学級の三学級に編制するのが普通と思う。義務額を設けてもあまり効果がない。しかし教員俸給のうちいかなるものについて国庫から補助するかという負担区分については考慮している。それに

よつて青年学校教員の地位は安定するものと思う。青年学校教員養成所の卒業者に対しては免許状を付与して
いないが、要望もあるので検討したい。教練以外の学科についても教員の充実など考えたい。

下村寿一(四一四) 義務が二つになつてゐる点が疑問。また十二歳から十四歳までの学齢未満の者に義務を負
わせるのは適当ではない。一方で相当に強い制裁がなければ義務制を励行させることは困難。雇傭者に対し
「督励スル義務」を課しているが、督励したかどうかは義務違反を明確にしにくい。就学を妨げた者を罰する
制裁が必要。雇傭者は就学者に時間を与へるとなつてゐるが、当然給料も与へなければならぬ。青年学校へ
の不就学者は貧困を理由にしていただけではない。魅力がないという問題もある。「四角四面ノ教授訓練ダケ
デハ仲々青年ガ寄ツテ来ナイ」。音楽や運動などの「リクリエーション」(四一六)も考えなければならぬ。
「実施案要綱」の十九項の「指導監督機関」として小学校の学務委員に相当するものが必要ではないか。少年
教護院に在院中の者はどうなるのか。七項には免除しなくては猶予ということが書いてないが、病氣やけがで
一時猶予される場合も当然ある。貧困者に対する就学奨励に具体案はあるのか。「徳義的ノ義務」(四一八)で
は実際には難しい。授業料には上限の規定が必要。女子の青年学校の義務制も実施してほしい。

田所美治(四一八) 女子の青年学校についても審議してほしい。

田中重之(四一九) まず親権者に就学させる義務があり、青年自身に就学する義務があつて、両者合わさつて
就学義務が完成する。青年自身には刑罰を科さないで、刑法の適用が十四歳以上ということと一致しなくて
も問題ない。家族制度から考えて親・子に刑罰をもつて義務づけるのは「面白クナイ」。雇傭者には「父兄ニ
代ツテ雇ハレテ居リマス所ノ青年ヲ監護スベキ社会的ノ義務ガアル」(以上四二〇)。その社会的義務を法律的
義務に高めた。刑罰がないからといって督励の義務がないとは考えない。しかし妨げた場合の制裁について
は関係者と協議して検討したい。就学時間を就労時間とみなすことについては立法化するときに組み込みたい。
内容に魅力をもたせることについてはできるだけ工夫したい。学務委員のような制度はつくりたい。少年教護

法を改正して義務制を徹底させたい。七項には猶予も含めて考えている。貧困者に対する就学奨励策は具体的にはまだ決めていないが、村を挙げて関心と援助を寄せるように指導していきたい。充実した青年学校もあるが授業料の上限を一般的に定める必要は感じている。

香坂昌康(四一四) 「実施案要綱」を原案とするかどうかは後で決めればよい。現在の青年学校をそのまま義務化するのでは不十分。青年学校教育は「本当ノ活教育」(四一五)でなければならぬ。そのためには青年団との連携が必要。都市の状態を考えてみると、家族制度の問題はあるが、制裁が必要ではないか。貧困の生徒の就学のためには国家が「相当ノ程度ノ社会施設」(四一六)を用意しなければならぬ。これまで青年学校の専任教員はおおむね職業科の教員であったが、義務教育にする以上は「修身、公民若シクハ国史ト云フヤウナ方面ニ於テ日本人ノ性格ヲ養フニ足ルダケノ素質ヲ持ツ」(四一七)者であることが必要になってくる。青年学校の教育全体について査閲の制度が必要。

伊東延吉(四一七) 多数の不就学者を新たに就学させるのであるから、社会的な影響にも配慮しながら少しずつ内容を改善していくしかない。「青年学校ヲ本當ノ活キタ教育ニスルト云フコトニ付キマシテハ、当局ノ大方針トシテ飽ク迄之ヲ貫イテ行キタイト云フコトヲ考ヘテ居ル」。青年団との関係については「密接ニ相俟ツテ発達シテ行ク」ように考えたい(以上四一八)。困難があることは承知しているが「制裁ト云フヤウナコトニ依ラナイデ、ドウカ所謂光栄アル義務トシテ国民ガ拳ツテ青年学校ノ義務制ヲ立派ニ為シ遂ゲルト云フコトデ」(四一九)やっつけていきたい。就学奨励の具体案は現在検討している。国からも地方からも相当の予算を支出するつもり。普通学科の専任教員の確保も重要だが、「職業科ヲ通ジテ精神教育ヲスル、具体的ナ力ノアル人ヲ造ツテ行クト云フ方面ニモ力ヲ注イデ行キタイト」(四二〇)。また教員の再教育や査閲についても考えたい。

大藏公望(四二〇) 「私ニハ読ミマシテモサツパリ分ラナイ」(四二一)。青年学校の義務化の目的は精神教育、勤労教育、一般知識の教授、職業教育、教練の五つだと思ふが、どれを主として実施するのがわからない。

中学校の四年修了者には義務が免除されているが、中学校の四年修了者には精神教育も勤労教育も行き届いて
いるといえるのか。むしろ中学校卒業者は「一番大事ナ階級」なことから精神教育や勤労教育を十分に与える
ことが必要ではないか。また普通学科や職業科の配当時間が一律に決められているが都市と農村で同じとい
うことになるのか。「再ビ日本中統一ノ弊ニ陥ツテ居リハシナイカ」(以上四一三)。

伊東延吉(四一三) 勤労や鍛錬を通じて全体として精神教育を徹底させたいと思つている。中学校は中学校と
して審議会でも考えてほしい。

大蔵公望(四一三) 時間配当に地域差は認められないか。

伊東延吉(四一三) 地域や職業の違いはあるが指導精神は同一。

田中重之(四一三) 時間数は最低限のもの。増やす部分は自由になつてゐる。

松浦鎮次郎(四一三) 雇傭主が就学を妨げた場合には制裁を与えるというが、その制裁は教育法令中に定め
設けるのか、それとも商工省あるいは厚生省が管轄する営業関係の法規中に設けるのか。時数の規定は最低限
度だという答弁があつたが、義務制の青年学校としては多くの時間を配当することはできないのではないか。
政府としては最低限度だけでなく最高限度も決めなければならないのではないか。

伊東延吉(四一三) 雇傭主への義務づけは社会立法で行いたい。

田中重之(四一三) 最高限度については検討したが規定しないことにした。相当多くの時数を課す学校を設け
る場合には短い時数の課程と二部制にするという形で対応したい。

関屋竜吉(四一三) 教員や教科書を改善するという話もあり、教育改革同志会案では普通科に週三〇時を配当
するといふ考え方が示されており、そういった点からみれば青年学校の性格が学校に接近するようにもみえる
が、一方で現行のまま義務化するといふことであり、青年団との連携や就学奨励という面からみると社会教育
施設という性格が維持されるようにもみえる。学校教育と社会教育のどちらの観念で指導していくつもりか。

義務教育年限延長をむしろ青年学校で実施すべきで、青年学校を全日制にするという考え方もあるが、最低時数を受ければ義務を果したことになるかとすればこういった時数の多い青年学校は青年学校とみなさないうことになるのか。

伊東延吉(四一四) 授業時数が増えて教科書が完備していても「形式的ノ知識教育ト云フヤウナコトニ陥ラナイヤウニ」して青年学校の特色を發揮し続けるようにしたい。青年学校として経営しているものの中にも相当の時数や組織をもつてだんだん「普通ノ学校」(以上四一四)に近づいているものもあるが、そういうものについても青年学校としての特色をもたせるように指導したい。

関屋竜吉(四一四) 鹿児島県では県の奨励のもとで青年学校という名で全日制の学校が設置經營されているが、義務制度になつてこういう学校は青年学校として認められるのか。

上原種美(四一四) 国と地方の経費がどのくらい増加する見込みか。

伊東延吉(四一四) 完成年度においては、教員俸給の半額負担で千二百万円、その他に五百万円を要し、既定の経費二百五十万円を控除すれば新規の支出は千四百五十万円となる。地方費は教員俸給の半額だけ。

関口八重吉(四一四) 青年学校の普通科は廃止すべきである。義務年限の延長は高等小学校的義務化で行うべきである。精神教育は重要であるがそれは職業教育を通じてのものであるべきである。映画教育を採り入れてはどうか。

田尻常雄(四一四) 年二一〇時の青年学校普通科をも義務教育年限の二年延長とみなすのか。また青年学校の卒業者に対して中等学校の卒業資格を与えるつもりはあるか。

伊東延吉(四一四) 高等小学校的義務化と青年学校教育の義務化との関連は考えていない。審議会で考えてほしい。青年学校卒業者の資格については具体的には何も考えていない。

田所美治(四一四) 一九三五年の「青年学校令及青年学校規程制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項」に青年団と

の関係などについて書かれているので配布してほしい。

この日の審議はここで終了した。

第十六回特別委員会は六月十五日に開かれた。前回に引き続き続いて質疑が続けられた。その要旨は次の通りである。

佐藤寛次(四一五)

地域によっては施設が不足しているところがあるが、新営費を考える必要があるのではな
いか。また小学生用の椅子を使うのはどうか。独自の設備も必要ではないか。年限の短い実業学校の卒業者が
青年学校に入學することになっているが、年齢が高い者も含まれるし、独立の学校を卒業して一人前になつた
つもりでいる者をさらに別の学校に入學させるといふのは、とくに乙種程度の実業学校に入學を希望する者の
精神面に悪影響を及ぼすのではないか。尋小卒三年以下の農業学校は全国に九〇校もある。乙種程度の実業学
校でも教練を実施し、さらに卒業後数年間も引き続き母校で教練の授業を受けることにして、青年学校への入
学義務を免除することにはできないか。

伊東延吉(四一五)

学校の新設については補助金を出すことを考える。設備の充実も図りたい。中等学校の半
途退學者あるいは卒業者と青年学校編入との関係については大体の基準で実施するしかない。尋小卒三年程度
の学校の場合には原則通りで考えたい。

西田博太郎(四一五)

年限の短い実業学校の卒業者の場合には職業科は免除してもよいのではないか。また実
業学校の研究科の在學者・修了者の扱いはどうなるのか。

田中重之(四一五)

実業学校卒業者について職業科を免除することは考えられる。内容によっては実業学校の
研究科を「実施案要綱」の五項を適用して青年学校への就學を強制しなくてもよいことになる。

上原種美(四一六)

義務制実施を機に内容の充実を期待していた。たとえば授業時数は普通科で三〇〇時以上、
本科の低学年で二五〇時以上、高学年で二一〇時以上を課す必要があると考えていたので物足りない。委員長
は「参考原案トシテ審議ヲシテ見タイト云フヤウナ非常ニ巧イ御言葉ヲ御使ヒニナラレタ」が、本会としては

「此ノ案ニ如何様ニ修正変更ヲ加ヘヨウトソレハ本会ノ自由デアルト私ハ考ヘ」(四一六)る。しかし新たに多数の青年が最低二一〇時を修めることになることを考えれば実施案としてはこれでよいと思う。そこでいくつが希望を述べておきたい。青年学校教員養成所は不完全なものが多い。全国に約五〇校あるが独立校舎をもつものは五、六校しかなく、ほとんどが農学校、農事試験場、師範学校あるいは専門学校に付設されている。専用の施設設備をもつことが急務。また専任教員も二名くらいしかない。義務制実施で増員することになっているが、青年教育の本旨を理解した者を採用してほしい。年限はほとんど二年になっているが、青年学校の教員は中等学校の教員と同等以上の素養を必要とするし、師範学校の年限が三年でなければならぬのであれば少なくとも三年にする必要がある。師範学校と同様に寄宿舎を設けて「家塾主義ニ依ル修養道場」(四一三)にしたい。附属青年学校を設置して教育実習ができるようにもしたい。短期現役の特典も与えてほしい。養成所卒業の教員の俸給が低い。俸給が少なくと奏任待遇を受けられない。国庫負担あるいは地方費負担を増やして待遇を改善してほしい。普通科をフルタイムにすべきだという意見には反対。普通科は貧困等の事情のために高等小学校に行けない者のための学校であり高等小学校が義務化されるまで暫定的に置かれるべきもの。高等小学校が義務化されれば、二一〇時の青年学校と一、二〇〇時の高等小学校が等しく義務教育として並立すべきではない。高等小学校の義務化が後になったために高等小学校がさびれてくるおそれもある。そこで普通科は必ず設置するものとはせずに設置することができるといふ規定にするのがよい。女子の義務制も希望する。

佐々井信太郎(四一六五) 農村の青年学校の普通科は人数が少ないところが多い。また都会の場合には出席させることが困難な者が多い。大きな会社、工場は中に学校を設置すると思うが、規模の小さい商店・工場の雇者の場合は給料の減額などの出席の障害も考えられる。社会立法には貧困の根絶と社会教化の徹底の二つがあると思うが文部省はどのような立法を考えているのか。それから学科の内容はどのように検討しているのか。たとえば珠算など青年学校で学ぶ学科について試験をして、一定の成績を挙げた者に証書を交付するというこ

とは考えられないか。就職に有利となつて就学率が上がるのではないか。農村に工場ができると青年学校の生徒が減る一方、病気になる者が多くなつて徴兵検査の成績が落ちる。対策はないか。青年学校は実習地を持っているが、本来は村全体あるいは各々の家庭がすべて実習地でなければならぬと思う。実習地の内容改善について青年学校教員養成所ではどう考えているのか。

伊東延吉（四一六） 労働時間の制限のあるものについては就労時間と就学時間の合計が制限時間を越えないようにさせ、労働時間の制限のないものについては新たに就労時間と就学時間の合計が一定の制限をこえてはならないようにすることを考えている。また青年学校の教育内容については教科書の改善などを考えている。珠算などの特殊技能の検定制度については研究中。

田中重之（四一九） 青年学校においては農民の業務そのものが実習の対象になるように指導している。ほとんどの青年学校教員養成所には寄宿舎が設けてあり、修練道場のようにして経営されている。農家をそのまま借り受けたものもあり、あるいは部落に分宿させ、農業や青年団の活動まで指導させているところもある。

松井茂（四一七） 青年学校改革の成否は国家の盛衰にかかわるほど重大な問題であり、社会教育局の所轄で十分かどうか疑わしい。また文部大臣や陸軍大臣が交替してしまつて心細い。義務制の実施は困難が大きいので青少年局を設置するくらいの覚悟はあるのか。青年学校としては郷里の先輩が帰郷したときに講演してもらうというようなことを考えてほしい。北海道の石黒長官や宮城の菊山知事のように地方長官みずから範を示してほしい。女子青年学校を義務制にして修身・公民教育を徹底させたい。青年学校で修身及公民科を教えるにあつて、とくに公民教育は個人主義に流れやすいので注意してほしい。公民教育は部落常会など時局的なものを中心にするとうい。愛国精神のこもつた職業教育を行つて「不良」などが出ないようにしてほしい。青年学校の専任教員を確保し、また青年学校教員養成所の内容を充実させてほしい。

伊東延吉（四一七） 青少年局までは考えていないが、文部省と地方の指導組織を検討している。郷土の先輩の

活用や地方長官の指導についても同じ考え。女子の青年学校の義務制は検討している。日本精神に基づく精神実践的教育については集団勤労作業などで推進している。部落常会との連絡についても賛成。「不良」化の問題は教護聯盟と協力し、女子の「風教問題」も含めて力をそそいでいきたい。青年学校の専任教員の確保も養成所の充実も努力したい。

下村寿一（四一八三） 民法では未成年者に対して両親が監護と教育の権利と義務をもつと規定している。すでに法で義務を定めているので小学校令で両親に義務を課すことは問題ないが、青年学校令という勅令で十二歳から十九歳までの青少年にまったく新たな義務を課すことになる。憲法の規定に違反することになるのではないか。

田中重之（四一八三） 憲法に違反するとは考えていない。

下村寿一（四一八三） 青少年が義務を負うことになって居住移転の自由が奪われる。

田中重之（四一八三） 勅令で義務を課しても違憲にはならないと考えているが研究したい。

田所美治（四一八四） 法律によらなければ就学義務を課せないという規定は憲法にない。説明してほしい。

下村寿一（四一八四） 就学を義務づけると居住移転の自由を奪うことになる。

松浦鎮次郎（四一八五） 昼間教育を原則としたことは歓迎するが、実際にはわずかな時間しか確保できない。その最低限の時間だけを決めることも差し支えないかもしれないが、「義務ニナルト云フ以上ハドウシテモ最高限ト云フモノヲ多少ノ裕リヲ取ツテ決メテ置キマセヌト学校ニ於テ時間ヲ無暗ニ殖ヤス、マサカ無暗ニ殖ヤスコトモナイデアリマセウガ、出来ルダケ教育ヲ良クシヨウト云フ考ヘカラ学校ノ時間数ヲ殖ヤスト云フコトガ出来得ル余地ガアリマス、是ガ義務ニナツテ居ル上カラ教育ヲ受ケル青年、又其ノ青年ヲ雇傭シテ居ル者等ニ対シテ非常ニ無理ガ生ズルデアリマス、是ハドウシテモ凡ソノ最高限ト云フモノガ決ツテ居ナイトイカヌノチヤナイカト思フ」（四一八五）。外国の例をみても最高限を決めている。また、青年学校は高等小学校の上に

築き上げられるのが本則。普通科はわずかな時間しか授業がないから高等小学校の教育に匹敵させることは無理だが、「已ムヲ得ザル代用」(四一八六)として置かれている。青年学校の本科に入学するのは高等小学校を修了した者がほとんどで普通科修了者は本科にはあまり入らない。しかし高等小学校が義務になるまで、青年学校だけが義務になっている間にはどうしても必要。ところで青年学校普通科が義務になると地方自治体の当局者が青年学校普通科さえあればよいということで、高等小学校を不要視するのではないかと心配している。地方によつては普通科で三五〇時あるいは四〇〇時課しているところもある。二一〇時の最低限の普通科をもつて高等小学校に代用させようということはないかもしれないが、中途半端に多い時数の普通科であれば高等小学校の代用にされることは十分にあり得る。普通科に限らず本科に関しても義務にする以上は「青年学校ト云フモノハ斯ウ云フ性質ノモノダト云フコトヲハツキリ現ハスヤウナ最高限ノ規定ト云フモノガドウシテモ必要デハナイカ」(四一八六)。それから専任教員を増やすことに関連して、増やすこと自体は望ましいが、都市の職業は細分化しており、にもかかわらず一般的な商業あるいは工業の教員を養成してもあまり役に立たないのではないか。むしろ実際に職業に従事している人に講師として来てもらう方が生きた職業教育ができると思う。農村についても経験者を講師に招く制度が有効と考える。

伊東延吉(四一九二) 実際によくの時数を課している青年学校では、一部二部に分ける方式、あるいは本科と専修科を組み合せる方式などによつて時数を多くも少なくも履修できるようにしてある場合が多い。義務化するにあたってこのような方式にすれば問題ないと考える。高等小学校には影響が及ばないようにしたい。また職業科に関しては教授要目において職種を細分化させて規定しており、また教員の講師制度はとくに私立の青年学校で実施されるものと期待している。

松浦鎮次郎(四一九四) 鹿児島県の青年学校を実際に見たこともある。ここでは高等小学校を廃止してその代りにフルタイムの青年学校を設置している。高等小学校の教育の基礎の上にパートタイムの教育を施すという青

年学校の本来の趣旨とは違った学校が現に存在している。義務時数の上限を設定する必要がある。この日の審議はここで終了した。

第十七回特別委員会は六月十七日に開かれた。なお質疑や意見交換が続けられた。その要旨は次の通りである。

関口八重吉(四一九七) 青年学校と工場との連絡は、とくに小学校に付設の青年学校が難しい。そこで近隣の工場の経営者を集めて評議委員会を組織して連絡を密にすることを考えるとよい。夜の授業の場合には照明を十分にしなければならぬ。

田尻常雄(四一九九) 青年学校の本科には高等小学校卒業者や青年学校普通科修了者や中等学校の卒業生・退学者など学力が異なる者が入ってくる。これではその教育に不都合が生じるのではないか。青年学校の普通科を義務化するのでは国民の文化水準の向上にはつながらぬ。普通科は廃止すべきである。学科の授業に熱心だった者と教練に熱心だった者とが本科に入ってくる場合、どのように対処するつもりか。都市の青年学校の場合、職業科の細分化専門化に対応して自分に適した学校に自由に就学できるような便宜を与えることが必要。女子も義務化してほしい。

伊東延吉(四二〇二) 青年学校は融通性、弾力性をもたせてあるが不都合のないように考慮したい。普通科の内容は統一性をもたせるようにしたい。青年学校普通科を存続させると国民の文化水準が低下するというのが、「国民ヲ鍛錬スルト云フ立場カラ考ヘマスト青年学校ニハ青年学校トシテノ特長ガアルト思フ」(四二〇三)。就学する学校の選択については自由にできる部分を考慮したい。

佐々井信太郎(四二〇三) 実際問題として高等小学校の義務化に一本化することは不可能。しかし高等小学校の制度をも改革し、「内容ヲ土地ノ事情ニ即スル所ノ自由ヲ許スヤウナ意味ノ単一制度ノ青年初期ノ国民学校トシテ承認セラルベキモノ」(四二〇四)だと思ふ。社会立法が必要になるがそれは保護者もしくは雇傭者が義務を負うというだけのものではなく、貧困者全般の保護を目的としたものでなければならぬ。それによって貧

困がなくなれば普通科の廃止も可能になる。一年に二〇〇時間程度の授業では国民教育の向上ということにはならない。最低時数を少しずつ増加させていかなければならない。また女子も義務化しなければならない。学生の身体が虚弱になつてきたのは学習方法に問題がある。職業を通じた学習がよい。施設も教員も貧弱な状態にあるが、これが自分たちの「青年修養道場」(四一〇六)と意識できる程度の施設が確保されることが望ましい。小学校教員を重用することはやむを得ないが、青年心理の理解が必要。職業科の授業で経験者、現職者を講師として招くのはよいが、利害得失の立場から職業を扱うようでは困る。青年学校教員は日常の経済生活の道德的意義といったことの理解が乏しいので、そのような点についての修養に努力しなければならない。常会を徹底させることが就学率の向上につながる。技能の資格制度が必要。青年学校は道場的な方式にすることが必要。

三 国谷三四郎(四一二〇) 義務の除外例をできるだけ少なくすべきである。「青年学校ノ教育ト云フモノハ一ツノ特色ノアル教育デアルト考ヘテ良カラウト思フ」ので「他ノ普通ノ学校ノ教育ヲ或ル程度ニ終了シタラソレヲ以テ青年学校ノ教育ニ代ラシメルト云フコトハ此ノ義務制ノ本旨カラ考ヘマシテ私ハドウカト思フ」(以上四一二〇)。尋常小学校を終えてから徴兵までの間において教育を継続させることが青年学校の本旨だとすれば、年齢を本体として義務にするべきではないか。たとえば中学校四年修了者の場合には十九歳までの期間に青年学校の職業科や教練を専修させるといった制度が必要なのではないか。国民に対する義務の平等という点から考えても除外例は少なくすべきである。青年学校の教授及訓練科目は最近できたものなのでまだ経験が浅い。義務化して経験を重ねつつ適宜改正をしなければならない。青年学校の科目は総合的になつているが教科書はそれに対応していない。教科書の改善が必要。「青年学校ト云フ特殊ナル学校ヲ他ノ普通ノ学校ト紛ラハシクシナイ為ニ青年学校ノ本質カラ考ヘマシタ最大ノ時間数ト云フモノヲ示ス必要ガ極メテ多イト思フ」(四一二三)。青年学校としては一日三時間が限度。毎日三時間やつて週一八時間、年に四〇週やつて七二〇時間になる。こ

の七二〇時間を越える時数の学校はもはや青年学校ではなく普通の学校ではないか。普通科については上原委員の意見に賛成。青年学校の規模は小さい方がよいので学区は小学校と同じにすることが望ましい。小学校に併設し、校長も小学校長が兼ねるといふ形態の方が青年学校にふさわしい。母校で学び続けることの意味は大きい。職業科の授業は具体的実践的に行うとすると困難が大きい。そこで農業であれば家庭、工業であれば工場で実習をするということが考えられるが、そうなると今度は生徒の管理が困難になるという問題も起こる。青年学校教員養成所はだいたい二〇人ほどの卒業者を隔年に出す程度の小規模なものなので独立にする必要はない。むしろ師範学校や農学校に併設して設備を利用するのがよい。その場合に青年学校教員養成所としての教員養成の方針は統一させておく必要がある。付属青年学校も不要。代用でよい。青年学校教員の地位の安定を図らなければならない。そのために市町村に教員俸給についての義務額を設定する必要があるのではないかと。市町村が一方的に俸給予算を削減すれば、その教員は勤務できないことになってしまう。

田中穂積(四二二五) 「出席ヲ奨励シ又生徒ニ熱意ヲ持タセル為ニ優秀ナル学生ハ上級ニ編入ヲスルト云フ制度ガ一般ニ布カレテ然ルベキコト」。「青年学校ノ如ク粒ノ揃ハナイ生徒ニ対シテハ優秀ナ学生ヲ上級ニ編入スルト云フコトハ当り前ノコトデハナイカ」(以上四二二五)。どこの国でも行われている。雇傭者に制裁を加えるべきではなく、義務制実施にあつては社会の協力が不可欠。就学時間にも賃金を支払つてもらふという形で雇傭者に協力を求めるのがよい。しかしその場合には義務の時数の上限を定めなければならない。その時数は義務制実施の当初は三〇〇時くらいに低く抑え、少しずつ四〇〇時までであるいは四五〇時まで上限を上げていけばよい。

伊東延吉(四一三三) 「一定ノ年限ニ互ツテ十分教育ヲスルト云フ必要」(四一三三) があるので学力があれば上の学年に進めるといふ方式は採用しにくい。雇傭者に制裁を課すべきではないという趣旨はわかるが、この種の社会立法にはいづれも制裁が付いている。

伊東延吉(四一三三) 最高時数については検討したい。

穂積重遠(四一三三) 入営者職業保障法では、入営を理由に解雇することを禁じるなどの規定があるが制裁はない。また今度の議会で、雇傭にあつては兵役が済んでいない者をむしろ優先するという規定を加えたが、ここでは「從憑」という語を使っている。

佐藤寛次(四一三四) 三国谷は、教授及訓練の時数等は最近できた制度だとしているが、これは過去四〇年の経験のうえで一九三五年にまとめたもの。勤労青年が生徒なのであまり多くの時数にすることはできない。農会には農林省の助成金を得て技術員を置いている。農林省と文部省の間で連絡を図つて援助を得なければならぬ。実業教育振興委員会の方では私設団体によつて技能資格を出すことを考へている。現状では青年学校教員養成所の規模は小さいが、将来相当に拡張しなければならぬ。青年学校の制度自体を女子向けにしなければならぬ。義務の除外例をできるだけ少なくするという趣旨は理解するが、乙種の実業学校と青年学校との関係については考慮してほしい。

作田莊一(四一三七) 「国民実修学校施設案」(四一三三)を委員に配布、「国民実修学校」は入学資格尋常小学校卒業程度、修業年限三年の学校で、高等小学校、年限の短い実業学校および青年学校普通科を廃止して設置。「今日ノ教育ノ重大問題トシテハ、皇国ノ青年ヲ劃期的ニ教育スルト云フコトデアアル」ところで青年学校の義務化は「甚ダ感心シナイ」。「此ノ案ニ依リマスト恐ラク日本ノ教育ガ退歩スルノデハナイカ」。「七年間一年二百時間ト云フヤウナ実ニ緩慢ナル教育ヲ義務付ケルト云フコトハ、青年ニ取ツテモ義務者ニ取ツテモ非常ニ緩慢デハナイカ」。「学ブガ如ク学バザルガ如キ状態デ七年間引摺ルト云フコトハ青年ノ意氣ヲ決シテ作興スル所以デナイ」(以上四一三三)。小学校の教員が片手間で兼務するような教育が一番だといふ十三歳から十七、八歳に至る者を対象とする教育としては適當でない。また高等小学校の「退歩」の心配はないか。青年学校教育の義務制実施は閣議で決定されたものの、国策としてどれほど決まっているかは疑問。閣議で決めたとはいえず

更してもかまわない。「吾々ガソレニ拘束サレテ、此ノ問題ヲ議スルト云フコトハ、一体是ダケ偉イ方ノ集マラレタ教育審議会ニ何ノ權威ガアルカト考ヘルノデアリマス」。「義務制度ハ結構デアルト思ヒマスガ、今日ノ場合ハ義務ヨリモ寧ロ教育ヲ受ケル權利ヲ主張スル方ガ勝ツテ居」る。權利という言葉も義務という言葉も使いたくない。「寧ロ国家ガ教育ヲ受ケタイ者ニ対シテ出来ルダケノコトヲヤツテヤルト云フ国家ノ任務トシテ教育制度ヲ規定シタイ」(以上四一三三)。「大体ニ於キマシテハ此ノ案ノ如ク尋常小学校卒業者ヲ三年ノ実修学校ニ入レル、其処デ身体ト性能ノ發育、日本精神、ソレカラ実用的ナ職業ニ適スルヤウナ各種ノ技術ト云フモノヲ十分ニ年齢ニ応ジテ授ケル、特ニ其ノ教員ハ將來ノ國運ヲ担フ所ノ教育ニ当ルノデアルカラ、其ノ教員ハ今日ノ青年学校ノ教員トハ凡ソ雲泥ノ相違ノアルヤウナ立派ナ教員デナケレバナラス」(四一三三)。改革に費用がかかるのであれば学卒者を雇傭する企業から教育助成税を徴収すればよい。審議会はもう少し大きな問題を審議すべきではないか。

この作田の発言が終ったところで林博太郎(四一三三)が「整理委員」あるいは「小委員」の設置を提案した。林の提案では小学校、師範学校および青年学校にわたる答申原案を作成することを任務とする委員の設置であったが、後藤文夫(四一三五)は青年学校だけについて答申をまとめてはどうかと発言した。ここで二二分間の懇談会となり、そのあとで田所委員長(四一三三)が整理委員を指名した。整理委員となつたのは後藤文夫・下村寿一・田中穂積・関口八重吉・香坂昌康・森岡常蔵・佐々井信太郎・林博太郎・三国谷三四郎である。

さて、以上の特別委員会の議論を整理しておきたい。重要な論点とそれぞれの問題点や意見分布をまとめてみる。次のようになると思われる。

一、高等小学校の義務化との関連

すでにかなり議論されてきたことであつたためか、改めてここで意見を表明した委員はそれほど多くない。田尻は普通科の廃止あるいは普通科のフルタイム化、関口は普通科の廃止を主張し、上原、松浦、佐々井は普通

科の存続をやむを得ないこと、あるいは高等小學校の義務化の実施までの当分の間の措置として認めるべきだと論じている。また作田は「国民実修學校」という新しい制度を提言しつつ青年學校普通科の廃止を求めている。これまでの総会や特別委員会では青年學校普通科の廃止を求める意見も出ていたが、文部省が提出した「義務制実施案要綱」は青年學校普通科存続を前提としていた。審議会の審議権の問題にも発展しかねなかったが、それほど大きな問題にはならなかった。第十五回委員会では、伊東は青年學校普通科の義務化と高等小學校の義務化の関連は考えていない、審議会で考えてほしいと発言している。また彼は第十七回委員会では青年學校の「鍛錬」という側面を「特長」として強調している。

二、義務を負う者、制裁の是非あるいは就学奨励

義務を誰に課すのか、その義務に制裁を伴わせるべきか、また同時にどのような就学奨励を行うかについてさまざまな意見が出された。「義務制実施案要綱」では青年自身に「就学スル義務」、その保護者に「就学セシムル義務」、雇傭者に「就学ヲ督励スル義務」を課している。しかしいずれにも制裁を与えるとはなっていない。本人に義務を課すことに対しては下村が疑問を投げかけた。勅令で新たに就学義務を課すことによって憲法で保障された居住移転の自由を奪うという説明であった。小学生とはちがって勤労青年であるから、親から離れて自立している可能性も大きい。そういう青年を就学させるためには本人にも義務を課さなければならぬという面があった。三國谷は制裁の必要性に言及したが文部省は保護者にも本人にも制裁を与えないとの方針を示した。「家族制度」の建前があり「神聖」な義務だったからである。しかし雇傭者に関しては制裁が必要との意見が出たし、この点については文部省の姿勢は揺れていた。制裁に消極的な発言もあり、逆に前向きとも思える発言もあった。下村は雇傭者に「督励スル義務」を課したのでは不十分で、就学時間を保障しかつ賃金を与える義務を課し、違反した者を処罰してまでも義務を励行させるべきであると強く主張した。また香坂は制裁の必要性に触れつつ就学奨励を求めた。佐々井も奨励策の必要性を強調している。一方田中は雇傭者に対

する制裁に否定的な発言をした。

三、義務の対象（年齢か課程かの問題）

「義務制実施案要綱」では一定の年齢の者を義務の対象にする一方で、一定の課程を修了した者については義務を免除している。義務の対象が年齢なのか課程なのかがすつきりしていなかった。この点についての疑問や意見がいくつか出されている。年齢一本にすべきだという主張をしたのは大蔵と三国谷で、一方佐藤は乙種程度の実業学校の卒業者を免除すべきだと述べ、田中は「優秀」な生徒は上級に編入させるべきだと述べた。たとえば実業学校の卒業者の場合に普通学科や職業科を免除する措置は「義務制実施案要綱」に含まれていた。しかし義務そのものが免除されるわけではなく、とりわけ乙種程度の実業学校卒業者の扱いは、中等学校卒業者に青年学校への就学義務を課すべきかどうかという学校制度の基本原理にかかわる問題をはらんでいた。

四、義務時数の最高限度

義務化するならば時数の最高限度を決めるべきだという意見が松浦、三国谷、田中から出された。雇傭者が被雇傭者に就学時間を保障する義務を負うとすれば上限を設定しなければならぬという問題と、高等小学校を廃止する一方で青年学校の枠組みで時数を増やして高等小学校の代用にするおそれがあるという問題とがあった。とくに松浦はこの点にこだわったが文部省は上限設定にかなり消極的であった。文部省は最低時数の課程と時数を多くした課程を併置することによって対応すればよいという方針であった。しかし最低時数だけを設定すれば最低時数にそろってしまっておそれもあり、青年学校の基本的なあり方にかかわる問題であった。

五、義務時数の最低限度

最低の義務時数が現行通り年二一〇時（普通科と本科一・二年）、年一八〇時（本科三年以上）に抑えられた。これでは少な過ぎるという批判が上原、佐々井、三国谷から出た。実際に四割以上の学校が二五〇〜三〇〇時であったため、義務制実施によってかえって青年学校教育の質が低下するということであった。またとくに普

通科の場合には年一、二〇〇時の高等小学校の卒業者とともに本科で学ぶことになるから、本科での教育・学習が困難になるという問題もあつた。しかし一方で新たな就学者を大量に抱えるという事情もあり、文部省は現行通りという方針を崩そうとはしていない。

六、教員の養成と確保

「義務制実施案要綱」には専任教員の確保が方針として盛り込まれていたが、いくつかの問題点が指摘された。一つは職業科ではなく修身科等の教員を養成すべきだという意見があつたが（香坂）、一方で専任教員よりも現職者を講師として招く方がよいという意見があり（松浦）、またこれに対しては利害得失の立場から職業教育をされるおそれがあるという指摘もあつた（佐々井）。また青年学校教員養成所についても独立校舎の確保等の充実策が提言されたが（上原、松井）、それに否定的な意見も出た（三国谷）。俸給等の待遇面の改善の要望も出された（上原、三国谷）。工場や商店、あるいは同業者組合に付設される私立青年学校の増加が予想されるだけに、教員の確保も単純ではなかつた。

七、施設設備の改善

独立校舎の確保を求める発言（田尻）、あるいは独自の設備を確保する必要性の指摘（佐藤）、小学校に併設した方がむしろ望ましい（三国谷）といった意見が出された。

八、教育内容の改善

教練だけでなく普通学科や職業科も重視するべきである（三国谷）、魅力あるものにするためにリクリエーションなども考慮すべきである（下村）、都市・農村に対応したカリキュラムの選択の余地がほしい（大蔵）、実習地の内容改善（佐々井）、修身・公民教育を徹底して「不良」が出ないようにしてほしい（松井）、教科書の改善が必要（三国谷）、といった意見が出た。

九、女子青年学校の義務化

下村、上原、松井、田尻、佐々井からその必要性が主張された。

十、その他

小学校の学務委員に相当する指導監督機関の設置（下村）、青年団との連携（香坂）、学校教育なのか社会教育なのか（関屋）、技能資格の検定制度の創設（佐々井）、青少年局の設置（松井）、工場の経営者などで「評議委員会」を設置し学校と工場との連絡を密にする（関口）、就学すべき学校を選べるようにする（田尻）、常会を徹底させる（佐々井）、小学校と学区を一致させる（三国谷）、農林省の技術員との協力（佐藤）、といった意見、指摘、提言が出された。

論点が多岐にわたり、しかもそれぞれについて相対立する主張が出ており、これらを調整することが整理委員会に付託されたことになる。なお、比較的重要な指摘をしていた特別委員としては松浦鎮次郎だけが整理委員に指名されなかった。やはり枢密顧問官就任を考慮してのことなのかもしれないが、松浦が加わるかどうかで整理委員会における議論の枠組みや流れが大きく変わったと思われるだけに、一つの大きな判断であったといえよう。

四 「青年学校義務制実施ニ関スル件」答申案の審議経過

1 整理委員会での審議（第一回～第六回）

整理委員に選出されたのは後藤文夫、下村寿一、田中穂積、関口八重吉、香坂昌康、森岡常蔵、佐々井信太郎、林博太郎、三国谷三四郎の九名である。後藤は内務省出身、下村は元文部省宗教・社会教育・普通学務局長、田中穂積は早大総長、関口は東工大教授、香坂は内務省出身、森岡は東京高師教授・校長で元文部省教育調査部長、佐々井は

報徳社関係、林は元東大教授・満鉄総裁、三国谷は青山師範校長である。初等教育行政に多少とも詳しいのは下村、森岡、三国谷の三人であるが、後藤と香坂は青年団にかかわりをもっていたのでその観点から青年学校にとくに関心を寄せていたと思われる。また佐々井は地方の農村社会に関して知見を有していたと考えられる。

第一回の整理委員会は六月十七日の第十七回特別委員会終了後に開かれた。委員長に林博太郎を選出したのち、審議方法について意見交換を行い、青年学校教育義務制、初等教育、師範学校の順に審議することと毎週二日、終日審議することを決めた。

第二回整理委員会は六月二十二日に開かれた。審議方法について最初に意見交換が行われた。青年学校一般について検討するか、義務制を中心に検討するか、学校教育全体を貫く理念から検討するか、高等小学校と青年学校の義務制の関係をまずはっきりさせるか、さまざまに議論された。昼休みをはさんで懇談会が一時四七分間行われ、「教育審議会特別委員会第十四回乃至第十七回（青年学校教育義務制）ニ於ケル意見ノ内容別分類」の目次の順序で整理していくことになった。この冊子は委員会で配布されたものと思われるが、議事録にまったく引用されていないので具体的な内容はわからない。表題の通り特別委員会での論点を整理したものと思われる。

ところがここで下村（整二二）が青年本人に就学義務を課すことについての憲法論の問題をもち出した。しばらく意見交換が行われたが結論を出すに至らず、林（一一八）が「ドウデスカ、只今ハソレ止メテ置クト云フコトニシテ」と発言して、この議論はここで終った。

さらに林（一一八）は青年学校普通科と高等小学校との関係を議題にすることを宣言した。これが中心的な問題だということ为先議することになった。

続けて林は、青年学校普通科の義務制は高等小学校の義務化までの暫定的な措置にすればよいとの特別委員会での上原の提案を紹介した。これに三国谷（一一八）や田中（一一九）が賛意を示したが、伊東がこれに反対した。伊東（一一九）は個人的な意見だと断ったうえで、「青年学校普通科ト高等小学校ヲ合体サセテヤウナ、非常ニ実体的ナ、

実科的十人間ヲ鍛鍊スルモノニナツテ行ツテ、ソレガ一本ニナツテ将来ノ小学六年ノ上ニ築カレル」(一一三〇) ことがよいと述べた。香坂(一一三〇)と林(一一三〇)がこの伊東の意見に賛成する旨の発言をしたが、佐々井(一一三、三三)は高等小学校の性格を青年学校に近づけるべきだとしつつも、基本的には高等小学校の義務化を「本則」にすべきだとの意見を述べた。これに対して林(一一三)は高等小学校の名称を「国民基礎学校」あるいは「国民学校」に変更して青年学校の性格を付与し、一方で青年学校普通科を昼間のフルタイムのものにしていくということかどうかと提案した。ここで後藤(一一三)が、すぐあとに義務年限延長問題を審議することになっているのだから、それが実施されるまで青年学校普通科の義務化を認めるということではないかと述べた。これに「賛成」との声があった。林(一一三)は「ソレデハ此ノ問題ハ其ノ辺デ一ツ打切ツテ高等小学二行ツテカラヤリ出スト云フコトニ致シマセウ」と述べてこの問題をめぐる意見交換は終った。決着は先送りされた。

次に教授及訓練時数が議題となつた。時数の下限(最低時数)と上限(最高時数)の両方が問題になっていた。特別委員会では松浦鎮次郎等が上限設定を強く求めたという経緯もあつた。文部省は最低時数のみ設定し、最低時数だけの課程とそれを越える課程を併置することによって、最低時数だけの就学を求める者としてより多くの時数の学習を求める者との両方の期待に対応しようと考えていた。伊東延吉は積極的に発言してこの方針への理解を求めたが、文部省を支持したのは下村や三国谷くらいだった。最低の方は新たに就学させる子どもが存在することもあつて二一〇時(本科第三学年以上は一八〇時)という文部省案にそれほど強い異議は出なかつた。むしろ最高時数について議論になつた。最高時数を設定しないとどこまでが義務なのか明確ではなくなる、最低時数だけを義務にしてしまうと現在の青年学校の多くが時数を削減しなければならなくなる、文部省案のように二つの課程に分けた場合には少ない時数に生徒が集中するかもしれない、あまり多くの時数を課すものまでを青年学校のカテゴリーに入れておくと高等小学校を廃止して青年学校を設置する動きが出てくるかもしれない、夜間制の学校の時数をあまり多くすると体位低下につながる、といったさまざまな問題点が指摘された。時数の多い青年学校は実業学校に転換させるべきだとの意見

も出た。伊東(一三五)は一九二〇年の実業補習学校規程で工業・商業に関する学校は前期二八〇〜四二〇時、後期二一〇〜四二〇時、農業・水産に関する学校は前期二〇〇〜三二〇時、後期一六〇〜三二〇時と規定した経緯があり、この規定に基づいて時数の多い学校が設置、経営されてきたという経緯を紹介しつつ、最低時数だけを統一するよう求めた。しかし全体の雰囲気は四〇〇時くらいのところは上限を設定する方向でさらに検討を求めるという方向に流れ、最後に伊東(一三三)から「府県ノ青年学校ノ詳シイ調ナドガアリマスカラ、文部省デソレヲ参酌シテ研究シタ上デコチラカラ御相談致シマス」と譲歩とも受け取れる発言があり、林(一三三)が「マキシマム」ト云フコトニ段々行クヤウデナケレバ青年学校ト云フモノハ発展シナイト云フコトニナルノデハナイカ、其ノ点ニ於テ「マキシマム」ガ余リ低クナツテモ良クナイト思ヒマスカラ、適当ナ所ニシテ発展スルコトダケハ発展スルヤウニ適当ニ当局ニ於テ御相談アツテ然ルベキモノダ」と結んでこの議論は終了した。

次に林(一三三)が経費や予算の問題を議題にしようとしたが、下村(一三三)が「義務違反ニ対スル制裁デスナ」といつて制裁の是非の問題を論じ始めた。下村の主張は田中の反対意見もあるので「過料」による制裁でどうだろうかという内容だった。これに対して佐々井(一三三)は常会などによる教化の徹底で奨励する方がよいとの意見を述べた。ここで香坂(一三三)が工場に青年学校を併設させることを義務づけてはどうかと述べて、都市の商工業に従事する青年の就学の問題に話題が移っていった。関口(一三五)は中小企業の場合は同業組合に補助金を出して青年学校の設置を奨励してはどうかと述べた。しかし議論を通じていずれにしても制裁を伴った義務づけは困難であることが認識されていた。

林(一四三)によって再び経費の問題が議題にされた。三国谷(一四三)から予算措置が十分でなければ小学校に充てられるべき予算が青年学校に回されてしまうという懸念が表明された。伊東(一四三)から教員俸給の増額分を中心に国庫から支出するとの説明があったところで、下村(一四三)が指導監督機関の問題をもち出してしばらくこの問題が論じられた。香坂(一四四)は青年団の役割を強調し、下村(一四四)は町村の有力者(地主、大商店主、大工

場主、在郷軍人等)によつて組織される「青年学校愛護団体」の創設を求め、一方で佐々井(一四五)は小学校と青年学校を同時に視野に入れた「社会教化ノ基本的系統的組織」の必要を論じた。この問題についてはとくに結論を出すということもなく、これでこの日の審議は終了した。

第三回整理委員会は六月二十四日に開かれた。最初に三國谷と文部省当局との間で青年学校令や青年学校規程の文言の趣旨をめぐるやり取りがあつたのち、下村(一五二)が兵役の問題をもち出してしばらくこれが話題になつた。下村の発言は在營期間の短縮の特典を撤廃させたことは青年学校の普及発達を図るうえで大きな問題だという趣旨だつた。これに対して田中重之社会教育局長(一五三)は、兵器の技術が向上して一年六カ月の在營期間では足りない、従来は特科部隊に比べて歩兵の訓練が複雑ではないために半年の短縮が可能とされていたが、今日では歩兵が所持する武器が約九種類にまで増えてむしろ特科部隊よりも複雑になっている、つまり教練が不足しているから半年延長するというのではない、青年学校教育の振興という面から在營年限の短縮措置が必要だということとは陸軍としても理解しているが在營年限短縮以外の方法で振興を図りたい、なお在満部隊にあつては半年の短縮はしておらずしかも日中戦争が始まってからは一師団を除いて短縮措置は停止されている、在營年限を原則二年半として青年学校修了者を二年とする措置も考えられるが二年を越える兵役を課すことにはさまざま問題があるので一律二年にするしかない、といった内容の回答をした。後藤(一五四、五〇)からは青年学校に就学した者としなかつた者の扱いに差をつけて義務制の徹底を図るべきだとの意見表明があつた。また関口(一五五)や後藤(一五五)からは自動車の運転技術など、教練だけでなく職業科の教育を通じても軍事的貢献ができるし、またすべきだという発言があつた。

この後藤の発言の途中から速記中止になつていて、次の香坂(一五六)は青年学校令第一条の書き方の問題をもち出した。「資質」の「向上」では狭いという趣旨であつた。これを受けて伊東(一五六)がすべての学校令の第一条の改正の必要に言及した。ここから学校令の規定を中心とした教育内容問題の審議が始まつた。佐々井(一五三)は学科課程を生活に密着した実践的総合的なものに改めていくように求めた。伊東(一五五)は青年学校の学科課程

は他の学校よりも総合的になつてゐるとしつつも、さらに徹底させる必要を論じた。次の下村(二一六)の発言の途中から懇談会になりそのまま昼の休憩となつた。午後もそのまま議論が続いた。森岡(二一七)は教育目的を明確に規定する必要があること、規則をあまり細かく決めるべきではないことなどを論じた。下村(二一七)はとくに体操科の名称と内容を変更することを求めた。三国谷もまた学校令第一条の変更の必要性を強調しつつ、学科目の名称の変更よりも内容の徹底を重視すべきだと述べた。伊東(一八〇)はさらに注目すべき発言をした。青年学校令の「最後」『資質ヲ向上セシムル』ト云フダケテハ青年学校ガ人間ヲ作ルト云フ大キナ目的ニハナラヌノデ、ドウモソコニ足ラヌ所ガアルシ、資質ヲ向上スルト云フコトハ本当ニ国民ヲ作ル為ノ資質ノ向上デアルカラ、ヤハリ最後ニ目的ノ全部纏マル所ガ出テ居ラナケレバイカヌノデハナイカ(二一八)としたうえで、一九三七年の高等学校教授要目において「皇国ノ道」を「根本」にしたことを紹介し、教授要目が学校の目的規定の改定に先行してしまつたと述べる形で各学校令の第一条の改正の方向性を示唆した。さらに佐々井(一八三)が「修身及公民科」という名称の変更を求め、林(一八三)や香坂(二一八)も第一条の改正の必要を述べたが、結局この問題についての審議はここで打ち切られて組織、編制の問題に移つた。

組織や編制については特別に議論になる問題はなかつた。委員から質疑があり、文部省当局から現状や見通しについての回答があつた。農村については三学級程度の編制になること、都市ではさまざまな職業に対応するかあるいは工場に私立青年学校を設置することを奨励するかの問題、学校長の専任化の是非ないし可能性、教練場の確保、施設設備の充実などが論議された。とくに決定したことはなかつた。

次に教員養成の問題に移つた。まず後藤(一九六、九七)が青年学校教員養成所への入学者に実業学校出身者が多いという事実を問題にした。青年学校の中心的な教員を実業学校出身者だけではなく師範学校や中学校の出身者からも確保すべきではないかという趣旨である。これに対して田中社会教育局長(一九九)は職業科の教員が青年学校経営の中心になることは適当だと答弁した。中等学校について後藤は、中学校よりも実業学校が中心的存在になるべき

であり、また中学校が実業学校化するべきだと主張していたから、ここでの発言はやや一貫性を欠くものという印象を与える。次に田中（一一九）は、小学校教員養成が中等学校の上に三年になろうとしているのに、青年学校教員の養成が中等学校の上に二年というのではまったく不十分であると述べた。関連して香坂（一二〇）から実業学校で成績の良い生徒が教員養成所に入って来ないのではないかとの疑問を提示し、佐々井（一二一）が二十歳までの青年を教育する教師としては実業学校卒業者を二年だけ教育したのでは「教師ノ実質ガ足りナクナリハシナイカ」と発言した。これに対して田中社会教育局長（一二二）は、現制でも青年学校教員養成所の修業年限は三年にできるようにはなっているがすべて二年制になっている、小学校の本科正教員よりも青年学校教員の待遇が低い状態なのでただちに青年学校教員養成所の修業年限を延長することは難しい、実業学校からは比較的優秀な者が入ってくるので青年学校教員として不十分だとは思っていない、臨時教員養成は十分ではないので再教育が必要と考えている、まず青年学校教員養成所の専任教員を確保してその内容を充実させたい、青年学校教員養成所の卒業者はたしかに若すぎるがやむを得ない、などと答弁した。しかし田中（一二三）は小学校教員養成との間でバランスが確保できない点になお批判的な発言を行い、下村（一二四）は青年学校教員養成の不十分さを、地域の技術者を教員に招いたり巡回講師の制度を設けて複数の学校で優秀な教員に授業を担当してもらうなどによって補ってはどうかと提案した。三国谷（一二五）は青年学校教員養成所令や同規程の規定を厳密にして、目的規定をはっきりさせ、府県に対して設置義務を課し、場合によっては小学校教員の免許状も合せて取得できるようにあまいまいな学科課程の規定を改めるなどすべきだと述べた。最後に香坂（一二六）が「青年学校ガ義務制ニナツタ以後ト其ノ以前トハ青年学校ノ性質ヲ異ニシテ考ヘナケレバナラ」ないと強く主張してこの日の審議はこれで終了した。

第四回整理委員会は六月二十九日に開かれた。最初に林（一二七）が女子青年学校を議題にしたいと述べ、何人かの委員から発言があった。女子の本科の修業年限は三年程度でよい、体位向上を重視したい（以上下村、一二八）、普通科は昼間制でなければならない（関口、一二九）、女子の青年学校教員養成所を拡充してほしい（下村、一二六）、

女子に対しても理科的知識を重視したい(林、一一二七)といったもので、義務化の必要について明言しない委員もいたが、共通の前提になっているといった雰囲気であった。

ここで遅れて到着した後藤(一一二八)が青年学校教員養成所の問題をもち出した。「教育者ノ養成」という観点から青年学校教員の養成を師範学校のなかで行うべきではないかという主張で、前日の発言の延長であった。ここから再び青年学校教員養成が議題になった。香坂(一一二九)は後藤に賛同しつつ青年学校教員の養成は「勤労主義」「鍛錬主義」に基づくべきこと、農民道場と連携すべきこと、大陸に長期滞在しての訓練を行うべきことなどを論じた。しかし佐々井(一一三〇)は師範学校の設備では青年の実地指導に必要な訓練が十分にできないのではないかと疑問をなげかけた。これに対して三国谷(一一三一)は師範学校に青年学校教員養成所を付設するのが最もよいと主張した。しかし実業科、とりわけ工業科の教員養成については「現在ノ状態ノ師範学校デアリマシタラバ、ドウモ自信ガ持テナイヤウニ思フ」(一一三四)とも述べている。関連して関口(一一三四)は独立の工業科の青年学校教員養成所があれば最もよいが、それができないのであれば工業専門学校に付設するのがよいと述べた。伊東(一一三三)が青年学校教育の内容が総合的になっているので師範学校に青年学校教員養成所を統合することには問題があると発言したが、後藤(一一三六)は実際に統合するのは師範学校教育が改善されてからにすべきであり、しかも青年学校教員養成の場合には工場その他の社会的な施設を積極的に利用すべきではないかと述べた。また下村(一一三六)は青年学校教員養成所の国営化と修業年限を三年に延長することを求めた。田中(一一三三)は修身及公民科や普通学科の教員と職業学科の教員を一つの施設で養成しようとする自体に無理があると述べた。森岡(一一三三)が一長一短ではないかと質したところ、伊東(一一三三)は商業、工業、水産の教員養成は国が行う必要がある、農業学校卒業者が農業の教員になることは望ましいことだと述べた。これに対して森岡(一一三三)は、職業科を重視するのは実業補習学校の名残であって青年学校では「人物ヲ作」ることが主眼にならないといけない、したがって「勤労作業ヲ尊重スル」、「郷土生活」を理解する、「地方教化ヘノ奉仕」といったことが中心にならないといけない、師範学校を中心にして必

要があれば工業学校等の施設を利用するといった形態がよいのではないかと主張した。しかし佐々井(一一三)は師範学校への併設に疑問を表明した。ここで下村(一一三)が重要な問題を提起した。師範教育令とは別に青年学校教員養成所に関する法令を制定するのでなければ教員養成について一つの方針、精神で一貫させるべきではないかということであつた。実態を越えて法令や制度の問題になると議論は複雑になる。香坂(一一四)などの発言があつて昼の休憩に入った。

休憩後約一時間の懇談会がもたれ、各委員の主張に共通する点だとして林(一一四)が述べ挙げたのが次の六項目である。

一、青年学校教員養成所ノ年限ハ三箇年トスベシ、但シ差当リ現在ノ制度ノ儘トシ、其ノ内容ニ付テハ特ニ考慮シテ改善セラレタシ

一、青年学校教員養成所ハ漸次独立セル制度ニ改メラルベキモノトス

一、青年学校教員養成所長ノ人物銓衡ニ付テハ特ニ考慮セラレタシ

一、青年学校教員養成所卒業後ノ待遇ハ小学校教員ト同等以上ノモノトスベシ

一、商、工、水産科ノ養成ニ付テハ国家ノ施設ニ俟ツヲ要ス

一、青年学校教員ノ再教育ニ付テハ特ニ詳細ニ調査シテ之ヲ充実スルコトニ努ムベシ

このまとめについて若干の議論があつた。第一項の年限、第二項の独立化、第四項の待遇が論点であつたが、とくに独立化の是非をめぐつて議論になつた。「独立」「付設」の概念が必ずしも厳密でないうえに、場合によっては実業専門学校に付設することで施設設備や教員が充実することもあつて、単純に独立させればよいということにはならないという問題があつたからである。しかしあまり細かいことを表現するのも困難が大きいため結局次のようにまとめることで一応了解された(一一五)。

一、青年学校教員養成所ノ年限ハ三年以上トスベシ但シ差当リ現制ノ儘トシ其ノ内容ヲ改善スベシ

二、道府県立青年学校教員養成所ハ成ルベク之ヲ独立セシムベシ

三、青年学校教員養成所長ノ人物銓衡ニ特ニ考慮スベシ

四、工業、商業、水産ノ方面ニアリテハ国ノ施設トスベシ

五、青年学校教員ノ待遇向上ニ努ムベシ

六、青年学校教員ノ再教育ニ付キ十分考慮スベシ

次に学科目が議題になった。学科目の名称と教科書の国定化の是非が論じられた。学科目の名称はとくに修身及公民科を改めたいという意見が出された。佐々井(一一五)は「皇道」という文字を使いたいと述べ、原嘉道総裁は林委員長(一二五、一五)を通じて「国民科」あるいは「皇民科」を提案し、伊東延吉(二一五)も、文部省内で学校の教科内容をも改めることを含んで「皇民科」を考えていることを明らかにした。しかし林(一一五)から中等学校では分科することを考慮しなければならないとの疑問が出され、関口(一二五)から修身及公民科でもよいとの意見があり、さらに下村(一一五)から「皇民科」では「畏多イ」という異議も出されて、結局決着は先送りになった。修身及公民科だけは教科書を国定化するべきだという意見も出ていたがここでは何も決めなかった。

三国谷から出された青年学校令第一条の案文がここで議題になった。案文(一一五)は次の通りである。

青年学校ハ男女青年ヲシテ皇国ノ大道ヲ奉ジテ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ磨礪シ職業及実際生活ニ必要ナル知識技能ヲ修得セシメ以テ健全有為ナル国民タラシムルヲ目的トス

ここでは伊東延吉の積極的な発言が目立った。学校令の第一条の案文を教育審議会が審議することは形式的にいえば審議権の問題もあり、また内容的にも伊東が考えていた大きな学校制度改革の中味にも抵触してくるためであった。伊東(一一五)は「青年学校令ノ第一条ヲ具体的ニ此ノ会デ決定シテ戴クト云フ訳ニモ行キマセヌ」と形式問題をまづ指摘したうえで、「一番大事ナ点ハ最後ノ『資質ヲ向上スル』ト云フヤウナコトデアリマスノデ、人間ノ全体的鍊成ト云フ言葉ニナツテ居リマセヌカラ、実ハ私ガ強ク申シタイト思ヒマシタ点ハ其ノ点デ、丁度今香坂委員ノ御話ガ

アリマシタ通りニ「日本青年ヲ鍊成スル」ト云フ風ナ言葉ヲ最後ニグツト置イテ戴クト全体ガ其ノ目的ニ向ツテ統一サレテ来マスカラ、ソレガ第一デアルト云フ風ニ考ヘマス」とかなり具体的にふみ込んだ発言をした。各委員からもさまざま意見が出され、最後に林（一五）が「青年学校ノ第一条ノ規定トシテハ青年学校ノ特色ノアル点ヲ之ニ加味シナケレバ意味ヲ成サナイ、却ツテナイ方良イ」と述べ、文言は当局に委ねることにしてこの議論を終了した。なお、しばらくしてから三国谷（一三）から、勅令の案文を提案した形になってしまったことについて「申訳ナイ」との発言がなされている。

下村（一五）から教授訓練を昼間に行うことを「本則」にすると夜間に行う学校がなにか「変則」であるかのようになつてしまふのではないかという問題が提起されてしばらく議論になつた。しかしできるだけ昼間に行つてほしいという「指導性」を表現したまでだという説明があつて「本則」のままにすることにまつた。

最後に青年自身に義務を課すことが憲法の規定に抵触するかどうかの問題に入りかけたが、文部省側が検討の時間を求めたため次回にとり上げることになつて、この日の審議はこれで終了した。

第五回整理委員会は七月一日に開かれた。冒頭から「要綱」案の審議に入つた。ここでは「要綱」と表記されているが、答申では文部省作成の「義務制実施案要綱」とは別に、審議会の提言として答申の本体になるものである。青年教育課長の柴沼直（一五）が読み上げた案は次の通りである。

一 普通科ノ就学義務制ニ付テハ義務教育年限延長ノ問題ト關聯シテ更ニ根本的ニ考究スルコト

一 女子ニ対シテモ成ルベク速ニ青年学校教育ヲ義務トシ、其ノ教授及訓練期間ハ普通科ニ本科二年乃至三年トスルコト

家事及裁縫科ニ付テハ地方ノ実情ニ適応セシムルト共ニ特ニ理科的知識ノ啓発ニ努ムルコト

一 就学義務者並ニ就学義務ヲ履行セシムル方法ニ付テハ社会ノ実情ニ応ジ適當ニ考慮スルコト

一 教授及訓練時数ニ付テハ其ノ標準ニ付考慮スルコト

- 一 差当り修身及公民科ニ付国定教科書ノ編纂ヲ考慮スルコト
- 一 青年学校ノ設備ニ付テハ特ニ生徒ノ健康ニ悪影響ヲ及ボサザル様考慮スルコト
- 一 青年学校教育義務制実施ノ趣旨ニ鑑ミ青年ニ対シ遍ク教育ノ機会ヲ与フル為就学奨励ニ付テハ十分ナル方策ヲ樹立スルコト
- 一 青年学校ニ対スル指導ハ現在概シテ不十分ナル憾アルヲ以テ義務制実施ニ伴ヒ視察指導ノ機構ヲ確立シ之ガ徹底ヲ期スルコト
- 一 就学奨励其ノ他青年学校教育振興ノ為市町村ニ適當ノ機構ヲ設クルコト
- 一 青年学校教育ノ刷新振興ニ付テハ教員ニ其ノ人ヲ得ルコトヲ切要トスルヲ以テ教員並ニ教員養成ニ付テハ特ニ左記事項ニ留意スルコト
- (一) 各学校ニ漏レナク相当員数ノ専任教員ヲ配置スルコト
- (二) 教員ノ待遇ハ概シテ低位ニ在ルヲ以テ之ガ向上ニ努ムルコト
- (三) 青年学校教員養成所ノ修業年限ハ三年以上トスルコト
但シ差当り現制ノ儘トシ其ノ内容ヲ改善スルコト
- (四) 工業、商業及水産ヲ担任スル教員養成ニ付テハ国ニ於テ適當ノ施設ヲ為スコト
- (五) 道府県立青年学校教員養成所ハ成ルベク之ヲ独立セシムルコト
- (六) 青年学校教員養成所長ノ人物銓衡ニ付テハ特ニ留意スルコト
- (七) 青年学校教員ノ再教育ニ付適當ノ施設ヲ為スコト
- 一 青年学校ハ職業及實際生活ニ即シテ皇国青年ヲ鍊成スル教育タルコトヲ本旨トシ之ヲ基トシテ凡テノ關係法令制度等ヲ整備確立スルコト

この案について逐条審議が行われた。最初の二項目はすぐに了解された。三番目の項目は就学義務を誰に課すか、

制裁を加えるかという問題に相当するものであるが、文部省としてはさらに厚生省などと検討する、とくに固執しない、といった説明があつてこのまま承認された。四番目の項目は最高時数を規定するかどうかにかかわる内容であつたが、原案のように「標準」時数だけを定めて弾力的に運用したいという文部省の意図が委員たちの賛同を得られず、議論になつた。田中、香坂、関口、佐々井、後藤などが積極的に発言しているが、いずれも義務教育としての最高時数を明示すべきだという意見であつた。最終的には三分間の懇談会を経て「教授及訓練時数二付テハ義務トシテ課スベキ最高時数ヲ定ムルコト」(一一七九)に変更されることになつた。このあと後藤(一一七九)が第三項に戻つて本人に就学義務を課さないことを明確にしたいという意見が出てしばらく議論になつた。「義務制実施案要綱」では本人に義務があるように書かれているが、審議会としては本人には法的な義務は課さない方針であることをはっきりさせたいという趣旨である。九分間の懇談会をはさんで意見交換が行われ、結局「就学該当者ノ義務ハ道德的ノモノトスルヲ適當トシ又就学義務ヲ履行セシムル方法ニ付テハ社会ノ実情ニ応ジ適當ニ考慮スルコト」(一一八三)で合意が成立した。第五項はすぐに承認され、第六項は書き方が消極的であるとして「青年学校ノ設備及訓練ニ付テハ特ニ生徒ノ体位向上ヲ計ル様十分留意スルコト」(一一八三)に改められた。第七項は承認、第八項は「現在概シテ不十分ナル憾アルヲ以テ」を削除して承認、第九項は承認された。第十項については細かい指摘がいくつか出されたが、結局「(四)」において改行して「農業ヲ担任スル教員養成ニ付テモ必要ニ応ジ國ニ於テ適當ノ施設ヲ為スコト」(一一八五)を加え、「(六)」を「(四)」の前に置くことになつた。最後の項目に關して香坂(一一八六)や後藤(一一八六)から項目の順番について意見が出され、この最後の項目を最初に、教員に關する第十項を二番目に、以下女子青年学校、就学義務者、教授及訓練時数の順に並べることになつた。また後藤(一一八七)から旧第一項に戻つて高等小学校の義務化の問題との関連をさらにはっきりさせたい提案があり、「普通科ノ就学義務制ヲ実施スルモ更ニ義務教育年限延長ノ問題ト關聯シテ根本的ニ考究スルコト」(一一八七)に変更することになつた。

これをもつて青年学校についての整理委員会としての方針案が決定されたことになつた。ここで昼の休憩となり、

午後からはまず幼稚園と託児所の問題の審議が行われた。なお、この日の終了間際に幹事から「国民学校、国民実修学校要綱」等の「幹事試案」が提出された。

第六回整理委員会は七月六日に開かれ、特別委員会への報告案（答申原案）の確認がなされた。幹事柴沼直（二二三七）が朗読した案文は次の通りである。

青年学校教育義務制実施二関スル件報告

本委員会ハ曩ニ審査ヲ御付託相成リタル諮問第一号ニ付鋭意審査中ノ処不取敢青年学校教育義務制実施二関シ審査ノ結果別紙ノ通答申相成リ然ルベキモノト認ム
右及中間報告候也

昭和 年 月 日

諮問第一号特別委員長 田所美治

教育審議会総裁 原 嘉道殿

青年学校教育義務制実施二関スル件答申

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処不取敢青年学校教育義務制実施二関シ別紙ノ通及答申候也

昭和 年 月 日

教育審議会総裁 原 嘉道

内閣総理大臣 公爵 近衛文麿殿

我が国内外ノ情勢ノ推移ト国運ノ發展ト二伴ヒ帝国ノ使命弥々重キヲ加フルノ秋、青年教育ノ普及徹底ヲ図リ、
国体ノ本義ニ基キ生徒ノ実生活ニ即シテ其ノ心身ヲ鍛鍊シ、国民精神ヲ振作シ、体位ヲ向上シ、産業ノ振興地方

ノ開發ニ寄与スルト共ニ国防ノ根基ニ培フハ喫緊ノ要務タリ。政府ガ曩ニ青年学校教育ヲ義務トスルノ方針ヲ決定セラレタルハ寔ニ當ヲ得タルモノト謂フベシ。其ノ實施ニ當リテハ政府ハ宜シク現下ノ時局ト青年学校教育ノ本旨トニ鑑ミ弥々重大ナルベキ今後ノ時局ヲ負担スルニ足ルベキ皇國青年ヲ練成スルノ決意ヲ以テ之ニ當リ一層其ノ教育ノ特色ヲ發揮スルト共ニ其ノ内容ノ充實向上ニ努メラレシコトヲ望ム。

義務制實施ノ内容ニ付テハ文部省調査ニ係ル別紙實施案要綱ハ之ヲ適當ト認ムルモ、尙政府ハ特ニ左記事項ニ留意シ、且地方財政ニ及ボス影響、生徒並ニ父兄ノ負担等ヲ考慮シテ周到ナル施設ヲ講ジ義務制實施ノ目的達成ニ万遺憾ナキヲ期セラレタシ。

記

一 青年学校ハ國體ノ本義ニ基キ職業及實際生活ニ即シテ皇國青年ヲ練成スル教育タルコトヲ本旨トシ之ヲ基トシテ關係法令制度等ヲ整備確立スルコト

一 青年学校教育ノ刷新振興ニ付テハ克ク今後ノ青年学校教育ヲ担当スルニ足ルベキ教員ヲ得ルコトヲ切要トスルヲ以テ教員並ニ教員養成ニ付テハ政府ハ十分意ヲ注ギ特ニ左記事項ニ留意スルコト

(一) 皇國青年ノ練成ニ付十分ナル精神ト能力トヲ有スル教員ノ養成ニ努ムルコト

(二) 青年学校教員養成所ノ修業年限ハ三年以上トスルコト但シ差當リ現制ノ儘トシ其ノ内容ヲ改善スルコト

(三) 青年学校教員養成所長ノ人物銓衡ニ付テハ特ニ留意スルコト

(四) 工業、商業及水産ヲ担任スル教員ノ養成ニ付テハ國ニ於テ適當ノ施設ヲ為スコト

農業ヲ担任スル教員ノ養成ニ付テモ必要ニ応ジ國ニ於テ適當ノ施設ヲ為スコト

(五) 道府県立青年学校教員養成所ハ成ルベク之ヲ獨立セシムルコト

(六) 青年学校教員ノ再教育ニ付適當ノ施設ヲ為スコト

(七) 各学校ニ漏レナク相當員數ノ專任教員ヲ配置スルコト

(八) 青年学校教員ノ待遇ハ概シテ低位ニ在ルヲ以テ之ガ向上ニ努ムルコト

一 普通科ノ就学義務制ニ付テハ差当リ之ヲ実施スルモ更ニ義務教育年限延長ノ問題ト關聯シテ根本的ニ考究スルコト

一 就学ニ関スル義務ヲ履行セシムル方法ニ付テハ社会ノ実情ニ応ジ適當ニ考慮スルコト

一 教授及訓練時数ニ付テハ義務トシテ課スベキ最高時数ヲ定ムルコト

一 差当リ修身及公民科ニ付国定教科書ヲ編纂スルコト

一 青年学校ノ教育及設備ニ付テハ生徒ノ体位向上ヲ図ル様特ニ留意スルコト

一 青年学校教育義務制実施ノ趣旨ニ鑑ミ青年ニ対シ普ク教育ノ機会ヲ与フル為就学奨励ニ付テハ十分ナル方策ヲ樹立スルコト

一 青年学校ニ対スル指導ハ従来概シテ不十分ナル憾アルヲ以テ義務制実施ニ伴ヒ其ノ機構ヲ確立シ之ガ徹底ヲ期スルコト

一 青年学校教育振興ノ為市町村ニ適當ノ機構ヲ整備スルコト

一 女子ニ対シテモ成ルベク速ニ青年学校教育ヲ義務トシ、其ノ教授及訓練期間ハ普通科ニ本科二年乃至三年トスルコト

家事及裁縫科ニ付テハ地方ノ実情ニ適応セシムルト共ニ特ニ理科的知識ノ啓発ニ努ムルコト

最初に伊東(一一三九)から「義務制実施案要綱」の第一項を次のように変更したいとの申し出があった(「」内が改められた部分)。

左記各号ノ一ニ該当スル者ヲ除クノ外「年齢十二歳ヨリ十九歳迄ノ男子青年ヲ青年学校就学該当者トシ」就学該当者ノ保護者(親権ヲ行フ者、親権ヲ行フ者ナキトキハ後見人)ハ之ヲ青年学校ニ就学セシムル義務ヲ負フモノトスルコト

これは前回の整理委員会で、青年本人に義務を課すべきではないとして「実施案要綱」の内容にかかわらず、「就学該当者ノ義務ハ道徳的ノモノトスルヲ適当トシ又就学義務ヲ履行セシムル方法ニ付テハ社会ノ実情ニ応ジ適当ニ考慮スルコト」という文言を入れることが決定したことに対応した措置であると思われる。つまり文部省はこの段階で青年本人に義務を課すことを断念したのである。

その他の項目については前回の整理委員会で決定した通りに改められているほか、項目の順序や細かい表現が変更されている。

この報告案（答申原案）について委員からとくに異議はなかった。議論の結果が忠実に反映されていると受けとめられたようである。この日の午後に特別委員会が用意されていて、それまでに時間が残っていたのでフリートークンに近い形で意見交換がなされた。ここで議論になったのは「練成」か「錬成」かの字の問題、青年団と青年学校との関係の問題、そして「修身」に代わる学科の名称の問題である。「練成」についてはこの時点では「訓練」「教練」「修練」と合せて糸偏を使用する方針であった。青年団については香坂が案の中で言及することを求めたが、結局説明のなかで触れ、さらに社会教育の審議において検討することになった。修身及公民科という学科の名称には多くの委員が不満を感じていたため興味深い議論が展開された。「皇民科」「皇道科」「国民道徳科」などさまざまな案が示され、教育勅語の「斯ノ道」の解釈が論じられ、あるいは修身と公民科との関係や小学校や中等学校における科目の呼称までが検討された。しかし結局意見の一致をみることもなく、右の原案がそのまま了承された。

2 特別委員会での審議（第十八回）

第六回整理委員会が開かれた七月六日の午後、第十八回特別委員会が開かれた。

林整理委員長（特五―二）から経過報告があり、幹事の柴沼直（五―三）が整理委員会で決定した「青年学校教育義務制実施ニ関スル件報告」を読み上げた。整理委員会の冒頭で読み上げたものと一カ所だけ違っている。前文の「我が

「国」で始まる段落の最後の方で、「今後ノ時局ヲ負担スルニ足ルベキ皇国青年ヲ練成スル」とあったが、「ベキ」が削除されて「負担スルニ足ル皇国青年」になっている。変更されたのはこれだけである。そして朗読終了後、林(五一五)が各項目について簡単に趣旨や要点を説明した。

委員から質問や意見が出された。添田敬一郎(五一八)は高等小学校の義務化と青年学校普通科との関係の問題と義務不履行の場合の制裁の問題についての議論の経過を質した。松浦鎮次郎(五一二)は下村の憲法論・法律論が根拠になって青年本人に義務を課さないことにしたのであれば疑問があると述べた。伊東(五一二)がそうではないとの説明をすると、松浦(五一二)は勅令で就学義務を課すことができないとなれば小学校の就学義務も問題になると述べつつ説明を了解した。安藤正純(五一三)は、高等小学校を廃止して青年学校を小学校卒業者の普通教育の本体にするくらい根本的な改革はできないのか、「青年学校ハ国体ノ本義ニ基キ職業及實際生活ニ即シテ皇国青年ヲ練成スル教育タルコトヲ本旨トシ」とあるがこれは青年学校に限らずすべての学校に通じることではないのか、義務の徹底にあたっては法制的な強制力も必要なのではないか、教員に対する精神的待遇と物質的待遇とを思い切つて充実させなければならぬ、青年学校の管轄は社会教育局ではなく普通学務局が適当ではないか、といった意見を述べた。松井茂(五一三)は、「国体ノ本義ニ基キ」や「皇国青年」といった文言をどのような意味、趣旨で用いたのか確認したい、教員を確保するための実行方法がうまくいかなければ空論になる、青年学校教員養成所長の人物銜衡はどのようなのか、青年学校への専任教員の配置について具体的に説明をしてほしい、待遇の改善についてさらに説明してほしい、女子青年学校の義務化についての表現が弱いのではないか、などと論じた。野村益三(五一七)は、教育界の力が弱いことを平生夙三郎文相の義務年限延長案が実現しなかったことを例に述べつつ、この案の実行と実現を求める発言をした。

全体としてとくに強い批判もなく、整理委員会案は原案通り可決された。

3 総会での審議（第九回）

特別委員会にて承認された答申案は七月十五日に開かれた第九回総会で審議された。冒頭で文部大臣荒木貞夫（総一三）の挨拶があり、幹事から「青年学校教育義務制実施ニ関スル件報告」（四一三）が朗読された。「報告」は次の通りである。

青年学校教育義務制実施ニ関スル件報告

本委員会ハ曩ニ審査ヲ御付託相成リタル諮問第一号ニ付鋭意審査中ノ処不取敢青年学校教育義務制実施ニ関シ審査ノ結果別紙ノ通答申相成リ然ルベキモノト認ム

右及中間報告候也

昭和十三年七月六日

諮問第一号特別委員長 田 所 美 治

教育審議会総裁 原 嘉 道 殿

青年学校教育義務制実施ニ関スル件答申

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処不取敢青年学校教育義務制実施ニ関シ別紙ノ通及答申候也

昭和十三年七月 日

教育審議会総裁 原 嘉 道

内閣総理大臣 公爵 近 衛 文 麿 殿

我方国内外ノ情勢ノ推移ト国運ノ發展トニ伴ヒ帝国ノ使命愈々重キヲ加フルノ秋、青年教育ノ普及徹底ヲ図リ、

国体ノ本義ニ基キ生徒ノ実生活ニ即シテ其ノ心身ヲ鍛鍊シ、国民精神ヲ振作シ、体位ヲ向上シ、産業ノ振興地方ノ開発ニ寄与スルト共ニ国防ノ根基ニ培フハ喫緊ノ要務タリ。政府ガ曩ニ青年学校教育ヲ義務トスルノ方針ヲ決定セラレタルハ寔ニ当ヲ得タルモノト謂フベシ。其ノ実施ニ当リテハ政府ハ宜シク現下ノ時局ト青年学校教育ノ本旨トニ鑑ミ愈々重大ナルベキ今後ノ時局ヲ負担スルニ足ルベキ皇国青年ヲ鍊成スルノ決意ヲ以テ之ニ当リ一層其ノ教育ノ特色ヲ發揮スルト共ニ其ノ内容ノ充實向上ニ努メラレンコトヲ望ム。

義務制実施ノ内容ニ付テハ文部省調査ニ係ル別紙実施案要綱ハ之ヲ適當ト認ムルモ、尚政府ハ特ニ左記事項ニ留意シ、且地方財政ニ及ボス影響、生徒並ニ父兄ノ負担等ヲ考慮シテ周到ナル施設ヲ講ジ義務制実施ノ目的達成ニ万遺憾ナキヲ期セラレタシ。

記

一 青年学校ハ国体ノ本義ニ基キ職業及實際生活ニ即シテ皇国青年ヲ鍊成スル教育タルコトヲ本旨トシ之ヲ基トシテ関係法令制度等ヲ整備確立スルコト

- 一 青年学校教育ノ刷新振興ニ付テハ克ク今後ノ青年学校教育ヲ担当スルニ足ルベキ教員ヲ得ルコトヲ切要トスルヲ以テ教員並ニ教員養成ニ付テハ政府ハ十分意ヲ注ギ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - (一) 皇国青年ノ鍊成ニ付十分ナル精神ト能力トヲ有スル教員ノ養成ニ努ムルコト
 - (二) 青年学校教員養成所ノ修業年限ハ三年以上トスルコト但シ差当リ現制ノ儘トシ其ノ内容ヲ改善スルコト
 - (三) 青年学校教員養成所長ノ人物銓衡ニ付テハ特ニ留意スルコト
 - (四) 工業、商業及水産ヲ担任スル教員ノ養成ニ付テハ国ニ於テ適當ノ施設ヲ為スコト
 - (五) 農業ヲ担任スル教員ノ養成ニ付テモ必要ニ応ジ国ニ於テ適當ノ施設ヲ為スコト
 - (六) 道府県立青年学校教員養成所ハ成ルベク之ヲ独立セシムルコト
 - (七) 青年学校教員ノ再教育ニ付適當ノ施設ヲ為スコト

(七) 各学校ニ漏レナク相当員数ノ専任教員ヲ配置スルコト

(八) 青年学校教員ノ待遇ハ概シテ低位ニ在ルヲ以テ之ガ向上ニ努ムルコト

一 普通科ノ就学義務制ニ付テハ差当リ之ヲ実施スルモ更ニ義務教育年限延長ノ問題ト關聯シテ根本的ニ考究スルコト

一 就学ニ関スル義務ヲ履行セシムル方法ニ付テハ社会ノ実情ニ応ジ適當ニ考慮スルコト

一 教授及訓練時数ニ付テハ義務トシテ課スベキ最高時数ヲ定ムルコト

一 差当リ修身及公民科ニ付国定教科書ヲ編纂スルコト

一 青年学校ノ教育及設備ニ付テハ生徒ノ体位向上ヲ図ル様特ニ留意スルコト

一 青年学校教育義務制実施ノ趣旨ニ鑑ミ青年ニ対シ普ク教育ノ機会ヲ与フル為就学奨励ニ付テハ十分ナル方策ヲ樹立スルコト

一 青年学校ニ対スル指導ハ従来概シテ不十分ナル憾アルヲ以テ義務制実施ニ伴ヒ其ノ機構ヲ確立シ之ガ徹底ヲ期スルコト

一 青年学校教育振興ノ為市町村ニ適當ノ機構ヲ整備スルコト

一 女子ニ対シテモ成ルベク速ニ青年学校教育ヲ義務トシ、其ノ教授及訓練期間ハ普通科二年本科二年乃至三年トスルコト

家事及裁縫科ニ付テハ地方ノ実情ニ適応セシムルト共ニ特ニ理科の知識ノ啓発ニ努ムルコト

男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱

一 左記各号ノ一二該当スル者ヲ除クノ外年齢十二歳ヨリ十九歳迄ノ男子青年ヲ青年学校就学該当者トシ就学

該当者ノ保護者（親権ヲ行フ者、親権ヲ行フ者ナキトキハ後見人）ハ之ヲ青年学校ニ就学セシムル義務ヲ負フモノトスルコト

(一) 小学校ニ就学義務アル者又ハ現ニ小学校ニ在学スル者

(二) 現ニ高等学校尋常科、師範学校、中学校及実業学校ニ在学スル者

(三) 中学校第四学年修了者、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ実業学校卒業者、

高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年ノ実業学校卒業者其ノ他（別表(一)参照）

(四) 陸海軍ノ現役ニ在ル者及陸海軍諸学校ニ在学スル者

二 青年学校ノ就学ノ義務ハ前項各号ニ該当セザルニ至リタルトキヲ以テ其ノ始期トシ青年学校本科ノ課程ヲ終リタルトキヲ以テ其ノ終期トスルコト但シ十九歳ニ達スルモ学年ノ中途ニ在ル者ニ就テハ其ノ学年ノ終ヲ以テ終期トスルコト

三 高等学校尋常科、師範学校、中学校及実業学校ノ半途退学者並ニ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年又ハ三年ノ実業学校ノ卒業者ノ就学義務ニ就テハ別表(二)ニ依ルコト

学歴ニ依リ編入学セシメ難キ者ハ其ノ年齢及素養ヲ斟酌シテ相当学年ニ編入スルコト

四 文部大臣ノ指定シタル学校ハ青年学校就学ニ關シ中学校又ハ実業学校ニ準ジテ之ヲ取扱フモノトスルコト

(別表(三)参照)

五 各種学校及其ノ他ノ施設ニ於テ青年学校ト同等以上ト認定セラレタル課程ノ教育ヲ受クル者ニ就テハ青年

学校ニ就学スル義務ヲ免除シ其ノ期間中青年学校ニ就学シタル者トシテ取扱フコト

六 特別ノ学歴又ハ素養ヲ有スル者ニ就テハ課程ノ一部ヲ免除シ得ルコト

七 瘋癲、白痴又ハ病弱其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ就学シ得ザル場合ニ於テハ義務ノ全部若ハ一部ヲ免除

シ得ルコト

八 教授及訓練期間ハ普通科二年、本科五年（土地ノ情況ニ依リ四年ト為スコトヲ得）トスルコト

九 教授及訓練科目並ニ時數ハ現行通りトスルコト（別表四参照）

十 教授及訓練ハ昼間ニ於テ行フヲ本則トシ土地ノ情況ニ依リ夜間ニ於テモ行フヲ得ルコト但シ午後九時ヲ過グルヲ得ザルコト

十一 特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當該青年学校以外ノ学校其ノ他ノ施設ニ於テ課程ノ一部ヲ修得セシムルヲ得ルコト

十二 市町村ハ其ノ区域内ノ就学該当者ヲ就学セシムルニ足ルベキ青年学校ヲ設置スル義務アルモノトスルコト市町村内ニ公立青年学校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ就学スベキ青年学校ヲ指定スルコトヲ得ルコト但シ保護者ハ就学該当者ヲ入学セシメントスル青年学校ヲ選定シテ市町村長ニ申立ツルコトヲ得ルコト

十三 商工会議所、農会其ノ他之二準ズベキ公共団体及私人ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ青年学校ヲ設置シ得ルコト

十四 雇傭主ハ就学該当者ニ対シ就学スルニ足ルベキ時間ヲ与へ且其ノ就学ヲ督励スル義務アルコト

十五 貧困ノ為就学困難ナル生徒ノ就学ヲ奨励スル為施設ヲ講ズルコト

十六 教科書檢定制度ヲ実施スルコト

十七 授業料ハ之ヲ徴収スルヲ得ザルコト但シ監督官庁ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ徴収シ得ルコト

十八 昭和十三年度及昭和十四年度ニ於テ教員ノ臨時養成ヲ為スコト

昭和十四年度以降ニ於テ教員養成施設ヲ整備拡充シ教員資質ノ向上ヲ図ルコト

十九 中央及地方ノ指導監督機關ヲ整備充実スルコト

二十 青年学校教育義務制ハ昭和十四年度ニ於テ普通科第一年及第二年ニ付、昭和十五年度ニ於テ本科第一年以

下二付、昭和十六年度以降順次学年ヲ逐ツテ之ヲ実施シ昭和十九年度ニ於テ完成スルコト（別表(五)参照）

別表(一)

一項(三)号該当者

- 一 高等学校尋常科修了者
- 一 師範学校本科第一部第二部修了者
- 一 中学校第四学年修了者
- 一 尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ実業学校卒業者
- 一 尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ実業学校ノ第四学年修了者
- 一 高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年ノ実業学校ノ第三学年修了者
- 一 高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年ノ実業学校ノ卒業者
- 一 高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校ノ第二学年修了者
- 一 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
- 一 高等学校高等科入学資格試験規程ニ依ル試験合格者
- 一 実業学校卒業程度検定規程ニ依ル検定合格者
- 一 高等試験令第七条ノ試験合格者
- 一 高等学校高等科学力検定規程ニ依ル検定試験合格者
- 一 小学校本科正教員免許状ヲ有スル者
- 一 尋常小学校本科正教員免許状ヲ有スル者

別表(二)

青年学校編入学一覧

高等学校 実業学校 尋常科 尋卒入学ノ修業年限 四年以上ノモノ		実業学校 尋卒入学ノ修業年限 二年又八三年ノモノ		高等小学校		各 学 校 編 入 事 由	青年学校	
半途退学者	修了又ハ卒業者	半途退学者	修了又ハ卒業者	半途退学者	修了又ハ卒業者		普通科	本科
一年		一年		一年		一年	青年学校	
二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年		
三年	二年	三年	二年	三年	二年	一年		
					三年	二年		
四年	三年		三年			三年		
						四年		
						五年		

別表(三)

備考 陸海軍諸学校半途退学者ハ其ノ学歴ニ応ジ本表ニ準ジテ取扱フコト

師範学校	実業学校		実業学校		実業学校	
	限三年以上ノモノ	高小卒入学ノ修業年限三年以上ノモノ	高小卒入学ノ修業年限一年又ハ二年ノモノ	高小卒入学ノ修業年限	高小一年修了入学ノ修業年限四年ノモノ	高小一年修了入学ノ修業年限四年ノモノ
半途退学者	修了又ハ卒業者	半途退学者	修了又ハ卒業者	半途退学者	修了又ハ卒業者	修了又ハ卒業者
					一年	
一年		一年		一年	二年	一年
二年	一年	二年	一年	二年	一年	三年

青年学校就学ニ関シ文部大臣ノ指定スベキ学校例

例 専門学校入学者検定規程第十一条ニ依リ文部大臣ノ指定シタル男子ノ諸学校概ネ之ニ該当ス

一 学習院中等科

- 一 慶応義塾普通部、高野山中学、同志社中学
- 一 外地及在外ノ中学校、実業学校等

別表(四)

普通科

教授及訓練科目並二時数

教授及訓練科目	年	
	第一一年	第二二年
修身及公民科	二〇	二〇
普通学科	九〇	九〇
職業科	六〇	六〇
体操科	四〇	四〇
合計	二一〇	二一〇

本科五年

教 練 科	職 業 科	普 通 學 科	修 身 及 公 民 科	教授及訓練科目
				年
七〇	七〇	五〇	二〇	第一年
七〇	七〇	五〇	二〇	第二年
七〇	九〇		二〇	第三年
七〇	九〇		二〇	第四年

本科四年

合 計	教 練 科	職 業 科	普 通 學 科	修 身 及 公 民 科	教授及訓練科目
					年
二二〇	七〇	七〇	五〇	二〇	第一年
二二〇	七〇	七〇	五〇	二〇	第二年
一八〇	七〇	九〇		二〇	第三年
一八〇	七〇	九〇		二〇	第四年
一八〇	七〇	九〇		二〇	第五年

備考 本表ノ時数ハ各年ニ於ケル最低時数ヲ示スモノナリ

合	計	二二〇	二二〇	一八〇	一八〇
---	---	-----	-----	-----	-----

別表(五)

昭和十四年度ニ於テ普通科ニ就学セシムベキ者

年齢十四歳未満ノ者ニシテ要綱一ノ各号ニ該当セザルモノハ左記ニ依リ昭和十四年度ニ於テ青年学校普通科ニ就学セシムルコト

一 普通科第一年

(一) 昭和十四年三月尋常小学校卒業者

(二) 昭和十四年度中高等小学校第一学年半途退学者

(三) 昭和十四年度中高等学校尋常科、中学校、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル男子実業学校ノ第一学年半途退学者

二 普通科第二年

(一) 昭和十三年三月尋常小学校卒業者

(二) 昭和十四年三月普通科第一年修了者

(三) 昭和十四年三月高等小学校第一学年修了者

(四) 昭和十四年度中高等小学校第二学年半途退学者

(五) 昭和十四年三月高等学校尋常科、中学校、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル男子実業学校ノ第一学年修了者

(六)昭和十四年度中前項(五)ノ学校ノ第二学年半途退学者

(七)昭和十四年度中高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル男子実業学校第一学年半途退学者
特別委員長から総裁に宛てた報告の日付が入り、「弥々」が「愈々」に、また「練成」が「鍊成」に変更されたこと以外は特別委員会での決定の通りである。また実際に総裁から内閣総理大臣に提出された答申（国立公文書館蔵「公文雑纂」所収）の冒頭は次のようになっている。

昭和十三年七月十五日

教育審議会総裁 原 嘉道 公印

内閣総理大臣 公爵 近衛 文磨 殿

青年学校教育義務制実施ニ関スル件

本会ハ諮問第一号ニ付鋭意審議中ノ処不取敢青年学校教育義務制実施ニ関シ別紙ノ通議決致候条及答申候也
答申の実物には「男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱」という表題の前に、つまり新たな表題として次の四行が入れられている。

男子青年ニ対スル青年学校教育義務制実施案要綱

文 部 省

青年学校教育義務制実施ニ関シテハ其ノ範圍等具体的方法ニ付昭和十四年度予算編成ノ際
之ヲ決定スルコトニ閣議決定セラレ居ルモ本要綱ニ於テハ文部省ノ腹案ノ大要ヲ挙示セリ

これによって「実施案要綱」の性格がはっきりした。また「実施案要綱」の別表(五)の「二 普通科第二年」の(七)の「高等小学校第一学年修了程度」が答申の実物では「高等小学校第一学年修業程度」に変更されている。それ以外はすべて総会で決定したものと答申の実物はまったく同じである。

まず田所特別委員長(四一四)が説明を行った。そして委員に発言が求められた。椎尾弁匡(四一三)は、兵の充実のために青年学校教育を義務化したのだから内容を充実しなければならないのではないかと、とくに十八、九歳の段階の教育についてどう考えているのか、また女子の義務化も急ぐべきではないかと述べた。吉岡弥生(四一七)も女子の義務化を急ぐべきだと述べた。山田孝雄(四一三)は教授及訓練の最低時数と最高時数の関連を質した。これに対して田所(四一九)は「三百時間トカ三百何十時間トカ云フコトナリハシナイカト私ハ想像シテ居」ると回答している。さらに山田(四一九)は、新しく出た小学校の教科書に初歩的な誤りがあったが教科書の編纂や検定は慎重にしてほしいと希望した。再び椎尾(四一三)は、農業科の教員養成を軽視しているのではないかと、高等小学校の義務化を後回しにしてもよいという判断をしたのか、と質問した。東条英機(四一四)は、「吾々ノ方カラ申シマスト此ノ最低時数ハ相当ナ重要性ヲ有ツ」(四一五)が最高時数は最低時数を否定しないものと解釈してよいかと、在「満」の青年に対する義務はどうなるのか、と発言した。後者については伊東(四一五)からおそらく同じ措置がとられるとの見通しが述べられた。西晋一郎(四一三)は青年学校教員養成の基本精神を明確にして徹底してほしいとの希望を述べた。橋本伝左衛門(四一七)は道府県立教員養成所の独立について「成ルベク」をわざわざ付ける必要はないのではないかと質した。

委員から出された質問や意見はこれだけであつた。とくに原案を修正しなければならないほどの強い批判は出ず、全会一致で議決された。

第一回から第八回までと「実施案要綱」を審議した第十四回から第十八回までの特別委員会が出された意見が整理委員会でのようにまとめられたのか総括しておきたい。

高等小学校の義務化との関連の問題は事実上結論が先送りされたといつてよい。引き続いて小学校改革が整理委員会で論議されることになっていたのである。義務を負う者については青年本人にも負わせようとした文部省が妥協した形になった。「制裁」についても答申は積極的には何も提言していない。義務の対象が年齢なのか課程なのか

という問題については整理委員会は議論もしていない。したがって年限の短い実業学校の卒業者は青年学校に編入しなければならぬことになった。義務を課する最高時数については文部省は最後まで設定を拒んだが、ほとんどの委員から設定すべきであるという意見が出されて最後の段階で答申に盛り込まれた。最低時数について特別委員会では少なすぎるといふ意見が出ていたが、最高時数に関心が向いたためか二一〇時あるいは一八〇時のまま答申となった。教員の養成については時間をかけて議論が行われた。青年学校教員養成所を独立施設にするという基本的な方向性は示したものの、専任の青年学校教員の性格づけをめぐる、たとえば師範学校に併設すべきか実業学校に併設すべきかなど、さまざまな考え方が出された。また中等学校教員と完全に区別して考えられていたことも付言しておく。施設設備や教育内容の改善については、「修身及公民科」の名称の是非をめぐる抽象的な議論はなされたが具体的な提言はあまり出なかった。女子の青年学校の義務化についても時間をとって議論はしているが、方向性を確認したにとどまったといつてよいだろう。

全体としては義務化に合わせてとくに教育の質や水準を高める努力はしないという政府・文部省の基本的な姿勢は崩れなかったという印象が強い。最低時数は当時の実態からみても少なめの二一〇時（本科三年以上は一八〇時）に設定され、最高時数は最後に盛り込まれたものの具体的な時数の決定は当局に委ねられ、さらに普通科のフルタイム化あるいは高等小学校の義務化に際しての普通科の廃止も提言できなかった。「青年教育」の系統の内容を充実させる方向での積極的な提言にはなっていない。ということは「中等教育」と「青年教育」との格差が、少なくとも「青年教育」の方から縮められなかったことを意味する。実際に青年学校の具体的な中味の議論に入ってから青年学校を中等学校として考えていこうという趣旨の発言はまったく出なかった。ここに「青年教育」と「中等教育」の一元化問題にかかわる教育審議会の限界を読みとることができるだろう。

五 国民学校の審議における高等小学校および青年学校普通科問題

一九三八年十二月八日の第十回総会で決議された「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件答申」のうちの「国民学校ニ関スル要綱」の第十七項は「国民学校制度実施ノ上ハ青年学校普通科ハ之ヲ廃止スルコト」であつた。教育審議会は青年学校の答申において普通科の存続を提言したが、引き続き行われた小学校（国民学校）の審議では普通科の存続期間を国民学校制度の実施までに限るといふ判断を下したのである。

田所美治特別委員長（総四一三〇）は青年学校に關する答申を決定した第九回総会で、高等小学校と青年学校普通科の義務化の關係について次のように述べていた。

普通科ハ所謂義務教育年限延長ノ問題ト關聯致シマシテ色々ノ關係ヲ生ズルノデアリマス、義務教育年限ヲ延長シテ之ヲ八箇年トスルコトニ就キマシテハ特別委員會ニ於テモ大体全員一致シテ其ノ必要ヲ認メテ居リマス、而シテ其ノ考ヘノ下ニ目下之ニ關スル制度及内容ノ審議ヲ続ケテ居ルノデアリマスガ、一面青年学校教育義務制ノ施行ニ伴ナヒ其ノ普通科ヲ如何ニスベキヤノ問題ニ就キマシテモ慎重審議ノ結果、青年学校教育義務制施行ノコトヲ最モ急速ニ決定ノ上、ソレゾレ準備ヲ要スル次第デアリマスカラ、差当リ其ノ普通科モ此ノ際之ヲ義務トシテ実施スルコト、致シ、而シテ根本的ニハ義務教育年限延長ノ問題ト相關聯シテ更ニ考究スルコト、決定致シマシタ、即チ義務教育年限延長問題ノ解決方法ノ如何ニ依リマシテハ青年学校ノ普通科ハ自然或ハ廃止セラルベキモノトナルヤニ考ヘラレル次第デアリマス、而シテ斯ノ如ク若シ廃止セラレルガ如キ場合ガアリマシテモ、今日普通科ヲ義務トスルコトハ将来ノ義務教育年限延長ニ對シテ何等ノ支障ナキノミナラス、却ツテ其ノ効果ヲ挙げ得ルモノト考ヘラレルノデアリマス。

青年学校の審議のなかでは結局結論を出さなかつた。雰囲気は田所が述べた通りだといつてよいだろう。ただし高等小学校を義務化しても完全な就学保証ができれば普通科の必要性は残るし、尋常小学校以上は青年学校一本にまとめるべきだとの考え方も無視できるほど弱いものでもない。「自然」に「廃止」されるだろうというのはややふみ込み過ぎているようにも感じられるが、結果的には田所の予想通り高等小学校の義務化とともに普通科廃止という答申になつたのである。

ところで、周知のように、教育審議会の国民学校制度創設案の出発点は伊東延吉主導による「幹事試案」（六年制「国民学校」と二年制「国民実修学校」で構成）である。とくに国民学校の教科統合の発想はこの案から生まれたといつてよい。その幹事試案では小学校が六年制の国民学校と二年制の国民実修学校に分離され、国民実修学校は高等小学校と青年学校普通科を統合したものとして構想されていた。これもまた高等小学校か青年学校普通科かという問題に対する一つの対応であつた。

結論的には田所の予想通りになつたとはいへ、小学校の改革論議は尋常六年と高等二年を分離し、しかも高等小学校と青年学校普通科とを統合するという幹事試案から出発したわけであるから、審議会は幹事試案の構想を否定しつつ、さらに普通科廃止という積極的な判断を下したことになる。義務制青年学校に対する審議会の提言の趣旨を理解するためには、この小学校の審議経過をも検討しなければならないのである。

そこで、青年学校教育義務制実施に関する答申をまとめて以後の、幹事試案に始まる小学校（国民学校制度創設）の審議における高等小学校と青年学校普通科の扱いをめぐる議論を簡潔に整理、検討しておくことにしたい。

幹事試案は三八年七月一日の第五回整理委員会に提出された。午前中は青年学校の答申案が審議され、午後に入つて突然幼稚園が議題となり、さらに三〇分時間が残つていて林博太郎整理委員長（整一三九）が小学校に議題を移し、「先ツ初メハ制度ノ方カラ願ヒタイノデスガ、其ノ制度ノ中ニ付キマシテ私ノ考デアハ此ノ前モ特別委員会デ議論ガ出マシタ小学校ト云フ言葉ガドウモ面白クナイカラト云フ訳デ之ヲ国民学校トスルカ、高等学校ニスルカ、或

ハ基礎学校トスルカ、其ノ名称ヲ一ツ御考ヲ願ヒタイト思ヒマス」と述べた。これを受けて伊東延吉幹事長（一三三）がプリントを配布して幹事試案の説明を始めた。両者の間でこのような進行についての事前の打合せがあつたことだとは思われるが、青年学校から幼稚園に移りさらに小学校に入るといふ議事の進め方がわかりにくいし、林が「名称」を考へてほしいと述べたのを受けて伊東が小学校の根本的な改革を意図した（「徹底的ナ改革ヲ加ヘル案デアリマス」と伊東自身が述べている）案を提出したのもあまりに唐突で理解しにくい。提出を受けた整理委員はこの強引な運営に反発し幹事試案の扱いをめぐつてしばらく議論されることになるが、ここではそういった経過は省略し、この幹事試案の内容と意味を検討しておく。

幹事試案は「国民学校、国民実修学校要項」「国民学校教科（現在ノ尋常小学校ニ当ル）案」「国民実修学校（現在ノ高等小学校及青年学校普通科ニ当ル）案」から構成されている。まず「国民学校、国民実修学校要項」は次の通りであつた。

- 一 国民学校ノ修業年限ヲ六箇年トシ、国民実修学校ノ修業年限ヲ二箇年トシ、国民学校及国民実修学校ノ教科ノ修了ヲ以テ義務教育ヲ終リタルモノトス。
- 一 国民学校ニ於テハ国民ノ基礎的鍊成ヲナシ、国民実修学校ニ於テハ実務ヲ主眼トシ国民ヲ鍊成ス。
- 一 教科ニ付テハ従来分離的ニ取扱ハレタル各学科目ノ綜合、知識ノ具体化、其ノ実行トノ合致ヲ図ル。
- 一 国民学校ノ教科ハ、低学年ニ在リテハ皇民科、自然科、訓練科トシ、高学年ニ在リテハ皇民科、自然科、体育科、訓練科トシ、国民実修学校ノ教科ハ、職業科、皇民科、自然科、体育科、訓練科トス。
- 一 実現ノ方法ニ付テハ教員ノ養成及再教育ヲ以テ第一着手トシ、其ノ用意成ルヲ待チテ且教育研究機關ヲ設置シテカクノ如キ教育ヲ研究セシメ漸次ニ之ヲ実施ス。

第一項目において義務教育の期間が八年であるかのように書かれている。教育審議会内部の原案だと考えたとしても青年学校の義務制の答申を出した直後であつてまったく一貫しない。まして提案者の幹事長たる伊東延吉は近衛内

閣の官僚であり、青年学校の義務制実施は近衛内閣の重要な方針である。そのあたりの整合的な理解は難しいが、おそらく青年学校のことを念頭に置かずには立案しただけで特別な意味はないものと思われる。なお、この試案が伊東次官、松岡忠一教育調査部長および藤野恵普通学務局長によって作成されたもので、文部省の省議を経たものではない、他の局長は知らなかった、との報道もある¹⁾。

手続きはともかくとして、国民学校は「基礎的錬成」を目的とし、国民実修学校は「実務ヲ主眼」とした学校であるとされているから、目的と段階を異にする学校として構想されていることが理解される。

国民学校の教科案をみると、第四学年までと第五学年以上に区分され、第四学年までに皇民科・自然科・訓練科、第五学年以上に皇民科・自然科・体育科・訓練科が配当されている。一方国民実修学校には職業科・訓練科・皇民科・自然科・体育科が配当されている。皇民科は修身、公民、国史、国語等の教材が含まれるとされているが、国民学校においてはこの皇民科が第一に掲げられているにもかかわらず国民実修学校では皇民科が三番目にされていて、「要項」と記載順序が異なる）、一番目にあるのは職業科である。「実務ヲ主眼」とするという目的に対応した教育内容構想である。なお、国民実修学校の皇民科には「外国語」が含まれている。外国語教育の意味づけが不明なので即断はできないが、国民実修学校が初等段階の学校と区別されていることの一つの表れではないかと思われる。

もう一つ注目されるのが国民実修学校の毎週教授時数である。国民学校とともに三〇時とされている。三〇時とすれば全日制学校になる。しかもこの国民実修学校は青年学校普通科の転換した姿でもあったから、就学保証についての具体的な記載はないが、十二歳から十四歳の年齢段階の教育のあり方についてのかなりふみ込んだ提言になっていたのである。

なお、職業科が三分の一に相当する一〇時であった。筆頭教科とするにふさわしい時数が配当されている。

七月六日の第六回整理委員会では青年学校の答申案の最後の審議が行われ、小学校（幼稚園を含む）の審議は第七回整理委員会（七月十五日）から始まった。最初に林（三一）が「简单二決マルモノヲ二、三初二決メタイ」と述べ

てまず「国民学校ト云フ名称デ宜シイカドウカ、義務制年限延長八年ヲ前期、後期トスルカドウスルカ」を議題にした。すぐに速記が止められ、一分後に再開された。ここでは結論を出さなかつたらしい。六年と二年を二段階に区分するか、区分したうえで学校名称も別にするか、という順に考えなければ決められないということになったのだと思われる。

最初の六年の内部を区分しないということをも簡単に決議したのち（幹事試案では四年と五年の間で明確に区分されていた）、六年と二年の名称を一つにするか分けるかが議題になった。下村寿一（三一三）は「ズツト一年カラ八年マデ国民学校ト云フコトニシタ方ガ良カラウ」と述べたが、佐々井信太郎（三一四）は「青年前期ノ学校ト云フモノヲ拵ヘテ将来ソレヲ義務付ケルト云フ風ノコトガ考ヘラレルトスレバ、場合ニ依ツテハ乙種程度ノ実業学校三年程度ノモノヲ拵ヘテ、ソレヲ義務教育トスルコトノ必要ト云フコトヲ称エラレルヤウナコトガ起ツテ来ヤシナイカト思フ」と述べ、まず高等小学校を「青年前期」の学校にしていくのかどうかについて意見交換したいと希望したのである。ここからこの問題をめぐる議論が始まった。

伊東次官が欠席していたためか藤野惠普通学務局長が、「国民学校」と「国民実修学校」をただちに分離させなければならぬとは考えていない、ただしでできるだけ分離するように指導したいとの当局の意向を表明した。

三国谷三四郎（三一七）は「義務年限ガ延長サレタモノト致シマシテ、此ノ八箇年ヲ一貫シタ一系統ノ教育ヲ施ス期間トシテ考ヘタイ」（三一七）と主張した。六年間に詰め込まれている内容を上の二年に分散させて負担を軽減させ、さらに体育や情操教育を充実させたいといったことがその主たる理由とされ、また上の二年で多少の実務教育を実施するとしても本格的な職業教育とするべきではないとも述べている。名称については一つの名称で尋常科・高等科のような区別でよいとしている。

香坂昌康（三一九）は高等小学校段階が「少年期ノ教育」でもあり「一面ニハ青年期ノ出発ノ教育デアルトモ考ヘテ之ニ処シテ行カナケレバナラヌ」と述べ、あるいは「ヤハリ八箇年ヲ通ジテ国民ノ基礎教育デナケレバナラナイ」と

も述べているが、結論的には尋常小学校と高等小学校を「區別ヲシテ行ク必要ガアル」、「二ツノ学校ト云フヤウナ觀念ヲ進ンダ方ガ良イ」（以上三一〇）としている。

後藤文夫（三一〇）は、教育内容は二段階にしても一貫として考えてもあまり違いはない、「国民ノ基礎的鍊成」はどの学校においても一貫していなければならない、などと述べつつも「此ノ御議論ノ岐レマス所ハ、内容其ノモノニハ大シタ相違ハナイガ、強ク新ニ義務制トシテ全日制ノ学校ガ設ケラレルト云フ其ノ部分ヲ強ク考ヘルカ、前カラノ小学校カラノズツト延長ト云フヤウナ考ヘ方ニ傾クカ」（三一三）というわずかな違いだとして、後藤自身としては幹事試案に賛成し、「将来三年ニスルト云フコトヲ理想トスルト云フ前提ノ下ニ立チマスレバ、此処デ段階ヲ立テ、一ツノ学校系統ニ致シテ置クコトガ宜シイ」（三一三）と主張している。全日制の教育の年数を近い将来に九年に伸ばすのであれば一つの学校での年限としては九年は長すぎるという論理を前面に出しての主張である。

下村寿一（三一三）は、「国民ノ義務教育ノ根本原則ト云フモノハ一貫シナケレバナラ」ない、尋常小学校の低学年と高学年の方が「取扱」が大きく異なっているので「取扱」の違いの大小で区分するとすれば一貫しなくなってしまう、現状からあまり離れた「突飛」な改革提言は避けた方がよい、学校制度は単純化させていくべきである、といったことを根拠として全体を「国民学校」一本として「ジュニア」と「シニア」に分けるのがよい、と述べた。

田中穂積（三一五）は三國谷と同様に国民大衆の「頭腦ノ程度ガ低劣」（二一六）だからこそ延長する必要があるとして、「国民学校ハ八年一貫ヲシテト云フ方ガ然ルベキダ」と主張した。

森岡常蔵（二一六）も三國谷や田中と同じように国民の共通の基礎教育の充実という観点から、八年一貫を主張した。そして「実修」については青年学校に委ねるべきだとも述べている。

佐々井信太郎（二一八）は、「国民ノ基礎的鍊成ヲ実務ノ上カラ一層完成サスト云フ意味ニ考ヘレバ、一ツノ系統ニ属スルモノト云フ立場ニ立ツテ居ルト考ヘルコトガ出来ル」（三一九）ので、両者の立場は幹事試案で実現されるのではないかという意見を述べた。

ここで林(三一七)が、内容から考えればそれほど違いがないので一致できるのではないかと述べて懇談会に入ろうとしたが、後藤(三一三)が前の発言と重複しないことを付け加えたいとして、中等学校に進まない「国民ノ大衆」のための義務教育の延長であることを重視して「特色ヲ持タセル」ことを考えるべきだと述べた。また前の発言では慎重な表現を選んでいた香坂(三一三)も、「現在ノ国民ノ教養ガ不十分デアルカラ延長シタイ、此ノ趣旨ニハ皆御同感デアラウト思ヒマスガ、唯其ノ方法ヲ現在ノ小学校ノ形ニ於テ二箇年ヲ延長スルカ、他ノ形ニ於テ延長スルノガ良イカト云フ問題ニナル」としたうえで、「内容ヲ能ク心得テ参リマスレバ、一貫シテ唯ソレヲ観念的ニ現在ノヤウナ小学校トシテ、尋常科、高等科ト云フ形ヲ採ラナケレバ、義務年限延長ノ目的ガ達セラレナイ、斯ウ云フ風ニ考ヘルノハ私ハ決シテサウデハナイ」、青年学校との関係も考慮して「二ツノモノトシタ方ダウモ良イノデハナイカ」とはつきり述べた。

ここで懇談会になり、一二分後に速記が再開され、そのままこの日の審議は終了した。

次の第八回整理委員会(七月二十日)では最初に林(三一四)が「此ノ前ノ議事ニ引続キマシテ懇談会ヲ開キマシテ、初等教育ノ名称ニ付テノ議ヲ纏メタイト思ヒマス」と述べて懇談会に入ったが、その懇談会はわずか一分間で終了し、その直後林(三一五)は教育内容ないし教育課程(教科統合の問題)に議事を移してしまつた。おそらくここでは何も決めていないのではないかと思われる。

その後第九回委員会(七月二十二日)と第十回委員会(七月二十七日)の途中までカリキュラム問題が議論され、第十回の後半から第十一回委員会(七月二十九日)にかけて国民実修学校の教育内容が、とくに職業科の位置づけを中心に検討された。幹事試案では職業科が筆頭教科となっており、しかもそこに全体の三分の一に相当する時数が充てられていたからである。国民実修学校(名称未定のまま)の制度的な性格を規定せずに議論しているためすつきりとした議論にはなっていない。一応の結論として教科を「第一皇民科、第二実業科、第三理科、第四体錬科、第五芸能科」(三一三)とすることにまとまつた。幹事試案では職業科・訓練科・皇民科・自然科・体育科となつていた

のでかなり大きな修正である。ただし自然科を理数科に変更し、訓練科と体育科を体錬科にまとめ、芸能科を加えることはすでに国民学校（やはり名称未定のまま）のカリキュラムの検討の結果で合意されていた（二一三）。したがって国民実修学校のカリキュラムで新たに決めたのは職業科ないし実業科の位置づけの変更である。

職業科ないし実業科の比重を低下させたということは尋常小学校（国民学校）と高等小学校（国民実修学校）の區別を小さなものにする、逆にいえば両者の連続性を強めることを意味する。またこの時点では両者の關係について決定を留保していたが、教育内容についてこのような決定をしたということは、幹事試案を修正してほぼ両者を一貫した制度にする方向に議論が進んでいたことを示しているといえよう。

第十一回委員会の後半から幹事が作成した国民学校に関する要綱の原案の審議となり、第十二回委員会（七月三十日）の午前中にそれが一応決着し、幹事が整理した「国民実修学校教科案」の検討が始まった。同案は次の通りであった（二一四五）。

一 国民実修学校ノ教科左ノ如シ

皇民科 修身（礼法ヲ含ム）・国語・国史・地理

実業科 農業・工業・商業・水産ノ一科目又ハ教科目

理数科 算数・理科

体錬科 武道・体操（教練、遊戯及競技、衛生）

芸能科 音楽・習字・図画・作業・家事裁縫（女）

幹事試案の段階では、たとえば「皇民科」は「修身教材、皇民教材、国史教材、国土教材、国語教材、東亜及世界教材、外国語」とされて、「総合教授」の趣旨が強く込められていたが、この時点では教科と科目との關係に変更されており、かなり後退していることがわかる。公民科や外国語を増課できるようにするための措置や教科と科目との關係について議論が行われ、二七分間の懇談会がもたれて「各教科ノ科目ニ付テハ前掲ノ外地方ノ実情ニ応ズルヤ

ウ外国語其ノ他ヲ加設科目トシ、又ハ之ヲ随意科目トスル等適切ナル方法ヲ講ズルコト」(三一三六)という合意が成立した。またさらに体錬科の内容が問題となり、昼の休息をはさんで議論が続けられた。教練の位置づけの問題であった。最後の決着がはいまいであるが「体操(教練、遊戯及競技、衛生ヲ含ム)」とすることになったようである。また武道は女子について加設可とすることになった。

そしてようやく六年と二年を二段階にするか一貫したものにするのかの議論に入った。まず関口八重吉(三一三七)と三国谷(三一三七)が一貫を主張した。香坂(三一三七)は、「六箇年テ一段落付イタ別ノモノガ一ツ始ル、斯ウ云フ風ニ見テ一貫シテ、大キナ意味ニ於テハ国民学校デアルケレドモ、其ノ六年ト後ノ二箇年ト云フモノハソコニ区別ガアルノダ」などと言いながらも結論的には「二ニシテ一貫スト云フ根本觀念デ行クコトガ一番良イ」と述べた。下村(三一三七)も一貫を主張し、段階の有無の議論は早くもここで決着した。そして名称の議論になった。ところが途中で香坂(三一三六)が独立した高等小学校を「国民実修学校トシテ独立サシテモ良イノデハナイデセウカ」(三一三三)と述べて議論を蒸し返した。ここから香坂と他の委員とのやりとりが始まった。香坂は最初からあいまいな表現をしていたが、形式的には八年の学校になったとしても、内容的には多少の段階があつてよいと考えていたようである。そして議論が混乱したのは香坂が全体の議論の流れや枠組みを自己流に解釈したか、あるいはそれを理解できていなかったためであろう。この議論は途中から懇談会に入った。四五分後に速記が再開された。

速記再開後(三一三六)の最初の発言内容はなぜか体錬科に関するところであつた。林と後藤との短いやりとりがあり、さらに四分間の懇談があつて、速記再開後後藤(三一三六)が「国民実修学校ヲ国民学校ト分ツテ存在シマス、実修学校ノ修業年限ハ三年トスル」との主張を始めた。「国民実修学校ハ單純ナ基礎的錬成ト云フノミデナク、他ノ上級学校ニ進マナイ国民大衆ノ普通ノ全日学校トシテノ教育デアル」といった趣旨である。基本的に認識が違うのであればもっと早い段階から提起するのが本来の手続きであり、右の香坂の発言の処理の結末は不明であるが、おおよね六年と二年の区別はしない、全体を一貫したものにするという合意を経た段階であつたから、議事録を読んでいて

もきわめて唐突だという印象を受ける。林はすぐに速記を止めた。

四〇分後に速記が再開された。林(二二五)は「国民学校並二国民実修学校ト両様ニアリマスルノヲ一貫致シマシテ国民学校トシ、其ノ前期ノ分ヲ初等国民学校、後期ノ分ヲ高等国民学校トスル、而シテ兩者ヲ合同シテ一校ニ纏ツタ場合ニハ單純ニ国民学校ト称スル」という懇談会での決定(仮決議)を述べ上げた。しかし後藤は納得していなかったようである。仮決議について「ドウモ私ノ其ノ趣旨カラ歩ミ寄ルノニ少シマダ釈然ト致シ兼ネル点ガアリマスノデ、私ニ於キマシテモ尚能ク一ツ考ヘルコトニ致シタイト思」うので「多少ノ留保ヲ以チマシテ尚考慮ヲ続ケテ見タイ」(以上三一五)と発言した。

後藤としてはどうしても阻止しなかったのかもしれない。しかしこの時点になって新しい主張をしてもおそらく説得力はなかったものと思われる。この日の審議はこれで終了し、審議会は夏休みに入った。

夏休みが明けて九月十四日に第十三回の委員会が開かれた。この委員会から九月二十三日の第十六回委員会まで、学級・学校定員、二部教授、三学級二教員制度、女性教員の割合、貧困家庭の子どもの就学奨励、障害児教育、学校と家庭の連絡、教員俸給の国庫補助、教科書、教員再教育等の問題が審議された。そして第十六回委員会の最後に青年学校普通科の扱いが議題になった。

林(三一五)が議題にする旨発言したのち、まず佐々井(三一五)が国民学校の義務制の実施の時期の問題であり、それまでは存続し、義務化されれば廃止になるのではないかと述べた。佐々井は高等国民学校が義務化され、なお青年学校普通科が存続すれば二重の義務になってしまうと認識していたようである。この認識をめぐっての林と佐々井のやりとりのあと、田中(三一五)が「モウ八年ト云フ制度ガ決マリマシタ以上ハドナタモ御異議ガナイ、普通科ハ廃止スル、斯ウ云フ考ヘデ宜シイヂヤアリマセヌカ」と述べ、誰からも発言がなく、これで普通科廃止という整理委員会の判断が決定した。意外に簡単な決着であった。

なお、決定後になって伊東(三一五)が特別委員会での松浦鎮次郎の発言をもち出した。高等小学校を義務化して

も貧困家庭の子どものために普通科を存続させる必要があるのではないかとということである。伊東は「弱氣ニナルノデハアリマセヌガ、考慮ヲシテ置ク必要ガアルト思ヒマスノデ文部省デモ尚ホ一応考究シテ見タイト思ヒマス」(三一五七)と述べた。しかしこれでこの日の審議は終った。

次の第十七回委員会(九月二十八日)では最初に三年制高等小学校の第三学年の処置が検討された。三年制の高等小学校は、幹事の説明によれば全国に四〇〇校ほどありしだいに減少しているとのことであった。青年学校ないし「青年教育」の将来像と多少かわりがあるので触れておくことにしたい。

最初以後藤(三一五八)が、将来的に高等国民学校を三年制にしたいとの立場からそのまま残したいと主張した。佐々井(三一六〇)は年限の短い実業学校との関連の問題として中等教育の審議で議論すべきだと述べ、関口八重吉(三一六二)は最後の一年で職業準備教育を行うのであれば中等学校との区別は明確なので制度存続を希望した。三国谷(三一六三)も、義務教育と義務教育でないものが一つになっている状態の不都合を指摘しつつも存続を希望した。しかし田中(三一六四)は将来国民学校を九年にすることを含んで存置に賛成したが、第三学年は補習科にすべきだと主張した。森岡(三一六五)も「国民ニ対シテ八年ノ義務ヲ行ハウト云フ際ニ、九年ノモノモアツテ宜シイト云フノハ理論ノ上デ如何カ」、「補習科ニデモセヌト理屈ニ合ハヌ」と述べて田中の意見に賛同した。田所(三一六六)も補助の問題(第三学年は補助の対象にならない)や青年学校との関係を挙げて存置することにさえ消極的な内容の発言をした。ここで懇談会に入った。五一分後に再開され、林が次のような決定を読みあげた(三一六九)。

- 一 高等国民学校ニ主トシテ実業ニ関スル事項ヲ授クル為修業年限一年ノ特修科ヲ置クコトヲ得
- 一 現在ノ高等小学校第三学年ハ之ヲ主トシテ実業ニ関スル事項ヲ授クル特修科トスルコト

関口が述べたような職業の準備教育を行うものとして決着した。したがって高等国民学校の修業年限は二年で統一されることになった。

次に林(三一七〇)は貧困家庭の子どもの就学を議題にした。しかし田中(三一七二)などから当局に任せるといった

意見が出て、審議会としては何もしないことになった。ただ田所（三一三七）は松浦の名前を出しながら、高等国民学校の義務制実施後すぐに青年学校普通科を廃止しなくてもよいのではないかと述べた。就学を完全に保証できるかどうかわからないままに一方的に全日制学校の義務制実施を決定することに多少の躊躇があったものと思われる。しかし田所の発言は問題提起として受けとめられなかった。

そしてその直後に「国民学校二関スル要綱」案の審議が始まった。今回の「国民学校」案は八年を一つの学校制度とすることを前提としたものである。「教科」を除いて一五項目から成っているが、その最後の項目が「国民学校制度実施ノ上ハ青年学校普通科ハ之ヲ廃止スルコト」となっている。

逐条審議に入つてすぐに、後藤文夫（三一三六）が「保留シテ居リマシタ意見ヲ申上ゲナケレバナラヌ時期ダト思ヒマス」と断つて発言した。初等教育を一貫した制度にすることを決めたときに「多少ノ留保ヲ以チマシテ尚考慮ヲ続ケテ見タイ」（三一三五）と述べたことを受けたものと思われるが、内容は原案の第一項「国民学校ノ修業年限ヲ八箇年トシ之ヲ義務教育トスルコト」について、義務年限と国民学校の年限の記載を別にすべきだということであった。ただ国民学校の名称問題がからんで議論が混乱すると、「私ハ一項ノ意見ヲ申シマシタケレドモ、別段ニ良イ言ヒ表ハシ方ガナケレバ了解ガ出来ルノデスカラ大体此ノ形ヲ取ツテ決メテ戴キタイト思ヒマス、色々前カラ議論ヲ致シテ居リマシテ、是ナラバ収マツテ御一緒ニ同意シテ參ツテ宜シカラウト思ヒマス」（三一三五）と述べた。一転して柔軟な姿勢に転換していることがうかがわれる。

逐条審議のなかで普通科廃止の項目は第十九回委員会（十月五日）で議題になった。しかしまったく意見は出なかった。そしてそのまま整理委員会案として決定された。

特別委員会での審議は師範学校や幼稚園の答申と合せて十一月十八日（第二十一回）から行われた。添田敬一郎（特六一四）から青年学校を本体にすべきではないか、西村房太郎（六一五）から「青年心理ニ適合シタ所ノ義務教育ノ三年延長ヲ此処デ樹立スルコトガ必要デハナイカ」（六一五）、上原種美（六一六）から青年学校普通科の廃止は實際

には困難なのではないか、作田莊一（六一七）から二年の高等国民学校では完成教育として不十分なのではないか、などの批判が出た。また「要綱」案中の普通科廃止の項目の審議においてはやはり松浦（六一五）から、実際には存置させる必要があるのではないかと質疑が出された。

十一月十九日に第二十二回特別委員会でも松浦の質疑をめぐる議論が若干行われ、田所（六一〇七）が「簡易施設ノ義務教育延長ト云フヤウナモノ、部分モ認メナケレバナラスト云フコトガ御了解ヲ得レバ仕合セデアリマス」と述べて一応の決着となった。「簡易施設」は高等国民学校に付設すると説明されている。しかし青年学校普通科も多くは小学校に付設されていたから、実態を大きく変更する議論ではなかった。

十一月二十五日の第二十三回特別委員会には安藤正純から書面で幹事試案に対する修正意見が提出された。意見は三点あったがその第一が「何故国民学校ヲ兩分シ、一ヲ国民学校トシ、一ヲ国民実修学校トシタルカ」、「之ヲ二個ノ学校ニ別ツノ必要ハナク、一個ノ国民学校トシ之ヲ通ジテハ八年トシ、其中ニ低学年、高学年トシテ内容上ニ多大ノ工夫ヲ凝スコトガ当然」（六一七）だというものであった。安藤としては幹事試案の審議は特別委員会ですべて最初に行うべきだという筋を通したかったのかもしれないが、整理委員会で時間をかけて議論したこの段階で、すでに誰も生きているとは思っていない幹事試案に対する意見を表明する意味があつたのかどうか疑問である。またそのこととは別に、意見の内容が安藤のものとしては意外である。整理委員会設置以前の特別委員会では、安藤は、高等小学校を青年学校に併合して尋常小学校の上を「青年教育」の段階にすべきだと主張していた。発言の一貫性にも疑問を感じる。高等小学校と青年学校普通科との関係についての議論はおおむねこの程度であつた。普通科廃止の項目もそのまま総会で承認され、答申された。

全体をふり返つてみれば異論は決して少なくなつたといつてよい。尋常小学校の上を青年期にふさわしい新しい段階にしようという発想は有力な反論ないし異論として存在した。しかし全体の流れを動かすほどの力にはならなかつた。そのことは二つの観点から説明できると思われる。

一つは、既成事実の積み重ねのなかで反論が一つのまとまった有効な力に結集されにくかったということである。まず青年学校の現状のままでの義務化の政府決定があり、高等小学校義務化問題を先送りにしながらの青年学校義務制実施の答申があり、それを前提にしながら小学校の改革論議が行われた。その論議もまず六年と二年を区分しようとする幹事試案を否定して一貫性の原則を確認し、そのあとで普通科の廃止を決議するという手順で行われた。たしかに青年学校についての整理委員会の最後の段階で後藤は抵抗し、答申の中に「普通科ノ就学義務制ニ付テハ差当リ之ヲ実施スルモ更ニ義務教育年限延長ノ問題ト關聯シテ根本的ニ考究スルコト」という項目を盛り込ませた。しかし整理委員会での青年学校の審議で本格的な議論を避けるように求めたのは後藤自身であった。つまり第二回の整理委員会で、高等小学校ないし普通科の段階の改革論議は高等小学校の審議のなかで検討することにして、その新しい制度を実施するまで普通科を義務にすることを認めてよいのではないかと述べ、後藤がこだわらないことが明らかになつて議題が移つてしまつたのである。しかし右に述べてきたように、後藤はその高等小学校の審議のなかで十分な対応をしていない。決定直前に突然強い反対の意思表示をしているが、それも間もなく取り下げている。「根本的」な「考究」はやはり青年学校の審議の段階からなすべきだつたのである。

もう一つは、この問題が実態を伴わない、観念のレベルでの議論に終始していたということである。いかなる論理づけをしても実態は小学校の教員と施設によつて担われる安上がりの教育であつた。尋常小学校の上を青年期に対応した教育にするという議論も、教員や施設を小学校から独立させたところで実現するという見通しや意図があつてなされていたわけではない。実態はほぼそのままにして、その性格づけの説明の仕方を多少変えようという問題でしかなかつた（せいぜいのところ教員資格に区別を設けて養成に力を入れる程度のことであつた）。実態を変えない議論であるだけに、主張する側も説得力に欠けたし、将来に含みを残すような表現での妥協で済んでしまう要素が最初からあつたのである。

しかし教育審議会が別の判断を下すことが可能だつたかといえはそうではない。前者の点についていえは青年学校

のそのままでの義務化の政府決定が絶対的な前提として重みをもっていたし、後者に関しては、当時の学制改革論の全体の枠組みが「青年教育」を「中等教育」と区別したものととして構想していたという時代状況がやはり前提になっている。審議を通じてこれらの限界が浮き彫りになったただけのことだともいえよう。

注

(1) 『読売新聞』一九三八年七月十五日(第二夕刊)「文部省首脳対立激化 義務教育延長案を繞り爆発 文相、緊急省議で訓示」

第二節 社会教育の審議における青年学校改革論議

一 「要綱」案作成までの審議の経過

1 特別委員会での審議（第五十一回～第五十四回）

社会教育の審議は一九四〇年十月二日の第五十一回特別委員会から始まった。すでに男子の青年学校教育の義務制は前年度から開始されていた。また教育審議会としては初等・中等・高等にわたる学校教育領域の検討をほぼ終え、社会教育と教育行政を残す段階に至っていた。

この日の審議ではまず最初に田中重之社会教育局長（特上―巴）から社会教育行政の全般的な説明があつた。当時の社会教育局には青年教育課・成人教育課・映画課の三課があり、それぞれの業務内容が簡単に紹介された。青年教育課所轄のものとして青年学校と青年学校教員養成所、青年団、少年団、壮丁教育調査、成人教育課所轄のものとして図書館、図書推薦、博物館、成人教育講座、公民教育施設、家庭教育施設、勤労者教育施設、「融和」教育施設、婦人団体、社会教化団体、部落町内常会、社会教育委員、社会教育調査、映画課所轄のものとして映画教育、国民娯楽改善施設、放送がそれぞれとり上げられ、説明された。最初に青年学校と青年学校教員養成所が挙げられているが、この両者について田中は「既ニ御審議モ済ミマシタノデ、是以上詳シク申上ゲル必要ハナイカト存ジマス」（十一―五）

と述べている。しかし正確に言えば教育審議会は青年学校教育の義務制実施に関してのみとりあえず審議して答申を出しただけで、青年学校教育の全般についての中長期的な改革提言の本格的な検討は残したままになっていたはずである。

特別委員会は以後十月四日、九日、十六日の三回開かれた。合計四回の特別委員会を通じて社会教育に関する意見の開陳が続いたが、青年学校も一つの論点になった。青年学校の問題が論じられたのは主として、青年学校を学校とみる立場から所轄を社会教育局から学務局に移すべきだという考え方が示された場面においてである。しかし学校教育と社会教育の関係の問題はそれだけにとどまらなかつた。当時青少年団統合問題がもち上がっており、三九年に浮上したいわゆる「学徒隊」構想と同様に、統合された青少年団によって学校に在籍する学生・生徒・児童をも把握しようという動きもあつたため、これに反発する学校関係者の発言も目立っていた。ただしこの議論は青年学校を越えた大きな問題なので、ここでは直接の検討の対象から除外することにした。

実際にこの四回の特別委員会が出た青年学校にかかわる発言の要旨は次の通りである。

第五十二回特別委員会（十月四日）

下村寿一（土一四） 実業補習学校を管轄しなければ局の形をなさないと理由で社会教育局に移したという経緯がある。学校であれば学校教育を管轄する局に移した方がよい。青年学校は青年団と密接な関連をもっているが現在の体制を再検討する必要があるのではないか。

三国谷三四郎（土一四） 学校教育の形態をもつものは学校教育として扱うべきである。夜間の中学校や実業学校の生徒は職業に従事しているが、これらの学校は学校として扱われている。青少年団を統合してすべて青少年を指導するという動きもあるが、たとえ学校在籍者を含めるとしても学校は学校として一つの単位として参加するのであれば差し支えない。学校生活を終えた青年の組織化を社会教育の問題と考えてよいのではないか。

田中重之(五一〇) 社会教育は「社会生活ニ於ケル生活其ノモノヲ捉ヘタ教育」であり「青年学校ノ教育ハ
 現ニ生活ヲ営ミツツアル其ノ生活態様ヲ捉ヘマシタ教育」(以上五一五)であるから夜間中学とは違ふ。

林博太郎(五一五) 「義務教育ヲ終リマシテ死ヌマデノ間ガ成人デアルト見ル、ダカラ見様ニ依ツテハ青年
 学校ハ学校デアハナクテ社会教育ダト云フコトニナレバ、ヤハリ十四歳カラ後死ヌマデ一生涯ヲ通シテ青年、
 所謂「アダルト・エヂュケーション」成人教育ノ対象ニナル」(五一六)。

田尻常雄(五一八) 二十歳までの青年は、青年学校が義務制になって、一定の期間、一定の場所で教育され
 ており、だんだんと専任教員が確保されて充実していくと思われるが、二十歳以上の年齢の「成人」の教育
 が不十分である。

田中重之(五一八) 工場に私立青年学校が設置されれば「工場全体ニ教育的ノ空氣ガ漂フ」(五一八)し、
 それを「青年以上ノ大人ニナリマシタ勞務者ノ、成人ノ教育機關ニモ充テタイ」(五一八)。

田尻常雄(五一五) 青年学校をもつていない中小の工場の「勞務者教育」はどうなっているのか。

田中重之(五一五) まだ不十分。これから努力したい。

佐々井信太郎(五一六) 国民学校教員の俸給の負担者が道府県に移つたが青年学校教員の俸給は従来通り市
 町村の負担となっている。そのために国民学校と青年学校の教員の俸給の待遇に差が生じてきているのでは
 ないか。

田中重之(五一六) 青年学校に専任教員を多数確保している市町村としない市町村とがあつて、すぐに
 は道府県の負担に移せない。道府県に移管してほしいと希望しているが、当面は不都合がないように市町村
 を指導する。

第五十三回特別委員会(十月九日)

二荒芳徳(五一七) 文部省は青少年団の統合を急いでいるというが、教育審議会の審議を待たずに実施され

るともなれば審議会はまた実行したものを検討することにもなりかねない。審議会の検討が尊重されることを確認したい。

橋田邦彦文部大臣（一七一六） 文部省としては青年学校教育を充実させるために青年団問題の解決を急いでいる。青年学校の生徒はすべて青年団員となる。青年学校と青年団の教育が別のものであつてはならない。したがつて青年団を早く統一しなければならぬ。

二荒芳徳（一七一七） 審議会として急いで検討することを切望する。青年学校や青年団・少年団の現状についての検討も必要ではないか。

橋田邦彦（一七一六） 「場合ニ依リマス社会教育的ニ見タ青年団ト云フ意味カラノ観点デナクテ、青年学校ノ内容ヲ充実スルト云フ意味ニ於ケル文部省ノ方策トシテハ、或ル種ノモノヲ御審議ガ決定シナイ前ニ実行ニ移ルト云フコトニナラヌトモ保証ハ付カナイ」。ただしその際には報告するし審議の方向に反するようないことはなと思ふ。

穂積重遠（一七一九） 学校教育は「教育ヲ受ケルコトソレ自身ガ生活」であるが「社会教育ハ生活ノ中ニ教育ガ織込マレテ居ル、生活ガ又同時ニ教育ト云フヤウナ風ニ持ツテ行キタイ」（以上三一〇〇）。青年学校は学校教育のようにはあまり型にはまったものにはしたくない。「青年学校ト云フモノハ何カ落伍者見タヤウナモノデ、同ジ小学校デ学ンダ友達ハ上ノ学校ヘ行ツタノニ、自分ハ残サレタト云フヤウナ氣持ニナルコトガアリハシナイカト思フ」が、「寧ロ青年ニ勉強ハ一生ヤルノダ、青年学校ニ行ツテ自分ヲ修養スルノダト云フ熱意ヲ持タセテ、一生学ンデ怠ラヌト云フヤウナ氣持ヲ作ラセタイ」（以上三一〇一）。

下村寿一（一七一二） 少年団や青年団は国民学校や青年学校とは非常に違つので「青年団令」といつた勅令を出した方がよいのではないか、あるいは勅令を出さないにしても「準則」くらいは定める必要があるのではないか。少なくとも青年団・少年団を「唯漫然ト統合シタダケハ是ハ大シタ効果ハナイ」（一七一四）。

二荒芳徳（一三二七）「学校教育ト云フモノニ対シテ、青少年ノ社会教育ノ独立性ヲ認メルノカドウカ、飽マ

デモ学校ノ補助教育デアルカ、乃至ハ先程申上ゲマシタヤウナ人的資源総動員の体制付ケノ為ノ青少年教育、換言スレバ青少年教育ノ独自ノ存在ヲハツキリ認メテ、学校教育ト並行セシメルカ、斯ウ云フ学問的ノ大問題ガ是ニアルノデアリマス、之ヲハツキリシテ戴カナケレバ、团令ト云フモノヲ出スノニモ片手落ちノ团令ガ出タラ、是ハ却テ悪法ニナツテ、新国家体制ニハ即応シナイヤウニ感スル」（一三二八）。

香坂昌康（一三二九）青年学校の義務制実施のためにやむを得なかつたかもしれないが、これまで青年層に對する国家の力の入れ方が少なかつたのは遺憾。青年に對してあらゆる方面から期待が高まつている。近い将来に「青年省」（一三三〇）が設置されると思うが、国家が青年層に對して「非常ナ力」を加えることを熟望する。青年学校は中等学校と違つて「実際生活ノ上ニ關係スル所ノモノガ非常ニ多イ特殊ノ教育」であり、その延長線上に青年団がある。「青年団ト云フモノノ組織ヲ整備シテ、青年ノ日常生活ノ上ニ国家ノ期待スル所ノモノガ十分ニ現ハレルト云フコトノ考ヘ方ニ於テ、此ノ点ニ向ツテ非常ナ力ヲ尽サレル必要ガアル」（一三三一）。

佐藤寛次（一三三二）青年学校と青年団との間に難しい問題もあるようだが、きちんと審議、研究して国論を一致させて政策を実行させたい。

第五十四回特別委員会（十月十六日）

安藤正純（一三三四）「教育ト云フモノハドウシテモ学校教育ガ本体デアルト思フ、社会教育ハ、教育ノ立場カラ見レバ補助教育ダト思」（一三三四）う。義務制になつた青年学校を社会教育の扱いにしておく、つまり青年学校を「教育ノ本体トシテ文部行政が見ナイデモ宜イカドウカト云フコトハ疑問デアル」（一三三二―一三三九）。また一方で青少年団については社会教育局が中心になつて「組織体制」や「指導精神」をはつきりさせていかなければならない。

菊池豊三郎(五二一五) 青年学校の生徒は實際に職業に従事しており、學業に専念する一般の学校の生徒とは違ふ。青年学校はそういう生徒の状況に対応した特色をもたせなければならぬ。しかし一方で義務制を

実施して内容を充実させていくうえにおいては組織化が必要になってくるので、学校制度として扱わなければならない。所轄については結論を出していない。

青年学校の所轄について下村(寿一)、三國谷、安藤が明確に学校教育行政に移すべきだという考えを表明しているが、一方で穂積は社会教育行政に含めるべきだと述べており、また明言はしていないが二荒や香坂も青少年団を中心とした社会教育の枠組みを想定しているようである。橋田文相は、青年学校教育を充実させるために社会教育の観点を考慮せずに青少年団を統一させることもありうるという積極的な発言をしている。ただし所轄については述べていない。青年学校と青少年団の關係だけでなく青年学校と成人教育は連続した一つのもの、つまりその全体が社会教育の領域の問題になってくる。文部省も明確な方針をもっていなかったことが最後の菊池文部次官の発言からうかがえる。なお、佐々井の発言から小学校教員の俸給が道府県の負担になったことによつて、小学校と青年学校の給与の格差をめぐつて新たな状況が生まれていたことがわかる。

第五十四回委員会の最後に田所委員長(五二一七)によつて整理委員が指名された。指名されたのは後藤文夫、野村益三、関屋竜吉、松浦鎮次郎、穂積重遠、下村寿一、伊東延吉、下村宏、田中穂積、二荒芳徳、香坂昌康、添田敬一郎、佐々井信太郎、安藤正純、林博太郎の一五名であった。後藤・下村(寿)・田中・林は初等・中等・高等教育の整理委員にもなつてゐる。松浦は中等から、穂積・添田・安藤は高等から整理委員に指名された。香坂と佐々井は初等だけ経験している。野村・関屋・伊東・下村(宏)・二荒の五名はこの社会教育の整理委員が初めての指名であった。このうち関屋と下村(寿)が社会教育局長経験者、後藤と香坂が青年団關係者、二荒が大日本少年団連盟理事長で多少社会教育に詳しく、あるいは当事者的な立場にあつた。また関屋と伊東が加わつて文部行政経験者の比重が高

まった。松浦と下村（寿）を加えて四人、整理委員ではないが田所特別委員長を加えると五人にもなる。

2 整理委員会での審議（第一回～第十六回）

第一回の整理委員会は十月二十三日に開かれた。冒頭、委員長に林博太郎を選出し、議事の進め方について議論した。いくつか意見が出され、あるいは懇談会ももたれたが、結局この日は社会教育の一般論について意見交換をすることになった。

この意見交換のなかで二荒と下村（寿）と関屋が青年学校の所轄（領域）問題を取り上げた。まず二荒（整一三）が、学校教育が「本体」で社会教育が「補助」だとの特別委員会での安藤の発言を批判しつつ、ドイツのヒトララー・ユーゲントの例を出しながら「社会教育コソ大部分ノ社会生活ノ上ノ教育デアツテ学校教育ハソレノ中ノ特殊ナルモノ」（六一五）だと主張した。これに対して下村（寿）は、「青年ノ訓練ハ青年学校ト云フ組織デヤルト云フコトニ大綱ガ決ツテ答申ヲサレタ」（六一六）、集団勤労についても「各学校ノ教科ノ内容ニ取入レルガ宜シイト云フコトヲ答申シテ居ル」（六一七）という教育審議会のこれまでの審議経過を示しつつ、二荒の「御意見ニ従フト審議会ヲ根本的ニ建直サナケレバナラヌコトモ起ツテ来ル」（六一八）とかなり厳しく批判した。そしてさらに「学校教育ヲ犠牲ニシテ社会教育ヲ盛ニスルト云フコトニナルト」「国民ノ教養ノ上ニドウ云フコトニナルカト云フ所ノ見通シガ付カナイ」とも論じ、「学校教育、社会教育渾然一如ト云フコトデ行ツタ方ガ宜クハナイカト思フ」（以上六一七）と提案した。これに対して関屋（六一八）は青年団と青年学校の年齢が一致していないことを指摘し、再び二荒（六一八）は「学校教育ダケデハ今ノ時代ハ出来ナイ」と反論した。

なお、穂積（六一三）が興味深い発言をしている。「学校教育ダケデオ終ヒダト云フ觀念ガ今マデドウモ教育者ノ方ニモ、学ブ方ニモ多過ぎ」（六一三）だが、これからは大学教育も完成教育とみなさずに成人教育を重視していくべきだという趣旨である。青年学校と青年団という縦割りの区別を相対化する視点が提示されたといつてよいだろう。

全体の議論はとりあえず青少年教育の問題を最初にとり上げるのが適當だということになった。議事進行についての基本方針を決めたところでこの日の審議は終了した。

第二回整理委員会は十月二十五日に開かれた。午前中いっぱい懇談会で、議事録は午後から始まっている。懇談会に入る前に林（六一三）が一言「ドウゾ青少年団ノコトニ付キマシテ御議論ヲ願ヒマス」と述べ、また午後の最初の発言者穂積（六一二）が「今マテ青年団ト青年学校トノ関係ノ将来ノ御話ガアリマシテ」と述べているので、青少年団の統合問題およびそれと青年学校との関係などが話し合われたものと思われる。

午後も引き続き青少年団の問題が議題になった。穂積（六一二）は、大都市においては、学生も勤労青年も自分の町には夜帰るだけなので青年団は誰が中心になって運営しているのか、また大きな工場や会社で青年学校を設置した場合「外カラ青年団ノ手ノ著ケドコロガナイヤウニ思フ」などと述べ、「要スルニ都会ノ青年団ハ農村ト違ヒハシナイカ」との重要な問題を提示した。下村（寿）（六一三）が別の発言をしたのち再び穂積（六一三）は、農村では男女ともに農業に従事しているが、都市では男子は学校で学ぶか会社で勤労し、女子は学校で学ぶか「女工」「女事務員」「女中」になつて勤勞しており、男女が学びあるいは勤勞する場所が別々であることを指摘して「女子青年団ノ方モ都会ト農村トデハ大分違フト思ヒマス」と述べた。これを受けて下村（寿）（六一三）も「ドウモ学校ガ青年団ト一体トナルト云フコトハ、色々ナクニ於テ不便ガアツテ困ルコトガ起ツテ来ルト思ヒマス」と続けた。ただしこの下村の発言での「学校」は中等学校や高等教育機関であり、穂積が指摘した問題とはずれている。そして穂積（六一三）や田所（六一三）も同じ問題を指摘し、田中社会教育局長（六一三）は中等学校や高等教育機関の生徒・学生が青年団に参加することは個人の問題にする、つまり学校単位での参加ではなく居住地の組織に個人として任意に参加するものとして考える、という文部省の方針を示した。関連して傍聴していた東京府立実科工業学校長の津田信良（六一三）は、個人として参加するにしても青年団としての活動があまり負担にならないようにしてほしいとの趣旨の発言をした。

しばらくしてから佐々井(六一四)が青年団と青年学校との関係の問題をもち出した。青年学校で訓練を徹底するのであれば青年団の役割は軽いものになるのではないか、すると青年団の主たる目的はどういうことになるのか、という問題である。これに対して田中(六一四)は「従来青年団ガヤツテ居リマシタコトガ一層集中的ノ形ニ於テ青年学校ニ於テ行ハレルト云フ部面ガ相当アルヤウニ考ヘルノデアリマス」と述べた。しかし青年団にも配慮してその「仕事ノ分量ガ減ルト云フコトモアルト思ヒマスケレドモ、増ス部面モアル」と付け加えた。ここで一五分間の懇談会に入り、そのままいつもより早めに審議を終えた。

第三回整理委員会は十一月六日に開かれた。香坂が「青少年団合同ニ関スル件(其ノ一)(六一三)」という文書を提出した。青年学校との関係について「青少年団ト青年学校トノ連繫ヲ密接ナラシメ真ニ二者一体タルノ実ヲ挙クルヲ要ス」と書いてあるだけで、全体としても一般的抽象的な提言にとどまっていた。ただし文部省の所轄に関して「青年局」の設置を求めている点は具体的である。この文書についての香坂(六一四)の説明に対して田所(六一三)は、これまで青年団は「修養」を目的にしてきたがそのことがまったく記されていないこと、特別委員会からの審議で学校と青年団との関係についていろいろな疑義が出されているのにそれに配慮していない、などと批判した。これに対して香坂(六一四)は、かつては青年団は修養団体であったがこれからは個人の修養を越えた目的をもたなければならぬ、青年学校の教育は季節あるいは時間が限られているので日常生活を基盤にした青年団の活動に意味がある、などと述べて批判に応えた。このあと下村(宏)が短い発言をしてこの日の審議は終了した。

第四回整理委員会は十一月八日に開かれた。青少年団に学校を統合することの是非がこの日の論議の焦点になった。青年学校は、形式的には「学校」であっても専有の施設設備をほとんどたず、また教授及訓練時数がきわめて少ないため、中等学校や高等教育機関と同列に「学校」とみなすことはできなかった。一方で、中等学校や高等教育機関の生徒・学生は一般に青年団員ではなかったが青年学校生徒はすべて青年団員になる建前であったから、教育対象の面からみれば青年学校はむしろ青年団と一体のものであった。したがって学校を青少年団に組み込むことの是非の議

論にあつては、青年学校は微妙な位置に置かれていたのである。なお、少年団と国民学校の統合についてはとくに議論されなかつた。議論すべき問題はあつたはずであるが、国民学校の児童の居住地域を単位としてそのまま少年団が組織されるという関係があつたため、少なくとも組織化する点については問題がなかつたからである。

青年学校の位置づけを考へるうえでこの議論は重要なので、ここでのやりとりを簡単に整理しておきたい。青少年団に学校を組み込むべきだと主張したのは後藤、佐々井、香坂であつた。後藤(六一五)は「学生層ヲモ全部含メテ日本ノ全青少年ヲ統合シタ組織ヲ作ルベシ」(六一七)と述べ、具体的には「日本ノ青少年——学生生徒ヲモ含メテ全体ヲ日本ノ一ツノ青少年団体」(六一七)にして、学校や工場や地域を単位とした青年団を作つていざれかに参加させるといふ形態を示した。佐々井(六一三)は、中等学校・高等教育機関の生徒・学生が地域の青年団活動に参加できないといふ問題を指摘したうえで、学校と青年団を別にして二元的に指導するとなると「一番困ルノガ学校ノ当局ト云フコトニナル」、「畜ニ学校ノ当局ノミナラズ、生徒ノ方ニ於テモ故障ヲ生ズル、即チ全信頼ヲ学校当局ニ払フコトガ出来ナクナル」ので「学校ノ生徒全体ヲ一ツノ一貫シタ青年団ノ中ノ学校青年団ト云フ形ニシテ、其ノ中ノ訓練ヲ教職員ニ総テ統一サセル」(以上六一九)のがよい、あるいは「工場青年団ト青年学校青年団ト学校青年団ト、斯ウ云フモノヲ三ツ合セテ聯絡機関ヲ持ツ所ノ青年団経営ナルモノガ必要ニナツテ来ル」(六一九)と主張した。香坂(六一三)は、「学校ノ訓育全部ヲ青少年団ノ手ニ移セト云フコトデハ無論ナイ、学校ニ於テ色々ノ訓育ガ施サレル上ニ、更ニ青少年団ノ中学生モ入ツテ貫ヒタイト申スコトハ、教育者ト被教育者ト云フ立場ヨリモ、寧ろ青年生活ノ彼等ノ仲間、同ジ年齢ノ者ガオ互ヒニ磨キ合フ、サウシテソコニ自然ニ指導者ガ出来テ来ル」(六一三)、「学校モ、学校自体ニ於テ訓育サレルト同時ニ、青年団トカ青年運動ニ参加シテ戴キタイ、斯ウナツテ初メテ強イ迫力ノアル青年運動ガ行ハレルノデハナイカ」(六一三)、などと論じた。しかし他の委員はここまでの青少年団の統合については消極的であつた。すでにこの年の夏から高等教育機関で修練組織としての学校報国団の創設が始められていた。田中穂積も早稲田独自の修練組織の設置について紹介している。そもそも教育審議会はすでに各学校における教育の

「刷新」についての提言を出している。学校を青少年団に統合するということはその提言の趣旨にも反することになってしまふ。伊東（六一二〇）もそこまでの統合には反対であるとの発言をしている。論点がはっきりしてきたため、各委員がこの問題について自分の主張を明確に述べるといふ形での審議になり、そのまま審議を終了した。なお、この議論においてはしばしばドイツのヒトラー・ユーゲントが引き合いに出されて論じられた。

第五回整理委員会は十一月十三日に開かれた。この日も同じ議論が平行線のまま続けられた。

第六回整理委員会は十一月十五日に開かれた。やはり同じ議論が続けられた。懇談会が二回もたれて意見の調整もしだいに始まった。この日には青年団と青年学校との関係について文部次官の菊池豊三郎（六一二〇）が発言した。将来青年学校教育が充実して生徒の校外生活にまで指導が行き渡るようになるまでは青年学校と青年団とが「両々相俟ツテ行クベキモノデハナイカ」（六一二〇四）と述べた。

第七回整理委員会は十一月二十日に開かれた。同じ議論が続けられ、最後に一時間一九分の懇談会がもたれてそのまま終了した。懇談会では文部省が公表した青年団の構想について検討が行われたものと思われる（議事録の末尾に「大日本青年団（仮称）組織要綱」が添付されている）。

第八回整理委員会は十一月二十二日に開かれた。田中社会教育局長（六一三三）の青少年団統合案についての説明から始まったが、その後のやりとりはほとんどすべて速記中止のもとで行われているために内容がわからない。

第九回整理委員会は十一月二十七日に開かれた。審議の大部分は懇談会形式で行われたので議論の内容はわからない。最後に速記を再開して林（六一三三）が懇談会での結論を述べた。文部省の統合案については現在の五団体（実際に大日本青年団・大日本聯合女子青年団・大日本少年団聯盟・帝國少年団協会の四団体）を統合するうえで、案として承認し、根本的なあり方については別に審議会として検討を行うといった趣旨で合意したとのことである。実施目前の青少年団の統合問題を切り離して議論をすることにしたのである。

第十回整理委員会は十二月四日に開かれた。最初に田中社会教育局長（六一三六）から青少年団統合の具体的方針

の説明があり、田所（六一四〇）が学校教育と青少年団との関連について質問したところでまた速記中止になってしまった。この日も最後まで速記中止のまままで終ってしまった。

第十一回整理委員会は十二月六日に開かれた。議題は青少年団の統合問題であったが、この日の審議もすべて懇談会形式で行われた。

第十二回整理委員会は十二月十一日に開かれた。この日も最初から速記が中止されて懇談会に入った。ところが始まってから四四分が経過したところで速記が再開された。再開されて最初に安藤（六一四一）が発言した。安藤はしばらく出席していなかった。発言は次のようにきわめて厳しい内容であった。「教育ハ日本デハ学校ガ本体デアツテ、社会教育ハ補助デアアル、是ガ建前デアツテ、今後モソレハドウシテモ持続シナケレバナラスト私ハ確信シテ居ル、青年団ハ建前カラ言ヘバ補助教育デアアル、ダカラ補助教育ノ分際ヲ守ツテ邁進シテ貰ヒタイ」。「今日流行リ言葉デアリマスカ、流行リ思想デアリマスカ」、「一体私ハ指導者原理ナルモノハ根本的ニ検討シナケレバナラスト思ヒマス」。

「要スルニ指導者原理トハ比較上ノ問題デアアル、比較上色々ノ高下ノ差ノアル考ヘ方ノ違フ指導者ヲ持つテ行ツテ、是カラ生ヒ立ツテ行ク全部ノ青年ヲ引摺ラレテハタマラヌカラ、私ハサウ云フコトニハ反対デス」（以上六一四二）。「要スルニ日本ニ於テノ指導原理ハ天皇、国体是レ以外ニナイト思ヒマス」（六一四三）。「我ガ審議会デ三年モ研究シタ其ノコトヲイキナリ青年団ヘ持つテ来テ、総テノ学校ノ上ニ立ツテ、青年団デ引張ツテ行カウト云フヤウナ考ハ冠履顛倒ダト私ハ思フ」（六一四五）。「学校ノ上ニシ掛ツテ青年団デ統合シテ学校ヲ引張ツテ行カウト云フヤウナ、ケチナ考ハ駄目ダト思フ、教育界ニ取ツテ斯ウ云フ侮辱ハアリマセヌ」（六一四六）。「青年団ハ青年団トシテ自分デズト充実シテ行ケバ宜イ」。「御考直シヲ願ヒタイト思ヒマス、若シ一部ノ御議論ヲ以テ妥協的ニ御纏メニナラウト云フナラバ、私ハ根本的ニ反対致シマス、整理委員ヲ退キマスカラ、整理委員長ニ申上ゲテ置キマス」（以上六一四七）。

この発言に対して二荒、香坂、後藤が反論し、あるいは説明したが、林（六一四八）がこの議論をさえぎり、当時問題になっていた教科書整理の問題を審議することになってそのまま審議を終えた。安藤は病気がちのために整理委

員会の多くに欠席し、結局ここでの辞任表明はうやむやになってしまった。

第十三回整理委員会は十二月十三日に開かれた。午前中はすべて懇談会形式で審議が行われた。議事内容はわからない。午後も一時間三〇分にわたって速記が止められた。速記が再開されて林(六一三九)が次のような仮決議の案文を読み上げた。

青年団ハ滿二十歳以下ノ青年ヲ以テ之ヲ組織ス、但シ二十一歳乃至二十五歳ノ者ハ幹部又ハ指導者トシテ加入スルコトヲ得ルモノトス、女子青年団ハ滿二十五歳以下ノ未婚ノ女子ヲ以テ之ヲ組織ス、青年団ト青年学校トハ表裏一体タルモノトス、各学校ニ於テハ修練ノ体制ヲ整備シ、国民錬成ノ充實徹底ヲ期ス、青年団ト中等学校以上ノ学校トノ関係ハ青年訓練上文部大臣ニ於テ適切ナル聯絡統制ヲ図ルコト

青年団員の年齢を青年学校の就学年齢に近づけた点が注目される。青年団員をそのまま二十五歳以下にしておく二十歳以下の青年学校生徒との年齢差が大きく、したがって青年団活動の性格と青年学校教育の性格とが十分に一致しないことが予想される。そのための措置と考えられるが、一方で離学年齢が二年早い女子の方が逆に二十五歳以下になっている。この不整合を残した事情はわからない。

残りの時間にはこれまであまり議論してこなかった少年団について意見交換が行われた。

第十四回整理委員会は十二月十八日に開かれた。実業学校卒業者の上級学校進学制限について後藤から質問があった。しばらくこの問題のやりとりが行われ、そのあとで少年団問題が審議された。すべて懇談会形式での審議であった。なおこの日の議事録には香坂が提出した「新青少年団案」が添付されている。

第十五回整理委員会は十二月二十日に開かれた。青少年団についての最後の審議が行われた。午前中から午後二時十五分まで懇談会形式がとられた。速記が再開されてからは少年団と国民学校との関係について検討された。

第十六回整理委員会は一九四一年一月十七日に開かれた。青年学校が議題となった。最初に青年教育課長の高瀬五郎(七一三)が青年学校の現況について数字を挙げての説明を行った。一九三九年四月の時点で学校数一八、二三四

校（公立一六、六〇七校、私立一、六二七校）、教員数一九九、五七七人（うち専任二七、八八一人）、生徒数二、七八六、〇四二人（男子一、九七〇、五二二人、女子八一五、五二〇人）、また三九年度における国庫補助の総額は四、七五八、九四〇円（青年学校教員俸給費補助四、三〇八、九四〇円、青年学校生徒就学奨励費一〇〇、〇〇〇円、青年学校臨時施設補助金三〇〇、〇〇〇円、私立青年学校臨時補助金五〇、〇〇〇円）とのことであった。専任教員数を学校数で割ると約一・五となる。つまり一校当りの専任教員数はまだ一・五人という水準であった。

そのあと質疑や意見交換が行われた。その要旨は次の通りである。

野村（七一三） 一校当りと生徒一人当りの経費の額を知りたい。漁村の青年学校の振興について都市及漁村青年学校振興協議会ではどういう話が行われているのか。

高瀬（七一四） 経費はあとで回答する。漁村の青年は移動するので滞留している所で、あるいは船上で教育が受けられるような施設を拡充するしかないと考えている。

野村（七一五） 振興協議会では案を作成したのか。

高瀬（七一五） 自分の着任後には協議会は開かれていない。かつて開かれた協議会のことは調べたうえで回答したい。

下村（寿）（七一五） 専任教員の数が少ない。青年団の世話をしなければならないというのに少なすぎる。俸給が依然として市町村支弁になっているので町村の当局者に「何時モ頭ヲ下ゲテ居ラナケレバナラヌ」（七一六）。府県費にすべきである。また官等の面での待遇も向上させなければならぬ。青年学校教員養成所に志願者が集まらない。しかも「イザ試験ヲシテ見ルト屑バカリ」というところもあつた。青年学校の教員も師範学校の中で養成するべきである。「青年学校教員養成所ニ入ルト教育界ノ主流カラ外ヘ出テ行ツテシマフト云フ感じガスルラシイ」（以上七一七）。修業年限も三年以上にしなければならぬ。青年学校の内容において、鍛錬ばかりでなく「情操方面」も重視して青年を引き付けるようにしなければならない。

佐々井(七一〇) 小学校の俸給が府県支弁になつて青年学校教員との俸給の差が拡大している。専任教員の数を増やさなければ青年学校の「成績」は挙がらない。学科課程の枠組みを国民学校や中等学校と同じように変更するべきである。師範学校が「改善」されてそこで青年学校教員を養成するのもよいが、青年学校が「社会教育錬成ノ立場」に立つのであればその教員は「社会全般ノ指導教化」(以上七一〇)を立場にするべきではないか。

高瀬(七一〇) 青年学校教員養成所に生徒が集まらないのは時局や産業の状況などいろいろ原因は考えられるが青年学校教育の「危機」と感じており、そこで来年度予算で生徒一人に年額一〇〇円の学資補給金を出すことを考えている。また奏任待遇の拡充も必要だと思う。しかし俸給の府県支弁についてはもう少し専任教員が全体に配置されなければ難しい。青年学校教員は「社会教育的ナ使命」(七一三)をもっているので養成所については独立施設にすることに考慮をほらつてゐる。教育内容に音楽などの情操的なものを取り入れることも考えたい。学科目の枠組みについて再検討するといふ話は初めて聞いたが今後研究したい。

関屋(七一三) 青年団の改組や青年学校の独立などと関連して考えれば青年学校教員の養成機関は「特殊ノモノ」(七一四)ができなくてはならない。時数からいっても青年学校指導員として教練を担当している在郷軍人の生徒に対する影響力は大きいので、この指導員の教育についても力を入れなければならない。多くの生徒は十八歳で青年学校を離れてしまうと考えられるが、入営までの二年間が空白になつてしまうので、青年学校として、あるいは青年団としてこの二年間について何らかの対応をする必要がある。

高瀬(七一七) 青年学校そのものの独立も希望はしているが実際は難しい。指導員の教育についてはまったく同感。入営まで教育を空白にしないために青年学校の研究科を活用したい。

香坂(七一九) 就学ないし出席状況はどうなつてゐるのか。学科内容について改善すべき点はないのか。研究科の活用とあつたが青年団との関係で考えられることはないか。

高瀬（七一〇） 一九三九年度の徴兵検査によれば、中等学校卒業者以外の者の三割しか青年学校を卒業していないという状況。就学奨励についてはとくに都市部で努力している。学科の面からいえば青年学校は「高度国防国家」の体制確立に寄与するようになっていと思う。教員養成所の教育において社会教育の方面で活動できるような内容を加えていかなければならないと思つてゐる。

下村（寿）（七一三） 陸軍が力を入れてゐるので青年学校は競つて教練を重視している。しかし青年学校は教練だけを目的にしてゐるわけではない。文部省としても奨励の方法を考えなければならぬ。地方に責任のある監督指導担当者を置かなければならぬ。

高瀬（七一四） すべての府県に青年教育官を設置した。社会教育課長を兼ねてゐる。また社会教育課に社会教育主事補を四名ずつ配置した。文部省としては教練だけとは考えてゐない。

田中（七一五） 青年学校は「教練ノ学校」になつてしまつてゐる。一人平均年一円五、六〇銭くらいしか費用をかけず、「軍事教練ヲ除イタラ教育ヲシイ教育ハヤツテ居ラス」（以上七一五）。パートタイムの教育で、専任教員の待遇は小学校の「下級」の教員の待遇に等しく、兼任教員には月四円しか手当を払つてゐない。生徒は年齢が高いのでよほど「練達」の教員でなければやつていけないはずである。小学校教育にも「打撃」を与えてゐる。まず財政の問題からきちんと対応しなければならぬ。

佐々井（七一七） 青年学校は道場と実習地を結びつけた学校にしなければならぬ。教員の配置にどれほどの費用が必要なのか。

高瀬（七一八） 教員俸給の府県負担の趣旨については同感。道場や実習地を充実させたい。教員俸給は国庫からの補助が三割、府県の補助が二割、市町村の負担が五割となつてゐる。

下村（寿）（七一三） 女子の青年学校の義務化についてどの程度検討してゐるのか。

高瀬（七一三） 趣旨には賛成。「此ノ場限り」（七一三）の自分の考えであれば四二年度を実施準備期

間として四三年度あたりから実施したらどうかと思う。

林(七一三) 田中の指摘もあったがそれでうまくいくのか。

高瀬(七一三) 義務制の完了までの予算は確保してある。

林(七一三) それを増やさなければならぬのではないか。

佐々井(七一三) わずか五、六〇〇万円のこと、これくらいのことのできないのであれば義務にすること自体がおかしいということになる。

高瀬(七一三) 弾力性のある戸数割が廃止されてわずかな市民税になったため、町村財政が弾力を失って支出しにくくなっているのではないか。

続けて経費についての細かいやりとりがあり、林が議論のまとめとして次のメモを読みあげた。

青年教育ヲ振興シテ、郷土中心ノ更生ヲ大ナル目的トスル以上ハ、青年学校ノ施設ニ対シテハ十分ナル国庫ノ補助ヲ要求スルコトト云フコトガ一ツ、青年学校ニ独立ノ校舎ノ奨励ヲ十分ニシテ其ノ設備ノ完成ヲ図リ、少クトモ小学校ニ併設スル以上ハ専用教室ノ充実ヲ図ルコト、並ニ道場ト実習地ノ設備ニ対シテモ十分ニ考慮スルコト、是ガ第二デアリマス、次ニハ教員養成所ノ充実特ニ専任教員ノ増加、ソレカラ今度ハ訓練ノ方デスガ、指導員ノ講習、教員ノ資質ノ向上並ニ待遇ノ改善、是ハ先程御話ノアリマシタ如ク、国民学校ノ教員ニ対シテ其ノ質ノ劣ラナイヤウニ特ニ考慮スルコト、ソレカラ教科目内容ノ改善、特ニ情操教育ノ重視、ソレカラ学科ガ生活ニ即スルト云フコトヲ十分ニ考慮シテ徴兵ノ壮丁検査マデノ間隙ヲ充実スル為ニ研究科ノ施設ヲナスコト、就学ノ奨励ニ努力スルコト、女子青年学校ノ義務制ヲ成ルベク早く履行スルコト、コンナ工合ニナツテ居リマスガ、何カ加ヘルコトハアリマセヌカ

佐々井から学科の枠組みを国民学校に合せることを入りたい、下村(寿)から資材不足なので独立校舎の要望は控えた方がよい、穂積から校舎の独立よりも人的組織の独立の方を求めた方がよい、といった意見が出たが、最後に

林(七一六)が「実習地ノコトハ先刻加ヘタノデスカラ此ノ位ニシテ一ツソレデハ当局ニ文章ハ練ツテ貰ウテハドウデスカ」と述べ、懇談会に入った。おそらくこれで青年学校の審議は終了したものと思われる。

なお、社会教育局長の田中重之は一月六日に石川県知事に転出しており、後任の額綱弥三が任命されたのは一月二十一日なので、この第十六回整理委員会が開かれた一月十七日には社会教育局長が空席になっていた。

二 「青年学校ニ関スル要綱」「青少年団ニ関スル要綱」案の審議経過

1 「青少年団ニ関スル要綱」原案の審議

第十七回整理委員会は一月二十二日に開かれた。最初から青少年団に関する要綱案の逐条審議が行われた。田所(七一四)によれば仮決議を重ねてきたところで香坂が別の案を出したので、香坂の意見を入れた案を当局で練つたものがこの要綱案で、少年団のことは除外してあるとのことであった。ところが田中(七一四)から少年団を含めて青少年団全体に関する要綱にした方がよいとの意見が出て議論になり、結局まず青年団について要綱を作成し、さらに少年団について検討して両者を合せるということになった。

そして逐条審議に入った。林が読み上げた原案は次の通りである。

一 青年団ハ皇国ノ道ニ則リ、青年ノ生活ニ即シテ団体的修練ヲ行ヒ、皇国ノ重責ヲ負荷スルニ足ルベキ国民ヲ鍊成スルヲ以テ目的トナスコト(七一四)

二 青年団ハ男子ニアリテハ十四歳ヨリ二十歳迄ノ者ヲ以テ之ヲ組織スルコト、但シ二十一歳ヨリ二十五歳迄ノ者ハ幹部又ハ指導者トシテ加入スルモノヲ得ルモノトスルコト、女子ニ在リテハ十四歳ヨリ二十五歳迄

- ノ未婚ノ者ヲ以テ之ヲ組織スルコト（七―四三）
- 三 青年団八国道府県、郡市区、町村ニ応ジテ系統的ニ組織スルコト、単位青年団ハ地域のニ組織スルヲ原則トスルモ必要ニ応ジテ職域ニ拠リ組織スルヲ得ルモノトスルコト（七―四四）
 - 四 青年指導ノ国家的重要性ニ鑑ミ青年団ニハ実践的指導力アル団長其ノ他ノ職員ヲ置クコト（七―四四）
 - 五 青年団ノ教養訓練ハ特ニ左記事項ヲ重視シテ之ヲ行フコト（七―四五）、「左記事項」は第三項を除いて読み上げられなかつた）
 - 六 青年団ノ修練ニ於テハ特ニ国防的訓練勤勞奉仕、生活訓練等ヲ行フコト（七―四七）
 - 七 青年ノ修練ニ必要ナル道場、農場、廠舎等ノ施設ヲ整備スル外外地等ニモ適當ナル修練施設ヲ考慮スルコト（七―四八）
 - 八 青年団ト青年学校トハ不離一体タルモノトスルコト（七―四八）
 - 九 全日本青年ノ教養訓練ヲ完ウスル為、青年団ハ文部大臣之ヲ統轄スルコト（七―四五）
 - 十 文部大臣ハ青年団ト学校トノ間ニ於ケル教養訓練上ノ緊密ナル連絡統制ヲ図ルコト（七―四五）
 - 十一 青年団ノ指導者及幹部ノ養成並ニ修練ニ関シテハ国ニ於テ之ガ施設ヲ為スコト、青年団指導ニ関スル研究機関ヲ設置スルコト（七―四五）
 - 十二 青年団ノ重要ナル国家的使命ニ鑑ミ国、道府県市町村ハ之ニ対シ必要ナル経費ノ支出ヲナスコト（七―五五）
 - 十三 青年団ノ運営ヲ完カラシムル為、中央、地方ニ於ケル関係行政機関ノ整備拡充ヲ図ルコト（七―五五）
 - 十四 少年団ハ国民学校第三学年以上ノ児童ヲ以テ之ヲ組織スルコト
少年団ノ目的並ニ之ガ教養訓練等ニ関シテハ大体ニ於テ青年団ニ準ズルコト（七―五七）
- おおむね合意ができていたためそのまま承認された項目が多い。第二項の「未婚ノ者」を「未婚者」に変更、第三項の第一項「青年団八国道府県、郡市区、町村ニ応ジテ系統的ニ組織スルコト」を削除、第九項の前半「全日本青

年ノ教養訓練ヲ完ウスル為」を削除、第十一項の「国ニ於テ」を削除して「青年団指導」を「青年指導」に変更、そして第十四項を追加しただけであつた。

第八項の「不離一体」をめぐつて若干の議論があつた。田所（七一〇）から「不離一体ト云フコトハ特ニ挙ゲナケレバナラヌ程ノモノデセウカネ」と疑問が出され、さらに下村（寿）（七一〇）が「不離一体トシテ互ヒニ寄与スルコトトデモシナイト、不離一体ナラドツチカーツデ宜イト云フコトニナリマスネ」と呼応したのである。しかし林があまり取り上げなかつたため原案通り承認された。

原案は青年団だけの要綱案だったが、そこに第十四項として少年団のことも言及して形だけは青少年団全体についての要綱案になつた。これでは青少年団の統合に審議会が後ろ向きであるかのように思われるという下村（寿）の批判もあつて第三項の第一項が削除された。そしてさらに表題が「青少年団ニ関スル要綱」に改められた。

2 「青年学校ニ関スル要綱」原案の審議

第十八回整理委員会（二月二十四日）は図書館、博物館および成人教育、第十九回整理委員会（二月二十九日）は家庭教育、第二十回整理委員会（三月三十一日）は社会教育委員、成人教育、連合婦人会、勤労者教育および映画教育、第二十一回整理委員会（三月十二日）は映画教育、学校体育と社会体育の關係の問題について関係者の説明、質疑あるいは意見交換が行われた。そして第二十二回委員会（三月十四日）で「青年学校ニ関スル要綱案」の審議が行われた。

幹事内山良男が読み上げた要綱の原案（六一〇）は次の通りである。

- 一 青年学校ノ教育内容ハ曩ニ答申ニ及ビタル国民学校及中等学校ノ教育内容ト対応シテ其ノ改善刷新ヲ図ルコト

青年学校ノ教育ニ於テハ特ニ体位ノ向上並ニ情操ノ陶冶ニ関シ一層留意スルコト

- 二 青年学校ハ成ルベク单独ニ設置スルコトトシ、併設スル場合ニハ専用教室ヲ整備スルコト
- 三 青年学校ニ於テハ特ニ道場、実習場等ノ整備活用ニ付考慮スルコト
- 四 本科卒業者ヲ就学セシムベキ研究科等ノ普及充実ヲ図リ、男子ニ在リテハ兵役ニ服スル迄ノ教育ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- 五 青年学校ノ就学及出席ニ関シ一層有効適切ナル方策ヲ樹ツルコト
- 六 青年学校ノ授業ニ付テハ昼間制ヲ勵行スルコト
- 七 青年学校ノ現狀ニ鑑ミ成ルベク専任校長ヲ設置スルト共ニ一層専任教員ノ配置ニ力ムルコト
- 八 青年学校教育ノ刷新振興ヲ図ル為、教員ノ地位ノ向上、待遇ノ改善ニ力ムルコト
- 九 公立青年学校ニ在リテハ教員俸給費ノ負担ニ付考慮スルコト
- 十 青年学校指導員ノ教養ヲ一層高ムル為、講習其ノ他ノ方途ヲ講ズルコト
- 十一 女子ノ青年学校教育義務制ニ付テハ速カニ之ガ整備充実ヲ図ルコト
- 十二 青年教育ノ重要性ニ鑑ミ青年学校教育ニ関スル費用ノ国库補助ヲ増額スルコト
- 十三 青年学校ノ指導監督ニ関シテハ青少年団体ノ指導監督ト併セテ遺憾ナキヲ期スル為中央、地方ニ於ケル関係行政機関ヲ整備スルコト

ただちに検討に入つたが、義務制実施に対応して提出した答申との関係や教科書の問題でさまざまな意見が出された。そのまま昼の休憩となり、そして休憩後は「成人教育ニ関スル要綱案」が朗読された。読み上げられた直後、林(六一五)が「今日ハ御人数ガ少イカラ青年学校ニ関スル要綱案ノ方モ大体是デ宜イトシテ、表裏一体ノ問題ナドハ前ニモアリマシタコトデアリマスカラ、此ノ際之ヲ委員長ノ説明ノ中ニ加ヘテ入レルコトニシテ、大体此ノ一カラ五マデノ要綱案デ宜イト云フコトノ仮決議ヲシテ置イタラドウカト思ヒマス」と述べた。これに対して下村(寿)(六一

(二五)が、青年学校の「要綱」案の第一項の第二項について「是ハ新シイコトデアリマスカラ」として議論もせず意することに疑問をなげかけた。すると林(六一二五)は「是ハ止サウデハアリマセヌカ」と述べて、簡単に削除を決定してしまつた。そして「成人教育ノ方ハ一ツ宿題トシテ御研究ヲ願ヒマス」と続けて、青年学校についての議論を完全に封じてしまつた。なお、「一カラ五マデノ要綱案」とはすぐそのあとで幹事が朗読した「社会教育ニ関スル件答申案ノ大綱」のことと思われる。これは次の通り六つの「要綱」を並べただけのものである。

一 青年学校ニ関スル要綱

二 青少年団ニ関スル要綱

三 成人教育ニ関スル要綱

四 家庭教育ニ関スル要綱

五 文化指導ニ関スル要綱

六 社会教育ノ指導及研究ニ関スル要綱

この日はこの「大綱」について若干の意見交換をしただけで人数が少ないからということで一十八分に終了してしまふことになる。六項目あつて林の「一カラ五マデ」との発言とは一致しないが、社会教育の答申の全体像についての共通理解をつくつておきたいと考えたものと思われる。

第二十三回整理委員会は三月十九日に開かれた。冒頭、林(六一二八)が「此ノ前下村君其ノ他カラ何処カニ青年学校ト青年団トノ不離一体ナルコトヲ謳ヒタイト云フ御話ガアリマシタガ、青年学校ニ関スル要綱案ノ一ノ第二項ヲ削ラレマシタカラ、其ノ第二項ノ所へ「青年学校ノ教育ハ青年団ノ教養訓練ト緊密ナル聯絡ヲ保タシムルコト」ト云フコトヲ入レタラドウカト思フノデアリマス」と提案した。下村(寿)(六一二八)はすぐに同意した。社会教育局長の瀧瀬弥三(六一二八)から「青少年団」の方がよいのではとの意見があつたが、林(六一二九)は「ソレハ余リ複雑ニナリマスカラ、説明ノ時カ何カニ謳ツテ置イタラドウスカ」と退け、「ソレデハ青年学校ノ方ハサウ云フコトニシテ、

今日ハ此ノ前読ミマシタ成人教育ニ関スル要綱案ニ移リマセウ」と述べて青年学校についてはこれで一応決着したことにして「成人教育ニ関スル要綱案」の検討に移つてしまつた。

第二十四回整理委員会（三月二十六日）は「成人教育ニ関スル要綱案」と「家庭教育ニ関スル要綱案」、第二十五回整理委員会（三月二十八日）は「家庭教育ニ関スル要綱案」、第二十六回整理委員会（四月二日）は「家庭教育ニ関スル要綱案」と「文化指導ニ関スル要綱案」、第二十七回整理委員会（四月四日）は「文化指導ニ関スル要綱案」、第二十八回整理委員会（四月九日）と第二十九回整理委員会（四月十一日）は「文化指導ニ関スル要綱案」と「社会教育ノ指導及研究ニ関スル要綱案（社会教育一般ニ関スル要綱案）」を審議した。

3 「青年学校ニ関スル要綱」「青少年団ニ関スル要綱」整理委員会案の決定

第三十回整理委員会（四月十六日）からそれまで検討してきた各「要綱」案の最終調整が始まつた。「社会教育一般ニ関スル要綱案」の次に「青年学校ニ関スル要綱案」が審議された。幹事が朗読した案文（六一二五六）は次の通りである。

青年学校ニ関スル要綱案

青年学校ニ関シテハ曩ニ「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」ニ於テ答申ヲ了シタルモ、現下青年教育ノ重要性並ニ青年学校ノ実情ニ鑑ミ、更ニ左記事項ヲ施行スルノ要アリト認ム

一 青年学校ノ教育内容ハ曩ニ答申ニ及ビタル国民学校及中等学校ノ教育内容ト対応シテ其ノ改善刷新ヲ図ルコト

青年学校ノ教育ハ青年団ノ教養訓練ト緊密ナル聯絡ヲ保タシムルコト

二 青年学校ハ成ルベク单独ニ設置スルコトトシ、併設スル場合ニハ専用教室ヲ整備スルコト

青年学校ニ於テハ特ニ道場、実習場等ノ整備活用ニ付考慮スルコト

三 本科卒業者ヲ就学セシムベキ研究科等ノ普及充実ヲ図リ、男子ニ在リテハ兵役ニ服スル迄ノ教育ニ遺憾ナキヲ期スルコト

四 青年学校教育ノ刷新振興ヲ図ル為原則トシテ専任校長ヲ設置スルコト

五 青年学校指導員ノ教養ヲ一層高ムル為講習其ノ他ノ方途ヲ講ズルコト

第二十二回と第二十三回の整理委員会で青年学校の「要綱」案を審議したときには全部で十二項目あり、しかも林がかなり強引にほとんどそのまま合意を取りつけた。ところがこの会議に出てきた「要綱」案は五項目に減っていた。幹事によれば義務制実施の際の答申に盛り込んだ内容を省いたためだとのことであった。たしかに第二十二回整理委員会で以前の答申との重複が指摘されていた。しかしこの会議では逆に削除された項目の内容について答申に入れた方がよいとの発言もかなりあった。とくに青年学校教員の俸給の道府県支弁を盛り込むべきかどうかで議論され、結局「公立青年学校ノ教員俸給費ニ関シテハ国民学校ニ準ジテ道府県費支弁トナスコト」(六一―三五)を第六項として加えることになった。また第二項の「併設」が工場等に併設することは想定していないので「他ノ学校ニ」をその前に入れることにした。第二項以外はそのまま承認された。

次に「青少年団ニ関スル要綱案」が審議された。幹事が朗読した案文(六一―三七)は次の通りである。

青少年団ニ関スル要綱案

一 青年団ハ皇国ノ道ニ則リ青年ノ生活ニ即シテ団体的修練ヲ行ヒ皇国ノ重責ヲ負荷スルニ足ルベキ国民ヲ鍊成スルヲ以テ目的トナスコト

二 青年団ハ男子ニ在リテハ十四歳ヨリ二十歳迄ノ者ヲ以テ之ヲ組織スルコト 但シ二十一歳ヨリ二十五歳迄ノ者ハ幹部又ハ指導者トシテ加入スルヲ得ルモノトスルコト

女子ニ在リテハ十四歳ヨリ二十五歳迄ノ未婚者ヲ以テ之ヲ組織スルコト

三 青年団ハ地域の二組織スルヲ原則トスルモ、必要ニ応ジテ職域ニ抛リ組織スルヲ得ルモノトスルコト

- 四 青年指導ノ国家的重要性ニ鑑ミ青年団ニハ実践的指導力アル团长其ノ他ノ職員ヲ置クコト
- 五 青年団ノ教養訓練ハ特ニ左記事項ヲ重視シテ之ヲ行フコト
- (一) 国体ノ本義ニ基キ大国民タルノ性格ヲ陶冶シ皇国青年タルノ自覚ニ徹セシムルコト
- (二) 東亞及世界ニ於ケル皇国ノ使命並ニ時代ノ趨勢ニ対スル明確ナル認識ヲ把握セシメ、其ノ行動ヲ国家目的ノ遂行達成ニ帰一セシムルコト
- (三) 青年ノ實際生活ニ即シテ団体的実践鍛練ヲ施シ共励切磋以テ雄渾ナル気魄ノ涵養、強靱ナル体軀ノ養成ニ力ムルコト
- (四) 創造活用ノ材幹ヲ啓培スル為科学的教養訓練ニカムルコト
- (五) 女子青年ニ在リテハ其ノ特性ニ鑑ミ特ニ母性ノ存養、婦徳ノ涵養ニカムルコト
- 六 青年団ノ修練ニ於テハ特ニ国防的訓練、勤勞奉仕、生活訓練等ヲ行フコト
- 七 青年ノ修練ニ必要ナル道場、農場、廠舎等ノ施設ヲ整備スル外、外地等ニモ適當ナル修練施設ヲ考慮スルコト
- 八 青年団ト青年学校トハ不離一体タルモノトスルコト
- 九 青年団ハ文部大臣之ヲ統轄スルコト
- 文部大臣ハ青年団ト学校トノ間ニ於ケル教養訓練上ノ緊密ナル聯絡統制ヲ図ルコト
- 十 青年団ノ重要ナル国家的使命ニ鑑ミ国、道府県、市町村ハ之ニ対シ必要ナル経費ノ支出ヲナスコト
- 十一 少年団ハ国民学校第三学年以上ノ児童ヲ以テ之ヲ組織スルコト
- 少年団ノ目的並ニ之ヲ教養訓練等ニ関シテハ大体ニ於テ青年団ニ準ズルコト
- 第十七回整理委員会で検討したときには一四項目から構成されていたがここでは一一項目に減っている。「社会教育一般ニ関スル要綱」案を立てたときに、社会教育全般に通じる内容は個別領域の「要綱」ではなくこの社会教育一

般の「要綱」にまとめて出すことになり、そのために第十一項と第十三項が削除されることになった(六一三六)。また旧第十項が第九項に統合されてその二項になったためにここでも一項目減少した。

この「要綱」案に対してまず二荒が強く反対した。青年と少年の年齢段階の違いをもう少し強く示すべきだという趣旨であった。また香坂も批判的であった。「青少年団ニ対スル国家ノ力ノ入レ方ヲ、茲ニ強ク表現スルト云フコトガ必要デハナイカ」(六一三〇)などと主張した。一五分間の懇談会で調整が行われた結果、第十一項の二項を「少年団ノ教養訓練ハ少年ノ年齢ニ從ヒ精密ナル研究ト考案ノ下ニ之ヲ行フコト」に変更し、第一項の「青年団」を「青少年団」に、「青年」を「青少年」に、第十項の「青年団」を「青少年団」にそれぞれ変更することで合意された。

第三十一回整理委員会(四月十八日)は「成人教育ニ関スル要綱案」、「家庭教育ニ関スル要綱案」、「文化施設ニ関スル要綱案」(「文化指導」から「文化施設」に変更された)および前文を検討し、整理委員会としてのすべての審議を終了した。

4 「青年学校ニ関スル要綱」「青少年団ニ関スル要綱」特別委員会案の決定

社会教育に関する答申原案(前文と各「要綱」の案)を審議するための特別委員会(第五十五回)は五月十五日に開かれた。「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申」案も合せて審議された。

この日は林から説明があり、全体および社会教育一般についての質疑が行われた。青年学校は議題にはならなかったが、安藤正純(特三一哭)が社会教育ではなく学校教育として扱うべきだという持論を展開した。

第五十六回特別委員会は五月十六日に開かれた。まず青年学校について質疑が行われた。三国谷三四郎(三一五)から、国民学校高等科が義務になっても青年学校普通科を当分相続させると聞いているがどうか、専用の施設設備がないのに校長だけを専任にしても効果が乏しいのではないのか、青年学校の生徒は疲れているように見えるが教授及訓練時数に無理はないか、といった発言があった。第一点について青年教育課長高瀬五郎(三一五)は、昼間制通年制

の充実した青年学校もあるものでいきなりすべての青年学校普通科を廃止することはできないという趣旨の答弁を行った。さらに永田秀次郎(三一五)は三国谷の第三点にかかわることを質問し、平賀譲(三一五)と松井茂(三一五)が専任校長について尋ねた。青年学校に関する質疑はこれだけで、青少年団に関する質疑に移った。

青少年団については、なぜ強制加入にしなかったのか(大蔵公望)、青年学校と青年団のほかに産業報国会などの団体にも参加せざるを得なくなつて青年に過重な負担がかかるのではないか(平賀譲)、宗教団体の青年会活動との関係はどう考えられているのか(安藤正純)、といった質問が出された。

一通りの質疑が終つてから意見陳述が行われた。これもやはり社会教育一般から順次行われた。

青年学校の「要綱」案に関しては第四項(専任校長)と第二項(専用校舎)の書き方が問題になつた。まず上原種美(三一五)が、実際に専任校長が置かれている学校は全体の四%しかなく、しかもしばらくその数字が急が増える見通しがないので、「原則トシテ専任校長ヲ設置スルコト」と書いてみたところでそれは「原則カラ非常ニ遠ザカツタ理想」であり「書イテ見テモ空文見ヤウナモノ」だから、「青年学校教育ノ刷新振興ヲ図ル為専任校長ノ設置ヲ奨励スルコト」(以上三一五)くらいにした方が無理がないのではないかと述べた。また三国谷(三一五)は、専用校舎があれば専任校長が自然に置かれるが国民学校に併設した状態で校長だけを専任にすることには無理があるし、しかも青年学校のようにパートタイムの教育機関のために専用の施設を設けることは「不経済」であり「国家的ニ考ヘテモ良イコトデハナイ」(以上三一五)ので、校長は兼任にしておいて「教頭」あるいは「主事」を専任で置いて実質的な責任をもたせればよいのではないかと主張した。しかし佐藤寛次(三一五)は、実質的に意味のない提言をするのであれば項目自体がなくてもよいことになるし、青年学校がいつまでも夜間あるいはパートタイムの教育でよいということであれば「青年学校ナドハ寧ロドウデモ宜イ」(三一五)ということにしかならない、と批判して原案を支持した。また林博太郎(三一五)も、国民学校に併設されて、しかも校長が国民学校長の兼任で、青年学校の教員は肩身の狭い思いをしているという問題を指摘して、ただちに実現はできなくても「原則トシテ」専任校長にす

るということは必要だと強調し、結局原案のまま承認された。

青少年団の「要綱」案の審議では青年団への強制加入をめぐって激しいやり取りが行われた。強制加入を求めたのは大蔵公望である。青年学校が義務制になり青年学校と青年団が「不離一体」なのだから実質的には青年団も強制加入になっていくという説明に大蔵は納得しなかった。そのうえ二荒芳徳が大蔵の動議に賛成したこと、大蔵の要求は正式に修正案という形をとることになった。この二荒の行動について田所（三一〇七）は、「二荒伯ハ整理委員デオイデナリマシタネ、〔中略〕数回ノ論議ヲ重ネテ斯ウ纏マツテ居ルノデアリマスネ、デゴザイマスカラ、ソレヲ又繰返ストナルト、何ボヤツテモ宜シウゴザイマスケレドモ、又根本ニ還ルコトナリマス」と批判したが、二荒（三一〇七）は「整理委員会ノ決定ハ差当リトシテハ委員会トシテ決マツタ事ダト存ジマスガ、私ハ大蔵男爵ノ仰セト同ジク持論デアリマシテ、其ノ点ニ於テ大蔵男爵ノ御説ニ賛意ヲ表シテ此ノ動議ヲ成立サセル」のだと反論した。林や田所などが、強制加入の趣旨は整理委員会案と一致しているがただちに加入を義務づけるとなると困難な問題もあるなどと説明して理解を求めたが、大蔵は動議を取り下げなかった。結局田所の方が妥協し、第八項の二項として「青年学校ノ生徒ハ原則トシテ青年団ニ加入スルコト」を加えることになった。なお、加える項目の文言をめぐる議論のなかで、大蔵が女子のことをまったく考慮していなかったことが明らかになった。穂積重遠（三一二七）が、たとえば「女中」などが勤め先の家庭の理解を得て青年学校に通うことはなんとかできても、それ以上に青年団の活動に参加することは難しいのではないかと指摘したのに対して、「私実ハ女ノ方ハ考ヘナカツタノデ、主トシテ男バカリヲ考ヘテ居リマシタ、女ノ方ハ適当ニ御考ヘヲ願ヒタイト思ヒマス」（三一二八）と正直に述べたのである。しかし男子だけを強制加入にするのもかえっておかしいということで、文言としては「青年学校ノ生徒」として一般的に表現することになった。青年学校への就学強制に関しては雇傭者への義務づけも一応法的に対処されていたが、そのうえに青年団の活動に参加させることまで強制することには実際にはかなりの無理があったはずである。そのあたりの問題についてはおそらく整理委員会で議論を尽くしたと思われるが（懇談会が多いので具体的には不明）、この特別

委員会では全会一致で「要綱」案を通すことが優先されて、ていねいな検討はほとんどなされなかつた。

あと二カ所変更があつた。ともに大蔵の提案によるものである。一つは第七項に「船舶」を加えるという変更、もう一つは第十項として「青〔「少」が欠落か―引用者注〕年団ノ指導者及び幹部ノ養成並ニ修練ニ関シテハ国ニ於テ特ニ是ガ達成ニ努ムルコト」(五三―三三)を立てるといふ変更であつた。指導者の養成は最初の案には入つていたが社会教育全体を通じて必要なことだとして削除されたといふ経緯がある。しかしここでは青少年団に關してとくに必要だとして復活した。「達成」といふ語に力点が置かれている。

他の「要綱」案もすべてこの日のうちに審議を終えた。

5 「社会教育ニ関スル件答申」の決定

「社会教育ニ関スル件答申」案と「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件答申」案を審議するための第十三回総会は一九四一年六月十六日に開かれた。案文を幹事が朗読したのち、田所美治特別委員長(総八―三)が説明を行った。委員からの発言はまったくなく、特別委員会案がそのまま承認された。

「社会教育ニ関スル件答申」に含まれる「青年学校ニ関スル要綱」と「青少年団ニ関スル要綱」(以上八―五)は次の通りである。

青年学校ニ関スル要綱

青年学校ニ関シテハ曩ニ「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」ニ於テ答申ヲ了シタルモ、現下青年教育ノ重要性並ニ青年学校ノ実情ニ鑑ミ、更ニ左記事項ヲ施行スルノ要アリト認ム

一 青年学校ノ教育内容ハ曩ニ答申ニ及ビタル国民学校及中等学校ノ教育内容ト対応シテ其ノ改善刷新ヲ図ル

コト

青年学校ノ教育ハ青年団ノ教養訓練ト緊密ナル聯絡ヲ保タシムルコト

- 二 青年学校ハ成ルベク单独ニ設置スルコトトシ、他ノ学校ニ併設スル場合ニハ専用教室ヲ整備スルコト
- 青年学校ニ於テハ特ニ道場、実習場等ノ整備活用ニ付考慮スルコト
- 三 本科卒業者ヲ就学セシムベキ研究科等ノ普及充実ヲ図リ、男子ニ在リテハ兵役ニ服スル迄ノ教育ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- 四 青年学校教育ノ刷新振興ヲ図ル為原則トシテ専任校長ヲ設置スルコト
- 五 青年学校指導員ノ教養ヲ一層高ムル為講習其ノ他ノ方途ヲ講ズルコト
- 六 公立青年学校ノ教員俸給費ニ関シテハ国民学校ニ準ジテ道府県費支弁トナスコト

青少年団ニ関スル要綱案

- 一 青少年団ハ皇国ノ道ニ則リ青少年ノ生活ニ則シテ団体の修練ヲ行ヒ皇国ノ重責ヲ負荷スルニ足ルベキ国民ヲ鍊成スルヲ以テ目的トナスコト
 - 二 青年団ハ男子ニ在リテハ十四歳ヨリ二十歳迄ノ者ヲ以テ之ヲ組織スルコト但シ二十一歳ヨリ二十五歳迄ノ者ハ幹部又ハ指導者トシテ加入スルヲ得ルモノトスルコト
 - 女子ニ在リテハ十四歳ヨリ二十五歳迄ノ未婚者ヲ以テ之ヲ組織スルコト
 - 三 青年団ハ地域のニ組織スルヲ原則トスルモ、必要ニ応ジテ職域ニ拠リ組織スルヲ得ルモノトスルコト
 - 四 青年指導ノ国家的重要性ニ鑑ミ青年団ニハ実践の指導力アル団長其ノ他ノ職員ヲ置クコト
 - 五 青年団ノ教養訓練ハ特ニ左記事項ヲ重視シテ之ヲ行フコト
- (一) 国体ノ本義ニ基キ大国民タルノ性格ヲ陶冶シ皇国青年タルノ自覚ニ徹セシムルコト
 - (二) 東亞及世界ニ於ケル皇国ノ使命並ニ時代ノ趨勢ニ対スル明確ナル認識ヲ把握セシメ、其ノ行動ヲ国家目的ノ遂行達成ニ帰一セシムルコト

(三) 青年ノ實際生活ニ即シテ団体的實踐鍛鍊ヲ施シ共励切磋以テ雄渾ナル氣魄ノ涵養、強韌ナル体軀ノ養成ニ力ムルコト

(四) 創造活用ノ材幹ヲ啓培スル為科学的教養訓練ニ力ムルコト

(五) 女子青年ニ在リテハ其ノ特性ニ鑑ミ特ニ母性ノ存養、婦徳ノ涵養ニ力ムルコト

六 青年団ノ修練ニ於テハ特ニ国防的訓練、勤勞奉仕、生活訓練等ヲ行フコト

七 青年ノ修練ニ必要ナル道場、農場、廠舎、船舶等ノ施設ヲ整備スル外、外地等ニモ適當ナル修練施設ヲ考慮スルコト

八 青年団ト青年学校トハ不離一体タルモノトスルコト

青年学校ノ生徒ハ原則トシテ青年団ニ加入スルコト

九 青年団ハ文部大臣之ヲ統轄スルコト

文部大臣ハ青年団ト学校トノ間ニ於ケル教養訓練上ノ緊密ナル聯絡統制ヲ図ルコト

十 青少年団ノ指導者及幹部ノ養成並ニ修練ニ関シテハ国ニ於テ特ニ之ヲ達成ニ力ムルコト

十一 青少年団ノ重要ナル国家的使命ニ鑑ミ国、道府県、市町村ハ之ニ對シ必要ナル經費ノ支出ヲナスコト

十二 少年団ハ国民学校第三学年以上ノ児童ヲ以テ之ヲ組織スルコト

少年団ノ教養訓練ハ少年ノ年齢ニ從ヒ精密ナル研究ト考案ト下ニ之ヲ行フコト

「青少年団ニ関スル要綱」の第一項「生活ニ則シテ」が特別委員會の審議までは「生活ニ即シテ」になっていた。

第五項の(三)の「實際生活ニ即シテ」では「即」を使っているので不統一になつてしまつたことになる。国立公文書館に所蔵されている「公文雜纂」中の実物でも右の通りになっている(実物では「青年学校ニ関スル要綱」の冒頭の文が一字下げになつていない点だけが異なる)。

青年学校義務制が実施されてから一年半ないし二年が経過した時点での審議であつた。義務制についての答申を検

討したときにはまだ国民学校制度が構想さえされていなかったし、日中戦争のこれほどの長期化ということもおそらく予想されていなかったと思われる。また第三章で具体的に指摘することになるが、義務制を実施するうえで生じたさまざまな問題も多々あったが、ここでの審議では新しい状況への対応や具体的な実態の把握に力点が置かれなかった。むしろ青年団との関係強化にかかわる理念的ないし観念的な議論が中心であり、あるいは義務制実施の際の審議で強調された専任教員や専用施設の確保などが繰り返し強調されるにとどまった。ほぼ同時に進行していた「各種学校其ノ他ノ事項ニ関スル件」の中の「学校間ノ聯絡ニ関スル事項」の審議では中等学校の非特権化を推進するような提言も出ていたが（『中等教育改革』参照）、この社会教育の審議では、中等学校と青年学校とを何らかの形で一つの「中等学校」として共通のものにしていこうという議論はまったく出なかった。むしろ青年学校教育を青年団が補うという関係のなかで両者の距離が開いていったという印象を強く受ける。「義務制」の実施が中等教育一元化とは逆の方向性をもつことがこの一連の議論を通じても明らかになったといえよう。

第三章 青年学校教育義務制の実施と改革提言の歴史的意義

はじめに

第一章では青年学校制度の創設、さらに義務化に至る経緯を実態や制度の変化や改革構想との関連で考察した。第二章では教育審議会での議論を検討した。第一章で述べたことから議論の前提として教育審議会は青年学校の義務化の具体的な中味を構想したのであるが、その構想の歴史的な意義を明らかにするためには、第一章で述べた前提状況をどれほど受けとめたかという観点と、構想が実際にどのように現実化していったのか（いかなかったのか）という観点からさらに考察を進めなければならない。

そこで本章では、まず第一節において、審議会の議論と並行して審議会の外で展開された議論を分析することによって、審議会の議論の特質を浮き彫りにするとともに、審議会が落とした論点をも拾い上げておきたい。

第二節では、帝国議会における青年学校義務制関連法案等の審議を検討する。議会の立場からの、つまり具体的な制度化の局面の議論をみながら、前節と同様に審議会の議論の特質や審議会の提言で考慮されなかった現実的な問題を明らかにしたい。

第三節では青年学校の義務制度の概要を確認する。

第四節では、義務制実施上の諸問題や実施後の動向を検証し、最後に第五節で教育審議会の改革提言の歴史的意義を検討することにした。

第一節 青年学校教育義務制実施をめぐる世論

青年学校義務制実施についての一九三八年一月から一九三九年一月にかけての新聞・雑誌の論評が文部省社会教育局編『昭和十四年三月 青年学校教育義務制に関する論説』に集められ、採録されている。全体が三篇に分けられ、第一篇に文部省による基本的な解説が六本、第二篇に文部省あるいは陸軍省の当局者による具体的な解説が一四本、そして第三篇に民間でのさまざまな論説が一〇一本収められている。採録の範囲はきわめて広く、とりわけこの第三篇に収録されている一〇一本の論説によって青年学校教育義務制についての世論の動向がほぼ把握できると考えられる。

そこで本節では、この一〇一本の論説の分析を通して当時の世論の動向をつかみ、教育審議会の議論がその世論の動向全体のなかでどのような位置にあったのかを考察することにした。なお、ほぼ共通に指摘されている教育内容や施設設備の充実、教員や経費の確保などの主張に関してはできるだけ省略し、それぞれの論説の特徴だけをおさえていくことにしたい。なお執筆者の肩書きが記されている場合にはそのままカッコ内に付記した。一部の著者については『人事興信録』第十二版（一九三九年刊行）によって経歴を補った（そのつど注記した）。

一 東京朝日新聞社説「軍事と教育との聯関」（一九三八年一月七日）

軍事との関係で兵役までの教育を義務化しなければならぬということになれば雇傭者側も就学を保證せざるを得なくなるとして、義務化の決定を積極的に支持する内容である。

二 東京日日新聞社説「教育の充実（青年学校と高等小学校の問題）」（一月十日）

高等小学校との関係の問題についてかなり懸念している。

三 東京朝日新聞社説「青年学校義務制の意義」(一月十四日)

教育審議会を設置したうえで青年学校の義務制を決定した以上、単に文政審議会の青年学校に関する答申の附帯決議を実行するというにとどまってはならない、つまり「大学をピラミッドの頂点として、その下積に各階等の学校を隷属せしむる明治以来の少数支配階級養成本位の教育制度を建て替へて、青年大衆教育を本流とする制度とすることを意味する。しかし教育審議会も此の大方針を前提として、その範囲内で教育の制度及び内容の刷新振興を計らなければならない」という学制改革論議の枠組みでこの義務制実施の決定を支持するとともに、教育審議会に対しても大きな期待を寄せている。

四 中外商業新報社説「青年学校の義務制」(一月十五日)

教育が「国防的或は国民主義的方向に改編」される必然性については認めざるを得ないが、教育制度はあらゆる角度から検討されなければならず、軍事教練という一つの必要性に「偏執」して改革すべきではない、としてかなり批判的である。そして具体的に、長期間の義務教育による国民生活への影響、就学保証、青年の心身の負担、経費等を考慮すべきだとして教育審議会や当局に十分な検討を求めている。商業の業界新聞だけに大きな負担を抱え込むことに対する警戒心がかなりあったものと思われる。

五 日本青年新聞社説「青年学校義務制の断行」(一月十五日)

義務制の措置について「絶賛」している。

六 県忍「青年学校に関する意見」(「青年学校時報」一月十五日、元大阪府知事)

青年学校教育を充実させて「健全なる中堅国民」を育成し、有事の際に役立つ軍事訓練を施し、職業教育を徹底させる「高等国民学校」としていくべきだとし、青年学校修了者に乙種幹部候補生の受験資格を付与することを求めている。後者は「中等教育」との溝を多少埋めることを意味する。

七 森数男「女子教育の問題」(「国民新聞」一月十五日)

「ベター・ハーフ」あるいは「男子の母」として女性の素養の向上を求めている。

八 東京朝日新聞社説「貴族院の教育論議」（二月二十九日）

教育審議会に対して「抽象的概括的」論議をやめて具体的問題の審議に入るべきだと求めている。またこの義務化案は平生文相の高等小学校義務化案を包摂しているとの解釈を示している。

九 早川三郎「宜しく高等小学校を併合して青年学校の充実を期すべし」（『青年学校時報』二月十五日）

高等小学校と青年学校とを別にしたまま両方を充実させることは困難であるから、高等小学校を青年学校に併合し、青年学校に昼間制や夜間制、定時制や全日制などの多様な課程を設けて内容を充実させていくことが望ましい、と主張している。早川は佐賀・三重・鹿児島県知事や警視総監を歴任した内務官僚である（『人事興信録』による）。

一〇 東京朝日新聞社説「青年学校義務制の準備」（二月二十三日）

これまでの『東京朝日新聞』の社説は義務制を積極的に支持する論調だったが、ここでは義務制実施についての政府の準備不足を批判している。そして職業科の充実、就学者を収容するだけの施設の用意、就学保証のための労働立法、商工業の中小企業に従事する者のための学校の確保について強調している。

一一 吉田熊次「双手を挙げて青年学校義務制に賛成す」（『青年と教育』二月号、東京帝国大学名誉教授・文学博士）

義務教育期間を八年に限定しなければならないという根拠ははっきりしない、兵役年齢まで義務化して「国民的教養」を持続することは望ましいなどと述べたうえで、「青年全般に国民的教養を均霑することなくして国家国運の興隆も発展も期待し得ぬ」、「東洋の盟主として率先して東洋永遠の和平を指導」するという「我が国運の新使命に対応せる処の指導精神を確立し」なければならない、と主張しており、義務制実施についてきわめて積極的である。

一二 小尾範治「青年学校の義務制化」(『青年と教育』二月号、日本放送協会教養部長)

小尾は一九三〇年代前半に社会教育局の青年教育課長を務め、青年学校創設に直接関与した人物である。しかしこの義務化の決定については批判的である。すなわち高等小学校に入学しない者を青年学校普通科に入学させるというのは当面の措置としてはよいが、いずれは高等小学校を義務化して普通科を廃止すべきであり、その際には高等小学校をさらに実際化する必要がある、もし高等小学校を廃止するとしても普通科を高等小学校と同等以上のものにするのが前提でなければならない、として高等小学校本体論を展開している。また本科五年は長過ぎて四年にすべきで、卒業後は青少年団において団体的訓練をするのがよいとも述べている。

一三 大島正徳「青年学校義務制に対する注文」(『青年と教育』二月号、帝国教育会理事)

高等小学校の義務化を強く求めた内容である。なお、大島は東京帝国大学教授、東京市教育局長、内外教育評論社主幹といった経歴をもっている(『人事興信録』による)。

一四 助川啓四郎「青年学校の義務制度確立に就て——農村的立場からの望み——」(『青年と教育』二月号、元農林参与官・代議士)

農村における経済的精神的な指導機関として青年学校の充実を求めている。

一五 大内経雄「青年学校義務制と社会問題」(『産業と教育』二月号、協定会参事)

戦時だからこそ青年学校教育義務制が決定されたという面が強く、むしろ必要なのは女子を含めての高等小学校の義務化、つまり尋常小学校を卒業したばかりの子どもを少しでも過重な労働から引き離して教育を受けさせることにある、また国防には狭義のものと広義のものがあって長期戦の場合には広義の国防、すなわち生産活動全般が重要になるから、青年学校における修身及公民科も教練も職業教育の観点から、あるいは職業生活を通して行われるべきである、といった主張である。産業界からの発言であるが、就学保証の措置を強く求めつつ、子どもの発達段階を含んだ論理を展開している点が注目される。

一六 大内愛七「青年学校義務制と産業界」(「産業と教育」二月号)

勤務時間を短縮して補習教育に充てることについて、将来にわたる影響を考えればかえって利益のあることで、また高等小学校まで通うことが親にとつても雇傭者にとつても有益だと主張している。大内は海軍の造船部門を務め少将に昇進したのち新潟鉄工所の取締役になっている(「人事興信録」による)。

一七 田代勝之助「青年学校義務制の実施に就て」(「帝国教育」二月号、東京市日本橋区第二青年学校長 全国聯合青年学校長会幹事長)

青年学校教育の当事者の発言である。当事者らしく細かい数字を挙げて説明をしている。また義務課程の最少時数の学級を設置する必要、あるいは工場・商店に働く子どもが全員同時に出席できないので時日を別にする学級を設置する必要などが論じられている。とくに注目されるのは高等小学校との関係についての説明である。平生文相の高等小学校義務化案でも就学できない者は青年学校普通科に就学させることになっていた。今回の青年学校義務制案は高等小学校義務化を含んだものだとしたうえで、「尋常小学校生徒と高等小学校生徒とは、生理的にも異なる処があるから高等小学校生徒は尋常小学校の生徒と切離して、同一年齢層にある青年学校生徒と同じ取扱にすることが合理的である」と述べ、高等小学校を青年学校普通科昼間部として七年間一貫教育を行うことを求めている。「生理的」な違い、つまり発達段階への考慮は注目される。青年期教育としての内容の構想が必ずしも明らかではなく、したがって教育改革同志会の学制改革構想との連関は認められないが、当事者の発言であるだけに重視しなければならない。

一八 全国大学教授聯盟通報論説「青年学校義務制と義務教育年限延長案に就て——隷属的教育制度を建直し青年の人的資源充実——」(二月一日)

七〇年後には日本が「全世界を統一し、日本の支配下に全世界をして真の王道楽土」を確立することも不可能ではないなどと論じているところから、かなり狂信的な団体のように思われる。高等小学校の義務化が先決

問題だということが趣旨である。なお、「大学教育をピラミッドの頂点として、その下積に各階級の学校を隸属せしむる様な明治以来の支配階級養成本位の教育制度を建て直し、青年大衆教育を本流とする制度を前提として、教育の制度刷新、振興を計る必要」がある」と述べている。表現が一月十四日の『東京朝日新聞』の社説（前掲「三二」）とほぼ同じであるが、学制改革論議の主張と発想を共有している面もあつたようである。

一九 河東田教美「青年学校の義務制」（『教育評論』二月号）

実際に就学が困難な状況を指摘している。

二〇 鳥崎晴吉「事変に鑑み青年学校をどうする」（『教育評論』二月号、東京市日本橋区第三青年学校長）
当事者として専任教員の不足や雇傭者の無理解の問題を指摘している。

二一 柳田元三「青年学校の義務制と国民の覚悟」（『訓練』二月号、元陸軍省徴募課長）
陸軍の元の直接の当事者による観念的で具体的な内容のない文章である。

二二 相沢熙「上諭を拝せる教育審議会の責任——特に二つの重要問題に就いて——」（『帝国教育』二月号）
相沢は帝国教育会に深いかかわりをもつ人物であり、したがって副題の「二つの重要問題」とは高等小学校の義務化と師範教育制度改革の問題である。ここでは高等小学校の義務化の必要がとくに強調されている。

二三 長野長広「青年学校義務制に対する所見」（『公民教育』二月号、代議士・元文部省社会教育官）
一九二九年に社会教育官の制度が発足したときに就任したという経歴もあつてか、高等小学校よりも青年学校の義務化を優先すべきだという主張を一貫してもち続けていたとある。そして教員養成や教育行政の問題がとり上げられている。一般の青年学校の上に「高等青年教育機関」を郡に一校程度設置すべきだという主張が特徴的である。

二四 反町栄一「青年学校の義務制」（『アカツキ』二月号）
義務化の措置を単純に、かつ一般的に賞賛しただけの文章である。

二五 鳥崎晴吉「義務制実施に伴ふ青年学校若干の問題」(『青年学校』二月号)

二つのことを主張している。一つは工場や商店などで働く者の就学保証の必要性についてであり、そこでは制裁にも言及されている。もう一つは教員確保の問題で、青年学校教育の特殊性から、中等(実業)教員有資格者に半年程度の講習を受けさせる形での養成が望ましいとしている。

二六 小泉春輔「国民総動員第二段階へ——青年学校義務制との関聯——」(『教育報国』二月号)

陸軍の立場からの文章で、「人間の最も墮落する時期として挙げられてゐる十七歳から二十四五歳の青年にみつちり健全な魂をぶち込まなければならぬ」といった観念論に終始している。

二七 村井忠男「青年学校義務制論」(『教育報国』二月号)

青年学校修業者と未修業者との差があることが青年学校の義務制の理由とされたが、高等小学校での就学の有無が視野に入れられていないことを問題にしている。つまり同じく青年学校で学んだとしても高等小学校を経ている者と経ていない者との大きな違いが当然あるはずだということである。そして徴兵検査の結果から具体的な数字を挙げて高等小学校教育の重要性を示している。ただし普通科廃止という強い主張はせず、普通科の充実を求めるにとどまっている。

二八 北村孫盛「青年学校案検討の前提」(『教育報国』二月号、日本技術教育協会)

自給的な経済体制の構築という大きな流れから必然的に「労働者の再編成によるその生産能率の向上の必要」が生まれ、具体的には熟練工養成が課題となるという状況把握を前提に、青年学校の役割の増大と高等小学校への期待の低下を予測している。「青年学校案は相当革新的なものであるだらうから、世間にうとい教育者に正しく理解されうるかどうか」と述べるなど、教育界を外側から批判的にみている。

二九 田島音次郎「青年学校教育義務制実施に伴ふ諸問題」(『新教育研究』二月号)

高等小学校よりも青年学校の義務化を支持する立場からの文章である。青年の心身の健康の維持、各科目の

内容の改善、農村から都会に出る者のための指導について具体的な提言をしている。

三〇 野口彰「時局と青年学校改革問題」(『新教育研究』二月号、東京市神田区錦華青年学校長)

都市青年学校の実情の描写は興味深い。つまり、入学率・出席率がきわめて低い、都市の青年学校は「農村子弟の教育出張所のやうな感がないでもない」、雇傭者の「犠牲的」な考えがなければ「小僧さん達を青年学校へ寄越してくれない」、「商店街などで、夕方から客足が繁くなるといふやうな所では、なかなか青年学校へは子弟を出してくれない」、出席しても「教練とか体操のやうな動作に訴へるもの以外の学科になると、居眠が始まるといふ有様」である、「生徒の身になつて見れば、主人の許からお許しを得て学校へ参り朋輩達と語合ふといふのは、彼等にとつては一種の慰安であら」といつた内容である。そしてこゝういふ状況の打開のためにも義務化が必要であると主張している。そして具体的に専用校舎の確保や職業教育の充実などの改善を要望している。

三一 東京朝日新聞社説「義務制法律化の必要」(三月一日)

青年学校義務化案を教育審議会に諮問せずに閣議決定した以上、近衛内閣の手で実施しなければこの案自体が消滅する(教育審議会には次以降の内閣にこのことを求める「義理」も「権能」もない)との予測を示している。また義務を負うのは雇傭者と地方公共団体であるから「単なる青年学校令では済まない」ので、義務を課する根拠を与へるべき法律を必要とする、しかもそれは労働法規よりも教育法規による方が「早途」であると主張している。文部省は教育審議会において社会立法(労働法規)において義務づける方針を表明することになるから、この点は違つて見解ということになる。

三二 伏見猛弥「青年学校義務制の出現」(『帝大新聞』三月七日、国民精神文化研究所員)

青年学校が「心身の鍛錬」を目的とする点において従来の学校とは性質の違つたものであるとまず指摘したうえで、さらに、一般の学校が将来の職業準備のために学習をするというスタイルをとつてきたのに対して、青

年学校が職業と学習を並行させる（「パラレル・システム」）点においても新しい形態であると述べ、さらにこの形態の教育が世界的にも広がりつつあることを紹介している。とくに自分の考えや主張を披瀝しているわけではない。

三三 畑山四男美「大都市に於いては絶大の努力を要す」（『青年学校時報』三月十五日、福岡市長・元東京市教育局長）

都市の状態に即した問題の指摘がなされている。すなわち、移動が頻繁なので生徒を把握し、必ず出席させることが困難であること、夜間のみでは教育の効果があまり期待できないこと、職種が多岐にわたるので公立学校では十分に対応できず私立青年学校に期待せざるを得ないこと、などが論じられている。

三四 暉峻義等「青年学校義務制実施について」（『青年と教育』三月号、医学博士・日本労働科学研究所長）

青年学校義務制を「日本青年にあがる凱歌」と表現するなど全般的に観念的な論調である。青年学校卒業者に上級学校への入学資格を与えることを求めた提言は注目されるが、これもまた観念的な主張であつて具体的な内容を伴っていない。

三五 城戸幡太郎「青年教育の組織化——特に青年学校の制度について——」（『青年と教育』三月号、法政大学教授）

青年の職業生活に青年学校の教育を調和させることを主眼とした主張を展開した文章である。高等小学校と青年学校普通科の統合も求めている。

三六 望月軍四郎「青年学校義務制に対する希望」（『青年と教育』三月号、錦華紡織株式会社取締役会長）

「産業界」の「実状」からみても高等小学校の義務化が求められると強調したうえで、経費、教員、青年の負担、就職について要望を述べている。就職の問題とは、義務化したことよつて義務年齢の者の就職がしにくくならないようにしてほしいとの内容である。

三七 小林一三「青年学校義務制に就て」(「青年と教育」三月号、東京電灯株式会社々々)

日本の場合には「家庭工業」(家族労働による零細な工業経営)を重視して振興しなければならないという前提のうえで、職業教育や技術教育の徹底を求めている。

三八 中井勅作「青年学校義務制に就て」(「青年と教育」三月号、日本製鉄株式会社取締役社長)

熟練工不足の解決や「労働者の資質の飛躍的向上」にとつて義務化が有益であるとの一般的期待を表明した内容である。

三九 三好重夫「青年学校教育の義務制と地方財政」(「教育」三月号)

地方財政における完成年度の経常経費負担を一千五百万円ないし二千万円、その間の臨時的な経費の負担を年七、八百万円と予測し、委任事務でありしかも義務であるからその費用の一部は国庫が負担すべきであるとしている。三好は内務官僚である(「人事興信録」による)。

四〇 宮島清「青年学校義務制とその経営主体」(「教育」三月号)

いろいろな問題が批判的に取り上げられている。義務制実施の理由がはつきりしない、在営年限の短縮の特典を廃止するということは青年学校教育の効果がなかつたからではないのか、義務教育の延長はあらゆる角度から慎重に検討されなければならない、「象牙の塔に住む教育界」の手に負えるのはわずかに学校教育だけであつて社会教育にあつては「経営主体」を含めた「教育の革新」が求められている、青年学校の生徒はまさに職業生活に入っている者であるから青年学校の経営主体は職業組合でなければならない、などと現状を批判したうえで、産業者あるいは同業組合に対して教育的任務の重大さを自覚するよう求め、さらにはあらゆる職能が均等に組織的に育成されるという「計画的社會教育」の理想を説いている。

四一 赤坂静也「義務制青年学校の修業年限の問題」(「教育」三月号)

「徴兵適齡十八歳説」の主張者とのことである。徒弟期間を短縮し、その間に教育を完成させるといふこと

が主張のポイントであり、したがって義務制青年学校についても年限短縮を求めている。そしてそれだけでなく「中等教育」を含めた学校制度全体も適齢の引き下げに応じて改革することを提唱している。

四二 松原一彦「青年学校義務制度の完成を望む」(『教育評論』三月号)

義務化の決定を支持しつつ、普通科を昼間制にすること、専任教員の設置、公民教育の充実、経費の確保などを求めている。

四三 梅根悟「義務青年学校に就て」(『教育学研究』三・四月号)

長文の論文である。趣旨は、青年学校は前身の実業補習学校とは原理的に異なる存在であり、したがって「フル・タイム」の中等学校と並列する、あるいはそこに進み得ない者のみのための簡易の実業学校ではないというものである。

まず青年学校と中等学校の関係を論じている。高等教育機関を含めて中等学校はできるだけ年限を短縮しようとする傾向があるが、青年学校はむしろできるだけ長期にわたるように考慮されている。換言すれば「年齢制」であって「課程制」であるべきではない。また青年学校が「学校」であり、あるいは「簡易中等学校」であるならば中等学校卒業者は卒業後に青年学校に就学する必要はないが、青年学校教育の目標を「国民的訓育」「人間教育」「人間観の教育」におくのであれば就学しなければならない。次に高等小学校について、梅根は「三年制総合中学校」を理想としつつ、また諸外国の動向を紹介しながら、当面の目標として単置制の高等小学校を普及奨励することを求めている。そして中等学校、「三年制総合中学校」あるいは尋常小学校といったさまざまな学習歴の子どもが集まり、また狭い一つの地域でも多種の職業従事者が混在しているという状況において、新しい青年学校の存在の仕方として梅根は、修身及公民科を必修として残しつつ、「国防論」「近代外交史」「近代植民史」「国民経済学」「思想問題」「古典講演」といった「特殊講義」を配置して自由に選択させるといった形態を提唱している。「局部的でなく全体的、共通的な内容であるところに大いなる特色を持つ」

と説明されている。教師に関しては青年学校が社会教育機関であることを強調しながら「社会の全階層、全職業部門に求め」るとしている。

梅根の青年学校構想は「三年制総合中学校」の構想を含んで、しかも現実の青年学校とはかなり異質のものを描いている。どちらかといえば長期的な見通しのないし方向性を示したものであつて、他の多くの論説と同列に並べて比較することには無理があるが、それにしてもかなり個性的である。

四四 小尾範治「青年教育の義務制化」(『社会教育』三月号)

『青年と教育』二月号(前掲「一二」)の論調とまったく同じである。すなわち高等小学校の義務化を本体とすべきであり、また本科の修業年限は四年にする方が適当だといふ内容である。

四五 正田 隆「青年学校の義務制とその教員養成」(『師範教育』三月号、滋賀県師範学校長・滋賀県立青年学校教員養成所長事務取扱)

多くの青年学校が小学校に併設されている現実をほぼ肯定しつつ、普通学科等の教員養成は師範学校に併設される青年学校教員養成所によつて行われるべきだと述べている。

四六 労働通報論説「青年学校義務制案の影響と見習工の組合離脱問題——青年学校義務制の実施はどんな影響を産業界に与へるか——」(五百二十九号)

「見習工の組合離脱問題」とは二月上旬に社会教育局が各地方長官に対し、青年学校生徒を労働組合等の社会運動に参加させないようにとの趣旨の通牒を発したことを指す。ここでは大阪市の発動機製造株式会社において労働組合が組合運動の禁圧措置だとして反発したという動きが紹介されている。青年学校の生徒はまず第一に会社の従業員であり、従業員である以上は労働組合への加入資格をもつ。青年学校の生徒という身分は会社の従業員であるという前提のうえでのものであり、しかも青年学校は社会教育機関という建前もあつたわけであるから、青年学校の「生徒」という身分をもち出して社会運動への参加禁止を求めたのは、やや強引な論

理の使い分けといえよう。

なお、いくつかの企業内の私立青年学校に対して、①青年学校の義務制をどう考えるか、②義務化は青年学校経営に支障をもたらすことはないか、③「見習工の組合離脱問題」をどう考えるか、というアンケート調査を行った結果が収録されている。とくに①と②の問いに対する回答は興味深い資料なので要点を紹介する。

住友金属工業伸銅所 一九三六年に私立住友篤信青年学校を設立、本科四年・研究科二年で本科卒業と同時に常備工員に採用。生徒数二七〇人。①義務制は当然であるが中小の工場はたいへんで、公立へ委託したのでは職業教育が不十分だから共同で学校を設置するのがよい。②これまで自由に経営してきたが義務化に伴って画一的に縛られるのでは私立青年学校の建前が完全に損なわれることになる。

発動機製造株式会社 一九三五年に青年学校を設立。同時に見習工制度を設け、見習工をすべて青年学校に収容。本科四年卒業と同時に本工に採用。在籍者一二七人。①義務化には賛成だが中小の工場は困らず。公立に委託すれば職業教育に不便を感じる。②とくに支障はない。

協和紡績天満工場 協和立誠女子青年学校は一九三六年十月の設立。普通科二年・本科二年・研究科一年。生徒は各科を通じて約七〇人。寄宿女工の二割二分に相当。①女子の義務化も早急に実現してもらいたい。②とくに修養施設をもっていないので、義務化になれば青年学校を思い切って拡充したい。支障はなくむしろ大いに歓迎する。

東洋紡績株式会社 男子は三軒家・淵崎・川之石・四日市・大曾根・敦賀・堅田・岩国・守口の九工場に、女子は天満以外の全国三六工場に青年学校を設置している（天満工場は公立委託）。男子の場合は本科四年または五年で普通科と研究科は設置していないところもある。女子は普通科二年・本科二年・研究科一年が原則。生徒数は男子二、六〇〇人、女子二六、三四〇人である。①男子の義務制は当然であるが女子の場合は義務にしなければならないという理由はない。②該当年齢者を調べて必要があれば設

置するが、せいぜい二つの工場に男子青年学校を設置するだけで済む見込みである。

四七 労働通報論説「青年学校義務制実施の根拠とその労働問題への影響——社会的・軍事的効果はあるが労資の利害対立をどうするか——」（五二〇号）

就業時間内に就学するにしても就業時間外で就学するにしても労働者にとって不利益であるとし、就業時間内に賃金を保証されたうえで就学できるような体制が望ましいとしている。

四八 東京朝日新聞社説「審議会と青年校義務制」（四月七日）

教育審議会が再開される時点での論説である。審議の進め方について「高等小学校と青年学校普通科の関係ばかりではない。青年学校本科の教育が中等教育であり、実業教育である以上は、かの短期簡易の実業教育を施しつゝ、ある乙種実業や各種学校のみならず、一般の実業学校や中等学校への影響を考へなければならず、青年学校の教育精神と教育方法が、従来の学校教育を革新し改善すべき要素をもつてゐるからには、これを義務制化する方針は、当然にこの点へ挺〔「挺」の誤りか―引用者注〕を入れて全教育制度を動かすものでなければならぬ」と論じているあたりは学制改革論の傾向と一致する。

四九 鈴木孝雄「青年学校に要求す」（『青年学校時報』四月十五日、陸軍大将・帝国少年団協合理事長）

鈴木は靖国神社宮司でもあり成城中学校の理事をも務めている（『人事興信録』による）。まず、壮丁学力調査によれば、青年訓練所が設置されて以降も学力に関しては尋常小学校四年程度にとどまっているという事実を挙げ、つまり知的な学習と訓練とを分けて考え、高等小学校を義務化しなかつたことによつて学力が低下することを懸念している。また会社工場等に対して青年学校の設置義務を課することを求めている。そしてさらに、「従来でも教科課程が単調無味でありすぎる事や訓練の生硬劃一等の事が原因で、青年学校が真に青年にとつて——つまり青年の側から云つて必要欠くべからざるものであり、何を擱いても出席したいといふ欲求を起させるやうなものにはなり切つて居なかつた」というように実際の状況を反省し、「それが更に二年延長せられ

たのであるからこの儘ではどうしてもいけない。学科も訓練も十分に青年の日常の生活といふものを基調にして考究され編成されねばならない」と提言している。軍人の文章にしては冷静であり客観的である。教育関係者でもここまで冷静に状況を判断できた者はそれほど多くないと思われる。

五〇 関口泰「青年学校義務制に就て」(『自治制発布五十周年記念論文集』、四月十七日、東京朝日新聞論説委員)

長い論文である。細かい数字を挙げながらさまざまな問題点が指摘され、同時に提言がなされている。独立校舎や専任教員の確保、都市青年学校の振興、就学保証のための労働立法、普通科のフルタイム化、中等学校の校舎や教員の利用などである。中等学校の利用は一つの新しい提案である。

五一 東京朝日新聞社説「青年学校普通科の問題」(四月二十九日)

高等小学校卒業者と青年学校普通科修了者とがいっしょに青年学校本科で学ぶことの困難を挙げて両者を統合することが必要だと指摘している。

五二 全国聯合青年学校長会「青年学校義務制実施に伴ふ具体案」(『青年と教育』四月号)

全国各地の青年学校長や府県・市の関係者による「青年学校研究会」で作成したという案である。一五の項目にわたっているが、注目されるのは、大都市の学校の本科の修業年限は四年が適当であるとしていること、一九三九年度に本科一年までを義務化すべきこと、青年学校の施設のための起債をしやすくすること、職業別に学級を編成すべきこと、普通科の標準時数を年間三二五時間(週に九時間)とすること、「相当の教授及訓練時数を課する」青年学校の修了・卒業者に対して上級学校への入学資格を付与すること、技能検定制度を設けること、師範教育令を改正して師範学校を小学校と青年学校の教員養成を目的とする所とすること、職業科の教員養成のために独立養成機関を設置すること、修身及公民科の教科書は国定とすること、中等学校四年修了者は青年学校への就学義務を免除すること、などである。また「高等小学校及青年学校の義務制は矛盾せざ

るやう解決すること」とあつて積極的な提言にはなっていない。

大都市の本科を四年にすべきだという提言は実態を前提としたものらしく、東京・京都・名古屋・神戸・福岡・函館等が四年、大阪が五年、横浜が五年で一部四年だと書いてある。「四六」の『労働通報』の記事に紹介されている企業内の男子青年学校の本科はいずれも四年制であり、その年限は見習期間と対応していたから、四年制という主張にはそれなりの明確な根拠があつたものと推測される。普通学科の教員養成を師範学校の系統に委ねるといふ提言も一つの積極的な判断に基づくものといえる。つまり基本的に初等教員による教育を志向するものであつて、青年学校を青年期にふさわしい教育機関に変えていこうとする立場とは一線を画したことになるのである。

五三 関口泰「青年学校義務制に伴ふ経費に就て」(『教育』四月号)

経費について細かい数字を列挙しつつの指摘である。校舎について年齢段階からいえば七年制高校と同じであり、しかも社会人である青年学校生徒を「小学生の低い腰掛と小さな机で教へることは拷問的教育とも」いえると厳しく批判し、独立校舎を確保するかせめて中等学校に併設すべきだと主張している。教員については俸給を実業学校教員並みに引き上げ、さらに一校に二人置くべきだとしている。そして総じて前掲の三好重夫(一九二九)の推計は低過ぎると論じ、少なくとも完成後の経常費は七千四百万円を要すると見込んでいる。

五四 綿貫哲雄「現時局と青年教育」(『放送』四月号、文学博士・東京文理科大学教授)

カリキュラムや教育内容の観点から青年学校教育の意義を一般的抽象的に論じた文章である。

五五 海後勝雄「青年学校・高等小学校問題と教育内容」(『教育報国』四月号)

青年学校の義務化を時局的なものでなく今後の教育の基本的な方向性を示したものと評価しつつ、青年学校と高等小学校との関係の問題に即して、教育内容論を展開している。海後は制度については青年学校と高等小学校の併存を想定し、むしろ内容問題に重点を置いている。すなわち内容に関しては、公民教育、職業教育お

よび軍事訓練の相互連関を重視すべきだということが強調されている。

五六 鳥崎晴吉「都市青年学校の諸問題」(『帝国教育』四月号)

青年学校の中心に職業教育を置くという立場から具体的な提言をしている。まず学校組織について、できるだけ中等学校に併設する、大都市においては職業別学校を設置する、一日のうちにくつかの時間帯で授業を受けられるようにする、工場や商店に実習を委託する、そして現行の学校組織を維持しなければならないとすれば学年制ではなくて職業別の学級編成にするのがよいと述べている。また教員確保の問題については、青年学校教員養成所が農村の青年学校の教員養成に対応しており、都市の青年学校教員を養成することを目的とした機関が存在しないことを問題だとしている。

五七 鈴木静穂「青年学校今後の諸問題」(『帝国教育』四月号、東京府立農芸学校長)

さまざまな角度から問題点を指摘している。高等小学校の存立、中等学校半途退学者の扱い、女子の義務化、とくに都市における就学の徹底、市町村支弁とするか府県支弁とするか、組合組織による学校設置、都市における科目別の学校設置、時間を別にする学級の設置、卒業資格、商工業の教員養成、教員の優遇などについて論じられている。

五八 片桐佐太郎「男子青年学校義務制度の前途」(『帝国教育』四月号)

青年学校への就学率の向上、専任教員の充実、経費の増額および高等小学校の義務化の促進について論じられている。

五九 島村一郎「青年学校教育の義務制に就て」(『産業と教育』四月号)

電機製作工場の経営者の立場から工場内の教育システムを紹介している。大学・専門学校・実業学校出身者に一年間の幹部教育、高等小学校卒業者に徒弟養成所での職工養成(青年学校本科第一部)、一般青年工に青年学校本科第二部で教育、新入者全員に「新入工人教育」、熟練工に「適材教育」や外部に派遣しての「成人

教育」、指導者に「職長教育」を施しているとのことである。そして一般職工に対する教育においては、別の地域の青年学校で農業や商業を学んできた者も含まれるので進度をそろえるのに苦労しており、義務制になればさらに煩雑になるという指摘が興味深い。またすでに実績を積んでいることもあつて青年学校義務制に関しては積極的である。

六〇 関口泰「青年学校義務制の波紋」(「理想」四月号)

とくに都市の場合には現状をそのまま義務化するわけにはいかない、青年学校普通科と高等小学校を出た者を青年学校本科でいっしょに教育することは困難である、青年学校普通科を義務化としてもその内容は高等小学校とほぼ同じものでなければならぬ、年限の短い中等学校や各種学校は卒業しても義務が免れず、またそれゆえに青年学校は多様な学習歴の者を抱えることになる、青年学校卒業者が専門学校や大学に進学してくるかもしれないのでそれらの教育も変化することになる、規律のない青年団と結合した場合にたとえば労働組合運動に展開するかもしれない、といった指摘をしている。

六一 青年学校時報論説「青年学校教員養成の急務」(五月十五日)

表題の通りの内容である。

六二 平木弘「先づ教員の養成から」(「青年学校時報」五月十五日、内閣恩給局長・元統計局長)

教員養成の問題も論じられているが、さらに、日本の学校教育が学問と教育を混同したところに問題の根本があるという指摘がなされ、教育制度全般の改革が必要だという主張になつてゐる。

六三 須田春子「女子青年学校義務制を主張す」(「青年学校時報」五月十五日)

女子青年学校を義務化して「日本婦人」あるいは「国民の母」を積極的に育成すべきだという論旨であるが、女子の青年学校の未設置町村が一、四〇〇余もあるという指摘がなされているなかで、「古から地方には部落毎に裁縫のひどく達者なお師匠様が必らずある。女子青年学校の若い先生等その腕に遠く及ぶべくもないのが

常である。村の娘達にとつては学校制度の窮屈さに反して、師匠様通ひは時間上にも、亦服装の上にも自由であるばかりでなく、あはよく嫁入りの世話もして貰へるといふ有難く且つ便利なものでさへある」とその理由が説明されているあたりは興味深い。

六四 鈴木静穂「青年学校の義務制と修身及公民科」(『公民教育』五月号)

全般に非常に抽象的な論調である。

六五 鈴木舜一「児童労働と青年学校義務制の実施——尋常小学校卒業生の労働状態調査報告——」(『教育』五月号)

まず、東京市少年少女職業紹介所に申し込まれた雇傭口二、九四〇件を資料とした一九三六年の「少年労働時間調査」の結果が報告されている。それによれば十八歳以下の子どもの労働時間は五時間半から二〇時間で平均一時間半、一日一五時間以上勤務は全体の一三% (小売員や飲食店の従業員が大部分)、八時間以下勤務は一〇%未満 (給仕が多い)、終業時刻は給仕が六時、工場従業者が十時、商店が十一時、したがって午後五時半に授業が始まる青年学校に間に合う職場はわずか二・五%、六時始業でも二六・八%しかない、ということである。また夜間中等学校の生徒の勤労実態の結果も報告されているが、これはあまり参考にならないと思われる。給仕が半数以上という夜間中等学校の生徒と青年学校の生徒はかなり状況が異なっていると考えられるからである。

そして三七年に実施の「少年労働事情調査」の経過が細かく紹介されている。東京市立尋常小学校の卒業者のうち就職する見込みの子ども一人ずつに關して「調査票」を作成し、その児童の家庭を訪問して聞き取りし、さらに雇傭者を訪問して質問するという形式であるが、この調査はあまりうまくいかなかったという。困難の原因は家庭に両親が不在だったり転居してしまう例が多く、また勤務先を訪ねても転職してしまう例が多いためであった。この調査の結果は省略されているが、尋常小学校を出てすぐに就労する子どもの家庭や勤務状況

の実態の一端が明らかになっている。

六六 東京日日新聞社説「青年学校義務制案——考慮すべき方面——」（六月十日）

文部省が「青年学校教育義務制実施案要綱」を公表したことを受けての報道（論説）である。就学時間の保証、教員の確保や高等小学校の義務化との関連について指摘されている。

六七 城戸幡太郎「青年学校教育義務制実施と青少年保護立法」（『青年と教育』六月号）

十九歳まで義務化された以上は「国民教育の完成」を目的とした「義務教育年限延長」（高等小学校の義務化）論はもはや意味を失った、経済力ではなく「能力」に応じて職分を定めるシステムにすべきである、親子どもに教育を受けさせられるだけの生活条件を国家が保証すべきである、十四歳以下の子どもがいる家庭に對しては扶助を行うことよつて子どもへの就学を保証し、小学校令中の貧困による就学猶予の規定は撤廃し、また高等小学校と青年学校普通科の区別を撤廃しなければならない、十四歳以上の青年に對しては保護立法を急ぐべきである、という主張である。また城戸の論理の前提には十二歳から十四歳までの教育は初等教育の終結ではなく中等教育の開始であるとの考えがある。

六八 関口泰「教育革新と青年学校義務制」（『日本評論』六月号）

まず従来の内閣の学制改革の取り組みに言及したうえで青年学校教育義務制の意義と必要性について、「歩兵の装備の複雑化」や「軍隊の機械化」に局限するべきではなく、日中戦争が「国民総動員戦争」であり国家総動員法の「基礎工作たる青年学校教育義務制を必要とする」と説明する方が遙に適切なのである」と述べている。そして労働少年や貧窮家庭の保護立法の必要を説いたのち、中学校や高等学校が「大学を頂点とするピラミッドの下積みとし、完成教育を不可能にし、上級学校の準備教育化」され、その弊害が学校教育全体に及んでいるという現状を青年学校義務制によつて根本から改革すべきことを力説し、逆に青年学校を「学校教育」して「学校規則的な融通のきかない形式化された、教育行政の便宜から教員も生徒も機械の一部にしてし

まふ教育にしてしまつてはいけない」と警告している。

六九 関口泰「東京市に於ける青年学校義務制実施の影響」(『都市問題』六月号)

新たに青年学校に就学しなければならなくなる者の数は一九〇万人で、その半数は農村、半数は都市であるが、都市にとつて九五万人という数字は現在(一九三六年の統計)の市立青年学校生徒数二七万人の三倍半にも相当する、東京市の青年学校の生徒数は専修科を合せても三三二、七〇〇人余であるが義務化によつて新たに三三二、四〇〇人近くを入学させなければならない、つまり東京市においてはまったく新たに青年学校設置計画を立てなければ対応できない、東京府全体でも農業人口はごく一部にすぎないのに東京府の青年学校教員養成所は農林学校に併設されていて農業科の教員を養成している、東京府全体で女子の家事使用人の数が一九二〇年の三〇、五六四人から三〇年の一四七、五六四人に急増しているので、女子青年学校を考える場合にはこの数字を相当に考慮しなければならない、東京市には他府県・地域から流入してきた青年が多く居住しているので、出身小学校に併設されている青年学校にそのまま就学する農村地域と違って、近隣の小学校といえども親しみをもっているわけではなく、しかも小学校の年齢段階よりもその上の年齢段階の方が人口がはるかに多くなつていて小学校の校舎だけでは収容しきれないという問題もある、農業地域とちがつて商工業の場合には「農閑期」に相当する時間がなく、夜間ならば皆都合がよいというわけでもなく、通学距離や交通手段の問題もあり、あるいは職業科目の種類の問題もある、都市には中等学校が多数設置されており、また同じ年齢段階の生徒でもあるので中等学校に併設することを考えるべきである、中等学校教員が青年学校の教育を担うことによつて中等学校の教育の改善も期待できる、旧市内の中等学校は施設を青年学校に明け渡して新市域に移転してもよい、実業学校でさえ実業科の教員が確保できないのに小学校教員よりも低い待遇で職業科の教員が確保できるはずがない、公民科は青年学校教育の中心でなければならぬので独立した公民科教員養成所を設置するべきである、現在の青年学校教員養成所の定員は二学年でわずか三〇名であるから教員養成はその二〇倍

の規模に拡大しなければならない、映画・ラジオ・新聞・雑誌等の「通信教授的方法」を採用したり図書館や博物館を利用したり共同の実習実験施設を作ったりすべきである、といった多岐にわたる具体的な批判や提言がなされている。

七〇 鳥崎晴吉「青年学校普通科の義務制をめぐって」(『青年学校時報』七月十五日)

高等小学校本体論への批判である。青年学校普通科には独自の存在意味があるから高等小学校と併存すべきであるという趣旨であるが、青年学校普通科の存在意味の意味が説明されていない。

七一 阿部静枝「女子青年学校を中堅とせよ」(『青年学校時報』七月十五日、国際女子学院院长)

女子の青年学校の義務制を望むという趣旨であるがあまり具体性はない。「青年学校を義務制とすれば、国家によつて教育をされ、国家によつて知能の管理をされる事を知つて、利己的思想から救はれるであらう」といった論調である。最後のところに教員の確保や就学時間についての要望が記されている。

七二 入沢宗寿「青年学校義務制に就て」(『青年と教育』七月号、東京帝国大学教授・文学博士)

青年学校に限定せず、細分化された職業教育が「人間教育」「人格教育」にならなければならないとし、逆にまた一般的な学科学・教科が「生活」からのものであり同時に「生活」のためのものであるところから「職業科化」されるべきであると論じ、このような観点から青年学校の教育内容を充実させていくべきだと主張している。

七三 田代勝之助「青年学校と高等小学校」(『青年と教育』七月号)

きわめて積極的な青年学校改革案である。まず高等小学校を青年学校に吸収してこれを「青年学校本科」とする、普通科は「別科」として当分存置する、そして本科二年の上を高等科三年・研究科二年に区切るというものである。男子の就学義務は研究科まで、女子は本科までとされている。高等小学校を青年学校本科としたのは名称変更以上の意味がある。すなわち「十二歳以上の者は、生理的にも心理的にも既に青年期に入るので

あるから、其の取扱は尋常小学校の児童と混同することを避け、青年学校生徒として取扱ふべきものである。」「従来の高等小学校は、尋常小学校卒業者に対する完成教育であつたけれども、青年学校が義務制となる今後に於ては、高等小学校は完成教育でなく、青年学校に連絡して青年教育の完成を期すべきである」という論拠が示されている。

田代はすでに『帝国教育』二月号掲載の文章（「二七」）のなかで同じような趣旨の主張を展開していたが、ここではさらに一歩ふみ込んだ具体的な提案になっている。

七四 竹内三郎「青年学校の義務制と徒弟制度の改善」（『青年と教育』七・八月号、東京府職業課員）

一九二九年から毎年行われている厚生省臨時軍事援護部「小学校卒業児童就職に関する資料」（統計そのものは厚生省設置前の一九二九年から継続）の細かい数字によつて就労している子どもの状況が説明されている。それによれば、尋常科卒業・高等科中退で就労している者の数が減少する一方で高等科卒業後に就労している者の数は急増している、その内訳をみると家事労働に従事する者が減少する一方で会社等に雇われる者が増加している、つまり農村から都市に流出する者が増えている、東京では私立青年学校の設置が広がっているがそれは大規模な工場や商店に限られ、中小規模のところでは未設置のままである、徒弟雇備制度（「住込み」の形態）をとるところが多いが、欧米工業国では「相当厳格なる規格」が定められているのに対して日本の場合は「寒心に堪へぬ」状態で、通勤者に比べて住込み者の労働時間が長い、つまり徒弟雇備制度が結果として労働強化という形に現れていて、夜間において青年学校で学ぶことはほとんど不可能な状態にある、といった趣旨である。数字を並べての説明であるだけに説得的である。

七五 教育改革同志会調査部「青年学校義務制案要綱」（『教育』七月号）

一九三七年に「教育制度改革案」を前提に青年学校の義務化に対応して立案したもので、「青年学校義務制研究会」を組織して「数十回」にわたつて検討したという。「研究員」として氏名が列挙されているのは阿部

重孝・飯田晃三・大塚惟精・大島正徳・木村正義・城戸幡太郎・児玉九十・後藤文夫・後藤隆之助・下村宏・鈴木達治・鈴木徳一・関口泰・暉峻義等・留岡清男・西村房太郎・細谷俊夫・宮島清・宗像誠也である。

まず青年学校を「国民大衆の中等教育機関にして、初等教育を終へたるものに対し一般陶冶を施すと共に一、国家、社会及び家庭の一員として必要な理解と訓練 二、国家社会に文化的寄与を為すべき職業人たるに必要な知識と技能 を与へる所」と規定している。そして青年学校前期（二年）と後期（男子五年・女子三年）が義務となつている。前期の教育は「原則として公立の学校に於ける全日制の教育」で、「学科目」は「普通科」「公民科」「職業科」「健康科」、毎週の時数は三〇時間とされている。一方後期の教育は公立または私立の学校における「分時制」の教育（原則として就業時間内に限る）で、「学科目」は前期の四つと「教練」、年間の配当は四二〇時間が望ましい「標準」となつている（最低でも二八〇時間）。青年学校から中等学校への転学が認められているほか、青年学校教員養成所が中等学校教員養成機関と同一程度の学校で、青年学校教員は中等学校の教員と同等の待遇を受けることとされている。

基本的な考え方は一九三七年の改革案と同じであるが、政府の義務化案が現状をそのまま義務にするだけのものだった点に対してはとくに意識して、カリキュラムや教員の充実についてふみ込んだ提言をしている。

七六 城戸幡太郎「青年学校教育義務制実施案要綱について」〔教育〕七月号

文部省の「義務制実施案要綱」にコメントを加えたものである。中等学校卒・半途退学者の編入が「学力」だけを問題にしすぎていて「健康教育」の立場から考えてはしなかった、「貧困ノ為就学困難ナル生徒ノ就学ヲ奨励スル為施設ヲ講ズルコト」では物足りない、最も不満なのは「教授及訓練科目並ニ時数ハ現行通りトスルコト」という点でこれでは「青年学校の将来を考へてゐないものやうに思はれる」、現状維持の建前からいっても普通科は二八〇時間以上でなければならぬ、「こんな現状のまゝで青年学校の義務制が実施されるならばそれより先に高等小学校の義務制が実施された方が国民教育のためには遙に幸せである。吾々が高等小学

校の廃止を主張するのは現状のまゝ、の青年学校を認めないといふ立場を了解して貰はねばならぬ」、といった内容である。

とくに最後のコメントは重要である。城戸は教育研究会・改革同志会に深くかかわりをもってきた人物であり（「中等教育改革」参照）、前掲の「青年学校義務制案要綱」の「研究員」の一人でもある。

七七 栗原美能留「青年団と青年学校義務制概論」（「青年教育時報」七月号）

青年団における青年団士の「協同練磨」と青年学校における「実践鍛錬」とを協調あるいは協同させるべきだという趣旨の、やや観念的抽象的な文章である。

七八 暉峻義等「勤労青年とその仕事場との国家的任務について——青年学校義務制の確立に際して——」（「青年教育時報」七月号）

全般的に観念的で抽象的な文章である。

七九 城戸幡太郎「産業政策より観たる青年団と青年学校教育」（「青年教育時報」七月号、法政大学教授）

職業教育ないし産業教育は同時に「国防技術の基礎」「国防教育」になるとして青年学校を重視すべきだと述べたあと、青年団は青年学校の教育機関であり青年学校の校外教育の任務を果すべきであると主張している。

八〇 青木誠四郎「青年学校義務制と青年団関係」（「青年教育時報」七月号、東京農業教育専門学校教授）

青木の発達段階区分によれば青年学校の段階は「青年前期」に相当し「青年後期」が含まれないこと、青年学校の教育内容では青年の日常生活の指導はできない、授業の時数も日数も少ない、といったことから青年団の活動によって青年学校の教育の目的が達せられると論じている。

八一 広浜嘉雄「青年学校義務制の我国教育に及ぼす影響」（「青年教育時報」七月号、東北帝国大学教授）

論点は多岐にわたるがきわめて重要な指摘がなされている。青年学校が小学校に併設されていることについて、視学委員としての経験から、「小学校教育といふ学校教育を教育の全部と考へてゐるやうな小学校教員に、

引続き教育を受けることは、退屈以外の何物でもない」、「教授及訓練上最もいけないと思はれることは、小学校児童に施すのと同じ様式を固執してゐることである」、「青年にとつては大人として遇せられる方が、子供扱にせられるよりは、遙かに氣持がよいのである」と指摘しつつ、「たとひ高等小学校の教室を使用するとしても、小学校児童の机腰掛によらしめて、大人に近い青年学校生徒に授業することは、身体に窮屈な思ひをさせるのみならず、教室全体の空氣の幼稚さに反情を催させることにもな」ると述べて専用教室が「絶対に必要」だと強調している。

次に就学義務に関する法的措置について、「義務教育につき負ふところの保護者の義務は、親権内容たる教育義務そのものではないから、雇傭主は保護者の有する親権を代行するものとの解釈をとることは出来ないであらう。随つて、保護者に課する子弟を学校に就学せしむべき義務は、子弟の就学により保護者そのものの幸福をも増進するものと見ることによつて、憲法第九条の勅令にて規定することを得るも、雇傭主に課する義務はさういふ訳には行かぬから、法律を以て規定されねばならぬこととなるであらう。それを単行法とするか、或は、工場法、鉱業法、商店法等において、それぞれ適当な規定を置くかは、立法技術に関することである」と述べられている。青年学校教育の義務制の法的根柢を勅令にするか法律にするかは一つの論点になつていくが、直接の親子関係にない雇傭者と被雇傭者との間に権利義務関係を設定するのであれば法律で規定するしかない（憲法第九条にある「幸福」の「増進」は雇傭者に適用できない）という、きわめてわかりやすい論理を展開している。教育審議会における、とりわけ下村寿一の稚拙な法律論とは質を異にする議論である。

高等小学校と青年学校普通科との関係について、広浜は、現在でも義務でない高等小学校に多くの子どもが就学しているのに「わざわざ程度の低い」青年学校普通科に転ずるとは考えられない、むしろ義務になつたらこそ高等小学校に進む者が増えるはずだとして高等小学校の衰退を懸念する議論を批判し、さらに、基礎教育を行う小学校を五年制にして、その上に五年制中等学校と三年制「国民学校」を乗せ、青年学校（五年制）

はその国民学校の上に接続させるべきだとの持論を展開している。二年ではまとまった教育ができないということが「国民学校」創設の理由である。

そして最後に、青年学校は「最も尖端的な存在であり、随つてまた最も将来性のある学校である」とし、社会教育あるいは「職業における教育」の重要性を強調して文章を結んでいる。

八二 大内経雄「工業地域青年団と青年学校義務制」(『青年教育時報』七月号)

都市の勤労青年が増加していること、その青年たちのための健全な娯楽施設が不足していること、そしてかつての徒弟制度であれば親方が徒弟に道徳的な指導も行っていたが現在ではそういった教育機能が期待できなくなっていることを指摘したうえで、青年団に対し「都市青年の宿」あるいは「徒弟の家」を設置経営することと「職業競技会」を開催することを提言し、最後に青年学校と青年団とが調和的な協力関係を結ぶことを求めている。

八三 山形安「漁業地域青年団と青年学校義務制」(『青年教育時報』七月号)

漁業地域(岩手県久慈町)の青年学校の経営に携わった経験談がもしろい。出席者がないので家庭訪問をして出席を呼びかけると最初の数日は来るが一週間もすると来なくなる。調べてみると「駄菓子を売る店」(ヤド)にいる。そこで「教材を実際化する。教法に工夫をこらす、肩が凝らぬように娯楽の方法を講ずる、どうやら出席者が多くなつたと喜ぶと、今度は学校の器具をこはす、落書をする」。「学校へ彼等と呼ぶ前に、こちらから彼等の仲間入りをして、徐々に之を指導してやる必要があると考へ、私は自らヤドへ行つて共に食ひたくもない駄菓子を食べながら話す、炬燵にあたりながら落花生をむく、遊びの仲間入りをする、それとなくやんはりや修養談をする、時には本を読んでやる、案外容易に手に入つて来た」。さらに山形は町の青年団の部長だったため部会の青年のために自分の家を公開し、青年に自由に出入りさせた。「常に彼等の閑にまかせて自由に出入りさせ座敷も開放して全く寢食を共にしつゝ、青年団生活を基調として之を指導しようと決心し

た」。家に「簡易図書館」を設置したり剣道具や柔道用畳を備えもした。月に一度茶話会を、また正月や盆や祭りのときには晩餐会を開いた。貯金を奨励したり社会事業も行った。こういった活動の蓄積があつてようやく軌道に乗つたという。このような経験から山形は、青年学校の義務化には青年団との協力を「絶対に必要とする」とまで強調している。また青年団の活動が最近になつて「地方的特色」を失いつつある傾向を懸念している。

八四 洲崎義郎「青年団と青年学校に対する私見」(『青年教育時報』七月号)

青年団が学校とは違う組織原理によつて構成されており、したがつて青年学校とは果す役割が違ふことを強調している。そして具体的には十九歳までと二十歳以上三十歳までに分けて別の活動ができるようにしてはどうかという提言をしている(二十五歳までという年齢制限には批判的)。

八五 鈴木鐮太郎「青年学校義務制と青年団」(『青年教育時報』七月号、兵庫県社会教育主事・大日本聯合青年団理事)

「何でもかでも組織を単一化して行かうとする要求から」の青年学校の教育だけで十分だという考え方を批判して、両者の協調を求めている。

八六 中里民平「青年学校義務制と青年団に関する諸説検討」(『青年教育時報』七月号、大日本聯合青年団理事) 都市の青年団が青年学校義務制に脅威を感じている事実を指摘したのち、義務制青年学校に対する青年団の考え方として「青年団解消主義」「分離主義」「併存主義」「団令制定主義」を挙げ、前二者を否定して後二者を強調している。ただし「団令制定主義」には反対者もいるが大日本聯合青年団の役員の中では賛成者が多数であると断っている。

八七 熊谷辰治郎「青年学校義務制になるまで」(『青年教育時報』七月号、大日本聯合青年団幹部)

青年訓練所が設置される前には青年団において軍事訓練を実施することについて賛否両論があつたという経

緯を紹介しつつ、さらに青年訓練所・青年学校が軍事訓練を系統的に行うという体制を青年団の側としては望ましいことと認めつつ、青年団が青年学校と協調して活動を続けていくべきだとしている。

八八 青年学校時報論説「青年学校義務制実施案に就て」（八月十五日）

文部省が実施案を発表したことを伝えるとともに、専任教員の確保や青年の校外生活の指導について要望している。

八九 関口泰「青年学校普通科と高等小学校」（『教育』八月号）

長い文章である。文部省が公表した「実施案要綱」のうち普通科に関する疑問点を指摘した内容である。同時に作成された「青年学校義務制実施二依り収容スベキ男子生徒数調」と「青年学校教育義務制実施要綱参考資料」の数字が用いられている。

まず普通科への就学年齢が「十四歳未満」となっている点について、「青年学校教育義務制に於ては、發育未熟の児童（所謂低能児）の教育について特別の関心を以て考へなければならぬ立場にあることを強調する必要がある」と述べるとともに、そのことが「学科本位」なのか「年齢本位」なのかという問題とも関係すると指摘している。そして義務制の初年度において、一九三八年三月に尋常小学校を卒業してどこにも進学しなかつた者や高等小学校に一年だけ通つた者や青年学校に進学した者といつしよに普通科第二年に編入されるといふことをとり上げて、青年学校と高等小学校の違い（高等小学校であれば第一学年に編入する）を指摘するとともに、年齢はそろつても「学問的素養のみならず、智能の程度が異なる者を、一と所に集めて教育する事の困難を思ひ、従つて青年学校の教育内容を考へさせる」と述べている。そしてさらに普通科第二学年や本科第一学年に収容する生徒の学習歴がきわめて多様であることを数字を列挙して示している。

関口がとくに問題にしているのは本科入学予定者約六一万人のうち約四六万人までが高等小学校卒業業者であり普通科修了者は一五万人程度だということである。高等小学校においては年間一、〇五〇時の授業を行つて

おり、普通科の二二〇時の五倍に相当する。高等小学校の五分の一の時間で高等小学校の卒業者といつしよに学んでいけるためには「生徒の素質がい、か、教師の力量が余程優れてゐなければならぬ」が、青年学校教員の養成システムからみても待遇からみても優秀な教員が集まるようにはなっていない。このように教員の問題が批判されている。

次に時数の問題に戻つて、実際には一、〇〇〇時以上を含めてきわめて多くの時数をもつ青年学校が存在する事実を指摘し、そのような学校は中等学校として経営されるべきであり、就労者を前提とする青年学校としては時数の上限を六〇〇時くらいに設定するのがよいとしている。最低限については、義務制になつて多様な境遇の子どもが入ってくることをふまえて、現行のまま二一〇時（本科三年以上は一八〇時）でもやむを得ないとしている。ただし普通科に就学すべき十四歳未満の者は職業に従事していいことを前提にして、六〇〇時から一、〇〇〇時にすべきだという積極的な方向性も示している。なお「制度としては最高限の時数を定める事の方が必要」だと述べ、最低限の時数だけしか定めていない「実施案要綱」を間接的に批判している。

次いで、「参考資料」によつて時数別、日数別および時間帯別の学校数統計（いずれも普通科・本科と男女に区別）した統計表が示され、女子の学校の時数の方が長い、日数が多い学校も女子に多く女子青年学校は「簡易高等女学校のもの」になつてゐる、朝、昼または午後に行われている学校が多く、男子で夜間のみの学校は本科・普通科ともに二七・四％しか占めていない、といった傾向が把握されている。そして全体として普通科と本科の形態がほぼ一致していることは学校ないし教員の都合によるものであり、また現在のところ生徒数がそれほど多くないために独立させられずに本科といつしよになつてゐるだけであり、義務制になれば生徒数もはるかに多くなるので、将来の施設経営については小学校から切り離して考えるべきだと述べている。

さらに高等小学校との関係に移る。十三、十四歳という時期は「早く労働生活に入らしめ学校教育から遠ざける事がその人の一生の運命に差をつける事は二年や三年の差ではない」として、「生理的にも心理発達の上

からも、専ら教育保護輔導を必要とする時期である」と規定している。したがってこの年齢段階は義務教育であるべきだということになるが、問題はその義務を高等小学校と青年学校のいずれにおいて課すべきかということになる。そして近衛内閣が平生の「義務教育年限延長案」の実現努力を打ち切ったのは「一般的学制改革」を優先させようとしたためであり、青年学校教育の義務制はその文脈で理解しなければならぬとする。しかし閣議決定から半年も経て発表された「実施案要綱」をみると「驚くべきことには平生案よりも不完全であるばかりでなく、その革新精神に於ても改善効果からいつても遙かに後退してゐるのであつて、そこには一般学制改革方針を示唆するものもなければ、時局の緊急に対応する何物もない」と手厳しく批判されている。そして続けて「軍事的要求或は国民体位向上等の広義国防的見地」からの義務制であれば「青年学校の本体である本科の義務制に直ちに突き進むべきであるのに、それは高等小学校教育に任せてをいてもよい位の普通科の義務制からポツポツはじめてゆくといふが如きは、第一に時局対策的でない。さうかといつて変転する時局を越えて恒久的な百年の大計的な所があるかといへば、それは少しも示されてゐない」、平生案では高等小学校の内容の改革も考慮されていけばそれが「青年学校的」のものにするという趣旨であつたから、現制のまま青年学校を義務化するという今回の方針よりも「青年学校教育的であるのみならず、遙に進歩的積極的」であつた、「近衛内閣がこれを阻止したからにはこれ以上の案が用意されてゐなければならぬ筈」で、「今のやうな案でゆくならば、寧ろ平生案はそのまゝ実施しておいて、その上に青年学校本科の義務制を断行する方が、制度の上からも内容の上からも遙によかつた」、「今度の青年学校義務制案は改善案ではなくて改悪案であり、教育改善革新的視点から云ふならば退歩案であるといはなければならぬ」、という指摘である。高等小学校と青年学校普通科を横に並べてどちらの義務化が適当かという問題設定を越えて、時間的経緯のなかでの前進か後退かという評価であるだけに、この批判はたいへんに重みを感じられる。とくに近衛内閣が教育改革同志会との関係をも含んで、平生案を棚上げにしてまで「一般学制改革」を期待されていたという状況を視

野に入れれば、この関口の指摘の通り「退歩案」という印象を多くの人に与えたものと推測される。

関口の批判はまだ続く。文部省の見通しでは普通科入学生見込者が初年度で二九万人、完成年度で二三人となつてゐることを問題とし、近い将来衰退してなくなる見込みのものをわざわざ義務化して設置を強制することはない、設置させるのであればそれを充実させなければならぬし青年学校を充実させるということが平生案を「排斥」した理由だったはずである、全国聯合青年学校校長会の「遠慮勝ちな」案でも普通科の最低時数を三一五時にすることを求めており、また教育改革同志会は週二〇時、年三五〇時を求めており、普通科を現制のまままでよいとしているところはない、これからは高等小学校卒業者の大部分が青年学校本科に入学することになるので高等小学校はむしろ中等教育への第一歩とする方がよい、平生案には「高等小学校教員訓練計画」が含まれていたが二年遅らせた以上はその分だけ充実したものにならなければならない、といった具合である。

九〇 西本三十二「青年学校教育とラヂオの団体聴取」〔「教育」八月号〕

西本は当時日本放送協会の編成部長で、かつて奈良女子高等師範学校教授をしており、また大阪放送局時代には社会教育課長や教養課長を歴任している（『人事興信録』による）。「青年学校講座」あるいは「青年講座」が始まり、テキストも作成され始めている状況にあつて、ラヂオの利用の教育的な意味や効果を説明した文章である。

九一 石山脩平「青年学校義務制と義務教育延長問題」〔「教育論叢」八月号、東京高等師範学校教授〕

義務教育には成人までの教養期間を国家の統制に置くという考え方と、国民共通の基礎的教養を与えるという考え方とがあり、石山は後者の立場に立つという。そして後者の考え方に立てばどこで学んでもよいということにはならず、高等小学校が最もふさわしいという結論になる。具体的には高等小学校を「国民高等学校」と改称したうえで青年学校普通科を統合する、実際問題として中等学校を高等小学校に接続させることは困難なのでその下級二年を義務教育とし、教育内容を「国民高等学校」に一致させる、独立校舎の確保も実際には

困難なので尋常小学校と同居したままとなり、青年学校本科も現状のまま「国民高等学校」に併設される、青年学校を義務化することは差し支えないがその義務は「国民高等学校」の義務とは意味が異なる、女子の義務化も男子と同等にすべきである、といった主張であるが、義務教育の本質論をもち出したわりには平板な高等学校義務化論であり、むしろ高等学校の義務化論を正当化するための本質論だったように思われる。青年学校（本科）の義務を認める際には冒頭の前者の考え方に依拠しており、実態と理論をいわば木に竹を継いだような形で結びつけている。

九二 東京朝日新聞社説「青年学校普通科の問題」（九月二十九日）

これまでの朝日の論調とは一転して青年学校の普通科の存置に対して厳しい見解を示している。青年学校の義務化が既定方針ではあっても高等学校の義務化問題との関係は慎重に考慮しなければならないと述べたうえで、青年学校普通科は「最低時数を二百十時とする子供だましのやうな」制度、「頗る見劣りのする貧弱なもの」であり「何人もむしろ国民学校八ヶ年の義務制を取るを憚らないであらう」、普通科の「廃止論には無条件に賛同せざるを得ない」というきわめて強い調子の普通科廃止論になっている。

九三 池本甚四郎「青年学校義務制外二教育改革問題」（『民政』九月号、衆議院議員）

教育審議会が答申した青年学校義務制、八年制国民学校案および師範教育改革の三者が十分に連絡をもっていないという点を批判した内容である。具体的には、時数の少ない普通科修了者と高等学校卒業者が青年学校本科に入学すればどうしてもそこでの教育が困難になる、普通科を昼間制にしていくことは雇傭の問題があつて実際には不可能である、教員の養成や待遇改善のための予算措置が十分でない、といった批判で、最後に社会階層に対応していわば分化した学校制度や教育内容にすべきだとの主張がなされている。

九四 林博太郎「青年学校義務制の意義」（『教育思潮研究』九月号）

「初等教育八ヶ年を完成する」という趣旨で高等学校の義務化の正当性を論じ、その実施に合せて青年学

校の普通科を廃止すべきだと述べている。あとは学校と地域社会との連携や教員養成の充実など一般的な内容であるが、教授及訓練時数の上限を設定すべきである（本科二年まで三〇〇時、それ以上は二〇〇時）という点は注目される。

林は教育審議会の整理委員長であり、七月から九月にかけて国民学校についての議論がまさに整理委員会でなされてきた。すでに答申済の青年学校義務制問題についての発言ならばともかく、審議中の高等小学校にかかわる部分についてふみ込んだ言及をしているのは立場問題なのではないだろうか。

九五 福田繁「青年教育の指針」（『産業と教育』十月号）

高等小学校との関係に關して「十二歳以上の高等小学校生徒及青年学校普通科生徒は、直ちに實際生活乃至職業生活に入らんとする者乃至は既に入れる者の教育であり、特に異つた教育方針に依つて指導訓育せらるべきものではな」く、また「十二歳以上の者は、生理的にも心理的にも既に児童期より青年期に入らんとする過程にあるから、其の取扱は尋常小学校の児童と合同すべきではなく、寧ろ青年として取扱ふべきである」という理由から「高等小学校は青年学校に統合して、同一の教育方針の下に教育するのが合理的である」、高等小学校の教育はこれまでは「尋常小学校卒業者に対する完成教育」だったが、これからは「青年学校普通科と共に、青年教育の出発点とすべきである」、と主張されている。そしてその普通科においては「職業的精神」「職業的人格」の養成を目的として職業指導を中心とした週三〇時間程度の全日制教育を行うべきだとしている。

青年団との關係にも言及しているが、青年団と青年学校が目的を共有しかつそれぞれの独自性を生かして協調すればよいという一般的な言い方にとどまっている。なお、青年団令を制定して青年団にも法的な基礎を与えるべきだという提言もなされている。

職業教育について、職場との連携、各種学校その他の技能教育施設や道場的施設との連携、会社・工場・同業組合による青年学校の設置の奨励、各種職業の熟練者の招聘、そして就学保証のための法的措置などにより

「活キタ職業教育」を行うべきだと論じられている。

最後に女子の義務化も当然必要であるとしたうえで、包括的な「国民義務教育法」の制定を提言しその具体的な内容を示している。青年学校に関しては本人に対しても就学義務を課している点が注目される。

九六 庄司一郎「青年学校義務制と地方振興」(『青年と教育』十一月号、衆議院議員・大河原町長)

みづから苦学した経験をもち、また財政基盤の弱い東北地方の地方行政にかかわっている立場から、生徒一人当たりの経費を列挙しつつ青年学校が安上がりの機関であることを指摘し、表題にもあるように青年学校を地方産業の振興に結合させようとの提言がなされている。

九七 労働通報論説「青年学校義務制問題のその後の動き——実施案要項の概要と労働時間への影響について

——(第五百六十七号)

最初に文部省の「実施案要綱」と教育審議会の答申を紹介したのち、高等小学校の義務化との関係など不確定な点が多いために予算がそのまま確保できない、議会通過も時間を要するので四月からの実施は難しい、高等小学校入学者が減る、雇傭者は各種学校への通学を希望し自分の義務を徒弟に転嫁する(とくに中小企業)、同業組合による職業別の私立青年学校の設置が要求されてくる、男子に代えて女子の雇傭が増加し、同時に男子の賃金を低下させる、との予想を示している。また労働時間の規制と賃金の保証についての勅令案が検討されていると報じつつ、労働強化が予想される状況において青年学校の義務制が円滑に実施できるかどうか懸念している。

九八 報知新聞論説「教育の機会均等」(十二月三日)

青年学校の義務制度を一般的に紹介したものである。

九九 青年学校時報論説「忘れられた女子青校」(十二月十五日)

女子の青年学校の義務制の必要を観念的に論じた文章である。

一〇〇 関口泰「青年学校義務制の重要性」(「青年と教育」一九三九年一月号)

小学校の入学年齢を一年下げて三年・六年に区切り、その上に中等学校と青年学校を接続させるという構想。「教育」八月号の論説「八九」で若干言及されていた)、高等小学校教員を青年学校本科教員に移行させる、職業科の教員は中等学校程度では済まなくなるから教員養成機関を実業専門学校に併設することを考えなければならぬ、大学等に対する徴兵猶予の特典を撤廃して兵役の義務については高等教育機関の学生生徒と青年学校生徒とを同等に扱うべきである、といった新しい主張がみられるが、それ以外はこれまでの関口の主張の繰り返しである。

一〇一 朝日新聞社説「教育の時局対応」(一月十六日)

青年学校だけでなく海外の植民地・占領地への教員派遣の問題などを例に出しながら文部省の政策が「時局対応性が欠けた」ものになっているとの批判である。

教育審議会とは論じられ方が若干ずれている。審議会はどうしても制度の細かい基準や法的な規定に焦点づけられる議論を重ね、煮詰めていくことになるが、マス・メディアに掲載される論説は一方的な主張を明確にしたものが多し。論じ方の違いは論点の違いをも含んでいる。

最大の論点は高等小学校と青年学校(普通科)のいずれを義務化すべきかというところにあつたが、選ばれた雑誌の種類ないし範囲ともかわるが、青年学校を中心に考えるべきだという趣旨の論説が多い。「九」早川、「一七」田代、「二九」田島、「四二」松原、「六七」城戸、「七三」田代、「七五」教育改革同志会、「八一」広浜、「八九」関口、「九五」福田のものなどがそれである。これらは十二歳以上の教育は青年期の教育として青年学校の本科と一体のものにすべきだという発想を共通の基本にしているものと思われる。

一方で高等小学校を中心に考えるべきだという議論も多数ある。「二二」小尾、「二五」大内、「三二」相沢、「二七」村井、「三六」望月、「四九」鈴木、「五八」片桐、「九一」石山、「九四」林のものなどである。元青年教育課長の小

尾範治が高等小学校の義務化を支持していることは注目される。小尾は一九三〇年代前半に栗屋謙文部次官のもとで社会教育局青年教育課長として青年学校の創設にむけての交渉を担当した元文部官僚である。

時期によって論調が変化している点も見逃せない。明らかに変化しているのが『東京朝日新聞』の論説である。一月十四日(三二)ではこの義務化の決定を「少数支配階級養成本位の教育制度」を「青年大衆を本流とする制度」に改革するものと理解したうえで積極的に支持しているが、四月七日(四八)の論説では慎重になりつつあり、九月二十九日(九二)の段階になると一転して普通科は「子供だましのやうな」、「頗る見劣りのする貧弱なもの」で「何人もむしろ国民学校八ヶ年の義務制を取るを憚らないであらう」ときわめて厳しい批判を展開するに至る。朝日新聞論説委員でここに複数の論説が掲載されている関口泰の場合も同じである。最初の頃に取り上げられている論説では建設的な提言がなされているが、しだいに細かい数字を挙げての批判的な検討がなされるようになり、『教育』八月号所収論文(八九)ではついに平生文相の高等小学校義務化を実施した方が「遥に進歩的積極的」だったとし、この義務化案を「改悪案」と厳しく指摘している。城戸幡太郎も同じである。『青年と教育』六月号所収論文(六七)ではもはや「義務教育年限延長」論は意味を失ったとまで述べていたが、文部省の「義務制実施案要綱」公表後の『教育』七月号所収論文(七六)では「高等小学校の義務制が実施された方が国民教育のためには遥に幸せである」と述べている。青年学校の義務化を支持した前提には青年期にふさわしい内容と方法の教育が行われるという期待があったわけであるから、その前提が崩れた以上は支持できなくなるのも当然である。教育審議会は文部省作成の「義務制実施案要綱」を検討する機会をもったが、これほどまでに明確な対応をしていない。高等小学校の審議において根本的に再検討できるという期待がたしかにあったから、国民学校の答申前の右の論調の変化とそのまま比較することはできない。しかし現状を固定した義務化によって「青年教育」の充実が当分の間不可能になったことは明らかであり、『朝日』や関口や城戸の論調の変化は決して早計なものではなかったといえる。

少し大きな枠組みで構想を提示した論説がいくつかあった。宮島清(四〇)は「計画的社會教育」の理想を描き、

梅根悟（「四三」）は「三年制綜合中学校」の上に、修身及公民科を必修とし「社会の全階層、全職業部門」から招く教員による特殊講義を選択させるという形態の青年学校を構想している。また広浜嘉雄（「八一」）は小学校を五年制にしてその上に三年制の「国民学校」を乗せ、さらにその上に五年制の青年学校を接続させるという学制構想を提示している。

教育審議会には青年学校教育に直接かかわりをもつ立場の委員がいなかったが、右の論説の執筆者にはさまざまな意味での当事者的な人がいて、そのために審議会の議論では出なかつた問題や深められなかつた論点が多く提示されている。そのいくつかを取り上げてみたい。

都市の青年学校本科の修業年限を四年にすべきだという考え方があり、またそれは実態でもあつた。小尾範治（「一二」）は一般的に四年にすべきだと書いていて、また赤坂静也（「四一」）も徴兵適齢を十八歳に下げて青年学校の修業年限を引き下げるように求めているが、『労働通報』論説（「四六」）に紹介されている工場付設男子青年学校の例はいずれも四年であり（本工採用と連動）、全国聯合青年学校長会の提言（「五二」）では東京・京都・名古屋・神戸・福岡・函館等が四年、大阪が五年、横浜が五年または四年だという実態が紹介されている。工場に青年学校を付設して義務化を実施するのであればこういった実態が視野に入っていなければならないはずである。

関連して都市の青年学校教育にかかわるさまざまな問題が示されている。野口彰（「三〇」）は、商店などは夕方から客が増えるのでなかなか夜学に出席させないといった実情、畑山四男美（「三三」）は青年の移動が頻繁なので生徒を把握して出席させることがたいへんだということ、鈴木舜一（「六五」）は十八歳以下の労働時間が一時間半で午後六時に始まる学校に出席可能な者は二六・八%しかないといった統計、東京のような大都市では地元小学校卒業者に加えて他地域から流入してくる者が多数いるので、小学校の施設を利用するのではまったく不足するという見通し、竹内三郎（「七四」）は自家営業に従事する者が減少して会社等に雇われる者が増加しており、またその中で徒弟雇備制度（住込み）が採用されているところが多いが、日本の場合には労働時間の制限が弱いために長時間労働を

招来しているという事実、などがそれぞれかなりリアルに紹介されている。文政審議会では実践にかかわりをもった人物が委員に加わっていたが、教育審議会ではそういう委員がおらず、また関係者からの聞き取りも行われなかったため、議論がかなり実態から離れたところで行われたという印象が強い。

またこれも都市の問題であるが、さまざまな職業の者が密集しているので職業科の別に学級や学校を編成すべきであるといった提起や、同一の会社、工場、商店等であっても全員が同時に職場を離れることはできないから時間帯を異にする学級をいくつか編成しなければならないといった指摘がなされている。島崎晴吉（「五六」）、関口泰（「六九」）、『労働通報』論説（「九七」）などである。

教育審議会は女子の議論を正面から行わなかったが、男女の違いの指摘もいくつかあって興味深い。農村には「部落毎に裁縫の達人なお師匠様」がいてその技術は青年学校の若い女性教員をはるかに上回り、女の子たちは時間も服装も自由で、嫁入りの世話まで期待できる「お師匠様」の方に通う傾向があるという話（須田春子「六三」）や都市の場合には「家事使用人」が多くまた増加しているので、そういった労働実態に対応した学校・学級を用意しなければ出席しにくいといった指摘（関口泰「六九」）などがあつた。

中等学校の施設や教員を利用するべきだという提言も複数あつた。関口泰（「五〇」他）と島崎晴吉（「五六」）である。とくに関口は青年学校教育を青年期にふさわしい内容のものにしていくという方向性とかかわらせて論じているので注目される。

教育審議会ではかなり時間をかけて議論したことでこれらの論説ではあまりとり上げられていないものもある。たとえば最低・最高時数の問題、義務を負う者やその者への制裁の是非、義務の対象が年齢なのか教育課程なのかの問題などが挙げられる。具体的な制度化を検討することが審議会の役割であつたから、これらのことを時間をかけて議論するのは当然である。ただ問題は、そういった議論をする前提として右の論説に示され、指摘されていた実態やそこから見通しをどれだけ把握していたかということにある。その点では教育審議会はやはり弱かつたといわざる

を得ない。青年学校の義務化の決定があまりにも唐突であつたし、また委員を選ぶときにも青年学校のことを想定していなかったにちがいない。さらに委員たちには義務化の決定は外からの押しつけであり、主体的に構想を固めていく作業は小学校から本格的に開始させたいという気持ちがあつたと思われる。いずれ社会教育の審議のところでは本格的に制度全体を検討すればよいという先送りの発想もちらついていた。そういつたことがらが重なつて、必ずしも実態を十分に配慮した審議にはならなかつたのではないだろうか。

第二節 帝国議会における青年学校教育義務制実施関連法案の審議

青年学校令は勅令であつて帝国議会はその内容を審議検討することはできない。教育法令一般に同じことがいえる。それがいわゆる教育法規の勅令主義の現実態であつた。しかし青年学校教育の義務制は兵役法の改正に連動した措置であり、また義務制を実施するために必要とされた就学保証のための「社会立法」あるいは「労働法規」は法律の形態をとる。さらに義務制実施のための国庫補助は法律を制定することによつて実施される。

そこで本節では青年学校義務制関連の法案に関する帝国議会の審議を検討しながら、議会としての青年学校義務制をめぐる議論や問題の取り上げ方の特徴を析出することにした。

検討する議会は一九三七年十二月から三八年三月まで開かれた第七十三回帝国議会と三八年十二月から三九年三月まで開かれた第七十四回帝国議会である。第七十三回議会に関しては予算案と兵役法中改正法律案と商店法案の貴衆両院の委員会審議を検討する。予算案を検討するのは義務制実施の政府決定に対する意向をみるためである。商店法は青年学校義務制のために制定されたわけではないが、商店に働く者の労働条件を規定したものであるから青年学校義務制と深くかわりをもつ。また第七十四回議会に関しては青年学校教育費国庫補助法案、「青年学校令二依り就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル法律」(以下略記する場合には「就業時間法」と表記する)案および地方学事通則中改正法律案の委員会審議を検討する。

なお、衆議院議員の所属は立憲政友会の機関誌「政友」第四百三十七号(一九三七年一月一日)所収の第二十回総選挙の結果の記事によつて記載した。

一 第七十三回帝国議会の審議

1 予算委員会での審議

衆議院では文部省関係の予算は内務省と厚生省の予算とともに予算委員第二分科会で審議された。参照した議事録は『第七十三回帝国議會 衆議院予算委員第二分科（内務省、文部省及厚生省所管）會議録（速記）』である。

この委員会で文部省予算が審議されたのは第二回（一九三八年二月五日）である。青年学校の義務化が決定されてからまだ一カ月を経ていない時期の會議であるが、この問題に言及した発言はそれほど多くない。民政党の中村梅吉が、高等小学校の義務化を期待していたが青年学校を義務化することもよい、ただ専任教員の任用を慎重にしてほしい、青年学校で楽しく授業を受けられるのは教練だけだと批評されている、「私立大学アタリヲ出テ、教育ト云フモノニ本当ニ深イ興味ヲ持ツテ居ナイ、サウ云フ人ヲ速成的ニ講習シテ仕立テタ所ガ、私ハ大シタモノニハナラヌト思」（四〇ページ、議事録は回ごとに一ページから始まっている）う、また農繁期との関係からも一日の教授及訓練時間は短くして年限を長くしてほしい、教科書編纂に予算をきちんと付けてほしい、といった発言をした程度である。農村の青年学校は都市と違って年限が長い方が望まれていることがわかって興味深い。委員の多くの関心は大学の教員や学生の思想問題にあったようである。

貴族院では文部省関係の予算は衆議院と同じく内務省と厚生省の予算とともに予算委員第三分科会で審議された。参照した議事録は『第七十三回帝国議會 貴族院予算委員第三分科会（内務省、文部省、厚生省）議事速記録』である。

この委員会で文部省予算が審議されたのは第三回（二月二十六日）、第四回（二十八日）および第五回（三月二日）である。

衆議院と同様に青年学校義務制に関する発言が少ない。大塚惟精が青年学校義務化によって高等小学校や各種学校はどうなるのか、財政計画はどうなっているのか、兵役法が改正されて特典がなくなり青年学校は職業教育を充実しなければ生徒が集まらなくなった、そのためには教員の養成が必要で、また高等小学校ではなく中等学校に併設するのがよい、また都会では夜間教授となるが工場法や商店法で規定しなければ健康問題となる、といった発言をした程度である。林博太郎や松井茂も発言はしているがこの問題には言及しなかった。

2 兵役法中改正法律案の審議

衆議院では兵役法中改正法律案委員会で審議された。参照した議事録は「第七十三回帝国議会衆議院 兵役法中改正法律案委員会議録（速記）」である。

最初の会議は一月二十八日に開かれ、委員長や理事が選出されただけで終了した。実質的な審議は第二回から始まった。青年学校にかかわりのある発言の要旨は次の通りである。

第二回委員会（一月三十一日）

伊藤東一郎（民政党） 青年学校の義務化を評価する。銃剣術や柔道を重視したい。

山田順策（民政党） 兵役法の改正の趣旨を了解した。

庄司一郎（政友会） 義務制実施の趣旨は了承する。青年学校について陸軍省や文部省はどのような「指導方針」「教育的或ハ訓練的指導精神」（一三ページ）をもっているのか。国庫補助をせめて五割に引き上げられないか。専任教員が小学校教員よりも薄給なので優遇してほしい。視学員を改善してほしい。「青年読本」を編纂するつもりはないか。青年教育のための審議会を設置してほしい。青年教育局を設置してほしい。

青年学校は「一種ノ陸海軍ノ予備校」でありまた町村が自発的に設置したのではなく「天降り」（以上一四ページ）の学校であるから、陸軍省は兵器を無償交付できないか。また配属の指導員を設置して教練を徹底してほしい。

比佐昌平陸軍参与官（民政党） 青年学校教育を受けずに召集させざるを得ないことに最も苦痛を感じている。「青年学校ノ教育内容ヲ拡充シテ、就業ヲ困難ナカラシメルト云フヨリモ、現制ヲ以テ成ベク多数ヲ收容セシメネバナラスト云フコトガ先決問題」（一六ページ、第一章第三節でとり上げた陸軍省徵募課作成の「閣議説明資料案」の想定問答の回答部分の文章を読みあげたような発言内容であるが、同「資料案」では「青年学校ノ教育内容ヲ拡充シテ修業ヲ困難ナラシメルト云フヨリモ」とあり、読みあげたときまたは速記のミスではないかと思われる）。兵器・配属將校に余裕がない。

池崎忠孝文部参与官（無所属） 国庫補助については大藏省と交渉中。審議会や局を設置するつもりはない。
第三回委員会（二月一日）

江藤源九郎（無所属） 改正に賛成。しかしこの程度の改正では不徹底。

江藤 兵役の年限を四十歳までから五十歳までに延長してはどうか。

町尻量基（陸軍少将、陸軍省軍務局長） 兵役年限を延長するよりも「先づ第一段ハ若キ未教育ノ者ヲ軍隊ト云フ一ツノ修養道場ニ成ベク多ク收容シテ、沢山ナ者ニ軍隊教育ヲ授ケルト云フコトヲ第一段ト致シマスコトヲ主眼ト」（二ページ）している。

江藤 青年学校に現役の將校や下士官を派遣する必要がある。

木村武雄（東方会） 長期戦になるからすべて現役兵だけを派遣すべきである。

木村 中国人は「祖国意識」（一三ページ）をもっているから強い。日本も日清日露戦争のときは国を守るという意識がはつきりしていたが、今回の戦争の目標は当事者（兵隊）に知らされていない。大陸政策を中心

とした政治教育をしなければならぬ。

第四回委員会（二月二日）

庄司 体位向上のためにも青年学校に校医を置いてほしい。奏任待遇を増やすなど青年学校教員の待遇を改善してほしい。

曾和義式（政友会） 師範学校卒業者の短期現役制度も廃止すべきではないか。

山崎鋭二（社会大衆党） 兵器の「機械化」あるいは「科学的ナ装備」が必要になっているが青年学校の義務化だけで対応できるのか。「機械化兵団」（以上二二ページ）といった別途の編制が必要なのではないか。

比佐 編制については答弁できない。

山崎 青年学校義務制実施の「中心点」はどこにあるのか。軍事訓練の徹底が中心なのか。

池崎 軍事教練の有無にかかわらず「国家トシテ当然施設セナケレバナラヌ」（二二ページ）もの。

山崎 「義務教育八箇年制案」はどうなってしまうのか。

池崎 兵役法改正に対応して青年学校をとりあえず義務化しただけである。

山崎 青年学校の課程を修了すると学校制度上どの程度の資格や学力が付くような教育を受けたことになるのか。

池崎 内容については教育審議会の検討に委ねている。

山崎 教育審議会の審議は終わっていないし世論は衆議院が代表すべきである。「小学校ノ先生ガ大抵ハ片手間デヤツテ居リマスカラ、昼間疲レ切ツタ先生ガ夜申訳的ニ教授スル」（二三ページ）状態で、「実質的ニハ青年学校ハ大シタモノデナイト云フ考ヲ今マデ持タサレテ」きたが、こういう状態を是正するためには「国立ニシテ其ノ機関或ハ給料其他ノ点ヲ是非政府直接ニ負担スル制度ニシナケレバ到底完備シタモノニナラ」（以上二四ページ）ない。

池崎 青年学校教育に効果があるから軍が義務制を求めている。

第五回委員会（二月三日）

木村 社会教育をもっと重視すべきである。小学校や中等学校も含めて文部省と陸軍省で協力して「一貫シタ体系」をつくる必要がある。

木村 中等学校を四年、高等学校から大学までを五年に短縮して二十歳ですべての教育が終了するようにして、そのまま兵役に従事させるという制度が望ましい。

第六回委員会（二月五日）

〔ここから討論に入る〕

山田 原案に対して「満腔ノ誠意ヲ披瀝シ」て「賛意ヲ表スル」（二ページ）。

木村作次郎（政友会） 「全然賛成」。「一日モ早ク其実現ヲ望ム」（二ページ）。

山崎 青年学校が義務化され充実されるならばむしろ在営年限を半年短縮してもよいと考えたが、当局の説明を聞いて「考へ方ノ足ラザルコトヲ感ジタ」。青年学校に対して「十分ナル施設及び其ノ指導方針ヲ明ラカニシテ、遺憾ナカラシムルヤウニシテ戴キタイ」ということを「附言」（以上二ページ）して賛成する。

三浦虎雄（東分会） 本案に賛成するが在営年限は二年でも短い。また青年学校を義務化する以上は国民の負担を考慮して国庫補助を増やしてほしい。

以上の通りである。このまま原案通り可決された。

各委員の発言が非常に主観的で個人的である。また法案の内容に直接関係のない発言が多い。右に紹介したのは全体の議論の一部にすぎない。ただし青年学校に直接のかかわりをもつという庄司一郎の発言はそれなりの現実性を帯びている。また社会大衆党の山崎釵二は問題の本質に迫る質問をしている。すなわち貧弱な施設をそのままにしての義務化にはかなり批判的である。青年学校を修了した時点で学校制度上のどの程度の教育を受けたことになるのかと

いう発言は、つき詰めていけば青年学校の教育の中味の乏しさを露呈させることにもなる重要な問いであった。しかし二大政党の議員の発言には批判的なものがほとんどなく、委員会全体としては最初から緊張感もなく原案を通したという印象を受ける。

なお、当時は政務次官や参与官に衆議院議員が就任するという制度が採用されていた。同じ政党に所属しながらも、行政に直接関与し議会では政府委員として答弁するということになる。行政に関与するとはいつでも個人的にしか関係できないから、政党の政策と行政とが直結するわけではない。また政党员（議員）中のそれぞれの領域の専門家が政務次官や参与官として引き抜かれてしまうから、政党本来の活動の場である議会での弁論が鋭さを失うということにもつながりかねない。右の議論をみているとそのような印象を強くもつ。

一方貴族院では兵役法中改正法律案特別委員会で審議された。参照した議事録は「第七十三回帝国議会貴族院 兵役法中改正法律案特別委員会議事速記録」である。

青年学校にかかわりのある発言の要旨は次の通りである。

第一回委員会（二月十五日）

大塚惟精 内情を話してほしい。

加藤久米四郎（陸軍政務次官） 「速記中止で説明」

田所美治 青年学校制度を発足させてまだ二年しか経ていないのに義務化するというのであればよほど重大な理由がなければならぬ。義務制を実施するということでもよいが、兵役の特典を廃止するというのは本末転倒で、義務制の成果を確認してから決めるべきことではないか。義務制の実施徹底のためには特典は残しておきたい。教育審議会が青年学校の内容改善を検討することになっていて、その成果が近い将来に表れるはずである。

池崎忠孝 今回の実践で新しい体験もあったはずで、文部省としては特典を廃止することはやむを得ないこと

と考へている。

田所 青年学校に行かなかつた者も二年ということでは説明が不十分。義務制になつたとしてもすべての者が青年学校教育を修了するようになるには一〇年も二〇年もかかるから、青年学校に就学していない者の在営年限は二年半にしなければならない。小学校教員の六ヵ月現役制度もおかしい。

加藤 青年学校には青年の心身の鍛錬を期待している。「精兵教育」の観点からは在営年限の延長が必要になるが、同時に「国防正面ノ増大」や「兵員数ノ不足」からは青年学校の必要性が増している。

三井清一郎 よほど重大な理由があつての措置だと思つるのでそれを説明してほしい。

田所 青年学校の教練の時数を増やすなど内容の充実策をとらずに義務化と特典の廃止を実施しなければならぬ。ない事情を知りたい。

加藤 青年学校の充実は必要だが軍が行うことではない。

石川三郎 兵器の近代化ということは第一次世界大戦で明らかになつたことではないか。したがつて兵器の近代化を理由としての法改正には疑問を感じる。本當の理由を知りたい。

田所 経費の見直しはどのくらいか。

池崎 文部省としては計画をもつてゐるが教育審議会に文部省の案を押しつけたくない。また大藏省とも交渉してゐる。

第二回委員会（二月十六日）

田所 青年学校の義務化の効果が出るのはかなり先のことになるので、兵役法改正の眞の目的を教へてほしい。

〔一九分間速記中止、町尻陸軍省軍務局長より説明か〕

石川 兵器の機械化は第一次世界大戦で明らかになつてゐて、日本軍の装備もそれに対応し、またそれに基づいて教育を実施してゐるはずである。実戦で初めて歩兵の教育の不備を知るといふのはおかしい。幹部が新

しい経験を積んだのであればそれをもとに教育すればよい。戦車や飛行機に対する損害の予防や共同動作は砲兵や工兵も同じなので歩兵だけが在営年限を延長することもおかしい。「精兵主義」は常に万能ではない。中国軍に対しては「精兵主義」と「多兵主義」を併用する方が効果があるのではないか。またこの法改正で青年学校の課程修了者に対して教育召集を免除することになっているが、かえって全員を教育召集する方が適当ではないか。長期戦によって最も打撃を受ける農村に配慮したい。

杉山元（陸軍大臣） いままでは歩兵だけは訓練が単純だったので短期にすることができた。しかし歩兵の装備が複雑になり、戦闘法も複雑になったので二年に延ばすことにした。二年でも十分だとは考えていない。青年学校の教練の時数も増やしたいが事情を考慮して現行のままにすることにした。

第三回委員会（二月十八日）

田所 第十四条で「品行方正学術勤務ノ成績優秀ナル者」に対して在営期間をとくに短縮することになっているが、今回この特典の付与対象者を青年学校の課程修了者に限定することにしたのは、かえって不公平になるのではないか。

三井 青年学校を修了していなくても模範的な者がいるのではないか。

町尻 模範的な者は軍隊に残って階級を進み褒賞を受けることを望む。

石川 いままでの青年学校のどういふ点が軍事教育上不備で義務教育になればどう改善されるのか。

柳田元三（陸軍歩兵大佐、陸軍省軍務局徴募課長） 施設や内容を充実させ、就学率を高めることによって教育を徹底すれば国防に寄与するところが多いだろう。

石川 「今ノ御説明デハサツパリ分リマセヌ」。「道徳ノ話ヤ精神ノ話ヲシテ立派ナ百姓ガ出来ルモノデナイ、労働精神ニ依ツテ初メテ立派ナ百姓ガ出来ル」、また「青年学校ハ学問ヲ教ヘルト云フヨリモ、労働ノ技術ヲ教ヘル、所謂労働技術ノ道場デナクタクヤナラ」（以上三ページ）ない。農村では青年学校は好まれてい

ない。農村には小学校以上の学校がないから青年学校を置けばいいといった考え方では農村を破壊する。青年学校に行けば在営一年で戻れるような教育をしてもらわなければならない。ところが現在の指導員はだいたい上等兵で指導力が乏しい。

池崎 指導員の多くが下士官以下で、そのような指導員で十分な軍隊の予備教育ができるとは文部省も考えていないが、指導員の確保は当面困難な状況にある。教育審議会の答申に沿って改善していきたい。また農民を育てる教育がそのまま軍人を育てることになるかのような議論だったが、現代の戦争ではなかなか難しい面もある。

石川 特典を付与したり義務にしたりしなければ行かないような学校はない方がよい。

石川 農村の青年学校の「狙ヒ所」を教えてほしい。

池崎 青年学校だけでなく全般的に「勤勞奉仕ノ精神」(エハページ)を育成したい。

石川 農村の学校を拓務学校にして植民を促進してほしい。

田所 兵役法がすぐ実施され、一方で青年学校の義務制は来年以降で内容が定まっていけないというのは本末顛倒ではないか。また高等小学校の義務化は青年学校の義務化に先行すべきであり、しかもわずかの経費で可能になる。青年学校の義務化にあつての予算の確保、軍隊との関係や工場との関係などどのように考慮されているのか。

池崎 近い将来に高等小学校の義務化が決定されることになると思うしまた希望する。青年学校の義務制実施の「義務制ヲ愈々実施スルト云フ決定ヲ致シマシテカラ以後、大蔵当局トノ間ニ相当混入ツタ交渉ヲ致シテ居リマス、交渉致シテ居ルノデアリマスルガ、大蔵当局ノ見解ト、文部省ノ要望トノ間ニハ、今尚懸隔スル所ガアルノデアリマシテ、大蔵当局ノ御希望ニ依リマスルト、其ノ数字ニ付テハ一切之ヲ世ノ中ニ発表シテ貰ツテハ困ルト云フヤウナ御希望ガアルノデアリマス」(一〇ページ)。

井田磐楠 青年学校と青年団との関係について軍当局はどのように考えているのか。

池崎 両者の方向性が一致するようにしたい。

井田 青年学校令の第一条は「何処ノ国ノ青年学校ノ条令ニモ当嵌ル」(二四ページ)ので改正してほしい。

石川 地方では青年学校の視學員が設備等の充実に¹ついて地方に強要し、教員の俸給をめぐって小学校と青年学校の「内輪喧嘩」を引き起こさせることがある。

〔ここから討論に入る〕

田所 「全部異議ゴザイマセヌ」(一九ページ)。成果を挙げるように努力してほしい。

三井 「何等ノ条件モ附スルコトナク、全然賛成」(一九ページ)。

石川 せっかく兵役年限を短くしてきた先輩の努力に対して申し訳ないが原案に賛成する。

井田 指導員の養成や採用について努力を希望しつつ賛成する。

衆議院とはかなり様相が異なっている。兵役法の改正と青年学校の義務化に内在する矛盾点を執拗に追求するという形の批判が相次いだ。田所もそれなりに批判を展開しているが、それ以上に石川三郎の批判は厳しい。彼は陸軍砲工学校高等科卒、陸軍砲兵大尉、陸軍士官学校教官という軍歴をもち、軍の内部の論理に即して批判を展開するとともに、佐賀県会議員や衆議院議員としての活動を通じておそらく知ったと思われる農村の青年学校をめぐる実情からも問題点を鋭く指摘している。装備の近代化への対応は第一次世界大戦からの課題であったという指摘や「精兵主義」と「多兵主義」の併用論は教育審議会では出なかつた論点であつて興味深い。

第三回委員会で大蔵省当局との折衝が難航しているとの池崎の発言は注目される。一月十一日の閣議決定の時点ではやはり十分な合意が成立していなかつたのである。財政面からの裏づけに關してはいわば見切り発車的な要素が強かつたといえる。

(1) 衆議院・参議院「議會制度七十年史 貴族院・参議院議員名鑑」(一九六一年)による。

3 商店法案の審議

前述のように商店法は青年学校の義務制実施と何らの関係をもつことなく立案された。しかし商店従業員の労働を保護するこの法律の中味は青年学校の義務制実施ときわめて密接な関連をもつうえに、この法律案の審議を検討することによつて商店における労働環境ないし労働実態の一端がみえてくることが十分に期待される。このような観点から審議を検討していきたい。

商店法は原案のまま成立して一九三八年三月二十六日法律第二十八号として公布された。全一八条から成るが、主要な条文だけを次に抄録する。

第一条 本法ハ市及主務大臣ノ指定スル町村(町村ニ準ズベキモノヲ含ム)ニ於テ物品販売業又ハ理容業ヲ営ム店舗ニ之ヲ適用ス

前項ノ物品販売業及理容業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 店主ハ本法ニ定ムル閉店時刻以後顧客ニ対シ前条ノ営業ヲ為スコトヲ得ス但シ閉店時刻前ヨリ引続キ店舗ニ在ル顧客ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

店主ハ閉店時刻以後ト雖モ負傷、疾病、災害其ノ他緊急ノ事由ヲ提示セル顧客ニ対シ其ノ必要ニ応ズル物品ヲ販売スルコトヲ得

第三条 閉店時刻ハ午後十時トス

行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地域ヲ限リ前項ノ時刻ヲ午後十一時迄繰延ブルコトヲ得

第四条 業務ノ繁忙ナル時期ニ付行政官庁必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限リ一年ヲ通ジ六十日以内前

二条ノ規定ヲ適用セズ又ハ前条ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

前項ノ外行政官庁臨時必要アリト認ムルトキハ期間又ハ地域ヲ限り前二条ノ規定ヲ適用セズ又ハ前条ノ時刻ヲ繰延ブルコトヲ得

第五条 店主ハ使用人ニ毎月少クトモ一回ノ休日ヲ与フベシ

第六条 左ニ掲グル店舗ニシテ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ第二条及第三条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

一 興行場、観覧場、遊戯場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

二 展覧会場、共進会場、博覧会場其ノ他之ニ類スル場所ニ於ケル店舗

三 停車場又ハ船舶発着所ニ於ケル店舗

四 其ノ他主務大臣ノ指定スル場所ニ於ケル店舗

前項第二号ノ店舗ニシテ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ前条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七条 常時五十人以上ノ使用人ヲ使用スル店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ

前項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者又ハ女子ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ修業時間中ニ於テ之ニ与フベシ

業務ノ繁忙ナル時期ニ於テハ店主ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケ一年ヲ通ジ六十日以内第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ店主ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケ第一項ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

第八条 前条第一項ノ店舗ニ在リテハ店主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ与フベシ

業務ノ繁忙ナル時期其ノ他臨時必要アル場合ニ於テ店主ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ休日ヲ一回ト為スコトヲ得

〔第九条〕第十三条省略)

第十四条 店主又ハ前条ノ規定ニ依リ店主ニ代ル者第二条第一項、第五条、第七条第一項第二項又ハ第八条第一

項ノ規定ニ違反シタルトキハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

〔第十五条〕第十八条および附則省略)

商店の営業時間に関する規定と使用人の労働時間の制限に関する規定とから構成されている。とくに第七条は十六歳未満の者と女子の労働時間の制限の規定であるが、商店の規模が五〇人以上に限定されているうえに、繁忙期等の制限免除も盛り込まれている。常時五〇人以上を雇傭する商店といえは百貨店などごく一部に限られる。また当然のことながら青年学校への就学の保証の規定も含まれていない。

衆議院では社会事業法案外二件委員会で審議された。参照した議事録は「第七十三回帝国議会衆議院 社会事業法案外二件委員会議録(速記)」である。

議員たちの発言のうち青年学校の義務化問題にかかわるもの、あるいは商店での労働の実態を伝えるものを適宜選んでみた。

第四回委員会(三月五日)

成田一郎厚生省労働局長 一九三五年に社会局から商工会議所等に閉店時刻を決めるならば何時がよいかを諮問したところ、大多数は午後十時という回答だった。

最上政三(民政党) 小規模の家族経営の商店は閉店時刻を延長してやっと大商店に対抗している。店員の保護も重要であるが小規模の商工業者の保護も必要である。大商店と同じ規制をすることには無理がある。

伊東岩男(政友会) 青年学校の義務制には賛成であるがとくに都市では影響が大きい。雇傭者には時間や給与を保証するという負担があり、店員は十時の閉店のあとに青年学校に通うことになるから健康あるいは体向上のうえで問題がある。貧困な家庭の青年に学資を給与するといった社会政策を実施するつもりはある

か。

池崎 雇傭者にも義務を課することを考えている。通学日だけ労働時間を短縮することもできる。学資補給も検討している。

山本芳治厚生参与官（政友会） 青年学校の義務制の内容が決まったうえで厚生省として対案を考えたい。

伊東 青年学校義務制に対しては、国家も国民も相当の準備をしなければならぬ。現在のままの義務制では「何等青年学校トシテノ効果ハナイ」ので、授業時数を増やしたり、下の学年を通年制にしたり、さらには青年学校を国営にしなければならぬ。つまり「国家ガ義務ヲ負ウテ生徒ニ入学ノ権利ヲ与フベキモノ」（以上二六ページ）である。しかしこれまでの学制改革案は閣議で決定されながらいずれも流産してきている。内閣はいつ替るかわからないので青年学校の義務制を法制化してほしい。

池崎 教育法令は勅令で出す慣例になつてゐる。青年学校は成績を挙げている。

伊東 青年学校義務制と商店法は関係が深いのに前者のことが後者に織り込まれていない。漁業と商業の小さな町で夜間授業を実施したら県で就学率が一番悪かつた学校が一番良くなつた。貧しい家庭の子どもも学習意欲をもつてゐることの証明である。社会政策的な立場から義務制を実施してほしい。

土屋清三郎（民政党） 「従来店主ト使用人トノ間ニハ非常ニ美ハシイ関係ガア」つたが義務制施行にあつてそのような「美風ヲ保存」（以上二九ページ）することが考慮されているか。

土屋 「女中」や「子守」の保護について考えているか。

土屋 法案中「十六歳未満」とあるが、年齢の下の制限はないのか。

成田 商業従事者には年齢制限はない。

土屋 夜学に通う機会を保証したかどうか。

成田 義務制案の細かい内容が決まらないと立案できない。

第五回委員会（三月七日）

土屋 年少の店員の青年学校への就学保証はどうなっているのか。女子の義務化ないし就学保証も必要ではないか。十六歳未満の店員には夏休みに一週間か二週間の休暇を与えたい。

長野高一（民政党） 午後十時の閉店後には青年学校には通えない。厚生省の方で積極的に修養機関を設けることを考えられないか。

長野 商店使用人の福利増進のために体位向上、余暇「善用」あるいは精神修養を強調したい。

小池四郎（政治革新協議会） 閉店後の店内での仕事を規制しなければ法の目的を達することはできないのではないか。

小池 東京府の商工課では商業組合に働きかけて「店員道場」を設置し精神修養を行うという。厚生省で案を出したり基準を示したりすることが必要である。

工藤鉄男厚生政務次官（民政党） 法律で休養方法まで決めることはできない。「工場労働者ノ如ク国家ノ産業其他ニ直接影響アルモノト違」う。「醇風良俗」(以上一二ページ)を尊重したい。

野口喜一（政友会） 店員個人に休日を与えるのではなく店舗を休業にすることにしてほしい。

椎尾弁匡（無所属） 法案の内容を「心身互ツテノ教養ノ事マデヲ含メタ」(一六ページ)ものに変更したい。

工藤 文部省や商工省の仕事に立ち入ることはできない。

三浦虎雄 「社会大衆ノ精神的修養ト云フヤウナ事柄」は「文部省ノ系統カラ離レテ、厚生省ノ中ニ入レナケレバナラヌ部分ガ大部分」(一七ページ)である。

鈴木文治（社会大衆党） 店員の意見を聞かずに店員を保護することができるのか。

鈴木 商店主側を重んじている。

鈴木 イギリスやドイツでは週四〇時間あるいは四八時間が普通であるが、日本では一日二三時間で休みなしである。

鈴木 百貨店に勤めている者は六時から自由になるので夜学に通うことができるが、小規模の商店の従業員は十時までということであれば夜学に通えない。閉店時刻は原則八時にすべきである。

工藤 日本の場合は店員は家族の一人となっている。

鈴木 年齢制限の下限がなければ法律の規制の意味がない。

工藤 親の就学義務があるからその方面から下限が規定されてくる。

第六回委員会（三月八日）

馬岡次郎（政友会） 使用人に休養あるいは修養の機会を与えるように法で保護監督すべきである。

馬岡 日本の労使関係が外国と異なるという答弁は遺憾に思う。

坂本宗太郎（無所属） 法によっても使用人の精神修養の機会を与えるべきである。

第七回委員会（三月九日）

片岡恒一（民政党） 使用人の精神修養の機会を与えるべきである。

第八回委員会（三月十日）

〔ここから討論に入る〕

長野 「一 本法実施ニ依テ使用人ニ与ヘラルル余暇ヲ精神修養ト体位ノ向上ニ善用スヘキ適當ナル施設ヲ講

スヘシ」「一 商店使用人ニ対シ現行健康保険法ノ如キ社会保険法ヲ制定スヘシ」「一 本法第三条第二項

ノ特殊地域ハ極力之ヲ制限セラルヘシ」「一 本法ノ施行ニ当リ警察官ハ原則トシテ之ニ当ラシムヘカラス

（六ページ）の四項目の希望条件を付して原案に賛成する。

野口 民政党の長野の希望条件に賛成しつつ原案に賛成する。

小池 原案に賛成するが、閉店時刻を十時にしたのでは店員に余暇を与え体位を向上させ心身を「訓練」させるといふ法の目的は実現できない。

鈴木 「第一 商店使用人ノ現状ニ鑑ミ政府ハ速ニ左ノ諸点ニ関スル保護立法ノ制定ニ努力スベシ (イ)商店使用人ノ最低年齢ヲ制限スルコト (ロ)開店時刻ヲ規定シ使用人ノ就業時間ヲ制限スルコト (ハ)週休制度ヲ採用スルコト (ニ)退職手当制度ヲ制定スルコト (ホ)衛生設備、特ニ療病機関ヲ整備スルコト (ヘ)理容業者ノ閉店時刻ハ之ヲ午後九時トスルコト 第二 本法ノ運用ニ関シ政府ハ監督官制度ヲ設クベシ」を条件として賛成する。

椎尾 長野の希望条件に賛成し、鈴木の希望条件についても実現を希望して賛成。

法案の根本にかかわるところからの疑問や批判が相次ぎ、条件付の成立となつた。これまで法的規制がなかつたことからすれば前進であつて、その意味で否定はできなかったのかもしれないが、規制にはあまりにもゆるい。午後十時閉店、月一回の休日では労働以外のことに従事する時間的余裕はまったくない。しかし奉公人を家族の一員とみなす「美風」の建前があり、労働条件の論理だけで基準を設定できないという問題もあつた。また議員たちは労働の制限の問題を棚上げにしつつ厚生省に「修養」の機関や機会の整備を求めている。青年学校はあまり期待されていない。青年学校義務制との関連でいえば、就学を保証されるべき年齢が青年学校としては十九歳までであるが、商店法では十六歳未満の者に若干の制限規定を設けているだけである。また何よりも青年学校普通科を昼間通年制にするという目標があつたが、この商店法はその年齢段階の労働を制限していない。親の就学義務で制限の下限が規定されるという説明はなされているが、そこで前提になっている就学義務は尋常小学校への義務であつて青年学校はまったく顧慮されていない。

次に、貴族院では社会事業法案特別委員会で審議された。参照した議事録は「第七十三回帝國議會貴族院 社会事業法案特別委員会議事速記録」である。

議員たちの発言のうち青年学校の義務化問題にかかわるもの、あるいは商店での労働の実態を伝える発言を適宜選んでみた。

第三回委員会（三月十五日）

田所美治 「青年学校が義務教育ニナリマスト云フト、満十九歳迄ノ使用人ハ皆抜ケテシマフ」（六ページ）。

本法案を立案するときには青年学校の義務化が決まっていなかったが、提案するまでに義務化を閣議で決定したのであるから考慮に入れてもよかつたのではないか。

木戸文部大臣兼厚生大臣 今後関係者と相談して立案したい。

関屋貞三郎 衛生や修養について積極的に進めてほしい。

第四回委員会（三月十六日）

下村宏 店員の補習教育や健康保険についてこれまで質問がなかつたならば質したい。

〔速記中止〕

〔満場一致で可決〕

貴族院議員は商店の実態をあまり知らなかつたのであろうか。青年学校にかかわるような議論はほとんどなかつた。田所が追求しているように、法案提出にあたっては青年学校の義務制実施との関連を配慮してもよかつたと思われれるが、政府答弁はこれからの課題というだけであつた。

衆議院の議論でも貴族院の議論でも青年学校の義務化の実施を推進できるような環境が整っていないことが浮き彫りになる。雇傭者に就学保証を義務づけるということを文部省は考えていたようであるが、夜十時の閉店時刻を八時にしたところで青年学校への就学はやはり難しい。とくに都市における青年学校の義務化の現実的基盤がきわめて弱いものであつたことを浮き彫りにした議論であつた。

二 第七十四回帝國議會の審議

青年学校の義務制実施を目前にして第七十四回議會では青年学校教育費国庫補助法案、地方学事通則中改正法律案および「青年学校令ニ依リ就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル法律」案が審議された。いずれも原案のまま成立した。

青年学校教育費国庫補助法は次の通りである。

第一条 市町村立青年学校教育費ヲ補助スル爲国庫ハ毎年予算ヲ以テ定ムル金額ヲ支出ス

第二条 前条ノ補助金ハ青年学校教員ノ俸給及手当ニ充テシムル爲之ヲ市町村ニ交付ス

第三条 補助金ノ交付ニ関シ必要ナル規程ハ主務大臣之ヲ定ム

第四条 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之ヲ市ト看做シ町村組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村又ハ

町村組合ニ準ズベキモノハ之ヲ町村ト看做ス

附則〔省略〕

補助金は毎年の予算で決定し（第一条）、教員の俸給や手当に充てる（第二条）といった趣旨の法律である。法律第二十二号として一九三九年三月二十四日に公布された。

地方学事通則中改正法律は「児童教育事務」を「児童生徒教育事務」に改め、またすでに廃止された郡制を前提にした文言を削除するという形式的な改正である。

就業時間法は就学保証のための、いわゆる「社会立法」と呼称されてきたものである。左記のようにわずか一条の法律である。

工場法、鉱業法ニ基キテ発スル命令又ハ商店法中就業時間数ノ制限ニ関スル規定ヲ青年学校令ニ依リ就学セシメラルベキ者ニシテ十六歳未満ノモノニ付適用スル場合ニ於テハ其ノ者ガ履修スベキ義務課程タル一日ノ教授及訓練時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工場法、鉱業法あるいは商店法が対象とする工場、事業所あるいは商店に関して青年学校教育に就学する十六歳未満の者の義務課程の教授及訓練時間を就業時間とみなすという法律である。三つの法律が対象とする職場のみという限定と十六歳未満という年齢の限定があつて、青年学校に就学するすべての者に対して一律に就学を保証したのではない。副署は文部大臣・商工大臣・厚生大臣である。施行は五月十三日勅令第三百十三号「青年学校令ニ依リ就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル法律施行期日ノ件」によつて五月二十日と定められた。

さて、右の三法律案は衆議院では青年学校教育費国庫補助法案委員会（第十四回から青年学校教育費国庫補助法案外二件委員会）で審議された。参照した議事録は「第七十四回帝国議会議院 青年学校教育費国庫補助法案外二件委員会」で審議された。参照した議事録は「第七十四回帝国議会議院 青年学校教育費国庫補助法案外二件委員会議録（速記）」（第十四回から「第七十四回帝国議会議院 青年学校教育費国庫補助法案外二件委員会議録（速記）」）である。委員会は第一回（二月十六日）から青年学校教育費国庫補助法案のみを審議し、第十三回委員会（三月八日）に同法案を可決するとともに地方学事通則中改正法律案の審議を開始し、さらに第十四回委員会（三月十五日）から就業時間法案を加えて審議し、第十五回委員会（三月十六日）でこの二法案を可決した。

主な発言の要旨は次の通りである。

第三回委員会（二月二十日）

長野長広（民政党） 青年学校と青年団を一元化して青年教育法を制定すべきではないか。

長野 各省で行われている青年教育（行政）を一元化してはどうか。

長野 青年学校の教員の養成や待遇を充実させてほしい。

長野 施設設備を充実させるために予算を確保してほしい。

曾和義式（政友会） 戦争で青年学校の指導員が召集されて不足している。また実際の指導ができる職業科の教員の確保も困難である。

第四回委員会（二月二十一日）

庄司一郎（政友会） 一九三九年度の市町村の予算編成にあたって、各款各項目にわたって三八年度に比して

「絶対的ニ五分ヲ引ケト云フ御命令」があつたが、青年学校義務制の実施と矛盾する「不合理」（以上九ページ）な命令ではないか。

第五回委員会（二月二十二日）

長野 指導員の地位や待遇を向上させ、あるいは教校に一人の配属将校を置いて教練を充実させてほしい。

長野 青年教育制度を教育立法の法律化の端緒にしたい。

長野高一（民政党） 現在のままの青年学校の義務化では教育の効果は挙がらない。「一種ノ吸引力ノ役割ヲ果シテ」きた兵役の特典がなくなつて、今後は教育内容で青年を引きつけていかなければならないが、現在の内容では難しい。大都市の青年学校の現状は「洵ニ憐レ」（以上四ページ）で就学該当者の一割にも達していない。今回の戦争が「国民的総動員ノ戦」であり、「国家総動員法ノ基礎工作トシテ、青年学校ノ義務制ノ必要ガ緊急ニ迫ラレテ、之ニ依ツテ将来初メテ人的資源ノ整備ヤ、国民体位ノ向上、或ハ体力ノ向上、或ハ産業計画ト生産力ノ拡充等ガ企テ得ラレル」という文脈から考えれば青年学校の義務化すなわち青年の「国家管理化」は「本人ノ利益ト云フヨリモ、国家ノ必要ガ要求シテ居ルト考ヘナケレバナラ」（以上五ページ）ない。したがって義務制の実施にあたつてもっと国家の方から予算措置など積極的に考慮すべきことがあつたのではないか。青年学校の現状をみると、机や椅子は小さい子ども用のもので辛抱させられ、教員は

中等教員とはいうものの待遇は小学校教員よりも低い。青年学校が投資するだけの意味をもたないとなれば就学該当の青年が雇傭されにくくなり、同時に代つて女子の雇傭が増え、女子の保健や「我国古来ノ美風ヲ破壊スルト云フヤウナコト」(八ページ)が問題となってくる。都市の青年の多くは他地域の出身者であるから親に義務を課しても効果は乏しい。義務の徹底のためには本人に義務を負わせる必要があるのではないか。高等小学校と青年学校普通科とが併存してその上に青年学校本科があるとなれば、授業時数のまったく異なる高小と普通科の生徒が本科でいっしょに学ぶという矛盾が生じることになる。この矛盾は高等小学校の義務化によって解決するのではないか。十七歳以下で卒業または中途退学する者が十九歳まで教育を継続しない点については対策はないのか。青年学校本科はせめて中等学校の施設を利用すべきではないか。文部省のもとでは国策に従つた教育が実施できないと一般に思われている。

小柳牧衛文部政務次官(民政党)「高小と普通科の生徒の学力差について」体験が知識を補うということもある。

第六回委員会(二月二十三日)

河合義一(社会大衆党) 青年学校は軽視されている。「余暇教育」という言葉が使われているのは遺憾である。青年学校教育はすべて国庫で負担されるべきである。軍事情に準じるものとして多額の経費を計上してよい。中央官庁に働く青年のほとんどが夜間中学に通っている。青年学校を設置しているのは文部省と陸軍省だけしかない。教員養成所という名称は一時的という印象を与えるのでよくない。「青年師範学校」(五ページ)といった一つの独立した教員養成機関を設ける必要がある。授業時間は「絶対的二昼間」(六ページ)にしてほしい。十八歳までは「智能」も「体力」も発達する時期なので夜学を一切廃止してほしい。高等小学校を義務化する必要がある。

田子一民(政友会) 都市においては中等学校の施設を利用すべきではないか。

第七回委員会（二月二十五日）

佐藤与一（民政党） 教育の義務は「国民ノ三大義務」の一つであるから、「国政ニ参与シテ居ル所ノ貴衆兩院議員ノ関セザル所ノ勅令ニ依ツテ、此ノ重大ナル事項ガ決定セラルルト云フコトハ、私ハ衆議院議員ノ一員トシテ甚ダ遺憾ニ堪ヘナイ」（三ページ）。

第八回委員会（二月二十七日）

庄司 「青年学校教練科ノ軍事指導員ハ、最近ノ情勢ニ於テ非常ニ質ガ低下シテ居ルヤニ見受ケラレ」（一ページ）。

庄司 独立の校舎をもたない青年学校には「御真影」や教育勅語謄本が下付されないと聞いている。

野中徹也文部参与官（国民同盟） 独立の校舎をもち専任校長が置かれていて生徒が五〇人以上いる学校には、だいたい下付されている。

庄司 中等学校の卒業者と同じような特典や資格を付与するつもりはないか。

野中 「青年学校ノ性質上、所謂郷土性ヲ有スル青年学校ノ本質ヲ害セザルヤウニ、特ニ注意ヲ加ヘル必要ガアル」（四ページ）。

庄司 視学制度が十分に機能を果していない。

庄司 青年学校教員の待遇改善の計画があるか。

第九回委員会（三月一日）

庄司 市町村の予算に関して他の費目と同じように青年学校教育費も五分削減となっているのか。

坂千秋内務省地方局長 府県と六大都市には一割削減を求めたが市町村には何も求めていない。

庄司 宮城でも岩手でも五分減の指示を受けている。

田子 青年学校に関して五分減の措置を適用しない旨の通牒を出せないか。

田子 就学時間を就労時間とみなし賃金を減らさないといい措置を考えているのか。

田子 十九歳以下の男子の雇備機会が失われる心配はないか。

第十回委員会（三月二日）

田子 文部省の中に「有力ナル青年教育ノ中心機関」（三ページ）を整備する考えはないか。

田子 教育審議会の答申で、青年学校教育義務制実施にあたっては青年団と緊密な連絡を図るといふ趣旨の提言がなされているが、田所氏は教育の専門家であつて青年団のことを理解していないのではないか。長年の経験からいえば青年団と青年学校は一体のものである。青年団令を制定すれば「青年学校ト青年団トノ関係モハツキリ一如ノ形ヲ現ハスコトガ出来ル」（四ページ）。教育審議会の答申や委員長の報告は物足りなく感じる。

田子 民間の青年修養機関あるいは青年指導機関が乱雑になっている。青年団令によつて統制すべきである。

田子 文部省の「義務制実施案要綱」によれば雇備者は就学を妨げないといふ消極的な義務しか負っていない。産業界の協力を得るために努力をしなければならない。

椎尾弁匡（無所属） 義務制の実施は初めから急を要することではなかったのではないか。「政府ハ八年後デナケレバ効果ノ現ハレテ来ナイ義務制ノ施行ニ藉口シテ、当面ノ時局ニ対シテ青年ヲ指導シ、其ノ身心、胆力、体力、総テヲ充実スルト云フ問題ヲ閑却シテ居ルヤウニ見エル」（八ページ）。

第十一回委員会（三月三日）

河上哲太（政友会） 青年だけでなく青年期を過ぎた一般の人に対しても「国民訓練」の必要があるのではないか。

樋口善右衛門（政友会） 青年学校の目的が十分に実現されなければ青年は喜んで就学しないし、社会も歓迎しない。

樋口 制度や内容ではなくて教師を得られるかが問題。また「男女十三四歳ニナリマスレバ、是ハ青年期ノモノト私共思ツテ居ル」(二三ページ)がどう考へるか。

樋口 都市の青年学校でも「農業精神」を教養する必要がある。

樋口 尋常小学校の教育は「実際問題トシテハ上級学校ニ行クコトガ中心教育トナツテ、最早アト二年ノモノハソレニ附ケタリノヤウナ形ニナツテ居ル」(二六ページ)。会社、工場、商店などは高等小学校卒業を資格として採用するので子どもたちも就学しているが、実際には高等小学校の教育を受けてもあまり役に立たない。そこで自分の地域では「公民学校」「国民学校」といった名称で全日通年制の実務学校的な青年学校を経営している。しかし高等小学校が義務化された場合にはその普通科に相当する部分を廃止しなければならぬのか。

荒木貞夫文部大臣 高等小学校の内容を考へるときに考慮したい。

樋口 教育審議会に青年学校の関係者を委員に加えてほしい。

樋口 教育審議会の答申では初等国民学校と高等国民学校を併置したものを原則としているが、高等国民学校は独立を原則とすべきではないか。

樋口 高等小学校を実務学校的なものにして青年学校普通科の制度に統合してはどうか。

第十二回委員会(三月六日)

佐藤 青年団令を制定して青年団員になることを義務にしてほしい。

長野(高) 高等小学校の義務化についてどう考へているのか。

荒木 できるならば一九四〇年度から実施したい。

長野(高) 農民道場が農林省、熟練工養成が商工省、航空技術者の養成が通信省、満蒙移民の青年教育が拓務省によって推進されているが、文部省以外の官庁がこれらの事業を行うということは文部省の組織機構に

欠陥があるということか。

長野（高） 青年学校義務制実施後の青年団の経営はどうするのか。

荒木 在郷軍人と一体の運動として本腰を入れて考え直さなければならぬ。

樋口 尋常小学校から中等学校に行かなかつた者、行けなかつた者だけが残る高等小学校の児童の気持ちを考えて、高等小学校を独立の校舎にすべきではないか。高等小学校を独立させようとする傾向があるのに、初等国民学校と高等国民学校を併置することを原則とするのでは改革の逆行ではないか。

樋口 初等国民学校の上は青年学校一本にした方が、本科との接続が円滑になって就学率が高まるし財政的にも楽になる。青年学校の方が体位も向上する。

椎尾 都市の青年学校の就学率を高めることは困難なので、昼間制にすることを考慮した方がよいのではないか。

第十三回委員会（三月八日）

〔ここから討論に入る〕

佐藤 財政措置を充実させ青年団との関係を考慮することを希望して、「双手ヲ挙ゲテ賛意ヲ表スル」（一ページ）。

曾和 青年学校と青年団との統合に向けての根本的な国策を確立し、青年団令を制定し青年教育局を設置するとともに、青年学校教育費の国庫負担法を制定し、さらに教員の待遇を改善することを希望して賛成する。

椎尾 中等学校と青年学校の溝を埋めて「出来ル限り青年層ノ横ノ連結ヲ徹底」（一ページ）させることを希望して賛成。

河合 「一 政府ハ将来青年学校経費ノ全額ヲ負担スベシ」「一 政府ハ青年学校ノ義務制ヲ完成スルト共ニ教育ノ内容ヲ完備シテ青年学校ヲ以テ国民教育ノ中枢トスベシ」「一 政府ハ現下壯丁ノ体位低下ノ事実ニ鑑

ミ青年学校ニ於テハ特ニ生徒ノ栄養ニ留意シテ体位ノ向上ヲ図ルベシ」という希望条件を付して賛成。

〔続いて地方学事通則中改正法律案の提案理由説明が荒木文部大臣によってなされた〕

第十四回委員会（三月十五日）

〔就業時間法案が付託され、広瀬久忠厚生大臣より提案理由説明がなされた〕

森田重次郎（民政党） 国民生活にかかわる教育法令案を文部省は教育審議会にかけているが、審議会の委員は一般の生活から遊離した人々ばかりであり、そういう方式を採用しているからたとえば農民道場のような重要なものを農林省の管轄にしなければならなくなるのではないか。

庄司 工場や商店などで働く「発育盛り」（一四ページ）の青年の労務管理について厚生省はどのような指導原理をもっているのか。また工場法を改正して保護職工の年齢を十六歳未満から十八歳以下に引き上げるつもりはないか。高等小学校の義務化を一九四〇年度から実施するとすればこの法律は一年だけしか有効ではない。十六歳以上の青年の賃金はどうなるのか。時間給あるいは出来高払の場合には就学時間がそのまま減給になる。技能者養成令のことが報道されているが、青年学校の義務制との関係はどうなるのか。私立青年学校のなかには「インチキ極マル」ものがある。

庄司 学校への往復の時間も考慮しなければならない。

河合 保護職工の年齢を十八歳まで引き上げるべきではないか。労働時間全体を短縮してほしい。

河合 青年学校の本科五年に対応して十六歳以上の就学保証について法の規制を考えているのか。

南鼎三（政友会） 就学保証の年齢の上限を十六歳未満にとどめることについて疑問がある。

長野（高） 雇傭者に義務を課すということは考えないのか。

第十五回委員会（三月十六日）

〔ここから討論に入る〕

長野（高） 今日の時局からみればこの程度で忍ぶことが適當と考えるので賛成する。

庄司 就学保証の年齢の上限を十八歳まで引き上げることが希望して賛成する。

河合 「一、政府ハ保護少年工ノ年齢ヲ十八歳ニ引上グルト同時ニ保護職工、商店員等ノ労働時間ヲ適正二制

限シ以テ青年学校ノ智能体力ノ増進保護ヲ計ル可シ」（一ページ）という希望条件を付して賛成。

権尾 河合と同一の条件を付して賛成。

以上の通りである。前年の兵役法中改正法律の審議に比較すれば審議回数のはるかに多い。結果的には満場一致の可決であるが、各委員は疑問や批判を表明している。しかし審議会での審議のように論点を絞って議論するのではなく各委員がそれぞれ自分の観点から発言するだけなので、論点は多数になってもそれぞれはあまり深まっていない。

そのようななかで比較的多くの委員が言及したのが青年団との関連の問題であった。衆議院議員は地域を地盤にしているため、青年学校の義務化がそれまで育成してきた青年団の活動を阻害する可能性をもっていることを敏感に察知したのであろう。したがって委員たちの主張は「青年団令」（あるいは「青年教育法」）の制定に焦点化されていた。法律化の要求が長野（高）と佐藤から出された。長野は教育法令一般の法律化を求めたが、佐藤は「国民ノ三大義務」であるから法律にすべきだと述べている。

長野（高）の質問に答えて荒木文相は高等小学校の義務化をできれば一九四〇年度から実施したいと述べている。もし四〇年度からの実施であれば青年学校普通科の義務化の実施の意味が問題になってもよかつたと思われるが、そこまでは追及されていない。

高等小学校の義務化と青年学校普通科の義務化の適否について違う見解が出ている。長野（高）は高等小学校の義務化で一本化するよう求めているが、樋口は、十三、四歳は青年期である、中等学校へ行けなかつた者だけが残っている高等科は当人たちの気持ちを考えて尋常小学校から独立させるべきである、青年学校普通科に高等小学校を統合した方が青年学校本科との接続が円滑になる、といった理由で普通科に統合することを主張した。樋口（愛知県選

出)は自分の地域で全日通年制の実務教育的な青年学校が経営されているという事実を前提に発言していた。高等小学校の教育への不満が背景にあったこともうかがわれる。

森田の教育審議会批判も興味深い。教育審議会に委員は一般の生活から遊離した人々ばかりだから、農民道場のよくな地域の実態に対応した施設を他の官庁に先取りされてしまうという趣旨である。議会軽視、教育法規の勅令主義に対する不満の表明であろう。

独立校舎をもたない青年学校には「御真影」や教育勅語謄本が下付されないという庄司の指摘もおもしろい。天皇制公教育体制にとって両者はきわめて重要な役割を果しており、当時のこの秩序感覚のなかで両者を欠くということは、青年学校が決して重視も尊重もされていないということを意味していた。青年学校の本当の姿が思いがけず露呈されてしまった瞬間だったように思われる。

委員のなかでは長野高一の発言が目立った。青年学校義務化の本質を国家総動員法の「基礎工作」とみなし、就学側ではなく国家の都合による措置なのだから国家の側から積極的な施策を行うべきだという認識が示されている。就学保証のための「就業時間二関スル法律」はわずか二回の審議で成立してしまった。あまり議論が深まったとはいえないが、保証の年齢を十六歳未満にとどめていることに対しての疑問が相次いで指摘された。そして十八歳までの引き上げが主張された。しかしやはりここでも、批判や不満は希望の表明というあいまいな形にとどめられ、原案がそのまま可決された。

次に、貴族院では青年学校教育費国庫補助法案特別委員会で審議された。参照した議事録は「第七十四回帝国議会貴族院 青年学校教育費国庫補助法案特別委員会議事速記録」である。

貴族院のこの委員会でもまず先に青年学校教育費国庫補助法案を審議した(第一回から第四回まで、三月十一日から十五日まで)。十五日の第四回委員会で同法案を可決したのち、二十二日に第五回の委員会を開いて地方学事通則中改正法律案と就業時間法案を審議、可決した。

主な発言の要旨は次の通りである。

第一回委員会（三月十一日）

田所美治 高等小学校の義務化が本来先でなければならぬ。青年学校を義務化した直後に高等小学校の義務化に着手するのであれば両者の関係はどうなるのか。

荒木文部大臣 できるだけ四〇年度から国民学校制度をスタートさせたい。その場合には青年学校の義務化を開始した直後であつても国民学校に一本化させたい。

田所 尋常小学校を卒業してどこにも就学しない者が一〇万人余でその者のための就学奨励費が一〇万円では少ないのではないか。国庫補助法によつて就学奨励を行つてしかるべきではないか。

田中重之文部省社会教育局長 補助法は将来負担法に変えたい。

下村宏 義務化後も兼任教員への依存度をそのままにするつもりで予算を立てているのか。

田中 専任教員を増員することを前提にしている。

大森佳一 国民に義務を課し、しかも経済的な負担を強いることになるし、画期的な意味をもつ制度であり、市町村にも義務づけるわけであるから、法律をもつて定めるべきではないか。

田中 市制・町村制では市町村の費用負担の義務づけは法律または勅令をもつて行うことになっているので問題は無い。

紀俊秀 平生文部大臣が義務教育年限延長を法律をもつて実施しようとしていたのに、この青年学校義務制が法律で実施されないのは理解できない。

荒木 国民に義務を課すのだから法律にするべきだということは理解できるが、教育に関する法令は審議会や枢密院で審議するという方式を採用してきたという経緯もある。いつまでもこの方式に固執するつもりはないが、現在のところ変更するつもりはない。

紀 高等小学校の義務化は懸案になつていゝるのになかなか実施されず、一方青年学校の義務化はすぐに実施が

決定された。「甚ダ遺憾」(一四ページ)である。教育審議会で青年学校の義務制を論議したが、その特別委員長でもある田所氏もまだ疑問を抱いてゐる。そこで自分としても詳しく調べて考えなければならぬと思つてゐる。

第二回委員会(三月十三日)

大森 教育法規を勅令にするという方式は日本の法律制度のなかで「変例」となつてゐるが、この変例を今後も続けるつもりか。

田中 教育に関する事項は憲法に列記されてゐる立法事項に該当しない。

紀 義務化しても出席率が低い状況に変化はないだらう。出席率を高める方法を考へてゐるか。また出席しなかつた場合の制裁は考へてゐるか。

田中 家族制度から考へて刑罰によらずに就学率を高めたい。

紀 映画教育を用ゐるつもりはあるか。

紀 青年学校で教へた経験から考へて、それぞれの職業に即した實際的な内容を教へることにしたとしても青年は興味を感じない。昼間の仕事と同じ話ではおもしろいはずがない。教科書を使つて講義するという一般の学校と同じ方式では就学率を高めることはできない。映画を利用するなどして惹きつけなければならぬ。また高等小学校の卒業者と青年学校普通科の修了者をいっしょにして教へるのは困難なのではないか。

小柳牧衛文部政務次官 学習時間の差が大きいので知識に偏つた教育にならないようにしたい。

紀 高等小学校でも実生活に即した教育を行つており、すべての点で高等小学校の方が優つてゐると思う。一方で青年学校の教員は俸給が低く、あるいは兼務兼職の者が多いので、最も困難な仕事であるにもかかわらず最も優秀な教員を得ることはできない。青年学校ではほとんど映画教育でやらなければならぬと考へて

いる。

紀 国庫で費用の全額を負担することは困難だというのが、地方はもつと困難ではないか。

紀 青年学校に就学することによってかえって体位が低下するのではないか。

田所 就学時間を就業時間とみなすという消極的な措置だけでなく、雇傭者に対する積極的な義務履行の方策はないのか。また子ども本人に対して就学を奨励する方策はないか。夜間の学校を放置するのか、それとも昼間に変更させていくのか。教育審議会では教授及訓練時数の最高限度を設定することを決議したがどうなるのか。市町村費ほどの程度増える見込みか。私立はどうなるのか。

田中 学務委員制度を設けたり、青年学校振興会を組織したり、生徒に青年学校手帳を持たせたりすることを考えている。労働立法によって昼間制に転換することを促進できる。義務として課す時間は二一〇時に限定することにした。いずれ国庫負担にしたい。私立には補助は出さないが三九年度予算に五万円の設置奨励費を計上している。

田所 保護者と雇傭者の義務に関する関係を規定しなければならぬ。最高時数を決めなければ高等小学校や実業学校に類似したものになってしまう。兵役法上の特典が廃止されたことをどう考えているか。

田中 雇傭者に法的な義務を課すことは困難なので自覚を求めるといい。本科は時数が多くてもよいが普通科は時数を増やして高等小学校を廃止しないように指導したい。

田所 二一〇時を越える学校があつて雇傭者が保証する時間は二一〇時だけとなると実際にはどうなるのか。

田中 二一〇時で完結する課程を編制してもらおう。

田所 特典がなくなつて就学者がかなり減ることが懸念される。

第三回委員会（三月十四日）

紀 補助金が他の費目に流用される心配はないか。

坂千秋内務省地方局長 青年学校義務制の趣旨は良いが地方費の負担を増加させることはできない。

紀 文部省では増加分のすべてを国庫で負担できないとしている。

田中 全体としては地方財政に無理な負担がかからないようにしていくことになっている。

田所 高等小学校を義務化して青年学校普通科を廃止すれば地方財政の負担なくして義務教育の二年延長が実現できる。

大森 地方公共団体に負担を強制する場合に勅令をもって行う例が教育以外にあるか。

坂 実際には実施可能かどうかの見通しをつけてのことであるが、形式的には勅令が出れば地方は必ず負担することになっている。

大森 臣民の権利義務に関することは立法の手続きをもって実施するという有力な考え方もある。青年学校の義務制実施は国民の協賛が必要なことであるから、内容から考えて法律化すべきではないか。国民の協賛や自覚があつてその結果として就学率が上昇するとすれば「天降り式」あるいは「御仕着」（以上八ページ）の学校制度ではうまく運営できない。

荒木 国民の要求に対して国家が「便宜」を与えるという性質のもの。ただし結果が満足なものになるとは限らないので国家としても努力が必要と考えている。

紀 女子の義務化はどうするのか。

下村 青年団法を制定するつもりはあるか。女子の義務化はいつごろ実施の見込みか。

荒木 青年団と少年団を合せて考えている。

第四回委員会（三月十五日）

〔ここから討論に入る〕

大森 立法の手續きを採用できない理由がわからないが、財政困難のなかでできるだけの対応をすることを希

望して賛成する。

紀 就学率は政府が考えているほどに高くはならない、映画教育の利用を考えるべきである、小学校教員が確保できなくなつて女性教員に頼る傾向が強まつてくる、高等小学校卒業者と青年学校普通科修了者を青年学校本科でいっしょに教育することは困難である、高等小学校を廃止して青年学校に変更する町村が増えるかもしれない、就学時間を就労時間に数えると労働強化にならないか、体位の低下になる可能性が大きい、国庫が全額負担するのが当然ではないか、女子の青年学校教育を拡張したい、といった疑問、不満、希望があるが原案に賛成する。

下村 娯楽的な要素を取り入れ、体位低下にならないように配慮することを希望して賛成。

田所 特別会計にしたり国庫負担に変更したりするなど財政的な配慮を希望して賛成。

第五回委員会（三月二十二日）

〔地方学事通則中改正法律案および就業時間法案が付託され、後者について広瀬久忠厚生大臣より提案理由説明がなされた〕

田所 十六歳以上の者の就学保証はどうなるのか。

広瀬 十六歳未満の者は保護職工として扱われているが、その年齢を現時点で引き上げることは難しい。将来の問題として考えたい。

田所 平生文部大臣のときには法律によって雇傭者に大きな責任を課すことにしていたが、今回の義務制については、教育審議会は道徳的な義務にすべきだという方針を提示した。十六歳以上の就学奨励について法律以外の措置で、つまり命令等によつて考えていることはないか。

田所 保護職工の年齢を十九歳まで引き上げてほしい。

田所 「十六歳未満」を「十九歳未満」に変更すればよいのではないか。

成田 一郎厚生省労働局長 工場法や商店法の規定をも改正しなければならぬ。

田所 法律を改正せずに勅令によつても変更することはできないのか。

〔ここから討論に入る〕

田所 右のことを希望して賛成。

〔満場一致可決、続いて地方学事通則中改正法律案について小柳より提案説明がなされた〕

〔田所から細かい質問が出されただけでとくに意見もなく満場一致で可決〕

以上が貴族院の委員会審議の流れである。審議回数は少ないが、議題に関係のない発言がほとんどないために密度が濃い。また個々の委員がそれぞれこだわっている問題について重ねて質問をしているので、衆議院よりも論点が深まっている印象を受ける。

田所が活発に発言している。田所は教育審議会の特別委員長としてこの問題に深く関与していた。しかし教育審議会としてはこの義務制実施にすでに同意することを答申していたのであるから、田所がここでさらに疑問や批判を重ねて表明していることは奇異な印象を与えている。とくに彼がこだわっていたのは高等小学校の義務化との関係、就学を実質的に保証するための予算措置や雇傭者に対するさらに積極的な義務づけ、教授及訓練時数の最高限度の設定などであった。このうち最高時数については設定されないことが当局者から明らかにされている。

青年学校に関係した経験をもつとこの紀の発言も目立った。紀が問題にしたのは地方財政の負担、就学率を高めるための実質的な措置、高等小学校卒業者と青年学校普通科修了者をいっしょに教育することの困難などであった。就学率を高めるための教育内容の改善の具体的方策として紀は映画教育を提唱している。

大森は青年学校令の法律化を繰り返し求めた。勅令による制度化では議会は関与できない。義務化を定める本体である青年学校令が勅令で、その付属法令ともいふべき国庫補助法が法律という逆転した構造では、議会は補助法案しか審議できず、問題の本質は審議の対象にならない。しかしそれでは議会を通じての国民の協賛は得られず、「天降

り」の制度として国民に押しつけることにしかならない。まして青年学校の義務化は地方公共団体や該当年齢者を雇傭する工場、商店等の協力を不可欠とするから、まず議会の協賛を得るべきだと大森は主張している。この議論は衆議院でもみられたが、教育審議会には現れなかった。下村寿一が憲法が保障する居住移転の自由に抵触するから法律にしなければならぬという妙な法律論を展開したが本格的な議論にはならなかった。ただし松浦鎮次郎は青年学校に関して勅令主義を変更すれば教育法全体を法律主義にしなければならぬという危惧を表明しており、下村の提起が法律主義を求める議論の拡大の契機になることを警戒していた。実際に平生文部大臣は高等小学校の義務化を法律によって実施しようと考えていた。しかし教育審議会ではこの問題についての明確な方針を決めるための議論はなかった。勅令主義を当然の前提とする教育関係者が多かったためでもあろう。しかしもともと勅令主義と法律主義には絶対的な区別があつたわけではないから、一つの契機で全体が動揺する可能性は十分にあつたのである。勅令主義の維持が限界に近づいていたとみることができる。

就業時間法案の審議では田所が年齢の上限についてこだわっている。十六歳未満ではおおむね本科第一学年の途中で保証が切れるから、事実上青年学校の本体である本科五年間は保証されないことになってしまう。これでは都市の青年学校の就学率を高めることはできない。教育審議会できく問題になつた点でもあり、田所は勅令によってでも保証の年齢を引き上げることを求めたが、将来の問題として逃げられてしまった。商店法が前年になってようやく制定されたというこの段階で十六歳以上の者の就学を保証すること自体に無理があつたのではないだろうか。

第三節 青年学校教育義務制度の概要

一 青年学校令の改定

教育審議会の答申を受けて義務制の青年学校制度が構築された。その制度の概要を検討、確認しておきたい。義務制実施にあたって青年学校令は全面改定された。一九三九年四月二十六日に勅令第二百五十四号をもって公布された青年学校令の主要な条文は次の通りである。

第一章 目的

第一条 青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二章 課程

第二条 青年学校ニ普通科及本科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得

青年学校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得

第三条 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス

本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト為スコトヲ得

研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

第四条 普通科ノ教授及訓練時数ハ各学年二百十時以上トス

本科ノ教授及訓練時数ハ男子ニ在リテハ第一学年及第二学年ニ於テ各二百十時以上、第三学年以上ニ於テ各百八十時以上トシ女子ニ在リテハ各学年二百十時以上トス

第五条 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科並ニ体操トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科、家庭科並ニ体操トス

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科並ニ教練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科、家庭科並ニ体操トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムベシ但シ修身及公民科ハ之ヲ欠クコトヲ得ヌ

教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 青年学校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル為專修科ヲ置クコトヲ得

專修科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 特別ノ學歷若ハ素養ヲ有スル生徒又ハ現ニ青年学校以外ノ施設ニ於テ教育ヲ受クル生徒ニ對シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ教授及訓練科目中其ノ一部ヲ課セザルコトヲ得

第八条 教授及訓練科目中生徒其ノ身体ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハザル科目ハ之ヲ其ノ生徒ニ課セザルコトヲ得

第九条 青年学校長ハ伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル生徒又ハ品行不良ニシテ他ノ生徒ノ教育ニ妨アリト認ムル生徒ノ青年学校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第十条 青年学校ノ教科用図書ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第三章 就学

第十一条 普通科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ尋常小学校卒業者トシ本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者又ハ高等小学校卒業者トス

研究科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者トス

前二項ノ規定ニ依リ入学シ得ル者ノ外特ニ青年学校ニ入学スルコトヲ得ル者ニ関シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十二条 年齢満十二歳ヲ超工満十九歳（満十九歳ニ達シタル日ニ於テ仍青年学校本科ノ学年ノ中途ニ在ル者ニ付テハ其ノ学年ノ終）ニ至ル迄ノ男子ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ除クノ外其ノ保護者ニ於テ之ヲ青年学校

ニ就学セシメ義務課程ヲ履修セシムルコトヲ要ス

一 小学校ニ就学セシムベキ者又ハ現ニ小学校ニ在学スル者

二 現ニ高等学校尋常科ニ在学スル者又ハ之ヲ修了シタル者

三 現ニ師範学校本科第一部ニ在学スル者又ハ同第二学年ヲ修了シタル者

四 現ニ中学校ニ在学スル者又ハ同第四学年ヲ修了シタル者

五 現ニ実業学校ニ在学スル者、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ実業学校ヲ卒業シ若ハ同第四学年ヲ修了シタル者又ハ高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年以上ノ実業学校ヲ卒業シ若ハ同第二学年ヲ修了シタル者

六 青年学校本科ノ課程ヲ修了シタル者

七 特ニ文部大臣ノ指定スル者

第十三条 前条ノ保護者トハ就学セシメラルベキ者（義務就学者ト称ス以下同ジ）ニ対シ親権ヲ行フ者ヲ謂フ親権ヲ行フ者ナキトキハ後見人ヲ謂フ

前条ノ義務課程トハ普通科及本科ノ各学年ニ於テ義務就学者ガ第四条ニ規定スル各最低時数ヲ以テ履修スベキ課程ヲ謂フ

第十四条 義務就学者ノ瘋癲白痴又ハ不具廢疾其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ第十二条ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

義務就学者ノ病弱其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ就学時期ニ於テ之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ就学ヲ猶予スルコトヲ得

第十五条 義務就学者青年学校以外ノ施設ニ於テ青年学校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムルトキハ第十二条ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ関シテハ其ノ期間青年学校ニ就学スルモノト看做ス

前項ノ課程ノ認定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七条 義務就学者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就学者ノ義務課程ノ履修ヲ妨グルコトヲ得ズ

第四章 教員

第十八条 青年学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十九条 青年学校ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クベシ

第五章 設置

第二十条 北海道府県、市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ青年学校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負担ノ為学区ヲ設クルコトヲ得

北海道府県ノ設置スル青年学校ハ之ヲ道府県立青年学校トシ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ設置スル青年学校ハ之ヲ市町村立青年学校トス

第二十一条 商工会議所、農会其ノ他之ニ準ズベキ公共団体、法人ニ非ザル社団ニシテ代表者ノ定アルモノ及私

人ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

前項ニ規定スル者ノ設置スル青年学校ハ之ヲ私立青年学校トス

第二十二條 青年学校ノ設置廢止ハ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

青年学校ノ設置廢止ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十三條 青年学校ノ設備ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十四條 市町村ハ其ノ区域内ノ義務就学者ヲ就学セシムルニ必要ナル青年学校ヲ設置スベシ但シ市町村学校組合又ハ町村学校組合ニ依リ設置スルヲ妨ゲズ

第二十五條 前條ノ規定ニ依リ設置スル青年学校ノ市町村内ニ於ケル校数及位置ハ地方長官ニ於テ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムベシ

第二十六條 地方長官ハ一町村ニ於テ就学セシムベキ者ノ数一青年学校ヲ構成スルニ足ラズ又ハ適度ノ通学路程内ニ於テ一青年学校ヲ構成スルニ足ルベキ数ヲ得ルコト能ハズト認ムルトキハ青年学校ノ設置ニ代ヘ其ノ町村ヲシテ義務就学者ノ全部又ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ其ノ学区ニ委託セシムルコトヲ得

地方長官ハ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノガ其ノ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ青年学校ニ対シ適度ノ通学路程内ニ在ラズト認ムルトキ亦前項ノ例ニ依ルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ義務就学者ノ教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメントスルトキハ關係市町村、市町村学校組合、町村学校組合及学区ノ意見ヲ聞クベシ

第二十七條 地方長官ハ町村ガ其ノ資力青年学校設置ニ関スル費用ノ負担ニ堪ヘズ且青年学校設置ノ為他ノ市町

村ト学校組合ヲ設クルコト能ハズト認ムルトキハ其ノ町村ヲシテ青年学校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得
地方長官ハ前条第一項ノ事由アルモ町村ヲシテ同項ノ規定ニ依ラシムルコト能ハズト認ムルトキハ其ノ町村ノ
区域ノ全部又ハ一部ニ関シ青年学校ノ設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得前条第二項ノ事由アルモ市町村、市町
村学校組合又ハ町村学校組合ヲシテ同項ノ規定ニ依ラシムルコト能ハズト認ムルトキ其ノ市町村、市町村学校
組合又ハ町村学校組合ノ区域ノ一部ニ関シ亦同ジ

前二項ノ規定ニ依リ青年学校設置ノ義務ヲ免ゼラレタル区域内ノ義務就学者ノ保護者ハ第十二条ニ規定スル義
務ヲ免除セラレタルモノトス

第六章 費用負担及授業料

第二十八条 青年学校設置ニ関スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外道府県立青年学校ニ在リテハ北海道地
方費亦ハ府県ノ負担トシ市町村立青年学校ニ在リテハ市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ其ノ学区ノ
負担トス其ノ費用ノ概目左ノ如シ〔以下略〕

第三十条 青年学校ニ於テハ授業料ヲ徴取スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アルトキハ道府県立ノ学校ニ在リテハ
文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ徴取スルコトヲ得

第七章 管理及監督

第三十三条 市町村長、市町村学校組合管理者又ハ町村学校組合管理者ハ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校
組合ニ属スル国ノ青年学校ニ関スル教育事務ヲ管掌シ市町村立青年学校ヲ管理ス

第三十四条 市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ青年学校ニ関スル教育事務ノ為市制第八十三条若ハ町村
制第六十九条ノ規定又ハ其ノ準用規定ニ依リ学務委員ヲ置クベシ此ノ場合ニ於テハ市町村会、市町村学校組合
会又ハ町村学校組合会ノ議決ニ依ルコトヲ要セズ

市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ハ青年学校ニ関スル教育事務ノ為条例ニ依リ其ノ学区ニ学務委員ヲ

置クコトヲ得

学務委員ニハ市町村立青年学校ノ学校長又ハ教員ヲ加フベシ

委員中学校長又ハ教員ヨリ出ヅル者ハ市町村長、市町村学校組合管理者又ハ町村学校組合管理者之ヲ任免ス

第三十五条 学務委員ノ職務其ノ他ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第三十七条 私立青年学校ハ地方長官之ヲ監督ス

第八章 補則

第四十条 本令ニ依ラザル学校ハ青年学校ト称スルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル青年学校ニシテ本科ノ男子ノ教授及訓練期間ヲ二年又ハ三年ト為スモノニ付テハ第三条

第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十六年三月三十一日迄ハ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

第十二条ノ規定ハ大正十五年四月一日以前ニ出生シタル者ニ関シテハ之ヲ適用セス

特別ノ事情アル場合ニ限り青年学校ニハ地方長官ノ認可ヲ受ケ当分ノ内専任教員ヲ置カザルコトヲ得

一九三五年制定の旧青年学校令（以下「旧令」と呼称する）に比べると条文の数が一五から四〇に大きく増えている。旧令と比較しながらこの新しい青年学校令の内容を確認しておきたい。

第一条の規定には変更が加えられていない。教育審議会の答申の第一項目では「青年学校ハ国体ノ本義ニ基キ職業及実生活ニ即シテ皇国青年ヲ鍊成スル教育タルコトヲ本旨ト」するといふふみ込んだ表現になっていたが、採用されなかった。ただし、新制度全般を解説するために出された六月二十六日文部省訓令第十九号「青年学校令改正及同施行規則制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項」の「一 青年学校ノ本旨ニ関スル事項」では「青年学校ハ実務ニ従事スル男女青年ヲ対象トシテ国体ノ本義ニ基キ国家有為ノ青年ヲ鍊成スルヲ目的トシ地方ノ情況ニ応ジ青年ノ職業及

實際生活ニ即シテ適切ナル教育ヲ施スモノ」と説明されており、ここでは審議会の答申の文言がほぼそのまま使われている。それだけに第一条の変更がなかったことが疑問である。

第二条は旧令第六条、第三条は旧令第七条とまったく同じである。

第四条は教授及訓練時数を定めた条項であるが、旧令にはこの規定はなく青年学校規程に委ねていた。義務課程を規定する関係で勅令に含めたのであろう。なお、ここでは「学年」という呼称が用いられている。旧令下では青年学校は「学年」を用いず、「第一年」「第二年」のように呼称していた。前掲文部省訓令「青年学校令改正及同施行規則制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項」によれば、各学年において義務課程を履修する（学年ごとに課程修了を認定することになったために学年制を採用したとの説明がなされている）。

第五条は「家事及裁縫科」が「家庭科」になったことを除いて旧令第九条と同じ、第六条は第十条とまったく同じである。

第七条から第九条まではいずれも義務化されたことに伴って必要になった規定である。文部省が教育審議会に提出した「青年学校教育義務制実施案要綱」にも盛り込まれていた内容でもある。

第十条の教科書の規定は青年学校令施行規則第九条において具体化されている。すなわち修身及公民科と普通学科の教科書は国定または検定、その他の科目は開申となっている。

第十一条は旧令第八条を継承したものであるが、義務化したことにより例外的な入学者に関しては「文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」というように厳格な規定に変更されている。

第十二条が保護者に対する義務づけの規定であり、その義務の内容については「青年学校ニ就学セシメ義務課程ヲ履修セシムルコト」と二重に書いてある。つまり、青年学校の義務課程を履修させることが義務の内容であり、同時に義務課程を越えるカリキュラムを履修することは義務ではないという二つのことを示している。

なお、義務の対象から除外する者として七項目が挙げられている。そのうちの第七号「特ニ文部大臣ノ指定スル者」

は六月二十六日公布の文部省告示第三百五十九号によつて明らかにされた。次の通りである。

神宮皇学館普通科在学者及同第四学年修了者

陸海軍ノ現役又ハ予備校ニ在ル者

陸軍幼年学校在学者及卒業者

東京陸軍航空学校在学者

熊谷陸軍飛行学校、水戸陸軍飛行学校及陸軍航空整備学校ノ生徒及卒業者

陸軍工科学校及陸軍通信学校ノ生徒及卒業者並ニ陸軍戸山学校軍楽生徒及卒業者

海軍予備補習生

高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校ノ第三学年修了者又ハ卒業者

尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年ノ実業学校卒業後引続キ同種同程度ノ学校ニ在学シ工業学校規程第十二条、農業学校規程第十二条、商業学校規程第十六条ノ二又ハ水産学校規程第十二条ノ規定ニ依ル課程（青年学校ニ於ケル普通学科及職業科ニ相当スベキ学科目二百七十時以上ヲ課スル修業年限一年ノ課程ニシテ青年学校ニ於ケル修身及公民科ニ相当スベキ学科目六十時以上、教練科ニ相当スベキ学科目二百十時以上ヲ課スルモノ又ハ修業年限二年又ハ三年ノ課程ニシテ青年学校ニ於ケル修身及公民科ニ相当スベキ学科目六十時以上、教練科ニ相当スベキ学科目二百十時以上ヲ課スルモノニ限ル）ヲ修了シタル者

盲学校又ハ聾啞学校在学者及同中等部第四学年修了者又ハ卒業者

専門学校入学者検定規程ニ依リ卒業者ニ付文部大臣ノ指定シタル学校（以下專檢指定学校ト称ス）ニ在学スル者及尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル專檢指定学校ノ第四学年、高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル專檢指定学校ノ第三学年又ハ高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル專檢指定学校ノ第二学年ヲ修了シタル者並ニ外国ノ学校ヲ卒業シタル者ニシテ専門学校入学者検定規程ニ依リ文部大臣ノ認定シタル者

小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員又ハ小学校専科正教員ノ免許状ヲ有スル者

軍関係の学校、障害児学校、専検指定学校などが指定された。なお工業学校規程第十二条等の規定による課程とはいわゆる卒業生の指導施設である。

第十三条は第十二条の補足説明になっている。すなわち、その第一項で保護者は親権者または後見人であるとし、第二項で義務課程は第四条に規定する各最低時数であるとしている。後者はきわめて重要である。つまり最低時数がそのまま義務課程になっており、最低時数を少しでも越える時数は義務課程には含めないということである。教育審議会では最高時数の設定が強く求められ、答申にも盛り込まれた。二一〇時または一八〇時では青年学校教育の実態よりも下回る水準なので、現状の水準を確保するためにも三〇〇時程度のところに義務課程の最高時数を設定すべきだということ考え方によるものであった。また同時に、雇傭者に就学を保証させるためにも義務の時数の上限は必要だということも含まれていた。しかし最低時数をそのまま義務課程にしてしまったことで多くの青年学校は現状の内容を減らしたところに義務課程を設置することを迫られることになった。

なお、前掲文部省訓令「青年学校令改正及同施行規則制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項」の「義務課程ニ関スル事項」では「生徒ノ境遇ニ応ジ更ニ充実シタル課程ヲ履修セシムルハ最モ望マシキ所ナルヲ以テ苟モ義務課程ヲ設ケタルニ因リ充実シタル課程ヲ廢スルニ至リ其ノ結果教育ノ低下ヲ來シ又ハ課程ノ劃一二墮スルガ如キ弊ヲ招クコトナキヤウ之ガ指導ニ遺憾ナキヲ期スベシ」と記載されている。

第十四条は病気等による就学の猶予・免除の規定である。貧困を理由とする猶予・免除の規定は含まれていない。

第十五条は各種学校等を想定した規定、第十六条は第七・八条の規定から自然に導き出されてくる規定である。

第十七条は雇傭者に対して義務課程の履修を妨げることが禁じている。「実施案要綱」では雇傭者にて「就学スルニ足ルベキ時間ヲ与ヘ且其ノ就学ヲ督励スル義務」があるとしていたが、「督励スル義務」は法に表現しにくい。おそらくそのために提言よりも後退したものになったのであろう。

第十八条は旧令第十二条とほぼ同じ（旧令の「規則」を「規程」に変更）、第十九条は旧令の第十一条とまったく同じである。

第二十条は旧令の第二条の趣旨をおおむね継承している。第二十一条も旧令第三条の趣旨を継承したものである。第二十二条は旧令第五条とほぼ同文である。第二十三条は旧令第十三条とほぼ同文である。

第二十四条は義務教育の中心的規定の一つである。第二十五条は第二十四条の補足的な内容であるが、設置すべき青年学校の数や位置を地方長官が定めることになっている。公立青年学校の直接の設置者は市町村であるから、市町村に対して府県が必要な学校を配置させるといふことを意味する。しかし第二十六条や第二十七条では柔軟な対応を認めている。すなわち、適度の通学距離内に十分な生徒がいないうち（第二十六条）あるいは青年学校を設置するだけの資力を市町村がもたない場合（第二十七条）には市町村の青年学校設置義務を免除するという規定である。就学者本人の貧困による不就学は認めないとしておきながら、財政上の都合によって設置者側の義務を免除するという説明は教育審議会でもまったくなかった。公立学校が必要な場所に必要な数だけ設置されなくてもいいというのでは義務教育にならない。

第三十条の授業料非徴収の規定は旧令第十四条とほぼ同文である。

第三十三条から第三十五条は市町村立青年学校の管理に関する条項であるが、ここで学務委員が規定されている。学務委員に関する細かい規定は施行規則に書かれている。

附則の第二項は年限の短い青年学校の存続の猶予期限を定めたものであるが、わずか三年間だけである。

附則の第三項によつて一九二七年度の出生者から義務が適用されることが定められた。二七年度の出生者は三九年度の初めの時点で満十二歳である。つまり三九年度は普通科第一年のみの実施となった。文部省は一貫して初年度は普通科第一学年と第二学年を同時に実施すると説明していたが、結局普通科第一学年しか実施できなくなった。完全実施まで七年を要することになったのである。

なおここで、枢密院における青年学校令案の審議内容を国立公文書館所蔵の枢密院文書で確認しておきたい。

青年学校令案は一九三九年三月十八日に枢密院に諮問された。三月二十五日に審査委員が指定され、四月十二日に第一回、十四日に第二回の審査委員会が開かれた。審査委員は河合操（委員長）、有馬良橘、鈴木莊六、石塚英蔵、清水澄、松浦鎮次郎、潮恵之輔であった。潮は広田弘毅内閣発足直後の約半月ほど内務大臣で文部大臣を兼務した経験がある（潮の後任が平生飢三郎）が、教育の事情に詳しいのは松浦だけであったといえる。松浦は文部官僚として青年訓練所の創設に関与し、さらに文政審議会で青年学校制度創設の議論に参加し、教育審議会での義務制実施をめぐる審議にもかかわっている。

審査委員会でのやりとりのなかで重要と思われるものは次の通りである。石塚顧問官が青年学校の義務制実施と普通教育義務年限の延長問題との関係について質問したのに対し、荒木文相は高等小学校（高等国民学校）の義務制を実施する際には青年学校普通科との関係において「取捨」とすると答弁した。また石塚が軍部が青年学校義務制を必要とする理由を質問したのに対し、板垣陸相は都市における就学率が五割に達していないから義務にする必要があると答えた。松浦顧問官は就学強制の方法や視学機関の充実について質したが、石黒英彦文部次官は就学強制は困難であるが進んで就学するよう指導する、各道府県に社会教育官のような制度を設ける、と答弁した。また松浦顧問官は高等小学校就学率の低下が懸念されるのでその義務化を速やかに実施すべきとの意見を開陳したところ、荒木文相は青年学校の義務化が将来の高等小学校の義務化に悪影響を及ぼさないように留意すると述べた。潮顧問官は義務就学者が雇傭において不利にならないかどうか、また工場就業時間制限令によって十六歳以上の者の労働時間が一日一二時間未満となったが青年学校の義務制との関係はどうなっているのかと質した。これに対して石黒次官と田中文部省社会教育局長は、女性労働への転換を避けるために工夫するが青年はほぼすべて義務就学者になるので問題を生じることは少ない見込みで、さらに私立青年学校の設置を奨励して就学の便宜を図るつもりである、また青年学校義務制は学年進行で実施するので工場就業時間制限令との関係でただちに問題が生じるわけではなく、義務就学者の年齢と抵

触するまでに十分に考究すると回答した（工場修業時間制限令については後述する）。河合顧問官は小学校教員が減少するのでその兼任に依存する青年学校に支障を来すのではないかと質問したが、荒木文相と板垣陸相は待遇改善等により小学校教員の減少を防ぐと答えた。ここまでが第一回の審査委員会での主な議論である。

第二回審査委員会では「逐条的審議」が行われた。主なやりとりは次の通りである。鈴木顧問官は指導員の資格が比較的「輕易」である理由をたずね、石黒文相と田中局長は指導員の人選については軍当局と協力しており、また將來は陸軍部内の者を文部省職員として兼務させると回答している。石塚顧問官は農民道場や修養団と青年学校の関係を質し、田中局長は文部大臣が指定することによって普通学科や職業科を免除すると答弁し、土井陸軍歩兵中佐は徳育体育の増進上望ましいのでこれらを青年学校の範疇に入りたいと述べた。松浦顧問官は公立青年学校で職業組合や同業組合などと連絡して実務家に職業科を担当させる必要について質したのに対し、荒木文相は地方の名望家や技能者を動員して義務制の趣旨を徹底したいと回答した。潮顧問官は青年学校義務制が労働条件に及ぼす影響について質したのに対し、成田厚生省労働局長は、現実には労働条件を悪化させたり青年職工を解雇したりするようなことはないはずだと述べた。石塚顧問官は外地に施行しないのかと問い、田中局長は兵役義務等の関係から外地に対しては別の規定を設けると答えた。潮顧問官が財政力の弱い町村に国庫から特別に補助すべきではないかと述べたのに対し、田中局長は公立青年学校未設置町村は石川県の一村だけで問題はほとんどないと述べた。清水顧問官は授業料の徴収の有無とその負担を勅令で定めることの可否を質し、田中局長は時数の多い特殊の学校では徴収を認めることがあると答え、また樋貝法制局参事官は「実質的ニハ税ニ類似スルモ形式的法制関係ニ於テハ報償ト考ヘラレ之ヲ勅令ニ依リ規定スルモ違憲トハ思惟」しないと答えた。河合顧問官は女子の義務化の見込みと指導員についての方針を問い、石黒次官は「目下ノ所」女子の義務化の見込みはない、土井中佐は指導員は師団や県庁に依頼して再教育をしていると答弁した。

以上にて質疑が終了し、國務大臣や説明員が退席してから委員だけで協議し、全会一致で原案を可決し、審査報告

を委員長に一任して閉会した。

「青年学校令改正ノ件」を審議した枢密院会議は四月十九日に開かれた。河合委員長から審査報告があつたのち、審議に入った。発言したのは二人の顧問官であつた。窪田静太郎顧問官は道府県が青年学校を設置する必要性の有無を質し、菅原通敬顧問官は財政や経済に与える影響、とくに地方費の負担、国庫の負担の形式（補助か負担か）、大蔵省の方針、あるいは義務制の国家国民経済に与える影響を質した。蔵相の石渡は、初年度の負担が三〇〇万円で漸次増加して一、〇〇〇万円程度になることは大蔵省としても承知していると答弁している。

発言はこれだけで、逐条審議をすることもなく全会一致でこの青年学校令案を可決した。

全般的に議論は低調であつた。松浦も教育審議会で表明していた主張を繰り返しているが、最低時数をそのまま義務課程にした点について松浦も他の委員も追及していない。議論が低調だつたのは青年学校教育義務制実施が政策全体のなかで、とりわけ国家総動員体制全体のなかでそれほど重い位置づけがなされていなかったことの表れのように思われる（青年学校の義務制実施と国家総動員体制との関係については項を改めて検討する）。

二 青年学校令施行規則の制定

青年学校令施行規則は文部省令第二十四号として青年学校令と同日の一九三九年四月二十六日に公布された。全部で六六条あり従前の青年学校規程の二〇条よりかなり詳細なものになつてゐる。このうち主要な条項について、青年学校規程と比較しつつ内容を確認しておきたい。

第一条は各学年の科目別時数の規定である。従前の青年学校規程の規定とまったく同じである。

第四条は青年学校令第七条によつて教授及訓練科目の一部を免除される者に関する規定である。

第四条 左ニ掲グル者青年学校ニ在学スルトキハ之ヲ青年学校令第七条ニ規定スル特別ノ學歷又ハ素養ヲ有スル生徒トス

一 文部大臣ノ指定シタル者

二 地方長官ニ於テ青年学校令第七条ニ規定スル特別ノ學歷又ハ素養ヲ有スル者ト認定シタル者

右ノ二項目のうち前者の「文部大臣ノ指定シタル者」は六月二十九日の文部省告示第三百六十四号によつて明らかにされた。次の通りである。

一 本科第三学年以上ニ於テ普通学科ヲ課セザルコトヲ得ル者

神宮皇学館普通科第三学年終了者

陸軍幼年学校第二学年終了者

高等学校尋常科第三学年終了者

中学校第三学年終了者

高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年以上ノ実業学校ノ第一学年修了者

専門学校入学者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付文部大臣ノ指定シタル学校ニシテ尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスルモノノ第三学年、高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスルモノノ第二学年又ハ高等小学校

卒業程度ヲ以テ入学資格トスルモノノ第一学年ヲ修了シタル者

青年学校本科第一学年及第二学年ニ於テ各普通学科二百十時以上ヲ修メタル者

修業年限三年ノ高等小学校ヲ卒業シ青年学校本科第二学年ニ於テ普通学科二百十時以上ヲ修メタル者

高等学校高等科入学試験規程ニ依ル試験合格者

専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者

高等試験令第七条ノ試験合格者

高等試験令第七条ノ試験合格者

普通試験合格者

小学校准教員又ハ尋常小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者

二 本科第三学年以上ニ於テ職業科ヲ課セザルコトヲ得ル者

青年学校本科第一学年及第二学年ニ於テ各職業科四百二十時以上ヲ修メタル者

三 本科第三学年以上ニ於テ普通学科及職業科ヲ課セザルコトヲ得ル者

尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校ノ第三学年修了者又ハ卒業者

高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年以上ノ実業学校ノ第二学年修了者又ハ卒業者
実業学校卒業程度検定規程ニ依ル検定合格者

工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者養成施設ノ課程ヲ修了シタル者

すべて第三学年以上に限定されている。また免除される科目も普通学科と職業科に限られている。修身及公民科や教練科に関しては免除しないということである。義務の対象が課程なのか年齢なのか原則があいまいだという批判が教育審議会の内外にあったが、科目によって別の原則を適用するということになったのである。

またもう一つ注目されるのは時数の多い青年学校がここに含まれていることである。これによって時数が多く年限が短い都市型の青年学校の教育の成果が認められることになった。ただしそれは普通学科と職業科に限られ、修身及公民科と教練科は継続して受講しなければならぬこととされている。

工場事業場技能者養成令については施行規則第五条に関しても次のように指定されているが、次項において改めて詳述する。

第五条は青年学校令第七条によって教授及訓練科目の一部を免除される施設に関する規定である。

第五条 左に掲グル施設ハ青年学校令第七条ニ規定スル施設トス

一 文部大臣ノ指定シタル施設

二 地方長官ニ於テ青年学校令第七条ニ規定スル施設ト認定シタル施設

右の二項目のうち前者の「文部大臣ノ指定シタル施設」は六月二十九日の文部省告示第三百六十五号で明らかにされた。次の通り工場事業場技能者養成令による技能者養成施設だけである。

施 設	青年学校ニ於テ課セザルコトヲ得ル教授及訓練科目
工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者養成施設	修身及公民科、普通学科、職業科

この技能者養成施設に在学中の者は修身及公民科、普通学科および職業科の修学を免除される。しかし教練科は免除されない。したがって技能者養成施設に通いながら青年学校にも通つて教練科の授業を受けなければならない（そして技能者養成施設を修了後は修身及公民科と教練科の授業を青年学校で受けなければならない）。

第九条は前述した通り修身及公民科と普通学科に関して国定あるいは検定教科書を使用することを定めた条項である。

第十三条は青年学校規程になかった新しくかつ重要な規定である。

第十三条 青年学校ノ教授及訓練ハ昼間ニ於テ之ヲ行フ但シ土地ノ情況ニ応ジ午後九時ヲ過ギザル夜間ニ於テ之ヲ行フコトヲ妨ゲズ

特別ノ事情ニ依リ午後九時ヲ過ギテ教授及訓練ヲ行ハントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前二項ノ規定ハ教授及訓練ノ性質上特ニ夜間ニ於テ行フ必要アルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

昼間制への移行は教育審議会や帝国議会などで強く要望されていたことであつた。この条文がどれほど有効だったかは疑問であるが、条文を立てたこと自体が積極的な対応だといえる。

第十八条は他の学校の中退学者または卒業者の青年学校への編入の仕方を定めた条項である。中等学校の第二学

年修了者は本科第一学年に編入されるが、第三学年修了者は第三学年に編入されることになっており、従前とまったく同様に編入学年が年齢に対応していない。

第三十二条は青年学校令第十五条に関する規定である。青年学校令第十五条は、青年学校以外の施設で青年学校の課程と同等以上の課程を修める場合にその修学期間に限って青年学校に修学しているものとみなすという規定である。この第三十二条は「文部大臣ノ指定シタル課程」と「地方長官ニ於テ青年学校ノ課程ト同等以上ト認定シタル課程」をこの第十五条に該当するものと規定しているが、前者については六月二十九日の文部省告示第三百六十六号によって明らかにされた。それによれば「明治十四年文部省達第四号府県立学校幼稚園書籍館教育博物館設置廢止規則ニ依リ設置シタル学校ニシテ其ノ卒業者ニ付専門学校入学者検定規程ニ依ル文部大臣ノ指定ヲ受ケザルモノ」だけが指定された。府県立の各種学校（実際には夜間中学）がこれに該当する。その多くは専検指定を受けているが、設置されてから指定を受けるまで若干の時間を要するので、この規定はその間の青年学校への就学義務を免除するという意味をもつたことになる。

なお、各種学校の認定に関して東京府の学務部から具体的な問い合わせがあり、それに対する文部省社会教育局の回答を各府県の学務部に通知した通牒「青年学校関係認定ニ関スル件」が一九四一年三月十八日に出されている。たとえば一年以内の短い年限の施設でも認定可、中等学校中途編入を目的とした予備校が職業科や教練科を加設した場合でも施設経営が確実なものであれば認定可、といった指示である。

第三十五条ないし第三十七条は市町村立青年学校に不就学あるいは欠席の者の扱いの規定である。入学者が入学期日後十日を経ても入学しない場合（第三十五条）あるいは「正当ノ事由ナク引続キ欠席」した場合（第三十六条）は市町村長に連絡し、市町村長から保護者に就学あるいは出席を督促する（第三十七条）、といった内容である。また第三十八条では道府府県立または私立の青年学校の欠席者への対処を規定しているが、学校長が保護者に出席するように通知することとされている。市町村立学校の場合も道府府県立・私立の場合も二回以上の督促あるいは通知で就

学あるいは出席しない場合には地方長官に報告し、地方長官から保護者に就学ないし出席を督促するとされている（第三十九条）。そしてそれでも就学ないし出席しない場合には生徒本人に対しても就学または出席の通知または督促を行うと規定されている（第四十条）が、それ以上の措置は定められていない。制裁を行わないという教育審議会の方針が生かされているが、とくに私立青年学校の場合には保護者と生徒本人が離れて居住している可能性が大きく、保護者に通知しても直接的な効果が必ずしも期待できない場合があったと思われる。また、第四十三条では私立青年学校に在学する場合には地方長官が関係市町村長に対して出席状況を調査させることができるようになっており、第四十九条では義務就学者とその保護者の居住地が異なる場合においては保護者は義務就学者の居住地の市町村長に義務就学者の氏名、生年月日、居所や保護者の氏名、住所を届け出ることが義務づけられている。しかし都市に出ていて頻繁に移動する義務就学者一人ひとりを市町村長がどこまで把握できたかきわめて疑問である。なお、青年学校手帳については第四十八条にかかわって後述する。

第四十五条は義務課程についての具体的な規定である。

第四十五条 義務就学者ヲ就学セシムル青年学校ニ於テハ義務課程ヲ設クベシ

前項ノ青年学校ニシテ第一条ニ掲グル各学年ノ最低時数ヲ超ユル時数ノ課程ヲ設クル場合ニ於テハ義務課程ハ之ヲ其ノ課程中ニ於テ編制スルコトヲ得

教育審議会では義務課程の時数を超える課程を設置する場合には、義務課程とは別の課程にして生徒に選択させればよいという説明がなされていた。しかしこの条文の第二項では、義務課程の時数を超える課程を編制したうえで、その内部に義務課程を置いてよいということになっている。たとえば三五〇時で完結する課程を設置して、そのうちの二一〇時を履修しても完結するという課程を内部に設置してもよいということである。形式的には可能であるかもしれないが、二一〇時には修身及公民科二〇時、普通学科九〇時などと科目ごとに最低時数が定められているから、就学時間のことも考えればほとんど困難だったと思われる。しかし一方で、それまでたとえば三〇〇時で運営してい

た学校にとって、これとは別に二一〇時の課程を設置することもまた困難が大きかったと思われる。いずれにしても最低時数を義務課程にしたことは学校現場に大きな影響を与えたものと推測される。

なお、文部省社会教育官山口啓市の説明によれば、最大四二〇時、できれば三二〇時以上の課程であれば別に二一〇時の義務課程を別に設定することが「適当」だとされている。また実際の課程の設置にあつては、欠席者のことも考へて四月から翌年一月頃までに義務課程の授業を配当し、二月から三月にかけて欠席者のための補充の授業を行う、毎週必ず欠席者のための補充授業を行う、あるいは月・水・金を第一義務課程、火・木・土を第二義務課程としていづれかに出席すればよいようにする、といった配慮や工夫を求めている。一定時数の授業への出席を強制する義務教育であるから、原則として欠席することは許されないことになる。全員にもれなく義務課程を履修させるために学校はかなりの負担を強いられたのである。

第四十六条は義務課程の通知に関する規定であり、義務課程の実際の運営方法にかかわる重要な条項である。

第四十六条 学校長ハ義務就学者ノ義務課程履修ノ為出席スベキ日及時刻ヲ定メ予メ之ヲ其ノ保護者及使用者ニ通知スベシ

前項ノ通知ハ毎学年ノ始ニ於テ又ハ毎学年ニ回若ハ三回ニ分割シテ之ヲ為スベシ

已ムヲ得ザル事由アルトキハ学校長ハ第一項ノ日及時刻ヲ変更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ予メ保護者及使用者ニ通知スベシ

前三項ノ通知ハ第四十八条ニ規定スル青年学校手帳ニ記載スルノ方法ニ依ルヲ妨ゲズ

学校長が保護者や使用者に義務課程の授業の日と時刻をあらかじめまともて通知するという規定である。学校側が修身及公民科二〇時、普通学科五〇時、職業科七〇時、教練科七〇時（本科第一学年男子の場合）といった義務課程の時数の授業を一年間の中で適当に配分し、その授業の日と時刻を正確に伝達し、そして必ず出席するように努力しなければならぬという仕組みであつた。学校としてはこれとは別に任意で出席できる授業を開いていたかもしれな

神奈川県が定めた「義務課程日及其ノ時刻通知様式」

義務課程日及其ノ時刻通知様式

義務課程日及其ノ時刻通知表（昭和 年度 自 月 日 至 月 日）

		学校長印				学校名	
使用者氏名	保護者(又ハ代理人)氏名			月			科
				日			
印	印			曜			氏名
				至	自	始終時刻	
				時	時		
				分	分		

備考

- 一 本通知表ハ保護者(又ハ代理人)及使用者宛交付シ請印ヲ徴スルコト
- 二 義務課程履修ノ為出席スベキ日及其ノ時刻ニ変更ヲ生ジタルトキハ適宜様式ヲ定メ前項ノ例ニ依リ処理スルコト

[備考] 1939年5月16日市町村長・公私立青年学校長宛神奈川県学務部長通牒「青年学校ノ義務課程ニ関スル件」(十四社教第四三号)において定められた様式。『神奈川県教育史』資料編第三卷(1973年)所収。

いが、この仕組みによって、生徒にも保護者や雇傭者にも、どの授業が義務課程の授業で、どの授業が任意の授業なのか明確に理解されたにちがいない。そしてできる限り多く労働に従事させたいと考える親や雇傭者は、通知された義務課程の授業に限定して子どもないし青年を通学させたと推測される。したがって学校側としても、授業の内容を組み立てるにあたり、義務課程の授業と任意の授業とはっきり区別せざるを得なくなつたと思われる。

なお、とくに書式を定めた例として神奈川県の様式を掲げておいた。「青年学校手帳」に記載する場合に関しては次の第四十八条にかかわる告示「青年学校手帳ノ様式」を参照されたい。

第四十八条は青年学校手帳の携帯を定めた条項である。この手帳には「一 義務課程履修ノ為出席スベキ日及時刻並ニ其ノ変更」「二 入学、転学、退学及就学ノ免除又ハ猶予ニ関スル事項」「三 青年学校令第七条及第八条ノ規定ニ依ル科目免除並ニ同第九条ノ規定ニ依ル出席停止」「四 教授及訓練科目別出席時数」「五 其ノ他必要ナル事項」を記入することになつていた。市町村は「義務就学者名簿」を作成して生徒の就学・出席管理を行うこととされてきた（第二十三条および第五号表）が、行政あるいは学校サイドだけでなく生徒自身が所持する手帳によつても行うという方式が採用されたのである。手帳そのものは青年訓練所の時期からあつたが、青年訓練所や任意制青年学校の時期の手帳は、就学や出席の奨励ということだけでなく、むしろ特典にかかわる教練の授業を受けた記録という意味が大きかつたと思われるが、特典を廃止し、義務化したうえで出席状況を記入するとすればその役割はまさに就学・出席管理の重要な手段となる。私立に大きく依存することが明らかであり、就学期間が長く、また生徒の移動が激しいため、行政・学校で学籍を完全に管理できないことが最初から見通されていたのである。なお、手帳の様式は三九年八月三十一日文部省告示第四百三号によつて定められた。

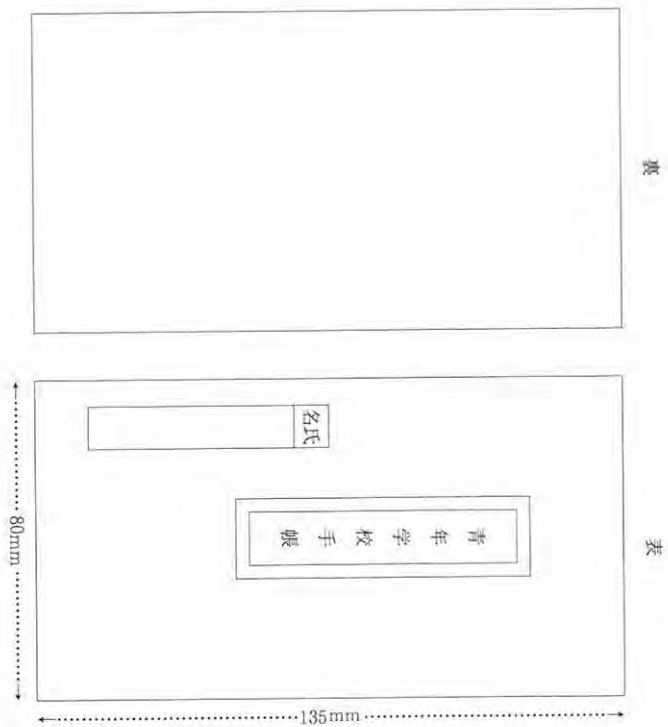
第六十二条から六十五条は学務委員の規定である。学務委員は就学の奨励督促、設備、経費予算、授業料、教授及訓練の期間や時数などに関して市町村長等を補助し、あるいは意見を陳述するとされている（第六十三条）。人数は地方長官が定めることとし（第六十二条）、任期は四年（第六十四条）とされている。教育審議会などでは「指導監

『青年学校手帳』の様式

青年学校手帳様式

一 手帳ノ大巾等ハ左ノ通下ス

表裏ハ布張下シ水気ニ堪ヘ且汚損ノ難キモノヲ用フルコト



二 巻頭ニハ教育ニ関スル勸語及青少年生徒ニ賜ハリタル勸語ヲ奉記スルコト

三 青年学校手帳ニ関スル心得下シ左記事項及其ノ他必要ナル事項ヲ掲グルコト

(備考) 職業八目己ノ職業及準備関係等ヲ記入ルコト

氏名		現居住所		本籍地			
氏	名	年	月	日	現居住所		
						職業	
昭和	年	月	日	昭和	年	月	日
昭和	年	月	日	昭和	年	月	日
昭和	年	月	日	昭和	年	月	日
昭和	年	月	日	昭和	年	月	日
昭和	年	月	日	昭和	年	月	日
昭和	年	月	日	昭和	年	月	日

(一)

- 一 本手帳ハ青年学校ニ出席ノ際必ズ之ヲ携帯スルベシ
- 二 本手帳ハ細心ノ注意ヲ以テ之ヲ取扱ヒ汚損又ハ紛失等ノコトナキヲ期スルベシ
- 三 本手帳中在学関係欄、科目免除、就学猶子及出席停止欄、出席時数欄、教授及訓練委託情況欄、身体情況欄、義務課程日及時刻欄、備考欄及証明書欄ハ青年学校ニ於テ夫々記入証明ヲ受ケ其ノ他ノ各欄ハ青年学校生徒ニ於テ適宜之ヲ記入スルベシ
- 四 転学セシトスルトキハ本手帳ヲ在籍青年学校ニ提出シ出席時数其ノ他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受ケ移転先青年学校ニ之ヲ提示スルベシ
- 五 生徒ニシテ他ノ青年学校ニ於テ教授及訓練ノ一部ヲ受ケシトスルトキハ本手帳ヲ在籍青年学校ニ提出シ教授及訓練委託情況欄ニ出席時数其ノ他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受ケ他ノ青年学校ニ之ヲ提示スルベシ
- 六 前項ノ教授及訓練ノ一部ヲ受ケル期間終了タルトキハ教授及訓練委託情況欄ニ出席時数其ノ他必要ナル事項ノ記入証明ヲ受ケ在籍青年学校ニ之ヲ提示スルベシ
- 六 男子ハ徴兵検査(海軍志願兵志願者ニ在リテハ徵募検査)及入營ノ際本手帳ヲ携行スルベシ
- 四 修学情況其ノ他必要ナル事項ヲ記入スル為メ各欄ヲ設クルコト但シ各学校ニ於テ必要ナル場合ハ適宜欄ヲ加フルヲ得ルコト
- 各欄ノ紙数ハ適宜トスルコト

証 明 書	(氏 名)	年 月 日	右者兵役法施行令第三十四條第二項ノ規定ニ依リ陸軍大臣ノ定メタル程度ノ課程ヲ修 得シタルコトヲ証ス	昭和 年 月 日	(何青年学校長氏 名 印)
-------------	----------	-------------	---	-------------------	---------------------

五 本手帳ハ之ヲ男子ノミニ所持セシムルモノ及女子ノミニ所持セシムルモノニ二種ニ別ツラ得ル
コト

男子ノミニ所持セシムルモノニ在リテハ普通科ノ出席時數欄ニ於ケル家庭科、本科及研究科ノ
各出席時數欄ニ於ケル家庭科並ニ体操科教授及訓練委託情況欄ニ於ケル家庭科、本科及研究科ノ
所持セシムルモノニ在リテハ青年学校手帳ニ関スル心得第六号ノ事項、本科及研究科ノ各出席
時數欄ニ於ケル教練科教授及訓練委託情況欄ニ於ケル教練科義務課程日及時刻欄並ニ証明書
欄ヲ別ルコト

督機関」などと呼称されていたものであり、その答申にも「青年学校教育振興ノ為市町村ニ適當ノ機構ヲ整備スルコト」という条項が盛り込まれていた。それが実際に制度化されたのである。前掲文部省訓令「青年学校令改正及同施行規則制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項」では「学務委員ノ職務、選任ノ方法、其ノ任期等ハ概ネ小学校令ニ依ル学務委員ノ制度ト同様ナルモ青年学校令ニ依ル学務委員ニ在リテハ市町村立青年学校ノ校長又ハ教員ヲ加フルヲ要スルコトトセラレ又其ノ員数ハ地方ノ情況ニ応ジ地方長官ニ於テ適宜定ムルコトトシタリ〔中略〕此等学務委員ヲ中核トシ各方面ノ人士ヲ網羅シテ青年学校ノ振興ト後援ノ事ニ当ラシムルガ如キ機構ヲ設クル等郷党ヲ挙ゲテ青年ヲシテ漏レナク青年学校ニ就学セシムルニ協力スルノ風ヲ興サシムルニ力ムベシ」などと説明されている。

なお、施行規則制定より少し後の五月十一日、文部省訓令第十三号をもって「青年学校教授及訓練科目要旨並ニ青年学校教授及訓練要目中改正」が出され、新たに普通科の修身及公民科と普通学科の要目が制定された（青年学校発足後に制定されたこれらの要目は本科だけの規定であった）。

また一九三九年十月十一日に北海道庁官制と地方官官制が改正され（勅令第六百九十八・六百九十九号）、北海道庁に事務官一人と各府県に地方事務官が一人ずつ合計四六人増員されたうえで北海道庁と各府県に青年教育官が新設された。青年教育官は「学務部ニ属シ上官ノ命ヲ受ケ青年学校教育其ノ他社会教育ニ関スル視察指導其ノ他ノ事務ヲ掌ル」ものとされた。そして同日公布の勅令第七百号で「北海道庁事務官又ハ地方事務官ニシテ青年教育官ニ補セラレ専ラ青年学校教育其ノ他ノ事務ニ従事スルモノハ其ノ職務ニ必要ナル学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ経テ特ニ之ヲ任用スルコト」ができることとされた（この勅令は一九四二年十一月に廃止）。

教育審議会の答申には中長期的な要望も含まれているので、その全体が義務制実施の時点での程度採用されたかを判断することは難しいが、青年学校令や施行規則でただちに対応できることがらのいくつかはたしかに実現されている。しかし目的規定をそのままにしたこと、最低時数をそのまま義務課程にして最高時数を定めなかったこと、二つの点は答申の趣旨とかなりくい違っている。そして初年度において普通科第一学年だけの実施となり、また審議会

も世論も強く期待した就学保証のための社会立法がまったく不十分だったことと合せて考えるならば、審議会が求めた義務制実施の基本的な条件がかなり欠落してのスタートになったということがいえるだろう。

注

(1) 『青年と教育』第六卷第六号（一九四一年六月）所収

(2) 山口啓市「青年学校に於ける義務課程に就いて」（『青年と教育』第四卷第八号、一九三九年八月）

第四節 義務制実施上の諸問題とその後の動向

一 青年学校教育義務制と国家総動員体制——技能者養成制度をめぐって——

青年学校の義務制は技能者養成制度と同時にスタートした。青年学校義務化の意味を考察するうえでこの技能者養成制度との関連は重要な視点となる。どれだけ両者の関係が調整されたかという意味での関連をみることによって青年学校教育義務化の本質が明らかになるといふことも考慮したい。

1 技能者養成制度の概要

一九三九年三月三十一日に「学校技能者養成令」と「工場事業場技能者養成令」が公布された。両者ともに国家総動員法第二十二条に基づく勅令である（前者が第三百十号、後者が第三百十一号）。国家総動員法第二十二条は次の通りである。

第二十二条 政府ハ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ学校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ対シ国家総動員上必要ナル技術者ノ養成ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

学校技能者養成令は学校等に対して技能者の養成を義務づけたものであり、青年学校も義務づけの範囲に含まれて

いる。また工場事業場技能者養成令は工場や事業場に対して養成を義務づけたものである。この二つの勅令による技能者養成制度は私立青年学校に大きなかわりをもった。公立の青年学校は実際には本格的な技能者養成施設を併設するほどに設備をもっていないのが普通であり、工場等が工場事業場技能者養成令によって青年学校とともに養成施設を設置するにせよ、工場等に設置されていた青年学校に学校技能者養成令によって養成施設をその内部に併設するにせよ、結果的にはいずれにしても工場等に設置される私立青年学校にとって深いかかわりをもつ制度であった。そしてこの制度が青年学校の義務制と同時に発足したのである。ここでは実質的により大きな効力を發揮したと思われる工場事業場技能者養成制度の方を中心に検討していくことにしたい。

工場事業場技能者養成令の主要な条項は次の通りである。

第一条 国家総動員法第二十二条ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 厚生大臣ノ指定スル事業ニ属スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノノ事業主（以下事業主ト称ス）ハ技能者ノ養成ヲ為スベシ但シ第一号ニ該当スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所

ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場

二 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未満五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定

スルモノ

第三条 前条ノ規定ニ依リ養成セラルベキ者（以下養成工ト称ス）ノ員数ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 養成工ハ事業主ニ雇傭セラルル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業シ若ハ青年学校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス

事業主ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前

項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五條 事業主ハ養成工ニ対シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第六條 養成工ノ養成期間ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ関スル施設ノ狀況其ノ他特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

養成ニ必要ナル時數ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計画ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ関スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ為ニ必要ナル費用ヲ負担セシムルコトヲ得ズ但シ命令ニ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條ノ第十七條〔省略〕

附則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

また四月四日に厚生省令第三号をもつて公布された工場事業場技能者養成令施行規則の主要な条文は次の通りである。

第一條 工場事業場技能者養成令（以下令ト称ス）ニ基キ地方長官ニ対シ為スベキ申請又ハ報告ハ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ対シ之ヲ為スベシ

第四條 毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第

二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一号ニ該當スル要申告者（技術者ヲ除ク）タルモノノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數（以下告示員數ト稱ス）以上トス

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ヲ告示員數ノ二倍ヲ超エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得

一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スルモノ

二 実習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ

毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ欠員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ欠員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス

第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ養成ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ為スベシ

第十條 地方長官ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル養成

期間ノ短縮ヲ為スコトヲ得

一 実習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合

二 前号ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認メタル場合

前項ノ申請ハ左ニ掲ケル事項ヲ具シ之ヲ為スベシ（以下略）

第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 徳性ノ涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上

二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上

三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ五千時間以上（令第六条第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三千五百時間以上）

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二号ノ時数ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時数及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ為スベシ

第十五条 地方長官ハ令第九条ノ規定ニ依リ事業主ニ対シ養成指導員ヲ置クコトヲ、令第二条第一号ニ該当スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ対シ教室又ハ其ノ附属設備ノ設置ヲ、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ対シ実習工場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第十七条 事業主養成指導員ヲ置キタルトキハ遅滞ナク其ノ者ノ氏名、履歴及担任事項ヲ様式第一号ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ変更アリタルトキ亦同ジ

第十八条 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ様式第二号ニ依ル養成工名簿ヲ備付クベシ

養成工名簿ハ養成工ノ養成終了後五年間之ヲ保存スベシ

第二十一条 本令中地方長官トアルハ鉱業法又ハ砂鉱法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鉱山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

なお、三九年七月十八日、厚生省令第二十二号をもつて工場事業場技能者養成補助規則が制定された。補助金の申請や交付の手續きなどを定めたものである。

ここにいう技能者とは「中堅職工」（いわゆる熟練工）のことであり、すべての職工を対象にした制度ではない。

養成令第二条の指定は四月四日の厚生省告示第五十五号によつて行われた。指定を受けた業種は全部で二二である。

そして施行規則第四条に規定されているように、養成者は「国民職業能力申告令第二条第一号ニ該当スル要申告者」に「告示ヲ以テ定ムル比率」を乗じた数であつた。国民職業能力申告令第二条は「職業能力ニ関スル事項ノ申告（以

下申告ト称ス）ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未満ノ帝国臣民タル男子ニシテ左ノ各号ノ一二該当スルモノ（以下要申告者ト称ス）ニ付之ヲ為サシムルモノトス」であり、その第一号は「本令施行地内ニ於テ引続キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者」となっている。そして施行規則と同日の「官報」に掲載された厚生省告示第五十六号によれば、「告示ヲ以テ定ムル比率」とは「二二の職種のうち金属製錬業等五つについては四％、機械器具製造業、電動機製造業、造船業、航空機製造業等一七の職種については六％とされている。

指定された二二の業種の大規模な工場は養成施設の設置を義務づけられる。そして高等小学校を卒業または青年学校普通科を修了した十四歳以上十七歳未満の者に対して三年間にわたり養成を行うという制度であるから、青年学校本科の義務就学者と完全に重なることになる。しかも「徳性ノ涵養ニ充ツベキ時数」が毎年四〇時以上、「中堅職工タルニ充ツベキ時数」が養成期間を通じて七二〇時以上、「中堅職工タルニ充ツベキ時数」が養成期間を通じて七二〇時以上、「中堅職工タルニ充ツベキ時数」が養成期間を通じて七二〇時以上という授業時数は青年学校本科の毎年二二〇時あるいは一八〇時と比較にならないほど多い。当然青年学校との関係が問題になってくる。

形式的に言えば技能者養成令は国家総動員法を根拠にしているので、独立命令たる青年学校令よりも強い効力をもっている。したがって設置者である事業主はまず技能者養成令に従って養成施設を設け、そこで一定数の職工を養成し、それ以外の者を青年学校に就学させることになる。また、養成工については、青年学校令第七条の「現ニ青年学校以外ノ施設ニ於テ教育ヲ受クル生徒ニ対シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ教授及訓練科目中其ノ一部ヲ課セザルコトヲ得」という部分を適用して、一部の教授及訓練科目を免除し、残りの科目を青年学校において履修させればよいことになる。

実際の両者の関係については、まだ青年学校令も公布されていない一九三九年四月四日の各地方長官および各鉱山監督局長宛厚生・文部次官通牒「工場事業場技能者養成令ニ基ク技能者ノ養成ト青年学校教育トノ関係ニ関スル件」（厚生省発職第二一八号）によって指示された。この通牒は二つの施設の関係に関する四項目の指示と科目や授業時数

に關する三つの指示とから成つてゐる。

前者の指示は次の通りである。

一 養成工ハ令第四条第四項ノ規定ニ依リ養成開始ノ際原則トシテ年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業シ若ハ青年学校普通科ノ課程ヲ修了シ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要スルヲ以テ青年学校ノ本科ノ教育義務制ガ実施セラルル（昭和十六年度ヨリ実施セラルル見込）ニ於テハ養成工ノ年齢ニ該当スル者ハ原則トシテ青年学校本科ニ就学スベキ義務ヲ負フコトトナルベキモ養成令ニ依ル養成工ニ付テハ養成中ノ当該期間青年学校ノ修身及公民科、普通学科及職業科ノ課程ヲ修ムル義務ヲ免除セラレ爾後ノ青年学校ノ学年ニ於テハ青年学校ノ普通学科及職業科ノ課程ヲ修ムル義務ヲ免除セラルル見込ナルコト

二 事業主ニ於テ養成計画ノ認可ニ関シ工場又ハ事業場ニ設置スル青年学校等ニ於テ本令ニ依ル養成ノ全部又ハ一部ヲ行フコトヲ申請セル場合ニ於テハ其ノ学校ニ於ケル課程ガ養成令ニ基ク課程ヲ充足シ且技能者養成上支障ナシト認メラルルトキハ之ヲ認可スルコト

前項ニ依リ青年学校ニ於テ工場事業場技能者養成令ニ基ク養成ヲ行フモノニ付テハ青年学校トシテハ学務部工場事業場技能者養成令ニ依ル養成施設トシテハ警察部ヲシテ監督指導ニ当ラシムルコト

三 青年学校ニ於テ養成令ニ基ク課程ヲ修ムル養成工ニ対シテハ青年学校ノ普通学科及職業科ノ課程ハ養成期間終了後ノ青年学校ノ学年ニ付テハ青年学校教育義務制実施後ト雖モ之ヲ課セラレザル見込ナルコト

四 二ニ基キ青年学校等ニ於テ養成令ニ基ク養成ヲ行フ場合其ノ監督及指導ニ付テハ關係部課ト連絡ヲ密ニシ双互扞格スルコトナキ様留意スルコト

養成施設に在籍中は青年学校の修身及公民科、普通学科および職業科を、課程修了後は普通学科と職業科を免除する、青年学校と養成施設を合体させることも可能である、ただしその場合でも青年学校としては学務部が、養成施設

としては警察部が監督指導を行う、といった内容である。科目の免除については前項で言及した三九年六月の文部省告示で改めて指示された。一部の科目の免除は内容や時数からみて当然の措置であり、逆にいえば養成施設在籍中は教練科を、課程修了後は教練科と修身及公民科を青年学校で履修しなければならないということであった。また養成施設を青年学校として設置することも可能であるとされているが、職業科の授業時数が青年学校の義務課程の時数よりもはるかに多いので、実際には青年学校に一本化して、養成の対象外の従業員全員をもそこに就学させるということとは考えにくいことだったと思われる。

一方、科目や授業時数に関する指示は次の通りである。

一 養成工ノ徳性涵養

養成工ノ徳性涵養ニ付テハ修身及公民ノ科目ヲ置カシメ其ノ教授訓練ヲ通ジテ之ヲ行ハシムルコト

修身及公民科ノ教授要目ハ青年学校ノ修身及公民科ノ教授及訓練要目ニ準拠シテ之ヲ定メシムルコト

二 養成工ニ授クベキ学科ノ種目及其ノ種目別授業時数

(一) 養成工ニ授クベキ学科ノ種目

養成工ニ授クベキ学科ノ種目ハ普通学科ト工業学科ト二分ツコト

(二) 普通学科ノ教授科目

普通学科ノ教授科目ハ国語、国史、数学及理科（物理及化学）トシ必要ニ応ジ地理、英語ヲ加フルコト

ヲ得ルコト但シ国語及国史ハ毎年之ヲ課セシムルコト

前項ノ各教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

普通学科ノ各教授科目ノ教授要目ハ成ルベク青年学校ノ普通学科ノ教授及訓練科目ヲ参酌シテ定メシムルコト

(三) 工業学科ノ教授科目

工業学科ノ教授科目ハ製図、機械ノ要素、電気工学、材料、専門機械工学、力学、機械工作法、専門作業法及工業要項トシ必要ニ応ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルコトヲ得ルコト

前項ノ各教授科目ハ工場、事業場ノ状況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計画中ニ記載スルコトヲ要セザルモ成ルベク左例ニ準拠シテ之ヲ定ムルコト但シ養成職種ニ依リ精粗其ノ取扱ヲ適切ニシ得ルコト

工業学科教授要目ノ例〔省略〕

(四) 授業時数

各教授科目ノ授業時数ハ第一号表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科ノ各教授科目間及工業学科ノ各教授科目間ノ授業時数ハ工場事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

施行規則第十条第二項ノ規定ニ依リ授業時数ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ認可セラレタル工場事業場ニ在リテハ第二号表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科ノ各教授科目間及工業学科ノ各教授科目間ノ授業時数ハ工場事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

第一号表〔省略〕

第二号表〔省略〕

省略した第一号表には普通学科と工業学科のそれぞれの科目の配當時数の例が示されている。普通学科については国語五〇時（三年間合計、以下同じ）、国史五〇時、数学七〇時、理科五〇時で合計二二〇時、工業学科については製図七〇時など合計七二〇時である。これ以外に「技能ヲ授クルニ充ツル時数」（実習）が五、〇〇〇時以上とされているから、とくに技術教育の水準としてはかなり高度なものになっていたと思われる。

修身及公民科と普通学科に関しては青年学校の科目とその内容を準用することとされているが、工業学科に関しては独自にカリキュラムを編成して示している。したがって修身及公民科と普通学科については教員や施設設備を共有

することが可能になるが、工業学科の方は時数に対応して内容や水準が青年学校の職業科とはかなり異なったものになつていたと思われるので、授業はまったく別にしなければならなかつたにちがいない。

養成施設を設置する側からいえば短期集中型の養成施設と教練を中心にした長期の訓練施設の両方を用意するといふ負担を同時に背負うことになつた。しかし、たしかに重い負担ではあつたかもしれないが、国家総動員の二環として技能者養成施設を設置することが強制されたことで、青年学校はその附属施設として工場に設置されやすかつた面もあると思われる。青年学校そのものは工場に設置義務を課していないが、養成施設はまさに工場に設置義務を課したものであつたからである。

なお、技能者養成所と青年学校の制度の重複を解消してほしいとの要望が産業界から強く出たようである。とくに「日本工業協会に属する同人」によつて組織された職工養成研究会が作成し、一九四一年六月に厚生省や文部省などに建議したという「工場事業場技能者養成法要綱」は、適用範囲を五百人以上の大規模工場に限定したうえで、徴兵適齢未満の者全員を対象に徴兵適齢まで「一般工養成」を、一般工養成を受けた者から「将来中堅従業員タル二適スト認ムル者」を選んで一年間「中堅工養成」を、さらに中堅工養成を終了後五年を経た者から「将来幹部工タル二適スト認ムル者」を選んで六ヵ月間「幹部工養成」を行い、これらの養成を受ける者には青年学校の義務就学の非該当者とするという内容である。制度の統合というよりも青年学校制度の非適用といつてよい。

また厚生省は実際に技能者養成令を改正するつもりであつたらしい。一九四二年の前半頃に近く同令を改正するものであらかじめ各工場にその要綱を内示したという。それによれば適用範囲は五百人以上の工場に限定し、養成所を普通科二年（十四歳以上十九歳未満の者全部を対象）、中等科二年（普通科修了者を対象）、高等科六ヵ月（中等科修了後五年以上生産に従事した者対象）などから成る組織に変更するといふものである。また文部大臣の指定がある場合には修身及公民科と教練科を加えるとされている。おおもむね前記の「工場事業場技能者養成法要綱」に即した案である。ただし「要綱」が青年学校制度を事実上非適用にしていたのに対してこの内示では修身及公民科と教練科を青

年学校制度に即して課することとなつていたので、技能者養成制度を中心とし、それに青年学校制度の重要な部分を補つたという形である。

しかし、技能者養成令は実際には改正されなかつた。経過などはわからない。調整に時間を要し、そのうちに応召と学徒動員で技能者養成が事実上不可能になつたということかもしれない。いずれにせよ調整もされずに創設された二つの制度の一元化が強く求められていたことはたしかであろう。

注

(1) 文部大臣官房文書課「昭和十四年 文部省例規類纂」所収

(2) 和田英正「青年学校と技能者養成との問題」(『青年と教育』第七卷第六号、一九四二年六月)

(3) 注(2)と同じ。

2 青年学校教育義務制実施をめぐる政治過程

青年学校教育義務制の実施は、国家総動員法に基づく技能者養成制度の実施と、同じく国家総動員法に基づく工場就業時間制限令の実施と同時になつた。これらの制度が準備された時間的経過をみてみたい。

なお、工場就業時間制限令は三十九年三月三十一日に勅令第二百二十七号をもつて公布された。総動員法第六条を根拠とし、工場法の規定を受ける工場のうち厚生大臣が指定するものに関して、十六歳以上の職工に一二時間を超えて就業させることを禁止し、あるいは毎月二回以上の休日を設定することなどを定めた勅令である。

時間的経過は次の通りである。上段に青年学校令関係(就業時間法を含む)、下段に技能者養成制度や工場就業時間制限令関係を示す。閣議前後の動きは国立公文書館所蔵の「公文類聚」に所収されている文書に、議会関係は帝国

議会の議事録に、枢密院関係は国立公文書館所蔵の枢密院文書によつた。また青年学校令案の起案については国立公文書館所蔵の文部省公文書「青年学校令及其ノ解釈」所収の文書によつた。

青年学校令関係

技能者養成令・就業時間制限令関係

一九三八年

10月31日

国家総動員審議会、「学校及養成所ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱」「工場事業場ニ於ケル技能者ノ養成ニ関スル勅令案要綱」答申

12月28日

国家総動員審議会、「工場ニ於ケル就業時間制限

ニ関スル勅令案要綱」答申

一九三九年

1月26日 青年学校令案、文部省で起案

2月8日 国庫補助法・地方学事通則案、閣議に請議

2月9日 青年学校令案、閣議に請議

2月10日 国庫補助法案、法制局より上申

2月13日 国庫補助法案、衆議院に提出

2月14日 就業時間法案、閣議に請議

3月2日

就業時間制限令案、閣議に請議

3月3日 地方学事通則案、法制局より上申、衆議院に提出

3月8日 就業時間法案、法制局より上申

- 3月10日 就業時間法案、衆議院に提出
- 3月16日 青年学校令案、法制局より上申
- 3月18日 青年学校令案、枢密院に諮詢
国庫補助法案、貴族院で可決
- 3月23日 就業時間法・地方学事通則案、貴族院で可決
閣議に請議
- 3月24日 国庫補助法公布（4月1日施行）
- 3月25日 就業時間制限令・学校技能者養成令・工場事業場技能者養成令閣議決定
- 3月26日 就業時間法公布
- 3月29日 地方学事通則公布（4月1日施行）
- 3月31日 学校技能者養成令・工場事業場技能者養成令公布（4月5日施行）
- 4月4日 工場事業場技能者養成令施行規則公布（4月5日施行）
- 4月12日 枢密院第一回審査委員会
- 4月14日 枢密院第二回審査委員会
- 4月19日 青年学校令案、枢密院会議で決議
- 4月26日 青年学校令公布（即日施行）
- 就業時間制限令施行規則公布（5月1日施行）

青年学校令施行規則公布（即日施行）

5月13日 就業時間法施行期日ノ件公布（施行期日5月20日）

7月18日

工場事業場技能者養成補助規則公布（即日施行）

8月31日 青年学校手帳様式改正

この流れをみて明確に指摘できるのは、国家総動員法に基づく技能者養成令や就業時間制限令の制定作業が先行していることである。国家総動員審議会に技能者養成令の要綱が諮問されたのは十月二十九日、答申が三十一日である。審議会での審議はそれほど時間をかけていない。しかしこの勅令案の構想はすでに八月十九日の「朝日新聞」で報じられている。「厚生省の計画要旨」として次のように伝えられている。

即ち金属、機械工業にして五十人以上の従業員を有する工場、事業場は従業員総数の一定割合（一割程度）につき技術養成を強制される、従業員三百人以上を有する工場では原則として専属の養成機関を設けることになつてゐるが自家養成の困難な所では学校や既設の養成所に委託して養成することも許されてゐる、これ等の希望に應ずるため地方長官が必要と認めた場合公私立学校、養成所に対して増設又は新設を命ずることが出来るが施設拡充のためには国庫から補助金を支出する筈である、而して技術養成に要する費用は総て事業主が負担し従業員の犠牲とせざることも考慮されてゐる、又或る人数が技術習得を了へた場合は同数の新人が養成機関に送り込まれ、従業員総数と被養成員との比率は常に一定の割合を保たしめること、なつてゐる

この説明では従業員の一割程度に対して養成を強制し、大工場には専属養成機関を設置させ、自家養成が困難な場合には学校や養成所に委託することを許されるとなつてゐる。実際の制度では最初から学校と工場等の養成の分担を明確にし、工場等での養成比率を五%前後に引き下げ、また専属の養成機関については二〇〇人以上の工場等に対して教室またはその付属設備の設置、一、〇〇〇人以上の工場等に対して実習工場の設置を厚生大臣が命ずることが出来ることになつてあつて、右の説明の三〇〇人以上という基準がやはり緩和されている。しかし制度の骨格はこの時点

では固まっていたといつてよい。

勅令案要綱は十月三十一日に国家総動員審議会の了承を得た。ただちに勅令として公布しても手続きとしては問題がなかったはずであるが、閣議に諮議されたのが三九年三月二十三日であった。半年近くも放置された事情はわからない。しかし義務を強制される産業界との調整に時間を要したことは十分に考えられる。養成比率と専属施設の設定について構想段階と実施段階で変化があつたことは右に述べた通りであるが、具体的な養成時間についてもおそらく調整が行われたものと思われる。三年間で五、八四〇時間以上という養成時間は工場にとつてかなりの負担である。また工業就業時間制限令という新たな負担も続いて加わつた。制限時間令の方は十二月末に国家総動員審議会の了承を得ている。

厚生省と商工省との主導権争いもあつたようである。国家総動員審議会に勅令案要綱が諮問される前の十月十三日、『東京朝日新聞』は両省が主管争いをしてしていると伝えている。十月十二日に木戸幸一厚相が池田成彬蔵相兼商工相と協議したもののまとまらなかつたということであるが、熟練工養成を「人的資源関係」(厚生省)とみるか「機械の一部」(商工省)とみるかの対立だつたようである。八月段階で公表された前述の構想は厚生省によるものだつた。先行する厚生省の動きを商工省が横から牽制し始めたのである。なお国家総動員審議会への諮問は首相・商工相・拓務相・厚相の連名で行われている。

熟練工養成は一九三八年に厚生省が設置されるまでは商工省の主管であつた。厚生省設置直前の三七年十二月に入つて熟練工養成の方策を検討するための委員会を中央と各地方に設置している。中央の委員会は日本工業協会内に設けられており、工業界と協議しながら熟練工養成の体制づくりをすでに推進していたのである。

おそらく右のような産業界との調整や政府内部の主管をめぐる争いが重なつて、国家総動員審議会の答申から半年も経てようやく制度化されることになつたものと推測される。しかし基本方針そのものはすでに三八年八月段階では確定していた。青年学校義務制実施に関して教育審議会が答申を出したのが七月十五日であり、実質的な審議は六

月から七月初頭にかけて行われた。時期は多少ずれているが、青年学校の審議の前後にかけて厚生省内で検討されていたものと思われる。しかし教育審議会には、青年学校答申の前にも後にも厚生省から説明はなく、また八月に公表された構想について審議会として積極的に取り上げて青年学校との関係を調整するということもなかった。この点からみれば、教育審議会は内閣に設置されたものの、実際には文部省の審議機関としてしか機能していなかったといえる。

関連してもう一つ重要な問題を指摘しておかなければならない。青年学校への就学年齢は十九歳にも達するが就業時間法で就学時間を保証されたのは十六歳未満であった。これでは本科への就学がほとんど保証されないことになる。十六歳未満は工場法等や制定したばかりの商店法で十六歳未満の者を保護していることと対応しているが、同時に十二月末に国家総動員審議会で承認された工場就業時間制限令の規定（十六歳以上の者の労働時間を原則一二時間以内に制限）によつて十六歳未満と以上の境目はさらに固定されることになった。制限令の趣旨は総動員体制を強化しつつも負担をそのまま労働時間に転嫁させず、長期間の総動員体制を維持させようということにあった。十六歳以上の者について労働時間の上限を抑えたことで企業は新たな負担を課されたことになり、そこで就学保証を強制すればさらにそれ以上の負担を課すことになってしまう。議会や枢密院では政府（文部省当局）は義務就学者が十六歳に達する頃までに考慮するという答弁をしているが、実際にはそれほど簡単なことではなかったものと思われる。

技能者養成令は国家総動員法第二十二条に基づいて制定された。この二十二条では工場等に技能者養成を義務づけることをすでに明記している。国家総動員法の要綱が近衛内閣によつて発表されたのが一月二十三日であるから青年学校義務制実施と同時に構想されていたはずである（第一章参照）。青年学校義務制は国家総動員の基礎工作ともいわれた。しかし実際の経過からみると総動員法の枠組みの外にあり、総動員体制の構築の過程ではほとんど考慮されていない。前述のように形式的にみても独立命令たる青年学校のもとにあつたのでは国家総動員法の枠組みから排除されて当然だったが、内容的にも関係を考慮されることはなかったし、十六歳以上の就学保証についても考慮されな

かった。真の意味で国家総動員法の基礎工作にするためには青年学校令そのものを国家総動員法の枠組みの中に位置づけるしかなかった。同時に構想されながらも青年学校義務制は独立命令としての青年学校令のもとで実施された。青年学校は都市の工場だけに設置されるわけではないから、都市ないし工場のことだけを考慮して国家総動員法に組み込むことはできなかったものと推測される。結局のところ国家総動員という国家全体の政策のなかで青年学校義務制の位置づけがそれほど重要ではなかったということと、教育審議会が内閣全体の政策とのかかわりのなかで教育政策を構築することができなかったということが浮き彫りになったのである。

注

(1) 『東京朝日新聞』一九三八年八月十九日「技能者養成を 工場に強制 厚生省で勅令案起草」

(2) 同右一九三八年十月十三日「技術者と熟練工 商工・厚生主管争ひ」

(3) 同右一九三七年十二月十日「熟練工養成 委員会を新設」

二 義務就学 の 状 況

1 義務就学者数の急減

義務就学がどのように、またどの程度実現されたのかを検討したい。

義務就学の実現の度合いは就学率の検討によって明らかになるが、その前に、義務就学者数が最初から予想よりかなり少なかったうえに、その後もあまり増加せず、義務制度が完成した時点においては予想の半分にも達しなかつ

たという事実から確認しておかなければならない。義務就学者数は義務就学率の分母にあたる。分母が半分の大きさになったということは、義務就学実現という事業の規模が半分に縮小されたことを意味する。

青年学校教育の義務就学者は小学校の義務就学者と異なり、該当年齢の者のうちから中等学校や高等小学校などに就学中の者を除いた数となる。中等学校等への就学者が増えれば義務就学者数は減少する。また中等学校等を半途退学すればその者はただちに義務就学者となる。したがって義務就学者の数の予測や把握はきわめて難しい。

教育審議会や枢密院での審議に際して文部省は義務就学者の見込みを提出していた（教育審議会に資料として提出した時点では初年度に普通科第一・二学年で実施する予定だったが、最終的に普通科第一学年だけの実施となり、枢密院に提出した資料では数字が変更された）。見込みは次のような方法によって算出されていた。まず普通科第一学年の男子生徒数は、前年度尋常小学校卒業者と高等小学校および中等学校第一学年半途退学者数を加えた数を「該当者数」とし、そこから高等小学校と中等学校に入学した者を控除して「収容すべき生徒数」を出した。また普通科第二学年以上については、青年学校の前年度前学年修了者数と高等小学校・中等学校の半途退学者数または卒業・修了者数を加え、そこから中等学校入学（転学）者数を控除した「収容すべき生徒数」を出した。尋常小学校・高等小学校卒業者数は一九三七年度の実数値に過去五年間の平均増加率を乗じ、高等小学校や中等学校の半途退学者数は一九三五年度の実数値に過去五年または六年間の平均減少率を乗じ、高等小学校や中等学校の入学者数は一九三七年四月の実地調査の結果に過去五年または一〇年間の平均増加率を乗じてそれぞれ算出している。

細かい計算がなされているのでそれほど狂わないようにも思えるが、この見込みと文部省社会教育局または国民教育局編「青年学校青年学校教員養成所三関スル調査」（以下「調査」と表記）および「文部省年報」（以下「年報」と表記）の数字との間には大きくない違いが認められる。そのくい違いの規模は、第2表の通りおおむね一七〇―一八〇万人である。

戦時下の統計がどこまで信頼できるものか疑問もあるが、それにしても見込みと実際の数字の開きはきわめて大き

第2表 青年学校義務就学者数の見込みと実際

1. 『青年学校青年学校教員養成所ニ関スル調査』との比較
普通科+本科

年度	見込み (A)	『調査』(B)	差 (A-B)	割合 (B÷A)
1940	281,297人	114,864人	166,433人	40.8%
1941	891,332	646,010	245,322	72.5
1942	1,524,333	1,160,622	363,711	76.1

2. 『文部省年報』との比較
普通科

年度	見込み (A)	『年報』(B)	差 (A-B)	割合 (B÷A)
1939	136,552人	64,225人	72,327人	47.0%
1940	281,297	147,282	134,015	52.4
1941	270,276	114,458	155,818	42.3
1942	266,207	106,523	159,684	40.0
1943	253,483	64,669	188,814	25.5
1944	235,284	52,683	182,601	22.4
1945	222,869	43,020	179,849	19.3

本科

年度	見込み (A)	『年報』(B)	差 (A-B)	割合 (B÷A)
1941	621,056人	462,687人	158,369人	74.5%
1942	1,258,126	910,414	347,712	72.4
1943	1,938,789	1,252,178	686,611	64.6
1944	2,636,446	1,387,699	1,248,747	52.6
1945	3,101,670	1,278,772	1,822,898	41.2

〔備考〕『文部省年報』の1945年度の統計には東京と佐賀の数字が含まれていない。

い。「調査」と「年報」は調査の時期も方法も異なるので両者の間にも数字のずれはあるが、だいたいの傾向は共通に読み取れる。すなわち、普通科については、四二年度までは見込みの四割ないし五割程度しかいなかったこと、そして四三年度以降は二割程度にまで落ち込むこと、本科については四二年度までは見込みの七割以上いたこと、しかし四三年度以降はその割合が急減して完成年度には五割程度になったこと（ただし東京と佐賀の数字がないために推測）、といったことである。

おそらく問題は二つあるのではないだろうか。一つは四二年度までの時期における普通科段階を中心とした見込みと実際の大きなずれであり、もう一つは四三年度以降における全般的な義務就学者数の急減である。この二つの問題がどうして生じたのか、少し掘り下げて検討してみたい。

青年学校への義務就学者を減少させる直接的な要因としてまず考えられることは、高等小学校あるいは中等学校への進学者の予想を越えての増加である。高等小学校進学者が増加したのであれば普通科だけが減少し、中等学校進学者が増加したのであれば普通科本科ともに減少する。

まず「年報」によつて高等小学校（国民学校高等科）の学年別の男子生徒数の推移をみてみたい。比較のために文部省の見込み値を併記する。「見込み」の方は、文部省の作成資料には高等小学校の全体の児童数の見込みは記載されていないので、入学者数から第一学年半途退学見込み者数を減じた数を第一学年児童数の見込み、前年度の第一学年児童数の見込みから第二学年半途退学見込み者数を減じた数を第二学年児童数の見込みとして両者を合計した数字、「年報」の数字は、四〇年度までは高等小学校の第一学年と第二学年の在籍者の合計値、四一年度以降は国民学校と準国民学校の高等科児童数の合計値である。

年 度	見込み (A)	【年報】 (B)	差 (A-B)
一九三七	九五八、二〇五	一、〇〇六、七三七	△四八、五三二
一九三八	九九四、一九六	一、〇六三、六〇一	△六九、四〇五

一九三九	一、〇三三、三九四	一、一一七、九四五	△八四、五五一
一九四〇	一、〇七三、五八三	一、一二一、二八一	△四七、六九八
一九四一	一、一一四、八〇八	一、一三八、五八二	△二三、七七四
一九四二	一、一四九、八六〇	一、一一九、七五五	三〇、一〇五
一九四三	一、一九三、二八六	一、一八三、〇四三	一〇、二四三
一九四四	一、二四五、一三一	一、二〇〇、五九二	四四、五三九

一九四一年度までは見込みよりも『年報』の数字の方が大きい。普通科二学年が義務となった四〇年度の場合は四万七千人余も見込みを上回っている。しかしこの年度の普通科義務就学者の見込みと実際の違いは『調査』によれば一六万人余、『年報』によれば一三万人余であったから、高等小学校（国民学校高等科）への進学者の予想以上の増加は原因の一部にすぎないことがわかる。

また、四二年度以降は国民学校高等科在籍者数も減少に転じ、逆に見込みを下回っている。したがってこの時期に關しては、国民学校高等科が青年学校普通科に入学するはずの者を大量に吸収したということはいえない。

次に中等学校の生徒数の増加の状況をみてみたい。『年報』によれば中学校と実業学校の男子生徒数は次のように推移した（外国人を除き、また実業学校の場合は第二部を除く本科生徒のみ）。

年 度	中 学 校	実業学校	合 計
一九三七	三六三、八八一	三四五、三四三	七〇九、二二四
一九三八	三七九、六九七	三六九、三二八	七四九、〇二五
一九三九	三九七、七六九	四〇三、一三三	八〇〇、九〇二
一九四〇	四三一、六三四	四五九、二五四	八九〇、八八八
一九四一	四七五、〇六四	四四九、九六〇	九二五、〇二四

一九四二	五二八、七七八	四九六、七三一	一、〇二五、五〇九
一九四三	五九五、三四一	六一五、五九八	一、二一〇、九三九
一九四四	六二二、三二五	六一〇、四〇二	一、二三二、七二七

中等学校の男子生徒数は一九三七年度の七〇万人余から四三年度の一二二万人余にまで六年間で約五一万人増加した。一年平均で約八万五千人増加した計算になる。尋常小学校卒業程度を入学資格とする修業年限三年以下の実業学校の場合は卒業してから青年学校に就学しなければならないが、その数はきわめて少ない。したがってこの中等学校在籍者はほとんどすべてが青年学校義務就学者ではない。つまり従前であれば「青年教育」の系統で学んでいたはずの者が毎年約八万五千人も「中等教育」の系統に流れたということになる。この数字は決して小さくない。

文部省は、青年学校義務就学者数を予測するにあたり、各年度の中等学校生徒数の予測値は算出していないが、尋常小学校卒業あるいは高等小学校半途退学ないし卒業で中等学校へ入学する者の数と、中等学校の第四学年以下で半途退学する者の数を予測している。前述のように、入学者は一九三七年度の数字を、半途退学者は一九三五年度の数字を基礎に、過去の増減率を用いて予測している。それによれば、中等学校入学者と中等学校第一、二、三、四学年半途退学者数は次のように見込まれていた。

年 度	入 学 者	半途退学者
一九三七	一八九、六五四	三七、五四三
一九三八	二〇一、八二四	三五、三五四
一九三九	二一四、二〇三	三三、三〇〇
一九四〇	二二八、一七三	三一、三七四
一九四一	二四二、三二六	二九、五六七
一九四二	二五七、一七五	二七、八七〇

一九四三 二七二、七五一 二六、二七六
 一九四四 二八九、〇九四 二四、七七八

一九三七年度から四三年度の六年間に途中の学年への入学を含めた入学者数が八三、〇九七人増加し、第四学年までの半途退学者が一、二六七人減少するものと見込まれている。両者を合せれば生徒数が九四、三六四人増加することになるが、この間に卒業者数も当然増加するので、生徒数の増加はこの九四、三六四人という数字よりは小さくなる。これ以上の推測は不可能であるが、はっきりしていることは文部省が六年間に増加すると見込んだ数が実際の増加数五万人よりもはるかに小さかったということである。

青年学校義務就学者数の見込みと実際のずれについては、一九四二年度までの普通科を中心とした見込み違いと、それ以降の一般的な減少の二つの問題があったが、前者に関しては高等小学校への進学者を過少に予測したことと、この中等学校への進学者の予想を大きく上回る増加とによってほぼ説明できると思われる。しかし後者の問題は、中等学校への進学者が多かったという事実をもってしてもなおまだ十分には説明できない。それだけ見込みと実際のずれの幅が大きく、義務就学者全体をはっきりと減少させる大きな動きが別にあつたとしか考えられない。

次に考えられることは移民、とくに「満蒙」への開拓移民がある。広田弘毅内閣によって一九三六年に国策の一つとされたいわゆる「一〇〇万戸送出計画」は、計画全体からみれば十分に実現されたとはいえないが、それでも敗戦時には「満蒙」開拓移民は二七万人になっていたといわれる。地域単位ないし家族単位の移民が多かったから、青年学校義務就学該当者が含まれていた可能性が大きい。

またそのうちとくに組織的に行われたものとしてよく知られているのが満蒙開拓青少年義勇軍である。これは一九三八年に創設されたから、存続した時期は青年学校の義務化実施の時期とほぼ重なる。また応募資格年齢も十五、六歳から十九、二十歳までで、この点でも青年学校とほぼ一致する。上笙一郎の研究によれば、内原訓練所の「満蒙開拓青少年義勇軍送出名簿」に記載されている氏名の数は三八年から四五年まで合計八六、五三〇人であり、また満州

拓殖公社が現地訓練所で三九年に行つた隊員の学歴等の調査では、尋常小学校卒が四%、高等小学校中退が三%、同卒が四七%、青年学校中退が三四%、同卒が五%、中等学校中退が四%、同卒が二%、その他が一%となつていたといふ。ほとんどが日本にいれば「中等教育」ではなく「青年教育」を受けるべき境遇に置かれていた青年たちであつた。

しかし、青少年義勇軍の総数は八万六千人余であり、あるいは二七万人の開拓移民の一部が青年学校義務就学者当者であつたとしても一〇万人を大きく越える数字にはおそらくならない。したがつて移民が青年学校義務就学者の見込みではないし減少の主たる原因とはいえない。

おそらく一九四三年度以降の青年学校義務就学者の急激な減少をもたらしたのは軍隊への志願者の増大であると思われる。日中戦争開始後、陸軍は徴集率を高めていった。一九四四年からは徴兵年齢が十九歳に引き下げられ、しかも徴集率が引き上げられて七七%になった。そのため、志願兵に大きく依存する海軍はいわゆる少年兵制度を拡充し、一九四一年には、それまで十五歳以上十七歳未満の飛行予科練習生制度だけだったものを水兵、機関兵、整備兵等に拡大し、さらに四二年には年齢を十四歳以上十六歳未満に引き上げた。その結果三八年には約九千人、四二年には約六万三千人が海軍の現役志願兵になつていたが、その数字が四三年には一萬一千人、四四年には二〇万八千人、四五年には一七万七千人にもなつた。陸軍も少年飛行兵や少年戦車兵などを大量に募集したから、これらの志願兵の数を合せれば全体としてかなりの数字になる。

これまでの検討の結果、青年学校義務就学者数が予想よりも少なかったことの原因として、高等小学校（国民学校高等科）や中等学校への進学者の増加、移民および軍隊への志願が考えられることが明らかになつてきた。このうち高等小学校についてはその他の要因との関係の説明が必要である。中等学校進学希望者が増加した結果、一九三〇年代末以降、尋常小学校卒業生（国民学校初等科修了者）が直接中等学校に入学できる率が低下していった。たとえば五年度の中学校入学者に占める前年度尋常小学校卒業生の割合は約八五・七%であつたが、四〇年度には約八二・三

%に低下している。入学者数そのものが急増している時期における入学率の低下であるから、希望しつつ入学できなかった者の数が急増したことになる。そのうちのかなりの割合の子どもが高等小学校に一度入学して第一学年修了ないし卒業時に改めて中等学校に入っているもので、中等学校の現役入学率の低下によって高等小学校の児童数が増加した面がある。しかし一方で、高等小学校の児童が移民となつて、あるいは軍隊に志願して学校を離れるという面もあつた。前にみたように高等小学校（国民学校高等科）の児童数は四〇年度まで増加し、その後は減少ないし横ばいの状態になつてゐる。右のような事情が複雑にからんでの増減だつたと思われる。

しかし、青年学校普通科への就学者数が見込みよりかなり少なかつた分を直接吸収したのはやはり高等小学校（国民学校高等科）だつたと思われる。すなわち、それまでであれば高等小学校に進んでいたはずの子どものうちの一部分が中等学校に流れ、青年学校普通科に進んでいたはずの子どものうちの一部分が高等小学校（国民学校高等科）に流れたという関係になるだろう。その意味で、青年学校普通科義務就学者が見込みよりかなり少なかつたことに高等小学校（国民学校高等科）がかかわつてゐることになる。

青年学校の義務制が中等学校への進学者の増大を促進させたのか、あるいは中等学校への進学者の増大が青年学校義務就学者数を減少させたのか、どちらが事態を正しく説明しているのかをここで明らかにすることはできない。しかし事実として「青年教育」の系統に進む者が減少し、「中等教育」の系統に進む者が増加し、両者の量的な関係が大きく変化した。つまり「中等教育」との関係の中での量的な意味で「青年教育」の機能が低下しつつあつた時期であつたということが指摘できる。

そしてさらに、本科の上級学年が義務制になつていく一九四三年度以降においては軍隊への志願によつて「青年教育」の機能はさらに低下させられた。「戦時」という都合と論理で義務化された青年学校教育は、まさに「戦時」の都合と論理によつてその機能を半減させられたといつても過言ではない。

次にみるように義務就学は数字から見ればおおむね成功したかのように見える。しかしここで明らかにしたような

義務就学自体の位置づけの変化を前提にしてその数字を読み取ることが必要である。

注

(1) 「青年学校義務制実施ニ依り收容スベキ男子生徒数調」(国立公文書館所蔵の枢密院文書中の青年学校令関係の書類に綴じ込まれている)

(2) 上笹一郎『満蒙开拓青少年義勇軍』(中公新書、中央公論社、一九七三年)

(3) 軍隊への徴集・志願についての記述は大江志乃夫『徴兵制』(岩波新書、岩波書店、一九八一年)による。

(4) 一九三五年度の数字は同年度の文部省普通学務局編『全国公立私立中学校ニ関スル諸調査』、四〇年度の数字は同年度の同局中等教育課編『中学校、高等女学校全国公立中学校高等学校経費全国私立中学校高等学校経費専門学校入学者検定規程ニ依ル指定学校ニ関スル調査』による。

2 就学状況

さて、「調査」や「年報」によって就学の全般的な状況を把握しておきたい。

まず義務就学率であるが、「調査」には一九四〇年度八五・三%、四一年度九四・八%、四二年度九五・五%という数字が、「年報」には一九三九年度七七・七%、四〇年度九一・四%、四一年度九四・三%、四二年度九七・一%、四三年度九七・四%、四四年度九七・八%、四五年度九八・一%(四五年度の統計には東京と佐賀の数字が含まれていない)という数字が記載されている。「調査」と「年報」には多少の差があるものの、本科第一学年までが義務となった一九四一年度には九四%ないし九五%程度の高い就学率に達していたこと、そしてその後もさらに率が高まったことは共通している。

義務制実施にあたってその完全実施が最も懸念されたのが都市部であったが、全国平均で九六%ないし九七%に達

した一九四二年度には次のようになっていた。

東京 神奈川 愛知 大阪 兵庫 福岡

【調査】 八七・九% 九四・七 九八・三 九一・八 九八・〇 九七・〇

【年報】 八六・三 九七・一 九七・二 九六・三 九九・〇 九八・一

【調査】と【年報】の数字に若干のくい違いがあるが、愛知、兵庫、福岡などは全国平均よりも高い数字が出ている。はつきりと低い数字になっているのは東京と大阪（【調査】のみ）だけである。

【調査】には市と町村に分けた就学率が出ている。市の就学率は九二・〇%、町村の就学率は九七・九%で、やはり市部の就学率は低い。しかしその差はそれほど大きくない。

東京の場合、【調査】によれば「就学ヲ免除セラレタル者」二二九人、「就学ヲ猶予セラレタル者」八〇七人、「其ノ他ノ事由ニ因ル者」二二三、三二八人である。全国の合計値はそれぞれ三、一三七人、三、五五七人、四六、二四三人で、「其ノ他」に関しては東京だけで全国の半分を占めていたことになる。やはり東京には免除でも猶予でもない不就学者が多かったのである。しかしその数はわずか二三、三二八人であり、就学者一七七、二八一人から比べればそれほど多くはない。義務制実施前の予想よりもかなり高い就学率だったといえるだろう。

高い就学率が確保されたのは、農村部においては分教場の、都市部においては私立青年学校の普及によるところが大きい。【年報】によれば公立と私立の青年学校数は次のように推移した（学校数には分教場を含め、カッコ内に分教場の数を内数で示した）。

年 度	公 立	私 立
一九三六	一六、三九七（ 二五）	六四六（ 一）
一九三七	一六、四五三（ 一八）	八八四（ 一）
一九三八	一六、五五六（ 一六）	一、二〇五（ 二）

一九三九	一八、二四七（二、四九六）	一、八五七（一五）
一九四〇	一八、二八〇（二、六二三）	二、二一二（二四）
一九四一	一八、二九七（二、七九一）	二、五七一（四〇）
一九四二	二〇、四二七（二、二三五）	三、二一三（一六三）
一九四三	一五、一九五（一、七〇七）	二、七六七（六〇）
一九四四	二二、八四六（二、九八八）	三、一二四（六五）

また「調査」によれば一九四三年度までの学校数は次のように推移した（「調査」には本校・分教場の区別がない）。

年 度	公 立	私 立
一九三六	一六、三六〇	四五〇
一九三七	一六、四〇五	八二一
一九三八	一六、四八九	一、〇八九
一九三九	一六、六〇七	一、六二七
一九四〇	一六、六三三	二、二七五
一九四一	一六、四五一	二、六九九
一九四二	一六、〇一一	二、九二五

「調査」の数字はおそらく分教場を一校と数えていないものと思われる、したがって公立学校はほとんど増減していない。「年報」の数字によって義務制実施に合わせて分教場が多数設置されたことがわかる。また私立学校は義務制実施の少し前から増加し始めていたが、やはり三九年度には前年度の一・五倍に拡大した。「年報」の統計では四一年度から四二年度にかけて公立学校が約二千校増えたことになっているが「調査」では逆に四百校余り減少している。そして四三年度からは、「年報」の数字しかないが、急速に減少している。この減少の意味については後述すること

になるが、四二年度からすでに減少局面に入っていたと思われるので、「年報」よりも「調査」の統計の方が信頼できると思われる。

私立青年学校に大きく依存することが予想された東京府の場合、一九三七年にはまだ八九校しか設置されていなかったが、三八年に一一三校、三九年に二九七校、四〇年に三六七校、四一年に四七六校（分教場五を含む）、四二年に五九七校（分教場一一四を含む）と増加していった。東京府の就学率の高さは私立の普及によっていたといつてもよいだろう。

この間の私立青年学校の増減の背景についてはすでに佐々木尚毅の研究²によって明らかにされている。それによれば、まず、私立青年学校の設置者が個人と営利を目的としない私法人（社団または財団）に限って認められていたが、一九三七年三月十六日各地方長官宛社会教育局長通牒「私立青年学校設置者ノ名義ニ関スル件」（発社四六号）³によって営利法人にも認められた。つまり一般の株式会社等の営利法人にも設置が認められ、以後の私立青年学校の増加の前提条件となった。また国家総動員体制の構築、進展により、一方で従業者雇制限令（一九三九年三月三十一日勅令第二百二十六号）で「不急事業」とみなされた企業の青年学校が廃止に追い込まれ、また一方で国家総動員法第十三条に基づいて軍需工場に指定されたところでは従業員数が急増し、青年学校を新設したり拡張したりする必要に迫られた。右の数字の背後にはこれらの事情が複雑にからみあっているのである。

工場には私立青年学校が設置されることが多かったが、長野県では県の奨励もあって工場内に公立青年学校の分教場が多数設置された。長野県は一九三七年三月二十二日に「工場青年ノ教育振興ニ関スル件」、三八年六月三十日に「工場勤労青年ノ青年学校就学徹底ニ関スル件」を学務部長より市町村長や青年学校長に通牒し、工場内に私立青年学校または公立青年学校分教場を設置することを求めた。後者の通牒にはその時点で設置されていた工場内の私立青年学校や公立青年学校分教場のリストが添付されているが、私立青年学校が二五校であったのに対し公立青年学校分教場は四三校に達していた。従業員の多数が所在町村在住の青年である場合には工場と町村が協力するような状況が

生じたのかもしれない。

就学率は高かったかもしれないが、就学者が定められた義務課程の授業に必ず出席していたわけではない。たとえば群馬県の場合、就学率一〇〇%の学校が二四四校中一〇三校（約四二%）、八五%以上の学校が全体の約九二%を占めている（一九四一年四月三十日現在）が、出席率一〇〇%の学校はわずか一校で、最も多いのが九〇〜九四%の七六校、そして八五%未満が約二三%であった（一九四〇年度本科）。出席率と就学率の間には明らかに差がある。

出席を妨げる状況はおそらくさまざまあつたと思われる。たとえば大阪府佐野町立の青年学校の教師が次のような具体的な事例を挙げて生徒を出席させることの困難を指摘している。

極端な一例を提供しよう。Aといふ中位の工場（私立校なし）に通ふ甲なる青年があるとす。熟練工だ。甲は学業に全く興味を持たず、与へられた給料を大部分意味なく使ひ果すのが得意である。かういふ青年が本校から程遠からぬ花柳街（町名）貝塚町——本校より二丁余の停留場より大阪に向つて二つ目の町へ通つてゐると推測するのは独断でない。その甲なる者の勤務先A工場には未だ他に幾人かの本校生がゐるとすれば、仮にその人員十人として六人は出席不良である。甲の毒素を吸ひ込んだからだ。我々がそれと察して甲を説得しA工場と談じ込むとしても、甲の不遜なる態度とA工場主との弱つた表情とが正反対であつた場合は、我々がA工場に勤務する他の幾人かの生徒に対して未だ善導の希望をつなぎ得ると見てよい証拠であるが、A工場主の表情が何等のとまどひも見せぬ場合、表向きだけの白々しい挨拶でおわびを申し渡される場合、謂ひかへればA工場主が教育に対して何の理解も持ち合さない場合（かゝる場合の如何に多いことか！）甲以外の生徒の指導には幾多の困難がつきまとう。昨今の電力統制は休業前日の而かも午後になつての通告が多いらしく、かゝる時それが理解なき工場主であつたとすれば、工場主は製品納入の期限を云々として堂々と残業を行はしめ、不出席の理由を正せば、前記の理由をくり返すのだから、手のつけやうがない時がある。

「極端な一例」と断つてはあるものの状況は決して特殊ではない。雇用者の無理解と青年の学習意欲の低さが重なる

ればいくらでも起こりうる現象である。しかも電力統制という戦時下の要因が加われば、たとえ理解のある雇用者であつても出席できなくなるような状況になりやすい。

青年学校の義務制の場合には義務課程の時数の履修が義務づけられている。たとえば修身及公民科の二〇時のうち出席率九〇%として一八時受講したとしても二時不足する。二〇時にならないければ当該学年の課程修了とはならない。したがつて学校としては欠席した科目と時数の授業を年度内に用意しなければならぬ。たとえ平均九〇%の出席率であつても補わなければならない科目と時数は生徒によつて異なるから、学校の負担はきわめて大きい。

学校の設置のみならず教育行政当局は就学率と出席率を高めるためのさまざまな努力を行つた。本科の義務制が開始される一九四一年から毎年三月の一週間（陸軍記念日である三月十日から）、青年学校振興運動が繰り広げられた。四一年二月十五日各地方長官宛文部省社会教育局長通牒「青年学校振興運動二関スル件」（発社三七号）によれば、文部省はラジオ放送、リーフレット配布や青年学校教育振興協議会、府県や市町村はラジオ放送、講演会等、常会や回覧板、ポスターやリーフレット、就学事務の調査、義務就学者の調査、後援会等の整備あるいは生徒の行進や野外教練などによつて就学の徹底を期すことになつていた。たとえば東京府では、「ラジオ放送青年学校実況放送生徒体験発表」「青年学校生徒学芸大会、保護者雇傭主懇談会、警察署、町会、同業組合協議会、国民学校長及初等科六年高等科二年担任教員協議会、青年学校と職場との連絡懇談会」「常会の利用」「学校公開、展覧会」「武装行進、野外訓練、武道、弁論大会」「印刷物の配布」「義務就学者の調査」「家庭訪問による就学出席勧奨」「生徒の個性調査」「女子専修科の設置」「本科四年制を五年制に改む」「校舎増築」「後援会の設置」「関係事務の整理整頓」といったことが行われたという。

直接的な就学・出席奨励策ではないが、一九四二年度から義務就学非該当者を対象に「特別訓練」が実施された。

一九四二年五月十六日各道府県学務部長宛文部省社会教育局青年教育課長通牒「青年訓練施設補助二関スル件」によつて「大東亜戦争下青年教育ノ益々重要性ヲ加フルノトキ青年学校就学年齢該当者中ノ未就学者ヲ其ノ儘放置スルコト

八寔二寒心ニ堪ヘザルモノアル」ので補助金を交付して特別訓練を実施するとの方針が指示された。訓練時数は、本科第三学年該当者が七〇時（修身及公民科一〇時・教練科六〇時）、第四学年該当者が一〇五時（同二〇時・八五時）、第五学年が一四〇時（同三〇時・一一〇時）とされた。なるべく宿泊訓練を行うことが求められ、訓練時間は宿泊の場合一日一〇時間、その他の場合には七時間以内とされた。本科第三学年該当者の場合、宿泊であれば七日間、通いであれば一〇日間以上を要する計算になる。

同年六月三十日には社会教育局長から「青年特別訓練施設費補助交付二関スル件」が通牒された。この通牒にはきわめて詳細な「青年特別訓練講習修身及公民科実施要項参考案」と「青年特別訓練講習教練科指導要項」が添付されている。

また翌一九四三年六月十九日、各地方長官宛国民教育局長「青年特別訓練二関スル件」（発国三五二号）が出され、本科第四年以上の該当者を対象として特別訓練が実施された。

一九四二年度の特別訓練の「受講該当者」、つまり青年学校に就学せず特別訓練の呼び出しを受けた者の数は全国で二七三、〇五五人であった。このうち「受講者」は二一一、一六九人、約七七%であった。いきなり実施したにしては高い受講率ではないだろうか。しかし受講後に青年学校に入学した者は一一八、〇二五人にとどまった。受講者の半数強である。

特別訓練は義務制度の対象にならなかつた年代の者（一九三九年度の時点で普通課第二学年以上に相当する年齢であつた者）を集めて行われた。義務でないゆえに就学していない者が多かつたのであるが、軍は教練をまったく受けていない者を徴兵するわけにはいかないという状況に置かれていたのであろう。直接的には義務制青年学校の問題ではないが、これほどまでに徹底して教練科と修身及公民科を受講させるという姿勢が明らかにされたことで、青年学校への義務就学の意味が社会全体に浸透したのではないだろうか。特別訓練自体が任意参加のものであつたにもかかわらず、就業中の青年学校未就学の青年をこれだけ集めることができたのはそのことの表れではないかと思われる。

一方、行政や学校関係者の個人的な努力も見逃せない。たとえば愛知県八名郡舟着村の村長は一九四一年八月に次のような檄文を配布したという。¹⁴⁾

不心得の壮丁はこれを百姓にたとふれば鎌鍬なくして野に出づると何等かはる所なし、かゝる輩は皇軍の進撃猛攻に當つて所謂足手まとひの邪魔者となり軍の行動上極めて不利をまねき、あたらず皇軍の良兵たり得るものをして犬死さすものなり、現在の状勢より見て昔の如く一年も二年も訓練を加えて戦場に出すものにはあらず、今日入営して明日は既に第一線彈丸雨飛の下に立たざるべからず、国民学校より青年学校、青年学校より軍隊と順を追つて一日もその間に余裕なし、然るに不名誉の犬死者に到りては手に銃剣をとる術なくして死するものなり、これを犬死といはずして何と言はう、実に個人は不名誉の犬死となり、皇軍は為めに思はざる不利を招く、實にくみてもあまりある非国民なり、然らば諸君の中には主人が出してくれん、仕事が忙しいと言ふものあらん、かかる時局を認識せざる主人のもとにありて勤務するは皇国青年の一大恥辱なり、直ちに転職なり帰郷なりして国家の要求にそひ奉れ、これが現時に於ける皇国青年の真面目なり、たとひ片目片足不自由なりとも国民の義務として青年学校に学ぶべし、一生二度と帰らざる青年時代の修養を怠る事なく、召されては直ちに皇軍の良兵として第一線に活躍し得る腕の準備と心の鍛錬を行へ、今迄ボンヤリしてゐた連中はこれより帰りに直ちに入学せよ

青年学校に学ばない者は「皇軍」の「良兵」を「犬死」させる「非国民」とされ、さらには青年学校への就学に協力しない雇傭者のもとで勤勞することを「皇国青年の一大恥辱」として転職や帰郷を勧めている。青年学校に通わない者が追い詰められていく状況がうかがわれる。

もう一つ指摘しなければならないのは教練査閲の影響である。査閲においては教練の成果のみならず書類の整備の状況もチェックされた。したがって青年学校長は生徒の学籍や出欠の管理はもとより、転学した生徒がいればその転学先で就学手続きをしたことを確認する責任をも負わされていた。次の手紙はそのことに関する千葉県香取郡中青年

学校長が一九四〇年度の査閲を前にして転学した生徒に宛てたものである。

昭和十五年度・中村・豊和・飯高・三青年学校ノ査閲ガ近ク執行サレルコトニナリマシタ。其ノ際青年学校ニ関係シタ一切ノ書類及帳簿ノ査閲ガ同時ニ行ハレマス。其帳簿ノ整理不整理ト君ノ青年学校ニ関係シタ一切ノ書類帳簿ノ査閲ガ同時ニ行ハレマス。其帳簿ノ整理・不整理ト君ノ青年学校ニ入学シテキルトキナイトハ他町村ニ居住スルトシナイトニカ、ハラズ（移動先ノ青年学校ニ入学スベキモノ）本村青年学校ノ実科成績ニ大イニ関係スルノデス。君ノ友達ハ朝ニ夕ニ農繁期ヲ控ヘ血ノ出ル様ナ訓練ヲ続ケテキマス……ソコデ同封ノ如キ移動通知書ヲ送付致シマシタ、コレハ本来君ノ居住スル市町村役場ヘ直接送付スベキモノデスガ、便宜上君ノ手許ニ送リマスカラ御主人様ナリ直接オ世話下サルオ方ノ御許ヲ得テ、君ノ所属スル町村役場ヘ出頭シコノ書類ヲ提出シテ記入スベキ所ニ記入シテ頂キ役所ノ印ヲ貰テ直チニ君ノ手ニ依ツテ中村ノ青年学校ヘ至急オ送り下サイ

青年学校長は査閲によつて監視され、その青年学校長によつて不就学者は追いつめられた。

教育審議会の内外では、義務就学を徹底させる一つの手段として青年学校と青年団との協調ないし協同ということが求められていた。たしかに青年団活動との一体化による義務就学の徹底という効果があったことは否定できない。一九四〇年に結成された大日本青少年団にあつては、原則として青年団長は青年学校長であり青年団の「普通団員」は青年学校生徒および十四歳から二十歳までの青年とされた。形式的には青年学校と青年団の組織は一体化した。しかし私生活を組織した青年団の地域での活動は、私生活の時間と空間が制限された戦時下にあつては必然的に縮小されていったと思われるし、青年団が役割を果すまでもなく軍や行政や企業や学校の努力で一氣に就学率が九割を越えた状態になった。そして四三年以降は青年団の主力をなすはずの年齢層の青年たちは次々と軍隊に入つていった。青年団が果した役割の大きさについては限定して考えなければならぬだろう。

なお、女子も含めた生徒数は、一九四二年度の『調査』によれば次のようになっていた。

普通科

第一学年

第二学年

男子	三八、〇九九	四八、四五二
女子	四二、七六〇	五七、四九五
本科	第一学年	第二学年
	第三学年	第四学年
	第五学年	

男子	四六五、七八五	四六二、二六〇	四一三、六二六	三四三、二六五	二四二、六三七
女子	二六七、七七三	二三八、二七四	一五一、〇五四		

普通科は男子よりも女子の方が多い。これは高等小学校への進学率が女子の方が低いことと関連していると思われる。また本科の場合は、第二学年までは女子はほぼ男子の半分程度の人数になっている。就学率にすればほぼ五割ということになる。女子の義務制実施がすぐにできるような状況ではなかった。

この年度の学校総数は「調査」によれば一八、九三六校であったが、このうち男子校が四、八四九校、二五・六%を占めていた。また女子が入学できる学校が設置されていない市町村が全国に五九四もあった（男子が入学できる学校の未設置市町村はなかった）。女子に関しては学校そのものがまだ十分に普及していなかったのである。

注

- (1) 東京府の戦時下の青年学校に関しては佐々木尚毅「私立青年学校の沿革——その一 東京(一)——」(財団法人日本私学教育研究所『調査資料』第百六十三号、一九九一年)および「私立青年学校の沿革——その二 東京(二)——」(同前第百七十八号、一九九三年)によって個別の学校の具体的な状況がかなり把握できる。
- (2) 佐々木尚毅「戦時統制経済が私立青年学校の運営に与えた影響について——東京を事例として——」(立教大学教育学科研究年報』第三十八号、一九九五年)
- (3) 文部大臣官房文書課編『昭和十二年 文部省例規類纂』所収
- (4) 『長野県教育史』第十五巻史料編九(一九八〇年)所収
- (5) 宇津木与平「生徒の問題Ⅱ 青年学校現実の姿態を直視して」(『青年と教育』第六卷第十二号、一九四二年十二月)

- (6) 堀尾貫文「特殊小都市に於ける青年教育の諸問題」(『青年と教育』第五卷第一号、一九四〇年一月)
- (7) 『青年と教育』第六卷第三号(一九四一年三月)所収
- (8) 『教育週報』一九四二年三月七日「青年学校振興運動 前年度事業の例」
- (9) 『青年と教育』第七卷第六号(一九四二年六月)所収
- (10) 同右第七卷第八号(一九四二年八月)所収
- (11) 同右第八卷第七号(一九四三年七月)所収
- (12) 山本栄喜「青年特別訓練修身及公民科指導要領に就て」(『青年と教育』第八卷第七号、一九四三年七月)
- (13) 『愛知県教育史』第四卷(一九七五年)所収
- (14) 『千葉県教育史』第二卷(一九七四年)所収
- (15) 一九四〇年十二月二十七日社会教育局長通牒「大日本青少年団結成ニ関スル件」(発社四九五号、文部大臣官房文書課編『昭和十五年 文部省例規類纂』所収)

三 教育の内容や水準をめぐる動向

1 義務制青年学校の基本的性格

一九三九年に青年学校令が改定されたが、その第一条の目的規定は、教育審議会の提言があつたにもかかわらず変更されず、三五年の青年学校令の規定がそのまま踏襲されたことはすでに指摘した。その後もこの規定は変更されることなく戦後を迎えることになるが、教育の基本的な性格を表現する条文を欠く状態を補うかのように、対米英戦開始からちようど一年を経た一九四二年十二月八日、国民教育局長から各地方長官に宛てて「青年学校教授及訓練ノ強

化徹底ニ関スル件」通牒（発国六八号¹）が発せられた。「国家ノ総力ヲ挙ゲテ征戰目的完遂ニ邁進スベキ秋勤勞青年教育ノ劃期的振興充實ヲ図リ専ラ戦力強化ニ貢献セシムル」ことが主旨であるが、具体的には次のような七項目の指示がなされている。

一、教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ皇国ノ道ヲ修練セシメ国体ニ対スル信念ヲ深メ至誠尽忠ノ精神ヲ涵養振作シ臣民タルノ本分遂行ヲ期セシムルコト

二、我が国ノ世界ニ於ケル地位ト使命トヲ明ニシ大東亞建設ノ道義的的使命ヲ体得セシメ剛健ナル身心ト雄渾ナル氣宇ト強靱ナル実践力トヲ養ヒ大東亞ニ於ケル指導的國民タルノ資質ヲ鍊成スルコト

三、国防ノ意義ヲ明ニシ文武一体ノ精神ニ基キ身心一如ノ実践鍛鍊ヲ行ヒ国防能力ノ増強ニ力メシムルコト

四、勤勞ノ本義ヲ明ニシ技能ノ鍊磨向上ニ力メ職分奉公ニ挺身セシメ生産力増強ニ貢献セシムルコト

五、体力ノ国家的意義ヲ明ニシ鍛鍊ヲ旨トシ保健衛生ニ留意シ体力ノ増進ニ力メ國民的活動力ト民族發展ノ根基ニ培フコト

六、我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ家庭生活ノ国家的意義ヲ体得セシメ堅実ナル国民生活ノ建設実践ヲ期セシムルコト

七、学校家庭社会ヲ一体トシテ教育訓練ヲ行ヒ生徒ノ生活ト個々ノ実情ニ即シテ実践的指導ヲ行フコト

通牒という形式ではあるが、青年学校教育の理念レベルにおける戦時下の改編を意図したものと見える。青年学校教育の内容や理念についても教育審議會は一応議論したが、現状のままの義務制実施という実際の対応が優先されたためか、国民学校や中等学校ほどに教育の理念や内容が戦時体制に十分に即応しなかった面があった。太平洋戦争開戦一周年というタイミングで戦時下の対応の遅れをカバーしようとしたものといつてよいだろう。

青年学校の教育は実業補習学校の中心の内容であった職業科と青年訓練所の中心の内容であった教練科とが基本的な柱になっていた。しかし日中戦争以降の戦局の悪化という事態のなかでは教練の教育が徹底されていった。す

でに前項で述べたように教練の教育は査閲という手続きによって徹底される仕組みになっていた。しかもその査閲は就学の徹底にも影響を与えていた。さらに青年学校未就学者を集めての「特別訓練」も教練が中心であった。

一九四一年四月一日には教練科の教授及訓練科目要旨と教授及訓練要目が改正された（文部省訓令第十二号および第十三号）。前者と一九三五年に制定された改正前の要旨とを比べると、「整正嚴格ニ訓練シ」、「国体ノ本義ニ透徹シ国民皆兵ノ真義ニ則リ」、「旺盛ナル気力、鞏固ナル意志、強靱ナル身体ヲ鍛錬セシム」、「皇国民トシテ分ニ応ジ必要ナル軍事ノ基礎的能力ヲ体得セシム」といった表現が新たに用いられており、また後者と三八年制定の要目とを比べると規定の内容がきわめて詳細なものになっていることがわかる。時間配分なども一%単位で決められている。要旨と要目の改正を通じて教練科の教育をさらに徹底させようとしたことがうかがわれる。

一九四二年五月二十二日には文部次官より各地方長官に宛てて「青年学校の振興に関する件」通牒²が発せられた。この通牒はちょうど一年前の前年五月二十二日に全国の青年学校生徒代表三万五千人が東京に集められて「御親閲」が行われたことを機に出されたもので、青少年団と「不離一体」の関係をもち、教授及訓練を徹底させるために「視閲」を行うこと、そして教練を徹底させるために「教練振興隊」を編成することの三点について指示がなされている。このうち教練振興隊は学校単位に設置され、学校長を中心に教職員と生徒全員をもって編成される組織である。この指示を受けて制定された佐賀県の「青年学校教練振興隊設置要項³」をみてみよう。全部で一六条から構成されているが、この組織の理念や性格を表現している最初の四条は次の通りである。

第一条 青年学校ハ学校長ヲ首班トシ全職員生徒ヲ以テ教練振興隊ヲ編成スルモノトス

振興隊ノ呼称ハ隊号ノ上ニ学校名ヲ冠スルモノトス

第二条 教練振興隊ハ学校長ヲ核心トスル訓練体制ニシテ全校一致協力シテ教練科ノ振興ニ当リ其ノ教授及訓練ヲ日常生活ニ具現シ以テ一層教練ノ充實徹底ヲ促進スルト共ニ特ニ大東亞戦下ノ生徒トシテ皇國ノ道ニ則リ至誠尽忠ノ精神ト大戦完遂ノ戦士トシテ必勝ノ信念ニ燃エ挺進難ニ赴クノ気魄ヲ涵養スルヲ主眼トス

第三条 教練振興隊運用上ノ着眼点左ノ如シ

一、一切ノ個人的自由主義的傾向ヲ排除シ学校長ヲ中心トシ上下忠誠ノ至情ニ相和スルコト

二、上級者ハ旺盛ナル責任感ノ下ニ確固タル指導精神ヲ以テ下級者ヲ統率シ公平無私苦楽ヲ俱ニスルノ温情ニ満ツルコト

三、下級者ハ礼儀信頼服従ノ念ヲ根幹トシテ上級指導者ニ協力シ之ヲ中心トシテ上下一体ノ実ヲ挙グルニ努ムルコト

第四条 教練振興隊ノ編成ニ依リ常時学校ヲ挙ゲテ教練体制化シ学科ノ学習作業ノ実施ニモ規律整然タル態度ヲ鍊成シ以テ真剣努力ノ学風ト嚴肅真摯ノ校紀ノ樹立ニ資スルモノトス

そして実際の隊組織は大隊・中隊・小隊・分隊という形に編成されることになっている。

この青年学校教練振興隊は中等学校等の学校報国隊に類似している（ただし学校を越えた府県ないし全国組織にはなっていない）。しかし学校報国隊が勤労働員への対応を想定したものであったのに対し、教練振興隊は学校全体を教練のための組織に改編しようとしたものであった。教練中心という青年学校の基本的な性格が戦時体制の進展とともにはっきりと浮かび上がってきたといえよう。

注

(1) 『近代日本教育制度史料』第四卷（講談社、一九五六年）所収

(2) 『青年と教育』第七卷第六号（一九四二年六月）所収

(3) 同右第七卷第十一号（一九四二年十一月）所収

2 義務課程の実施をめぐる問題状況

青年学校の教育が教練に傾斜していたということとは別に、義務就学という教育形態から帰結される、とくに普通学科や職業科の教育の内容や水準の乏しき、低さの問題が存在する。つまり、教練科に傾斜したから普通学科や職業科の教育内容が貧弱だったのではなく、義務就学という形態ゆえにそれらが貧弱にならざるを得なかつた面を確認しなければならぬということである。

国が勅令や省令などによって学校制度の規定を設けた場合、府県はそれをふまえつつ独自の規定を制定することが多い。一九三五年や三九年の青年学校令に基づく教育課程に関しても独自の規定を設けた府県が多い。各府県の規定をみることで教育課程の基準法令が実際にどのように施行されたのかをある程度把握することが可能になる。ここでは、各府県の規定の検討を通じて、三五年の青年学校規程を視野に入れながら、三九年に始まる義務制青年学校の義務課程がどのように実施されたのかを検討することにした。

本科第二(学)年まで年二一〇時、本科第三(学)年以上が年一八〇時という数字が三五年青年学校令・同規程のもとでの最低時数であり、三九年青年学校令・同施行規則のもとでの義務課程の時数であった。ここではとくに本科第二(学)年までの年二一〇時という規定が各府県でどのように実施されたかを検討していくことにしたい。

各府県は三五年あるいは三九年の国の法令に対応して青年学校令施行細則や青年学校学則準則を制定している。その中に教育課程の基準の規定が含まれている。

まず青年学校制度が創設された一九三五年の青年学校令に対する府県の対応であるが、国が定めた最低時数をそのまま府県の規定にしたところは、管見の限りでは少数派である。本科第二年までについては岩手県¹、山梨県²、静岡県³、愛知県⁴、大分県⁵は国と同じ二一〇時にしているが、埼玉県⁶は普通科二二〇時、本科第二年まで二四〇時、神奈川県⁷は二四〇時、新潟県⁸は二五二時、石川県⁹は二五五時(ただし通年制の学校は四二〇時)、福井県¹⁰は二五〇時、長野県¹¹

二八〇時、兵庫¹²県は普通科二年間合計五〇〇時、本科五年間合計一、一一〇時、島根¹³県は普通科二四五時、本科二年まで二八五時、岡山¹⁴県は普通科四〇八時、本科二年まで三七四時、高知¹⁵県は二一〇時から三二〇時、福岡¹⁶県は二五〇時としている。この段階では青年学校はまだ任意制であり、従前の実業補習学校の教育実態をある程度反映させる必要があって、国が定めた最低時数よりも高めに最低時数を設定した府県が多かったものと思われる。

ところが義務制になった三九年以降において、なおも国が定めた義務課程の時数を上回る規定を設け続けた府県が多い。三五年の時点で二一〇時よりも多い時数の規定を設けた埼玉¹⁷玉皇等のうち、三九年になって二一〇時に改めたのは神奈川県と島根¹⁸県だけである。長野¹⁷県は三九年に改めて二八〇時の規定を制定しているし、福岡¹⁸県も四〇年にやはり改めて二五〇時の規定を設けている。大分¹⁹県に至っては三五年に二一〇時としていたものを三九年に二七〇時に引き上げている。

神奈川²⁰県と島根²¹県は国の方針を忠実に実施している。すなわち両県ともに義務課程の時数を二一〇時と定めたうえで、神奈川県の場合には増加時数を七〇時とし、島根²¹県の場合には増課課程を普通科二四五時・本科二八五時として、義務課程と任意課程の区別をはっきりさせているのである。

神戸市の場合にはもっと徹底していた。²²神戸市には実業補習学校を前身とする「総合青年学校」と青年訓練所を前身とする「単一青年学校」があった（規則制定は三五年）。総合青年学校には普通科と第一本科と第二本科、単一青年学校には普通科と第二本科が設置された。第一本科は三年制週四日授業で四八〇時、第二本科は四年制で第二（学）年までが二七〇時、第三（学）年以上が二四〇時である。第一本科は実業補習学校時代の教育形態をそのまま維持させた課程であった。最低時数ないし義務課程だけの履修者（第二本科）と充実した内容を求める者（第一本科）とをはっきりと分離した編制になっている。

三九年の義務制実施後も多くの府県は独自の規定において国が定めた義務課程の時数を上回る時数の授業を学校に求めていたことは注目される。おそらく実業補習学校の時期を通じて少しずつ高めてきた教育の水準の維持を図った

ものであろう。しかし前述のように学校は義務就学者の保護者あるいは雇傭者に対して義務課程の授業の日や時刻を通知しなければならなかった。いくら二一〇時を越える授業を用意したとしても、義務課程として通知するのはあくまでも二一〇時だけである。したがって実際には神奈川県や島根県のように、一方で義務課程だけで修了する者のための課程を用意し、他方でそれを越える内容を望む者のための課程を用意するという方式が採用されたのではないだろうか。

一九三五年に青年学校制度が創設された時点で充実した内容をもっていた実業補習学校の多くが実業学校に転換したことは「中等教育改革」でも、また本書の第一章でも指摘しておいたが、充実した内容をもったまま青年学校になった学校もあつた。まだ青年学校は任意制であり、最低時数を越える時数の授業を開設することは可能だったからである。しかし今回の義務制はそういった学校の存続をさらに難しくした。三五年に青年学校になり、三九年になつてから実業学校に転換した諏訪郡南部実科中等学校（長野県諏訪農学校）の事例をみると義務課程の問題の本質がみえてくる。

学校の記録⁽²⁾によれば諏訪郡南部実科中等学校は諏訪郡富士見村に設置されていた組合立の実業補習学校であつた。三四年度には女子部を新設しており、三五年三月の卒業生は本科二〇人・別科二人、またそのときの在學生は本科男子二年二三人・一年三四人、本科女子二人、別科二人であつた。

一九三五年七月十四日、「南諏五ヶ村議員会」が開催されて各村長や村会議員や組合会議員が出席し、青年学校令への対応が協議されている。ここでは次のような方策をめぐつて議論されたという。

一、五ヶ村適齡ノ青年ヲ実中〔諏訪郡南部実科中等学校のこと―引用者注〕一ヶ所ニ集メ組合立青年学校トシテ有力ナルモノヲ設置シ教育上名実共ニ徹底セル教育ヲ計ルベシ

二、五ヶ村組合立青年学校ヲ設置シ実中ヲ本校トナシ通年教育ヲ施シ時間又ハ經濟上ノ都合ニテ之レニ通学シ得ザルモノハ各村ニ特別ナル分教場ヲ設ケテ便宜教育シ本体ハ実中ヲ基トスルコト

三、実中ハ在来ノマ、青年学校令ニヨリ其ノ上各村ニ適當ナル青年学校ヲ設ケテ就学ニ便スルコト
 四、実中ハ此ノ際廢止スルコト

大多數は「一」の意見で「二」や「三」の意見もあつたが決着には至らなかつた。

翌三六年二月十一日に改めて南部実科中等学校の存廢をめぐる協議がなされた。この間に廢止論もかなり浮上したらしい。廢止論の根拠の一つは、「青年教育ハ小学校教育ノ延長タルベキモノ」、「一村教育ノ中心ハ小学校ナリ」、「其ノ村ノ教育ハ其ノ村小学校長ノ教育ニ俟ツベキモノニテ青年教育ノ一部ト雖モ他ニ任スベキモノニアラス」という考え方、もう一つは経済的な負担を解消したいというものである。一方で存続論も「相当数」あつた。「諏訪郡中等教育機関ニ遠ク隔リタル南諏ニ於テハ此ノ機関アリテ中等教育ノ恩恵ニ浴スベク既ニ其ノ実情ニ鑑テモ顯著ナリ」、「故ニ一歩ヲ進メテ南諏ノ青年学校ヲ実中一個所ニ統一シテ一層其ノ内容ヲ充實シテ更ニ深高ナル教育ヲ施ス機関ヲラシメタシ」といった考え方である。この存続論からも明らかかなように諏訪郡南部実科中等学校は中等学校の機能を果たすことが期待された学校であつた。全員の就学をめざす青年学校制度とは明らかに性格を異にする学校だつたのである。

このときの学校存続をめぐる賛否それぞれの立場をわかりやすく解説した「学校長覚書²⁴」という資料がある。ここには次のように記載されている。

昭和十年度は学校の制度改変し即ち実業補習学校と青年訓練所を合併して新に青年学校を設立すべく之を義務制として青年の修養と訓練を為す学校となり茲ニ本校の存続に就て従来の教育課程再檢する要あるニ至つた、従来は補習学校制度ニよる学校として中等教育を施すに自由の立場ニ於いて地方に適切なる教育を施こすを得たるも青年学校に於ては軍事教練を加味して軍隊の予備教育を施さねばならず此の教育の如何ニよりては入營したる時ニ直に本人の利害を來たす制度なり 内容を見れば従来の青年訓練所の教育を強化して之に補習教育を従属せしめたるものなり 茲ニ各村拳つて青年学校を振興すべく考慮する傾向となるは必然ニテ青年教育は青年学校教育

に充分と思はれ組合立の此の種の学校は特別の教育にて中等教育と見なすものにて現今の經濟に於いては組合村に於いても青年学校と組合学校との存立は困難の声あり之を教育者の方面より見れば自村の青年学校を強化し成績を挙ぐるには自村の青年学校より以上の教育を施す青年学校のあるは自村の学校の生徒の減少する事と教育成績二劣るものある〔之を〕が欠落か―引用者注〕以つて此の学校の存立は各村の青年学校を邪魔するものとし教育上と経費の二点より反対の態度なり、村の意向と教育者の意向に対し此の校を特色ある青年学校として存続する二は容易の事で無く困難二相遇した、

青年学校がこの段階で「義務制」だというのは正確な表現ではない。しかし就学の徹底を強く意識した結果として「義務制」という認識を形成したのかもしれない。また青年学校が青年訓練所を強化して実業補習学校を従属させたものだという率直な印象も興味深い。しかしそのこと以上に、兵役上の特典を付与できるかどうか「入営したる時二直に本人の利害を來たす」こととして受け止められ、各村が青年学校の振興に取り組み始め、実科中等学校は「中等教育」であり「経財の許す限りのもの」であると認識されるようになったという点はきわめて重要である。形式的には実科中等学校は実業補習学校であつたが、実際には「中等教育」に近い機能をもっており、それゆえに全体への教育（教練）の普及と徹底を重視する青年学校本来の性格とはやはりずれていたのである。

しかし、右のような反対論にもかかわらず、結局この二月十一日の協議で実科中等学校を存続するとともに、各村の小学校に普通の青年学校を設置するという結論になった。村は二重の負担を負うことになった。

三九年度からの義務制実施を前にして、今度は青年学校として存続するか、農学校に転換するかという問題が議論された。各村に青年学校が設置されたため組合を構成する村からの生徒の入学が減少し組合の村以外からの生徒の入学が多くなった、青年学校だと卒業資格が実業学校よりも不利になる、諏訪郡には農学校がまだ設置されていない、といったことが実業学校への転換論の根拠であつたが、一方で青年学校であれば教員俸給の半額を県から補助されるが実業学校だと三割の補助しか出ないという問題もあつた。三八年十一月二十八日、十二月七日、十二月十三日の三

回の組合議員協議会で検討された結果、実科中等学校は農業学校に転換することになった。農業学校としての長野県諏訪農学校は一九三九年二月二十三日文部省告示第六十号をもって設置され、三九年四月に開校した。

転換が可能だったのはそれだけの教員をかかえていたからである。国立公文書館に所蔵されている諏訪農学校の設置認可申請書類には申請時点における教員構成を記した文書が含まれている。それによれば専任教員が一〇名、兼任教員が三名で、専任の内訳は校長一、教諭五、指導員四であった。とくに注目されるのは教諭五人の教員資格と出身学校である。すなわち、この五人はすべて中等教員の資格をもっており、出身学校は「京都帝大卒」「教育専門学校」「農業大学卒」「国学院卒」「女子専門学校」と記載されている。また兼任教員のうちの一人も中等教員資格をもって（身分は教諭、薬剤師の資格をもっていて学校では剣道や化学を担当）。これだけの教員をそろえていれば実業学校に転換することはいつでも可能であったはずである。

なお、充実した青年学校といわれるものの一つ、鹿児島県の穎娃村立青年学校はその第二部を一九四一年に工業学校に転換させている。工業学校に転換する際の認可申請書類が国立公文書館に所蔵されているが、穎娃村長から文部大臣に宛てた「鹿児島県穎娃工業学校設立二関スル稟申書」の全文は次の通りである。

本村ハ面積九方里人口三万二千ヲ有スル本邦屈指ノ大村ニシテ小学校卒業後更ニ進ンデ上級学校ニ進学希望ノ者多数アルモ本村ニ中等学校無之、為メニ相当資力アル者ノ子弟ハ鹿児島市方面ノ中等学校ニ入学シ得ルモ資力乏シキ一般子弟ノ為メニ穎娃村立青年学校ニ二部制ヲ設ケケ村當電気ヲ教材ニ資シ電気科ヲ設ケ更ニ土木科木工科等ヲ設ケテ工業ニ従事セントスル者ニ対シ必要ナル智識技能ヲ授ケ昭和六年開校以來多数ノ卒業生ハ内地ハ勿論朝鮮満洲国等へ就職シ相当ノ成績ヲ挙げツ、アルモ時代ノ進展ト共ニ資格ナキ本校ノ卒業生及村民ハ内容充実セル甲種程度ノ工業学校ヲ設立シ実業教育ノ徹底ヲ要望スル状態ナリシモ地方税制改正ニ伴フ歳入減等ニ依リ設立費ノ財源ニ窮シ居リシ所村民ハ村有財産ヲ売却又ハ起債ニ財源ヲ求めテモ之ガ設立ノ断行ヲ迫ルノ実情ニアリ、今回設立費トシテ村有林ヲ売却シ右青年学校電気科及土木科ハ昭和十七年三月三十一日限り之ヲ廃止シ工業学校

規程ニ依ル工業学校ヲ設立シ以テ時代ノ要求ニ即応スル工業教育ノ徹底ヲ期シ度本村会ノ決議ヲ経候条設立ノ儀御認可相成度別紙各事項ヲ具シ此段稟申候也

この学校では一般の青年学校に相当する課程の第一部とは別に実業学校と実質的に同じ内容の第二部を開設していたが、青年学校として開設する意味が希薄になり、諏訪農学校と同様に財政問題を克服して工業学校に転換したことがわかる。

義務制青年学校制度には諏訪郡南部実科中等学校の「学校長覚書」に書かれていたような「中等教育を施すに自由の立場ニ於いて地方に適切なる教育を施すを得たる」余地はほとんどなかった。義務制青年学校の窮屈な制度の中にとどまることのメリットは教員俸給に対する補助が少し多いという程度でしかなかった。しかも実質的に「中等教育」の学校であったから、実業学校の制度に転換すること自体には大きな困難もなかった。三九年の青年学校の義務制実施、具体的には義務課程の設定の強制によって充実した内容の青年学校の存立の余地はほとんど失われたといつてよいだろう。

注

- (1) 『岩手県近代教育史』第二卷(一九八一年)
- (2) 『山梨県教育百年史』第二卷(一九七八年)
- (3) 『静岡県教育史』通史篇下巻(一九七三年)
- (4) 『愛知県教育史』第四卷(一九七五年)
- (5) 一九三五年四月二日社第一〇六五号大分県学務部長通牒「青年学校に関する件」(『大分県教育百年史』第四卷、一九七六年、所収)
- (6) 『埼玉県教育史』第五卷(一九七二年)
- (7) 一九三五年神奈川県告示第二百八十三号「青年学校学則準則」(『神奈川県教育史』資料編第三卷、一九七三年、所収)

- (8) 『新潟県教育百年史』大正・昭和前期編(一九七三年)
- (9) 一九三五年石川県令第十五号「青年学校令施行細則」(『石川県教育史』第二卷、一九七五年、所収)
- (10) 一九三五年福井県令第十二号「青年学校令施行細則」(『福井県教育史』第四卷、一九七六年、所収)
- (11) 一九三五年六月一日長野県学務部長通牒(一〇社第九三号)「青年学校二関スル件」(『長野県教育史』第十五卷、一九八〇年、所収)
- (12) 『兵庫県教育史』(一九六三年)
- (13) 一九三五年四月十七日島根県学務部長通牒(社会第四九八号)「青年学校学則準則二関スル件」(『島根県近代教育史』第六卷、一九七九年、所収)
- (14) 『岡山県教育史』続編(一九七四年)
- (15) 一九三五年六月二十二日「青年学校規程施行細則」(『近代高知県教育史』、一九六四年、所収)
- (16) 一九三五年五月二日福岡県令第二十一号「青年学校令施行細則」(『福岡県教育百年史』第三卷、一九七八年、所収)
- (17) 一九三九年八月一日長野県学務部長通牒(一四社教第二六三号)「改正青年学校令ノ施行ニ関スル件」(『長野県教育史』第十五卷、一九八〇年、所収)
- (18) 一九四〇年四月九日福岡県令第三十四号「福岡県青年学校令施行細則」(『福岡県教育百年史』第三卷、一九七八年、所収)
- (19) 一九三九年十二月十九日大分県令第八十一号「青年学校令施行細則」(『大分県教育百年史』第四卷、一九七六年、所収)
- (20) 一九三九年十一月十日神奈川県告示第八百十一号(『神奈川県教育史』資料編第三卷、一九七三年、所収)
- (21) 一九三九年六月一日島根県学務部長通牒(教第九三三号)「青年学校学則準則二関スル件」(『島根県近代教育史』第六卷、一九七九年、所収)
- (22) 『神戸市教育史』第一集(一九六六年)
- (23) 以下引用を含めて『長野県教育史』第十五卷(一九八〇年)所収の諏訪郡南部実科中等学校関係資料のうちの「学校記録」による。
- (24) 右と同じ資料に含まれている。

(25) 右と同じ資料のうちの「学校組合協議会記録」。

3 昼間制実施と学校統廃合（独立校化）の推進

青年学校教育は、全体としては、教練と義務課程とに縛られて学力保証ないし技術の修得といった面があまり充実しなかったと思われるが、一部においてその方向に向けての動きや努力があったこともまた事実であり、ここで確認しておかなければならない。一つは昼間制の実施でありもう一つは学校施設の独立である。

文部省は一九四一年十月二十四日、各地方長官宛文部省社会教育局長通牒「青年学校ノ教授及訓練時刻ニ関スル件」（発社一九九号¹）を出し、「体位の向上と教授及訓練の徹底を期す」ために「極力」昼間制を実施させ、実施困難な場合には教練科や職業科など一部について実施させるように指示した。しかしこの通牒が出る前から各地で昼間制実施のための動きが始まっていたものと思われる。

東京府は右の通牒を受けてその趣旨を管内市町村に伝えたが、東京市に対して四二年四月十三日に改めて昼間制実施を求める通牒²を出した。東京市は府からの指示を受けて四月二十一日に本所区長宛に「青年学校昼間教授及訓練実施ニ関スル件³」を發した。この通牒にはすでに同じ趣旨の指示を四一年七月二十五日に出したと書いてある。またこの通牒の趣旨を報じた『教育週報』の記事によればすでに神田・麹町・滝野川区で昼間制が実施されているとのことである。

実施が遅れていた本所区でも六月一日から実施された。本所区第三青年学校の場合は、月・火・木・金曜日⁴が午後三時五十分から六時まで、水・土曜日が午後一時二十五分から六時までで、生徒は週二回、一週七時間出席するという仕組みである。したがって生徒は月・火・木・金曜日のうち一日と水・土曜日のうち一日に出席することに。右の指示に沿って実施したのは公立学校だけであり、また区や学校は雇傭者や保護者の理解を得るための努力

をしてはいるが、労働力不足が深刻化しつつあったなかでこのような昼間制が実質を伴って維持できたのかどうか疑問が残るところである。

次に独立校化の問題を取り上げたい。青年学校数が一九四二年度から急減したことは前述した。とくに四二年度から四三年度にかけて公立学校は五千校ほど減少した。分教場の数も同じく四分の一ほど減少した。この公立学校の急減は自然現象ではない。学校の意図的あるいは積極的な統廃合が行われた結果である。

義務制実施開始の当初は就学の便宜を優先して分教場が多く設置された。しかし義務就学者になるはずの者の一部が最初は中等学校に流れ、さらに多くが軍隊に入り、生徒数は予定よりも大幅に減少することが明らかになってきた。統廃合が行われた前提条件はここにある。

しかし統廃合だけが行われたわけではない。学校数を減らす代わりに独自の施設設備を確保し、あるいは専任教員を多く配置するという意味での「独立校」の設置が推進された。この動きはおおむね各地域で独自に進展していたようである。

たとえば北海道の場合では学校数が約三分の一にまで減少しているが、青年教育課長によって次のように説明されている。⁶⁾

昭和十八年度は本道に於ける青年学校教育史上に於て忘れることの出来ない年となつた。それは年来の懸案であつた青年学校統合といふ大きな問題が一挙に解決せられ且即時断行されたことである。今や本道の青年学校は地方分散的な小人数の学校より、地方に於ける社会教育の殿堂として、その市町村の中核となりつゝ、あることは注目し値するところである。本庁に於てはこの動向を促進せしむべく本年始めに於て青年教育振興指定市町村を設定して、教育と産業の不離一体の関聯に於て青年学校教育の振興を期待した次第である。

また福井県は一九四二年に郡市別の統合計画を立てている（全県で一九〇校を五七校に統合の予定）。約三割に減らす計画である。その計画の中の「統合要領」は次のようになってゐる。

一 学校は組合立とし独立校とする。

二 一校の生徒は男女合計五〇六百名を標準とする。

三 通学距離は一〇km以内を標準とする。

四 教員の配置数は左の標準による。

イ 専任教員は男子生徒五〇名に対し一、女子生徒一〇〇に対し一の割合に置く。但し通年制女子校は生徒五

〇に対し一とし、水産等の如き特殊教員を要する学校は適宜増す。

ロ 兼任は男子一〇〇に対し教練指導員一を配置する。

ハ 校長は専任教員定員中より任命するものとする。

鳥根県は「青年学校教育指導方針」を明示しているが、三つの柱のうちの第一が「独立青年学校ノ増設」である。

それによれば、四二年春に三一校が新設されて公立青年学校二七一校のうち四一校が独立校になったというのである。そして県としては町村の規模に応じて組合立の方式を勧めている。つまり五百戸以下の町村では「成ルベク」、千戸未満の町村でも「土地ノ状況ニ依リ」組合立にすることとしている。

岡山県では独立校化が進展していた。県の兵事青年課の説明によると、一九四二年度までに二五五市町村の一二五校がすでに独立校となっており、残り一一八町村の学校もすべて四三年四月から独立校となる見込みだという。組合立が一二五校中五四校、二五五市町村中一八九村を占めている。青年学校の「標準」として学区戸数二千戸以上、生徒数男子一五〇人以上（女子一二〇人以上）、通学距離八キロメートル以内といった数字が示されている。しかし「独立校」とはいつでも独自の校舎をもつとは限らない。「青年学校の独立には専任校長の設置と専用校舎の建設とを要するが資材其の他の事情を考慮し先づ専任校長を設置し然る後時期を得て専用校舎を建設すること」、「公会堂、稚蚕共同飼育場、共同作業場、神社寺院の附属建物等で其の儘利用し得られるもの、若干の改造に依り使用し得られるものがあれば之を利用すること」、「借用仮用建物が全然無い場合は戦時下物資労力の方面を考慮し最小限度の建築に

止めること」といった指示がなされており、「独立」とはいつてもただちに独自の校舎をもつことを意味しなかったことがわかる。実際に独立してから、「町村当局や社会の青年学校に対する認識と関心が深まり協力援助の気風が増大した」、「職員の優遇栄進の途も開け春の曙の如き希望、生々した気分が職員間に漲つて来た」、「学校が大きくなくて職員組織が理想化し教練科専任指導員も置けるやうになつた」、「生徒数が増加し学年別の学級編成が出来て、出席にも都合よく、生徒の心身発達程度に即応して確實で適切な躰や教授及訓練が出来る」、「生徒に『我等の学校』を得たといふ歡喜力行の氣風が漲つて来た」、「教育内容が充実し、学校長の責任に於て就学出席の勸奨に當る結果著しく向上して来た」といった効果があつたとされている。

徳島県でも四二年度から「独立青年学校設置促進三ヶ年計画」が立てられている¹⁰。その設置方針は一町村一校（組合立または一町村二校も可）、独立の校舎や専用教室をもつ（当分のあいだ併用または借家可）、男女の学校では最低一校四名の専任教員を置く、といったものであり、四二年度に独立校一八・併設校二三七であつたのが四四年度には独立校一二〇・併設校四六に変化した。しかし独立校とはいつてもその校舎や教室は臨時的なものが大部分で、四四年四月現在、独立校舎を有する学校が六〇、民家・倉庫等を臨時校舎に充てたものが四七、小学校に併設のまま専任教員を置いて職員組織を改めた程度のものが一三であつたという。

大阪市では市立青年学校を二五三校から五六校に統廃合するという案が学務委員会で決定されたという¹¹。その整理統合案の「要点」は次の通りである。

(一) 国民学校との併設をやめ青校の独立性を完備するため五十六校長を全部専任（現在は二十校のみ）とする
と、もに教員も国民学校指導の兼任を解いて全部有資格の専任教諭とする。

(二) 授業時間は一週六時間の義務時間が現在は一、二時間乃至二時間づつに分割授業してゐる学校が多いがすべて一日六時間づつ通しの教育を施すことに統一する。

(三) 従来は人員と時間の関係で大部分の学校では実施困難だつた中隊教練以上の教練もこの統合で一校千三百

人の多人数となりかつ授業時間の集約化でやれることになるので青校教育の重点である軍事教練を飛躍的に充実、健民健兵の実を遺憾なく發揮せしめる。

なお、校舎は「国民学校の新築移転で空いたバラツク校舎や教室を利用、教練は広場および公園を利用する」と書かれている。

文部省は一九四二年十月の時点で「さきに劃期的実施をみた義務制に更に一步を進めて全校昼間制の実施、専用教室の確保、専任校長並びに指導員の配置を実施すべく着々準備を進めてゐる」という方針を明らかにしているが、右にみたように実態の方がかなり先行していた。表面的には教育の充実徹底を掲げているが、実際には生徒数の減少への対応という側面も大きかったのではないだろうか。しかし、いづれにしても教育審議会が求めた専任教員や専用施設設備の確保がある程度進んだことはたしかであろう。

注

(1) 『青年と教育』第六卷第十二号(一九四一年十二月)所収

(2) 関勝男「昼間制実施について」(『青年と教育』第七卷第十号、一九四二年十月)所収。関勝男は東京市本所区第三青年学校長。

(3) 同右所収

(4) 同右一九四二年四月二十五日「青年学校 昼間制実施を 市が通牒 全市急速に実現せん」

(5) 注(2)と同じ。

(6) 菊地正人「青年教育者の奮起を望む」(『青年学校教員錬成講習会研究録』一九四三年十二月、『北海道教育史』全道編四、一九六四年、四五四―五五ページより重引)

(7) 『福井県教育史』第二卷(一九七九年)所収

(8) 『青年と教育』第七卷第十号(一九四二年十月)所収

- (9) 岡山県兵事教育課「建設途上にある本県青年学校教育」(『青年と教育』第八卷第五・六号、一九四三年五月・六月)
- (10) 徳島県教育会編「徳島県教育沿革史 統編」(一九五九年)
- (11) 「青校の画期的充実——大阪市の徹底的刷新——」(『青年と教育』第七卷第十二号、一九四二年十二月、教育情報欄)
- (12) 「青年学校の全面的躍進——昼間制を採用——」(『青年と教育』第七卷第十号、一九四二年十月、教育情報欄)

4 教員養成制度の拡充

青年学校教育の基礎的条件の整備としてもう一つ指摘しておかなければならないのが教員養成制度の積極的な拡充である。

義務制実施にあたって教員の数を確保することを主眼として、文部省は青年学校教員養成所に臨時養成科を設置できる制度を創設した。一九三八年五月三日文部省令第十四号「青年学校教員養成所臨時養成科並ニ其ノ修了者ノ青年学校教員資格ニ関スル件」によつて青年学校教員養成所は修業年限一年の臨時養成科を設置することができるようになったのである。入学資格は小学校本科正教員または小学校専科正教員の免許状を有する者あるいは尋常小学校卒業程度をもつて入学資格とする修業年限五年以上の中等学校またはこれと同等以上の学校を卒業した者とされた。

各府県では青年学校義務制の実施に必要な教員を確保するために、青年学校教員養成所に臨時養成科を設置していった。『文部省年報』によれば、一九三八年度中にほとんどすべての府県の青年学校教員養成所に臨時養成科が設置されておき、その生徒数は合せて一、一七三人となっている。しかし臨時養成科は文字通り臨時的な制度としてしか機能せず、翌三九年度の生徒数は九六七人、さらに四〇年度の生徒数は四七一人と規模を縮小させている。

むしろ量的な側面も含めて教員の確保に応じたのは青年学校教員養成所の本科の方であった。その生徒数は次のように推移した。¹⁾

年 度	男 子	女 子
一九三六	一、二三三	八二
一九三七	一、四五六	一四〇
一九三八	一、六四五	二五〇
一九三九	二、〇三六	四〇五
一九四〇	二、三八四	五二一
一九四一	三、二九八	七一〇
一九四二	三、八二五	一、〇三八
一九四三	四、四七〇	一、三七八

義務制実施の前後においても着実に増加しているが、とりわけ四〇年度以降の伸びが男女ともに大きい。

一九三〇年代の青年学校教員養成所は、その多くが農業学校や師範学校に併設され、教員組織も本体の学校の兼務者に依存する体制が続いていた。しかし、右のような学校規模の拡張に合せて施設や教員組織を独立させていく動きが並行して進展している。たとえば兵庫県立青年学校教員養成所の場合、一九三五年に県立農学校内に生徒定員三〇人で発足し、三十九年に農業科・工業科・商業科・水産科に分科したうえで定員を一五人増やし、四〇年にはさらに二〇人増やし、独立校舎に移転し、四一年四月には定員三〇人の女子部を創設し、同年六月には一挙に男子部定員を一五〇人、女子部定員を六〇人に拡大している。二〇人あるいは三〇人程度の定員であれば併設でもそれほど不自由はなかったかもしれないが、一〇〇人を越える定員の学校になれば併設ではかえって困難が大きい。独立の校舎や教員組織は自然に不可欠のものになってくる。そして独立の校舎や教員組織が確保されればさらなる拡張も容易になってくる。三〇年代末から四〇年代前半にかけて、各地でこのような循環が進展して右のように生徒数が急増したのである。

第3表 青年学校関係文部省予算

年 度	経 常 部				
	青年教育費補助	青年学校専任教員俸給費補助	青年学校教員俸給費補助	青年学校教員養成費補助	青年学校教員費補助
1938	2,000,000	1,739,000			
1939			4,308,940	259,500	
1940			4,981,000	453,200	
1941			6,549,140	701,200	
1942			8,258,960	1,862,000	
1943			9,493,140	2,013,200	
1944			601,980		
年 度	経 常 部				臨時部
	青年教育施設費	青年学校生徒就学奨励費	地方青年学校教育職員費補助	地方青年教育職員費補助	青年教育臨時施設費
1938					240,000
1939	157,485	100,000	98,700		
1940	157,485	190,000	98,700		
1941	156,152	257,200		199,045	
1942		332,800		199,045	
1943		389,500		165,480	
1944					
年 度	臨 時 部				
	青年学校教科書編纂費	青年教育費臨時補助	青年学校教員臨時講習費補助	私立青年学校設備費臨時補助	
1938					3,979,000
1939	15,000	300,000	47,000	50,000	5,336,625
1940	15,000	300,000		50,000	6,245,385
1941	15,000	323,500		50,000	8,251,237
1942		370,500			11,023,305
1943		690,500			12,751,820
1944					21,688,998

〔備考〕 各年度当初の文部省予算から青年学校に關係する項目を抽出して作成。

教員養成の拡充は文部省の予算措置によって支えられていた。第3表によれば一九三〇年代末から青年学校関係の文部省予算が急増しているが、その中でとくに目立つのが教員の俸給費と養成費に対する補助である。

俸給費補助は義務制実施の三九年度に急に増えたのち、さらにその後も増加し続けた。また養成費補助の方は四二年度、四三年度に急に膨張した。養成施設に対する補助と採用後の俸給に対する補助の拡大によって右のような教員養成の急速な拡充という現象が進展したのである。

文部省社会教育局または国民教育局編『青年学校青年学校教員養成所二関スル調査』によれば、一九三七年度から四二年度にかけて青年学校教員総数は一八三、三一八人から二二四、五六七人にまで四一、二四九人増加した。このうち教諭は二七、二六一人から四六、二五五人にまで一八、九九四人増加した。教諭が教員総数に占める割合は一四・九%から二〇・六%に高まった。しかし助教諭はこの間にほとんど増加しておらず、指導員が六八、五七二人から八二、二〇八人にまで増えている。指導員が教員総数に占める割合は三七・四%から三六・六%にまでわずかに低下したものの、指導員に大きく依存する状態はあまり変化していない。

専任教員は、『調査』によって一九三七年度と四二年度を比較すると、次のように増加した。

	学校長	教諭	助教諭	指導員其ノ他	計
一九三七年度	二八八	一一、〇八九	六、六五二	三、四一〇	二一、四三九
一九四二年度	一、六八一	一七、七二四	一一、五三三	一一、五四〇	四三、四六九

全体としてほぼ倍に増加している。四二年度の学校総数が一八、九三六校だったので一校について約二・三人の専任教員が配置されたことになる。それまでほぼ一校に一人だったことと比べればかなりの改善ということになる。しかしまだ一校に二人程度では決して十分とはいえない。しかも義務制の実施によって生徒の状況に合せて複数の時間帯で授業を用意しなければならなくなった学校が多かったと思われるので、専任教員の数の増加、とりわけ指導員の増加がそのまま教育の質の向上に反映したといえるかどうかは疑問である。

一九四二年度の専任教員四三、四六九人の内訳は男子三〇、八一八人、女子一二、六五一人で、男子の担当科目は農業一二、八七二人、普通学科五、一八三人、教練科四、九八〇人、修身及公民科三、四九七人などとなっていた。女子の担当科目はほとんどが家庭科である。専任の「指導員其ノ他」は一一、五四〇人で教練科の専任教員が四、九八〇人であったから、指導員への依存は教練科のみならず農業その他の科目に広がっていたことになる。

なお、四二年度において専任教員が一人も配置されていない学校がまだ二、六八五校残っていた。三七年度には五四七九校あったからかなり減少したとはいえるが、それでも一割を超える学校に専任教員がいなかったということになる。

教員の待遇改善は教育審議会が強調した提言の一つであったが、『調査』には四〇年度以降の教員の待遇についての統計が掲載されている。四〇年度と四二年度を比較すると、公立学校の男子教員の場合、奉任待遇が校長で六四七人から七〇五人に、教諭で八七人から一五九人にそれぞれ増加している。また一〇〇円以上の俸給手当を受ける者は校長で四九八人から八八三人に、教員で一九六人から五六二人に、やはり増加している。かなり大幅な増加である。増加したのは高い給与を受ける教員ばかりでない。八五円以上が七七二人から一、六五八人に、六五円以上が四、四〇〇人から七、三六一人に、それぞれ増加している。四〇円以上の層の教員はほとんど横ばい、四〇円未満の教員は減少している。そして専任教員の俸給の平均月額額は五八・一円から六二・〇円に変化した。さらに専任以外の教員の手当も一〇円以上と五円以上が増加して五円未満が減少している。そして手当の平均月額額は五・三円から六・三円にやはり増加した。教員の待遇改善という課題に関してはおおむね対応がなされていたといつてよいだろう。

ただし、養成のための施設設備が整備されたことがただちに教師教育の中味の充実につながったとはいえない事情もある。青年学校教員養成所は青年学校の内容に直結した教員養成機関である。青年学校が知的な、あるいは理性的な認識能力を育てるといふよりもむしろ、教練や職業技術の訓練を中心とし、修身教育的な側面を加味したような性格の学校であったことが青年学校教員養成所の性格を規定しており、青年学校教員養成所の施設設備面での充実は、

まさにそういった性格の機能の充実として現象していたことに留意しなければならぬ。具体的にいえば、塾風教育的な施設によって、あるいは大陸派遣という手段によって、いわゆる「道場型錬成」が徹底されるような教師教育が実践されたのである。

たとえば長野県の場合は「遠く学校ヲ離し、大自然ノ正大、莊嚴、清淨、生々ノ啓示ノ中ニアツテ開墾、集團勤勞、道場の生活ニ參ジテ、肇國ノ大理想ニ顕揚シ、清明雄渾ナル氣魄ヲ養ヒ、感恩奉公、以テ皇國臣民タルノ本分ヲ全フセシメントス」という趣旨の「農士寮」が一九三六年に設置されている。また愛媛県の場合には「報徳学舎」という寄宿舎に全員が収容され、午前五時半の起床から午後十時の消灯まで規律の厳しい共同生活が行われている。朝五時四十分から六時までの「朝礼」では「君力代合唱」「国旗掲揚」「所歌合唱」「国民体操及剣道」が、また続いて七時までの「作業」では「学舎掃除」「農場当番」「炊事当番」「実習地作業」「神社・道路等の掃除」がおそらく分担して行われている。あるいは石川県立青年学校教員養成所の場合は、「八紘塾」という塾舎での共同生活が営まれていたほか、三九年には全員が「志願」して興亜青年勤勞報國隊に三ヶ月間参加したという。

教員養成制度の拡充としても一つ指摘しておかなければならないのは青年学校教員養成所の青年師範学校への改組である。

実は、青年学校教員養成所の改組構想はすでに一九四一年九月に固まっていた。一九四二年度から青年学校教員養成所を改組整理して全国に一四校の「青年教育専門学校」を創設するというもので、文部省の省議決定を経たものであった。具体的には次のように説明されている。

一、農業九、商業二、工業二、水産一合計十四校の青年教育専門学校を創設し、農業については全国を北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州の九ブロックに分け、ブロック毎に一校づつを建設する、その他は適當なる府県におくがその際学校設置の場所はなるべく既設の独立青年学校教員養成所を利用することはいふまでもない。

一、新専門学校は予科一年、本科三年制をとり予科一年には青年学校本科（五年）卒業生を地方長官の推薦により収容、本科にはこの予科終了生及び一般中等学校卒業生を収容する。

一、国立とするか公立とするかについては師範学校と同一歩調をとるが、出来れば国立としたい方針で生徒の学資は国庫負担とする。

実際に創設された青年師範学校とはかなり違う内容のものである。まず師範学校ではなく専門学校のカテゴリで考えられている。そして職業科の種別ごとに、しかも農業についてはブロック単位での設置となっている。さらに青年学校卒業者に積極的に入学資格を与えようとしている（後述のように四三年から師範学校と青年学校教員養成所の入学資格に青年学校本科卒業者が加えられたが、積極的に門戸を開いたとはいえない）。この省議決定は師範学校の専門学校程度への変更と国への移管の省議決定とはほぼ同時であり、⁽⁸⁾教育審議会の答申からそれほど時間が経過していない時点で積極的に対応しようとしていたという点についても注目される。

しかしこの構想はおそらく棚上げにされた。青年学校卒業者に入学資格を付与するという点だけが一九四三年に制度化された。すなわち、まず師範教育令（一九四三年三月八日勅令第九号）第五条で「本科二入学生ルコトヲ得ル者ハ当該学校予科ヲ修了シタル者、中学校若ハ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス」と規定され、師範学校規程（一九四三年三月八日文部省令第六号）第三十一条で「本科ノ入学ニ関シ中学校又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ学力アリト認ム」とされた四つの資格のうち四番目が「教授及訓練期間五年（女子ニ在リテハ三年）ノ青年学校本科ノ課程ヲ修了シ学業成績特ニ優秀ニシテ師範学校本科ノ課程ヲ修ムルニ足ルコトヲ当該青年学校長ニ於テ証明シタル者」であった。また同年三月三十一日文部省令第三十号青年学校教員養成所規程中改正によって、四つある入学資格のうち四番目が「教授及訓練期間五年（女子ニ在リテハ三年）ノ青年学校本科ノ課程ヲ修了シ学業成績特ニ優秀ニシテ青年学校教員養成所ノ課程ヲ修ムルニ足ルコトヲ当該青年学校長ニ於テ証明シタル者」となった（この規定はそのまま青年師範学校の入学資格に継承さ

れた)。師範学校も含めて上級学校と接続したことは大きな変化であるが、積極的に門戸を開放したような規定ではない。

結局四一年段階の構想は実現せず、中等学校と師範学校の制度改編が優先され、ようやく一九四四年になって青年学校教員養成所は青年師範学校に転換した。すなわち、青年師範学校は師範教育令中改正（一九四四年二月十七日勅令第八十一号）によって師範学校の一種として創設されたのである。

すでに一九四三年に師範学校が専門学校程度に変更されていた。青年学校教員養成所もその師範学校制度の一部として組み込まれたので、師範学校と同じく専門学校程度への変更である。しかし師範学校の制度変更と青年学校教員養成所から青年師範学校への改組とはまったく意味が違う。青年学校教員養成所は中等学校卒業程度を入学資格として修業年限が原則二年、一年以内延長可の学校であった。したがってともと専門学校程度に近い位置づけを与えられていたのであり、専門学校程度となったことの意味は師範学校ほど大きくない。むしろ大きいのは学校の性格の全般的な変更である。

青年師範学校は「皇国ノ道ニ則リテ青年学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為ス」（第二十條）ことが目的とされ、官立（第二十一條）で、修業年限が三年（第二十三條）、予科（修業年限二年）修了、中学校または高等女学校卒業などが入学資格とされた（第二十四條）。変更点は①「師範学校」のカテゴリーに含まれたこと、②官立に限定されたこと、③修業年限が三年に延長、固定されたこと、④国民学校高等科に接続する修業年限二年の予科の設置が認められたこと、⑤入学資格が予科修了または中学校・高等女学校卒業者などとなって、一九四二年まで入学資格の第一に掲げられ、四三年の改正（前述の四三年三月三十一日の文部省令第三十号「青年学校教員養成所規程中改正」）でも中等学校卒業者として一括して第一の資格に含まれていた実業学校卒業者が外されたこと（ただし「文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者」に含まれる余地は残された）、などである。とくに五番目の点が大きな意味をもつと考えられる。

一九四二年まで青年学校教員養成所は入学資格の第一に甲種程度の実業学校卒業者を挙げ、第二に師範学校、中学校あるいは高等女学校の卒業者としていた。実業に関する知識・技術については基本的に実業学校での学習に委ねており、したがって青年学校教員養成所の内部では教練を除く青年学校の基本的な教育内容の全般に触れるという構造になっていた。青年学校教員養成所規程によればその教育内容は「修身及公民科、教育、国語、国史、職業科並二体操」(男子の場合)あるいは「修身及公民科、教育、国語、国史、家事、裁縫、職業科並二体操」(女子の場合)とされていた。しかし青年師範学校は普通教育の素養しかもたない者を入学させることが原則とされたから、青年師範学校の内部で専門学校程度の実業教育が施されることになった。青年師範学校規程(一九四四年三月二十三日文部省令第十一号)によれば、青年師範学校の男子部は農業科、工業科、商業科、水産科等の学科に分科されており、たとえば農業科の学科目は「修身、国史、国勢、国語、教育、教練、体操、理数、耕種、栽培環境、養畜養蚕、農産化学、農業土木、農業経済、林産、産業大意、実験実習」となっている。単に「職業科」としていた青年学校教員養成所とはまったく異なり、農業科であれば農業に関する分科した内容が教授されようとしていたことがわかる。内容からみてもまさに「専門学校程度」に変更されていたのである。

一九四四年四月一日文部省訓令第六号「青年師範学校制度実施ニツイテノ訓令」によれば、青年師範学校は各都道府県に一校設置するとされている。国家の直営とされたが、府県という地域的単位を前提とした設置の形態には変更が加えられなかった。したがって官立化の措置は青年師範学校の中味を、とくに教員の配置や施設設備の面において専門学校程度にふさわしいものにするとともに、「皇国ノ道二則リテ青年学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為ス」(師範教育令第二十条)という目的を徹底させるためにとられたものと推測される。なお、青年師範学校にも修練課程の設置が義務づけられた(青年師範学校規程第二十二條)。独立の施設や教員をもたないことが暗黙の前提になっていた青年学校教員養成所とは異なり、自立した一つの学校になったことを示すものであるとともに、第二十条の目的規定(「錬成」)の実現に直接的に関連したものであるといえよう。

青年学校教員養成所から青年師範学校への改組は、その改革の方向性としては錬成の徹底、あるいは戦時下の再編といったものであるが、制度の形式からすれば明らかに「充実」であった。青年学校の教員養成機関は「師範学校」という正規の枠組みに含められ、しかも卒業者は専門学校程度卒という学歴の位置づけをも与えられた。青年学校教員養成所の拡充によって青年学校教員の量はしだいに確保されていったが、青年師範学校の設置によって質の面での確保の見通しもはつきりしてきた。設置の時期が敗戦直前であったためにその結果を十分に検証することはできないが、青年学校は教員確保の制度的基盤を得て、ここによりやく一人前の学校制度とみなされ得るようになったといつても過言ではないだろう。

注

- (1) 各年度の『文部省年報』による。
- (2) 『兵庫県教育史』(一九六三年)
- (3) 寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育——皇国民「錬成」の理念と実践——』(東京大学出版会、一九八七年)において「道場型錬成」が「生活型錬成」の対概念として提示されている。
- (4) 『長野県立青年学校教員養成所長野県上水内農学校施設概況 昭和十五年度』(『長野県教育史』第十五巻、一九八〇年、所収)
- (5) 『愛媛県教育史』第二巻(一九七一年)
- (6) 『石川県教育史』第二巻(一九七五年)
- (7) 『東京朝日新聞』一九四一年九月十一日『青年教育専門学校』 明年度より全国に十四校創設 青年校卒業生を予科に収容「および「青年教育専門学校 青年学校卒業生を予科に収容」(『青年と教育』第六巻第十号、一九四一年十月)。引用は後者より。
- (8) 師範学校の制度改正についても『青年と教育』の注(7)と同じ号で報じられている(「師範学校を昇格 文部省議で正式決定」)。

第五節 改革提言の歴史的意義の検討

教育審議會は義務制を前提に提言を行った。本節では本稿の全体の締めくくりとしてその改革提言の歴史的な意義を検討するが、まず考慮しなければならないのは教育審議會が審議の枠組みとして与えられた状況である。教育審議會は青年学校については、一九三九年度からの義務制の実施という方針を前提として与えられ、その狭い枠組みの中でしか議論ができなかったためであり、小学校や師範学校、中等学校、高等教育機関などについて審議した場合は決定的に異なるからである。

そしてさらに重要なことは、教育審議會が設置された時点において、すでにそのまま義務化してもかまわないような制度内容を青年学校がもっていたということである。

第一章で論じたように、青年学校制度の中味を決定したのは文政審議會であった。そして文政審議會への諮問案は一九三〇年代前半を通じての文部省と陸軍との交渉で決定した。文部省が陸軍省に妥協する形で青年学校制度の内容が決まったといってもよいが、とりわけ一九三四年八月に文部次官が栗屋謙から三辺長治に交代してからの妥協が大きく、青年学校の本科は青年訓練所の性格を濃厚にもち、換言すれば実業補習学校の性格を大きく失ったものとなった。

青年訓練所は四年間にわたって修身及公民科を一〇〇時以上、教練を四〇〇時以上、普通学科を二〇〇時以上、職業科を一〇〇時以上課す施設であった。青年学校はこの科目区分をそのまま継承した。それだけではない。青年学校の本科男子は五年間にわたって修身及公民科一〇〇時以上、教練科を三五〇時以上、普通学科と職業科を合せて五一

○時以上課すという規定となっており、とくに青年訓練所の中心的な内容であった教練と修身及公民科に關してはほとんどそのまま青年学校本科に繼承された。修身、国語、数学、理科あるいは「職業二関スル学科目」といった実業補習学校の学科目の構成は青年学校に採用されなかつた。また実業補習学校の時数は、たとえば農業補習学校の後期課程で年「百六十時乃至三百二十時」を「標準」とするといった大まかな規定になっており、やはり青年学校には繼承されなかつた。知的な、あるいは技術的な教育の深化をあまり求めず、教練と道徳教育の継続に主眼を置くという青年訓練所の基本的な性格がほぼ青年学校本科に繼承されていたのである。したがってこれをそのまま義務化しても軍としてはほとんど支障を感じなかつたのであろう。

実業補習学校の柔軟な制度を利用して充実した内容をもつていた学校の多くが青年学校発足時に実業学校に轉換したという事実も第一章で明らかにした。青年学校が青年訓練所の性格を大きく繼承したことの一つの結果である。

教育審議会に与えられた課題は、そのまま義務化しても差し支えないような、いわば軍の都合に傾斜した制度内容の青年学校を、どこまで教育機関として充実させるかということに あつたといえよう。そのような観点から審議会の議論やその後の動向を検証するならば次のようになる。

第三章の各節でみてきたように、答申項目の多くは一応実現された、あるいは実現されようとしたといつてよいだろう。義務就学は予想以上に徹底し、最も懸念された教員や専用の施設設備の確保も順調に進んだ。実施されなかつたものの国民学校制度において高等科の義務化と青年学校普通科の廃止が法の規定に明文化された。しかし同時に、実現されなかつた提言もあるし、十分に見通すことができなかつた状況もいくつかあり、さらに時代の流れに必ずしも対応してないと思われる点もある。

第一に、これは表面的な問題であつて實質的には実現されたといつてもよいことであるが、青年学校の目的規定に關して、「鍊成」という語を用いて方針を提示したにもかかわらず、改定された青年学校令はそれを採用せず、旧規定がそのまま踏襲された。法文上のことであるだけに、なぜ採用しなかつたのか疑問が残るところである。

第二に、「中等教育」と「青年教育」の系統の溝をいかに埋めるかという中等教育一元化の議論がなかったわけではなく、初等教育の延長としての高等小學校を廃止して青年學校に統合し、その青年學校を青年期にふさわしい内容と方法の教育機関に変えていくという考え方が教育改革同志会関係者などから主張されていたものの、全体の論調としてはむしろ高等小學校（国民學校高等科）を義務化し、その上に青年學校本科を接続させるという発想が根強く、その結果、中等教育一元化の方向には制度改革があまり進展しなかったという問題が指摘されなければならない。年齢段階で教育の中味を統一的に形成するという発想がまだ弱く、属する社会階層に対応して質の異なる教育を行い、質の異なる人間を育成するという発想が支配的だったことである。

第三に、審議会で大きな問題になり、答申にあえて盛り込まれた最高時数の設定を求める提言が完全に実現されず、最低時数のみの規定で義務制が実施された。仮に法令上で最高時数を三〇〇時と規定すれば、個々の青年學校が置かれた状況に応じて二一〇時から三〇〇時の範囲で義務課程の時数を設定できたはずである。実際に二五〇時から三〇〇時ほどの時数を課していた學校が多かったから、義務課程としては二一〇時にしなければならなかったことで、教育の水準を低下させざるを得なかったところが多かったと推測される。そして一九四二年頃から独立校舎をもち、専任教員を複数確保した青年學校が増えていったにもかかわらず、最低時数の引き上げも最高時数の設定もなされなかった。

ところで、義務課程への就学は具体的には義務課程の時数の授業への出席を意味する。しかも二一〇時あるいは一八〇時という時数の合計ではなく各科目の時数への出席が必要である。欠席者がいればその者のために補習授業を用意しなければならない。さまざまな事情の生徒がいるから、年間わずか二一〇時といっても學校側が用意しなければならない授業の時数はそれをはるかに上回ることになる。義務課程の受講を徹底させることだけで學校はエネルギーをかなり割かなければならない。任意課程を設置して充実した内容を提供することは不可能ではないにせよ、かなり難しいことだったと推測される。

関連して、生徒の都合に応じて授業時間を設定しなければならないという事情から複式学級を編成しなければならないという問題指摘しておきたい。昼か夜かという時間帯、あるいは曜日、季節など生徒が出席できる時期や時間帯に授業を開設しなければならない。その結果同じ学年でも出席できる授業が異なり、逆に違う学年でも出席できる授業が一致することが多く生じる。そこで自然に複式学級が多くなる。群馬県の例では、県内の男子学級総数七〇九のうち同一学年の生徒のみで構成されている単式学級はわずか四分の一の一八〇にすぎない。逆に最も多いのは本科三・四・五年と研究科を合併した学級で八九、次に多いのが普通科一・二年と本科一・二年を合併した学級で七三、その次に多いのが本科四・五年と研究科を合併した学級で六九などとなっている。そしてその結果として一学級の生徒数は少ない。七〇九の学級のうち最も多いのが三〇―三四人の八三、次に多いのが二五―二九人の八一、その次が三五―三九人の七八などとなっている。複数の学年の生徒をひとまとめにしても三〇人前後のクラスにしかならないのである。複式学級では授業の質の向上にはプラスにはなりにくい。学校が義務課程の受講の徹底にエネルギーを割かなければならないことと合せ、義務制実施は青年学校教育の内容水準の向上とは逆向きのものであった。教育審議会は義務制実施に伴うこういった事情を見通したうえで論議していなかった。

最高時数の設定は問題の本質ではなかった。本質は義務制実施そのものにあつた。たとえ最高時数を設定したとしても右のような問題はやはり生じる。学校も生徒も義務課程の最低の内容を徹底させることにエネルギーを使い果すことになるにちがいない。その意味で、やはり義務制実施が決定された瞬間に青年学校の基本的なあり方が決まってしまうということになるだろう。

第四に、いわゆる社会立法として準備された「青年学校令ニ依り就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル法律」の内容がきわめて不完全だったことである。この法律によって就学時間を就業時間とみなされる者が工場法、鉱業法または商店法の適用範囲内の、しかも十六歳未満に限られた。除外された者は就業時間外で通学しなければならなかった。内閣に設置された審議会の答申であるから、提言を受けとめたのは文部省だけではなかったはずであるが、

事実としてきわめて不完全な社会立法のもとで就学が強制されることになったのである。

なお、義務教育の実施にあたってはどうしても就業年齢ないし就業時間の法的規制が必要になるが、そもそもその規制を教育立法によって行えなかったという問題がある。労働法規に委ねれば従業員数の規模や業種によって例外的な扱いがなされ、全面的かつ一律に就学時間が保証されないという事態は十分に予想されたはずである。そして実際に、右の法律によって青年学校の本体である本科の大部分が何ら保護されなかった。青年学校の義務制について社会的な合意がほとんど形成されていなかったことの表れともいえよう。

第五に、国家総動員体制との関連がほとんど考慮されなかったことである。青年学校の義務制実施の決定が国家総動員法制定と時間的に平行しており、国家総動員体制の構築の過程が教育審議会における青年学校の審議と平行している。にもかかわらず審議会は国家総動員体制との関連を考慮しなかった。そのため、義務制度が実施されてから国家総動員体制の一部として創設された工場事業場技能者養成施設との調整が必要になった。産業界は技能者養成制度を中心とした形で二つの制度の統合を強く望んだ。技能者養成施設は、結果的には工場への青年学校の設置を促進させたが、突然浮上した構想ではないだけに、審議会が対応しなかったのは配慮の不足といわざるを得ない。

第六に、国民に新たな義務を課すにもかかわらず勅令によって実施されたという問題がある。議会関係者などからの批判があったが、従前からの「勅令主義」が貫徹された。天皇が「臣民ノ幸福ヲ増進スル為」（憲法第九条）だと判断して命令を発したという説明がまったく通らないわけではないが、雇傭者の経済活動の自由を制限する面もあり、義務制の運営に必要な予算や法的措置の協賛を議会に求めるにもかかわらず、義務制の実施そのものの協賛は議会に求めないという矛盾も生じることにもなり、また、青年学校に限らず教育制度全般について国民の協力や参加なくして円滑な運営ができなくなってきた状況にあつて、なお勅令主義を続けることにはかなりの無理があつたと思われる。しかしその点については教育審議会はほとんど配慮しておらず、従前からの勅令主義の継続を前提に制度改革論議がなされた。なお、勅令主義の枠組みで青年学校義務制度が構築されたことの結果として、国家総動員体制の枠組

みとの整合性を十分にもつことができなかったことを付言しておく。

第七に、中等学校への進学者数の増加という現象を招き、結果として青年学校への義務就学者数がかなり減少したのであるが、そのことが審議のなかでまったく予想も考慮もされなかったことである。「中等教育改革」でも明らかにしたように、一九三〇年代末から四〇年代初めにかけて中等学校への進学者が急増していった。青年学校の義務制実施がどれほど関連した現象なのかはわからないが、それまで青年学校に就学していたはずの青年の一部が中等学校に流れたことはたしかである。「青年教育」と「中等教育」は二者択一の進路になったのであるから、「中等教育」への進学者が増加すればそれだけ「青年教育」への進学者が減少するという関係にある。中等学校への進学者が急増しつつあったのであるから「青年教育」への進学者がその分だけ減少していくことは見通せたはずである。中長期的な視野を欠いた提言であつたといつてよいだろう。

第八に、文政審議会とは対照的に青年学校の関係者が委員に含まれていないという審議会組織の問題が指摘できる。文政審議会には関係者が複数入つていて、しかもその関係者が提言の具体案を作成する中心的な場にも関与していた。教育審議会の外側での青年学校関係者の発言をみると当事者でなければわからないような細かい、具体的な、しかし重要な問題が指摘されている。そういった関係者からの指摘が審議に反映されなかつたのである。教育審議会にも師範学校や中等学校や高等教育機関の関係者は含まれていたから、青年学校の関係者を欠いたという事実はやはり組織上の問題として指摘しなければならぬだろう。

第九に、教育審議会の委員には青年団の関係者が複数含まれていて、しかも彼らは青年学校の審議の中心的な部分にも深く関与し、そのこともあつて青年学校の義務制実施における青年団の役割が強調される提言が出されることになつた。青年学校義務就学者は青年団員でもあつて、青年団の方からの支えが義務就学の徹底に必要だといふことはたしかなことだと思われる。しかしその提言は一般的抽象的な表現にとどまつており、具体的な措置を求めたものにはなつていない。青年学校の制度化が進展し、専任教員が配置され、固有の施設設備をもつようになれば、社会教育

施設としての性格が希薄になり学校化してしまう。一九四二年三月二十四日から実施された文部省分課規程中改正は、一体でありながら一体になれないという両者の微妙な関係を象徴する行政組織改編であった。すなわち従前の青年教育課・成人教育課・映画課という分課を青年教育課・指導課・文化施設課に組み替え、大日本青少年団に関する行政事務を青年教育課から指導課に移したのである。指導課は青少年団の他に成人教育、勤労者教育、家庭教育、「同和」教育、社会教育団体等に関する事務を管轄することになったから、青少年団は青年学校との関係ではなく社会教育団体の枠組みにおいて扱われることになったのである。青年学校は学校教育なのか社会教育なのかという問題が提起されてはいたが、審議会はこの提起を正面から受けとめなかった。そしてその問題をあいまいにしたままに青年団の關係者の主張に傾斜した提言をまとめることになった。青年学校が義務化に伴ってその教育的社会的機能を拡大することが予想され、その結果として青年団の機能が相対的に低下することに危機感をもった青年団關係者の政治的な思惑が教育審議会の提言に反映したといつてよいだろう。なお、一九四二年十一月一日勅令第七百四十八号「行政簡素化実施ノ為ニスル文部省官制改正」によって社会教育局が廃止され、同日文部省訓令「文部省分課規程改正」によって局・課の構成が改められた際に、大日本青少年団は青年学校とともに国民教育局青少年教育課の所管となった。ただし同課の所管事項は「一 国民学校ニ関スルコト」「二 青年学校ニ関スルコト」「三 盲学校、聾啞学校其ノ他ノ特殊教育ヲ為ス学校ニ関スルコト」「四 以上ノ諸学校ニ準ズベキ各種学校ニ関スルコト」「五 幼稚園ニ関スルコト」「六 大日本青少年団ニ関スルコト」「七 少国民文化ニ関スルコト」「八 以下省略」という順序で規定されており、青年学校と大日本青少年団が「不離一体」の扱いを受けるような書き方にはなっていない。

第十に、女子の青年学校教育義務化は結局実現できなかった。男子にとつては青年学校は教練中心の学校であったが、女子にとつては家庭科の教育、とりわけ裁縫教育が魅力ないし利益であった。したがつて男子と女子にとつて青年学校教育の機能がまったく異なる。少なくとも戦争のための教練という差し迫つた必要性は女子にはなかった。また年少労働は女子においてより広範に行われていた。年少労働から解放するための措置を男子よりも徹底させる必要

があつたはずである。しかし教育審議會は女子の青年学校教育の中味や社会的な諸關係についてあまり深く検討せず、単に義務制の早期実施を提言しただけにとどまつた。実現に至らなくても不思議ではない。

そして最後に、これは教育審議會の直接の責任ではないが、青年学校教育の成果を待たずに軍が根こそぎの兵力動員を実施したことについて言及しておかなければならない。教育審議會は、その設置を目前にして青年学校の義務化の決定を所与の前提として受容させられた。審議會はそれを受容したのみならず、その義務制青年学校に教育的な意味づけを付与した。そこまでして軍の都合に対応したにもかかわらず、軍はその義務制青年学校教育の成果を待たずに、アジア・太平洋戦争末期には志願兵の大量募集を行った。青年学校も教育審議會も、軍の都合に振り回されたいわざるを得ない。

これらの諸問題を考慮するならば、教育審議會の青年学校に関する提言は、中長期的な見通しを十分にふまえたものではなく、あるいは問題の本質を的確に捉えたいうでないという評価をせざるを得ないであろう。

ところで、前節で指摘したように、一九四〇年代に入ってから青年学校は独立校化し、あるいは教員の確保が進展していった。しかしその動きも単調なものではなかつた。一九四三年度の後半以降、青年学校も戦時動員体制の一環に組み込まれていった。

まず一九四三年十月十二日の閣議決定「教育二関スル戦時非常措置方策」⁴で青年学校に関して「工場事業場ニ於テ生産二従事スル生徒ニ付テハ教室内ニ於ケル授業ハ之ヲ縮減スルト共ニ職場ノ実情ニ即シテ生産ノ増強、戦力ノ増進ニ資スルガ如ク刷新改善ス」との方針が示された。

この閣議決定を受けた同年十月二十三日各地方長官宛文部次官通牒「教育二関スル戦時非常措置二関スル件」(発国四七四号)⁵では、青年学校に関して、国民学校の義務教育延長と青年学校普通科の廃止の延期が内定したことが伝えられ、具体的なことから同年十一月一日各地方長官宛文部次官通牒「青年学校ニ於ケル教授及訓練ノ臨時措置二関スル件」⁶によって指示された。指示事項は次の通りである。

一、重要軍需物資生産関係ノ工場又ハ事業場ニ設置セル青年学校ノ教授及訓練ニ関スル措置

イ、都道府県ニ於テ規定セル各学年ノ教授及訓練標準時数中普通学科及職業科ニ付テハ之ヲ減ジ青年学校令施行規則第一条ニ規定スル最低ノ教授及訓練時数トスルコト

ロ、職業科ノ教授及訓練ニ付テハ其ノ時間ニ於ケル職域勤労ヲ以テ教授及訓練時間トシテ取扱フコト此ノ場合ハ職場ノ練達者ヲ教員トシテ増置スルト共ニ生徒ノ出席情況ヲ明ニシ教育ノ徹底ヲ期スルコト

ハ、必要ニ応ジ普通学科ノ教授及訓練時数ノ一部ヲ減少シ之ヲ職業科ノ教授及訓練時数ニ増加スルヲ得ルコト
ニ、職員ヲシテ生徒ノ家庭及寮舎等ニ於ケル自学自修ヲ指導スルト共ニ生活訓練ヲ徹底セシメ教養ノ向上ヲ図ルコト

二、工場又ハ事業場ニ設置スル青年学校以外ノ青年学校ニ於テモ前号ノ工場又ハ事業場ニ勤務スル生徒ニ付テハ前号ニ準ジテ教授及訓練ヲ取扱ヒ得ルコト

三、工場又ハ事業場ニ於ケル生徒ノ保健及思想ノ輔導ニ付設立者及職員ヲシテ特ニ留意セシムルコト

軍需工場に設置された青年学校またはそこに勤務しながら青年学校に通う生徒を対象にした措置である。授業時数に関して国が定めた最低時数を越えた時数を各都道府県が独自の標準と規定していたのを、普通学科と職業科については国が定めた最低時数に抑えさせ、職業科の授業を「職域勤労」をもって代替させ、あるいは普通学科の時数を職業科に振り替えることを認める、といった内容である。また三日後の十一月四日に出された同じ番号の国民教育局長通牒⁷では、修身及公民科の授業は、国定教科書を使用しなければならぬが、必ずしも教室内で行わなくてもよい、また教練科は「愈々之ガ充実強化ヲ図リ実践即応ノ基礎訓練ヲ徹底セシムルコト」との指示が加えられている。全体としてみるならば教練科を除いて各科目の授業運営に柔軟性をもたせ、すなわち本来学校がもつべき教育責任の一部を放棄させ、生産力増強に学校や生徒を直接的に貢献させようとしたものである。

中等学校や高等教育機関の生徒学生については一九四四年度から通年動員が実施されていたが、日常生活におい

てすでに勤労に従事している青年学校生徒に対しては特別の体制がとられることはなかった。四四年八月二十三日勅令第五百十八号をもって学徒勤労令が制定されたが、青年学校生徒はこの勅令の適用を受けなかった。そして青年学校の本科と研究科の生徒は国民勤労報国協力令の適用を受け、隊組織をもって勤労協力を行う場合は大日本青少年団の隊組織によることと、昼間通年制の青年学校（二〇〇日以上、九六〇時以上の教授及訓練を行う学校）は中等学校に準じて勤労協力をを行い、さらに学徒勤労令に準じた勤労協力を行う場合には手続き等の取扱いを学徒勤労令によるものに準じさせることが四四年八月二十四日文部次官通牒「国民学校児童並ニ青年学校生徒ノ勤労協力ニ関スル件」（発国三九七号⁹）で指示された。教育の機能を失ったところで大日本青少年団と「不離一体」になったのである。

一九四五年三月十八日に決戦教育措置要綱¹⁰が閣議決定された。これにより国民学校初等科と「戦争完遂ノ為特ニ緊要ナル専攻学科」を除いて四五年度一年間授業を停止することと、学徒隊を編成して動員を行うとの方針が示された。同年五月二十二日、勅令第三百二十号をもって戦時教育令が制定されて学徒隊が編成された。同日の戦時教育令施行規則（文部省令第九号）によれば、青年学校学徒隊は中等学校学徒隊・国民学校学徒隊とともに都道府県学徒隊に統合された。青年学校就学該当者の多くが出征したことはすでに述べた通りであり、それに加えて学徒隊の編成および授業の一部ないし全部の停止によって、中等学校や高等教育機関とともにその教育機能をほとんど失ったといつてよいだろう。

六・三・三制度が決定されるまでの戦後改革の過程において、青年学校関係者が新制度の中で再生することを主張し、またその実現のための運動を展開したことは周知の通りである。赤塚康雄は、その「機会均等運動」が「戦後、突如出現したものでなく、戦前すでにそれを醸成する運動の萌芽があり、その遺産ないしは蓄積の継承のうえに展開された」と推察¹⁰している。そのこと自体は首肯されるが、赤塚は留意すべき二つのことがらをみていない。

一つは一九四〇年代前半における青年学校の統合、専任教員の養成や採用の拡大、さらには専任校長の配置により「青年学校関係者」と呼称される当事者が増加していたという事実である。このことによって、小学校に併設で専任

教員が平均一人しかいないといった典型的な青年学校像が部分的にはあっても変化していたのである。当事者の増加が戦後の「青年学校運動」の高まりの基盤になっていたという面は無視されるべきではない。

また、運動の広がりにもかかわらず青年学校教育が戦後さらに空洞化していったという事実ないし実態がおさえられていない。たとえば次のような青年学校長の回想がある。¹¹⁾

甲北青年学校は、昭和一八年に有馬郡一五か町村二二青年学校を統合し、三田町公会堂を校舎として設立されたもので、男子生徒はこの本校で、女子は二〇の分校（小学校に併置）に配置して教育をおこなった。

二〇年八月一日、終戦の詔勅が下ると、男子生徒は、しばらくすると一名も登校しなくなりました。先生が家庭訪問するなどして、登校するようにすすめたがどうしてもやめてこない。これにはほんとうに閉口してしまいました。しかし女子は相変わらず登校していた。女子の場合、裁縫（家庭科）などが中心であったのでそれほど抵抗を感じなかったであろう。生徒がやめてこないのも本校では授業にならない。仕方がないので、先生方は登校奨励と実習田の耕作などをやって一時を過した。

同じ兵庫県の神戸市の青年学校でも、英語や珠算や電気工事やミシンの指導など特技を生かした授業を行っていたが、四六年三月に一六校が七校に統合されました。神戸市の青年学校は、前節でもとり上げたが、第一本科と第二本科とに課程を分け、第一本科にかつての実業補習学校の性格を温存させていた。それでも戦時中から生徒数が減少して四三年には六一校から一六校に統合した。これを戦後さらに半分以下に統合したのである。¹²⁾

一九四〇年代に入るところからたしかに専用施設をもち、専任教員が配置されるようにはなったが、教練中心という基本的な性格も年二一〇時の義務課程を徹底するという形態もそのままであった。また専用施設とはいっても小学校から分離しただけであり、実際には小学校以外の施設を間借りした程度の専用施設しかもたない学校も多かった。つまり教練を除いた部分の教育がそれほど充実したわけではなく、戦後になって教育の中心部分（教練）と義務教育の強制力とを失って、専任の校長や教員だけが取り残されたという状態であった。「青年学校運動」の「弱点」として、

運動が「校長層に担われている」、「傑出した校長の存在という偶然性が、運動を左右することになった」、「校長の去るときは、運動が急激に退潮するときであった」と赤塚が指摘しているが、そのことはまさに右のことを意味している。運動が提起した理念の価値がこのことによって低められるわけではないが、青年学校教育の実質的な中味がすでに敗戦とともに失われていたこともまた、青年学校がたどった結末として確認しておかなければならないのである。

注

- (1) 宇津木与平「教授及訓練」青年学校現実の姿態を直視して(『青年と教育』第七卷第三号、一九四二年三月)
- (2) 『官報』一九四二年三月二十七日掲載
- (3) 『近代日本教育制度史料』第一卷(講談社、一九五六年)所収
- (4) 『近代日本教育制度史料』第七卷(講談社、一九五六年)所収
- (5) 同右
- (6) 『近代日本教育制度史料』第四卷(講談社、一九五六年)所収
- (7) 同右。なお日付が十一月一日となっているが、文部省国民教育局内にあった青年教育振興会が発行していた『青年と教育』第八卷第十二号(一九四三年十二月)に所収されている通牒の日付は十一月四日となっている。ここでは後者の日付を採用した。
- (8) 注(4)と同じ。
- (9) 同右
- (10) 赤塚康雄『新制中学校成立史研究』(明治図書出版、一九七八年)九五ページ
- (11) 『兵庫県教育史』(一九六三年)五八三―八四ページ
- (12) 『神戸市教育史』第一集(一九六六年)および同第二集(一九六四年)
- (13) 赤塚前掲書二一六ページ

おわりに

本書は教育審議会研究の一環として青年学校義務制実施の問題を扱った。そのため女子の青年学校教育に関してはあまり言及していない。また外地の青年学校についてもまったく触れなかった。さらに、具体的現実的な問題に限定したために青年期教育制度論一般の問題として論じたり、そこに国際比較の視点を加味することもできなかった。

ただここで、ごく最近、藤井泰『イギリス中等教育制度史研究』（風間書房、一九九五年）によって明らかにされたことのかかわりで、国際比較の視点から若干の言及をしておきたい。藤井によれば、「今世紀の中等教育の大衆化は」、「公立中等学校の労働者階級に対する門戸開放というベクトルと、新たな上構型の初等後学校の発生というベクトルで展開していく」（三〇四ページ）。このうちの後者がセントラル・スクールと下級技術学校である。これらの学校は「中等学校」とは明確に区別された存在であったが、労働党は前者をモダン・スクール、後者をテクニカル・スクールとして「中等教育」機関に転換させることを提言し、努力した（その理念を明確にしたのが一九三三年のトニー編『すべての者に中等教育を』である）。この労働党の提言ないし努力が、戦時下において教育院官僚のイニシアティブによって一九四四年教育法として結実し、戦後の三類型別中等学校が発足する。

この一九四四年教育法によって義務教育年齢が十五歳にまで引き上げられた。イギリスの場合には義務教育年齢を少しずつ引き上げながら、初等後学校（初等教育の継続教育機関）の中味を充実させて「中等学校」に転換していったのである。ところが日本の場合には、義務教育年齢を一举に十九歳にまで引き上げたものの「青年教育」の中味を充実させる努力を先送りし、結果的に「中等教育」と「青年教育」の間の溝を深めてしまった。まったく重なる時期で

あるだけに、この二つの国における展開の違いはまさに対照的である。

国際比較の視点だけでなく、青年学校や中等教育全体についても、あるいは教育審議会についても今後の課題として残されたことはたくさんあると思っている。

この日本教育史研究部門の研究会が発足したのはちょうど一〇年前の一九八五年七月だった。最初の数年間は議事録や雑誌論文・記事などの関連資料をいっしょに読んで検討した。青年学校は審議会が最初に扱ったテーマだったので、研究会でも最初に検討することになった。集めた帝国議会の議事録の量はかなりのものだった。審議会の議事録を読むだけでもたいへんだったが、それに加えての帝国議会の議事録の整理、分析、検討の作業には苦勞した。さらに研究会では、国民学校や師範学校を経て中等教育の議事録も読んだ。膨大な中等教育の議事録をも読み終えてその先に進みかけたところで、このまま先に進む前に、読んで検討したところをまとめて形にしておくことに方針を大転換した。そこで全体で取り組んで仕上げたのが「資料 教育審議会（総説）」（一九九一年十二月、紀要第三十四集）である。そして私は、これを編集しているあいだに、久保義三編著「天皇制と教育」（一九九一年八月、三一書房）に「青年学校教育義務制における諸矛盾とその構造——教育審議会・帝国議会での審議の検討——」を書かせていただいた。私にとっては読んで調べたままになっていた青年学校の問題を中間報告的にまとめることができるともありがたかった。

研究会の方では、「総説」を刊行したのち、先に「教育審議会の研究 中等教育改革」（一九九四年八月、紀要第三十八集）をまとめさせていただいた。読んだばかりの方がまとめやすかったためであるが、その代わり先に読んだ青年学校が後になってしまい、前に議論したことを思い出すのに苦勞した。

前述のように青年学校を検討したのは研究会の初期の頃だった。初期の頃にお世話になった助手や書記の方々にも

「はしがき」に重ねて御礼を申し上げたい。

一九九五年七月

米田俊彦

128,129,130,271,289,291,298,302
社会大衆党 94,95
昭和研究会 95
職工養成研究会 386
全国中学校長協会 94,95
全国聯合青年学校長会 271,281,298
大日本少年団連盟 238,243
大日本青少年団 410,445,448
大日本聯合青年団・大日本青年団 243,294
大日本聯合女子青年団 243
帝国教育会 45,48,49,50,51,52,66,94,95,96,97,272
帝国少年団協会 243,280
帝都教育会 48
東洋文化学会 48,49
日本工学会 48,49
農業教育研究会 48,49
茗溪会 94,95
立憲政友会 48,49,54,64,66,98,122,123,126
立憲民政党 48,49,66

主要人名・団体名索引

- 八本木浄 12,39,54
鳩山一郎 38
林博太郎 58,66,134,136,137,141,182,186,187,188,189,191,192,193,194,195,196,202,
203,219,220,221,224,226,227,228,235,238,240,243,244,245,249,250,252,253,254,
256,259,260,299,300,302,309
原 嘉道 129,195,199,204,215
日田権一 86
平生釆三郎 16,59,97,100,102,107,127,203,269,297,298,303,341,343,355
平賀 讓 259
藤井 泰 451
藤野 恵 221,222
伏見猛弥 274
二荒芳徳 235,236,237,238,239,244,260
細谷俊夫 290
穂積重遠 181,236,238,239,240,260
松井 茂 137,175,185,186,203,259,309
松浦鎮次郎 59,60,61,62,66,73,74,120,125,126,131,133,138,141,142,171,176,177,182,
184,185,186,188,203,227,230,238,239,343,355,356,357
松岡忠一 221
松田源治 38,60,62,64,65
三国谷三四郎 132,139,141,168,179,181,182,183,184,185,186,187,188,189,190,191,
192,193,196,222,228,234,258,259
南 弘 58
宮島 清 96,276,290,303
三好重夫 276
宗像誠也 290
森岡常蔵 59,126,127,133,139,141,182,186,187,191,193,223,228
柳田元三 272,315
山川 建 69
山田孝雄 216
山本厚三 109,123,124,125,126,129
吉岡弥生 123,125,126,128,216
吉田熊次 269

義務教育延長促進同盟 97
教育研究会・教育改革同志会 48,49,50,51,52,66,94,95,96,97,98,110,113,123,126,

- 関口 泰 11,96,281,282,284,286,287,290,295,302,303,305
関屋竜吉 45,138,171,172,186,238,239,247
添田敬一郎 121,137,141,203,229,238
鷹野良宏 11,18
田沢義鋪 96
田尻常雄 127,135,141,167,172,178,182,185,186,235,238
田代勝之助 271,288,289,302
高瀬五郎 245,246,247,248,249,258
田所美治 11,58,61,62,65,66,67,68,69,70,71,73,74,109,119,120,125,126,129,130,131,
141,167,169,172,176,182,199,204,216,218,219,228,229,230,238,239,240,241,244,
250,252,260,261,313,314,315,316,317,325,337,339,340,341,342,343
田中勝文 10
田中重之 143,145,148,168,169,171,173,175,176,190,191,192,233,235,240,243,248,
250,337,338,339,340,355,356
田中穂積 59,127,134,138,141,180,182,183,184,186,187,189,192,193,198,223,227,228,
238,241,242,249
田中隆三 38,39,40,95
暉峻義等 275,290,291
東郷 実 59,126
東条英機 216
徳川義親 135,141
留岡清男 290
永田鉄山 71
永田秀次郎 59,128,259
長野長広 272,327,328
西晋一郎 216
西田博太郎 137,141,173
西村房太郎 59,131,132,134,141,229,290
野村嘉六 59,62,66,74
野村益三 59,66,68,69,70,71,137,141,203,238,246
橋口 菊 10
橋田邦彦 236,238
橋本伝左衛門 216
橋本虎之助 59,60,65
長谷川乙彦 65,73

- 海後勝雄 282
上笙一郎 399
河原春作 61,62,64,68,71,73
菊池豊三郎 238,243
木戸幸一 99,100,102,106,107,109,113,118,119,121,122,123,124,325,391
城戸幡太郎 96,275,286,290,291,302,303
木村正義 290
久保義三 452
小池喜八 59,62,66
額額弥三 250,254
香坂昌康 124,126,140,141,170,182,183,185,186,187,188,189,190,191,192,193,194,
198,202,222,224,226,237,238,241,242,244,245,247,250
児玉九十 290
小塚三郎 12
後藤文夫 95,113,135,136,140,141,182,186,187,188,190,191,193,198,223,224,226,
227,228,229,231,238,242,244,290
後藤隆之助 113,290
近衛文麿 58,95,96,98,101,102,110,113,127,199,204,215,220,221,274,297
作田莊一 181,182,183,230
佐々井信太郎 133,134,139,141,174,178,182,183,184,185,186,187,188,189,190,191,
192,193,194,195,198,222,223,227,228,235,238,241,242,247,248,249,259
佐々木尚毅 405
佐藤寛次 58,65,66,70,136,167,173,181,184,185,186,237
三辺長治 60,62,63,65,74,439
椎尾弁匡 128,216,322,324,331,333,335
篠田 弘 11
柴沼 直 196,199,202
島崎晴吉 272,273,283,288,305
下村寿一 121,125,126,136,139,141,169,176,182,183,185,186,187,188,189,190,191,
192,193,194,195,196,222,223,226,234,236,238,239,240,246,248,249,252,253,254,
291
下村 宏 96,128,130,140,141,238,241,290,325,337,340,341
庄司一郎 301,309,311,312,328,330,334,335,336
鈴木達治 58,64,66,67,68,69,70,71,290
鈴木徳一 290
関口八重吉 124,126,128,130,136,141,172,178,182,186,189,190,192,193,195,198,226,

主要人名・団体名索引

〔備考〕表および注に記載されているものは除外した。

- 相沢 熙 272,302
青木誠四郎 291
赤塚康雄 448,449
阿部 彰 18,38,54
阿部重孝 96,289
荒井賢太郎 113,118
荒木貞夫 204,332,333,334,335,337,340,355,356
粟屋 謙 59,66,67,68,69,70,71,74,303,439
安藤正純 54,59,64,66,69,71,98,122,125,126,129,139,141,203,230,237,238,244,258,
259
飯田晁三 290
伊沢多喜男 59,65
石黒英彦 355,356
石山脩平 298,302
伊東延吉 111,116,120,122,126,130,134,138,140,142,143,170,171,172,173,175,177,
178,180,181,183,187,188,189,190,191,193,195,201,203,216,219,220,221,222,227,
228,238,243
井上 毅 19
入沢宗寿 288
上原種美 126,137,138,141,172,173,182,184,185,186,229,259
梅根 悟 277,278,304
大内経雄 270,293,302
大蔵公望 137,170,171,184,185,259,260
大塚惟精 290,309,313
大橋基博 11
大島正徳 270,290
大山綱志 54,59,63,66,68
小川利夫 18
小倉正恒 136,141
小沢 嘉 12
小尾範治 42,44,45,270,278,302,303,304

●執筆者紹介

米田俊彦

1958年生 東京大学大学院(博)修了 教育学博士

現在 東京女子大学助教授 野間教育研究所兼任所員

著書 『近代日本中学校制度の確立』(東京大学出版会、1992)

『総力戦体制と教育』(共著、東京大学出版会、1987)

『天皇制と教育』(共著、三一書房、1991)

『近代日本における知の配分と国民統合』

(共著、第一法規、1993)

『資料 教育審議会(総説)』

(共編著、野間教育研究所、1991)

『教育審議会の研究 中等教育改革』

(野間教育研究所、1994)

野間教育研究所紀要 第39集

教育審議会の研究 青年学校改革

頒布価7,000円

1995年9月30日発行

著者 米田俊彦

発行者 梨田 慧

発行所 財団法人 野間教育研究所

東京都文京区大塚2-8-3

電話東京(03)3944-2421(代表) 〒112

製作 講談社出版サービスセンター

印刷所 アール企画印刷株式会社

頒布価 7,000円